

さいたま小川町メガソーラー  
環境影響評価準備書についての  
意見の概要と当社の見解

令和3年8月31日

小川エナジー合同会社



# 目 次

第1章	環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1-1	環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1-1-1	公告の日	1
1-1-2	公告の方法	1
1-1-3	縦覧場所	7
1-1-4	縦覧期間	7
1-1-5	インターネット利用による公表	7
1-2	準備書説明会	7
1-2-1	周知の方法	7
1-2-2	開催の状況	8
1-3	環境影響評価準備書についての意見の把握	9
1-3-1	意見書の提出期間	9
1-3-2	意見書の提出方法	9
1-3-3	意見書の提出状況	9
第2章	準備書についての意見と事業者の見解	10
2-1	準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解	10
2-1-1	準備書に対する環境の保全の見地からの住民等の意見の概要と事業者の見解	10

# 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

## 1-1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

### 1-1-1 公告の日

令和3年4月19日(月)

### 1-1-2 公告の方法

#### ①官報

官報(第472号 令和3年4月13日(火))に掲載した。

令和3年4月13日 火曜日	官報	第472号	32
<p>さいたま小川町メガソーラー事業に係る環境影響評価準備書の公告</p> <p>環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第十六条及び第十七条の規定に基づき、環境影響評価準備書(以下「準備書」という)の作成及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。</p> <p>一、事業者の氏名及び住所(法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>小川エナジー合同会社</p> <p>代表社員 株式会社サンシャインエナジー 職務執行者 加藤 隆洋</p> <p>二、対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>埼玉県大里郡寄居町赤浜二〇七八番一 名称 さいたま小川町メガソーラー事業 種類 太陽電池</p> <p>出力 交流出力三九、六〇〇キロワット 直流出力五二、四〇〇キロワット</p> <p>三、対象事業が実施されるべき区域</p> <p>埼玉県比企郡小川町木部 笠原、飯田、原川の一部</p> <p>四、関係地域の範囲</p> <p>埼玉県小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町</p> <p>五、準備書等の縦覧場所、期間及び時間</p> <p>埼玉県環境部環境政策課(埼玉県さいたま市浦和区高砂三一五―)／埼玉県東松山環境管理事務所(埼玉県東松山市六軒町五一―)／埼玉県北部環境管理事務所(埼玉県熊谷市末広三一九―)／小川町環境農林課(埼玉県比企郡小川町大字大塚五五番地)／ときがわ町建設環境課(埼玉県比企郡ときがわ町大字桃木三二―)／東秩父村建設課(埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂六三四)／寄居町生活環境エコタウン課(埼玉県大里郡寄居町大字寄居一八〇―)</p> <p>令和三年四月十九日(月)から 令和三年五月十九日(水)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く)</p> <p>開館日・開館時間については各機関までお問い合わせください。</p> <p>縦覧期間中は左記のウェブサイトに本準備書及び要約書をご覧いただけます。 <a href="http://ogawa-energy.com/">http://ogawa-energy.com/</a></p>			
<p>六、意見書の提出</p> <p>本準備書について環境の保全の見地から意見を有している場合は、左記の記載事項を記入し書面にて提出してください。</p> <p>(一) 氏名及び住所(法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(二) 意見書の提出の対象である準備書の名称</p> <p>(三) 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)</p> <p>七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項提出期限</p> <p>令和三年六月二日(水) 必着</p> <p>提出先</p> <p>郵便番号 三六九―一二二 埼玉県大里郡寄居町赤浜二〇七八番一 小川エナジー合同会社宛</p> <p>八、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所</p> <p>令和三年四月二十日(火)</p> <p>午後五時十五分から午後六時四十五分まで 午後七時から午後八時三十分まで 同日二回実施で入れ替え制となります。</p> <p>埼玉県比企郡小川町大塚五五番地 リリックおがわ会議室一・二</p> <p>令和三年四月二十四日(土)</p> <p>午前九時三十分から午前十一時まで 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川二五一五 ときがわ町活き生き活動センター 会議室二</p> <p>令和三年四月二十四日(土)</p> <p>午後二時から午後三時三十分まで 埼玉県大里郡寄居町大字寄居九四― 寄居町勤労福祉センター(よりの会館) 大会議室</p> <p>議室</p> <p>令和三年四月二十四日(土)</p> <p>午後六時から午後七時三十分まで 埼玉県秩父郡東秩父村安戸四三― 東秩父村高齢者生きがいセンター</p> <p>令和三年四月十三日</p> <p>埼玉県大里郡寄居町赤浜二〇七八番一 小川エナジー合同会社 代表社員 株式会社サンシャインエナジー 職務執行者 加藤 隆洋</p>			

#### 官報(抜粋)

#### ②自治体広報紙

埼玉県広報紙「彩の国だより」令和3年4月号6ページに掲載した。

**19 「さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書」の縦覧**

期間▶4月19日(月)~5月19日(水) 場所▶県環境政策課(県庁内)他 問合せ▶小川エナジー合同会社(☎048・577・0510)か同課(☎048・830・3041)

埼玉県広報紙「彩の国だより」令和3年4月号6ページ(抜粋:白黒表記)

### ③事業者ウェブサイト

事業者ウェブサイトに掲示した。

太陽光発電の小川エナジー合同会社

NEWS

お問い合わせ：048-577-0510 > 環境アセスメントについて

> プロジェクト

> お知らせ

> 会社概要

> お問い合わせ

TOP > NEWS > 「さいたま小川町メガソーラー 環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会について ※終了しました

NEWS

新着情報

2021.04.19

アセスメント

## 「さいたま小川町メガソーラー 環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会について

弊社では、環境影響評価法（平成9年法律81号）第14条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の10の規定に基づき作成した「さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書」を、令和3年4月16日付で経済産業大臣へ送付しました。環境影響評価準備書について、下記のとおり縦覧及び説明会を実施します。

#### 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	小川エナジー合同会社
代表者の氏名	株式会社サンシャインエナジー 職務執行者 加藤 隆洋
主たる事務所の所在地	埼玉県大里郡寄居町赤浜2078番1

#### 対象事業の名称、種類及び規模

特定対象事業の名称	さいたま小川町メガソーラー	
特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類	太陽電池	
規模	面積	約86ha
	発電	交流出力39,600kW、 直流出力52,374.5kW

#### 対象事業実施区域

埼玉県比企郡小川町木郎、笠原、坂田 及び 原川

#### 環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域

小川町、ときがわ町、栗狭父村 及び 寄居町の4町村の一部

#### 環境影響評価準備書等の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所	埼玉県環境部環境政策課 さいたま市浦和区高砂3-51-1
	埼玉県東松山環境管理事務所 東松山市六軒町5-1
	埼玉県北部環境管理事務所 熊谷市末広3-9-1
	小川町環境農林課 比企郡小川町大字穴塚55番地
	ときがわ町建設環境課 比企郡ときがわ町大字榎木32
	栗狭父村建設課 狭父郡栗狭父村大字御堂634
	寄居町生活環境エコタウン課 大里郡寄居町大字寄居1180-1
縦覧期間及び時間	埼玉県環境部環境政策課 令和3年4月19日（月）～3年5月19日（水） ※開館日、開館時間については各機関までお問い合わせください。

事業者ウェブサイト掲載ページ：その1（白黒表記）

2

## インターネットによる縦覧

環境影響評価準備書及び要約書は、弊社ウェブサイト、及び埼玉県環境部環境政策課ウェブサイト上で閲覧可能となっております。  
Windows10、Internet Explorer11及びAdobe Acrobat製品（正規品）で閲覧可能ですので、ご注意ください。

### — さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書【本編】

表紙及び目次

1. 業者の名称及び住所
2. 対象事業の目的及び内容-1  
対象事業の目的及び内容-2  
対象事業の目的及び内容-3  
対象事業の目的及び内容-4  
対象事業の目的及び内容-5
3. 対象事業実施区域及びその周辺の概況-1  
対象事業実施区域及びその周辺の概況-2  
対象事業実施区域及びその周辺の概況-3  
対象事業実施区域及びその周辺の概況-4  
対象事業実施区域及びその周辺の概況-5  
対象事業実施区域及びその周辺の概況-6  
対象事業実施区域及びその周辺の概況-7  
対象事業実施区域及びその周辺の概況-8
4. 方法書についての意見と事業者の見解
5. 方法書に対する経済産業大臣の助言
6. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法-1  
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法-2  
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法-3  
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法-4
7. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言
8. 環境影響評価の結果\_大気質  
環境影響評価の結果\_騒音  
環境影響評価の結果\_振動  
環境影響評価の結果\_低周波音  
環境影響評価の結果\_水の濁り  
環境影響評価の結果\_地下水の水位及び水質  
環境影響評価の結果\_地盤-1  
環境影響評価の結果\_地盤-2  
環境影響評価の結果\_反射光  
環境影響評価の結果\_動物-1  
環境影響評価の結果\_動物-2  
環境影響評価の結果\_植物-1  
環境影響評価の結果\_植物-2  
環境影響評価の結果\_生態系-1  
環境影響評価の結果\_生態系-2  
環境影響評価の結果\_景観-1  
環境影響評価の結果\_景観-2  
環境影響評価の結果\_景観-3  
環境影響評価の結果\_景観-4  
環境影響評価の結果\_景観-5  
環境影響評価の結果\_景観-6  
環境影響評価の結果\_景観-7  
環境影響評価の結果\_景観-8  
環境影響評価の結果\_人と自然との触れ合いの活動の場-1  
環境影響評価の結果\_人と自然との触れ合いの活動の場-2  
環境影響評価の結果\_人と自然との触れ合いの活動の場-3  
環境影響評価の結果\_人と自然との触れ合いの活動の場-4  
環境影響評価の結果\_人と自然との触れ合いの活動の場-5  
環境影響評価の結果\_人と自然との触れ合いの活動の場-6  
環境影響評価の結果\_人と自然との触れ合いの活動の場-7  
環境影響評価の結果\_人と自然との触れ合いの活動の場-8  
環境影響評価の結果\_人と自然との触れ合いの活動の場-9  
環境影響評価の結果\_廃棄物等  
環境影響評価の結果\_温室効果ガス等  
環境影響評価の結果\_（環境保全のための措置～準備書段階における専門家等の助言の内容について）
9. 委託事業者名称等

### — 資料編

- 資料編 表紙及び目次  
資料編 気象  
資料編 大気質  
資料編 水環境（地下水位）  
資料編 地盤（土地の安定性）  
資料編 動物  
資料編 植物  
資料編 生態系  
資料編 事前調査及び参考資料

事業者ウェブサイト掲載ページ：その2（白黒表記）

## — 要約書

### 表紙及び目次

1. 事業者の名称等
2. 対象事業の目的及び内容-1  
対象事業の目的及び内容-2  
対象事業の目的及び内容-3  
対象事業の目的及び内容-4  
対象事業の目的及び内容-5
3. 対象事業実施区域及びその周囲の概況-1  
対象事業実施区域及びその周囲の概況-2  
対象事業実施区域及びその周囲の概況-3  
対象事業実施区域及びその周囲の概況-4
4. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法-1  
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法-2  
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法-3  
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法-4
5. 環境影響評価の格差概要
6. 委託事業者名称等

## 環境影響評価準備書説明会について

環境影響評価準備書の説明会を以下の通り開催します。（事前申し込みは不要です。当日、会場にお越しください。）

小川町	リリックおがわ 会議室1・2 (埼玉県北企部小川町大塚55番地) 令和3年4月20日(火) 17:15~18:45 19:00~20:30 ※新型コロナウイルス感染予防のため、大変申し訳ございませんが、会場には先着50名に制限させていただきます。 多くの方にご参加いただくため、2部制にて対応いたします。
ときがわ町	ときがわ町生き生き活動センター 会議室2 (ときがわ町大字玉川2515番地) 令和3年4月24日(土) 9:30~11:00 ※新型コロナウイルス感染予防のため、大変申し訳ございませんが、会場には先着10名に制限させていただきます。 ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承ください。
東秩父村	東秩父村高齢者生きがいセンター (東秩父村安戸432-1) 令和3年4月24日(土) 18:00~19:30 ※新型コロナウイルス感染予防のため、大変申し訳ございませんが、会場には先着25名に制限させていただきます。 ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承ください。
寄居町	寄居町勤労福祉センター(よりい会館) 大会議室 (寄居町大字寄居941-1) 令和3年4月24日(土) 14:00~15:30 ※新型コロナウイルス感染予防のため、大変申し訳ございませんが、来場者多数の場合は、入場者を制限させていただく場合がございます。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承ください。

## 意見書の提出について

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、以下の受付締切までに、意見書を事業者宛に提出することができます。視覚場所に備付けの意見書用紙に記載の上(用紙を使用しない場合、住所・氏名・対象事業の名称・意見の内容及びその理由を記載)、下記のお問い合わせ先の事業者まで郵送、FAX又は電子メールにてお送りください。また、ご不明な点は事業者までお問い合わせください。

なお、意見書提出期限を令和3年6月2日(水)とお知らせしておりましたが、視覚距離に大型連休期間を含むことに配慮し、下記のとおり令和3年6月14日(月)まで延長しました。これに合わせ、弊社Webでの準備書視覚距離を同日令和3年6月14日(月)まで延長いたします。

受付締切：令和3年6月14日(月)必着

## お問合せ先

〒369-1211 埼玉県大里郡寄居町赤浜2078番1  
小川エナジー合同会社  
問い合わせ先：info@ogawa-energy.com  
FAX 048-577-0511  
(土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

[前の記事へ](#)

[次の記事へ](#)

プロジェクト お知らせ 会社概要 お問い合わせ

©ogawa-energy G.K. All Rights Reserved



④その他

- 小川町 : 直接投函による「お知らせ」配布
- ときがわ町 : 関係地域への「お知らせ」の回覧
- 東秩父村 : 関係地域への「お知らせ」の回覧及びタブレット※による掲示  
※東秩父村より、防災情報通信システムとして、各世帯に配布しているタブレット型端末
- 寄居町 : 関係地域への「お知らせ」の回覧

**回覧**

**さいたま小川町メガソーラー事業  
環境影響評価準備書の概要、縦覧及び説明会開催のお知らせ**

○はじめに

小川エナジー合同会社では、埼玉県比企郡小川町木部、笠原、飯山及び栗川地区において「さいたま小川町メガソーラー」事業を計画しています。本事業は「環境影響評価法」及び「電気事業法」にもとづく環境影響評価の対象事業となることから、同法に基づき「さいたま小川町メガソーラー 環境影響評価準備書」を作成し、令和3年4月に経済産業大臣に提出します。

この印刷物は、対象事業実施区域周辺に住所を有する皆様、動植物の皆様、事業所を有する皆様、農業等に従事する皆様、準備書の要旨、対象事業の概要、説明会の開催日時、場所等についてお知らせするものです。  
**小川エナジー合同会社より配布するものであり、小川町の事業を説明するものではありません。**

○事業者の氏名及び所在地  
 名称：小川エナジー合同会社  
 代表者：株式会社サンシャインエナジー 取締役執行 加藤 隆洋  
 所在地：埼玉県大里郡寄居町赤浜 2078 番 1

○対象事業の名称及び種類  
 名称：さいたま小川町メガソーラー  
 種類：太陽光発電施設

○対象事業が実施されるべき区域（右図）  
 対象事業実施区域：面積 約 66ha  
 図中の凡例：  
 ● 対象事業実施区域  
 ○ 関係地域（対象事業実施区域から3.0km以内の範囲）

※対象事業実施区域から3.0km以内の範囲が関係地域とされます。対象事業に關しては、小川町、秩父村、高麗町、ときがわ町に隣接する関係地域がわかります。

○関係地域の範囲  
 (対象事業実施区域から3.0kmの範囲)  
 この範囲は、国土院提供のデータ(25000E)を元にしています。

1 事業の目的

私たちの暮らし(社会)においては、欠かすことのできないエネルギーの安定供給、及び温室効果ガス排出量の削減が喫緊の課題となっています。「国土エネルギー5か年計画(希望・加速・創出)の推進」においても、太陽光など再生エネルギーの利用が旨とされており、埼玉県でのメガソーラー事業の需要は高まっています。このような背景を踏まえ、本事業は、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーとして太陽光発電を採用し、施設系・循環型社会への転換やエネルギーの安定供給への貢献を目的として、発電事業をおこなうものです。

環境影響評価準備書の概要、縦覧及び説明会開催のお知らせ（小川町）

2 準備書の説明会の場所と日時

準備書の説明会を以下のとおり開催します。事前申込は不要です。当日、直接会場にお越しください！

開催場所	開催日時
リリックホール 会議室1・2 (埼玉県比企郡小川町大塚 55 番地)	令和3年4月20日(火) 17:15~18:45 19:00~20:30

※新型コロナウイルス感染症予防のため、大人数はご遠慮しますが、会場に定員50名を制限させていただきます。多くの方に参加いただくため、2部制にて対応いたします。

【説明会会場までのご案内】  
 ●小川町駅(JR・東武東上線)  
 小川町駅から、徒歩2分  
 小川町は南北に伸びています。

3 準備書の縦覧について

準備書は縦覧期間中、以下の場所でご覧いただけます。

縦覧場所	所在地	電話番号
埼玉県環境政策課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-3041
埼玉県東松山環境管理事務所	東松山市六軒街 5-1	0493-23-4050
埼玉県北本郷環境管理事務所	熊谷市赤松 3-9-1	048-523-2800
小川町環境課	北企郡小川町大字大塚 55 番地	0493-72-1221
ときがわ建設総務課	北企郡ときがわ町大字木部 32	0493-65-1521
秩父村建設課	秩父郡秩父村大字赤浜 634	0493-82-1221
寄居町生涯学習センター	大里郡寄居町大字赤浜 1180-1	048-581-2121

※準備書の全文は、上記縦覧期間中に以下のURLにてご覧いただけます。  
<http://info.osgawa-energy.com>  
 ※また、県立図書館各館(寄居・久喜)、県政情報センター、小川町立図書館でも閲覧いただけますが、閲覧のみとなり閲覧用紙の備付けはございません。  
 開館日、閉館時間については各館ホームページでご確認ください。

4 準備書についての意見書の提出について

環境の保全の観点からご意見をもちたい方は、以下の受付締切までに、意見書を事業者に提出することができます。縦覧場所(欄外)の縦覧用紙に記入(掲載を希望しない場合、住所・氏名・対象事業の名称・意見の内容及びその理由を記載)の上、5のお問い合わせ先へ郵送、FAX 又は電子メール(ただし、添付ファイルでの提出はできません)にてお送りください。また、ご不明な点は事業書までお問い合わせください。  
 受付締切：令和3年6月2日(水) 必着

5 本事業に関するお問い合わせ先

小川エナジー合同会社  
 〒369-1221 埼玉県大里郡寄居町赤浜 2078 番 1  
 電話：048-577-0510 FAX：048-577-0511 電子メール：info@osgawa-energy.com

**回覧**

**さいたま小川町メガソーラー事業  
環境影響評価準備書の概要、縦覧及び説明会開催のお知らせ**

○はじめに

小川エナジー合同会社では、埼玉県比企郡小川町木部、笠原、飯山及び栗川地区において「さいたま小川町メガソーラー」事業を計画しています。本事業は「環境影響評価法」及び「電気事業法」にもとづく環境影響評価の対象事業となることから、同法に基づき「さいたま小川町メガソーラー 環境影響評価準備書」を作成し、令和3年4月に経済産業大臣に提出します。

この印刷物は、対象事業実施区域周辺に住所を有する皆様、動植物の皆様、事業所を有する皆様、農業等に従事する皆様、準備書の要旨、対象事業の概要、説明会の開催日時、場所等についてお知らせするものです。  
**小川エナジー合同会社より配布するものであり、ときがわ町の事業を説明するものではありません。**

○事業者の氏名及び所在地  
 名称：小川エナジー合同会社  
 代表者：株式会社サンシャインエナジー 取締役執行 加藤 隆洋  
 所在地：埼玉県大里郡寄居町赤浜 2078 番 1

○対象事業の名称及び種類  
 名称：さいたま小川町メガソーラー  
 種類：太陽光発電施設

○対象事業が実施されるべき区域（右図）  
 対象事業実施区域：面積 約 66ha  
 図中の凡例：  
 ● 対象事業実施区域  
 ○ 関係地域（対象事業実施区域から3.0km以内の範囲）

※対象事業実施区域から3.0km以内の範囲が関係地域とされます。対象事業に關しては、小川町、秩父村、高麗町、ときがわ町に隣接する関係地域がわかります。

○関係地域の範囲  
 (対象事業実施区域から3.0kmの範囲)  
 この範囲は、国土院提供のデータ(25000E)を元にしています。

1 事業の目的

私たちの暮らし(社会)においては、欠かすことのできないエネルギーの安定供給、及び温室効果ガス排出量の削減が喫緊の課題となっています。「国土エネルギー5か年計画(希望・加速・創出)の推進」においても、太陽光など再生エネルギーの利用が旨とされており、埼玉県でのメガソーラー事業の需要は高まっています。このような背景を踏まえ、本事業は、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーとして太陽光発電を採用し、施設系・循環型社会への転換やエネルギーの安定供給への貢献を目的として、発電事業をおこなうものです。

環境影響評価準備書の概要、縦覧及び説明会開催のお知らせ（ときがわ町）

2 準備書の説明会の場所と日時

準備書の説明会を以下のとおり開催します。事前申込は不要です。当日、直接会場にお越しください！

開催場所	開催日時
ときがわ町生活活動センター 会議室2 (ときがわ町大字玉川 2515 番地)	令和3年4月24日(土) 9:30~11:00

※新型コロナウイルス感染症予防のため、大人数はご遠慮しますが、会場に定員10名を制限させていただきます。多くの方に参加いただくため、1部制にて対応いたします。

【説明会会場までのご案内】  
 ●御座敷(町)  
 徒歩15分  
 イーグルバス前(東松山駅行き)ときがわ町東海本町下車 徒歩1分  
 ●東松山駅(東武東上線)  
 ときがわ町生活活動センター行き ときがわ町東海本町下車 徒歩1分  
 ●切  
 国鉄秩父線 東松山インターから20分

3 準備書の縦覧について

準備書は縦覧期間中、以下の場所でご覧いただけます。

縦覧場所	所在地	電話番号
埼玉県環境政策課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-3041
埼玉県東松山環境管理事務所	東松山市六軒街 5-1	0493-23-4050
埼玉県北本郷環境管理事務所	熊谷市赤松 3-9-1	048-523-2800
小川町環境課	北企郡小川町大字大塚 55 番地	0493-72-1221
ときがわ建設総務課	北企郡ときがわ町大字木部 32	0493-65-1521
秩父村建設課	秩父郡秩父村大字赤浜 634	0493-82-1221
寄居町生涯学習センター	大里郡寄居町大字赤浜 1180-1	048-581-2121

※準備書の全文は、上記縦覧期間中に以下のURLにてご覧いただけます。  
<http://info.osgawa-energy.com>  
 ※また、県立図書館各館(寄居・久喜)、県政情報センター、小川町立図書館でも閲覧いただけますが、閲覧のみとなり閲覧用紙の備付けはございません。  
 開館日、閉館時間については各館ホームページでご確認ください。

4 準備書についての意見書の提出について

環境の保全の観点からご意見をもちたい方は、以下の受付締切までに、意見書を事業者に提出することができます。縦覧場所(欄外)の縦覧用紙に記入(掲載を希望しない場合、住所・氏名・対象事業の名称・意見の内容及びその理由を記載)の上、5のお問い合わせ先へ郵送、FAX 又は電子メール(ただし、添付ファイルでの提出はできません)にてお送りください。また、ご不明な点は事業書までお問い合わせください。  
 受付締切：令和3年6月2日(水) 必着

5 本事業に関するお問い合わせ先

小川エナジー合同会社  
 〒369-1221 埼玉県大里郡寄居町赤浜 2078 番 1  
 電話：048-577-0510 FAX：048-577-0511 電子メール：info@osgawa-energy.com

**回 覧**

**さいたま小川町メガソーラー事業  
環境影響評価準備書の概要、縦覧及び説明会開催のお知らせ**

○はじめに  
小川エナジー合同会社では、埼玉県熊谷市小川町木部、笠原、飯山及び廣川地区において「さいたま小川町メガソーラー」事業を計画しています。本事業は「環境影響評価法」及び「電気事業法」にもとづく環境影響評価の対象事業となることから、同法に基づき「さいたま小川町メガソーラー 環境影響評価準備書」を作成し、令和3年4月に経済産業大臣に提出します。

この期間中は、対象事業実施区域周辺に住所を有する皆様、勤務する皆様、事業所を有する皆様、農業等に従事する皆様、準備書の要旨、対象事業の概要、説明会の開催日時、場所等についてお知らせするものです。  
**小川エナジー合同会社より配布するものであり、東秩父村の事業を説明するものではありません。**

○事業者の氏名及び所在地  
名 称：小川エナジー合同会社  
代表者：株式会社サンシャインエナジー  
取締役執行役員 加藤 隆洋  
所在地：埼玉県大里郡寄居町赤沢 2078 番 1

○対象事業の名称及び種類  
名 称：さいたま小川町メガソーラー  
種 類：太陽光発電施設

○対象事業が実施されるべき区域（右図）  
対象事業実施区域：面積 約 66ha  
図中の凡例：  
□ 対象事業実施区域  
○ 関係地域（関係地域は、小川町、東秩父村、寄居町、ときがわ町に隣接地域の範囲がわかります。）

※対象事業実施区域から 3.0km 以内の範囲が関係地域とされます。対象事業に際しては、小川町、東秩父村、寄居町、ときがわ町に隣接地域の範囲がわかります。

この図は、国土交通省の電子図 25000 を参照して作成したものです。

1 事業の目的  
私たちの暮らしや現代社会においては、欠かすことのできないエネルギーの安定供給、及び定額買取り費支出の低減が、重要な課題となっています。「埼玉県 5 か年計画 希望・活躍・うるおいの埼玉」においても、太陽光など再生エネルギーの利用が言及されており、埼玉県でのメガソーラー事業の需要は高まっています。このような背景を踏まえ、本事業は、環境への負荷が小さい再生可能エネルギーとして太陽光発電を採用し、低炭素・循環型社会への転換やエネルギーの安定供給への貢献を目的として、発電事業をおこなうものです。

**環境影響評価準備書の概要、縦覧及び説明会開催のお知らせ（東秩父村）**

**回 覧**

**さいたま小川町メガソーラー事業  
環境影響評価準備書の概要、縦覧及び説明会開催のお知らせ**

○はじめに  
小川エナジー合同会社では、埼玉県熊谷市小川町木部、笠原、飯山及び廣川地区において「さいたま小川町メガソーラー」事業を計画しています。本事業は「環境影響評価法」及び「電気事業法」にもとづく環境影響評価の対象事業となることから、同法に基づき「さいたま小川町メガソーラー 環境影響評価準備書」を作成し、令和3年4月に経済産業大臣に提出します。

この期間中は、対象事業実施区域周辺に住所を有する皆様、勤務する皆様、事業所を有する皆様、農業等に従事する皆様、準備書の要旨、対象事業の概要、説明会の開催日時、場所等についてお知らせするものです。  
**小川エナジー合同会社より配布するものであり、寄居町の事業を説明するものではありません。**

○事業者の氏名及び所在地  
名 称：小川エナジー合同会社  
代表者：株式会社サンシャインエナジー  
取締役執行役員 加藤 隆洋  
所在地：埼玉県大里郡寄居町赤沢 2078 番 1

○対象事業の名称及び種類  
名 称：さいたま小川町メガソーラー  
種 類：太陽光発電施設

○対象事業が実施されるべき区域（右図）  
対象事業実施区域：面積 約 66ha  
図中の凡例：  
□ 対象事業実施区域  
○ 関係地域（関係地域は、小川町、東秩父村、寄居町、ときがわ町に隣接地域の範囲がわかります。）

※対象事業実施区域から 3.0km 以内の範囲が関係地域とされます。対象事業に際しては、小川町、東秩父村、寄居町、ときがわ町に隣接地域の範囲がわかります。

この図は、国土交通省の電子図 25000 を参照して作成したものです。

1 事業の目的  
私たちの暮らしや現代社会においては、欠かすことのできないエネルギーの安定供給、及び定額買取り費支出の低減が、重要な課題となっています。「埼玉県 5 か年計画 希望・活躍・うるおいの埼玉」においても、太陽光など再生エネルギーの利用が言及されており、埼玉県でのメガソーラー事業の需要は高まっています。このような背景を踏まえ、本事業は、環境への負荷が小さい再生可能エネルギーとして太陽光発電を採用し、低炭素・循環型社会への転換やエネルギーの安定供給への貢献を目的として、発電事業をおこなうものです。

**環境影響評価準備書の概要、縦覧及び説明会開催のお知らせ（寄居町）**

2 準備書の説明会の場所と日時  
準備書の説明会を以下のとおり開催します。申込は不要です。当日、直接会場にお越しください。

開催場所	開催日時
東秩父村高齢者生きがいセンター (東秩父村安戸 432-1)	令和3年4月24日(土) 18:00~19:30 ※新型コロナウイルス感染症のため、大変申し訳ございませんが、会場には先着25名に制限させていただきます。ご来場をお待ちいたしますが、ご来場できずご了承ください。

3 準備書の縦覧について  
準備書は縦覧期間中、以下の場所でご覧いただけます。

**※縦覧期間：令和3年4月19日(月)～令和3年5月19日(水) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます**

縦覧場所	所在地	電話番号
埼玉県福祉部福祉政策課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-3041
埼玉県東松山県政管理事務所	東松山市内町 5-1	0493-23-4050
埼玉県北部環境政策課	熊谷市赤沢 3-9-1	048-523-2800
小川町福祉課	比企郡小川町大字大塚 5-5 番地	0493-72-1221
ときがわ建設課	比企郡ときがわ町大字桃木 32	0493-65-1521
東秩父村健康課	秩父郡東秩父村大字赤坂 634	0493-82-1221
寄居町生涯学習センター	大里郡寄居町大字赤坂 1180-1	048-581-2121

※準備書の全文は、上記縦覧期間中に以下のURLにてご覧いただけます。  
<http://osawa-energy.com/>  
※また、縦覧期間中（朝9:00～夕6:00）、東秩父村センター、小川町立図書館でも閲覧いただけますが、業務の妨げを防止するため閲覧はできません。  
開館日、開館時間については各機関までお問い合わせください。

4 準備書についての意見書の提出について  
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、以下の受付締切までに、意見書（事業計画）に提出することができます。縦覧場所に備付けの意見書用紙に記入（用紙を使用しない場合、住所・氏名・対象事業の名称・業種の内容及びその理由を記載）の上、5のお願い（お問い合わせの準備書まで郵送、FAX又は電子メール（ただし、添付ファイルでの提出はできません）にてお送りください。また、ご不明な点は準備書までお問い合わせください。  
受付締切：令和3年6月2日(水) 18時

5 本事業に関するお問い合わせ先  
小川エナジー合同会社  
〒389-1221 埼玉県大里郡寄居町赤沢2078番1  
電話：048-577-0510 FAX：048-577-0511 電子メール：info@osawa-energy.com

2 準備書の説明会の場所と日時  
準備書の説明会を以下のとおり開催します。申込は不要です。当日、直接会場にお越しください。

開催場所	開催日時
寄居町高齢者センター（よりよい未来）大講堂 (寄居町大字赤坂 041-1)	令和3年4月24日(土) 14:00~15:30 ※新型コロナウイルス感染症のため、大変申し訳ございませんが、会場には先着25名に制限させていただきます。ご来場をお待ちいたしますが、ご来場できずご了承ください。

【説明会会場までのご案内】  
総経路スペースが少ないため、当日は、なるべく公共交通機関でアクセスしてください。  
●物産（北：北武東上線、秩父鉄道）  
寄居駅より、徒歩4分  
●玉沢（東武東上線）  
玉沢駅より、徒歩6分

3 準備書の縦覧について  
準備書は縦覧期間中、以下の場所でご覧いただけます。

**※縦覧期間：令和3年4月19日(月)～令和3年5月19日(水) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます**

縦覧場所	所在地	電話番号
埼玉県福祉部福祉政策課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-3041
埼玉県東松山県政管理事務所	東松山市内町 5-1	0493-23-4050
埼玉県北部環境政策課	熊谷市赤沢 3-9-1	048-523-2800
小川町福祉課	比企郡小川町大字大塚 5-5 番地	0493-72-1221
ときがわ建設課	比企郡ときがわ町大字桃木 32	0493-65-1521
東秩父村健康課	秩父郡東秩父村大字赤坂 634	0493-82-1221
寄居町生涯学習センター	大里郡寄居町大字赤坂 1180-1	048-581-2121

※準備書の全文は、上記縦覧期間中に以下のURLにてご覧いただけます。  
<http://osawa-energy.com/>  
※また、縦覧期間中（朝9:00～夕6:00）、東秩父村センター、小川町立図書館でも閲覧いただけますが、業務の妨げを防止するため閲覧はできません。  
開館日、開館時間については各機関までお問い合わせください。

4 準備書についての意見書の提出について  
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、以下の受付締切までに、意見書（事業計画）に提出することができます。縦覧場所に備付けの意見書用紙に記入（用紙を使用しない場合、住所・氏名・対象事業の名称・業種の内容及びその理由を記載）の上、5のお願い（お問い合わせの準備書まで郵送、FAX又は電子メール（ただし、添付ファイルでの提出はできません）にてお送りください。また、ご不明な点は準備書までお問い合わせください。  
受付締切：令和3年6月2日(水) 18時

5 本事業に関するお問い合わせ先  
小川エナジー合同会社  
〒389-1221 埼玉県大里郡寄居町赤沢2078番1  
電話：048-577-0510 FAX：048-577-0511 電子メール：info@osawa-energy.com

### 1-1-3 縦覧場所

縦覧は、表 1 に示す自治体庁舎等の 7 箇所にて実施した。

表 1 準備書の縦覧場所

縦覧場所	所在地
埼玉県環境部環境政策課	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
埼玉県東松山環境管理事務所	埼玉県東松山市六軒町5-1
埼玉県北部環境管理事務所	埼玉県熊谷市末広3-9-1
小川町環境農林課	埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地
ときがわ町建設環境課	埼玉県比企郡ときがわ町大字桃木32
東秩父村産業建設課	埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634
寄居町生活環境エコタウン課	埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1

### 1-1-4 縦覧期間

令和 3 年 4 月 19 日（月）～令和 3 年 5 月 19 日（水）

### 1-1-5 インターネット利用による公表

当社ウェブサイトにて準備書及要約書を掲載し、公表した（「③事業者ウェブサイト」参照）。公表期間は、縦覧期間を含む令和 3 年 4 月 19 日（月）～令和 3 年 6 月 14 日（月）とし、その期間は常時アクセス可能な状態とした。

## 1-2 準備書説明会

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知させるため準備書説明会（以下、「説明会」という。）については次のとおりであった。

### 1-2-1 周知の方法

説明会の開催の公告は、下記の通り、官報及び当社ウェブサイトへの記載により行うとともに、環境に影響をおよぼす地域にお知らせ（「1-1-2 公告の方法 ④」参照）の回覧及び直接投函による配布を行い周知した。

#### ①官報

官報（第 472 号 令和 3 年 4 月 13 日(火)）に掲載した。

#### ②事業者ウェブサイト

当社ウェブサイトに掲示した。

#### ③その他

小川町 : 直接投函による「お知らせ」（「1-1-2 公告の方法 ④」参照）配布

ときがわ町 : 関係地域への「お知らせ」（「1-1-2 公告の方法 ④」参照）の回覧

東秩父村 : 関係地域への「お知らせ」（「1-1-2 公告の方法 ④」参照）の回覧及びタブレット※による掲示

※東秩父村より、防災情報通信システムとして、各世帯に配布しているタブレット型端末

寄居町 : 関係地域への「お知らせ」（「1-1-2 公告の方法 ④」参照）の回覧

## 1-2-2 開催の状況

### (1) 小川町

#### ① 開催日、時間及び場所

小川町での準備書説明会の開催日、時間及び場所は、表 2 に示したとおりである。

表 2 説明会の開催場所

開催日、時間	開催場所	所在地
令和 3 年 4 月 20 日 (火) 1 部 : 17:15~18:45 2 部 : 19:00~20:30	リリックおがわ 会議室 1・2	埼玉県比企郡小川町大塚 55 番地

#### ② 来場者数

小川町での来場者数は、1 部が 47 名、2 部が 8 名の計 55 名であった。

ただし、小川町(会場:リリックおがわ)での準備書説明会においては、直接投函によるお知らせを受け取っていないとされる来場者の会場でのご意見により、準備書の内容の説明及び質疑応答には至らなかった。

### (2) ときがわ町

#### ① 開催日、時間及び場所

ときがわ町での準備書説明会の開催日、時間及び場所は、表 3 に示したとおりである。

表 3 説明会の開催場所

開催日、時間	開催場所	所在地
令和 3 年 4 月 24 日 (土) 9:30~11:00	ときがわ町活き生き活動 センター 会議室 1	埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川 2515 番地

#### ② 来場者数

ときがわ町での来場者数は、10 名であった。

### (3) 東秩父村

#### ① 開催日、時間及び場所

東秩父村での準備書説明会の開催日、時間及び場所は、表 4 に示したとおりである。

表 4 説明会の開催場所

開催日、時間	開催場所	所在地
令和 3 年 4 月 24 日 (土) 18:00~19:30	東秩父村高齢者生きがい センター	埼玉県比企郡東秩父村安戸 432-1

#### ② 来場者数

東秩父村での来場者数は、3 名であった。

#### (4) 寄居町

##### ① 開催日、時間及び場所

寄居町での準備書説明会の開催日、時間及び場所は、表 5 に示したとおりである。

表 5 説明会の開催場所

開催日、時間	開催場所	所在地
令和 3 年 4 月 24 日 (土) 14:00～15:30	寄居町勤労福祉センター (よりの会館) 大会議室	埼玉県比企郡寄居町大字寄居 941-1

##### ② 来場者数

寄居町での来場者数は、7 名であった。

#### 1-3 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

##### 1-3-1 意見書の提出期間

意見書の提出期間は、令和 3 年 4 月 19 日 (月) から令和 3 年 6 月 14 日 (月) までとした。

ここで、意見書の提出期間は、当初は令和 3 年 6 月 2 日 (水) までとしていたが、縦覧期間に大型連休期間を含むことに配慮し、上記の日程に変更した。

##### 1-3-2 意見書の提出方法

郵送、FAX、電子メールにより意見を受け付けた。ここで、郵送の提出先として公表した郵便番号の下四桁に誤りがあったため、日本郵便株式会社に住所の記載があれば配達されることを確認した上で、該当する意見書があれば上記提出期間後も受け付けることとしたが、遅配されたものはなかった。

##### 1-3-3 意見書の提出状況

意見書の提出は、534 件 (総数 957 通※) であった。

※同じ提出者の同一の内容の意見書が、メールや郵送など複数の手段で複数回提出された場合など、重複を考慮せずにそれぞれを 1 通と数えた提出数を総数とした。

## 第2章 準備書についての意見と事業者の見解

### 2-1 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

#### 2-1-1 準備書に対する環境の保全の見地からの住民等の意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づく、環境の保全の見地から提出された意見は 534 件であった。

「環境影響評価法」第 19 条及び「電気事業法」第 46 条の 12 の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

#### 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

##### 意見書 1

意見概要	事業者見解
・調整池の現況が示されていないが、正常に機能しているか。オリフィスは正常に機能しているか。また、あと何年間正常に機能すると予測しているか。	目視により正常に機能していることを確認済みです。工事着手の時に調整池の点検をし、補修等が必要であれば対処します。 オリフィスの機能は、適切なメンテナンスを行い、事業継続期間を見据えた長期間において機能を維持させる予定です。
・調整池の持ち主は小川エナジー合同会社ですか。もし堰堤が崩壊して下流地域及び下流住民に被害が出た場合、損害賠償は小川エナジー合同会社にありますか。	土地の所有者はサンシャインエナジー合同会社で、小川エナジーの執行社員となっております。このため、損害賠償責任は小川エナジー合同会社にあります。
・調整池に盛土が流れ込む可能性は検証されているか。	盛土法面は種子吹付を行い緑化し太陽光パネルを設置するので、実際には表面流出は極めて少ないものと考えておりますが、1ha 当たり 200 m <sup>3</sup> の流出土砂を見込んでいます。
・調整池の浚渫の必要性は何で判定するか。	大雨注意報等を目安に、強い降雨が発生したと判断した場合、浚渫を行います。
・調整池の浚渫は実施できるか。すべての調整池について、具体的な浚渫方法を提示してください。	全ての調整池で、サンドポンプのホースを伸ばして浚渫し、トン袋に収納し、天日で乾燥させて場内に戻します。
・調整池堰堤から土砂が流れ出した場合を想定しているか。その場合の対処方法は。	調整池堰堤から土砂流出は起きない構造となっております。

##### 意見書 2

意見概要	事業者見解
・私は小川町の下里地区に畑を借り、中瓜地区の田んぼで稲作りをさせてもらっています。近年、イノシシが作物を食べてしまう被害があり、これ以上動物たちの生息地を狭めてしまうことは問題があると考えています。有機農業の業績によって世界から讃えられている小川町の自然を保全できる政策を打って頂くことを切にお願い申し上げます。	動物の生息環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合は約 15%まで減少します。また、残存させる箇所は農耕地や住宅地に近い場所とし、改変区域と距離をとることで、獣害の発生等に配慮した計画と致しました。なお、本事業に伴う有害獣による獣害が起きた場合には、適切な対策を検討することとし、その防止に真摯に努めてまいります。

### 意見書 3

意見概要	事業者見解
<p>・住民に事業計画が公表されていない。不信感がある。定期的に公表してもらいたい。</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p>
<p>・盛土は場内移動のみしてもらいたい。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>計画の検討においては、森林を保全するため、残置森林を規定の25%から49.7%に増やしたことで、切土等の改変部が少なくなりました。このため、必要量につき、土を搬入する計画としております。</p>
<p>・開発により貴重な動植物(サシバ・ホトケドジョウ)の絶滅が心配される。開発の中止を。</p>	<p>サシバについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じ、出来る限り営巣環境及び繁殖環境への回避・低減を図る計画としております。さらに、本種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>ホトケドジョウについては、その生息環境は改変されないことから、直接的な影響はないと予測しております。一方、生息環境の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>

### 意見書 4

意見概要	事業者見解
<p>・外部からの搬入土について、放射能測定は行いますか？ 2011 年の原発事故により、関東も放射能に汚染されました。地域によっては非常に高い汚染が見られます。持ってくる土によっては、非常に汚染が強い土が持ってくる可能性がありますし、それが大雨や洪水によって近隣に影響を与えることも考えられます。そこでお願いです。搬入される土をきちんとしかるべき機関に測定をしてもらってください。なお、1 度だけということではなく、搬入してくる場所が異なる場合は、その都度きちんと測定をして、きちんと住民に公開するようお願い申し上げます。また、会社独自の基準値の設定してください。重ねて、こちらについても原則公開して広く住民に知らされるように周知努力をよろしく願います。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。ご指摘のような、地域の方々のご心配の声ありがとうございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。調査結果は、法令に従い、環境影響評価手続きの一環として公表します。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速や</p>

意見概要	事業者見解
	かに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。

### 意見書 5

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>山登り(ハイキング)が好きで小川、秩父方面に行き、素晴らしい自然豊かな場所が近くに住んでいる一人とし、何らかの形で失うことに残念でなりません。豊かな自然こそ人間にとって生きていくことの大事さを感じます。又これから(孫、子供)残していくことの大切さを感じます。</li> </ul>	<p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜うよう努めてまいりたいと存じます。</p>

### 意見書 6

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>植物の移植について根の形状によってできるものと出来ないものがある。夏場は特に暑さによって弱るのでむずかしいと思われる。サシバ、ミゾゴイなどの野鳥は保護しなければ絶滅する。同じ埼玉県内でもサギ類がかなり減ってきている。オオバン、タゲリなども20年程前と比べて減少している。ぜひこの小川町を自然豊かで美しい町のままをお願いします。(北本市在住の者より)</li> </ul>	<p>植物の移植については、対象種又はその近縁種の生態を把握するとともに、その移植事例を参考として適切な実施時期や手法を十分に検討してまいります。また、移植後は事後調査を実施し、その効果を検証してまいります。</p> <p>サシバについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じ、出来る限り営巣環境及び繁殖環境への回避・低減を図る計画としております。さらに、本種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜うよう努めてまいりたいと存じます。</p>

### 意見書 7

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>プリムローズのゴルフ場にも自然破壊を心配したが今回のメガソーラーは公害(光害)そのもの。官ノ倉山を愛し13年間休まず(1回も)登れたのも自然そのままがあったからです。大規模な光害を伴うメガソーラーが来ると県外からの登山客も来なくなり観光面で大きなマイナス。小川町の小京都と言われることもなくなる。絶対に建設すべきでない。</li> </ul> <p>自然破壊を伴わない太陽光発電には反対しない。樹木をなぎ倒し、何の土砂かわからないものを埋め立ててつくられるものはいずれ土砂が流れ出し災害が起きて鳥類・動物の生き場を失う。雨の日も風の日も13年間毎日登り愛した山を失うのはくやしい。町県国の損失になるようなことをしてほしくない。心より撤回を求める。山を愛する全国のハイカーのためにも。</p>	<p>官ノ倉登山道(「官ノ倉山ハイキングコース」及び「官ノ倉ハイキングコース」の一部)は、道路用地の一部と重なる可能性があります。対象事業実施区域の境界に、コースを遮るようなフェンス等の設置は避け、自由に通行できるように致します。また、工事時には警備員を配置し、通行の安全も確保する等、ハイキングコースの現状の機能を維持するよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜うよう努めてまいりたいと存じます。</p>

意見書 8

意見概要	事業者見解
<p>・(さしば)という鳥はとても貴重な鳥です。私は環境をこわす今回のやり方は絶対反対です。1本の木が育つまでには何年もかかるのです。私の孫は東京から小川に越してきた時に空気をビニールにつめて東京に売りに行くというくらい空気がおいしかったのです。地域環境を守るのは自治体です。将来の子どもたちのために木は絶対に切らないことが基本です。一人一人の力で頑張って環境を守り、業者の方に小川町の環境をこわすことをやめてください。嵐山の山が崩れました。見てください。とても大変な状況です。ハイキングコースは小川町以外からもたくさんの方がみえています。工事は中止してください。</p>	<p>サシバについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じ、出来る限り営巣環境及び繁殖環境への回避・低減を図る計画としております。さらに、本種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>土砂災害については、2019年の台風被害により崩壊した斜面についての測量、調査を実施しました。その結果、以前進められていた開発着手後、事業半ばで放置されており、排水施設などにより雨水が適切に処理されていないことが、大きな原因であると推定されました。この結果に基づき、造成の工法や雨水の排水計画の検討を行いました。</p> <p>また、盛土部分の安定計算を行い、通常時・地震とも、許容安全率に適合することを確認しております。その際、太陽光パネルの荷重を考慮した計算も行い、こちらについても許容安全率に適合することを確認しました。事業者として、施設の安全性は、周辺にお住いの方にご安心いただくための最重要課題と考え、対策を実施しております。また、事業を継続できなくなることも避けなくてはならないことから、設計については十分な安全性を確保いたします。</p> <p>ハイキングコースについて、官ノ倉登山道(「官ノ倉山ハイキングコース」及び「官ノ倉ハイキングコース」の一部)は、道路用地の一部と重なる可能性があります。対象事業実施区域の境界に、コースを遮るようなフェンス等の設置は避け、自由に通行できるように致します。また、工事時には警備員を配置し、通行の安全も確保する等、ハイキングコースの現状の機能を維持するよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜るよう努めてまいりたいと存じます。</p>

意見書 9

意見概要	事業者見解
<p>・私は小川町に家を持って30年程になります。四季折々の山々の美しさを目の当たりにするにつけ、この地に住んで本当に良かったと思っていますが最近山々がはがされ太陽光発電のパネルがビシーと並んでいる風景が多く見られるようになりました。自然エネルギーといいながら大切な自然を破壊してまでもパネルを並べていくのが納得できません。自然は壊されたら元に戻せません。大切な自然を壊さないで下さい。</p>	<p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜るよう努めてまいりたいと存じます。</p>

意見書 10

意見概要	事業者見解
<p>・豊かな自然を今のままで残す方向でお願いします。</p>	<p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け</p>

意見概要	事業者見解
	止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜るよう努めてまいりたいと存じます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害の危険も心配されるので絶対に中止してほしい。住民の反対を押してまでこのまま続行するのは言語道断だと思います。</li> </ul>	<p>2019年の台風被害により崩壊した斜面についての測量、調査を実施しました。その結果、以前進められていた開発着手後、事業半ばで放置されており、排水施設などにより雨水が適切に処理されていなかったことが、大きな原因であると推定されました。この結果に基づき、造成の工法や雨水の排水計画の検討を行いました。また、盛土部分の安定計算を行い、通常時・地震とも、許容安全率に適合することを確認しております。その際、太陽光パネルの荷重を考慮した計算も行い、こちらについても許容安全率に適合することを確認しました。</p>

### 意見書 11

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>官ノ倉山はハイキングの本にもものっているようにハイキングに来る人は沢山います。自然破壊する埋め立て、ソーラパネルは良くありません。小川町を壊さないで下さい。</li> </ul>	<p>官ノ倉登山道（「官ノ倉山ハイキングコース」及び「官ノ倉ハイキングコース」の一部分）は、道路用地の一部と重なる可能性があります。対象事業実施区域の境界に、コースを遮るようなフェンス等の設置は避け、自由に通行できるように致します。また、工事時には警備員を配置し、通行の安全も確保する等、ハイキングコースの現状の機能を維持するよう努めてまいります。</p>

### 意見書 12

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>小川は環境面で貴重な動物が多く存在している。自然環境を守るための公約を示して下さい。</li> </ul>	<p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境影響評価書において環境保全措置など環境に対する十分な配慮を明記し、事業実施時に実施することをお示ししております。これらの環境保全措置を確実に実施することで、ご理解を賜るよう努めてまいりたいと存じます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂投入した場合地域の環境にどう対応するのか具体的に説明して下さい。</li> </ul>	<p>地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、計画地に受け入れる土の量を極力低減させることに努めたほか、土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。</p> <p>さらに、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めます。</p>

## 意見書 13

意見概要	事業者見解
<p>・計画では災害時の事についてはほとんど触れていません。きちんと崩壊しないようにするからというのですが、実際今までの小さなメガソーラーでも小川町内において崩壊事故が複数箇所起こっています。これだけの大きな工事、しかも他所にはない急傾場所(30度傾斜)などがいくつもありしかもそういうところにもものすごい量の盛土を入れることになっています。事業者の考えがわかりません。具体的に説明して下さい。</p>	<p>2019年の台風被害により崩壊した斜面についての測量、調査を実施しました。その結果、以前進められていた開発着手後、事業半ばで放置されており、排水施設などにより雨水が適切に処理されていなかったことが、大きな原因であると推定されました。この結果に基づき、造成の工法や雨水の排水計画の検討を行いました。</p> <p>また、盛土部分の安定計算を行い、通常時・地震とも、許容安全率に適合することを確認しております。その際、太陽光パネルの荷重を考慮した計算も行い、こちらについても許容安全率に適合することを確認しました。</p> <p>事業者として、施設の安全性は、周辺にお住いの方にご安心いただくための最重要課題と考え、対策を実施しております。また、事業を継続できなくなること避けなくてはならないことから、設計については十分な安全性を確保いたします。</p>

## 意見書 14

意見概要	事業者見解
<p>・ソーラーパネル設置を理由とする残土の搬入は、事業地内及び搬入路周辺環境を著しく害する。残土を搬入せず事業地内での切土・盛土による整地を行いソーラーパネルを設置することが、環境に与える影響を最小限に抑えることができます。残土搬入による利益の確保が目的としか考えられません。</p> <p>理由</p> <p>そもそも、最初の住民説明会では、残土の搬入のみでソーラー発電は計画がないとの説明があった。その当時も地元住民は残土の搬入を反対しました。</p> <p>ソーラー発電の完成までを誰が保証してくれますか。</p> <p>説明会ごとに会社名が変更になっていますが、代表者は同一人物です。</p> <p>残土搬入をし、利益を確保したら会社の倒産、解散では善良な近隣住民はただ困ることになります。</p> <p>埼玉県がソーラー発電の完成まで指導・保証して戴けますか。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>計画の検討においては、森林を保全するため、残置森林を規定の25%から49.7%に増やしたことで、切土等の改変部が少なくなりました。このため、必要量につき、土を搬入する計画としております。</p>
<p>・町道 4386 号線を残土等の資材搬入路として使用すべきではない。</p> <p>理由</p> <p>町道 4386 号線は、車道幅員 6m、両側側溝の道路で舗装構成は、下層路盤工 20cm、上層路盤工 20cm、基層工 5cm、表層工 5cm (未施工) の大型車輛の進入は概ね想定していない隅切りも無い、非常に脆弱な町道です。</p> <p>720,000<sup>m</sup>3 もの大量の残土を 3 年間で搬入するには、一日当たり 300 台以上の大型車輛が往復することになる。</p> <p>道路法、道路構造令、舗装設計施工指針に基づいて道路環境を整備すべきである。</p> <p>現状では、舗装が壊れるのは目に見えており、舗装の破壊は表面でなく路床から破壊されるので、補修期間も長期となり、伴う交通止めも長期となることから、当該町道しか出入りできない老人介護施設「さくらぎ苑」</p>	<p>渋滞や交通の支障を避けることを目的の一つとして造成計画の見直しを行い、盛土量・切土量のバランスをとる計画に変更した結果、工事関係車両は、建設工事時において、往復で 314 台/日 (大型車 244 台/日、小型車 70 台/日) と、ご指摘の大型車両 600 台/日以上 (往復交通量) と比べ大きく低減させました。</p> <p>資材運搬等の車両の走行の際は、道路構造令など法令を遵守することは当然のこと、規制速度を守り徐行を徹底いたします。</p>

意見概要	事業者見解
<p>への影響は簡単に想像ができる悲惨な状況となります。</p> <p>町道は、町民・地域住民の貴重な財産です。一企業の利益のために、基準に基づかない不当な利用によって、町民の財産が破壊されることは、当然に許すことはできません。</p> <p>地区内の工事だけでなく、地区外の進入路は特に住民の安全に配慮した生活環境、道路環境としなければならない事項です。</p> <p>災害等における応急的な使用や一時的な短期間における止むを得ない使用以外で、法を無視し行政が町道の使用を許可した場合、それに起因する事故等の責任は行政側にあることを行政側職員はしっかりと自覚すべきである。</p>	
<p>・残土等の資材搬入路は、高圧鉄塔工事の仮設道路を利用すべきと考えますがお答え願います。</p> <p>理由</p> <p>上記したように、町道 4386 号線を残土等の資材搬入路として約 3 年間もの長きにわたる使用には、法的にも無理がある。</p> <p>発電した電気を送電するために、新設鉄塔 2 基を設ける計画がある。</p> <p>新設する高圧鉄塔の工事には、仮設道路を設けなくては鉄塔の設置工事ができません。</p> <p>鉄塔の工事のためには、大型車輛が必要で、仮設道路は大型車輛の進入を考慮して施行されます。仮設道路を残土等の資材搬入路として併用することによって、住民の生活環境及び道路環境を守ることができます。</p> <p>720,000m<sup>3</sup>もの残土を受け入れることによる利益は、十数億円が見込まれるものと考えます。</p> <p>事業者は、仮設道路を残土の進入路として、住民の生活環境、道路環境を守るとは至極当然のことです。</p>	<p>資材運搬等の車両の発生する期間と、関連設備の工事期間は、その時期・期間なども異なるため仮設道路による資材運搬等は計画しておりませんが、ご意見を参考にしつつ、環境への影響を回避・低減するための環境保全措置を確実に実施し、十分な対応を行ってまいります。</p>
<p>・環境影響評価準備書説明会があったが、説明会開催の通知や連絡は一切なく開催された。また、意見書の書式があるが、提出先の郵便番号に誤りがあり、意図的に誤配や遅配を図り意見書の数を減らすことを狙ったのではないですか。お答えください。</p> <p>理由</p> <p>説明会の間際になり口づてに開催を知った状態です。</p> <p>主催者は、説明会の場において関係する地区には、通知を各戸に配布したとの説明があったが、関係する飯田区の人達にも確認したが誰も知らないとのこと。事実、私の家にも一切ありません。</p> <p>このように関係住民を無視した説明会の開催実績のみで押し通す事業者への不信感は増すばかりです。</p> <p>また、事業者より配られた意見書の提出先郵便番号に誤りがあり、意見書の提出期限までには届かないように計ったのですか。一連の手続きには計画性が感じられます。</p> <p>以上のことから手続き上の不備があり、本事業に対する手続きを最初からやり直すか事業を断念してはいかがですか。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>事業者としましては、例えば、新型コロナウイルス感染拡大予防のための会場の入場制限などにも対応するため、小川町での説明会は 2 部制にし、より多くの方のご来場に向けて準備をさせていただきました。</p> <p>意見書の様式の郵便番号につきましては、下四桁の数字に落丁があり大変申し訳ございませんでした。ご指摘をいただき、事業者 Web サイトでお知らせしたほか、郵便局に、郵便番号の記載に誤りがございましたも、その他の記載内容に不備がなく、受取人の居住を確認できれば郵便物を配達する旨確認</p>

意見概要	事業者見解
	<p>した後、念のため受付期間につきましても令和3年6月14日まで延長いたしました。なお、ご提出いただいた意見書につきましては全て受領しております。</p>

意見書 15

意見概要	事業者見解
<p>・第2章-1 対象事業の目的及び内容について            確かにCO2排出削減は喫緊の課題となっておりますが、事業対象となっている場所は山林であり、広大な既存の森林があります。ご承知のように森林はCO2を吸収する天然の装置であります。            太陽光発電は、地球環境に掛かる負荷を減らしてエネルギーを作り出してくれるのですが、設置する場所により、CO2を削減する機能を元から備えている森林を広範囲に伐採し発電施設を造ることは、本末転倒になるのではないのでしょうか？</p>	<p>本事業では、変更区域を50.3%、非変更区域を49.7%とする計画とし、変更区域を最小限に抑えることで既存の森林を残していきます。            更に、対象事業実施区域の変更区域（面積433,700m<sup>2</sup>）のうち、約87%を占めるソーラーパネル用地（面積379,100m<sup>2</sup>）については、舗装等は行わず、植生の回復を促す計画とすることや、太陽光発電を長期的に運用することで、低炭素・循環型社会へ向けてCO2削減に努めていけると考えております。</p>
<p>・第2章-3 主な工事の方法及び規模について            近年多発している超大型台風による想定外の大雨や洪水等の災害が起こる可能性は、これから先十分に考えられますが、太陽光パネル設置のための用地を確保するため山地を切り崩し、盛土・切土という造成工事を行うことにより、上記のような大雨による洪水や土砂災害が起こりやすくなるのではないのでしょうか？</p>	<p>残置森林を法令で定められている数字(25%)の約倍の49.7%としています。盛土については円弧すべり法を用いて埼玉県や経産省の専門家の指導を受けています。切土については勾配を30度以下とし、小段幅も広くして4mとしています。</p>
<p>・(7) 工事中の排水に関する事項について            2) 調整池からの排水は排水路を経由し、3つの普通河川に流入後一級河川の兜川に合流するとありますが、想定外の大雨により普通河川で溢水した場合、一級河川兜川に流れ込む前に氾濫が起こる可能性があるのではないのでしょうか？もし被害が発生した場合、事業者側は責任を負うのでしょうか？</p>	<p>調整池の水の出口には、オリフィスという小さい孔をあけております。この孔から流出する流量は下流河川の現況断面に対応しています。</p>
<p>・2-5-0 (3) 太陽光パネルの設置計画について            設置されるパネルは風速40m/秒までの風に耐える強度を備えているとありますが、パネルは全て同じ場所に一塊になって置かれるわけではなく、広い面積にわたり設置されるわけで、設置される箇所の地形によっては40m/秒以上の風が発生することがあるのではないのでしょうか？また、大雨により地盤が緩くなり、それにより設置したパネルの基礎部分に問題が発生した場合に、風速40m/秒以下の風でもパネルが倒れたり飛ばされたりする危険があるのではないのでしょうか？</p>	<p>パネルはJIS規格で設計されております。パネルの架台は杭基礎で支持されており安全な構造となっております。</p>
<p>・2-2-4 (5) 工事用車両について            一日あたり最大で157台(片道)とありますが、幹線道路である国道254号は常時通行量が多い道路であります。また、工事は原則として月～土曜日の午前8時～午後7時までと、長時間にわたります。工事車両走行により通行量が大幅に増大し、交通渋滞が発生すると想定されますが(観光シーズンは秩父方面へ向かう車も増える)、どのような対策をとるのでしょうか？</p>	<p>国道254号線の交通量調査結果では、7時～19時で5,176台の一般車両の走行が確認されました。            渋滞や交通の支障を避けることを目的の一つとして造成計画の見直しを行い、盛土量・切土量のバランスをとる計画に変更した結果、工事関係車両は、建設工事時において、往復で314台/日(大型車244台/日、小型車70台/日)に低減しました。工事関係車両の割合は、国道254号の4.5%と現状を大きく変えるものではありません。加えて搬出入の車両を分散させることで、渋滞を生じさせる可能性は低いものと考えております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>・ 2-5 (6) 緑化計画について</p> <p>* 造成の際に区域内の表土をはぎ取り、それを事業計画地内にまき在来種による緑化を進めるとあるが、主な工事の方法及び手法のなかで「伐採した樹木、根についてはチップ化し事業計画地内に散布すること」については、生木の成分(ヤニ等)が発生するためその周辺の草木の生育を阻害することがあるようです。(自然再生地でそういう事例があります)チップを利用することは防草効果を期待するもので、緑地の再生に用いることには合わないと思います。</p> <p>* 在来種の種や根の混ざった表土をまいて、在来植物の再生・回復に努めるとあるが、表土移植による自然再生を行うことに携わった経験から言うと、大きく伐り開き環境が変わった土地には外来植物が入り込みやすく、短期間で席卷していくものが多いため長い期間で外来植物の除草が必要になります。</p> <p>その作業は並大抵のことではありません。表土をまいて木を植えたら、それで終わりという単純なことではないのです。</p> <p>* 緑化後の草刈り等の維持管理は、遠隔操作による草刈り機により効率的に行う計画であるとありますが、外来種と在来種の混在する場所の除草は、機械だけに頼らず人間の目で確認しながら行うことが必要であります。</p> <p>自然を再生、回復させるためには定期的な管理が必要になりますが、「絵に描いた餅」にならないように、そういう保全管理も視野に入れて計画しているのでしょうか?</p> <p>* 懸念されることは地形を大きく変える造成工事により、近年多発している異常気象が引き起こす大雨による災害が誘発され、事業計画が終了するまでの間に想定しているような自然再生が不可能になるのではないかと、いうことです。</p> <p>・ 第3章-3-1「自然的状況」の項目で調査の結果を見て、事業計画地には多種多様な動植物が生息していることに、里山が生物多様性に富んでいるという事を再認識させられました。</p>	<p>チップの散布については、「長野県林業総合センター研究報告第21号(2006)」によると「造林地でチップの植生抑制効果は10cm厚では1年で無散布と同程度の植被率となり、抑制効果が無くなった」と報告されており、この事例等を踏まえて、緑化計画と整合性のある散布方法を検討してまいります。</p> <p>外来植物については、現況の対象事業実施区域内にセイタカアワダチソウ等の外来植物が生育していることから、これらを全て在来植物に置き換えることは難しいと考えておりますが、事業前に確認されていない特定外来植物の生育が確認された等の場合は、ご意見を踏まえて機械のみに頼らない除草を行う等、適切な対応を検討してまいります。</p> <p>土砂災害については、2019年の台風被害により崩壊した斜面についての測量、調査を実施しました。その結果、以前進められていた開発着手後、事業半ばで放置されており、排水施設などにより雨水が適切に処理されていなかったことが、大きな原因であると推定されました。この結果に基づき、造成の工法や雨水の排水計画の検討を行いました。</p> <p>また、盛土部分の安定計算を行い、通常時・地震とも、許容安全率に適合することを確認しております。その際、太陽光パネルの荷重を考慮した計算も行い、こちらについても許容安全率に適合することを確認しました。事業者として、施設の安全性は、周辺にお住いの方にご安心いただくための最重要課題と考え、対策を実施しております。また、事業を継続できなくなることも避けなくてはならないことから、設計については十分な安全性を確保いたします。</p> <p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜うよう努めてまいります。</p>
<p>・ 第5章5-2の調査、予測及び評価の結果の概要</p> <p>* 5-2 調査、予測及び評価の結果の概要(動物)のなかで、特に両生類についてですが「本種の成体は移動能力があまり高くないことから、一部の個体が逃避できない可能性があるが、対象区域外及び変更区域外に本種の生息環境が広く存在する」のでその影響は軽微であると考えられ、「非変更区域への立ち入りを制限し・・・」</p> <p>以上のことから本種の生息環境への影響は小さいと予測するとありますが、対象区域外に生息環境があるから対象区域内の成体が消滅してもやむを得ないとする見解についてですが、対象区域外の環境はこのまま保全される保証もなく、事業区域外の成体であっても様々な開発計画のために近い将来消滅する恐れがあり、生息数が近年劇的に減少している状況であることから以下のことが考えられます。</p> <p>* ご承知のこととは思いますが、両生類に限らずその他の鳥や哺乳類、植物についても、何世代にもわたり長い間に構築されていった環境は、対象区域外の種と交雑することにより健全な多様性を保ってきたもので、造成工事により対象区域内の種が失われることになると、他の対象区域外の群との交雑が限定されることになり種の孤</p>	<p>本事業においては、対象事業実施区域のうち、変更区域以外の範囲の変更は行いません。また、環境影響評価は本事業に係る開発行為における影響について予測したものであり、他の開発事業による影響は想定しておりません。以上のことから、変更区域以外の範囲について両生類をはじめとする動物・植物の生息・生育環境は保全されると予測しております。また、生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち変更面積の割合は約15%まで減少し、繁殖に参加する個体もその割合に応じて残されるものと予測しております。</p> <p>有害獣に対しては、上記の環境保全措置を講じること、また、残存させる箇所は農耕地や住宅地に近い場所とし、変更区域と距離をとることで、獣害の発生等に配慮した計画と致しました。なお、本事業に伴う有害獣による獣害が起きた場合には、適切な対策を検討することとし、その防止に真摯に努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>立を招き、同じ遺伝子での生殖から様々な問題が発生し、生態系のバランスが失われる懸念があります。</p> <p>* 太陽光パネル設置のため里山が切り開かれて、イノシシ、サル等の生息地が奪われたためにそれらの野生動物が住宅地に侵入し、畑の作物を荒らしたりする被害が出ていると聞かすが、そういうことも想定しているのですか？</p>	
<p>・ 第5章5－1 環境保全のための措置の基本的な考え方について</p> <p>太陽光発電により、低炭素・循環型社会へ転換の貢献を目指してとあるが、先に述べたようにCO2を吸収する森林は初めから低炭素である環境を備えています。</p> <p>循環型社会への転換ということにおいては、今回の対象地となる様々な動植物の生息する里山はたくさんの新鮮な酸素を提供し、数多くの自然の恵みをもたらしてくれます。今回の事業計画では生物の多様性に富んだ森林を伐採し、終了後には96000枚以上のパネルが廃棄されることとなります。その太陽光パネルは、現在の技術では生分解されるものではないため産業廃棄物となります。</p> <p>脱炭素社会を目指すための太陽光パネルによる発電は、設置する場所により生態系を壊す恐れがあり、脱炭素・循環型社会を作ることと逆行することを十分に認識する必要があると思います。</p> <p>以上の事に対して事業者の見解を伺いたく、質問及び意見を述べさせていただきました。</p> <p>ご回答をよろしく願います。</p>	<p>本事業では、変更区域を50.3%、非変更区域を49.7%とする計画とし、変更区域を最小限に抑えることで既存の森林を残していきます。</p> <p>更に、対象事業実施区域の変更区域（面積433,700m<sup>2</sup>）のうち、約87%を占めるソーラーパネル用地（面積379,100m<sup>2</sup>）については、舗装等は行わず、植生の回復を促す計画とすることや、太陽光発電を長期的に運用することで、低炭素・循環型社会へ向けてCO<sub>2</sub>削減に努めていけると考えております。</p>

## 意見書 16

意見概要	事業者見解
<p>・ この度の埼玉県小川町におけるメガソーラーの建設計画に関わる環境評価準備書に対する意見を、改めて述べさせていただきます。</p> <p>私こと、今も県内の川越市に在住しておりますが、比企郡小川町およびその周辺地域につきましても、山々が連なる豊かな森林生態系が残され、また優れた自然環境に囲まれながら、和紙を始めとする伝統工芸等を護りつつ、人々が豊かな文化とともに生活を送られている様子について、長い間、親しみと大いなる敬愛を感じてまいりました。</p> <p>一方で、私こと、(公財)日本鳥類保護連盟や(NPO)野生動物救護獣医師協会、あるいは国会議員で組織されている鳥類保護議員懇話会の事務局など、これまで、25年以上に渡り自然保護活動や野生生物の救護活動、あるいは生態系や生物多様性の保全政策等に携わってまいりましたが、今回の小川町メガソーラー計画予定地におきましても、準備書にも既に記載されております通り、サシバ、ハチクマ、そしてミゾゴイといった地元のみならず日本国内でも貴重な野生鳥類の繁殖が確認されており、それらの保全は急務であると考えます。サシバ、ハチクマ、ミゾゴイはそれぞれ、国内の環境省によるレッドリストでは、順に絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧、絶滅危惧Ⅱ類、また埼玉県のレッドリストでは、絶滅危惧ⅠA類、絶滅危惧ⅠB類、絶滅危惧ⅠB類、に指定されており、いずれも将来の絶滅が心配される希少</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとして、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち変更面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜うよう努めてまいりたいと存じます。</p>

意見概要	事業者見解
<p>種となっています。同時に、繁殖地となっている小川町周辺におきましては、低地から山地にかけての里地や森林生態系における頂点に位置する野鳥種として、この上なく重要な存在であると考えます。これらの種の存在、そしてそれぞれの繁殖行動が意味するのは、彼らの生存を支え、生態系の底辺を支える様々な植物群や昆虫、そして爬虫類や両生類、小型哺乳類といった動物群が、その一帯に健全な状況で生息しているということです。つまり背景となっている自然環境が、総体として大変豊かで、かつそこに生活している人々にとっても大いに好ましい状態にあるということになります。</p> <p>以上のように、国内あるいは県内においてもなかなか見ることのできない貴重な動植物を中心とする、すばらしい生態系と自然環境を保持している小川町周辺における森林伐採や既存の自然環境の大きな改編は、地元の掛け替えのない宝を、二度と再び取り戻すことのできない状況に陥れると同時に、地元に住むすべての方々の将来の生活をも脅かす結果を招きかねません。従いまして、この度のメガソーラーの設置計画は極力、白紙に戻すべきと考えます。</p> <p>私は以前、あるシンクタンクにおいて、エネルギー政策に関わる研究員をしていたこともあるので、太陽光発電そのものに反対する気持ちはありません。</p> <p>しかしながら、太陽光パネルの設置のために森林伐採や、用地の大々的な改編を伴う自然破壊を進めてしまえば、本末転倒、何のための自然エネルギーの推進なのか、全く意味がなくなってしまいます。むしろ害悪としか言いようがありません。これからの太陽光パネルの設置は、既存の人工物等を中心に、極力、自然破壊を伴わないような条件のもとに推進されるべきと考えます。よって、どうしても必要ならば、そうした条件に合うような別の候補地を改めて一から検討し直すことを求めたいと思います。</p> <p>少し大げさな言い方かもしれませんが、世界中において文明が減っていた様子を省みますと、人類がたびたび自然破壊を決行してしまうと、ほとんどの場合、そこにあった豊かな自然環境は、二度と元にはもどらないことが多いようです。</p> <p>地元の人々にも、後悔の念や嫌悪感を決して抱かせることのないよう、今後起きるであろう環境への膨大な悪影響を想起しつつ、速やかに今回のメガソーラー計画を見直されることを強く望みます。</p>	

意見書 17

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイキングコース内の道路を分断する工事はしないでほしい。他の方法を考えて下さい。</li> </ul>	<p>地域の方々の自然とのふれあいの場に対する影響を、回避・低減するため、現状のハイキングコースは極力残すこととし、改変するコースについても現状の機能を維持するよう整備いたし、対象事業区域内を通るハイキングコースは、自由に通行できるようにし、看板の設置や、工事時の警備員の配置などによる安全対策を図るなど、利用者への影響を低減する環境保全措置を講じていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地造成計画(切土・盛土)について。外部よりの撤入土量の多さ、なぜ多量の撤入土を使用することで利益が得</li> </ul>	<p>土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>られているからなのか？</p>	<p>す。 お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p>
<p>・主要設備。広大な土地に太陽光パネル 96100 枚を設置するとの事。又、パネルの撤去、廃棄が発生する数 10 年後に確実に撤去出来る用開発を許可する課と協議し、撤去費用を預託し設置する事。なぜなら 2017 年より 2021 年まで会社名が 3 度も変わる会社が実在するでしょうか？</p>	<p>事業終了後の環境保全措置については、事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に基づき基金を設けることを事業計画に含めています。</p>

### 意見書 18

意見概要	事業者見解
<p>・我々の子供の頃にはまだまだ自然豊かで自宅の庭までホタルが飛んできていた。いつの間にか川は汚染されホタルは全く見られなくなってしまった。幸いにも飯田川、笠原川等にはホタルやドジョウ等の貴重種の生息が確認され又里山と谷津に沿った田畑が続く小川町にはサシバやミゾゴイなどの絶滅危惧種の存在も確認されている。そんな貴重な生物の生きる場所を奪ってはいけない。</p> <p>254 バイパスは緑の山並みを残す様造られているはずだ。そこに黒パネルを設置し黒パネルの続く丘にする様な悪と言える計画には断固反対である。</p> <p>私たちには美しい里山の風景を次世代に残す大きな責任がある。自然を破壊し災害を誘発する様な事業、目の利益だけを考えた事業、絶対に実行してはならない。</p>	<p>ホタル類やドジョウについては、その生息環境は改変されないことから、直接的な影響はないと予測しております。一方、生息環境の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。</p> <p>サシバやミゾゴイについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」等の環境保全措置を講じ、出来る限り営巣環境及び繁殖環境への回避・低減を図る計画としております。さらに、サシバを対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜うよう努めてまいりたいと存じます。</p>

### 意見書 19

意見概要	事業者見解
<p>・造成計画は土砂の搬入を前提にしているが他の案はどこに示されているのか？各案の比較検討は行われているように思えない。当地域は残土処分場に使われることに反対を表明してきた経緯がある。説明が不足している。</p>	<p>造成に関する計画に関しまして、当初の計画案に加え、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える計画案を検討しました。造成計画の複数案検討結果は、「第 2 章 対象事業の目的及び内容」に記載しました。</p>
<p>・事業計画の詳細を積極的に公表する必要があるはずだが、説明会の日程を住民に広く告知しないのは違法である。ポスティングしたとのことだが、チラシを見た住民が一人もいないのは不自然すぎる。改めて町内全戸に配布し、説明会をやるべきである。広く住民の声、意見を聞くためにどのような手法を考えているのか？</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4 月 13 日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父</p>

意見概要	事業者見解
	<p>村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>事業者としましては、例えば、新型コロナウイルス感染拡大予防のための会場の入場制限などにも対応するため、小川町での説明会は2部制にし、より多くの方のご来場に向けて準備をさせていただきました。</p> <p>皆様のご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
<p>・盛土に使用する土砂に放射性物質で汚染されたものが含まれていないか心配している。盛土に使用する土砂の定期的な放射能測定は住民の安心と安全に必要である。また搬入前の現段階での当該地の放射線はどのくらいなのか？当該地の放射能測定値でなければ比較のしようがない。どのような確認方法を考えているのか？</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<p>・土砂の搬入にかかわる交通量の増加が予想されるが、どのような調査をして影響を認識しているのか？調査地点が現場から離れているので正確性に欠ける。通学路にかかる心配もある。搬入の期間はどのくらいなのか？住民への情報説明がほとんどない。</p>	<p>交通量調査については、資材運搬等の車両が集結し影響が大きいと想定される国道254号、対象事業実施区域と国道254号を結ぶ区間の2地点の交通量調査を実施致しました。</p> <p>資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、予測・評価しました。</p> <p>また、児童の登校時間帯には警備員を配置し、安全性の確保に努めます。</p> <p>盛土等の造成工事に係る資材運搬等の車両はおよそ3年間を想定しており計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することなど、影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・環境保全と両立した形で適正に太陽光発電を導入するとあるが、現状を大幅に変更する開発は大きな自然破壊といわざるを得ない。サシバやホトケドジョウなどの貴重な生物が確認されているが、それらへの影響、保全はどうなっているのか？丁寧な調査が行われたとは思えない。地元の環境保全団体からの聞き取り調査も必要ではなくどうなっているのか？内容の報告を求める。</p>	<p>サシバについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じ、出来る限り営巣環境及び繁殖環境への回避・低減を図る計画としております。さらに、本種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>ホトケドジョウについては、その生息環境は改変されないことから、直接的な影響はないと予測しております。一方、生息環境の一部には調整池から濁</p>

意見概要	事業者見解
	<p>水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>ご指摘の知事意見に対する事業者見解は準備書の4-79(336)にお示ししており、その結果は準備書の8-5-1(1335)にお示ししております。</p>
<p>・地元ではサシバやホトケドジョウなどの貴重な生物が確認されている。この計画によって生態系への悪影響が出ることは間違いない。計画地周辺で活動する環境保全団体から情報収集を行うとあるが、具体的な団体名と聞き取り内容はどこに表示してあるのか？まだないとしたらいつどのような団体から情報収集するのか？</p>	<p>サシバについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じ、出来る限り営巣環境及び繁殖環境への回避・低減を図る計画としております。さらに、本種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>ホトケドジョウについては、その生息環境は改変されないことから、直接的な影響はないと予測しております。一方、生息環境の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>ご指摘の知事意見に対する事業者見解は準備書の4-79(336)にお示ししており、その結果は準備書の8-5-1(1335)にお示ししております。</p>
<p>・外から搬入される土砂により、外来種が混入するおそれがあるが、どのような対策をとるのか？植生が大きく変わる可能性がある。また野生動物も生息域が損なわれ行動範囲が分断されるおそれがあるが、その対策は示されているのか？</p>	<p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限ることで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>動物の行動範囲の分断については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合は約15%まで減少します。また、「工事関係車両の走行ルートは旧作業道を基本とし、樹林環境の分断をできる限り小さくする」、「車両の運行の際には、十分減速の上、道路へ進入する動物への注意喚起を徹底することにより、ロードキルを未然に防止する」、「フェンス等の設置範囲は最小限に留め、可能な限り連続した樹林を残存させる」等の環境保全措置を講じることにより、工事の実施中を含めて行動範囲の分断の影響の低減に努めてま</p>

意見概要	事業者見解
	います。なお、動物に係る環境保全措置の内容は準備書の8-1-4-259(899)にお示しております。
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業地内では斜面の崩壊が発生していてボーリング調査でも安定した地盤ではないことが明らかになっている。そのようなゆるい土地の上に新たに土を盛ればどうなるのか？土砂災害の危険が増すのではないのか？その対策と何かあった時の保証はどうなっているのか？</li> </ul>	<p>台風19号による崩壊箇所は、以前の計画でゴルフコースの造成が考えられていましたが、地下排水や表面排水設備が発見されておらず、開発における必要設備の設置が完全ではなかったものと考えております。本事業においては、排水施設を適切に設置する計画としております。</p>

## 意見書 20

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>現地は「土砂災害警戒区域、特別警戒区域」です。ここで土木工事を行うのは、土砂災害リスクを高めるので計画を中止して下さい。どうしても太陽光発電をするのなら、樹木伐採のみで谷を埋めるのは止めて下さい。</li> </ul>	<p>対象事業実施区域の変更区域内には、土砂災害警戒区域は含まれておりません。（「3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」「2章 特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項」参照）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>仮にどうしても平坦地が必要なら盛土は切土のみで行い、搬入土を使う必要はないはずですが。搬入土は災害の発生リスクを高め、被害の増大に直結します。災害リスクを高めてまでも搬入土を使うのは何故ですか。残土処理が目的ならそれを正面から説明するべきではないですか。</li> </ul>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>また、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「主な環境保全措置」では「務める、徹底する、適切に処理する」とありますが、地元自治体や周辺住民が「務めていない、徹底していない、不適切」と判断した場合、工事を中止するのですか。</li> </ul>	<p>事業を実施するうえで、事業の実施に起因し、対策が講じることが必要となる事象が生じた場合、事業者として責任をもって対処します。</p>

## 意見書 21

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業内容の説明がないので内容が分からないが、山を崩し、持ち込み残土を入れるのは絶対にやめて下さい。貴重な動物、植物が絶滅してしまいます。これからの子供たちの為に自然環境を破壊しないで下さい。お願いします。</li> </ul>	<p>今までにお寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>自然環境を大切にする地域住民の方々の思いを、真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策を誠実に履行してまいります。</p>

## 意見書 22

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>ミゾゴイ及びサンバは絶滅危惧Ⅱ類、ハチクマは順絶滅</li> </ul>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとして、動物・植物の生</p>

意見概要	事業者見解
<p>危惧の種である。これらの貴重な種の繁殖地は保全すべきである。サシバについては「サシバの保護の進め方」で定められた保全措置である営巣中心域及び高利用域を外した計画をするとされているがされていない。太陽光パネル下部の草地を採食環境とする低減は誤りである。低反射型太陽光パネルだとしても広大な施設のため景観を著しく損ねることは明らかである。</p>	<p>息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。</p> <p>サシバの予測については、ご指摘の資料の他、国土交通省国土技術政策総合研究所が発行している資料を参考としており、それによれば「営巣場所周辺（巣から 200m 以内）での事業は実施しないことが望ましい。回避することが困難な場合は、繁殖期に、その周辺で工事を休止する等の配慮が必要で、非繁殖期（9月～3月）に工事をすべきである」とあります。本事業ではこれを参考として、「工事工程を調整し、猛禽類であるサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する」環境保全措置を採用することにより、事業者の実行可能な範囲で出来る限り影響を低減するよう努めてまいります。また、高利用域については、サシバにとって重要と考えられる主要な採食地は残されると予測しております。また、緑化箇所については、ご指摘のとおりサシバにとっては太陽光パネル下部の利用は少ないと考えられることから、改変区域のうち太陽光パネルを設置しない緑化箇所の利用を想定しております。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>景観につきましては、低反射型太陽光パネルの採用の他、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するなどできる限りの保全措置を講じます。</p>

### 意見書 23

意見概要	事業者見解
<p>・小川町としても自然をどれだけ大事にしなければならぬかは給合振行計画にもあるはずで、町や議会も意見は言っただけで済ませたいです。これからの小川町は町のポテンシャルの一つとして自然があるはずで、そのもつべきポテンシャルをつぶす気ですか。人口減が続く中でそれを食い止めること、小川町の人口増をはかるため移住を進めているのにこの計画が進んでしまえばその実現もできなくなるでしょう。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 24

意見概要	事業者見解
<p>・私は高校の3年間を小川町に通ってました。緑豊かな自然の中で特に春の芽吹く頃の美しさはなんともいえない景色でした。その自然豊かな小川町の里山に、まして「土砂流出危険区域」指定の場所にソーラーパネルがはりめぐらされる計画があることを聞き残念でなりません。岩盤の斜面、そこに盛土をすること。最近では異常気象で大雨が降ることが多く、土砂災害が心配です。民家も近くにあるとのこと。被害が及ぶことは容易</p>	<p>本事業におきまして、土砂災害警戒区域などに指定された区域において、改変は行いません。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い、状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認し</p>

意見概要	事業者見解
<p>に想像できます。自然を守りかつ原発に頼らない方法で自然エネルギーの方法を考えてもらいたいのでこの計画には反対です。</p>	<p>ております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 25

意見概要	事業者見解
<p>・30万立方メートルの土砂がどうい土か分析した結果を知りたい。永久に置かれる訳だからそこからの汚染が心配。継続して調査を行うのか。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、搬入土に関しては環境監視計画として、盛土を行った時期と、供用が始まった時期において調査を実施する計画としております。</p>
<p>・太陽光が出来てしまったらずっとそこにあるわけですから一企業が責任を持って何十年も管理し検査などできるのででしょうか。50年先どうなっているのか見通しを聞きたい。</p> <p>小京都といわれ緑豊かな町並み、清流の町、有機農業もさかんこの町、この自然環境を守りたいと思うのは住民みんなの願いです。</p> <p>どうか計画は中止して下さい！</p>	<p>事業者としましては、企業として継続的な事業を行うため、環境への配慮はもちろんのこと、事業採算性の検討、基金の設立など、十分な対応を行っております。長期間にわたる事業を継続してまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 26

意見概要	事業者見解
<p>・プリム跡地太陽光発電施設の建設について反対です。</p> <p>「土砂流出危険区域」指定地にもかかわらずそこに36万㎡もの土砂を盛土して建設すればいつか必ず台風などによる土砂崩れ、災害が発生します。豊かな自然をこわしてまでのメガソーラー発電所は決してエコではありません。動植物への影響も大きいです。一度こわした自然はもどせません。私の地域でも近年ソーラー発電所が多数造られています。住民とのトラブルも生じています。絶滅危惧種の動物は今のままの自然が一番、又豊かな自然は人間にとっても大切なもの。子供たちの為にも豊かな自然を残すことは大人の責任です。</p>	<p>本事業におきまして、土砂災害警戒区域などに指定された区域において、改変は行いません。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 27

意見概要	事業者見解
<p>小川町に生まれ育ち、山地水明のこの地をこよなく愛する者です。退職後、親(父・義母)の介護も終え、80才近い夫と二人、老後をこの地で過ごしたいと考えています。コロナ禍でもあり、せいぜい足腰を継続したいと毎日出来るだけ8千歩を目標にWalkingをします。小川町の空気のおいしさ、笠山をはじめ周囲の山々、里</p>	<p>本事業では、改変区域を50.3%、非改変区域を49.7%とする計画とし、改変区域を最小限に抑えることで既存の森林を残していくことで景観への影響を低減していきます。</p> <p>また、低周波音の発生源となるパワーコンディショナーや変圧器は、住居から離し低周波音の影響を</p>

意見概要	事業者見解
<p>山の緑の変化、つき川のせせらぎ、とび交う鳥たちの声。こんな自然の豊かな小川町で長生きが出来るのではないかと喜んでいきます。ところで最近では太陽光発電の設置がすすみ、近所でも緑が消え、黒いビニールに変わってしまった光景が目にとまります。深夜に聞こえる「ウー」という低周波音で熟睡できないとの声もあります。とにかく外に出て深呼吸したい。生きるために必要な空気がおいしくなくなるということは最大の失望と言えます。以下疑問点等申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プリムの跡地は深い谷で「土砂流出危険区域」指定地である。土砂災害をいかに止めるか？</li> </ul>	<p>低減していきます。</p> <p>また、本事業におきまして、土砂災害警戒区域などに指定された区域において、変更は行いません。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い、状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算もを行い、安全性を確認しております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・UCR(建設資源広域利用センター)の土で放射線量の検査なしとのこと。将来の安全確保がないこと？</li> </ul>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上流にはホタル・ホトケドジョウ等貴重種が生息。下流の水生生物・魚類への影響多大である。</li> </ul>	<p>ホタル類やホトケドジョウをはじめとした水生生物については、その生息環境は改変されないことから、直接的な影響はないと予測しております。一方、生息環境の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧種の保存。移すとか移植など出来るのか？どんな方法があるか？有機農業の里はどうか？</li> </ul>	<p>植物の移植については他の環境影響評価事例において実績のある環境保全措置です。移植の実施にあたっては、対象種又はその近縁種の生態を把握するとともに、その移植事例を参考として適切な実施時期や手法を十分に検討してまいります。また、移植後は事後調査を実施し、その効果を検証してまいります。</p> <p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜るよう努めてまいりたいと存じます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の土砂搬入。大型ダンプの往復。入り口に特養老人ホーム有り、下には民家もある。渋滞と道路の破損、埃、排気ガス、騒音・・・問題集積である。どうする？</li> </ul>	<p>資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、</p>

意見概要	事業者見解
	<p>予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・官ノ倉山、石尊山は愛好者の多い山であり、登山道にダンプの道が出来る。どうなるか？254 バイパスから緑の山並みが消え、黒いパネルの道が続くことになる。先祖や子孫に申し訳の立たないことである。何とか回避させて下さい。</p>	<p>国道 254 号線の交通量調査結果では、7 時～19 時で 5,176 台の一般車両の走行が確認されました。</p> <p>工事関係車両は、建設工事時において、往復で 314 台/日（大型車 244 台/日、小型車 70 台/日）に低減しました。工事関係車両の割合は、国道 254 号の 4.5%と現状を大きく変えるものではありません。加えて搬出入の車両を分散させることで、渋滞を生じさせる可能性は低いものと考えております。</p> <p>また、対象事業実施区域の敷地境界は残置林とすることで、景観の影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・この計画に関する住民説明会、計画の詳細の公表をして下さい。</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p>
<p>・住民の意見に配慮を願うものである。どうぞよろしく御配慮をお願い致します。</p>	<p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 28

意見概要	事業者見解
<p>自然豊かな小川町を破壊する動きがあり心配しています。私なりに問題点を申し上げ、再考をお願いします。</p> <p>・「土砂流出危険区域」指定地に盛土すれば土砂災害が起こり得ます。また、その土砂が UCR の土なら放射線汚染の恐れもあります。</p>	<p>対象事業実施区域の変更区域内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全</p>

意見概要	事業者見解
	<p>上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<p>・当地域には貴重な動植物があり、豊かな生態系を壊滅させてしまいます。</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、その他にも工事の実施中及び施設の供用時に応じた環境保全措置を講じる計画としており、環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・また工事による周辺住民への迷惑は計り知れません。以上住民の意見に十分に配慮を願います。</p>	<p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 29

意見概要	事業者見解
<p>・小川町を含む比企郡は絶滅危惧種のサシバやミゾゴイなどが生息する貴重な地域です。小川町は有機農業のさかんな地域でもありメガソーラー設置による影響は大きいと思われる。下草除去のため除草剤がまかれると雨水、地下水に影響を与えることが考えられる。排水は谷底の調整池に流すとのことだが、池は25年以上前のゴルフ場計画時にできたもので劣化しており、すぐ下には民家もある。また兜川の上流にあたる飯田川、笠原川等にはホタル、ホトケドジョウ等の貴重種が生息している。河川が汚染され水生生物、魚類への影響も大きい。県知事は「サシバたちの行動範囲外での事業を」と言っており、知事意見では「事業地周辺で活動する自然保護団体等の意見を聞くべき」とあるがどこの団体に聞いたのか明らかにしてもらいたい。自然を破壊してまでの太陽光パネル設置には反対です。</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとして、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。</p> <p>本事業においては、除草剤は使用せず、遠隔操作により作業を行う草刈機を用いる計画としております。</p> <p>ホタル類やホトケドジョウをはじめとした水生生物については、その生息環境は改変されないことから、直接的な影響はないと予測しております。一方、生息環境の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。</p> <p>ご指摘の知事意見に対する事業者見解は準備書の4-79(336)にお示ししており、その結果は準備書の8-5-1(1335)にお示ししております。</p> <p>地域の方々の上山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜るよう努めてまいりたいと存じます。</p>

### 意見書 30

意見概要	事業者見解
<p>・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている「北久保沢」「道前沢」「中ノ沢」「桜沢川」の上流の開発は中止してください。太陽光発電のパネルを設置</p>	<p>土砂災害特別警戒区域等の指定は「土砂災害防止法」に基づくものです。これは、県知事に対して住民等の生命・財産を守るため警戒避難体制を整備すべ</p>

意見概要	事業者見解
<p>するために急な山の斜面の木々の伐採をするだけで土砂災害の危険は一層増します。盛土をすればさらに危険は増します。各地で起こる大型台風による土砂災害のニュースを見聞きするたびこの地で起こるかもしれないと不安になります。開発は中止してください。</p>	<p>きことを定めたものです。</p>
<p>・桜沢川上流の盛土予定地、規模の小さな盛土予定地には、①調整池にあるような立派な堰堤がありません。小さな5段ほどのかご工法の堰堤があるだけです。この上流に計画されている盛土は、具体的にどのくらいの量なのでしょうか。果たしてこの堰堤で土砂災害は防げるのでしょうか。万が一の時責任は誰がとるのでしょうか。</p>	<p>盛土地域の雨水排水は、1号調整池まで排水施設を設けております。盛土については、それ自体で安定するように設計しております。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>
<p>・美しい山の風景を孫たちに残したいです。孫たちの記憶に残る楽しい思い出と美しい景色が、太陽光発電のパネルがあちこちに見え、はげ山になったら里帰りの孫たちは悲しく残念に思うでしょう。そして、もう帰りたくないと思うことでしょうか。また、石尊山の神様はそんな風景は見たくないときっと怒られることでしょうか。</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 31

意見概要	事業者見解
<p>・盛土の崩壊、土砂災害の発生などに対する責任について土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている飯田の「北久保沢」「道前沢」、笠原の「中ノ沢」「桜沢川」の上流の谷に盛土をする計画に対し憂慮している。盛土の方法や調整池、堰堤など専門家の方たちが計画、国の基準にのっとり計算されたものでしょう。しかしながら、昨今の台風の大型化、線状降水帯などで各地に大きな災害が発生しています。森林を切り太陽光発電パネルを張り巡らすだけでも、土砂崩れが起きるのではないかと心配しています。大規模な太陽光発電と盛土の計画中止をしていただきたいです。計画を続行し盛土、森林伐採、太陽光発電パネルを敷き詰めた後に盛土の崩壊、土砂災害などが起きた場合の責任を誰が取るのか。明確にお答えください。</p>	<p>盛土する際には法令の基準より緩やかな勾配として造成します。基準では土の安息角(約30度)に近い1:1.8という勾配とされていますが、安全を見て更に緩い1:2.0とします。敷地境界にコンクリート製の調整池を設け、安全性を確保しておりますが、万が一の下流に被害が発生した場合は、民法の規定によりサンシャインエナジー合同会社と小川エナジー合同会社が責任を負います。</p>
<p>・栃本の桜沢川上流の2か所の盛土計画の小さい方の盛土計画について 小さいといっても、図面を見ると長さ100m以上、横幅約50m、深さ約20mの盛土だと推定されます。残念なことに準備書には数値が書いていないのであくまでも推定です。小さな谷に大量の残土が投入されると推定されます。その盛土計画の下流にはかご工法の小さな堰堤があるだけです。この盛土の排水は大きな谷の調整池①に流す計画とありますが、もしこの排水機能が異常気象による大雨などにより失われたとき、自然の摂理として下流に土砂が流れます。小さな堰堤だけでこの土砂が防げるのでしょうか。この堰堤に対する評価をしてください。評価が低いのであれば、計画を中止してください。</p>	<p>盛土地域の雨水排水は、1号調整池まで排水施設を設けております。盛土については、それ自体で安定するように設計しております。</p>

意見書 32

意見概要	事業者見解
<p>・盛土の崩壊、土砂災害の発生などに対する責任について 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている飯田の「北久保沢」「道前沢」、笠原の「中ノ沢」「桜沢川」の上流の谷に盛土をする計画に対し憂慮している。盛土の方法や調整池、堰堤など専門家の方たちが計画、国の基準にのっとり計算されたされたものでしょう。しかしながら、昨今の台風の大型化、線状降水帯などで各地に大きな災害が発生しています。森林を切り太陽光発電パネルを張り巡らすだけでも、土砂崩れが起きるのではないかと心配しています。大規模な太陽光発電と盛土の計画中止をしていただきたいです。計画を続行し盛土、森林伐採、太陽光発電パネルを敷き詰めた後に盛土の崩壊、土砂災害などが起きた場合の責任を誰が取るのか。明確にお答えください。</p>	<p>盛土する際には法令の基準より緩やかな勾配として造成します。基準では土の安息角(約30度)に近い1:1.8という勾配とされていますが、安全を見て更に緩い1:2.0とします。敷地境界にコンクリート製の調整池を設け、安全性を確保しておりますが、万が一下流に被害が発生した場合は、民法の規定によりサンシャインエナジー合同会社と小川エナジー合同会社が責任を負います。</p>
<p>・栃本の桜沢川上流の2か所の盛土計画の小さい方の盛土計画について 小さいといっても、図面を見ると長さ100m以上、横幅約50m、深さ約20mの盛土だと推定されます。残念なことに準備書には数値が書いていないのであくまでも推定です。小さな谷に大量の残土が投入されると推定されます。その盛土計画の下流にはかご工法の小さな堰堤があるだけです。この盛土の排水は大きな谷の調整池①に流す計画とありますが、もしこの排水機能が異常気象による大雨などにより失われたとき、自然の摂理として下流に土砂が流れます。小さな堰堤だけでこの土砂が防げるのでしょうか。この堰堤に対する評価をしてください。評価が低いのであれば、計画を中止してください。</p>	<p>盛土地域の雨水排水は、1号調整池まで排水施設を設けております。盛土については、それ自体で安定するように設計しております。</p>

意見書 33

意見概要	事業者見解
<p>・盛土の崩壊、土砂災害の発生などに対する責任について 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている飯田の「北久保沢」「道前沢」、笠原の「中ノ沢」「桜沢川」の上流の谷に盛土をする計画に対し憂慮している。盛土の方法や調整池、堰堤など専門家の方たちが計画、国の基準にのっとり計算されたされたものでしょう。しかしながら、昨今の台風の大型化、線状降水帯などで各地に大きな災害が発生しています。森林を切り太陽光発電パネルを張り巡らすだけでも、土砂崩れが起きるのではないかと心配しています。大規模な太陽光発電と盛土の計画中止をしていただきたいです。計画を続行し盛土、森林伐採、太陽光発電パネルを敷き詰めた後に盛土の崩壊、土砂災害などが起きた場合の責任を誰が取るのか。明確にお答えください。</p>	<p>盛土する際には法令の基準より緩やかな勾配として造成します。基準では土の安息角(約30度)に近い1:1.8という勾配とされていますが、安全を見て更に緩い1:2.0とします。敷地境界にコンクリート製の調整池を設け、安全性を確保しておりますが、万が一下流に被害が発生した場合は、民法の規定によりサンシャインエナジー合同会社と小川エナジー合同会社が責任を負います。</p>
<p>・栃本の桜沢川上流の2か所の盛土計画の小さい方の盛土計画について 小さいといっても、図面を見ると長さ100m以上、横幅約50m、深さ約20mの盛土だと推定されます。残念なことに準備書には数値が書いていないのであくまでも推定です。小さな谷に大量の残土が投入されると推定されます。その盛土計画の下流にはかご工法の小さな堰堤があるだけです。この盛土の排水は大きな谷の調</p>	<p>盛土地域の雨水排水は、1号調整池まで排水施設を設けております。盛土については、それ自体で安定するように設計しております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>整池①に流す計画とありますが、もしこの排水機能が異常気象による大雨などにより失われたとき、自然の摂理として下流に土砂が流れます。小さな堰堤だけでこの土砂が防げるのでしょうか。この堰堤に対する評価をしてください。評価が低いのであれば、計画を中止してください。</p>	

意見書 34

意見概要	事業者見解
<p>・盛土の崩壊、土砂災害の発生などに対する責任について 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている飯田の「北久保沢」「道前沢」、笠原の「中ノ沢」「桜沢川」の上流の谷に盛土をする計画に対し憂慮している。盛土の方法や調整池、堰堤など専門家の方たちが計画、国の基準ののっとり計算されたされたものでしょう。しかしながら、昨今の台風の大型化、線状降水帯などで各地に大きな災害が発生しています。森林を切り太陽光発電パネルを張り巡らすだけでも、土砂崩れが起きるのではないかと心配しています。大規模な太陽光発電と盛土の計画中止をしていただきたいです。計画を続行し盛土、森林伐採、太陽光発電パネルを敷き詰めた後に盛土の崩壊、土砂災害などが起きた場合の責任を誰が取るのか。明確にお答えください。</p>	<p>盛土する際には法令の基準より緩やかな勾配として造成します。基準では土の安息角(約 30 度)に近い 1:1.8 という勾配とされていますが、安全を見て更に緩い 1:2.0 とします。敷地境界にコンクリート製の調整池を設け、安全性を確保しておりますが、万が一下流に被害が発生した場合は、民法の規定によりサンシャインエナジー合同会社と小川エナジー合同会社が責任を負います。</p>
<p>・栃本の桜沢川上流の 2 か所の盛土計画の小さい方の盛土計画について 小さいといっても、図面を見ると長さ 100m 以上、横幅約 50m、深さ約 20m の盛土だと推定されます。残念なことに準備書には数値が書いていないのであくまでも推定です。小さな谷に大量の残土が投入されると推定されます。その盛土計画の下流にはかご工法の小さな堰堤があるだけです。この盛土の排水は大きな谷の調整池①に流す計画とありますが、もしこの排水機能が異常気象による大雨などにより失われたとき、自然の摂理として下流に土砂が流れます。小さな堰堤だけでこの土砂が防げるのでしょうか。この堰堤に対する評価をしてください。評価が低いのであれば、計画を中止してください。</p>	<p>盛土地域の雨水排水は、1 号調整池まで排水施設を設けております。盛土については、それ自体で安定するように設計しております。</p>

意見書 35

意見概要	事業者見解
<p>・盛土の崩壊、土砂災害の発生などに対する責任について 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている飯田の「北久保沢」「道前沢」、笠原の「中ノ沢」「桜沢川」の上流の谷に盛土をする計画に対し憂慮している。盛土の方法や調整池、堰堤など専門家の方たちが計画、国の基準ののっとり計算されたされたものでしょう。しかしながら、昨今の台風の大型化、線状降水帯などで各地に大きな災害が発生しています。森林を切り太陽光発電パネルを張り巡らすだけでも、土砂崩れが起きるのではないかと心配しています。大規模な太陽光発電と盛土の計画中止をしていただきたいです。計画を続行し盛土、森林伐採、太陽光発電パネルを敷き詰めた後に盛土の崩壊、土砂災害などが起きた場合の責任を誰が取</p>	<p>盛土する際には法令の基準より緩やかな勾配として造成します。基準では土の安息角(約 30 度)に近い 1:1.8 という勾配とされていますが、安全を見て更に緩い 1:2.0 とします。敷地境界にコンクリート製の調整池を設け、安全性を確保しておりますが、万が一下流に被害が発生した場合は、民法の規定によりサンシャインエナジー合同会社と小川エナジー合同会社が責任を負います。</p>

意見概要	事業者見解
<p>るのか。明確にお答えください。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栃本の桜沢川上流の2か所の盛土計画の小さい方の盛土計画について          小さいといっても、図面を見ると長さ100m以上、横幅約50m、深さ約20mの盛土だと推定されます。残念なことに準備書には数値が書いていないのであくまでも推定です。小さな谷に大量の残土が投入されると推定されます。その盛土計画の下流にはかご工法の小さな堰堤があるだけです。この盛土の排水は大きな谷の調整池①に流す計画とありますが、もしこの排水機能が異常気象による大雨などにより失われたとき、自然の摂理として下流に土砂が流れます。小さな堰堤だけでこの土砂が防げるのでしょうか。この堰堤に対する評価をしてください。評価が低いのであれば、計画を中止してください。</li> </ul>	<p>盛土地域の雨水排水は、1号調整池まで排水施設を設けております。盛土については、それ自体で安定するように設計しております。</p>

### 意見書 36

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている「北久保沢」「道前沢」「中ノ沢」「桜沢川」の上流の開発は中止してください。太陽光発電のパネルを設置するために急な山の斜面の木々の伐採をするだけで土砂災害の危険は一層増します。盛土をすればさらに危険は増します。各地で起こる大型台風による土砂災害のニュースを見聞きするたびこの地で起こるかもしれないと不安になります。開発は中止してください。</li> </ul>	<p>土砂災害特別警戒区域等の指定は「土砂災害防止法」に基づくものです。これは、県知事に対して住民等の生命・財産を守るため警戒避難体制を整備すべきことを定めたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 桜沢川上流の盛土予定地、規模の小さな盛土予定地には、①調整池にあるような立派な堰堤がありません。小さな5段ほどのかご工法の堰堤があるだけです。この上流に計画されている盛土は、具体的にどのくらいの量なのでしょうか。果たしてこの堰堤で土砂災害は防げるのでしょうか。万が一の時責任は誰がとるのでしょうか。</li> </ul>	<p>盛土地域の雨水排水は、1号調整池まで排水施設を設けております。盛土については、それ自体で安定するように設計しております。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美しい山の風景を孫たちに残したいです。孫たちの記憶に残る楽しい思い出と美しい景色が、太陽光発電のパネルがあちこちに見え、はげ山になったら里帰りした孫たちは悲しく残念に思うでしょう。そして、もう帰りたくないと思うことでしょう。また、石尊山の神様はそんな風景は見たくないときっと怒られることでしょう。</li> </ul>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 37

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている「北久保沢」「道前沢」「中ノ沢」「桜沢川」の上流の開発は中止してください。太陽光発電のパネルを設置するために急な山の斜面の木々の伐採をするだけで土砂災害の危険は一層増します。盛土をすればさらに危険は増します。各地で起こる大型台風による土砂災害のニュースを見聞きするたびこの地で起こるかもしれないと不安になります。開発は中止してください。</li> </ul>	<p>土砂災害特別警戒区域等の指定は「土砂災害防止法」に基づくものです。これは、県知事に対して住民等の生命・財産を守るため警戒避難体制を整備すべきことを定めたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 桜沢川上流の盛土予定地、規模の小さな盛土予定地には、①調整池にあるような立派な堰堤がありません。小</li> </ul>	<p>盛土地域の雨水排水は、1号調整池まで排水施設を設けております。盛土については、それ自体で安定</p>

意見概要	事業者見解
<p>さな5段ほどのかご工法の堰堤があるだけです。この上流に計画されている盛土は、具体的にどのくらいの量なのでしょうか。果たしてこの堰堤で土砂災害は防げるのでしょうか。万が一の時責任は誰がとるのでしょうか。</p>	<p>するように設計しております。 事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>
<p>・美しい山の風景を孫たちに残したいです。孫たちの記憶に残る楽しい思い出と美しい景色が、太陽光発電のパネルがあちこちに見え、はげ山になったら里帰りした孫たちは悲しく残念に思うでしょう。そして、もう帰りたいと思うことでしょう。また、石尊山の神様はそんな風景は見たくないときっと怒られることでしょう。</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 38

意見概要	事業者見解
<p>・盛土の崩壊、土砂災害の発生などに対する責任について 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている飯田の「北久保沢」「道前沢」、笠原の「中ノ沢」「桜沢川」の上流の谷に盛土をする計画に対し憂慮している。盛土の方法や調整池、堰堤など専門家の方たちが計画、国の基準ののっとり計算されたされたものでしょう。しかしながら、昨今の台風の大型化、線状降水帯などで各地に大きな災害が発生しています。森林を切り太陽光発電パネルを張り巡らすだけでも、土砂崩れが起きるのではないかと心配しています。大規模な太陽光発電と盛土の計画中止をしていただきたいです。計画を続行し盛土、森林伐採、太陽光発電パネルを敷き詰めた後に盛土の崩壊、土砂災害などが起きた場合の責任を誰が取るのか。明確にお答えください。</p>	<p>盛土するには法令の基準より緩やかな勾配として造成します。基準では土の安息角(約30度)に近い1:1.8という勾配とされていますが、安全を見て更に緩い1:2.0とします。敷地境界にコンクリート製の調整池を設け、安全性を確保しておりますが、万が一以下流に被害が発生した場合は、民法の規定によりサンシャインエナジー合同会社と小川エナジー合同会社が責任を負います。</p>
<p>・栃本の桜沢川上流の2か所の盛土計画の小さい方の盛土計画について 小さいといっても、図面を見ると長さ100m以上、横幅約50m、深さ約20mの盛土だと推定されます。残念なことに準備書には数値が書いていないのであくまでも推定です。小さな谷に大量の残土が投入されると推定されます。その盛土計画の下流にはかご工法の小さな堰堤があるだけです。この盛土の排水は大きな谷の調整池①に流す計画とありますが、もしこの排水機能が異常気象による大雨などにより失われたとき、自然の摂理として下流に土砂が流れます。小さな堰堤だけでこの土砂が防げるのでしょうか。この堰堤に対する評価をしてください。評価が低いのであれば、計画を中止してください。</p>	<p>盛土地域の雨水排水は、1号調整池まで排水施設を設けております。盛土については、それ自体で安定するように設計しております。</p>

### 意見書 39

意見概要	事業者見解
<p>・盛土の崩壊、土砂災害の発生などに対する責任について 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている飯田の「北久保沢」「道前沢」、笠原の「中ノ沢」「桜沢川」の上流の谷に盛土をする計画に対し憂慮している。盛土の方法や調整池、堰堤など専門家の方たちが計画、国の基準ののっとり計算されたされたものでしょう。しかしながら、昨今の台風の大型化、線状降水帯などで各地に大きな災害が発生しています。森林を切り太</p>	<p>盛土するには法令の基準より緩やかな勾配として造成します。基準では土の安息角(約30度)に近い1:1.8という勾配とされていますが、安全を見て更に緩い1:2.0とします。敷地境界にコンクリート製の調整池を設け、安全性を確保しておりますが、万が一以下流に被害が発生した場合は、民法の規定によりサンシャインエナジー合同会社と小川エナジー合同会社が責任を負います。</p>

意見概要	事業者見解
<p>陽光発電パネルを張り巡らすだけでも、土砂崩れが起きるのではないかと心配しています。大規模な太陽光発電と盛土の計画中止をしていただきたいです。計画を続行し盛土、森林伐採、太陽光発電パネルを敷き詰めた後に盛土の崩壊、土砂災害などが起きた場合の責任を誰が取るのか。明確にお答えください。</p>	
<p>・ 栃本の桜沢川上流の2か所の盛土計画の小さい方の盛土計画について          小さいといっても、図面を見ると長さ100m以上、横幅約50m、深さ約20mの盛土だと推定されます。残念なことに準備書には数値が書いていないのであくまでも推定です。小さな谷に大量の残土が投入されると推定されます。その盛土計画の下流にはかご工法の小さな堰堤があるだけです。この盛土の排水は大きな谷の調整池①に流す計画とありますが、もしこの排水機能が異常気象による大雨などにより失われたとき、自然の摂理として下流に土砂が流れます。小さな堰堤だけでこの土砂が防げるのでしょうか。この堰堤に対する評価をしてください。評価が低いのであれば、計画を中止してください。</p>	<p>盛土地域の雨水排水は、1号調整池まで排水施設を設けております。盛土については、それ自体で安定するように設計しております。</p>

意見書 40

意見概要	事業者見解
<p>・ 盛土の崩壊、土砂災害の発生などに対する責任について          土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている飯田の「北久保沢」「道前沢」、笠原の「中ノ沢」「桜沢川」の上流の谷に盛土をする計画に対し憂慮している。盛土の方法や調整池、堰堤など専門家の方たちが計画、国の基準にのっとり計算されたされたものでしょう。しかしながら、昨今の台風の大型化、線状降水帯などで各地に大きな災害が発生しています。森林を切り太陽光発電パネルを張り巡らすだけでも、土砂崩れが起きるのではないかと心配しています。大規模な太陽光発電と盛土の計画中止をしていただきたいです。計画を続行し盛土、森林伐採、太陽光発電パネルを敷き詰めた後に盛土の崩壊、土砂災害などが起きた場合の責任を誰が取るのか。明確にお答えください。</p>	<p>盛土するには法令の基準より緩やかな勾配として造成します。基準では土の安息角(約30度)に近い1:1.8という勾配とされていますが、安全を見て更に緩い1:2.0とします。敷地境界にコンクリート製の調整池を設け、安全性を確保しておりますが、万が一が下流に被害が発生した場合は、民法の規定によりサンシャインエナジー合同会社と小川エナジー合同会社が責任を負います。</p>
<p>・ 栃本の桜沢川上流の2か所の盛土計画の小さい方の盛土計画について          小さいといっても、図面を見ると長さ100m以上、横幅約50m、深さ約20mの盛土だと推定されます。残念なことに準備書には数値が書いていないのであくまでも推定です。小さな谷に大量の残土が投入されると推定されます。その盛土計画の下流にはかご工法の小さな堰堤があるだけです。この盛土の排水は大きな谷の調整池①に流す計画とありますが、もしこの排水機能が異常気象による大雨などにより失われたとき、自然の摂理として下流に土砂が流れます。小さな堰堤だけでこの土砂が防げるのでしょうか。この堰堤に対する評価をしてください。評価が低いのであれば、計画を中止してください。</p>	<p>盛土地域の雨水排水は、1号調整池まで排水施設を設けております。盛土については、それ自体で安定するように設計しております。</p>

## 意見書 41

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている「北久保沢」「道前沢」「中ノ沢」「桜沢川」の上流の開発は中止してください。太陽光発電のパネルを設置するために急な山の斜面の木々の伐採をするだけで土砂災害の危険は一層増します。盛土をすればさらに危険は増します。各地で起こる大型台風による土砂災害のニュースを見聞きするたびこの地で起こるかもしれないと不安になります。開発は中止してください。</li> </ul>	<p>土砂災害特別警戒区域等の指定は「土砂災害防止法」に基づくものです。これは、県知事に対して住民等の生命・財産を守るため警戒避難体制を整備すべきことを定めたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>桜沢川上流の盛土予定地、規模の小さな盛土予定地には、①調整池にあるような立派な堰堤がありません。小さな5段ほどのかご工法の堰堤があるだけです。この上流に計画されている盛土は、具体的にどのくらいの量なのでしょうか。果たしてこの堰堤で土砂災害は防げるのでしょうか。万が一の時責任は誰がとるのでしょうか。</li> </ul>	<p>盛土地域の雨水排水は、1号調整池まで排水施設を設けております。盛土については、それ自体で安定するように設計しております。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>美しい山の風景を孫たちに残したいです。孫たちの記憶に残る楽しい思い出と美しい景色が、太陽光発電のパネルがあちこちに見え、はげ山になったら里帰りの孫たちは悲しく残念に思うでしょう。そして、もう帰りたいと思うことでしょうか。また、石尊山の神様はそんな風景は見たくないときっと怒られることでしょうか。</li> </ul>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 42

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土の崩壊、土砂災害の発生などに対する責任について土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている飯田の「北久保沢」「道前沢」、笠原の「中ノ沢」「桜沢川」の上流の谷に盛土をする計画に対し憂慮している。盛土の方法や調整池、堰堤など専門家の方たちが計画、国の基準にのっとり計算されたものでしょう。しかしながら、昨今の台風の大型化、線状降水帯などで各地に大きな災害が発生しています。森林を切り太陽光発電パネルを張り巡らすだけでも、土砂崩れが起きるのではないかと心配しています。大規模な太陽光発電と盛土の計画中止をしていただきたいです。計画を続行し盛土、森林伐採、太陽光発電パネルを敷き詰めた後に盛土の崩壊、土砂災害などが起きた場合の責任を誰が取るのか。明確にお答えください。</li> </ul>	<p>盛土するには法令の基準より緩やかな勾配として造成します。基準では土の安息角(約30度)に近い1:1.8という勾配とされていますが、安全を見て更に緩い1:2.0とします。敷地境界にコンクリート製の調整池を設け、安全性を確保しておりますが、万が一の下流に被害が発生した場合は、民法の規定によりサンシャインエナジー合同会社と小川エナジー合同会社が責任を負います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>栃本の桜沢川上流の2か所の盛土計画の小さい方の盛土計画について 小さいといっても、図面を見ると長さ100m以上、横幅約50m、深さ約20mの盛土だと推定されます。残念なことに準備書には数値が書いていないのであくまでも推定です。小さな谷に大量の残土が投入されると推定されます。その盛土計画の下流にはかご工法の小さな堰堤があるだけです。この盛土の排水は大きな谷の調整池①に流す計画とありますが、もしこの排水機能が異常気象による大雨などにより失われたとき、自然の摂理として下流に土砂が流れます。小さな堰堤だけでこの土砂が防げるのでしょうか。この堰堤に対する評価をしてください。評価が低いのであれば、計画を中止してください。</li> </ul>	<p>盛土地域の雨水排水は、1号調整池まで排水施設を設けております。盛土については、それ自体で安定するように設計しております。</p>

意見書 43

意見概要	事業者見解
<p>・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている「北久保沢」「道前沢」「中ノ沢」「桜沢川」の上流の開発は中止してください。太陽光発電のパネルを設置するために急な山の斜面の木々の伐採をするだけで土砂災害の危険は一層増します。盛土をすればさらに危険は増します。各地で起こる大型台風による土砂災害のニュースを見聞きするたびこの地で起こるかもしれないと不安になります。開発は中止してください。</p>	<p>土砂災害特別警戒区域等の指定は「土砂災害防止法」に基づくものです。これは、県知事に対して住民等の生命・財産を守るため警戒避難体制を整備すべきことを定めたものです。</p>
<p>・桜沢川上流の盛土予定地、規模の小さな盛土予定地には、①調整池にあるような立派な堰堤がありません。小さな5段ほどのかご工法の堰堤があるだけです。この上流に計画されている盛土は、具体的にどのくらいの量なのでしょうか。果たしてこの堰堤で土砂災害は防げるのでしょうか。万が一の時責任は誰がとるのでしょうか。</p>	<p>盛土地域の雨水排水は、1号調整池まで排水施設を設けております。盛土については、それ自体で安定するように設計しております。            事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>
<p>・美しい山の風景を孫たちに残したいです。孫たちの記憶に残る楽しい思い出と美しい景色が、太陽光発電のパネルがあちこちに見え、はげ山になったら里帰りした孫たちは悲しく残念に思うでしょう。そして、もう帰りたくないと思うことでしょう。また、石尊山の神様はそんな風景は見たくないときっと怒られることでしょう。</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 44

意見概要	事業者見解
<p>1. 手続き上の問題点            知事の意見書でも、「環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること」とあります。            環境影響調査が始まる前はもとより、それ以後今日に至るまで、太陽光発電の事業に関してどのようなコミュニケーションを住民と図ろうとしたのか、具体的な事例を示してください。            太陽光発電の事業に関する住民説明会は一度も開かれておりません。「地域住民と適切なコミュニケーションを図る」こととされている事業計画策定ガイドラインが、この点において全く遵守されていないので、その趣旨に沿って、初めから全てを練り直してください。</p> <p>※以下詳細            太陽光発電の事業申請にあたっては、まず第一に「事業計画策定ガイドライン」にしたがうことが、遵守事項として掲げられています。ガイドラインには、「事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあります。しかし本事業は、計画が住民にあきらかになる前も後も、住民との適切なコミュニケーションが図られたことはありません。            (関連する経過の概略)            2017年11月当該地に大型車進入路の拡張が行われ、住民は初めて異変を知る。            2018年～2019年残土事業としての説明会が三度開催され</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所(埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館)、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。            説明会などを通じたコミュニケーションを経て地域の方々からお寄せいただいた意見を踏まえ、変更区域の縮小や土地造成計画の変更など、環境に配慮した対策に反映いたしました。            今後も、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じ、ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>た。</p> <p>2019年・2020年隣接三地区、土砂搬入に反対する決議 2020年1月「さいたま小川町メガソーラー事業・環境影響評価調査計画書」の概要説明会が開催。</p> <p>2020年12月小川町議会「さいたま小川町メガソーラー事業」での土砂(客土)搬入に強く反対する意見書採択</p> <p>上記、経過の通り、2020年1月の環境影響評価調査計画書の説明会で、住民は初めて、メガソーラーの事業を知らされたわけです。それまでに、太陽光発電事業としての住民説明会は一度も開かれておりません。2021年4月20日に小川町で予定された準備書面の説明会にいたっても、事前周知の方法の不備をめぐり紛糾し、事業の説明は未だになされていません。それ以後も、住民は説明を受けてはいません。</p> <p>事業計画策定ガイドラインは、この点において全く遵守されてはいません。</p> <p>これだけの大規模の開発事業にもかかわらず、計画期間があまりにも短く、唐突であり、住民との意思疎通がまったく無視されています。手続きが不備なのです。このままでは今後20年、さらには太陽光発電事業が終了したのちも、86haという広大な土地が、地元住民・町にとって迷惑の元、被害の発生源であり続ける危険性は、非常に大きいものがあります。</p> <p>再生可能エネルギーは持続可能なエネルギーです。対立をかかえたまま強引に事業が行われれば、禍根しか残りません。まず何よりも、「FITで売電価格を確保したのだから事業を進める」ではなく、事業計画策定ガイドラインを遵守して、住民とのコミュニケーションを図ることから、やり直していただきたい。</p>	
<p>2 準備書面上の問題点</p> <p>1. 残土持ち込みの問題。</p> <p>1-1 交通量</p> <p>1-1-1 小川町内の交通量調査の地点が小川町小川 344 となっています。不適切に思えます。どういう理由で選定したのかを教えてください。</p> <p>飯田のファミリーマート近辺での国道 254 での調査が必要です。調査をし直してください。</p> <p>1-1-2 国道 254 での1日の通行量の4.5%だから、大したことではないと記されています(4-76など)。知事の意見書でも、「大型車両の交通量の増加が見込まれることから」とわざわざ明記してあります。大型車での比較し、朝・夕方に焦点を当てた数値を示してください。</p> <p>1-1-3 道路の破損が予想されます。その予想と対応をお聞かせください。</p> <p>1-1-4 飯田にはもう一つ、メガソーラーの計画があります。車両のルートは、ほぼ重なります。複合案件の可能性があるという条件を加味して、交通量調査を、やり直してください。</p> <p>**以下詳細</p> <p>事業者は計画書時点での盛土の量を減らし、切土を増やすことで、持ち込みの残土量を、95.35万㎡から35.5万㎡に減らすとしています。しかし、表2-2-6にもあるように、3年間で10万台のトラックが動くことになる膨大なものです。走行ルート2-26を見れば、地元のものならば誰でも、渋滞を直感できます。国道254</p>	<p>交通量調査については、資材運搬等の車両が集結し影響が大きいと想定される国道254号、対象事業実施区域と国道254号を結ぶ区間の2地点の交通量調査を実施致しました。</p> <p>交通量の増加については、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、対象事業実施区域の出入口には警備員を配置するなどの環境保全措置を徹底して行います。そのため、影響は小さいと想定しております。</p> <p>道路の破損は、本事業に起因するものであれば、修復等の必要な措置の実施を考えております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>での1日の通行量の4.5%だから、大したことはないと言われています(4-76など)が、問題は、大型車両の増加です。表3-2-4-1での現在の大型車の通行量は374台(しかもこの測定地点はなぜか小川町小川344です。工事に直接関係する飯田で測るべきです)大型車の増加は、374に対して244台増えて、618台になります。65%も増加します。しかも搬入待ちによる渋滞は考慮されていません。当該地の直前には、特養の施設があります。道路は必ず穴が開き痛みます。町民の税金が補修に使われます。飯田にはもう一つ、メガソーラーの計画があります。車両のルートは、ほぼ重なります。複合案件の可能性があると条件を加味して、渋滞、道路の痛みの予想もやり直していただきたい。交通量の問題もさることながら、残土の持ち込みに対しては、何か持ち込まれるかわからないという根源的な不信があります。住民とのコミュニケーションができない企業を信用することはできません。</p>	
<p>1-2 持ち込み残土について</p> <p>1-2-1 土壌汚染の状況として、埼玉県の行っている農用地での調査結果が示されています(3-28)。この意味がわかりませんので、教えてください。</p> <p>1-2-2 放射能についても、2011年の小川高等学校での空間線量が記されています(3-131)。この意味がわかりませんので、教えてください。必要なものは、当該地での土壌の線量です。</p> <p>1-2-3 搬入残土との比較ができません。当該地での、現時点での土壌検査をしてください。そこには放射能の測定は欠かせませんので測ってください。</p> <p>1-2-4 搬入残土の、小川町及び近隣の農林業への影響がない放射能の基準値を示してください。準備書の環境監視計画には記述されていません。</p> <p>1-2-5 当然、その基準値は関係諸団体と協議の上、最終決定してください。</p> <p>1-2-6 工事中、それ以後の環境監視の結果を、公表するのか、するならばどのようにするのか、示してください。基準を超えた場合、どの機関と協議し、どうするのか、示してください。</p> <p>1-2-7 持ち込み残土の試験項目をUCRに指示するにあたり、どのような頻度で、どのような数、どのような方法で行われるのでしょうか。</p> <p>1-2-8 「UCRの斡旋する搬入土に限定することで、放射性物質により汚染された土砂を受け入れることがないようにいたします」とありますが、どのような方法で、どのような頻度で、搬入がないことを証明するのか、明らかにしていただきたい。</p> <p>1-2-9 被害(風評も含む)が発生した時の補償について、示してください。その時の対応、手順、具体的な体制、資金的裏付けを明示してください。</p>	<p>第3章では、「対象事業実施区域及びその周囲の概況」を示しております。こちらに記載している調査は、「発電所に係る環境影響評価の手引き」(経済産業省 産業保安グループ 電力安全課)で把握する調査項目が定められております。調査結果は、環境影響評価項目の選定の際に、地域特性がどのようなかを把握するためのものであり、項目によっては直接本事業の影響と関係のない調査結果が記載されている場合もあります。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p> <p>受入事業者は、事業目的に合った土質を、事前協議により定めます。</p> <p>また、UCRは、発生事業者と、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)の適合を事前調整し、斡旋する工事を決定します。</p> <p>試験頻度は土質区分毎かつ同一土質区分で5000m<sup>3</sup>毎に1回実施します。</p> <p>被害が発生しないよう適切な、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じ、ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p> <b>**以下詳細</b>            事業者は、搬入残土の取り扱い業者を、(株)建設資源広域利用センター(UCR)に限定することで、問題となる土砂が入らないようになっているとしています。            しかし、基準となる現時点(残土搬入以前)・当該地での、計測データは見当たりません。あるのは、埼玉県の実施している農用地の土壤汚染状況(銅、砒素、カドミウム)です(3-28)。放射能に関しても、2011年の小川町の3地点での空間線量が表記されているに止まります(3-131)。持ち込み残土の試験項目をUCRに指示するにあたり、どのような頻度で、どのような数、どのような方法で行われるのでしょうか。            さらに、試験項目には土壤の放射能の測定項目はありません。UCRに問い合わせたところ、これまでの事業サイトで放射線量を計測したサイトはなく、UCRとして検査する計画はないとの返答をもらいました。            このままでは、放射能に汚染された土壤が、フリーパスで入ってくると思われれます。福島県に限らず、関東一円の各地の土壤は、原発事故以来、放射能で汚染されています。全く管理されないまま数万Bq/kgの放射能の汚染土が存在し続けています。搬入業者も気づかずに持ち込むことは、容易に想像できます。            さらに国は、二本松、南相馬で、低レベル汚染土を道路下に使用する実験を行おうとして、住民の反対にあり、止めました。今後、全国に拡散されていく恐れがあります。8-2-32の環境監視計画で、汚染土壤の溶出がないか、監視するとあります。しかしここにも、どのような体制で行うのか記述されていません。            こういう状況にもかかわらず、事業者は4-43の「事業者の見解」で、「UCRの斡旋する搬入上に限定することで、放射性物質により汚染された土砂を受け入れることがないようにいたします」と述べています。どのように搬入がないことを証明するのか、明らかにしていただきたい。            放射能はもとより、汚染土が入って来れば、いえ、たとえ風評被害が発生した場合でも、責任はUCRではなくて、事業者が当然負うこととなります。被害の対象者は非常に広範囲になると予想できます。その時の対応、手順、具体的な体制、資金的裏付けを明示してください。         </p>	
<p>           1-3. 外から残土を持ち込まないように、設計を変えてください。            1-3-1 残土の搬入のない設計案を、示してください。            1-3-2 過積載率132%ではなく100%の場合の設計案を、示してください。            1-3-339.6Mではなく、80%縮小しての、プランを示してください。            1-3-4FITでの売電事業ではなく、地元への直接的な電力供給事業を、自治体や住民とともに、展開する可能性はありますか?    <b>**以下詳細</b>            小川町の議会の意見書には、「小川町議会として、地域住民に及ぼす悪影響は将来にわたると予想され、より良い環境を次世代に引き継ぐ責任を果たすことが出来なくなるとの思いから、本事業に伴う土砂(客土)の搬入に強く反対する意思を表明」としてあります。小         </p>	<p>           盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。            計画の検討においては、森林を保全するため、残置森林を規定の25%から49.7%に増やしたことで、切土等の改変部が少なくなりました。このため、必要量につき、土を搬入する計画としております。         </p>

意見概要	事業者見解
<p>川町長の意見でも「基本的に事業地内での切土・盛土を計画されたい」とあります。外からの残土が入ること、様々な問題が発生します。絶対に、残土を入れない計画にしてください。当該敷地は北傾斜の斜面です。そのために盛土が過剰に必要な設計にならざるをえません。太陽光発電の適地ではないのです。FITの買取価格に縛られることなく、その土地にあった計画に変更してください。FITでのお金が入ってくるのは、2040年までです。しかもその電力は電力市場に流れ出すだけです。それよりも、残土を入れずに、自然が豊かに残る規模に縮小し、発電された電力を住民が直接利用できる方法を、地元住民や自治体とともに探していただきたい。それが持続的な再生可能エネルギーの事業です。</p> <p>どうしてもFIT価格を維持したいならば、過積載の検討と20%までの規模の縮小を検討してください。</p> <p>太陽光発電システムの出力は39.6MWで、太陽電池の容量が52.4MWとなっています。過積載率は132%です。システム出力を変えなくても敷地面積は減らせます。さらに39.6MWの数値も、32MW程度まで減らせます。</p>	
<p>2 事業終了後について</p> <p>太陽光発電のFIT期間が終了し、機器類を撤去した後の敷地がどうなるのかも、明確ではありません。残土処理場として、さらには産廃の捨て場としてこの小川町に残り続けることはないのでしょうか。お答えください。</p>	<p>FIT期間終了後について、事業を継続することを考えています。全ての売電期間終了後は緑地とする予定です。</p>
<p>3 水・洪水に関して</p> <p>3-1 調整池</p> <p>3-1-1. 調整池の容量計算は、深谷発電所と同じ計算でしょうか？</p> <p>3-1-2. 盛土部は調整池1号、4号、5号、9号に向かって計画されています。供用開始後における土砂堆積の予測を示してください。どのくらいの間隔で、どのような方法で浚渫するのか、2-28(29)の記述ではよく理解できません。知事の意見書でも「調整池のもつ機能が常に維持されるように定期的に確認し、必要に応じて浚渫を行うなど、適正に管理すること」とあります。具体的に示してください。</p> <p>3-1-3. 貯水池のオリフィスは、ゴルフ場の雨水流入量に対して設計されたものと思われます。今回の事業でも適切である根拠を示してください。</p> <p>3-1-4. 25年前のコンクリートダムの劣化に関する診断を示してください。</p> <p>***以下詳細</p> <p>事業者の運転している深谷の深谷発電所(サンシャインエナジー)の前の田畑(黒野谷地区)は、2017年10月23日、2019年10月12日(台風19号)の大雨により、冠水し、稲作にも多大な被害がでています。2017年では、22日に118.5mmの雨が降っており、調整池は満水の状態でした。23日は103mmが続き、豪雨に調整池からの放水が重なり、災害となりました。19年の台風は、471mmの豪雨です。</p> <p>事業者は、調整池の容量が計算上十分であるとしているが、深谷の計算とは違うのでしょうか。</p> <p>準備書では工事中における土砂の流入については記</p>	<p>調整池の容量計算は、深谷発電所と同じ計算です。</p> <p>大雨注意報等を目安に、強い降雨が発生したと判断した場合、浚渫を行います。サンドポンプのホースを伸ばして浚渫し、トン袋に収納し、天日で乾燥して場内に戻します。</p> <p>調整池のオリフィスは下流河川の能力によって決定しています。</p> <p>ゴルフ場では土地の改変区域が51.606haで、本計画では43.37haとゴルフ場に比べて84%と少なくなっています。</p> <p>コンクリートダムは永久工作物です。</p> <p>工事着手の時に調整池の点検をし、補修等が必要であれば対処します。調整池は重力式で、単位長さ当たりの安全性で検討しています。</p>

意見概要	事業者見解
<p>述がありますが、それ以後の予測や対応に関する部分がほとんど見当たりません。既設の太陽光発電現場を見ると、土地を改変したところは水の道ができ、排水路が埋まっているところが多々あります。特に残土を入れればなおさらです。定期的な浚渫が必要なことは 2-28(29)にある通りです。しかし現場は急な谷筋です。工事完了後は土が盛られ、太陽電池が敷き詰められています。大型機械をどうやって入れるのか、浚渫した土砂をどうするのかなど、あいまいです。具体的に示してください。</p> <p>調整池はゴルフ場のために作られています。オリフィスもその前提で口径が決められていると思われま。調整池への雨水の流入はゴルフ場よりも当該事業の方が明らかに多くなります。長雨が続き、大雨になった時、オリフィスが小さければ、越流する危険性は増加します。当該事業にもオリフィスの口径が適切であるかどうかは示されていません。</p> <p>堤防を眺めると、ヒビから水漏れしている跡が、多く見受けられます。4-49 (306) で、「現在も漏水がないことを、目視で確認しております」とありますが、水漏れしています。堤の天端に木の生えているものもあります。建設から 25 年にもなります。堤防の安全性は、近隣の人々の命に関わります。どの程度劣化しているのかを、示してください。</p>	
<p>3-2 洪水について</p> <p>3-2-1 調整池から河川までの水路の状況を、聞き取りも含めて実施してください。</p> <p>3-2-22019 年の 19 号台風時に被害が出た地点を含め、河川における増水チェックを、工事以前、工事中、供用開始後に行ってください。河川の増水が貴事業に起因していないことを、明らかにしてください。</p> <p>3-2-3 被害が発生した時の補償を示してください。</p> <p>***以下詳細</p> <p>近隣の方々のお話によると、2019 年の 19 号台風の時、調整池から河川までの排水路から水が溢れかけていたそうです。栃本の一号調整池の堤防の対岸の崖は、その時の水により崩れています。自然水路の状況も、きちんと調べてください。知事の意見書では、「事業計画地周辺で活動する環境保全団体等から情報収集を行い」とあります。大雨の時の流れは、単なる計算上だけでなく、周辺の住民、小川町からの情報収集が、まず基本でしょう。調査してください。</p> <p>現状の調査報告では、河川が氾濫した時の責任のあたりが不明確のままであり、事業者は「想定外の雨が原因で、自分たちは県の基準に従って計算したのだから責任はない」と言い逃れることが可能です。台風 19 号では、下流の下里が水浸しになりました。角山の護岸が崩れました。大量の木々が伐採されて太陽電池がそこに設置される以上、小川町の洪水の危険が増大することは、明らかです。</p> <p>河川の増水が貴事業に起因していないことを、示してください。そのためには、ある雨量の時には、町内の河川での増水はこうだったという、事前調査が何箇所かで必要です。事業が始まったとしたら、河川状況の変化は事後の監視調査に加えなければならない項目で</p>	<p>調整池から河川までの水路の状況については、すでに調査を実施し、準備書に記載いたしました。</p> <p>調整池にはオリフィスが設けられて、下流河川に影響が出ない構造となっています。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

意見概要	事業者見解
<p>す。工事以前より増水するようなら、被害が起こる前に、事業者が対策しなければならない事項かと思えます。その調査もなく、もし被害が出た時に、事業者としてどう責任を取るのかを、明確にしていきたい。 以上</p>	

#### 意見書 45

意見概要	事業者見解
<p>・本計画は自然を破壊することが予想される。その事により住民が自然と親しんできたことができなくなる。また埋め立てによる土壌汚染による人体や動物への影響も予測される。さらに農業への影響は水質や土砂流出などによる大きなものになることも予想される。したがって本計画がもたらす環境への影響は極めて大きいものとする。</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p> <p>地域の方々の小川町の自然や農業に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 46

意見概要	事業者見解
<p>・傾斜のきつい場所への太陽光パネル建設は中止してもらいたいです。台風や大雨が近年起り、災害も人事でなくなってきています。わざわざ危険な場所に無理をしてつくってほしくありません。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>

#### 意見書 47

意見概要	事業者見解
<p>・小川町住民に対する環境影響評価準備書に関わる説明会開催の告知方法及び告知書面の配布について。小川町住民に対する説明会の告知書面を7千枚配布したと聞きましたが、それを受け取ったかについて小川町在住者65名に口頭で質問したところ受け取ったと回答した人は一人もいませんでした。告知書面の配布数、配布をした日、配布をした事業者について情報の開示を求めます。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者Webサイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域</p>

意見概要	事業者見解
	<p>の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>
<p>・電気事業法第46条の8第1項の規定に基づく環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告(令和2年10月5日)によるところの埼玉県知事大野元裕の意見書1-A項に造成計画については複数案を示し、各案の項目別の評価など比較検討の根拠を明らかにすること。とありますが、造成に関する有効な複数案を示すよう求めます。</p>	<p>造成に関する計画に関しまして、当初の計画案に加え、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える計画案を検討しました。造成計画の複数案検討結果は、「第2章 対象事業の目的及び内容」に記載しました。</p>

#### 意見書 48

意見概要	事業者見解
<p>・官ノ倉山をよく散策する立場で森林が伐採されることに反対します。 官ノ倉山をよく散策します。春夏秋冬四季折々楽しんでいきます。春は新緑夏は暑い中尾根の風がとても心地よいものです。秋は紅葉。冬の官ノ倉山は遠く迄見渡せ冬ならではの景色です。山を埋め立て、ソーラーパネルがつけられたら鳥たちや小動物が住めなくなります。小川町をとりまく早春の芽吹き及び新緑は多くのハイキング者を楽しませていきます。この景観を失うことは小川町にとっても大きな損失です。</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々が小川町の自然・景観を大切に考えていることを念頭に置き、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・山の斜面にメガソーラーをとりつけるための残土投入に反対します。 外から土砂をもちこんで谷を埋立することは土石流の危険があります。それは下流の川のはんらんにもつながります。19年度の大洪水は住民が避難する程ひどいものでした。このような危険をもたらす埋立土砂投入には反対です。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。 また、調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。現状では、土砂のたい積の進行は進んでいませんが、対策が必用な状況となった際には、浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。 切土・盛土の土工は、森林法10条の2(隣地開発許可申請)の審査基準、および「道路土工 盛土工指針」(社団法人日本道路境界)に従って設計を行い、斜面の安全性を担保し、調整池の機能が失われないようにいたします。</p>

#### 意見書 49

意見概要	事業者見解
<p>・まず、4月20日に小川町民会館リックで行おうとした「説明会」について述べたい。 たまたま知り合いからそのことを聞き出かけて行ったが、それはそれは酷いものであった。参加者に地元の関係</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者Webサイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚の</p>

意見概要	事業者見解
<p>者が少ないと思ったが、それもそのはず地元には全く知らせていなかったのだ。会社側はチラシをポスティングしたと言うが、会場にいる誰一人としてチラシを受け取った人も見た人もいなかった。反対意見を避けて、説明会を開いたと言う実績作りをしただけではなかったのかと思ってしまう。</p> <p>そのことを指摘されると「官報に載せたから良いのだ」と言ったが、縦覧開始翌日の説明会開催と言うのも馬鹿にしている。</p> <p>チラシの件と合わせて、「会社名がコロコロ変わる」と言う疑問・不信感を表明された方がいたがその通りだと思う。さらに電話がなかなか通じない、書かれている住所を訪ねたがなかなか見つからなかったと言う話を聞くとますます心配になってくる。</p> <p>具体的な心配は枚挙に暇無い。「森林伐採による保水力の低下による河川の氾濫」「盛土等によって嵐山町志賀のように崩落が起こる危険」「サンバなど多くの絶滅危惧種の減少-生態系の破壊」「有害物質の混じった残土搬入による健康被害」「工事車両による交通事故」など。</p> <p>さらに景観の問題もあります。私たち家族は、何故この小川町を選んで引っ越してきたのかと言うと、それは東京から 70 分の地にまだ豊かな自然が残っていたからである。この自然が壊され、小川町八和田地区の峯山のメガソーラーのように山山体が銀色に光る太陽光パネルで覆われてしまったらと思うとぞっとします。</p> <p>残念ながら小川町の町自慢はほとんどありません。和紙も、酒蔵もだいぶ廃れてきてしまいました。唯一残されているのが「自然」と言えるのでは無いでしょうか？東京方面からやって来る外秩父峰縦走のコースに入っている官ノ倉山も銀色に光る 10 万枚弱のパネルを見ながら歩かなくてはならないのでしょうか？</p> <p>この事業に反対します。</p> <p>以上</p>	<p>お知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>開催日程につきましては、説明会の目的が準備書を説明することにあること、縦覧開始前の準備期間中に比較的良い状態にあった新型コロナの感染状況が変化する前に、対策を十分講じた上で地域の方々にご説明を行いたいと考え、最も早い小川町での開催を 4 月 20 日と設定しました。翌週には東京都において緊急事態措置等が実施されましたが、会場の消毒、人数制限や出席者間の距離を保つ等ご協力いただき、安全に開催できたものと考えております。</p> <p>なお、事業の実施にあたりましては、現在の景観・自然環境に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどできる限りの保全措置を講じます。地域の方々が小川町の景観・自然を大切に考えていることを念頭に置き、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じ、ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 50

意見概要	事業者見解
<p>・環境影響評価準備書に対する意見          県知事意見書 1 事業計画について          環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め住民からの意見等に配慮すること。</p> <p>受付で配布された①「環境影響評価準備書説明会」資料と、会場後ろに置いてあった②環境影響評価準備書のあらまし（参加住民は気が付かないで持ち帰った住民は僅か）を比較してみると、重要な情報である●事業終了の際の施設撤去費の確保が②にあるが①に記載なし⑤環境影響評価の結果○その他の環境/地盤土地の安定性（調査地点・結果）が①ではあるが②に記載なし</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会資料及びあらましは、時間ないし紙面の関係上、環境影響評価書の全てを記載することは難しいため、重要な点を抜粋しご説明したものです。Web サイトや縦覧箇所にて公表されている環境影響評価準備書にはすべて記載されておりますが、事業者 Web サイトによる環境影響評価準備書の説明資料なども含め、一つの資料で掲載できなかった内容をできるだけお伝えするため、多様な手段を用いてご説明に努めました。</p>

## 意見書 51

意見概要	事業者見解
<p>・ポスティングについて          環境影響評価の準備書の説明会があるという話を 4 月の頭頃に経済産業省の担当の方を通じて、地域の方</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4 月 13 日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行っ</p>

意見概要	事業者見解
<p>が情報を入手した。</p> <p>その後、国際興業の担当者に伺ったところ、4月19日の週で調整しているという話があり、4月8日ごろに、ポスティングで全戸配布をしているので届くはずですよということを伺った。</p> <p>しかし、待てど暮らせどポスティングはされず、地域の知り合いに聞いても誰も受け取っていないという状況であった。</p> <p>さらに近所の方と一緒に対象事業の周辺地域の飯田、笠原、木部の新旧区長に伺ってもポスティングは受け取っていないし説明会については初めて知ったとのことであった。</p> <p>そんな状況の中、これではだれも説明会を認識せずに終わるという危機感から、地域の方と手分けして、メーリングリストや SNS を通じて情報を拡散するというところを行った。</p> <p>そして、小川町での説明会では、住民側からの説明会の前提として不備があったのではという怒りから、会場は荒れ、事業の説明は行われずに終了した。</p> <p>事業者からの説明では周辺へのポスティングは全戸配布したというものであった。</p> <p>しかし、私の知る限り、小川町内に説明会の案内を受け取ったという人は存在しなかった。</p> <p>非常に不思議なことであるが実際にあったことである。</p> <p>ポスティングされたと言われている紙を役場が持っているということだったので、入手したところ、以下の不備があった。</p> <p>地図で会場のリリックおがわと町民会館が別の建物のように描かれているが実際は同一の建物である。</p> <p>メール添付での提出はできないとのことであるが、問題ないとのことである。</p> <p>上記は誤解を生む表現があり次回以降訂正をした方がいいと思う。</p> <p>今後、説明会等がある場合、ポスティングされたかのエビデンス取得をしていただきたい。</p>	<p>たほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>事業者としましては、例えば、新型コロナウイルス感染拡大予防のための会場の入場制限などにも対応するため、小川町での説明会は 2 部制にし、より多くの方のご来場に向けて準備をさせていただきました。</p> <p>リリックおがわ及び町民会館の関係につきましては、ご教示いただきありがとうございますございました。</p>
<p>・事業計画の公表</p> <p>方法書に対する埼玉県知事意見で「環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること」とあるが、事業計画の詳細が明らかになったのは今回の縦覧が初めてであり、手続きの上では最小である。</p> <p>これでは住民からの意見に配慮することと書いてあるが、意見をする前に事業のことを知らないまま過ぎている住民が多く発生してしまうようなことが起こることが予想され、知事の意見が聞き入れられていないように思う。</p> <p>小川エナジーでこれが積極的な公表としている事由があったら示してください。</p> <p>そして、今回発生した住民の意見のなかで、どの意見によって計画のこの部分を変更したという内容について全て具体的に示してください。</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p> <p>今後も、周辺の自治会など、地域の方々から御要望をいただければ、話し合いの機会を設けるなどできるだけの対応を検討いたします。</p>
<p>・計画の変更について</p> <p>知事意見に「草刈り等、将来変更される可能性のある事業計画に係る評価項目については、予め現地調査を行っておき、事後調査等にてフォローアップをするなど柔軟な対応を検討すること」とあるが、事業計画にお</p>	<p>事業者としましては、入念な検討を行い、将来的に大きな変更を生じさせない事業計画を策定いたします。しかしながら、例えば農薬の不使用など、知事意見で指摘されている、計画内容が実行されているか確認すべき事項について、土壌・水質調査など事</p>

意見概要	事業者見解
<p>いて将来変更が起きた場合、住民側の折衝をする機会を想定し、どういった団体とどういった手法で交渉を行うか具体的に示してください。</p>	<p>後調査を実施し、さらに環境影響評価手続きに則り、その調査結果を公表いたします。この結果に基づき、対応の必要がある場合には、事業者として関係する方々との協議を含め適切に対応を致します。</p>
<p>・調整池について1 調整池は25年以上も前に造られた物で、能力は設計を参考にしていていると思うが、容量については設計通りに造られているか、土砂は堆積していないか、施設の痛みはないか追加の調査が必要ないか。 調整池の中には水位の違いがあるものがあり、リークの疑いがある。さらに亀裂と思しき部分もあり、経年劣化による変化がみられる。 追加の調査の必要もないし問題ないと考えているのであればその根拠を示してください。</p>	<p>工事着手の時に調整池の点検をし、補修等が必要であれば対処します。</p>
<p>・調整池について2 知事意見に「パネル設置による雨水の表面流出の変化及び近年の豪雨災害を踏まえて、ゴルフ場造成時の設計計算にとらわれず、調整池の容量を十分確保すること。また、調整池のもつ機能が常に維持されるよう定期的に確認し、必要に応じて浚渫を行う等、適正に管理すること。」とあるが、L.W.Lからの調整容量とオリフィスの位置と大きさをもとに、2019年の台風19号並みの雨が降った場合にオリフィスから排出される水量、満水になったのち越流排出される水量を経時時間に沿って計算し示してください。 その際に改変区の雨水流量係数は0.75、非改変区の雨水流量係数0.3が適当と思う。</p>	<p>オリフィスは下流河川の能力によって決定しています。</p>
<p>・調整池について3 2019年の台風19号の際には今の時点でさえ越流する調整池があったが、今回の開発によってより越流流量は多くなる。上記調整池について2を踏まえた結果から、下流の排水路と河川等の状況と照らし合わせて、容量が十分であるという数値的な根拠を示してください。</p>	<p>調整池容量はゴルフ場は1,200 m<sup>3</sup>/haで、今回の計画では700 m<sup>3</sup>/haとされています。</p>
<p>・土地造成計画について1 プリムローズカントリー倶楽部の計画は外部からの土砂搬入はしないという設計であり、今回の計画は外部からの土砂を運ぶことにより多くの環境影響が発生すると思う。 外部からの土砂の搬入をしなくては事業が成り立たないという数値的な根拠を示してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。 計画の検討においては、森林を保全するため、残置森林を規定の25%から49.7%に増やしたことで、切土等の改変部が少なくなりました。このため、必要量につき、土を搬入する計画としております。</p>
<p>・土地造成計画について2 土地の造成において安定性に関しては切土のみをおこない、発生した土砂はUCRなどで紹介している業者に引き取っていただくのがいいように思う。 そのように行わない理由を示してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき決定しております。 従前にお寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう計画を見直し、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p>
<p>・地滑りについて1 地滑りについて調査の中で原因に排水施設の不備と推定している。 ただ、それだけでは今まで起こらなかったのはなぜか。 今回何がきっかけで起きたかがわからない。</p>	<p>ゴルフ場開発跡地の盛土部分で発生したのは、地すべりではなく、崩落です。 台風19号による降雨はアメダス(寄居、ときがわ)によれば62 mm/hrと50.5 mm/hrで、計画では県の基準で135.38 mm/hrの1.2倍の降雨としています。</p>

意見概要	事業者見解
<p>もし仮に 2019 年の台風 19 号が記録的なものだったことに由来するならば、暗渠や排水設備を作ったところで完全に防げるのだろうか。</p> <p>場合によっては擁壁を作るなどの検討はしたのだろうか。</p> <p>擁壁を作らず盛り土だけで事業を行うという理由を示してください。</p>	
<p>・地滑りについて 2</p> <p>今回大量の土砂で谷を埋める計画であり、押しなべて考えるとその容量は調整池の容量を軽く超えている。</p> <p>万が一でも土砂崩れが起きた場合、調整池は土砂を受け止めきれず越流し、土石流として下流の谷を襲う可能性がある。</p> <p>計算では十分な安全率を考慮に入れてと書いているが現に土砂崩れは起きている。</p> <p>2019 年の台風 19 号を想定して、暗渠と排水を整備することでそれらの問題が起きないとする数値的な根拠を示してください。</p>	<p>盛土の安全性について、県や経産省の専門家のチェックを受けております。</p> <p>土砂崩れの原因は排水工が実施されていない為です。</p> <p>台風 19 号による降雨はアメダス(寄居、ときがわ)によれば 62 mm/hr と 50.5 mm/hr で、計画では県の基準で 135.38 mm/hr の 1.2 倍の降雨としています。</p>
<p>・地滑りについて 3</p> <p>図 8-1-3-5 を見ると風化疎岩層の上に 0.6m 厚みの盛り土があるが、この断面図をみると形状は切土をして台地を形成した跡のように見える。文献調査では確かに盛土計画であったが、実際に違っていた可能性はないのか。ないと考えているのであればその根拠を示してください。</p>	<p>現地ではボーリング調査(3 か所)をした結果、盛土が崩落したものと判断しました。</p>
<p>・地滑りについて 4</p> <p>計画地を踏査してみるとわかるが、重機やダンプカーが入るような 5～6m 程度の幅の道が張り巡らされている、さらにすれ違いや U ターンができるような台地状な場所は多数見られる。</p> <p>実際に見てみればわかるが、斜面に植林されたヒノキ林法面とアクセス道路の境界近くでは植生が違っており、エノキやサクラなどの二次林になっている箇所があり、実際に成形された痕跡を思わせる箇所がある。</p> <p>航空写真の等高線の乱れ具合によって土地の成形の箇所の推定をしているが、あくまで推定であり、計画の内容に対して調査が手薄ではないだろうか。</p> <p>他の箇所での大きな切土盛土があった可能性はないだろうか、ないと考えているのであれば等高線の乱れ以外の理由で根拠を示してください。</p>	<p>ゴルフ場の造成は平成元年 10 月 2 日付で許可を受け、平成 6 年 10 月 25 日付で変更許可を受けています。これに添付されている書類・図面等においても現況を把握しています。</p>
<p>・地滑りについて 5</p> <p>実際に土砂崩れが起きており、土地の全貌を正しく把握し、成形に生かす必要があるのではないだろうか。</p> <p>実際、プリムローズカントリークラブ造成に関する環境影響評価書を読むと、49 か所のボーリング調査と音波探査など手厚く行って、各箇所ごとの詳細な土地造成の手法を検討している。</p> <p>今回土壌も外から持ち込むため、変化するしプリムローズカントリークラブの際より各地での手法の検討を手厚く行う必要があるように思う。</p> <p>プリムローズカントリークラブ造成に関する環境の造成計画を具体的にどのように変化させるか示してください。</p>	<p>今回、台風 19 号により崩壊した箇所を中心に現地調査を実施しました。崩壊地は、事業実施区域の中でも脆弱な部分で発生したと考えました。そのような脆弱な地点における崩落原因を追及し、対策を検討することにより、安全な計画を策定できるものと考えております。</p>
<p>・暗渠について 1</p>	<p>台風 19 号により崩壊した箇所において、暗渠等の</p>

意見概要	事業者見解
<p>プリムローズカントリークラブの開発に盛り土の下への暗渠の使用はなかったのでしょうか。 なかったと考えているのであればその根拠を示してください。</p>	<p>排水施設は確認されておりませんが、従前のゴルフ場開発時の環境影響評価書では、排水施設の整備計画が記載されていたことから、計画されたものの施工に至らなかったと判断しています。</p>
<p>・暗渠について2 暗渠排水を対策の要としているが、暗渠には目詰まりや、内部の土砂の流出などの問題があることがある。 暗渠の構造とメンテナンスの周期、方法を具体的に示してください。</p>	<p>暗渠工は有孔管を使用し、目詰まり防止の為、グラスファイバーや高分子材料の繊維で巻きます。その周りをクラッシャーランで埋め戻します。</p>
<p>・適正含水率の管理について1 盛り土の適正含水率の管理をしながら施工を行うと書いてあるが、UCRから連続的に運ばれてくる土砂をどのように管理するのか。 さらに雨の日はどのように管理するのか。 方法を具体的に示してください。</p>	<p>基準試験としては、コーン指数試験を一層厚さ30cm毎に行います。また、締め固め用重機にタコメーターを利用して移動時間を記録します。雨天は作業を中止します。</p>
<p>・適正含水率の管理について2 適正な含水率とはどの程度なのか使われると考えられる土質に応じて具体的に数字で示してください。</p>	<p>含水率ではなく、含水比で管理します。最適含水比は最大乾燥密度の時の含水比です。密度が大きいほど、含水比は小さくなります。 なお、シルト質砂は12%、火山灰質粘性土70%です。</p>
<p>・排水について 排水を整備することで、今までは雨水が流下していた個所に雨水が流下しなくなるなど場所ごとの含水率に極端なばらつきが生まれるがそれによる悪影響はないか。 ないとするならばその根拠を示してください。</p>	<p>客土は現場に持ち込まれるので影響はありません。</p>
<p>・早期緑化について 事業地にウッドチップを敷き詰めるとしているが、被覆材の効果が早期緑化を妨げる。 厚みにもよるがおそらく1、2年は緑化を防ぐのではと思う。 早期緑化による安定性と矛盾するがどのように考えているのか。 裸地で緑化のみを行う場合とウッドチップを敷き詰める場合の地盤の安定性についての考えを整理し示してください。</p>	<p>対象事業実施区域においては、舗装等はせず、雨水浸透等を妨げないよう配慮するため、土中の種子等が発芽するものと考えております。</p>
<p>・土質定数1 搬入土の数値を <math>Y=18kN/m^3C=30kN/m^2</math> (<math>p=15</math> としているが、搬入土についてはUCRから搬入される土砂という抽象的な情報しかなく、どういった根拠で値を決めているかを示してください。</p>	<p>盛土工指針(日本道路協会)によります。</p>
<p>・土質定数2 土質定数が搬入土によってばらつくことが予想されますが、そういったばらつきは悪影響を生まないのでしょうか。生まないと考えているのであればその根拠を示してください。</p>	<p>盛土は1層30cm毎に試験を行うので、ミックスされた状態となっています。</p>
<p>・土質定数3 プリムローズカントリー倶楽部造成計画に係る環境影響評価書を読むと49箇所ボーリング調査を行っていてそれから見るに、土質は一定ではなく様々な土質があり、切土をしてその土を利用するのであればそれぞれに合ったやり方を細かく規定する必要があるように思う。土の状況に応じた盛土の指針を示してください。</p>	<p>盛土はいろいろな土をミックスして締め固め、1層30cm毎に試験を行います。</p>

意見概要	事業者見解
<p>水象(地下水)</p> <p>・地下水水位及び時間降水量の推移 1</p> <p>10月10日の地下水水位についての水位のグラフの降水量の値が寄居地域気象観測所のHPで発表している値の約10倍になっている。データが誤っていると思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、0.1mm/時を単位とした数値が記載されておりました。評価書では修正し、記載いたします。</p>
<p>・1月28日降水量と10月10日の降水量の比較</p> <p>10月10日の地下水水位についての水位のグラフの降水量の値が寄居地域気象観測所のHPで発表しているデータを参考にするに降雨の多い時期を代表した値として適当でないように思える。</p> <p>降雨の多い時期を代表したデータで適当なものが他にないのであれば再度データ取得をして精度を高める必要があるように思う。</p> <p>もし適当なものがあるのであればそれをもとにデータを編集し示してください。</p>	<p>ご指摘の箇所は、地下水水位と降雨の推移を時系列で比較したものです。降雨の多い時期に注目しているものではなく、地下水水位と降雨の推移の関係性を表現するデータとして提示しておりますので、適切なものと考えております。</p>
<p>・F1とF2の違いについて</p> <p>F1とF2のグラフを見ると地下水水位自体の範囲は近いものがあるが時間的な遅延がある。この傾向は同区域に広くあてはまるものと考えたと書いてあるが、2地点でも実際に違いがあり結論をするには雑な印象を感じる。</p> <p>プリムローズカントリー倶楽部造成事業に係る環境影響評価では49か所のボーリング調査を行っていて、それぞれの地層に違った傾向が見られる。同区域に広くあてはまるものと考えた数値的な根拠を示してください。</p>	<p>F1、F2地点とも、地下水水位の調査結果・降雨の関係から、降雨時とその後の短期間の間に、比較的浅い層を通して水が流下している状況にあるものと考えております。このような状況が、対象事業実施区域内北側と南側の大きく離れた場所で確認されていること、等高線より同じような地形が広がっていることなどから、対象事業実施区域内に広く当てはまるものと判断しました。</p>
<p>・排水について</p> <p>排水路で雨水を導くことにより、自然の地形と違った流れ方をする。</p> <p>地下水の多くは残置森林の谷を流下したものの由来と推測されることから排水路で事業地の大部分の水を調整池に導くと減る傾向にあるように思う。実行可能な範囲で低減が図られているものと考えているが、これは主観によるもので要領を得ない。</p> <p>私は実際飯田川周辺の湧水で田を耕作している。井水を飲み水につかっている家庭もあるし、近隣のキャンプ場では雑用水に利用している。</p> <p>この発電所の事業と規模は比較にならないほど小さいがこの谷の人間にも事業がありそして生活がある。私も三人の子供を育てるのに必死である。</p> <p>地下水がどの程度変化するのが重要な焦点なので数値的な根拠を示してください。</p>	<p>主な切土は対象事業実施区域内の尾根の部分であり、推定される対象事業実施区域の斜面の地下水の状況と考え合わせると、切土により下流の地下水の主要な供給源となる水脈を寸断するなどの大きな影響を与える可能性は低いと予測するほか、パネル設置範囲においてはチップ化した木材を敷く、対象事業実施区域内の道路は碎石を敷くことにより、雨水浸透を妨げないように配慮した計画とすることなどにより、地下水に対する影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しています。</p>
<p>・谷地の地下水について 1</p> <p>2021年5月10日に5号の調整池の排水を調査したところ、数+1/分程度の水がオリフィスから流下しているのが確認できた。寄居地域気象観測所のデータを基にするとここところ春にしては雨量が少なく、少なくとも10日以上2mm/日以上雨が降っていないことが確認された。</p> <p>現場では1週間は実際に雨は降っておらず、地表部は乾いていて、常識的に考えれば地表水は早い段階で流下したと思われる。</p> <p>準備書によると個々の上流をボーリングされている結果から、稜線部分には地下水が存在する可能性が低いとのことなので、これは5号調整池の谷地部分に湧</p>	<p>湧水に限定した調査は実施していませんが、被圧帯水層の地下水水位を、1年間計測しております。その結果、降雨後、数日間から数週間かけて涵養された雨水が流出されていることが推定できました。流出は、河川への流入や湧水、より下層・下流部の帯水層への流入によるものと考えております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>水、もしくは暗渠が存在する可能性を示唆する。 谷地部に湧水は存在しないのか、ないと考えているのであればその根拠を示してください。</p>	
<p>・谷地の地下水について2 稜線部分の湧水の寸断を問題視しているが谷地の部分には触れられていない。谷地部分の湧水の寸断する可能性を環境影響の観点から問題視しない理由を示してください。</p>	<p>谷地については、地下水脈を改変するような大規模な切土は行わないため、準備書に記載した内容としております。</p>
<p>・谷地の地下水について3 さらに仮に谷地部分の湧水の上から盛り土をする場合、雨水は地下浸透し、盛り土と地山の境界部分から設置する予定の暗渠へと流れる。その境界部分は雨量によって泥化し、粘度が0になるため、地滑りする可能性が高い。 そういったことがないか、ないとするならばその根拠を示してください。</p>	<p>道路造成の基準となる指針(盛土工指針)によって、すべりの計算を行い、県や経産省の専門家のチェックを受けています。</p>
<p>・地下水についてのポリシー 今回の開発によって地下水の機能の一部が破壊し復活不可能なものにしてしまう危険性がある。 国際興業株式会社、及び小川エナジー合同会社は地下水に対してどんなポリシーがあるかを示してください。</p>	<p>地下水を含め、環境に対する事業の影響を低減するよう、保全措置等を確実に実行してまいります。</p>
<p>・保全について 現状、残念ながら事業地周辺の山は手入れができておらず荒れている。 特に針葉樹林は手入れをしないと遮光やアレロパシンの作用で生物学的ホメオスタシスが低下し、続いて物理的、化学的ホメオスタシスが低下、さらに蒸散作用などにより涵養機能などの森林機能が一次林や、手入れされた人工林と比較して低下する。 植生を見るとこの事業地はほぼ人工林か二次林であるように思う。人工林は場合によっては手入れをしないと土砂流出や土砂崩れの原因にもなる。 準備書には森林保全を行うと書いてあるが、間伐計画や枝打ち計画や下草刈り計画など、具体的にはどのような保全活動を行い、森林機能を維持していくのか明確に示してください。</p>	<p>・事業者と県知事との間で「残置森林保全管理確約書」を締結し、管理していきます。</p>

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・炭酸同化作用 1 ほとんどのため池に当てはまると思うが清澄な水も3日も日光の元で滞留すれば緑色に濁ってくる。実際にこの事業地内の調整池を確認しても緑色に濁っている。 調整池出口で排出される浮遊物質量を流入土砂のみに限って計算しているが実際には炭酸同化作用で固定化された有機物も含まれないと不自然に感じる。 調整池出口の浮遊物質量に生成される有機物を含まない理由を示してください</li> <li>・炭酸同化作用 2 炭酸同化作用によって生成される浮遊物質を含んだ調整池出口の排水の浮遊物質量と各河川との浮遊物質量の比較を数字で示してください。</li> <li>・炭酸同化作用 3 関東広域で取得してくる土砂であれば有機物リッチな土壌やリンなどがリッチな土壌である場合、雨水などと一緒に流入し、調整池で炭酸同化作用によりBODが増加し嫌気状態になり周辺の生物にとって影響を及ぼす可能性がある。特にトウキョウサンショウウオなどの両生類やホトケドジョウなどのえら呼吸を行う生物には多少のBODの変化でも壊滅的な影響がある。しかしこれに関して数値的な根拠は準備書内ではない。 そういったことが起こることはないのか？ないもしくは影響は少ないと考えているのであればその根拠を数値で示してください。</li> </ul>	<p>事業による水質への影響は、工事の実施時に降雨により濁水が発生する可能性があるため、また、土地または工作物の存在及び供用時に、対象事業実施区域の改変により濁水が発生する可能性があるため、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号)及び埼玉県環境影響評価条例を基に、環境影響評価の項目として選定しております。これに従い、調査・予測・評価を行いました。環境保全目標を下回っていることを確認しております。このように、事業の特性の観点から、選定すべき最も重要な項目としての水の濁りについて、上記の予測結果・評価が得られていることから、事業の実施が水質に及ぼす影響は低減されているものと判断しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウッドチップによる影響 ウッドチップを敷くことによりチップに含まれる油脂などの有機物が雨水などと一緒に調整池に流れ込み、BODが増加し嫌気状態になり周辺の生物にとって影響を及ぼす可能性がある。特にトウキョウサンショウウオなどの両生類やホトケドジョウなどのえら呼吸を行う生物には多少のBODの変化でも壊滅的な影響がある。しかしこれに関して数値的な根拠は準備書内ではない。 そういったことが起こることはないのか？ないもしくは影響は少ないと考えているのであればその根拠を数値で示してください。</li> </ul>	<p>チップ化された木材については、急傾斜地を避けて敷くなど、流出しないよう配慮します。また、チップ化し敷き均し材として使用する葉・枝・根の分解は、現状の腐植土層での分解と同様の速度で進むものと考えられ、これらのことから、ご指摘のような状況は生じないものと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌沈降試験 1 土壌沈降試験で採取した土壌の採取方法の詳細や粒度分布などがわからないため方法が適当であるかが判断できない。 採取方法と、あれば粒度分布を示してください。</li> </ul>	<p>沈降試験に用いた土壌は、対象事業実施区域内は「日野沢1統」「日野沢2統」に分類される土壌で覆われていることから、これらの分布する代表点で採取しております。この代表点は、土地利用の変化による水の濁りへの影響を確認するため、土地を改変する範囲から選定しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌沈降試験 2 掘削した深部の土壌と表土と土壌沈降速度に違いがないのか。 プリムローズカントリー倶楽部造成計画に係る環境影響評価書によると49箇所で行ったボーリング調査を行っているが、全体に異なった傾向がある。 それでも土壌沈降速度に大きな違いはないと考えているのであれば根拠を示してください。</li> </ul>	<p>水の濁りへの影響を及ぼす可能性が考えられる土地改変区域433,700㎡の内、切土面積は69,000㎡であり、その多くは表土の改変を行う範囲となっています。切土についても、施工箇所は尾根のを中心とした区域で掘削深度も最小限のものとなっていること、早期緑化計画において、表土の吹き付けを行うことから、地表面からの流出を考えるにあたっては、表土を確認することが重要と考え、沈降試験のため表土の採取を行いました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌沈降試験 3 外部からの搬入土も調整池に流入することがあり土</li> </ul>	<p>搬入土の性状については、今後事業を進めるにあたり具体化されるため、現段階での予想は困難です</p>

意見概要	事業者見解
<p>壤沈降速度に影響を与える可能性があるが考慮する必要がないのか。当たり前だが土壌沈降速度は物理的なサイズだけでなく有機物の量や電荷などにより変化する。UCR から関東広域の土壌を入れると予想は極めて難しいのではと考える。考慮する必要はないと考えているのであればその根拠を示してください。</p>	<p>が、UCR に搬入される建設発生土は、土質等の受入条件（土質区分、土壌分析基準等）が明確化される仕組みとなっていることから。受入事業者として、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合った良好な土質のものを確認の上受け入れる予定としております。</p>
<p>・放射能について UCR で扱う土砂は関東広域で採取されたもので地域によっては放射能が多く含まれるものが入っている可能性がある。もし放射能が多く含まれるものがあつた場合、雨水などと一緒に調整池に集められ、河川に流入し、水系を通じて広く拡散される恐れはないか。 もしないと考えているのであればその根拠を示してください。あると考えているのであれば対策を示してください。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、近隣県からの搬入土に絞り込むことで、安全性を確保できるものと考えております。 しかしながら一方で万全を期するため、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。 環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<p>生態系について ・トウキョウサンショウウオ 1 外部からの土砂搬入や造成、ウッドチップの利用により調整池の富栄養化が起り、調整池および下流の BOD が上昇し、トウキョウサンショウウオに住みづらい環境になってしまう恐れがあるように思う。もしないと考えているのであればその根拠を示して下さい。</p>	<p>チップ化された木材については、急傾斜地を避けて敷くなど、流出しないよう配慮します。また、チップ化し敷き均し材として使用する葉・枝・根の分解は、現状の腐植土層での分解と同様の速度で進むものと考えられ、これらのことから、ご指摘のような状況が生じる可能性は低いと考えております。</p>
<p>・トウキョウサンショウウオ 2 排水路で雨水を導くことにより、現状よりも降雨の際に調整池からの流出量が多くなることが予想される。さらにその分山の保水効果に頼っていた部分は少なくなるので渇水時に下流の河川の川の水量が減少することが予想される。そういったことでトウキョウサンショウウオが流されたり、生息が脅かされたりすることがあるように思う。もしないと考えているのであればその根拠を示してください。</p>	<p>対象種の保全の観点から詳細は申し上げられませんが、対象種の卵囊及び幼生の多くは、調整池から続く下流の河川ではない箇所を確認されていることから、ご指摘のような状況が生じる可能性は低いと考えております。</p>
<p>・トウキョウサンショウウオ 3 車両の運行の際には十分に減速しロードキルを防ぐと書いてあるが、具体的には場内においては車の速度は何 km で走行することを想定しているか。 また、その速度でトウキョウサンショウウオが十分に危険回避できるという数値的な根拠を示してください。</p>	<p>車の速度については現在明確に定めておりませんが、徐行運転を想定しております。 車両の速度と対象種のロードキルとの関係性についての数値的な知見は確認されておりませんが、本環境保全措置は他の環境影響評価事例で取り入れられており、その効果が評価されているものと考えられることから、本事業においても採用致しました。また、対象種は夜行性であることから、夜間は工事を実施しない計画としていることもロードキルの防止に寄与できると考えております。 環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・トウキョウサンショウウオ 4 工事車両の騒音による忌避行動が生じる可能性が限定的だと述べる数値的な根拠を示してください。トウキョウサンショウウオの可聴領域については理解して</p>	<p>車両の騒音による対象種への影響との関係性についての数値的な知見は確認されておりませんが、ご指摘の内容については、「自然環境アセスメント指針」（1990 年、朝倉書店）の内容のうち、「工事用の</p>

意見概要	事業者見解
<p>いるのでしょうか。</p>	<p>機械、あるいは発破などによる騒音・振動は、哺乳類・鳥類など大型動物では影響が認められるが、小動物の場合、特記するほどの影響はないと考えられる。ただし、爬虫類、両生類などでは、発振体が潜伏所の近くに設置されたとき、振動の影響が生じると考えられる」との知見を参考にしております。また、他の環境影響評価事例では両生類で騒音の影響を想定していないものもあることから、その影響は限定的であると予測しております。</p>
<p>・トウキョウサンショウウオ5 樹木の伐採等を行う場合段階的に行うと述べているが、段階的に行わない伐採に対して段階的に行う伐採はどれくらいの逃げる余裕を生むのか数値で示してください。</p>	<p>樹木の段階的な伐採と対象種の逃避との関係性についての数値的な知見は確認されておきませんが、本環境保全措置は他の環境影響評価事例で取り入れられており、その効果が評価されているものと考えられることから、本事業においても採用致しました。</p>
<p>・トウキョウサンショウウオ6 濁水については調整池で沈殿させて上澄みを放流するので現況で発生している程度以下になると述べているが、現況でも調整池で沈殿させた上澄みを放流させているため、現況で発生している程度以下になることはない。今後外部からもたらされる様々な土粒子がトウキョウサンショウウオに影響を与えないという根拠を示してください。</p>	<p>水の濁りについての予測は、他の環境影響評価事例等で実績のある「面整備事業環境影響評価マニュアル」を参考にしており、また供用時において改変区域の雨水流出係数を1.0に設定する等、影響が大きい場合の仮定をおいていることから、予測の不確実性は低いと考えております。また、対象種の保全の観点から詳細は申し上げられませんが、対象種の卵嚢及び幼生の多くは、調整池から続く下流の河川ではない箇所を確認されていることから、ご指摘のような状況が生じる可能性は低いと考えております。</p>
<p>・アズマヒキガエル1 アズマヒキガエルは道のような平らな場所が好きで、雨の際に多くが道路上に出てくることが予想される。そのため、雨の際にはさらに減速しロードキル回避を図ることが望ましい。 雨の日は車の速度は時速何kmで走行することを想定しているかを示して下さい。 さらにその速度でアズマヒキガエルが十分に危険回避できるという数値的な根拠を示してください。</p>	<p>車の速度については現在明確に定めておりませんが、徐行運転を想定しております。降雨時は安全の観点からもさらに十分減速することが考えられますが、ご指摘を踏まえてロードキルを出来る限り防止できるよう環境保全措置の確実な実施に努めてまいります。 車両の速度と対象種のロードキルとの関係性についての数値的な知見は確認されておきませんが、本環境保全措置は他の環境影響評価事例で取り入れられており、その効果が評価されているものと考えられることから、本事業においても採用致しました。また、対象種は主に夜行性であることから、夜間は工事を実施しない計画としていることもロードキルの防止に寄与できると考えております。</p>
<p>・アズマヒキガエル2 アズマヒキガエルは道のような平らな場所が好きで、雨の際に多くが道路上に出てくることが予想される。アズマヒキガエルは車への認識は弱いため、減速だけではロードキルしてしまう可能性は十分に考えられる。雨の日にアズマヒキガエルが路上に出てきた際に、減速しても逃げないときに回避させる具体的な方法を示してください。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、もしそのような状況が確認された場合には、運転手が対象種を道路脇へ移動するよう事前教育を実施する等、対象種への影響を出来る限り低減するよう努めてまいります。</p>
<p>・サンバ1 太陽光パネルの設置箇所下部を含む造成箇所について、地域の生態系に配慮した早期緑化を行い、植生の早期回復に努めると記載しているが、実際にはウッドチップを敷き詰める予定になっている。ウッドチップは被覆材の効果が、厚みにもよるが少なくとも1~2年、長くて3~4年は緑化が抑えられる。元の生態系に考慮し土壌をふきつけるとのことだが、特に種子吹付</p>	<p>チップの散布については、「長野県林業総合センター研究報告第21号(2006)」によると「造林地でチップの植生抑制効果は10cm厚では1年で無散布と同程度の植生率となり、抑制効果が無くなった」と報告されており、この事例等を踏まえて、緑化計画と整合性のある散布方法を検討してまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>や肥料の散布も行わないので、積極的な早期緑化に努めてサシバの営巣状況を悪くしないように考えているようには思えない。 何か異論があるのであれば示してください。</p>	
<p>・サシバ2 工事工程を調整し、サシバの繁殖への影響に配慮すると書いてあるが、工事工程を見るとのべつ幕なしに搬入を行っているように見えるが、どのような配慮をするのか具体的に示してください。</p>	<p>ご指摘の環境保全措置については、サシバの営巣地付近の工事について、特に本種の敏感度が高いと考えられる4月～5月の開始を避ける、工事の作業量を段階的に増やしていく等の措置を考えております。詳細な内容につきましては、埼玉県や経済産業省の審査等を踏まえて検討してまいります。</p>
<p>・サシバ3 工食用資材等の運搬車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める、と述べているが、無計画に行った場合と計画的に行った場合でサシバへの影響はどの程度低減できるか数値で示してください。</p>	<p>工事工程の管理とサシバへ影響との関係性についての数値的な知見は確認されておきませんが、本環境保全措置と同内容は他の環境影響評価事例で取り入れられており、その効果が評価されているものと考えられることから、本事業においても採用致しました。また、工事の実施における影響については、工事中のモニタリング調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・サシバ4 騒音による忌避行動による影響は、サシバは移動能力が高いため他の場所に移動するため影響は少ないと述べているが、一部改変区に近い営巣地があるため、工事車両の騒音の影響を強く受け、場合によっては営巣をやめることが考えられる。 そういったことがないのか、もしないと考えているのであればその根拠を示してください。</p>	<p>サシバの営巣地付近の工事については、前述した「工事工程を調整し、猛禽類であるサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する」環境保全措置により特にその影響を低減できるよう努めてまいります。また、工事の実施における影響については、工事中のモニタリング調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・排出ガス適合車の使用1 最新の排出ガス適合車とはどういった車両でどういった手法でUCRに対し使用を促すのでしょうか。具体的に示してください。</p>	<p>最新の排出ガス適合車は、自動車NOx・PM法の車種規制に適合している車両を想定しております。 また、UCRは土を提供してくれるため、土の搬入者は本事業で実施するため各工事関係者に周知徹底を実施いたします。</p>
<p>・排出ガス適合車の使用2 最新の排出ガス適合車の使用に努めた場合と最新の排出ガス適合車の使用に努めなかった際に環境影響はどれくらい差が生まれるのでしょうか。数値で示してください。</p>	<p>本事業における工事関係車両及び撤去・廃棄関係車両の走行に伴う大気質の影響は、環境基準等の基準値を大きく下回っていました。 そのため、影響は軽微であると考えております。また、排出ガス適合車の使用に努めた場合は、更に影響は低減されると考えております。</p>
<p>・窒素酸化物濃度の標準化 車両の搬出入が計画的かつ効率的な運用管理が行われなかった場合と計画的かつ効率的な運用管理が行われた場合で、窒素ガスのばらつきはどの程度変化するのでしょうか。数値で示してください。また、計画的かつ効率的な運用管理ということは当たり前すぎて、計画的かつ効率的な運用管理をしないというやり方がにわかにはイメージできないのですが、計画的かつ効率的でない運用管理とはどういったものをイメージしているのでしょうか。</p>	<p>本事業における工事関係車両及び撤去・廃棄関係車両の走行に伴う大気質の影響は、環境基準等の基準値を大きく下回っていました。 そのため、影響は軽微であると考えております。また、画的かつ効率的な運用管理を行った場合は、更に影響は低減されると考えております。 計画的かつ効率的でない運用管理については、ある一定の時間に車両が集中し、周辺に与える影響を一時的に増加させてしますことをイメージしております。</p>
<p>・工事車両の整備、点検1 工事車両の整備、点検を適切に行うと書いてありますが、UCRが手配した車両をどのような方法でどのような頻度で整備、点検を行うのでしょうか。具体的に示してください。</p>	<p>UCRは、土の提供のみのため車両の手配は行いません。なお、土を搬入する工事関係者に適切に指導の徹底に努めます。</p>

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事車両の整備、点検 2 工事車両の整備、点検を適切に行うと書いてありますが、適切に行った場合と適切に行わなかった場合で窒素酸化物の量はどの程度変化するのでしょうか。数値で示してください。</li> </ul>	<p>本事業における工事関係車両及び撤去・廃棄関係車両の走行に伴う大気質の影響は、環境基準等の基準値を大きく下回っていました。</p> <p>そのため、影響は軽微であると考えております。また、工事車両の整備、点検を適切に行った場合は、更に影響は低減されると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設発生土の有効利用 1 建設発生土を場内で利用することで排出される窒素酸化物等を低減できると書いてありますが、建設発生土を発生させなかった場合と場内で利用する場合で窒素酸化物の量はどの程度変化するのでしょうか。数値で示してください。</li> </ul>	<p>本事業における工事関係車両及び撤去・廃棄関係車両の走行に伴う大気質の影響は、環境基準等の基準値を大きく下回っていました。</p> <p>そのため、影響は軽微であると考えております。また、工事車両の整備、点検を適切に行った場合は、更に影響は低減されると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設発生土の有効利用 2 建設発生土を場内で利用することで排出される窒素酸化物等を低減できると書いてありますが、建設発生土を場外に搬出する場合と場内で利用する場合で窒素酸化物の量はどの程度変化するのでしょうか。数値で示してください。</li> </ul>	<p>建設発生土を場内で利用することにより、搬入土の台数が減少となるため、窒素酸化物等の排出ガス量は低減すると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全措置の周知徹底 定期的な会議を行い周知徹底すると書いてありますが、どの程度の頻度でどういった方が会議に参加するのかを具体的に示してください。</li> </ul>	<p>現段階では未定ですが、適切な時期・頻度を設定し、工事関係者への周知徹底に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出ガス適合機械 1 建設機械はどういった排出ガス対策を行った機械を使用するのでしょうか。具体的に示してください。</li> </ul>	<p>排出ガス対策型建設機械指定制度（国土交通省）に基づく建設機械の使用に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出ガス適合機械 2 排出ガス対策を行った建設機械を使用した場合と排出ガス対策を行わない建設機械を使用した場合で窒素酸化物量は全体でどの程度変化するのでしょうか。数値で示してください。</li> </ul>	<p>本事業における建設機械及び解体機械の稼働に伴う大気質の影響は、環境基準等の基準値を大きく下回っていました。</p> <p>そのため、影響は軽微であると考えております。また、排出ガス対策を行った建設機械を使用した場合、更に影響は低減されると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アイドリングストップの徹底 アイドリングストップを徹底した場合と徹底しなかった場合で窒素酸化物量は全体でどの程度変化するのでしょうか。数値で示してください。</li> </ul>	<p>本事業における建設機械及び解体機械の稼働に伴う大気質の影響は、環境基準等の基準値を大きく下回っていました。</p> <p>そのため、影響は軽微であると考えております。また、アイドリングストップを徹底した場合は、更に影響は低減されると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設機械の整備、点検 1 建設機械の整備、点検を適切に行うと書いてありますが、どのような頻度でどのような方法で整備、点検を行うのでしょうか。具体的に示してください。</li> </ul>	<p>現段階では未定ですが、適切な時期・頻度を設定し、工事関係者への周知徹底に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設機械の整備、点検 2 建設機械の整備、点検を適切に行うと書いてありますが、適切に行った場合と適切に行わなかった場合で窒素酸化物の量は全体でどの程度変化するのでしょうか。数値で示してください。</li> </ul>	<p>本事業における建設機械及び解体機械の稼働に伴う大気質の影響は、環境基準等の基準値を大きく下回っていました。</p> <p>そのため、影響は軽微であると考えております。また、アイドリングストップを徹底した場合は、更に影響は低減されると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮囲いなどの防音対策 住居や学校に近い場所では仮囲いをして防音対策をすると書いてありますが、工事現場付近に住居や学校は無いように思います。実行しないことをなぜ記載するのでしょうか。</li> </ul>	<p>対象事業実施区域敷地境界付近には、保全すべき住居等が位置しております。</p> <p>そのため、本事業による影響がある場合は必要に応じて仮囲い等の設置をする必要があるため記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調整池の設置</li> </ul>	<p>調整池につきましては、環境影響評価準備書の第 2</p>

意見概要	事業者見解
<p>8-2-2-8の調整池等の設置という文言は、調整池を新たに新設するように誤解を与える可能性があり、不適切に思う。設置ではなく、既存の調整池の利用、及び周辺設備の設置が適切ではと思う。</p>	<p>章において、雨水排水及び調整池計画に関し、既存の調整池を利用する計画とする旨、明記しており、ご回答は生じないものと考えております。</p>
<p>・掘削深度の最小化 造成を行うにあたって、掘削深度を最小化することにより地下水及び地下水脈への影響を低減できると書いてあるが、掘削深度を恣意的に決めた場合が準備書内に書かれていないので比較が不可能である。恣意的に決定した場合の掘削深度を示し、さらに意識して掘削深度を最小にした場合と比較した場合にどの程度地下水位及び地下水脈への影響を低減できているのかを数値で示してください。</p>	<p>地下水につきましては、1年間に渡る継続的な現地調査結果と降雨量の関係から、切土により下流の地下水の主要な供給源となる水脈を寸断するなどの大きな影響を与える可能性は低いものと予測しました。このような予測結果を踏まえた上で、さらに森林保全のため、切土を必要最小限に抑えた計画にしていることも、地下水への影響をさらに小さくするものと定性的に評価しております。</p>
<p>・オニシバリを対象とした保全区域を設ける 効果が不確実であるのに新たに生じる環境影響をなしとしているのはなぜですか。</p>	<p>新たに生じる影響については、対象とする環境保全措置自体の効果の不確実性等を対象としたものではなく、環境保全措置を実施することにより保全対象とした環境要素以外のもの（例えば大気質等）に影響を及ぼす可能性について検討致しました。検討の結果、そのような影響は想定されないと考えられたことから、新たに生じる環境影響をなしとしております。なお、環境保全措置自体の効果の不確実性については、事後調査を実施する計画としております。</p>
<p>・オニシバリ及びミゾコウジュの移植 効果が不確実であるのに新たに生じる環境影響をなしとしているのはなぜですか。</p>	<p>新たに生じる影響については、対象とする環境保全措置自体の効果の不確実性等を対象としたものではなく、環境保全措置を実施することにより保全対象とした環境要素以外のもの（例えば大気質等）に影響を及ぼす可能性について検討致しました。検討の結果、そのような影響は想定されないと考えられたことから、新たに生じる環境影響をなしとしております。なお、環境保全措置自体の効果の不確実性については、事後調査を実施する計画としております。</p>
<p>・止まり木等の設置 効果が不確実であるのに新たに生じる環境影響をなしとしているのはなぜですか。</p>	<p>新たに生じる影響については、対象とする環境保全措置自体の効果の不確実性等を対象としたものではなく、環境保全措置を実施することにより保全対象とした環境要素以外のもの（例えば大気質等）に影響を及ぼす可能性について検討致しました。検討の結果、そのような影響は想定されないと考えられたことから、新たに生じる環境影響をなしとしております。なお、環境保全措置自体の効果の不確実性については、事後調査を実施する計画としております。</p>
<p>・環境監視計画 環境監視計画で水質の影響を監視するのは結構ですが、流量と濁度への影響の可能性が懸念されるためすべきである。河川の流量が変化しないと考えているのであればその根拠を数値で示してください。</p>	<p>水の濁りについては、雨水流出係数をパネルを設置した状況で1.0とし、寄居地域気象観測所において記録された過去最大の降雨に基づくなど、厳しい条件で予測した結果、その影響は実行可能な範囲内で低減が図られ、及び国または地方公共団体による基準又は目標と整合する旨評価していることから、環境監視計画に含めておりません。また、調整池の十分な容量の確保ができていることも確認していることから、流量の観測についても環境監視計画には含めておりません。</p>
<p>・G7 気候一環境大臣会合 先日5月20日、21日にG7 気候一環境大臣会合が開</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えており</p>

意見概要	事業者見解
<p>かれ、そのなかで小泉環境大臣が以下の発言をしている。</p> <p>「人類の生存基盤である生物多様性を保全し、自然と共生する社会を実現するために、今、経済社会のリデザインが必要であり、あらゆる手段をこの目的に向かって投入する必要がある。」</p> <p>我々ホモサピエンスは文明が起こる以前からも新たな大陸に踏み入れるたびに多くの種を滅ぼしてきた。そして、森林を破壊し、砂漠を作り、自然の恒常性を破壊してきた。</p> <p>ホモサピエンスは豊かな自然の懐の中に発生したため、自然から離れては生きることができない。そして、自然環境はシステムであり、生態系はそのシステムを構成する最重要な要素である。生態系を人間は破壊することはできるが決して作ることはできない。もっと正確に言えば一つの生物個体、一つの細胞さえ作ることはできない。それが互いに依存しながら成り立っているという、生態系は地球が作って現前する一つの奇跡といっても言い過ぎではない。メガソーラーや調整池は作ろうと思えばいつだって作れる。30年後には更新の必要がある。生態系は作ることはできない。しかし環境が健康であれば自律的に1000年といった単位で続くシステムである。</p> <p>そして人間はそこに依存して生きている。</p> <p>伝統的な知恵を紐解けば自然に対しての畏怖や畏敬の文化に行きあたる。科学は人間を知識の面で覚醒させた。大人になった人類は「人類の生存基盤である生物多様性」という事実を再確認した。人類は人類のゆりかごである生物多様性を護らなければ生きていけない。生物多様性を破壊しながら行う再生可能エネルギーはそういった文脈からは違う。</p> <p>小泉環境大臣の上記の言を読んで自らのやっていることが何なのか再考していただきたい。</p>	<p>ます。</p>

意見書 52

意見概要	事業者見解
<p>1、前「さいたま小川町メガソーラー環境影響評価調査書」に対する知事意見書が指摘した留意事項（ア～オ）が守られていない。</p> <p>ア、土砂搬入の出来る限りの回避→地元意見の搬入ゼロが検討されていない。</p> <p>イ、環境保全との両立→多くの「対策」実施を上げているが具体性に欠ける。</p> <p>ウ、造成工法や排水計画の検討→谷間への盛土による土砂流出不安、既存溜池の強度・容量等の点検がされていない。既存溜池集水域外に盛土パネルがある。</p> <p>エ、供用後の適切な維持管理→開発行為を行うに必要な信用及び資力があることが明らかでない（森林開発行為許可基準を満たさない）事業者への不信がある。</p> <p>オ、事業計画の積極的公表と住民意見への配慮→全く行われていない。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。事業者として、環境への配慮を踏まえ、土地造成計画の見直しを行うなど、具体的かつ最大限、環境への配慮のための対策を行いました。また、盛土の安定計算により安全性を確認し、パネルの設置個所の排水を導く調整池の容量が十分であることを確認しております。</p> <p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p>
<p>2、土砂の搬入は認められない。</p> <p>ア、地元地区および町議会において同様の決議がされている</p>	<p>従前にお寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、</p>

意見概要	事業者見解
<p>イ、土砂の搬入車両による交通・沿道環境の悪化、地域住民への騒音・渋滞交故不安等から強い反対がある（土砂搬入を認めない要因にもなっている）</p> <p>ウ、土砂搬入によって谷間に大量の土砂が積み上げられ土石流出、崩壊の危険がある（不法に残土を搬入した区域でがけ崩れが発生した）</p> <p>エ、切土・盛土計画地の状況からして、搬入なしでも計画は可能である。</p> <p>オ、搬入土砂への有害物質混入不安、外来生物等の混入も懸念される。</p>	<p>計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>搬入土を、元の計画の4割以下まで減らすことにより、環境への影響を低減いたしました。</p>
<p>3、調整池の機能点検と「雨水流出抑制施設」を適切に設置すること</p> <p>ア、ゴルフ場開発計画に伴う現調整池は、土砂搬入ゼロを前提のゴルフ場環境での雨水流出量に見合った容量と構造になっていると思われる。</p> <p>イ、建設から30年もたっており、土砂の堆積による容量低下、機能低下が想定されるにもかかわらず、強度検査も浚渫等容量測定も実施していない</p> <p>ウ、盛土、パネル設置に伴う、流出土砂量や雨水流出量に見合った堰堤、洪水調整池、排水施設等が求められる。地震時の安全率が指針を下回る数値がある。</p> <p>エ、準備書の調整池計画において実際の調整池容量はゴルフ場建設時の容量を採用していると思われる。また、必要な調整池容量も全体のパネル設置率を用いて一律的に計算しているが、一例として桜沢川集水域でのパネル設置率は相当高く実態に即していない。同地域には1号集水域外に盛土パネルがあり問題がある。</p> <p>桜沢川上流域は「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」となっており、「小川町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン」による適切な対応が求められる。</p> <p>オ、また、パネル設置による雨水流出は量と共に流出の速さについても検討する必要があるのではないか。そのことは、河川の状況とも関連して防災上の検討を考慮しておく必要があると思われる。</p>	<p>許可後、工事着工前に調整池の点検を行い、補修等が必要な場合は補修を行います。</p> <p>オリフィスからの流出量は調整池内の水位差に連動しており、流出量の最大値は下流河川の流下能力以下に設定しています。</p>
<p>4、事業対象地域の豊かな生態系が明らかになったが、土壌内生物を含めた総合的な林地生態系の広域での喪失による評価が欠落している。</p> <p>ア、動・植物の生息は、自然環境における森林（林地）が形成する生態系の一員として存在しており、広域的な森林伐採・パネル設置域における自然環境・生態系維持環境の激変による動・植物の生息の消滅＝総合的な森林生態系が壊滅する。</p> <p>イ、丘陵上層部での生態系の劣化は土壌機能劣化に繋がっており、下層部への有機物供給低下と土石流下の危険性が増すと思われる。</p>	<p>準備書では、動物・植物の他、生態系の項目において土壌動物（餌生物）を含めた総合的な予測・評価を実施しております。生態系では、まず現地調査結果から調査地域の食物連鎖図を作成してその概要を把握しました。その上で、詳細な影響を予測するために注目種を選定し、上位性としてノスリ、典型性としてタヌキ、特に調査地域の重要な地域特性である「谷沿いの湿地的な環境」を指標する特殊性としてミゾゴイについて、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。また、予測・評価にあたっては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。これらの結果、生態系に係る影響については、実行可能な範囲で影響の回避・低減が図られていると評価しております。</p> <p>土石流下を含む土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策</p>

意見概要	事業者見解
	を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。
5、景観影響評価において、小川町民が「官ノ倉山」「石尊山」を町の象徴、顔として特別に認識している心証への理解が欠如している。	地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。
6、自然との触れ合い活動の場について、利用客の多いことを確認しながら、対策は、工事の安全対策が優先したものとどまっている。工事現場に「触れ合い」を求める人はなく、利用者の減少につながると思われる。小川町の好感度低下につながる	地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。
7、一定期間後の太陽光パネルの撤去が前提とされることについて ア、期間限定とした場合；電力供給施設としての継続性のないメガソーラーのために、貴重な森林・自然環境資源を大規模に破壊する選択の可否が問われる。 イ、住宅屋根上の太陽光施設については、効率的なパネルに更新しながら電力利用を継続して行くことを考えているが、メガソーラーについても、電力供給の継続性を考慮して効率的なパネルに更新して行くことはないのか？ その場合には新たな課題が生ずる。	FIT 期間終了後について、事業を継続することを考えています。全ての売電期間終了後は緑地とする予定です。
8、豊かな里山の自然環境に恵まれたこの町を後世に残して行きたいという願いは、多くの町民の思いで、ブルームローズCC跡地の自然遷移を見てきました。小川町の社会的共通資本として、町民の意向に添った活用策を町と共に考えていただくよう強く要望します。 以上。	地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

## 意見書 53

意見概要	事業者見解
<p>環境保全措置について</p> <p>準備書には、事業実施に際する環境保全措置として、「造成を行うにあたっては、掘削深度を最小限とする」、「森林伐採量を最小限に抑える」、「地域の生態系に配慮した早期緑化を行う」、「パネル設置範囲においてはチップ化した木材を敷く」、「対象事業実施区域内の道路は碎石を敷くことにより、雨水浸透を妨げないように配慮した計画とする」と明記されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「最小限」や「早期」、「配慮」など、曖昧な言葉が使われていますが、具体的な数字で示してください。</li> <li>・その数字を厳守するためにどのようなチェック体制を設けますか</li> <li>・万一、その数字が守られていない場合、どのように補償しますか</li> </ul>	<p>「掘削深度を最小限にすること」に関しては、森林保全のため、切土を必要最小限に抑えた計画にしていることに関し、地下水への影響をさらに小さくする措置として定性的な評価の対象としているものです。森林伐採量を抑えた結果につきましては、環境影響評価準備書の第2章「森林保全のための土地利用計画案検討」に、計画の再検討の内容を、具体的な面積とともに記載いたしました。「早期緑化」につきましては、対象事業実施区域内の表土をはぎ取ることで発生した土を、造成後の吹き付け材料として使用することで、表土の中に含まれる種子・根茎が根付き、裸地の状態よりも早い在来種の植生の回復が期待できることから「早期」と記載しております。植生の回復に関する期間ですので、具体的な日数などは設定しておりません。「雨水浸透を妨げないように配慮」する根拠としては、道路・太陽光パネル用地を日舗装とすることを明記しており、あいまいさは避けられているものと考えております。</p> <p>事業者としまして、環境保全措置の内容は確実に実施いたします。実施した措置に関しましては、環境影響評価法第38条の2第1項及び発電所アセス省</p>

意見概要	事業者見解
	<p>令第 35 条並びに第 36 条の規定により報告書を作成いたします。ここでは、措置の効果や実施状況などを確認したうえで、環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について記載いたします。</p> <p>また、環境監視計画や事後調査により、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることといたします。</p>
<p>環境影響評価調査計画書及び要約書の縦覧について 貴社ウェブサイトに掲載されていません。環境影響評価法改正により、電子縦覧は義務化されていますので、非掲載は違法です。</p>	<p>環境影響評価調査計画書（方法書）及び概要版（要約書）につきましては、「埼玉県環境影響評価条例」第 6 条の規定に基づき、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるため、事業者ウェブサイトに掲載し、公表しました。その期間は、縦覧期間と同じ令和 2 年 1 月 7 日（火）～令和 2 年 2 月 7 日（金）としました。</p>
<p>搬入土について 土の搬入元は UCR(株式会社建設資源広域利用センター)とされています。 ・土質区分、土壌分析基準を教えてください</p>	<p>UCR では、土質区分の判定や土壌分析試験を行います。土質区分判定には、判定指標としてコーン指数、土質材料の工学的分類、自然含水比、土の粒度、液性限界・塑性限界を用います。また、土壌分析試験は、溶出試験がカドミウム、全シアンなど溶出試験 28 項目（基準値は環境影響評価準備書第 3 章 表 3-2-8-18 を参照ください）、含有量試験を 11 項目（銅 125 未満、砒素 15 未満、水銀及びその化合物 15 以下、カドミウム及びその化合物 45 以下、鉛及びその化合物 150 以下、砒素及びその化合物 150 以下、六価クロム化合物 250 以下、ふっ素及びその化合物 4000 以下、ほう素及びその化合物 4000 以下、セレン及びその化合物 150 以下、シアン化合物 50 以下、数字の単位は全て mg/kg）について実施します。</p>
<p>・放射性物質を含む有害物質が含まれていないことをどのように確認し保証しますか ・上記物質が含まれていることが判明した場合の除去方法とその情報の開示方法を教えてください</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<p>・土の搬入が地下水の水質(水位ではなく)にも悪影響を与える可能性があります、そのモニタリング方法と悪影響が生じた場合の対処方法を教えてください。なお、水質については濁りについてしか言及がなく、有害物質についての考慮が欠如しています。</p>	<p>地下水は、比較的浅い部分を流下し、下流の河川などに流れているものと推定しておりますため、下流河川での水質を調査する環境監視計画を策定いたしました。そこでは、調査項目をカドミウム、全シアン、鉛などの健康項目等とし、有害物質についても</p>

意見概要	事業者見解
<p>さいごに</p> <p>どんなに立派な準備書や計画書を作成しても最終的に物を言うのは事業者の良識です。事業に関わる一人ひとりが、自宅のすぐそばでソーラー発電が設置される状況を想像してください。突如、外部の人たちがやって来て自宅周辺の山や森を改変されたら、どのような気持ちになるか想像してください。そして、山や森、そこに住む動物や昆虫がこの先数十年、数百年にわたってどのような影響を受けるか、それが将来の世代にどのような影響を与えるか想像してください。そのうえで、地元の住民と真摯な気持ちでコミュニケーションを取っていただきたいです。</p>	<p>考慮しております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 54

意見概要	事業者見解
<p>・これだけの広大な地域の森林を伐採し、残土で埋立をするとのことですが、それだけで山林が持つ保水力が大きく損なわれ、台風などで大きな土砂災害が起こる可能性が高まります。実際に 2019 年の台風 19 合の時には小川町も甚大な被害が出ています。地球温暖化により台風 19 合よりも更に巨大な台風の上陸が懸念される昨今、メガソーラー開発による土砂災害の危険性を御社がどのように考えているのかお聞かせ願いたい。また、埋立の残土もどこから運び込まれたものなのか放射能などの危険性がないものかどうかを明確に示すデータをご呈示願いたい。</p> <p>要約すると</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. メガソーラー開発による山林の保水力の低下とそれによって起こる大規模な土砂災害の懸念</li> <li>2. 持ち込まれた残土による土壌汚染の危険性</li> </ol> <p>この 2 つに対するご回答をお願いいたします。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。この結果を基に、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCR によって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCR で構成される「UCR 利用調整会議」で搬出量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCR に搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>

#### 意見書 55

意見概要	事業者見解
<p>・近年の異常気象は人知を越えた減少を呈しています。梅雨時や台風シーズンに限らず突如襲ってくる雨は線状帯となり、大量の雨量で谷の土砂を押し流してきました。20 数年前私は放置されたままの畑を開墾し、秋の野菜の成長を楽しみにしておりました。そんな折、季節外れの 11 月、大きな低気圧が元プリムローズカントリー(現(株)サンシャインエナジー)予定地を襲い大量の雨で谷を押し流しました。冠水した畑は土砂に埋まり翌</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>朝の冷え込みで下に覆われた写真は新聞の折り込みに載りゴルフ場反対運動のきっかけとなりました。その後その谷は「土石流危険渓流」北久保沢渓流番号 343-1-041 埼玉県・小川町と標示され県の管轄下に置かれました。</p> <p>当時の山々は幅に覆われ保水力も十分にあったにもかかわらず急峻な地形から流れ落ちる水は一気に畑や道路を埋めました。</p> <p>この度プリム跡地に(株)サンシャインエナジーのソーラーパネル設置計画を知りました。工事の前段階として残土埋立計画を知り、山の内部から腐らせる環境破壊をするつもりかと憤りを感じます。</p> <p>日々土に触れ土を育て野菜を育てる身として二度と土石流を受けたくない。まして残土盛土切土が押し寄せる土石流など考えられない。今後大きな自然災害がいつおこるか分かりません。山を裸にする開発など中止すべきです。</p>	

### 意見書 56

意見概要	事業者見解
<p>・私は当地へのメガソーラー設置に反対します。自然エネルギーは今後の安全な電力確保にとって大切なことです。しかし今回の計画ではそれ自身が自然を破壊することになればそれは取り戻すことが出来ません。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 57

意見概要	事業者見解
<p>I. 事業の進め方に関して</p> <p>太陽光発電の事業に関する住民説明会は一度も開かれていません。近隣で生活する者として、事業主体との信頼関係が築けていないことは、生活環境上、大きな不安感があります。</p> <p>太陽光発電事業についての住民説明会を再度、各地域で実施してください。住民の声を聞き取り、事業に反映させ、信頼を回復してください。</p> <p>又、必要に応じて、継続的に対話の場を設け、地域住民と共に、地域の未来を守る仲間としてこの事業に当たってください。</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p> <p>今後も、周辺の自治会など、地域の方々から御要望をいただければ、話し合いの機会を設けるなどできるだけの対応を検討いたします。</p>
<p>II. 準備書面上の問題点</p> <p>1. 残土持ち込みの問題。</p> <p>残土を入れないでください。残土搬入のため交通量が増え、騒音や排気ガスによる生活・自然両面での環境悪化は免れません。また、残土からの汚染物質、外来植物の移入による生態系被害の可能性は拭えません。</p>	<p>ご指摘の交通量の増加による影響の大気質、騒音・振動について、予測結果は環境基準等を満足しているため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>また、残土の搬入については、土搬入に利用する業者を UCR に限定します。</p> <p>UCR に搬入される建設発生土は、土質等の受入条件（土質区分、土壌分析基準等）が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっているためこれにより、残土からの汚染物質の影響は小さいと考えられます。</p> <p>外来種の移入について、対象事業実施区域内の造成による表土を仮置きし搬入土の上に敷き、搬入土の植物の生育を抑えるほか、搬入される土を近隣界からのものに制限し、異なる気候帯の生物の混入など</p>

意見概要	事業者見解
	<p>のリスクを抑えるなどの配慮を行い、影響の低減を図ります。</p>
<p>2. 水・洪水に関して</p> <p>事業規模を縮小してください。計画されている大規模な樹木の伐採、土地の造成によって、大量の水が土壌に吸収されなくなります。世界的な気候変動のなか、予測不能な自然災害、台風19号のような大規模災害が起きる可能性は多いにあります。調整池の適正な働きを保持するだけでなく、規模の縮小が不可欠です。また、下流域での災害が発生した場合の補償についても、明確な提示をしてください。</p>	<p>雨水を貯留する調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。なお、この計算は、改変された土地として行ったものです。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p>
<p>3. 動植物の生態系に関して</p> <p>地域の環境団体と連携し、希少動植物の生息域を守ってください。環境省から保護指針も公表されている絶滅危惧種の存在も確認されていることから、地域のみならず国・地球規模で、生物多様性の一端を担う貴重な自然環境を有する地域です。一旦失われてしまえば、回復するのは困難を極めます。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、その他にも工事の実施中及び施設の供用時に応じた環境保全措置を講じる計画としており、環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜うよう努めてまいりたいと存じます。</p>

## 意見書 58

意見概要	事業者見解
<p>・1988年に小川町に越してきてはや33年。朝夕の散歩ではよく大塚八幡神社と隣接する小川町の野球場の周りを散歩します。早朝4時、5時ごろときどきキツネと出会いました。あるときメスのキジを襲い間一髪のところ逃げられた場面を見ました。「ギャーギャー」と甲高い声を発してとびたつてしまい、キツネはくやしそうに見上げていました。近所の方の話では1960～70年頃にはキツネが親子で歩いていたそうです。タヌキ、アライグマは街中にも歩いています。オオタカが小鳥を狩る場面は二度見ることが出来ました。ハトなどの羽根が地面に円形に積まれているのは格闘の後、息の根を止めて持ち去ったあとだとわかりました。フクロウの野太い声、「テッペンカケタカ」のホトトギスはこの地ではおなじみです。2000年頃でしょうか。大塚八幡神社の大木の根元にムササビが倒れていました。その後そり家族でしょうか。一匹のムササビが木々の間を飛ぶ姿を見かけました。ムササビが「ギュルギュル」という声を発することをそのとき初めて知りました。</p> <p>いま2021年。いつのまにかキツネを見なくなりました。ムササビも神社から姿を消しました。</p> <p>1988年。父親の看護疲れから重い気管支喘息になった母親を空気のきれいな地で生活させたいと荻窪から移り住んだ小川町が周り中ゴルフ場だと知ったのは越した後しばらくたってからでした。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜うよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>エゾオオカミ、ホンドオオカミ、ニホンカワウソ、トキ、コウノトリ、ニホンアシカなど日本固有の動物たちは絶滅。もう戻ってきません。</p> <p>上記の動物たちは人の手により、もしくは人の生活の都合で絶滅させられたと見る事が出来ます。九州にはすでにツキノワグマは生存していないと見る専門家もいます。</p> <p>巨大で大量のパネルによる環境破壊は無残な姿をさらすこととなります。パネルから生じる電磁波による靱帯への影響は計り知れないものがあると感じています。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

意見書 59

意見概要	事業者見解
<p>・ソーラー設置のために広大な森林伐採をすると 2019 年の台風の時よりはるかに大きな洪水が発生すると思います。その対策(調整池を作る等)を示してください。雨が降らないと保水力がない山は水不足で農家等に被害が出ます。その補償の内容を示してください。更に切土盛土後は土砂崩れも発生し、残土持込ならもっとひどくなります。残土の放射能は UCR で計らないとの事。運び込む前に計るのをだれがどうやるのか教えて下さい。残土を運ぶ道路の問題、生態系や景観の悪化等は他の意見書で出されているのでここには書きませんがそれらの問題の対策をして下さい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>雨水を貯留する調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。なお、この計算は、改変された土地として行ったものです。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には 3 か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認できれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。この結果を基に、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCR によって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCR で構成される「UCR 利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCR に搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>

## 意見書 60

意見概要	事業者見解
<p>・今回の事業計画は、小川町の豊かな自然環境、そこで実践されている全国有数の有機農業、そして行政と地域の住民・事業者の協働による森林の保全・利活用の取り組みに対して、きわめて甚大な負の影響をもたらすものです。</p> <p>貴重な生態系が残されている森林を 30ha 近く伐採し、かつ 35 万㎡を超える膨大な量の建設残土等を搬入するという計画は、環境影響評価以前の問題として、自然保護の理念や地域住民の意向を無視した暴挙と言わざるを得ません。</p> <p>複数の生態学の専門家が、事業計画地域はサンバ、ミゾゴイ、トウキョウサンショウオ、ホトケドジョウなど国や県の絶滅危惧種に指定されている希少生物の棲息地であることを証明しており、大規模な伐採や切土・盛土による開発行為は到底認められるものではありません。また、昨今の集中豪雨被害の状況などを考慮すると、当該地域への大量の残土搬入も、災害防止の観点から論外の危険行為です。このような根本的な問題点については、事業主体である御社はもちろんのこと、環境影響評価を担当した国際航業株式会社も十分に判っているはずであり、本事業計画を妥当であると言い繕う精神がまったく理解できません。日本人としての良心に立ち返り、このような無謀な事業計画を即座に撤回されるよう、心よりお願いします。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 61

意見概要	事業者見解
<p>・環境保全に係る再度の説明、提案を求める。</p>	<p>環境影響評価準備書の内容につきましては、縦覧後も、埼玉県 HP で公表を行っております。こちらの資料もご覧いただければと存じます。</p>

## 意見書 62

意見概要	事業者見解
<p>・自然が小川町の魅力であり財産です。この大きな財産が未来小川町が存在する意義の大きな点と思います。自然をこわさないで下さい。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 63

意見概要	事業者見解
<p>・小川町と言えば四季折々にすがたを変える緑の山里が大きな魅力のひとつである。昨今ではそんな小川町の自然に憧れ移住してきている人も増えている。そのような状況の中豊かな生態系を大きく失いかねないメガソーラーの計画は反対である。</p> <p>環境保全にかかわる大きな問題であり、工事による大型ダンプの往来・埃・騒音なども考えなければならず問題が多すぎる。住民意見に耳を傾けて欲しいものだ。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 64

意見概要	事業者見解
<p>・さまざまな自然災害から土地を守ってくれる森林が伐採され、周囲の生活環境を乱すことがあると思います。地域住民からの同意を得ずに行う行為は非常に問題です。しっかりとした説明会を再度行うべきだと思います。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。この結果を基に、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>これらの内容について記載した環境影響評価準備書の内容につきましては、縦覧後も、埼玉県HPで公表を行っております。こちらの資料もご覧いただければと存じます。</p> <p>今後も保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 65

意見概要	事業者見解
<p>・メガソーラー設置のためにどれだけの残土が運ばれてくるのでしょうか。どこから、どんな残土なのでしょう？</p> <p>自然豊かな小川町に大規模なメガソーラー設置は景観を損ねるだけでなく、震源を含め、色々な生き物の健康をも害してしまいそうで怖いです。自然破壊は断固反対です。</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p> <p>地域の方々の小川町の自然や農業に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 66

意見概要	事業者見解
<p>・私は小川町の山が大好きです。そこには沢山の命や自然の恵みがあります。最近テレビ東京の「出没！！アド街ック天国」という番組でも小川町の良さ、有機野菜の里として取り上げられたばかりです。京都の観光地では電柱も景観に規制がある事を学生の頃ではありますが、聞いたことをよく覚えています。小川町は今では都内からの埼玉県移住人気な土地と聞きました。それはこの里山の自然があつての事です。この事業の全面中止を求めさせていただきます。</p> <p>自然をこわすことなく地球にも人間にも良い案が生</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
まれる事も願います。	

### 意見書 67

意見概要	事業者見解
<p>・私は小川町の里山の風景や自然が大好きです。野菜もなるべく地元の有機野菜を使い、安心して子ども達も食べています。残土の持ち込みにより安全が失われることはないのか、知事意見書の書いてある内容をきちんと踏まえているかを公開しながらもう一度説明会をしてからがいいのかと思います。</p>	<p>知事意見に対する事業者の見解については、環境影響評価手続きを通じて公表させていただきました。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 68

意見概要	事業者見解
<p>・この度は、貴社が小川町の豊かな自然、大地に太陽光発電を建設すると聞き、居ても立っても居られず意見書を書くことになりました。貴社の誠実で賢明なご回答をお願い致します。</p> <p>意見 1. 土砂災害の危険</p> <p>小川町の 1.2%に当たる広大な里山、50メートルを超える深い谷に盛土をして 30度の傾斜の階段状にする計画とのことですか、この周辺はもともと「土砂流出危険区域」指定地です。土砂災害の危険性が極めて高いことです。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>なお、対象事業実施区域の改変区域内には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は含まれておりません。（「3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」参照）</p>
<p>意見 2. 土砂搬入の危険</p> <p>36万立方メートルの土砂搬入は、1日大型ダンプ 150台、3年間で 10万台が往復、入り口には特養老人ホームがあります。渋滞と道路の破損・埃・排気ガス・騒音……と問題を挙げたらきりがありません。</p> <p>また、搬入する土砂は UCR(建設資源広域利用センター)の土とのことです。この土の放射線量の検査はしていないとのことです。安全性が担保されていません。</p>	<p>資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<p>意見 3. 民家の安全</p> <p>排水は谷底の調整池とのことですが、伐採された保水力の無くなった山、盛り土の斜面で、池は 25年以上</p>	<p>調整池につきましては、目視により正常に機能していることを確認済みです。工事着工前に調整池の点検を行い、補修等が必要な場合は補修を行います。</p>

意見概要	事業者見解
<p>前のゴルフ場計画時にできたもので、劣化しているうえ、すぐ下には民家があります。大変安全性に問題があります。</p>	
<p>意見 4. 豊かな自然の破壊          兜川の上流にあたる飯用川、笠原川等にはホタル、ホトケドジョウ等の貴重種が生息しています。下流まで汚染され、水生生物や魚類への影響も重大です。          以上 4 点の意見について、納得のいく回答をお願いします。</p>	<p>ホタル類やホトケドジョウをはじめとした水生生物については、その生息環境は改変されないことから、直接的な影響はないと予測しております。一方、生息環境の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>

意見書 69

意見概要	事業者見解
<p>・ 危惧生物ミゾゴイについて          準備書によると、危惧生物のミゾゴイ(絶滅危惧Ⅱ類)の生息が確認されています。          埼玉県レッドデータブックによると、ミゾゴイは丘陵地や低山の良く茂った広葉樹林や針広混交林で繁殖する。営巣場所はケヤキやコナラなどの広葉樹を利用することが多い。日没頃、林から飛び出し、水辺などでサワガニ、カエル、ミミズ、魚類などを漁るが、日中でも暗い溪流で餌を捕ることもある。とあります。残土持ち込みや地形の改変により、餌場の水辺がどのように変化するか、調査されましたか? 調査されてないようでしたら、調査し、報告してください。          また、変化に対してどのようなミゾゴイの生育環境の保全・措置をとるのか、具体的に示して下さい。『本種への生育環境への影響は小さいと予測する。』とありますが、計画地の変化のみ見ては、その影響を予測することは不可能です。計画地外の変化も明確に示し、影響を予測してください。</p>	<p>ミゾゴイについては、動物の項目の他、生態系の項目において、特に調査地域の重要な地域特性である「谷沿いの湿地的な環境」を指標する種として本種を選定し、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、ご意見を頂いた餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。その内容は準備書の 8-1-6-1(960)～8-1-6-91(1050)にお示しております。          環境保全措置については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、確認された本種の巣がある谷地形の改変を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。          予測・評価は対象事業実施区域のみではなくその周辺地域も対象として実施しております。そのうち、改変区域以外の地域については直接的な改変はないことから、生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・ 危惧生物サンバについて          準備書によると、危惧生物のサンバ(絶滅危惧Ⅱ類)の生息が確認されています。          埼玉県レッドデータブックによると、「かつては、低地帯。台地・丘陵帯、低山帯の各地に夏鳥として渡来し繁殖していたが、現在は県内での繁殖情報が極めて</p>	<p>猛禽類調査の調査期間については、調査方法等を明記した調査計画書段階で埼玉県及び経済産業省の審査を経ており、妥当性のあるものと考えております。一方、準備書に記載したとおり調査の結果サンバをはじめとした猛禽類の繁殖が確認されたことから、第 2 営巣期の調査を実施することと致しました。</p>

意見概要	事業者見解
<p>少なくなっている。台地・丘陵帯で著しく減少している理由として、谷津田の耕作放棄や手入れ不足による生息環境悪化のため、本種の餌となるカエルやヘビなどが減少したことが原因の一つとして考えられる。』とあります。そのような繁殖状況が極めて少なくなっているサシバが事業計画地にて繁殖しています。たいへん貴重な生息地を守る必要があるのではないのでしょうか？サシバの調査をされている方にお聞きしたところ、年によって目撃される個体数に変動があるそうです。1年ほどの調査期間では短いと考えられます。地域の環境保全団体に助言を求め、調査方法を確認した上で数年にわたり、調査をしてください。また、どう生息地を維持していくのか、他の地域での保護事例を上げ、根拠と併せて示してください。</p>	<p>その結果は評価書において記載するとともに、必要に応じて予測・評価を見直し、本種への影響のさらなる低減に努めてまいります。また、調査結果や環境保全措置の内容等については、埼玉県での活動実績のあるNPO法人から助言を頂きました。</p> <p>サシバに対する環境保全措置としては、まず「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」ことにより、推定した営巣中心域及び高利用域の改変を出来る限り低減致しました。また、「工事工程を調整し、猛禽類であるサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する」、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の措置を講じることにより、工事の実施及び施設の供用時においてその影響の低減に努めてまいります。前者の措置は他の環境影響評価事例においても採用されており、後者は「サシバ (<i>Butastur indicus</i>) の狩場環境の創出にむけた草刈りや杭の設置の保全的効果の検証」(2011年、東ら)等を参考にしております。</p> <p>さらに、サシバを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・ 危惧生物トウキョウサンショウウオについて 準備書によると、危惧生物のトウキョウサンショウウオ(絶滅危惧Ⅱ類)の生息が確認されています。 埼玉県のレッドデータブックによると、生息地について、人間地方や比企地方では都心までの交通の利便性がよい地域では谷戸などの生息環境の消失・悪化が進んでいる。また、地下水源の枯渇も減少の原因になっている。と書かれています。 土砂の搬入により谷戸の生息環境は埋められ、森林の大量伐採により地下水源が枯渇することでしょう。この状況をどのように回避するのでしょうか？ 準備書のどちらにこの状況を回避する方法が書いてありますか？ もし、記載がないようでしたら、他の地域での事例を上げ、根拠と併せて示して下さい。</p>	<p>地下水源については、主な切土は対象事業実施区域内の尾根の部分であり、推定される対象事業実施区域の斜面の地下水の状況と考え合わせると、切土により下流の地下水の主要な供給源となる水脈を寸断するなどの大きな影響を与える可能性は低いと予測するほか、パネル設置範囲においてはチップ化した木材を敷く、対象事業実施区域内の道路は碎石を敷くことにより、雨水浸透を妨げないように配慮した計画とすることなどにより、地下水に対する影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しています。その内容は準備書の8-1-2-29(592)～8-1-2-36(599)にお示ししております。</p>
<p>・ 危惧生物ホトケドジョウについて 準備書によると、危惧生物のホトケドジョウの生息が確認され、ています。 埼玉県のレッドデータブックによると、特記事項において、本種は種内の遺伝的な多様性が高いことから、保護の名目で採集し、繁殖させた個体を安易に他水系に移殖する行為は好ましくない。県内で最も標高が低い生息地として、標高10m以下の湧泉地帯で生息が確認されているが、近隣地域の開発に伴い、湧泉の枯渇が危惧される。とあります。 上砂の搬入や森林の大量伐採によって、湧泉地帯の状況が著しく変化することが予想されると専門家の方が言っていました。 他水系に移殖せず、ホトケドジョウを保護する方法を他の地域での事例を上げ、根拠と併せて示して下さい。</p>	<p>ホトケドジョウについては、その生息環境は改変されないことから、直接的な影響はないと予測しております。一方、生息環境の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>

意見書 70

意見概要	事業者見解
<p>・準備書を拝見したところ、幾つか懸念事項があります。まず、国が掲げた温室効果ガスの 26%という削減目標についてですが、こちらはカーボンオフセットという考え方が貴社の計画には抜け落ちていていると思えます。本来のカーボンオフセットは、輩出した温室効果ガスを吸収する森林等の必要性と説いています。しかし、貴社の計画では、その森林を破壊してソーラーパネルを作るというもの。これは本来のカーボンオフセットからは乖離し、温室効果ガス削減には貢献しないどころか、かえって低炭素、循環型社会に逆行するものであると考えます。よって私は準備書に反対致します。</p>	<p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・それから二つ目に、山を切り崩してソーラーパネルを設置すること。やはり景観保全という意味でも、次世代型社会に逆行していると思われまます。</p>	<p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・それから三つ目に、建設工事に 1 日当たり 157 台の車で資材等を運搬すること。これには騒音が懸念されます。特に街中は狭い道路もあるため、子供やお年寄りの安全を守るという観点からも賛成しかねます。また、これだけ多い車の量。建設資材だけではなく、もしかしたら関係の無い残土等も持ち込まれるのではないかと疑われても仕方ありません。</p>	<p>資材運搬等の車両の騒音について、予測結果は、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。 また、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化するなど環境保全措置等を実施することにより、更なる影響の低減を図るよう努めてまいります。 残土については、提供先を UCR に限定するため関係のない残土等の持ち込みは行いません。</p>
<p>・それから最後に、ソーラーパネル建設を巡って説明会を開いたと聞いておりますが、私は全く聞いておりませんでした。ポスティングもしたそうですが、我が家には通知は届いておりません。また、聞くところによると、その説明会は平日の昼間に行われたそうですが、そのような時間帯では多くの住民は参加できません。意図的に、そのような時間帯を設定したとしか思えません。建設は、住民の理解を得ずには進めるべきではありません。なぜなら後々、貴社と住民の間で禍根を残すからです。お互いを不幸にするもの、また議論を尽くされたとは言えないものを進めることは、やはりリスクがあると思えます。 以上の点から、私は貴社の示す準備書には異議を申し立てる所存でございます。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。 小川町での説明会は平日の開催となりましたが、夕方 17 時 15 分から 18 時 45 分まで及び夜間 19 時から 20 時 30 分までの開催とし、また、ときがわ町、寄居町、東秩父村の説明会は土曜日に開催し、多くの方のご来場に向けて準備をさせていただきました。 今後も、地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 71

意見概要	事業者見解
<p>・こんにちは。環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第十八条の規定により、下記事業に係る環境影響評価準備書に関し意見書を提出します。 私は、小川町出身で、緑豊かな小川町が大好きです。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>本事業計画地域に残土を持ち込まないでください。 また、メガソーラーを建設しないでください。私は事業の 全面中止を求めます。以上です。 どうか、私たちの想いが伝わりますと幸いです。</p>	

## 意見書 72

意見概要	事業者見解
<p>・いま小川町は町の魅力を掘り起こし、町の活性化に向け、若者も、年配者も頑張っています。 大好きな小川町の魅力を奪わないでください。 今を生きる住民のためにも、これから育つ子供達、生まれてくる子供たちのためにも、事業の全面中止を求めます。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 73

意見概要	事業者見解
<p>・県知事意見 (5) 動物・植物・生熊系 オ、事業計画地周辺で感動する環境保全団体等から情報収集を行い、調査・予測及び評価に活かすこと。とあり 【理由】「埼玉県での活動実績のある NPO 法人」での情報収集以前に、事業計画地周辺（隣接）で、活動する環境保全団体等。下記から情報収集を行なって下さい。 小川町星山クラブ youyou ホームページあり 創立 20 年里山環境保全活動を行っている団体で、活動拠点の一つ飯田体験広場では炭焼き小屋やライブステージとツリーハウスとピオトープがあり、町民の憩いの場となっており、事業地東側の隣接場所で土石流の影響をもろに受ける場所です。</p>	<p>準備書において実施した情報収集において有益な助言を頂けたことから、現時点では追加で対応することは想定しておりませんが、今後実施する必要性が考えられた際には、ご提供いただいた内容も参考にさせていただきますと考えております。 なお、土石流など災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>
<p>・県知事意見 (3) 水象 パネル設置による雨水の表面流出の変化及び近年の豪雨災害を踏まえて、ゴルフ場造成時の設計計算にとらわれず、調整池の容量を十分に確保すること。 また、調整池のもつ機能が常に維持されるよう定期的に確認し、必要に応じて土地の安定性について予測・評価すること。とあります。 ・ゴルフ場開発時の調整池を再利用する計画であるが、当時の調整池はゴルフ場のための調整池で、太陽光パネルが全面に張られ、雨水の宅地内浸透量が極端に違い調整池への雨水の流入量は膨大な量となります。既設調整池の容量が十分である根拠を示して下さい。 流用予定の調整池は、20 数年経過し経年劣化して今後何年間、土圧等に耐えうるのか専門家に調査した上で報告書を出して下さい。 また造成着手前に、鉄砲水の流入で調整池が溢れ出る可能性低減の為、長年の流入土を浚渫して空にすると共に、浚渫土の処理方法も回答下さい。 【理由】 ゴルフ場計画では、全面が芝生メインの緑地なので、開発地内雨水浸透が見込まれるが、今回の開発は太陽光パネル面が敷き詰められるため、開発地内雨水浸透量が極端に少なく、豪雨時には造成中も含め一気に調整池へ向かって泥流として流れ込むと予想される為。</p>	<p>調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。調整池については、工事着手の時に点検をし、補修等が必要であれば対処します。 さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には 3 か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p>

意見書 74

意見概要	事業者見解
<p>造成計画については複数案(近隣のメガソーラー建設を見ると崩落が確認されています。)を示して各案の項目別の評価・比較を検討して、具体的な根拠を示すこと。</p>	<p>造成に関する計画に関しまして、当初の計画案に加え、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える計画案を検討しました。造成計画の複数案検討結果は、「第2章 対象事業の目的及び内容」に記載しました。</p>

意見書 75

意見概要	事業者見解
<p>・3-1-3(2)地盤の状況について                      現況地盤高さが分かる等高線図と、盛土計画高さ図の両方と、同断面拡大図(現況高と盛土計画高と盛土厚さの分かる図)と昨年の豪雨で崩落した位置をプロットした図面を提出して下さい                      (理由)                      ボーリング調査地点は、再三に渡る地すべりで、崩積土が地盤面から5m近く積み上がっていると考えられ、現況高さと計画高さが無いと、盛土崩落の危険度が、わからない為</p>	<p>造成に関する計画に関しまして、当初の計画案に加え、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える計画案を検討しました。造成計画の複数案検討結果は、「第2章 対象事業の目的及び内容」に記載しました。</p>
<p>・盛土部の斜面形成角度や平坦部パネル配置関係と保安距離を、断面図で示して回答して下さい。                      (理由)                      ・ソーラーパネルの盛土平坦部と、法面の法尻保の間に保安距離を設けないと盛土崩壊時に重機で法面復旧や保安点検が出来ない為。                      ・平面土地造成図ではひな段上に書かれているが、土地造成断面図では、ひな段状に表示されていないので、法面角度もわからないし保安距離も分からない。                      平面図と断面図の表記が食い違うのは何故ですか。回答下さい。</p>	<p>法面勾配は安全な角度をしており、崩壊することはないものと考えております。                      切土法面勾配は29.1°、盛土法面勾配は26.5°となっております。</p>
<p>・盛土最下部の法尻と調整地の離隔保安距離は、何m確保してるのか、又調整池への土石流入防止の土止擁壁を設けているか構造設計も含め回答下さい                      (理由)                      ・盛土最下部の法尻と、調整池の離隔が資料では読み取れない為                      ・崩積土の斜面に、約15mも盛土する行為は土石流の恐れがあり危険な為。                      ・すでに崩積土の地山が、大きく崩落していて盛土する計画は非常に危険な為。                      ・地下水位が高く、豪雨で含水して一気に崩積すべりが起こる可能性がある為。                      ・盛土斜面の泥流が、豪雨時に一気に調整池やため池に流れ込む可能性大の為</p>	<p>1号調整池14m、4号調整池10m、5号調整池10m、9号調整池18mとなっております。                      擁壁はコンクリート重力式(国土交通省標準設計による)です。                      盛土の安全性については、県や経産省の専門家のチェックを受けています。</p>
<p>・上記の危険度の高い計画なので、盛土計画の大幅な見直しをして貰いたい。                      (理由)                      ・盛土崩落復旧工事で、残土処分事業が行き詰まる可能性が高い為                      ・北久保沢上流は土砂災害警戒区域では、警戒区域(土石流)になっている為。                      ・昨年の豪雨で、盛土計画地下の北久保沢上流域で泥流が発生した為。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>

意見概要	事業者見解
・異常気象の想定外の豪雨がくれば、ひとたまりも無く土石流が発生恐れ大の為。	

### 意見書 76

意見概要	事業者見解
p25⑤環境影響評価の結果 ・意見 1 動物・植物・生態系の中で哺乳類でイノシシ、アライグマ等の農作物等に害を与える動物が確認されていないようだが、実際はあり得ないと思える。再調査が必要と考える。 理由 現実に他の地域でソーラー設置された地区から迫られたイノシシ等が近隣の畑を荒らしている。	ご指摘のイノシシ、アライグマは現地調査で確認されております。その結果は、準備書の 8-1-4-7(647)にお示しております。
・意見 2 この法律の詳細は不明だが現地調査の結果に希少動物等が確認されているがその保護はどうするのか。 理由 調査して確認するだけであればあえて調査は不要であり調査の目的があるはず。例えば絶滅危惧書が確認されれば開発は出来ない等	法や条例等によりその捕獲や採取、殺傷等が規制されている種としては、動物ではハヤブサ、トウキョウサンショウウオ、植物ではコクランが確認されています。ハヤブサは上空を飛翔して通過した例のみの確認であり、営巣地等の改変はないと考えています。トウキョウサンショウウオは販売・頒布に係る捕獲、譲渡し等が規制されており、本事業において対象となるものではありません。コクランはその確認位置が全て改変区域外であることから、本種の生育環境の改変はありません。また、その他の重要な種については、本事業に係る影響を予測・評価し、その影響の回避・低減を図る環境保全措置を検討致しました。これらの確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。
・意見 3 里山等で窪地、谷等を残土で埋めて、もしくは周辺を崩してソーラーパネルを設置可能(?)な状態にしても土砂崩れは引き起こされると思える。 理由 小規模なソーラーパネル設置箇所ですら現実に今の段階で起きている。今後大雨が予想されている現在、大きな災害が起きる。現実に天気予報では線状降水帯の危険性が報道されている。	土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算もを行い、安全性を確認しました。 ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。

### 意見書 77

意見概要	事業者見解
①事業区域内の二酸化炭素吸収効果について 事業を実施せず、事業区域内の森林が残った場合の二酸化炭素吸収効果と、事業を実施した場合に失われる二酸化炭素吸収効果を算出評価してほしい。	本事業では、改変区域を 50.3%、非改変区域を 49.7%とする計画とし、改変区域を最小限に抑えることで既存の森林を残していきます。 更に、対象事業実施区域の改変区域（面積 433,700m <sup>2</sup> ）のうち、約 87%を占めるソーラーパネル用地（面積 379,100m <sup>2</sup> ）については、舗装等は行わず、植生の回復を促す計画とすることや、太陽光発電を長期的に運用することで、低炭素・循環型社会へ向けて CO <sub>2</sub> 削減に努めていけると考えております。
②対象事業および実施区域について 対象事業区域は高低差のある山間部が大半を占め、土砂災害警戒区域に隣接している。この区域で事業を行うことの防災上の危険性や大雨の時の安全評価を行	準備書で安全評価を行っています。 事業者としましては、事業中止は考えておりません。

意見概要	事業者見解
<p>ったのでしょうか。 また、事業が工事途中または稼働後に何らかの理由で中止または撤退した場合の事業区域の防災上の安全責任は確約できるのでしょうか。</p>	
<p>③搬入土について 搬入土に有害物質が含まれていないことを証明する検査は実施するのでしょうか。 搬入土は本当に必要なのでしょうか、必要なければ運搬車の出入りがなくなります。</p>	<p>搬入土については UCR で排出事業所から証明書を提出させています。</p>
<p>④調整池について 土砂流出防止のための調整池の計画を立てていますが、今後予想される巨大台風の襲来に充分対応できるのでしょうか。また、耐用年数は見積もっているのでしょうか。</p>	<p>19号台風でのアメダスによれば寄居で62mm/hr、ときがわで50.5mm/hrであった。場内排水計画は135.38mm/hrの1.2倍としています。耐用年数は永久と見積もっています。</p>
<p>⑤動物・植物・生態系の評価について 工事期には約150台/日の土砂運搬車両の出入りや工事の騒音・振動などにより、猛禽類などの一部動物はこの区域を生息に不適と見なして二度と生息しなくなることも予想されます。工事終了後には元の生態系復元は不可能なのでしょうか。</p>	<p>工事中には、「建設機械については、低騒音型の機械の使用に努める」、「工事工程を調整し、猛禽類であるサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する」、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む造成箇所について、地域の生態系に配慮した早期緑化を行い、植生の早期回復に努める」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り動物・植物・生態系への影響の低減に努めてまいります。また、サシバ、ノスリ、ハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p>

意見書 78

意見概要	事業者見解
<p>・絶滅危惧種のサシバが(渡りの猛禽類)確認されていません。環境保全団体等から積極的に情報収集を行い、調査予測及び評価に活かすこと。</p>	<p>対象事業実施区域およびその周辺における現地調査において、特に鳥類においてサシバやミゾゴイといった重要な種が確認されたことをうけ、適切な対応を検討するうえで、鳥類の保護活動のためのデータ収集、解析、調査手法開発を行っており、活動範囲に埼玉県を含む認定特定NPO法人の専門家にヒアリングを行いました。</p> <p>準備書などに記載しましたとおり、専門家としての豊富な知識を基に、有益なご助言をいただくことができ、予測・評価や保全措置を検討するうえで、十分活用できたものと考えております。</p>

## 意見書 79

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画書の公表及び地域環境に関する説明の明確さを示すこと。</li> </ul>	<p>事業内容及び環境への影響につきましては、環境影響評価手続き上の、方法書、準備書、評価書において公表いたしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に対して不安要素の近隣住民からの意見に的確な回答を示すこと。</li> </ul>	<p>環境影響評価手続きにおいて、地域の方々の意見を提出いただき、事業者としての見解を回答いたしました。</p>

## 意見書 80

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>発電事業における造成計画について環境影響に対して問題点とその解決方法を具体的に列挙すること。そしてそれぞれの案の許可・比較を検討して、根拠を明確にし、住民に示すこと。</li> </ul>	<p>環境への影響の予測・評価、影響の回避・低減等を行うための環境保全措置につきましては、環境影響評価手続き上の、方法書、準備書、評価書において公表いたしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民に対して事業計画を積極的に公表し、複数回の説明会の開催とともに住民の意見に配慮した地区住民との協定の締結を行うこと。協議書には、事故・災害において住民に損害を与えた場合の条項を入れること。</li> </ul>	<p>環境影響評価手続きにおいて、方法書段階、準備書段階において説明会を開催、地域の方々の意見を提出いただき、事業者としての見解を回答いたしました。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任があり、それに該当する場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

## 意見書 81

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>造成計画については複数案を示して各案の項目別の評価、比較を検討し、根拠を示すこと。</li> </ul>	<p>造成に関する計画に関しまして、当初の計画案に加え、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える計画案を検討しました。造成計画の複数案検討結果は、「第2章 対象事業の目的及び内容」に記載しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画を積極的に公表するよう努め、住民からの意見に配慮すること。</li> </ul>	<p>事業内容及び環境への影響につきましては、環境影響評価手続き上の、方法書、準備書、評価書において公表いたしました。また、同手続きにおいて、地域の方々の意見を提出いただき、事業者としての見解を回答いたしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全団体等から積極的に情報収集を行い、調査予測及び評価に活かすこと。</li> </ul>	<p>対象事業実施区域およびその周辺における現地調査において、特に鳥類においてサンバやミゾゴイといった重要な種が確認されたことをうけ、適切な対応を検討するうえで、鳥類の保護活動のためのデータ収集、解析、調査手法開発を行っており、活動範囲に埼玉県を含む認定特定NPO 法人の専門家にヒアリングを行いました。</p> <p>準備書などに記載しましたとおり、専門家としての豊富な知識を基に、有益なご助言をいただくことができ、予測・評価や保全措置を検討するうえで、十分活用できたものと考えております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>・環境影響評価準備書の縦覧開始日が令和 3 年 4 月 19 日で、同準備書の説明会が次の日の 20 日で準備書内容把握する時間も無いままに、実施されました。</p> <p>又住民への事前告知手段として、4 点の手段があり最低 1 点のみの告知で良いとの解釈だと、その必要要件として事業者は官報への掲載し、念の為説明会案内ちらしを好意で全戸配布したとの主張がありました。しかしながら官報など一般の方は見ないし毎日チェック出来ません。住民への告知は広く知らせることが住民とのコミュニケーションの基本だと思いますが事前告知手段のひとつである日刊新聞への掲載はせずにちらし全戸配布したと事業者は主張しますが、準備書説明会から 1 ヶ月以上経過し、町内行事や会う人毎に複数人で聞いても、ちらしを見た人は未だ誰一人居ませんでした。</p> <p>事業地近接 3 行政区の区長も異口同音なので、どう見ても事前告知したとは言えない状況です。異論があれば反証を示して下さい。</p> <p>→再度ポスティングした上で、住民に再度環境影響評価準備書の説明会で、重要事項である下記内容の違いも含めて説明会の実施し誠意を見せて下さい。</p> <p>◇令和 3 年 4 月 20 日の、環境影響評価準備書説明会で当日参加住民に受付で配布された資料と、会場の後ろのテーブルに置いてあった、「環境影響評価準備書のあらまし」と下記内容が違っていたのが後日解りました。住民が心配している重要説明事項を取外した理由を明示して下さい。</p> <p>【重要内容 1】</p> <p>「環境影響評価準備書のあらまし」P7 の、●事業終了の際の施設撤去費の確保が、受付で参加住民が貰った配布説明資料には記載がない。</p> <p>◆事業終了の際の施設撤去費用等の確保のため、資源エネルギー庁による「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2020 年 4 月改訂）を基に、計画的な廃棄物等費用の確保のための積み立てを、再エネ特措法施工規則第 5 条第 1 項第 8 号に基づき実施します。この積立金により廃棄物を適切に行い、跡地に地域の植生を考慮した樹種の植樹を行うなどの措置を講じた後、旨を知事に報告します。と明記してありますが、準備書に明記されているのかの回答と、施設撤去費用等の積立で、長期計画を明示して下さい。</p> <p>【重要内容 2】</p> <p>環境影響評価準備書説明会で当日住民に受付で配布説明資料の P20 の⑥環境影響評価の結果○その他の環境/地盤（土地の安定性）（調査地点・結果）「環境影響評価準備書のあらまし」には記載が無い。</p> <p>又「環境影響評価準備書のあらまし」P9●調査・予測地点 1/2（全休平面位置図の■G1、G2、G3 地点ボーリング・標準貫入試験調査地点がわかる図面が、当日参加住民に受付で配布された資料では全体位置図が無い事と図面が小さすぎて解らない。双方に重要説明事項として平面図と断面図がセットで説明資料として貰わないと誰も理解出来ない。3 地点のボーリングデータ内容</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4 月 13 日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>事業者としましては、例えば、新型コロナウイルス感染拡大予防のための会場の入場制限などにも対応するため、小川町での説明会は 2 部制にし、より多くの方のご来場に向けて準備をさせていただきました。</p> <p>また、開催日程につきましては、説明会の目的が準備書を説明することにあること、縦覧開始前の準備期間中に比較的良い状態にあった新型コロナの感染状況が変化する前に、対策を十分講じた上で地域の方々にご説明を行いたいと考え、最も早い小川町での開催を 4 月 20 日と設定しました。翌週には東京都において緊急事態措置等が実施されましたが、会場の消毒、人数制限や出席者間の距離を保つ等ご協力いただき、安全に開催できたものと考えております。</p> <p>環境影響評価準備書の説明会資料及びあらましは、時間ないし紙面の関係上、環境影響評価書の全てを記載することは難しいため、重要な点を抜粋しご説明したものです。Web サイトや縦覧箇所にて公表されている環境影響評価準備書にはすべて記載されておりますが、事業者 Web サイトによる環境影響評価準備書の説明資料なども含め、一つの資料で掲載できなかった内容をできるだけお伝えするため、多様な手段を用いてご説明に努めました。</p> <p>また、住民説明会資料及び「環境影響評価準備書のあらまし」は、環境影響評価準備書のご説明をするための補助資料となっております。紙面の関係上、図表等の縮小や割愛を行っているところもありますので、環境影響評価準備書も併せてご確認いただければと存じます。</p> <p>なお、ご指摘の『資源エネルギー庁による「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2020 年 4 月改訂）を基に、計画的な廃棄物等費用の確保のための積み立てを、再エネ特措法施工規則第 5 条第 1 項第 8 号に基づき実施します。この積立金により廃棄物を適切に行い、跡地に地域の植生を考慮した樹種の植樹を行うなどの措置を講じた後、旨を知事に報告します。』は、環境影響評価準備書 第 2 章において明記しております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>は、非常に重要な情報で残土盛土がかなり高く積まれるのに、説明資料では図面が縮小画面でルーペ使っても読み取れない。又一般町民は縦覧の図面を詳細に閲覧する事無く、説明会で明瞭な資料(調査地点の現況地盤高さのわかる拡大平面図、断面図、柱状図)を配布して回答して下さい。</p> <p>縦覧開始日の次の月の住民説明会では、配布資料をしか手立てがない為、見やすい資料を作り直して、準備説明会の実施を開催して下さい。</p> <p>*上記の、説明会当日住民への「配布説明資料」と、ほとんどの参加住民は資料説明が無いので、持って行かなかった「環境影響評価準備書のあらまし」の両方を県に提出して下さい。</p> <p>◆地盤及び地象 アゴルフ場の造成工事の際に改変された土地の範囲及びその後の斜面崩落などの状況を明示すること。 (理由)ゴルフ場の造成工事が原因で土砂崩落したか、メガソーラー工事の造成工事で土砂流出したのか、事業者責任があいまいになり泣き寝入りとならない様にする為、盛土に使用する土砂の入手方法及び土質の管理方法について示した上で土地の安定性について専門家に予測・評価してもらい開示して下さい。</p>	

### 意見書 83

意見概要	事業者見解
<p>・準備書の内容について、この計画の立地の可否の点で、大面積が必要なメガソーラー発電所は無理な計画であると思います。</p> <p>今回の事業計画について、貴社の所有地の私権を制限されることは、その影響の大きさからやむを得ず、災害という公共の被害の怖れが優先されるべきです。事業計画が強行されたときの禍根を想定したとき、事業の撤回以外に選択肢はあり得ないと考えます。</p> <p>再生可能エネルギーとしての太陽光発電といえども、今回の立地(大規模な森林消失)において、政府や様々な社会組織が推進している「持続可能な開発」に反することも明らかです。</p> <p>この「持続可能な開発」に反することは、次の3点で明確です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本準備書でも確認されている環境省指定の絶滅危惧種Ⅱ類「サシバ」の3ペアの営巣、同Ⅱ類「ミゾゴイ」の囀り確認が報告されています。これらの生息環境がこの計画で失われるのは、小川町だけの問題ではなく、日本国内に影響が及ぶ問題です(注1)。</li> <li>2. 近未来に明らかに予想される集中豪雨による災害に対して、大量の盛り土の流失、調整池の機能低下、容量不足、さらに放流される下流中小河川の容量不足が強く懸念されます(注2)。</li> <li>3. 本準備書で記述されている、事業者の暴風、豪雨に対する対策、生物保全に対する対策などについて、工事完了後に、だれが検査して評価するのかの法的規則がない以上、影響を受ける地域の住民の不安が消えません。なぜなら、災害、事故、希少種の喪失などが起きてからしか工事の欠陥がわからず、未然に対処できません。</li> </ol> <p>以上から、この大規模事業の影響の大きさを思い、こ</p>	<p>サシバに対する環境保全措置としては、まず「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」ことにより、推定した営巣中心域及び高利用域の改変を出来る限り低減致しました。また、「工事工程を調整し、猛禽類であるサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する」、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の措置を講じることにより、工事の実施及び施設の供用時においてその影響の低減に努めてまいります。</p> <p>さらに、サシバを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>また、調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認できれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画</p>

意見概要	事業者見解
<p>の計画を速やかに撤回してください。</p> <p>(注 1) 準備書で確認されている他に、近隣の研究者の調査では、落葉期にミゾゴイの営巣跡を複数確認している。知事から指摘されている地元の研究者の情報を確認することについて、触れられておらず、調査の綿密さに欠けると思われる。また、文献調査で予想された、アカハライモリなどの両生類についても、確認種の記述がなく、調査期間不足が疑われます。</p> <p>(注 2) 計画地水路を源流とする小河川やさらにそれらが流入する兜川は、このような大規模な開発を想定されており、さらに下流の槻川で、広大な有機農業や、小川和紙の生産があり、豪雨時の濁水が影響する。この点について、貴社は、環境影響評価計画書などの意見書に対し次のように述べています。</p> <p>「調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるもの（必要調整容量の基準は700m<sup>3</sup>/haですが、調整池は1,200m<sup>3</sup>/haを基準として設計されています）であり、十分余裕を持たせた設計となっております。」</p> <p>この調整池群は、25年以上経過しておりその間の土砂の沈殿があるはずで、また、広大な流域からの短時間で雨水流量は、貴社の計算の容量を超えて、大量のオリフィス放流の影響を下流に及ぼすことを危惧します。現在の調整池の容量で解決できるとは限らないと考えることは杞憂でしょうか。たとえ貴社が本計画を撤回したとしても、豪雨による水害が発生する可能性があります。貴社の事業により、その災害をさらに激甚なものにすることが想定されます。</p> <p>県知事に考慮していただきたいこと</p> <p>太陽光発電や風力発電施設に対する法的規制が、未整備の現状で、市町村のガイドライン、条例なども地権者や事業者の私権を制限する法的根拠が薄弱として、規制に踏み切れない状態です。市町村では、開発に対して、「地元の同意を得ること」として、地元近隣住民に投げている現状です。しかし、地元の不同意の意思は、その根拠となる法律が未整備のため、裁判にも持ち込みにくい状態です。地元住民の危惧や自然環境の悪化に対し、事業者へ一歩踏み込んだ勧告をお願いします。</p> <p>以上</p>	<p>です。</p> <p>雨水を貯留する調整池につきましては、目視により正常に機能していることを確認済みです。工事着手の時に調整池の点検をし、補修等が必要であれば対処します。</p> <p>堆砂につきましては、サンドポンプのホースを伸ばして浚渫し、トン袋に収納し、天日で乾燥させて場内に戻す計画です。</p> <p>オリフィスから流出する流量は下流河川の現況断面に対応しています。</p>

## 意見書 84

意見概要	事業者見解
<p>・小川町でのメガソーラー建設に反対します。</p> <p>■反対理由</p> <p>小川町は町全体で有機農業さらには里山再生の取り組みを行っているとても素晴らしい町だと思います。私も将来の移住先にかねてから考えているところです。</p> <p>一方、メガソーラー建設は、目先だけをとらえればクリーンエネルギーに寄与すると思いがちですが、広大な土地を開く必要があり、完成後には光の強い反射などが生態系に大きな悪影響をもたらします。また、施設も半永久的なものではなく、劣化に対する対応に定期的に予算が必要となるばかりでなく、廃材の処分なども必要となり、とてもサステナブルなシステムとは言</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、廃材の処理は最大限リサイクルを行い関係法令等を遵守するなど、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>いがたいものです。どうか人間と自然が共存できている今の小川町を壊さないでください。数十年後に後悔するようなことはしないでください。</p> <p>どうかこの意見に耳を傾けてください。よろしくお願いたします。</p>	

## 意見書 85

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>私は小川町の里山の風景が大好きで移住したいと考えています。自然エネルギーは必要だと思いますが、自然を大きく破壊してまで自然エネルギーを作る必要はありません。森林を伐採したことによるCO<sub>2</sub>の排出量増加、吸収量減少などを考慮し、太陽光エネルギー導入によるCO<sub>2</sub>増減量を定量的に示してください。</li> <li>また、小川町の有機野菜が大好きです。残土持ち込みによって、もし放射線量があがってしまったら、有機野菜を作る人は減っていくことはないでしょうか。この町の大事な特性を失ってまで行う事業とは思えません。</li> <li>A) 残土：今回の太陽光発電事業に対し、なぜ対象地域内での切土・盛土にとどめず、外部から残土を持ち込むのか分かりません。町長の意見にも「基本的に事業地内での切土・盛土を計画されたい。」と書かれています。残土を持ち込まず、対象地内での切土、盛土だけで太陽光発電事業を行う案を改めて提示して下さい。</li> </ul>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。造成計画の複数案検討結果は、「第2章 対象事業の目的及び内容」に記載しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>B) 災害：台風19号での小川町内の被害は大変大きなものでした。対象地域内もがけ崩れが起きました。隣町の嵐山町の志賀交差点前のメガソーラー敷地内も土砂の崩落が明らかにありました。対象地域周辺には飯田の「北久保沢」「道前沢」笠原の「中ノ沢」、栃本の「桜沢川」において、土砂災害警戒区域、及び特別警戒区域に指定されています。事業計画策定ガイドライン第2章「適切な事業実施のために必要な措置」の第1節内でも土砂災害防止法の警戒区域や山林や丘陵地の急勾配地域等においては周辺環境へ悪影響を与えるおそれがあるため、十分に考慮して土地の選定、開発計画を行うことが求められているとされています。このような災害の危険性の高い地域に面する場所をなぜ未だに準備書内で対象地として選定しているのですか。今後、台風19号のような大きな自然災害が起き、さいたま小川町メガソーラー敷地内から土砂が流れ落ちた場合には、どのように町内全体の安全を保障してくれるのでしょうか。具体的に補償内容を教えてください。補償内容が示せなければ、対象地の除外、または事業計画の見直し、中止をしてください。</li> </ul>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、ご指摘の台風号通過後の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>事故・災害に関しましては、第三者に損害を与えた場合には、土地所有者として民法上の責任があり、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>C) 景観：景観の調査対象地の一つである笠原集落や栃本親水公園周辺は、周辺住民及びハイキングや登山者が歩きながら、景観を楽しむ地域の馴染みの場です。ところが準備書によると、落葉期も着葉期すらも対象事業区域がはっきりと視認されると書かれています。資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」の第1節内の「土地及び周辺環境の調査・土地の選定」内の解説にも「周辺の景観との調和に配慮する」とともに、「反射光等による地域住民の住環境への影響がないように考慮する」と記載されています。これに対する対応策は</li> </ul>	<p>本事業では、太陽光パネルが浮き上がって見えないように反射や眩しさを抑制した低反射型太陽光パネルを採用し、また、森林伐採量を最小限に抑えて残置林を確保します。そのため景観への影響は小さいと考えます。</p> <p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜うよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>低反射型太陽光パネルを用いることでしょうか。このようなシンボリックな場所から太陽光パネルを見ながら暮らすのは、精神的にも日々不安感が募ります。対象地の除外を行って下さい。</p>	

意見書 86

意見概要	事業者見解
<p>・私は小川町の豊かな自然と、それによって育まれた酒造、和紙、有機農業、木材などの産業及び文化を大切に思っています。そして、その資源をもとに仕事をしています。</p> <p>御社の小川町メガソーラー計画において対象地域内での切土・盛土にとどめず、外部から残土を持ち込む点が特に疑問です。町長の意見にも「基本的に事業地内での切土・盛土を計画されたい。」とあります。残土を持ち込む場合、汚染物質が含まれ、小川町の自然資源を保有する山の環境を悪化させ、水を汚す可能性があります。そのようなことになれば、小川町の大切な産業、地域資源に悪影響を及ぼしますので事業の全面中止を求めます。</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p> <p>地域の方々の小川町の自然や農業に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 87

意見概要	事業者見解
<p>・私は年に複数回、官ノ倉山や石尊山に登るが、町外からもたくさん登山客が訪れていることは間違いない。山頂からメガソーラーが見えたら(たとえ反射光に考慮したものであっても)、登山客はどう思うだろうか。また来たいと思うだろうか。自分なら確実に足が遠のくだろう。近年は、サイクリング目的で町に来る人も多く、その理由として車の通行量が少なく安全に走行しやすいからということも挙げられる。メガソーラーの建設に伴って通行車両が増えると交通事故のリスクが増えるという懸念もあるだろう。</p> <p>いずれにしても、自然の豊かさを売りにして観光客を呼んでいる小川町にとって、メガソーラーは明らかに負の遺産となることは間違いないと言える。</p> <p>また、現地調査では環境省で絶滅危惧IB種として指定されているホトケドジョウが確認されていることから、現場は貴重な自然環境を有していることがわかる。この魚は埼玉県の『レッドデータブック動物編2018年(第4版)』でも「ホトケドジョウは生息する湧水環境が悪化しており、生息数が減少していることから、ENからCRにランクを上げた。」とあるように希少である。大量の土砂を運び込むことにより、生態系が脅かされ</p>	<p>ハイキングコースなどの主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している地点については、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから隔離する、工事後は可能な限り現地発生土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどの環境保全措置を講じ、利用者への影響を低減します。</p> <p>また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人を隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p> <p>濁水につきましても、将来的な調整池からの放流水は、現地調査で確認された河川と比較し、浮遊物質量が同水準かそれ未満のレベルであることを確認しております。</p> <p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者Webサイトにおけるお知らせを行っ</p>

意見概要	事業者見解
<p>る危険性が高いと言わざるを得ない。</p> <p>また、「東洋経済オンライン」でも報道されているが、説明会の日程、事前告知の不備、チラシ配布の虚偽等、どう見ても地元住民を欺いているとしか思えない。そもそも残土処分事業からメガソーラーへの転換は、誰の目から見ても明らかにおかしい。この事業は自然豊かな土地に大量の残土を運びこみ、景観を損ね、土砂災害の危険性を増大させるため、地元住民にとって良いことは1つもない。「東洋経済オンライン」の取材に加藤社長が一切答えていないことも甚だ不可解である。やましいところがないならば、しっかり取材を受けるべきではないだろうか。YOUTUBEの説明動画でも、画像（地図など）内にある文字が不鮮明で読み取れなかったり、人口の音声を使っていたりして、本気で説明しようという気持ちが伝わらないものであった。もし、地元住民に理解を求めようという気が少しでもあるのなら、こういった対応はしないはずである。このような理由からもメガソーラー建設には断固反対である。</p>	<p>たほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>開催日程につきましては、説明会の目的が準備書を説明することにあること、縦覧開始前の準備期間中に比較的良い状態にあった新型コロナの感染状況が変化する前に、対策を十分講じた上で地域の方々にご説明を行いたいと考え、最も早い小川町での開催を4月20日と設定しました。翌週には東京都において緊急事態措置等が実施されましたが、会場の消毒、人数制限や出席者間の距離を保つ等ご協力いただき、安全に開催できたものと考えております。</p>

意見書 88

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境を守りたい。小川町で自然を壊さない。メガソーラーはいらぬ温度が上がる。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 89

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>県知事意見書事業計画について (6) 景観及びふれあいの場 ア事業計画地が官ノ倉山のハイキングコースを一部分断していることから自然とのふれあいの場の利用者や日常的な散策者等に聞き取り調査をし、利用状況を把握した上で、影響を評価すること。</li> <li>工事中車両が走る道路と、ハイキングコースが近接する場所や、交差する場所の離隔距離や高低差、安全対策のわかる詳細平面図と、断面詳細図でハイカーの安全であるかを見極めるため。</li> </ul>	<p>官ノ倉山ハイキングコースと対象事業実施区域が交差している地点については、環境影響評価準備書に記載のとおり、聞き取り調査によって住民の方が頻繁に利用し、登山やハイキングの場として地域外からの利用者も多いことなどが確認できましたので、利用者が自由に通行できるようフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから離隔する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努め、利用者への影響を低減します。</p> <p>また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人とを隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>イ主要な眺望点のみを調査地点としているが、コース沿いの眺望点や身近な景観における眺望点についても勘案すること。</li> <li>*現在小川町は「消滅可能のまち」返上のため、官民、NPO団体、小川町民で、景観モデル地区に認定、新たな国の有形登録文化財の登録、和紙のユネスコ無形文化財登</li> </ul>	<p>景観調査地点は、対象事業実施区域から概ね3kmの範囲にある、レクリエーション施設や地域住民等の不特定多数の人々が集まる場所、集落の人々が日常生活する場所や憩いの場所等の合計14地点を抽出しました。</p> <p>また、予測地点は、現地調査結果に基づき、対象事</p>

意見概要	事業者見解
<p>録、SDGs のまちづくり、東京から一番近い里山風景。最近では「世界を町をより良い場所にするための活動を重ねている人々やその活動」を称える国際的な荣誉賞“Lifetime Achievement Award”（生涯功労賞）の受賞者として、有機農業の世界的なメッカで天皇賞受賞の霜里農場の金子美登・友子御夫妻が受賞者として選ばれました。</p> <p>水資源豊富な繁栄していた商都では、オーガニックワイン、地ビール、地酒、和紙が人気で。きれいな水資源で成り立っています。</p> <p>この小川町の代表的産業が、森林破壊型のメガソーラー基地の計画だと、放射能検査されない汚染土が（UCR では未検査の為）持ち込まれる可能性が大で、景観も失われ風評被害等で、折角の小川町移住者ブームが終焉するのは間違いありません。</p> <p>東京に一番近い里山風景が失われない大幅な計画変更または中止を求めます。</p> <p>*環境影響評価の結果景観では、事業地内や麓からの景観のみしか無く、町中や槻川のほとりの親水公園等から見た景観、仙元山から見た景観等、住民に馴染みのある主要な場所を選び、太陽光パネルの設置前、設置後の景観がどの様になるのか、CG や合成写真等で住民が分かりやすい説明資料を提示して下さい。</p>	<p>業実施区域が視認できる可能性がある地点として 6 地点を対象としました。</p> <p>予測結果は、残地森林を確保するとともに、樹木伐採は必要最小限に留め、周辺からの景観に配慮することや太陽光パネルは、反射や眩しさを抑制した製品を採用するため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 90

意見概要	事業者見解
<p>・まず再生可能エネルギー（この場合太陽光発電）については賛成である。</p> <p>1. 切盛土の量が多い。その分工事月数が掛かる事になる。その分長く環境の変化が続くことになる。動物、植物、人間が心配である。</p> <p>2. 切盛土を少なくし、斜面を利用できないものか？</p> <p>3. 盛土不足分の土約 34 万 m<sup>3</sup>、10 トンダンプトラック 7 万台が小川町に入ることになる交通渋滞、交通事故等の発生が考えられる。</p> <p>4. 盛土材を購入するとなると大変な費用となる。もし不要の残土を引き受けるとなれば一台一台の管理が問題になる。どんな土（汚染土、廃棄物、ゴミ等が入った土）が入るかわからない。管理の方法は？どうするのか！</p>	<p>造成工事につきましては、発電量など事業の内容から必要な個所での実施となっております。ご指摘の工事期間中に関しましては、一例ですが、建設発生土の場内利用による場外への運搬車両を低減する、非改変区域への作業員立ち入りを制限し、人為的圧力を最小限に留める、工事工程を調整しサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する、オニシバリの移植・保全区域の設定を行うなど、動物、植物、人に対する影響の低減を図ります。</p> <p>斜面利用につきましては、当初の計画はその方針としておりましたが、搬入土量を低減する計画が、より環境に配慮できるものと評価できましたため、現在の造成計画を採用しました。</p> <p>工事時間中は、ハイキングコースの利用などと重複する個所については、交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人とを隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。国道 254 号においては、交通量調査結果から、工事関係車両の割合は、建設工事時で 4.5%、解体工事時で 1.1%であることを確認しており、現状を大きく変えるものではありません。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR（株式会社建設資源広域利用センター）のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。また、環境監視計画を策定し、搬</p>

意見概要	事業者見解
	入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。

### 意見書 91

意見概要	事業者見解
<p>・大きな事業のため、大量の土が必要になるが、放射能汚染土の危険性はないか心配である。また、ハイキングコースと重なる部分もあり、自然破壊が心配である。</p>	<p>景観調査地点は、対象事業実施区域から概ね 3 km の範囲にある、レクリエーション施設や地域住民等の不特定多数の人々が集まる場所、集落の人々が日常生活する場所や憩いの場所等の合計 14 地点を抽出しました。</p> <p>また、予測地点は、現地調査結果に基づき、対象事業実施区域が視認できる可能性がある地点として 6 地点を対象としました。</p> <p>予測結果は、残地森林を確保するとともに、樹木伐採は必要最小限に留め、周辺からの景観に配慮することや太陽光パネルは、反射や眩しさを抑制した製品を採用するため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 92

意見概要	事業者見解
<p>・得体の知れない残土は絶対に持ち込まないこと。自然の生態系を破壊するような開発は人の生活にとっても悪影響しかない。大規模な森林伐採は山の保水力を無くし、地滑りを引き起こす原因。小川町は有機農業で世界中から注目されている町です。さいたま小川町メガソーラーができれば世界中から批判されます。絶対反対。</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCR によって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCR で構成される「UCR 利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCR に搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p> <p>地域の方々の小川町の自然や農業に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 93

意見概要	事業者見解
<p>・官の倉山はハイカーが多い小川町の名所です。ハイキングコース斜面上部にダンプの通行路が新設されれば危</p>	<p>官ノ倉登山道(「官ノ倉山ハイキングコース」及び「官ノ倉ハイキングコース」の一部分)は、道路用地</p>

意見概要	事業者見解
<p>険が増し、ハイカーは訪れなくなります。絶滅危惧種のサンバ・ミゾゴイの生息地へ知事は「サンバらの行動範囲外で事業を」「事業地周辺で活動する自然保護団体の意見を聞くべき」と語っております。貴事業はどの団体から聞きましたか？</p>	<p>の一部と重なる可能性があります。対象事業実施区域の境界に、コースを遮るようなフェンス等の設置は避け、自由に通行できるように致します。また、工事時には警備員を配置し、通行の安全も確保する等、ハイキングコースの現状の機能を維持するよう努めてまいります。</p> <p>ご指摘の知事意見に対する事業者見解は準備書の4-79(336)にお示ししており、その結果は準備書の8-5-1(1335)にお示ししております。埼玉県での活動実績のあるNPO法人から助言を頂きました。</p>
<p>・太陽光発電事業の住民説明会は一度も開かれず、事業計画制定ガイドラインが遵守されておらず、全てその趣旨に沿うよう練り直してください。</p>	<p>住民説明会は5回開催致しました。</p> <p>また、事業計画制定ガイドラインも考慮した上で関係機関等との調整を図っていきたくと考えております。</p>
<p>・交通量調査地点が小川344ですが、飯田のファミリーマート近辺の国道254での調査が必要です。調査をやり直してください。</p>	<p>交通量調査については、資材運搬等の車両が集結し影響が大きいと想定される国道254号、対象事業実施区域と国道254号を結ぶ区間の2地点の交通量調査を実施しているため、国道254号の交通量についても把握をしております。</p>
<p>・土壌汚染の状況を、埼玉県の行う農地用調査結果で示された意味が不明故、教えてください。</p>	<p>第3章では、「対象事業実施区域及びその周囲の概況」を示しております。こちらに記載している調査は、「発電所に係る環境影響評価の手引き」（経済産業省 産業保安グループ 電力安全課）で把握する調査項目が定められております。調査結果は、環境影響評価項目の選定の際に、地域特性がどのようなかを把握するためのものであり、項目によっては直接本事業の影響と関係のない調査結果が記載されている場合もあります。</p>
<p>・工事中、それ以後の環境基準監視の結果を公表するのか、示してください。基準を越えた場合、どの機関と協議して対処するか示してください。外からの残土搬入のない計画案を、示してください。</p>	<p>事後調査にて、基準値を超えた原因が本事業に起因する場合は、適切に環境保全措置の対応を実施致します。</p>
<p>・FIT売電事業でなく、地元への直接的な電力事業を、自治体や住民と共に、展開する可能性はありますか。FIT期間が終了後の敷地扱いが明確でなく、残土処理場さらに産廃捨て場として小川町に残り続けることがないか、お答えください。</p>	<p>現在の計画では、東京電力と売買契約を結ぶ事業内容となっております。FIT期間が終了した後も、長期にわたり事業を継続いたします。</p>
<p>・調整池の容量計算は深谷発電所と同じ計算ですか、お答えください。</p>	<p>調整池の容量計算は深谷発電所と、同じ計算により算出しております。</p>
<p>・25年前のコンクリートダムの劣化に関する診断を示してください。</p>	<p>着工前に点検する計画となっております。</p>
<p>・調整池から河川までの状況を聞き取り、2019年の19号台風被害が出た地点を含め工事以前、工事中、供用開始後に行い、河川の増水が貴事業に起因してないことを、明らかにしてください。</p>	<p>調整池を設置し、下流への流下はオリフィスで下流河川の流下能力以下として流下させます。調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。</p>
<p>・被害が発生した時の補償を示してください。</p>	<p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

## 意見書 94

意見概要	事業者見解
<p>・知事の意見書には、「湿地を好む動植物や谷沿いに出現する種への影響が予想される」とあります。しかし、貴準備書においては、ドジョウやホトケドジョウに関して「地形の改変及び施設の存在により、本種の生息環境は改変されないことから、本種の生息環境への直接的な影響はないと予測する」としています。この根拠を示してください。</p>	<p>ホトケドジョウについては、生息可能と考えられる水量のある流水環境は改変区域に含まれないことから、直接的な改変はないと予測しております。一方、間接的な影響については、生息環境の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>

## 意見書 95

意見概要	事業者見解
<p>・官の倉山・石尊山ハイキングコースについて、利用人数等の利用状況が十分に調査されてません。登山道にかかる形でダンプの通れる道を新設するにあたり、歩行者（※地域の保育園児達が集団で登山を楽しむ道でもあります）の安全がどのように守られるのか、登山道の工事期間と交通量、改変される道幅と位置、騒音の係数、スピード制限設定等の具体的な安全策を改めて明記してください。</p>	<p>官ノ倉登山道（「官ノ倉山ハイキングコース」及び「官ノ倉ハイキングコース」の一部分）は、道路用地の一部と重なりますが、対象事業実施区域の境界に、コースを遮るようなフェンス等の設置は避け、自由に通行できるように致します。また、工事時には警備員を配置し、通行の安全も確保する等、ハイキングコースの現状の機能を維持するよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜うよう努めてまいりたいと存じます。</p>

## 意見書 96

意見概要	事業者見解
<p>・景観について、官の倉山や石尊山とその麓は小川町各地から目にすることができ地域住民にとっては馴染みある景観であり、地域そして周辺住民及びハイキングや登山者が町外からも訪れるのを楽しまれている場があります。資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」の第1節内の「土地及び周辺環境の調査・土地の選定」内の解説にも「周辺の景観との調和に配慮する」とともに「反射光等による地域住民の住環境への影響がないように考慮する」と記されています。景観に配慮したパネル設置計画となっているのでしょうか？</p>	<p>残地森林を確保するとともに、樹木伐採は必要最小限に留め、周辺からの景観に配慮することや太陽光パネルは、反射や眩しさを抑制した製品を採用することにより、周辺との調和を図るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 97

意見概要	事業者見解
<p>・昨年10月、近所のメガソーラーが崩落しました。その映像を見たとき大きなショックを覚えました。東上線の線路まで十数メートルと聞き、はたまた驚きました。4月に現場を見に行きましたが、まだブルーシートが掛かったままでした。また、台風などの大雨が降ったらとても心配です。東上線も止まってしまうと思います。</p>	<p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜うよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>近所にはたくさんのメガソーラーがあります。景観の問題もありますが、どこも急斜面に設置されていて危険を感じます。そうした心配を持っていたところ、プリムローズ跡地に巨大なメガソーラーが出来ると聞き主人に説明会に参加してもらいました。主人は、帰宅して開口一番「全く酷い。メチャクチャだ」と憤慨して話し始めました。「地元の人がほとんど来てないんだよ。それもそのはず、チラシをポストインしたと言うけど、誰一人としてチラシを受け取った人も見た人もいなかったんだよ。」と言い「会社名もコロコロ変わってるんだよ」「みんな怒り出しているのに、どんどん説明会を進めようとするんだよ。みんなアタマに来て退席したのさ。」と。主人の話を聞いて本当に心配になりました。</p> <p>私どもは、職場には遠くなりいろいろ不便になりますが、子どもたちのため自然豊かな環境を求めてこの小川町に移り住んで来たのです。園庭が狭く室内遊び中心の保育園から、自然いっぱいの小川町の保育園に転園して子どもたちは生き生きのびのびと過ごすことが出来ました。休みには家族揃って仙元山や官ノ倉にお弁当を持って出掛けました。とても楽しい思い出です。</p> <p>今度は、孫たちが楽しみ出掛けてくる番でした。それがどうでしょう？緑の山々は目もくらむ銀色に光るやまになってしまうのです。それだけではありません。森林伐採により、サシバなど多くの絶滅危惧種の減少一生態系の破壊が起こります。川にも有害物質が流れ込み裸足で遊べません。</p> <p>息子たちの通った学校は小学校も中学校も無くなります、その上小川町の大切な自然も無くなるなんて可哀想過ぎます。子や孫たちのためにも風呂里を守って行きたいと思います。</p> <p>この事業に反対します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

## 意見書 98

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業に関する造成計画については環境影響に関する問題点を列挙し、その解決方法について具体策案を示し、それぞれの案の比較、評価を検討して住民に示すこと。なお、その根拠を明確に示すこと。</li> </ul>	<p>環境への影響の予測・評価、影響の回避・低減等を行うための環境保全措置につきましては、環境影響評価手続き上の、方法書、準備書、評価書において公表いたしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業に関する概要、位置図、計画図、造成計画平面図、浸透計画図、浸透能力の評価、計画イメージ図等を示し、住民に対し複数回の説明会を開催するとともに住民からの意見を聞き、その計画に配慮を行うこと。</li> </ul>	<p>環境影響評価手続きにおいて、方法書段階、準備書段階において説明会を開催、地域の方々の意見を提出いただき、事業者としての見解を回答いたしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業を行うためには、小川町太陽光発電適正実施に関するガイドラインを遵守するとともに地区住民と協定を締結すること。なお、その協定書には事故・災害におけるの損害を住民に与えた場合の条項を入れること。</li> </ul>	<p>本事業を実施するにあたっては、環境影響評価法やご指摘の生物多様性基本法をはじめ、関係する法令の趣旨に則り、遵守を徹底しながら進めてまいります。</p>

### 意見書 99

意見概要	事業者見解
<p>・私はたくさんの山々、緑あふれる自然豊かな小川町で、今現在小さな子供を育てており、のびのびと成長しているのを感じます。東京などからの移住者も増えてきている中、魅力あふれる小川町の山々を壊さないで下さい。本事業計画地域に残土を持ち込まないで下さい。メガソーラーを建設しないで下さい。事業の全面中止を求めます。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜うよう努めてまいります。</p>

### 意見書 100

意見概要	事業者見解
<p>・地域で活動している環境保全団体等からの情報収集を行い反映させてください。対象地区及び対象地区周辺には絶滅危惧Ⅱ類の生物の生息も確認されています。残土が持ち込まれたり地形が変わることによる生態系への影響を危惧しており、徹底した調査と影響の予測そしてそのデータの積極的な開示と説明を行ってください。</p>	<p>ご指摘の知事意見に対する事業者見解は準備書の4-79(336)にお示ししており、その結果は準備書の8-5-1(1335)にお示ししております。埼玉県での活動実績のあるNPO法人から助言を頂きました。</p> <p>予測・評価の基データとなる調査結果は準備書の動物、植物、生態系の項目にて記載しております。また、今後実施する予定の事後調査等の結果は、埼玉県環境影響評価条例及び環境影響評価法に則り、適切にその内容を提出してまいります。</p>

### 意見書 101

意見概要	事業者見解
<p>・説明会の改めての開催を求めます。4月に設定されました説明会のことを後日知りました。知事の意見書にも「環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること」とあります。案内を小川町及び周辺自治体に積極的に告知し、住民説明会を改めて開催してください。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者Webサイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>事業者として、事前に広く周知するよう努め、小川町での会場も、多数の参加者に対応できるよう、使用施設の最も大きな会場を、</p>

### 意見書 102

意見概要	事業者見解
<p>・私は3年前まで、約17年間小川町で暮らしていました。その間この地で結婚、子供を産み、育てました。子供達は小川町の事を自分の故郷だと思っています。小川町は手付かずの自然が多く残された土地で、特に春の里山の風景は日本の原風景を思わせる美しさがあります。これまでに大きな開発がなされなかったからこそ災害の少ない地となったのではないかと思います。</p> <p>本事業計画地に多量の残土を持ち込まないでください。生態系に影響を与え、残土による盛土工法は大変危</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜うよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
険であると思われます。そのような形で、メガソーラーを設置しないでください。事業の全面中止を求めます。	

### 意見書 103

意見概要	事業者見解
・当初の林地開発計画から何ら変更届もなく土砂等の搬入など、他の営利に対する事業を執り行うのはルール違反ではないでしょうか。何より自然をこわす事に心を痛めないのですか。人間と自然の調和を考えて下さい。	事業者として、法令順守の姿勢を貫くことを最も重要な責務と考えております。事業実施に当たっては、関係法令に従い、関係機関と協議の上、必要な手続きを進めております。

### 意見書 104

意見概要	事業者見解
<p>・環境影響評価準備書に下記の内容も具備していただけると、理解がより容易になると思われるので対応をしていただきたい。</p> <p>1 ハザードマップ（小川町）に今回の「さいたま小川メガソーラー」の設置工事を反映してもらいたい。ハザードマップ（小川町、その他自治体）の作成直しをしない場合は、防災上の影響がないこととなります。ハザードマップ作成直しをしない理由を知りたい。事業者と行政からの返事をもらいたい。</p>	ハザードマップの作製につきましては、事業者の管理できる範疇を超えておりますため、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。
<p>2 荒川水系（国土交通省所管）にどの程度の影響があるのか、埼玉県一国土交通省との協議が必要と思われるが、荒川流域に現在施工中（荒川第一調整池・平成16年完成）の荒川第二・第三調整池があります。これらの面積は760haです。今回、小川町メガソーラーの計画敷地面積は、86haです。国の総事業費は1670億円です。今回のメガソーラーは国が施工している面積の1/9程度になります。</p> <p>※この大規模なメガソーラー事業が治水上の影響があるのか、検討をしたのか、していないのか、また、環境影響評価準備書作成にあたり、この点の考慮をしたのか知りたい。</p>	事業対象実施区域には調整池を設置し、下流への流下はオリフィスで下流河川の流下能力以下として流下させます。調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。
<p>3 私の居住している場所は吉見町前河内です。</p> <p>令和元年東日本台風（台風19号）で市の川の河川水位が上昇し、極めて危険な状況でした。この台風では災害援助法適用自治体は、16都県の390市町村であったことは、周知のことと思います。都幾川からの越流や、唐子地区の洪水被害をこの目で見ただけで、このような状況下で「小川町メガソーラー」が建設されることにより、今まで以上に危険度が増すと思われる。この点についても事業者として、地元自治体、埼玉県一国土と協議をしてください。そして、その報告を求めます。</p>	事業者として、適切な排水設備に関しては、関係法令に従い、埼玉県など関係機関と協議の上、十分な容量、設備の設置を計画しております。
<p>4 残土処分場について</p> <p>メガソーラーの設置と、残土処分場を併設すること自体、いかなる関係があるのか、関係があるのであれば、その理由を知りたい。併設して事業を行う場合、問題の所在が明らかに分かりにくい。この点も報告をお願いしたい。</p>	造成工事につきましては、発電量など事業の内容から必要な個所での実施となっております。その際、切土により対象事業実施区域内で発生した土は、盛土に再利用しますが、不足分を外部から搬入いたします。

意見概要	事業者見解
<p>1. メガソーラーは景観を破壊する</p>  <p>これは、大分県杵築市に建設されたメガソーラーの写真である。出力 24.47MW、パネル枚数 97,888 枚という規模なので、現在小川町に計画されているメガソーラー (39.6MW) はさらにこの 1.6 倍の規模となる。やまなみの景観は完全に破壊され、グロテスクな姿が剥き出しになっている。</p> <p>埼玉県景観計画の基本方針においては「雄大な山々、広大な平野とそれらの接点の丘陵地がつくる自然地形を重視するとともに、山地から田園に至る緑地や、河川や水路が創り出す豊かな表情の水と緑を生かし、自然環境に配慮する。」とある。町内の随所から眺める官の倉山の四季折々の風景は、心を和ませ疲れを癒してくれる、町民にとっての宝である。これを、上の写真のような無残な姿にしては絶対にならない。</p> <p>評価書は、低反射パネルを使うから大丈夫、県の環境計画にも合致しているなどと言っているが、とんでもない話である。そんな小手先の細工で山の姿を変えてしまうような景観破壊を覆い隠すことは出来ない。もしどうしても作るというなら、山の稜線を変えぬよう、また周囲から目に入らぬように樹木で蔽い尽くして頂きたい。</p>	<p>事業の実施にあたりましては、現在の景観・自然環境に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどできる限りの保全措置を講じます。地域の方々が小川町の景観・自然を大切に考えていることを念頭に置き、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じ、ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・2. 埋め立ては、放射能汚染を拡散する</p> <p>2011 年の福島原発事故以降、農地の放射能汚染は深刻な問題である。小川町においても、当時風評被害を受け出荷が滞った事例が存在する。有機農業者団体においても、農産物や農地の放射能を測定し、農産物については 20Bq/kg 以下を出荷基準とし、また持ち込む堆肥の放射能濃度を 100Bq/kg 以下に自主規制して農地の放射能を低減することを目指した。その結果、例えば腰越地区の農地においては、</p> <p>Cs134Cs137 合計 2011 年 10 月 4268110 2013 年 2 月 294271 2014 年 4 月 272552Bq/kg</p> <p>と減少を続けて来た。こうした厳しい管理は現在も続いている。埼玉県においても、落ち葉を使った堆肥については厳しい規制を続けている。それは、ロットごとに 10ヶ所からサンプルを採取し放射能を 3 回測定することを義務付け、その平均値が 400Bq/kg 以下であることを製造・販売の条件としている。</p> <p>しかるに一方では農水省は 8000Bq/kg 以下の土砂を公共工事や農地造成に使用する方針を示しており、安易な残土受け入れはこうした汚染土壌の流入の恐れが</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR (株式会社建設資源広域利用センター) のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

意見概要	事業者見解
<p>あり、これまでの県や農業団体の努力を無にするものである。残土受け入れによる埋立てをしようとするならば、少なくともロットごとの放射能測定を行い、現状以上の放射能の蓄積にならぬよう規制しなければならない。</p> <p>以上</p>	

### 意見書 106

意見概要	事業者見解
<p>・太陽光発電としての住民説明会はいつ実施されたのか。近隣住民の地区には説明などありません。実施された所はあるのか？いつ、どこで、どう説明したのか、説明内容を知りたい。報告願う。</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p>

### 意見書 107

意見概要	事業者見解
<p>・メガソーラーの建設によって森林が広く伐採されて自然環境を侵食してしまう。そして、洪水や土石流の原因になる。これに対してどう対応していくのか、説明を願いたい。</p>	<p>既設の調整池により、洪水抑制と土砂流出に対応する計画となっております。</p>

### 意見書 108

意見概要	事業者見解
<p>・住民に対しての意見書に対する誠意ある回答を要求します。 (理由 1) 手続き上の問題がある為 「さいたま小川町メガソーラー系統工事接続工事」名の申請で、東京電力(株) (東京電パワーグリッド(株)) に、申請者名；エトリオン・エネルギー合同会社の事業者で申請されているので、令和 3 年 1 月の関係される皆さま宛ての「特別高圧架や送電線路の新設工事計画に関するお知らせ」の書類が回っているが、直後に小川エナジー合同会社に会社名を変更して、変更申請がされていないので、再申請手続きしてますか回答下さい。東京電力も関係者の皆さまも事業者名変更で混乱してます。 上記お知らせが配られて日数が経ってます。関係される皆さまへ、事業者名変更を速やかに知らせる責任があり、変更の理由と再通知を速やかに実施して下さい。</p>	<p>手続きはしていますが、商号変更を令和 3 年 1 月に行ったためタイミングが合わず、旧社名で配布されたものと思われます。 旧社名の由来となった会社から会社の持ち分を完全に取得したため、また、事業の主体となっていない会社の由来でしたので、社名を変更しました。</p>
<p>(理由 2) 令和 3 年 4 月 20 日の「環境影響評価準備書に対する意見書」説明会で、会場後ろに置いてあった意見書の提出先に、郵便番号〒369-1221 と記載がありますが、実際は〒369-1211 である事が後日判明し、ある方が郵便局に問い合わせたところ郵便番号の間違いの時は住所に</p>	<p>意見書の様式の郵便番号につきましては、下四桁の数字に落丁があり大変申し訳ございませんでした。ご指摘をいただき、事業者 Web サイトでお知らせしたほか、郵便局に、郵便番号の記載に誤りがございましたも、その他の記載内容に不備がなく、受取人の居住を確認できれば郵便物を配達する旨確認</p>

意見概要	事業者見解
<p>届くが、数日配送が遅れるとのことでした。 これは、事業者の落ち度なので、事業者責任において意見書の提出期間が令和3年6月7日(月)を令和3年6月10日(木)までに伸ばして下さい。</p>	<p>した後、念のため受付期間につきましても令和3年6月14日まで延長いたしました。なお、ご提出いただいた意見書につきましては全て受領しております。</p>
<p>(理由3) 「環境影響評価準備書に対する意見書」説明会の実施日が令和3年4月20日で、縦覧開始日の次の日に開催しており、膨大な準備書の内容を見る時間も与えずに開催したり、事業名や事業者名をたびたび変えた事で、住民は不信感が募り説明会が始まる前に、前述について質問したが納得できる回答が得られなかった。 手続きの質問事項 林地開発許可(寄居林業事務所)に資金計画(変更)計画書(1)開発行為に係る事業に要する資金、(2)資金の調達方法「営業収入・事故資金・借入金・補助金等区分して記載すること」、(3)年度別計画資産状況報告書(変更)「営業概要書・収支決算書(貸借対照表)・主たる取引金融機関」及び隣地開発地権者変更届他の提出が、義務づけられています。いつ提出されたのか回答下さい。また届出内容を信頼回復の為に開示して下さい。 ゴルフ場開発時の、林地開発行為地位承継届出書は、提出して継承されていますか?又譲渡等ある場合は、譲渡等があった事を証する書類、開発行為に要する資金及びその調達方法に関する詳細書類を提示して下さい。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあります。 開催日程につきましては、説明会の目的が準備書を説明することにあること、縦覧開始前の準備期間中に比較的良い状態にあった新型コロナの感染状況が変化する前に、対策を十分講じた上で地域の方々にご説明を行いたいと考え、最も早い小川町での開催を4月20日と設定しました。翌週には東京都において緊急事態措置等が実施されましたが、会場の消毒、人数制限や出席者間の距離を保つ等ご協力いただき、安全に開催できたものと考えております。 埼玉県林地開発許可制度の提出書類は今後提出予定です。 開示につきましては、その方法等を検討します。</p>

### 意見書 109

意見概要	事業者見解
<p>・①事業者は、早急に再度住民説明会を開催すべきである。 東洋経済 ONLINEによると、4月20日に開かれた説明会で住民の1人が「この説明会が始まる前に確認したいことがある。この説明会を開くことを地域住民に知らせたのか」と質問した。これを受け、事業者は「官報に掲載し、ポスティングでチラシを配った」と説明。住民たちは「地元では誰もチラシを受け取っていない」「私たちは、たまたま説明会開催を知った仲間の呼びかけで来た」「初めからやり直してほしい」と要求。事業者側がコロナ禍への対応などを理由に「できません」と答えたため、計47人が全員退席した。・・・ 経産省や環境省の見解は、「適切」だが、地元自治体は「それは、チラシ配布がきちんとされたならば、ということでしょう」と首を傾げる。今この意見書を書いている私自身、そんなチラシをみた覚えがないのだから。 小川町では、住民に知らせる通知などを各地区の区長を通して配布している。別紙の2枚はこの方法で配られたものである。 こんな状況下で、「さいたま小川町メガソーラー環境評価準備書」に係る公聴会が行われる。(別紙参照) 事業者側の説明を受けないまま、6月30日(水)に公聴会が行われるとは・・・</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>・②小川町は、「さいたま小川町メガソーラー事業」の客土搬入に反対である。</p> <p>小川町議会は令和2年第4回定例会で、「さいたま小川町メガソーラー事業」には反対である旨の「意見書」を全会一致で採択し、埼玉県に提出しています。この事業は、大量の客土搬入が必須事項のようになっていきます。小川町議会議員全員が反対の意思を表明して採択したのですから、小川町民の総意が「客土搬入」に反対ということなのです。</p> <p>また、令和3年2月12日、小川町長は「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。</p> <p>本町は、自然に恵まれた緑豊かな町です。しかしながら、本町においても集中豪雨や台風の巨大化等による自然災害が頻繁に発生し、森林における土砂崩れ、河川の氾濫など、激甚な災禍を及ぼしており、さらなる二酸化炭素削減の取組が必要と述べています。また、二酸化炭素の吸収源である森林整備も行うとも述べています。木を切られ、切土や客土の搬入された山は災害リスクが高まるのではないのでしょうか。</p> <p><b>環境・農業</b> <span style="float:right">小川町役場 ☎72-1221 FAX 74-2920</span></p> <p>「さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書」に係る公聴会を行います</p> <p>この公聴会は、埼玉県環境影響評価条例第17条に基づき埼玉県が開催します。環境保全の観点から事前申請のうえ、意見を述べる事が可能です。詳細は下記をご確認ください。</p> <p><b>【事業者名称】</b> 小川エナジー合同会社 事業の名称：さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書 事業の種類：太陽電池発電所</p> <p><b>【開催日時】</b> 6月30日(水) 午後5時～7時 リリックおがわ 会議室1・2</p> <p><b>【申出受付】</b> 6月 4日(金)～6月14日(月) 必着</p> <p><b>【申出方法】</b> 書面に下記を記入し、持参、郵送、ファクスによりご提出ください。 ①氏名または団体名(代表者氏名) ②住所(主たる事務所の所在地) ③準備書の名称 ④公聴会にて述べようとする意見の概要および理由</p> <p><b>【申出送付先】</b> 〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区島砂3-15-1 埼玉県環境政策課 ファクス：048-830-4770 ☎：048-830-3041</p> <p><b>【その他】</b> ・申出がない場合、公聴会は中止となります。 ・傍聴希望の方は、事前に埼玉県環境政策課へご連絡ください。 ・申出された方の中から、知事が公述人を選定し通知します。</p> <p style="text-align:right">問合せ 環境農林課 環境保全担当 ☎☎165・166</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>また、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>
<p><b>意見書 110</b></p>	
意見概要	事業者見解
<p>・土砂災害への懸念がぬぐえません。四半世紀前の調整池を利用するとのことですが、経年劣化の心配に加え、その調整池造成当時と異なる規模の大雨による災害が各地で起きており、台風19号被害のときは対象地内もが</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、</p>

意見概要	事業者見解
<p>け崩れが起きました。</p> <p>事業計画策定ガイドライン第2章「適切な事業実施のために必要な措置」の第1節内で土砂災害防止法の警戒区域や山林や丘陵地の急勾配地域等においては周辺環境へ悪影響を与える恐れがあるため十分に考慮して土地の選定・開発計画を行うことが求められているとされています。</p> <p>対象地域周辺には、飯田の「北久保沢」「道前沢」笠原の「中ノ沢」栃本の「桜沢川」といった、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定されている区域があるにもかかわらず、このような災害危険性の高い地域に面する場所が準備所内では対象地として選定されています。対象地の除外、でなければ事業計画の見直し・中止を求めます。</p>	<p>通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>なお、対象事業実施区域の改変区域内には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は含まれておりません。（「3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」参照）</p>

意見書 111

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>飯能市で有機農業をしている北村と申します。阿須山中メガソーラーの開発で、元林野庁治山課出身のため、推進する市議や、開発反対する市議および市民方に、林野行政の点から、山間地での大規模太陽光発電開発の危険性を指摘しています。</li> <li>このたびは、貴社のプリム跡地の太陽光発電を開発に懸かる「環境影響評価準備書」に対する意見書を募っていると伺い、下記のとおり意見を述べます。</li> <li>土砂災害のリスクの増大 <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の小川町のメガソーラーはその開発規模が広大な上、50メートルを超える深い谷を埋める谷埋めは、飯能市のメガソーラーによる盛り土の規模をはるかに上回ります。その上、その周辺はもともと「土砂流出危険区域」指定地の上、斜面は中生代の地層が露出しています。そのような場所で30度の傾斜の階段状にした谷埋め盛り土をするとあらば、盛り土と元の地形面の境界に帯水層を発生し、地滑り等の土砂災害を引き起こす可能性は極めて高いと思われます。</li> <li>盛り土は、UCR（建設資源広域利用センター）の土であり放射線量の検査はしないとのこと。</li> <li>このような危険なものが将来にわたって雨水に混入した場合、下流の地下水の汚染に繋がり、特に小川町の基幹産業のひとつ有機農業は風評被害で、壊滅的ダメージを受けます。</li> </ul> </li> </ul>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>なお、対象事業実施区域の改変区域内には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は含まれておりません。（「3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」「2章 特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項」参照）</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR（株式会社建設資源広域利用センター）のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺住民の生活環境への問題など <ul style="list-style-type: none"> <li>36万立方メートルの土砂搬入による影響としては、1日大型ダンプ150台。3年間で10万台が往復。開発地入口には特養老人ホームがあり渋滞と道路の破損・埃・排気ガス・騒音など諸問題など枚挙にいとまありません。</li> <li>排水は谷底の調整池にとのことですが、搬入盛り土は、そもそも盛り土として適切な、礫土ばかりではなく、軟弱地盤になりかねない、関東ローム層や沖積層な</li> </ul> </li> </ul>	<p>資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、</p>

意見概要	事業者見解
<p>ども想定されますので、伐採され保水力のなくなった山、且つ盛土斜面で、池は25年以上前、ゴルフ場計画時にできたもので、防災施設として劣化しているうえ、すぐ下には民家もあることから、盛り土崩壊による土砂災害の危険性の高い地形を人工的に造成するようなものです。</p>	<p>通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。 調整池につきましては、目視により正常に機能していることを確認済みです。工事着工前に調整池の点検を行い、補修等が必要な場合は補修を行います。</p>
<p>・自然環境・生態系などへの問題など 兜川の上流に当たる飯田川、笠原川等にはホタル、ホトケドジョウ等貴重種が生息していますが、今回の工事下流まで河川は汚染され、水生生物、魚類への影響多大と思われます。</p>	<p>水生生物については、その生息環境は改変されないことから、直接的な影響はないと予測しております。一方、生息環境の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・絶滅危惧種のサシバ・ミゾゴイなどの存在も確認されているとのこと。これらは豊かな生態系が存在することを示す指標種でもあると聴き及んでいます。 このサシバたちはひなをかえし、今年も小川町にやってくるとのこと。広大な里山と谷津に沿った田畑が続き、しかも農薬も極力使用しない有機の里、小川町はサシバたちにとって絶好の地です。 しかし樹木が伐採され黒いパネルが敷き詰められたら、彼らは生きることはできません。貴社準備書には、貴重種の巣を移す、移植するといった内容で対応することですが、こうした希少種の長期的保全も視野に入れていない、ややもすれば、安易と受け取られかねない対応で生き延びられる、環境変化に柔軟な種は、限られます。絶滅危惧種は、こうした、その場限りの対応では生き延びられません。でなければ絶滅危惧種になりようがありません。 一方、知事も「サシバたちの行動範囲外での事業を」と述べています。知事意見に「事業地周辺で活動する自然保護団体等の意見を聞くべき」とあるが、どの団体に貴社は意見を仰がれたのでしょうか？こうした団体は、実績があり、且つ第三者性の高い団体であるべきです。従いまして、貴社「準備書」にもこうした団体の意見を採用し、事実を公表すべきであります。</p>	<p>サシバに対する環境保全措置としては、まず「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」ことにより、推定した営巣中心域及び高利用域の改変を出来る限り低減致しました。また、「工事工程を調整し、猛禽類であるサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する」、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の措置を講じることにより、工事の実施及び施設の供用時においてその影響の低減に努めてまいります。 さらに、サシバを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。 ご指摘の知事意見に対する事業者見解は準備書の4-79(336)にお示ししており、その結果は準備書の8-5-1(1335)にお示ししております。埼玉県での活動実績のあるNPO法人から助言を頂きました。</p>
<p>・景観上の問題点 当該地、官ノ倉山、石尊山はハイカーが多い中、その登山道にダンプの道ができ、254バイパスから緑の山なみが消え、黒いパネルの丘が続くというのは、景観上もかなり問題があるのではないのでしょうか？</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・環境アセスの結果について 当該事項について、小川町の住民には、まだ説明会を実施されていないと、小川町の友人知人から伺っています。 貴社としましては、既に説明会日程をチラシ等で周知したとのことですが、住民は、貰っていないとのこと。これは、説明会のお知らせが極めて一部の住民に限定されているためではないのでしょうか？当該事業の影響を鑑みましたら、相当広範囲の住民の生活環境に</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者Webサイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある</p>

意見概要	事業者見解
<p>影響するものと考えられますので、原則、小川町の全住民対象に、町の広報などでも、広く掲載をお願いすべきものかと思えます。</p>	<p>方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>
<p>・太陽光パネルの需要が、中国人権問題に与える影響と、森林伐採そのものが、気候変動に与える悪影響について 最後に、これは環境影響評価準備書とは、直接かわりない事ですが、貴社の今後のイメージダウンになりかねない問題です。 それは、既に貴社のご存じのことかと思えますが、太陽光発電のシリコンパネルの原料シリコンの全世界生産量のうち、5割が、中国新疆ウイグル産です。そして、シリコンパネルの全世界の生産枚数の8割が中国であるとのことです。 つまり、貴社が太陽光パネルを推進するということは、ウイグル弾圧問題や、合衆国大統領選挙などで多大な介入（合衆国情報当局のラドクリフ長官による報告）をして民主主義を脅かす中国に、事実上間接的に貴社が加担しているという、悪いイメージを定着させかねません。 また、太陽光パネル自体は、稼働中に炭素は放出しないものの、それ自体炭素そのものを吸収する力はありません。固定価格買取制度という「カラクリ」の中、事実上、太陽光パネルの稼働する期間は、20年が限度です。その後の土地利用形態や、パネル生産および解体に係る炭素排出をカウントすれば、事実上の「炭素排出」です。 つまり、森林は、炭素同化作用が続く限り、土壌、材に炭素を100年、千年と蓄積続け、最後は、平衡（プラスマイナスゼロ）状態になりますが、太陽光発電は、森林破壊を前提の上で成立する限り、事実上は、「吸収源」ではなく「排出源」です。この事実は、京都議定書の具体的国際交渉が進められていた2010年ごろから、既に問題視されていました。 しかし、交渉力の不足している日本政府が、森林破壊型の太陽光パネルの設置も温室効果ガス削減に寄与するという、甚だ不平等な議定書条約内容を受け容れたことは、私も含め、当時の林野庁の温暖化対策行政の関係者は、一同苦々しく思っていました。 いずれ、京都議定書のこの問題事項は、気候変動の影響が顕著になるにつれ、各国政府も見直すことになるかと思えます。 是非、貴社におかれましては、こうした矛盾に満ちた議定書の事項に惑わされることなく、あと50年先、100年先の自分たちの子孫や、日本社会のため、何かできるか、悔いのない、賢明なご判断ご決断をされることを願ってやみません。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p>

意見書 112

意見概要	事業者見解
<p>・以下の疑問に回答願います。 土砂危険区域指定地への盛土、急傾斜地にパネルを設置する事への安全性に疑問。最近の希少の変化を鑑み、非常に危険と言わざるをえない。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮し</p>

意見概要	事業者見解
	<p>た土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>なお、対象事業実施区域の改変区域内には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は含まれておりません。（「3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」参照）</p>
<p>・盛土する土の安全性に疑問。 放射線量の検査は必須と思われる。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<p>・自然環境、絶滅危惧種等生息する貴重種への影響に疑問 貴重種の巣を移す、移植するというのは不可能に近い。移す、移植する場所は？移した場所で本当に生息していけるのか？その検証はいつ誰によってなされたのか？ 以上、真摯な対応を願います。</p>	<p>ご指摘の種はハチクマかと思いますが、本種については「道路事業における希少猛禽類に対する効果的な人工代替巣の設置方法と利用促進手法の検討：全国173事例の分析から」(2016年、長谷川ら)においてフィンランドの事例が紹介されており、古巣と人工代替巣で巣立ち雛数に差がないとされております。また、国内でハチクマを直接の対象として人工代替巣に誘導・繁殖した事例はないものの、オオタカを対象として設置した人工代替巣にハチクマが繁殖したことが確認されております。</p> <p>本事業において人工代替巣への誘導を実施する際には、営巣木周辺の営巣環境の事前調査等を踏まえて設置環境を選定する他、有識者に指導を仰ぐ等、出来る限り代替巣が使用されるよう努めてまいります。</p>

意見書 113

意見概要	事業者見解
<p>・①メガソーラーはこれ以上作らないで下さい。クリーンエネルギーを作るために森林・里山を破壊するのは本末転倒です。SDGを実現できるのでしょうか？具体的な方法を教えて下さい。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・②サシバ・ミゾゴイなど希少生物の生態についてわずか1年で調査を終えた理由を教えてください。</p>	<p>猛禽類を含む動物・植物の調査期間については、調査方法等を明記した調査計画書段階で埼玉県及び経済産業省の審査を経ており、妥当性のあるものと考えております。一方、準備書に記載したとおり調査の結果サシバをはじめとした猛禽類の繁殖が確認されたことから、第2営巣期の調査を実施することと致しました。その他の調査についても必要に応じて検討し、その結果は評価書において記載するとともに、必要に応じて予測・評価を見直し、本種への影響のさらなる低減に努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>③②の調査が有効であると有識者の意見を提示して下さい。また、どのような生態保全の対策ができるのか、具体的に計画を示して下さい。もちろん有識者の実名も教えて下さい。</li> </ul>	<p>②でお示ししたとおり、調査方法等を明記した調査計画書段階で埼玉県及び経済産業省の審査を経ており、妥当性のあるものと考えております。また、調査結果等については埼玉県での活動実績のある NPO 法人から助言を頂きました。恐れ入りますが、実名については、伏せさせて頂いております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>④政府のかかげている「SDG アクションプラン 2021」では「国際社会において、人道、開発、平和が損なわれてはならない。誰一人取り残さない」とされています。御社としての考えを明記して下さい。山を破壊して得たエネルギーでどのような未来を描いているのですか？</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤外部からの土砂について。 持ち込まれた土砂は安全なものですか？どのように安全かデータ数値を提示して説明して下さい。</li> </ul>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥家のとなり、窓から見える場所にメガソーラーがたったら我慢するしかないのですか？資源エネルギー庁の「事業計画ガイドライン」を参照の上、基準ののつとつた計画をして下さい。「周辺の環境との調和」「反射光等による地域住民への影響がないよう配慮する」と明記されています。</li> </ul>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 114

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>近年毎年のように全国各地で予想を超える大雨や台風被害があります。もし工事中や工事終了後、土砂災害などで周辺地域に被害が出た場合の補償を具体的に教えて下さい。またその際は被害がメガソーラー工事に関係するかどうかの判断は誰が何を基準にするのかはつきり示して下さい。</li> </ul>	<p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任があり、それに該当する場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

#### 意見書 115

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>知事の意見書内容に沿って書きました。 (○囲み数字以外の、番号・カナは知事の意見書の引用先です)</li> <li>①1「事業計画について」 オ：「事業計画の詳細を積極的に公表すること」より ＝事業地の小川町での説明会の日程が縦覧開始の翌日でした。これでは事前に準備書にきちんと目を通せません、改めて準備書の説明会を周知の上開催してください。また、事業者は小川町 7650 戸にチラシを配ったと HP 上で公表されていますが、現在ひとりとして受け取ったという声を聞いてません。工事開始前から、そのような整合性を欠いたことを言う事業者では、今後真摯な工事、発電事業をしてくれるとは思えません。住民と信頼</li> </ul>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>

意見概要	事業者見解
<p>関係を築こうという意思がまったく感じられません。</p> <p>その他重要な点として、小川エナジー社は一度もメガソーラー事業についての住民説明会を行っておりません。過去に行われたのは、残土持込事業に対する説明会で、その時はメガソーラーについての計画はありませんでしたよね？小川エナジー社が行ったと言い張る2021年4月23日の流会となった小川町の説明会は準備書に対するものです。住民に対して、きちんとしたメガソーラーに対する事業説明会を実施してください。</p> <p>また、小川町議会では2020年12月に残土持込による事業に対して反対の決議がされてます。それでもなお、残土持込ありきの事業計画なのはなぜですか？残土を持ち込まない計画を提出するべきです。議会の声を無視した事業計画はおかしいのではないのでしょうか？</p>	<p>開催日程につきましては、説明会の目的が準備書を説明することにあること、縦覧開始前の準備期間中に比較的良い状態にあった新型コロナの感染状況が変化する前に、対策を十分講じた上で地域の方々にご説明を行いたいと考え、最も早い小川町での開催を4月20日と設定しました。翌週には東京都において緊急事態措置等が実施されましたが、会場の消毒、人数制限や出席者間の距離を保つ等ご協力いただき、安全に開催できたものと考えております。</p> <p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者Webサイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者Webサイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p> <p>また、お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p>
<p>②2 調査、予測及び評価についてより (4) 地盤及び事象 イ：土砂の入手方法及び土室の管理方・・・土地の安全性について・・・ ＝土砂搬入業者は放射能測定をする予定はないと言っている、住民側か抜き打ちで土砂を品質、放射能をチェックできるようにしてください。また、何ベクレル/kg以上なら持ち込まないというような基準値を示してください。また、国は8,000Bq/kgは「廃棄物を安全に処理するための基準」としていますが、もしそのような高い値の残土が持ち込まれるようなことになれば、有機野菜栽培で有名な小川町産の生産農家が大変な打撃を受けてしまいます。絶対にそのような残土を持ち込まないようにしてください。また、これ以上なら持ち込まないという基準値をきちんと示してください。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、近隣県からの搬入土に絞ることでの安全性は確保できるものと考えますが、万全を期するため、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<p>③ (5) 動物・植物・生態系より ウ：事業計画地から搬入される土砂により、外来種が混入する恐れがあるためその対策を検討すること。 ＝外来種が混入しないように具体的対策は準備書にかかれていますか？書かれていないならしっかりと対策を明記してください。</p>	<p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。この内容は、準備書の4-78(335)にお示ししております。</p>
<p>④オ：事業計画地周辺で活動する環境保全団体等から情報収集を・・・ ＝どこの環境保全団体から情報を収集したのでしょうか？小川町にはいくつかの環境保全に関わる活動をしている団体がありますが、そのようなインタビューを受けたという話は聞いてません。まだしていないのなら早急の実施してください。</p>	<p>対象事業実施区域およびその周辺における現地調査において、特に鳥類においてサンバヤミゾゴイといった重要な種が確認されたことをうけ、適切な対応を検討するうえで、鳥類の保護活動のためのデータ収集、解析、調査手法開発を行っており、活動範囲に埼玉県を含む認定特定NPO法人の専門家にヒアリングを行いました。</p>

意見概要	事業者見解
	<p>準備書などに記載しましたとおり、専門家としての豊富な知識を基に、有益なご助言をいただくことができ、予測・評価や保全措置を検討するうえで、十分活用できたものと考えております。</p>
<p>⑤（６）景観及び自然とのふれあいの場より ア：ハイキングコースを一部分断していることから・・・日常的な散策者等に聞き取り調査をし、利用状況を把握したうえで・・・ ＝聞き取り調査はどこの住人に対して合計何人に実施しましたか？まだしていないならしっかりと現地住民の声を聞き取って下さい。 以上①～⑤の回答お願いいたします。</p>	<p>聞き取り調査は、自然とのふれあいの場の調査時に実施し、官ノ倉山ハイキングコースの利用者であった５組の方に聞き取りを行いました。 結果については、自然とのふれあいの場の調査結果に記載しております。</p>

意見書 116

意見概要	事業者見解
<p>・調整池はだいぶ古いものですが、大雨が降った時に持ちこたえられるのか証明して下さい。また、調整池が壊れて畑や民家に被害が出た場合、どのような保障がなされるかしっかり示して下さい。</p>	<p>雨水を貯留する調整池につきましては、目視により正常に機能していることを確認済みです。工事着手の時に調整池の点検をし、補修等が必要であれば対処します。 事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任があり、それに該当する場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

意見書 117

意見概要	事業者見解
<p>・調整池はだいぶ古いものですが、安全性は大丈夫か確認して下さい。もし洪水でこわれたらどういう保障があるかおしえてください。</p>	<p>雨水を貯留する調整池につきましては、目視により正常に機能していることを確認済みです。工事着手の時に調整池の点検をし、補修等が必要であれば対処します。 事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任があり、それに該当する場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

意見書 118

意見概要	事業者見解
<p>1、ハイキングコースについて 官の倉山はハイキングコースとして人気のある山です。小さい子供も一緒に登ることができ、近所の方々は散歩するように山に登っています。町民にとっても身近なハイキングコースです。休日の人の行き来はもちろん、平日の利用者もいます。小川町民はもちろん、小川町の自然に親しむ町外の方々にとっても、このハイキングコースが気持ちよく利用できなくなることは大きな損害です。 埼玉県知事の意見書項目に2-（6）ア『事業計画地が官ノ倉山のハイキングコースを一部分断していることから、自然とのふれあいの場の利用者や日常的な散策者等に聞き取り調査をし、利用状況を把握した上で、影響を評価すること。』とありますが、貴社の準備書に聞き取り調査の項目はあるものの、季節による利用者の数の変動などがはっきりと示されている項目が見当た</p>	<p>自然とのふれあいの場の調査については、官ノ倉山ハイキングコースの利用者であった５組の方に聞き取りを行いました。また、その他に利用状況を把握しました。 結果については、自然とのふれあいの場の調査結果に記載しております。予測・評価において工事中は、改変するコースについても現状の機能を維持するよう整備し、対象事業区域内を通るハイキングコースは、自由に通行できるようにし、看板の設置や、工事時の警備員の配置などによる安全対策を図るなど、利用者への影響を低減する環境保全措置を講じてご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>りません。秋は頂上が込み合うほどの人出の日もあります。少なくとも、秋は工事を中断される必要があるのではないのでしょうか？年間を通して利用者の数の変動をもっと詳しく調査してください。また、この事業が進められたら、今後、『このハイキングコースを利用するか』についても利用者に聞き取り調査をしてください。それによって、初めて影響が評価できると考えます。</p>	
<p>2、危惧生物の保護について  埼玉県知事の意見書項目に2-(5)ウ『事業計画地により野生動物の生息域が損なわれ、行動範囲が分断されるおそれがあることから、その対策について具体的に示すこと。』とあります。</p>	<p>動物の行動範囲の分断については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合は約15%まで減少します。また、「工事関係車両の走行ルートは旧作業道を基本とし、樹林環境の分断をできる限り小さくする」、「車両の運行の際には、十分減速の上、道路へ進入する動物への注意喚起を徹底することにより、ロードキルを未然に防止する」、「フェンス等の設置範囲は最小限に留め、可能な限り連続した樹林を残存させる」等の環境保全措置を講じることにより、工事の実施中を含めて行動範囲の分断の影響の低減に努めてまいります。なお、動物に係る環境保全措置の内容は準備書の8-1-4-259(899)にお示ししております。</p>
<p>3、環境保全について。  県知事の意見書項目に2-(5)オ「事業計画地周辺で活動する環境保全団体等から情報収集を行い、調査、予測及び評価に活かすこと。」とあります。  事業計画地周辺で活動する環境保全団体から情報収集をしましたか？希少生物に詳しい方によると、この事業により、確実に多くの希少生物がいなくなるとの事でした。  貴社の準備書によると、全体的に影響は少ないとの評価ですが、環境保全団体からすると評価は違ったものになりそうです。上記の知事の意見項目のように、環境保全団体等から情報収集がまだでしたら、実施し、調査をやり直してください。  危惧生物が生存する環境です。動物、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、底生動物、昆虫、植物のそれぞれの専門家から情報収集をしてください。また、専門家の見解をもとに、評価をし直してください。</p>	<p>ご指摘の知事意見に対する事業者見解は準備書の4-79(336)にお示ししており、その結果は準備書の8-5-1(1335)にお示ししております。埼玉県での活動実績のあるNPO法人から助言を頂きました。また、対象につきましては、住民の方々のご意見や経済産業省の環境顧問審査会でご指摘の多かった鳥類を対象として実施致しました。その他の分類群における情報収集については現時点では追加で対応することは想定しておりませんが、今後実施する必要性が考えられた際には、ご提供いただいた内容も参考にさせていただきます。</p>
<p>4、景観について  官の倉山、石尊山は頂上に木々がぼつぼつと並び、山の形がわかりやすいため、遠くからでもすぐにそれと分かります。少し開けた場所から山々を眺める時、まずそれらの山が目に残ります。  貴社の準備書を拝見したところ、事業計画による景観の変化について数か所からの眺望について書かれていましたが、調査個所が足りないと思います。これだけ、どこからでもよく見える山々です。もっと細かく、調査すべきです。  埼玉県知事の意見書項目にも2-(6)イ『主要な眺望点のみを調査地点としているが、コース沿いの眺望点や身近な景観における眺望点についても選定すること。』とあります。  大塚地区、角山地区、竹沢地区の各地区より眺望点を選定し、事業計画による景観の変化を示してください。</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜うよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>また、それにより、景観を損なわない事業計画の見直しをしてください。</p> <p>貴社に再生可能エネルギーを推進したいお気持ちがあるのであれば、地域住民やこの山の存在から恩恵を受けている人、団体と協議するのが当然のことと認識しております。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

### 意見書 119

意見概要	事業者見解
<p>・人と自然の触れ合いの場にかかる環境保全措置について意見します。「対象事業実施区域内の計画道路とハイキングコースが交差する地点は利用者が従来通りに通行できるようにする。また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる。」とありますが、官ノ倉山、ハイキングコース等と対象事業実施区域内の道路、改変区域との交差点の図 8-1-8-73(1163)をみると、登山者と改変区域が重なっています。これでは工事期間中に利用者が従来通り安全に歩行できるのかどうかわかりません。改変する道路の位置と距離、道幅などを明確に示して下さい。また、登山者は上り、下りの2方向からやってきます。警備員の配置は最低でも改変区域内の看板の設置場所に一人ずつ、登山者の歩行の安全確保の観点から改変区域の中間地点に一人、計3人の警備員の常駐が必須と思われますが、警備員の人数についても明確に示して下さい。</p>	<p>工事中は、改変するコースについても現状の機能を維持するよう整備し、対象事業区域内を通るハイキングコースは、自由に通行できるようにし、看板の設置や、工事時の警備員の配置などによる安全対策を図るなど、利用者への影響を低減する環境保全措置を講じてご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 120

意見概要	事業者見解
<p>・太陽光発電事業としての住民説明会は一度も開かれておりません。事業計画策定ガイドラインがこの全く遵守されていないのでその趣旨に沿って初めからすべてを練り直して下さい。知事の意見書でも「環境影響評価の実施に当たっては事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること」とあります。どのように公表したのか示して下さい。</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p> <p>今後も、地域の方々からのご要望があれば、出来る限りご対応をさせていただきます。</p>
<p>・準備書の問題点 交通量(1-1-1) 小川町内の交通量調査地点が小川町小川 344 となっています。不適切に思えます。どういう理由で選定したのかを教えてください。飯田のファミリーマート付近での国道 254 での調査が必要です。調査をし直して下さい。</p> <p>1-1-2 国道 254 での1日の通行量の4.5%だからいたした事は無いと記されています。(4-76)など。知事の意見書でも「大型車両の交通量の増加が見込まれる事から」とわざわざ明記してあります。大型車で比較し、朝・夕方に焦点を当てた数値を示して下さい。</p> <p>1-1-3 道路の破損が予想されます。その対応をお聞かせ下さい。</p>	<p>交通量調査については、資材運搬等の車両が集結し影響が大きいと想定される国道 254 号、対象事業実施区域と国道 254 号を結ぶ区間の2地点の交通量調査を実施しているため、国道 254 号の交通量についても把握をしております。</p> <p>ご指摘の交通量の増加による影響の大気質、騒音・振動について、予測結果は環境基準等を満足しているため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>また、地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>1-1-4 飯田にはもう一つメガソーラーの計画があります。車両のルートは、ほぼ重なります。複合案件の可能性があると条件を加味して交通量調査をやり直して下さい。</p>	
<p>・持ち込み残土について</p> <p>土壌汚染の状況として、埼玉県に行っている農用地での調査結果が示されています。(3-28)この意味がわかりませんので教えてください。</p> <p>1-2-2 搬入残土との比較ができません。当該地での現在地での土壌検査をして下さい。そこには放射能の測定は欠かせるので測って下さい</p> <p>1-2-3 工事中、それ以降の環境監視の結果を公表するのか、するならばどのようにするのか示して下さい。基準を越えた場合、どの機関と協議し、どうするのか示してください。</p> <p>1-2-4 搬入残土の放射能の基準を示して下さい。環境監視計画には記述されていません。</p> <p>1-2-5 持ち込み残土の試験項目を UCR に指示するにあたり、どのような頻度で、どのような数、どのような方法で行われるのでしょうか。</p>	<p>準備書「3-1-3 土壌及び地盤の状況」に記載した埼玉県による農用地の土壌汚染状況の調査結果は、埼玉県全県の調査結果を示しています。事業対象実施区域周辺を含む埼玉県全県で環境基準を満たしております。</p> <p>事業対象実施区域内では、令和2年11月4日に土壌の調査を3地点で行い、その結果を環境影響評価準備書(資料編)の「2. 事前調査及び参考資料」に記載しました。その結果、全地点で、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジンチオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、及びダイオキシン類に関し、環境基準を満足していることを確認しております。</p> <p>事業着手後の土壌調査は、環境監視計画において実施することを明記しております。調査結果は、法令に従い、環境影響評価手続きの一環として公表します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>搬入土は、UCR との事前調整時に、受け入れ条件の考え方について、土質条件、試験項目(地質分析試験(溶出試験、含有量試験)、ダイオキシン類の試験、物理試験)などを協議し、UCR が受入地の確認を行ったうえで搬入します。</p> <p>また、環境監視計画には、地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。調査結果に関しましては、国で定められた放射線量に関する土壌の環境基準はありませんが、環境影響評価手続きに従い公表します。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

意見書 121

意見概要	事業者見解
<p>・残土の搬入のない計画案を示して下さい。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p>

## 意見書 122

意見概要	事業者見解
<p>・切り土、盛り土について、お聞きします。</p> <p>盛り土 970、000m に対し切り土 16、500m と有りますが、盛り土量が突出していると思えるが、現土壌と搬入残土とのなじみ工法はどのような計画でしょうか、教えてください。</p> <p>因みに、現土壌と持ち込み残土のなじみ工法の一つとして通常では、地盤は土粒子との隙間（間隙）で構成されています。隙間の中には水と空気がある。盛り土の締め固めには隙間を最小限にすることが重要で、したがって、盛り土をする際は地盤の緩みが生じないように 30cm 厚ごとに敷きならしを行う（ドーザー等）この、引き均し、締め固め品質管理が特に重要です。一層ごとの管理基準を決めて、基準値を満足しているか GPS と RI 計器をドーザーに取り付け管理すると思われませんが、この結果をその都度公表していただけるでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>方法書ではその数値ですが環境に配慮し数量を変更していますので訂正させていただきます。</p> <p>締め固めの品質管理は日常的に行いますがその結果は監督官庁に提出します。</p> <p>現在は公表の予定はありませんが、ご期待に沿う方法などについて検討し、当社 HP で具体的内容を公表するよう努めます。</p>

## 意見書 123

意見概要	事業者見解
<p>・1-1 交通量</p> <p>1-1-1 小川町内の交通量調査の地点が小川町小川 344 となっています。不適切に思えます。どういう理由で選定したのかを教えてください。飯田のファミリーマート付近での国道 254 での調査が必要です。調査をし直して下さい。</p> <p>1-1-2 国道 254 での 1 日の通行量の 4.5% だからたいした事は無いと記されています。(4-76 など)。知事の意見書でも「大型車両の交通量の増加が見込まれる事から」とわざわざ明記してあります。大型車で比較し、朝・夕方に焦点を当てた数値を示して下さい。</p>	<p>交通量調査については、資材運搬等の車両が集結し影響が大きいと想定される国道 254 号、対象事業実施区域と国道 254 号を結ぶ区間の 2 地点の交通量調査を実施致しました。</p> <p>また、資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・1-2 持ち込み残土について</p> <p>1-2-1 土壌汚染の状況として、埼玉県に行っている農用地での調査結果が示されています(3-28)。この意味がわかりませんので教えてください。</p> <p>1-2-2 搬入残土との比較ができません。当該地での現在地での土壌検査をして下さい。そこには放射能の測定は欠かせないので測って下さい</p> <p>1-2-3 工事中、それ以降の環境監視の結果を公表するのか、するならばどのようにするのか示して下さい。基準を越えた場合、どの機関と協議し、どうするのか示してください。</p> <p>1-2-4 搬入残土の放射能の基準を示して下さい。環境監視計画には記述されていません。</p> <p>1-2-5 持ち込み残土の試験項目を UCR に指示するにあたり、どのような頻度で、どのような数、どのような方法で行われるのでしょうか。</p>	<p>準備書「3-1-3 土壌及び地盤の状況」に記載した埼玉県による農用地の土壌汚染状況の調査結果は、埼玉県全県の調査結果を示しています。事業対象実施区域周辺を含む埼玉県全県で環境基準を満たしております。</p> <p>事業対象実施区域内では、令和 2 年 11 月 4 日に土壌の調査を 3 地点で行い、その結果を環境影響評価準備書（資料編）の「2. 事前調査及び参考資料」に記載しました。その結果、全地点で、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジンチオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及</p>

意見概要	事業者見解
<p>1-3 外から残土を持ち込まないように設計を変えて下さい。</p>	<p>び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、及びダイオキシン類に関し、環境基準を満足していることを確認しております。</p> <p>事業着手後の土壌調査は、環境監視計画において実施することを明記しております。調査結果は、法令に従い、環境影響評価手続きの一環として公表します。必要がある場合は、土壌汚染対策法などの関係法令に従い、適切に対応いたします。</p> <p>搬入土は、UCR との事前調整時に、受け入れ条件の考え方について、土質条件、試験項目（地質分析試験（溶出試験、含有量試験）、ダイオキシン類の試験、物理試験）などを協議し、受入地の確認を行ったうえで搬入します。</p> <p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p>

#### 意見書 124

意見概要	事業者見解
<p>・私は、有機農業が盛んで、里山の景色の広がる小川町が大好きで、移住してきました。近くにハイキングに行ったり、バードウォッチングをしたり、美味しい地元の野菜を食べられることが、日々ここで暮らしている喜びです。</p> <p>私達住民の生活を犠牲にして行う事業の、全面停止を求めます。本事業計画地域に残土を持ち込まないでください。メガソーラーを建設しないでください。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 125

意見概要	事業者見解
<p>・私は環境破壊が一つの原因で、地球温暖化により、未知のウィルスが現れ、今回のコロナ感染症以上の問題が起こるのではないかと危惧しているものです。森林を伐採し太陽光発電を広げることに反対します。</p> <p>未来を背負う孫たちに、良い生活環境を残してください。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 126

意見概要	事業者見解
<p>・私は地球温暖化問題に強い関心を持っており、原子力でもない、火力発電でない、太陽光発電を政府が率先してとりくむべきだと考えています。ただし、太陽光発電を広げることで、生態系や環境破壊に起こすような開発はあってはならないと考えています。</p> <p>今回の立地予定地は、妻の実家近くであり、周辺の地理や環境もよく知っており、意見を提出することになりました。</p>	<p>事業者としましては、環境への影響を把握するため、必要な調査を行い、科学的見地に基づき予測評価を行って参りました。</p> <p>今後も、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>こうした懸念に対して、十分な専門的な調査が行われ、専門家の意見も含めて、関係住民に対して、十分な説明と合意がなされていないことが大きな問題です。</p> <p>単に手続きとして行うというのではなく、しっかり住民の不安や専門家らの意見を真摯に受け止めていただきたいと強く訴えます。</p>	

### 意見書 127

意見概要	事業者見解
<p>・外部からの残土を運び込むダンプの交通が周辺地域の生活に及ぼす影響についての調査結果を根拠を持って示して頂きたい、残土搬入口近辺の調査をして結果を提示して下さい。小川町内の交通量調査地点が「小川町小川344」となっています。外部残土搬入口近辺の再調査を求めます。</p> <p>さらには、外部残土を持ち込まず敷地内での切土・盛土だけで整地する太陽光発電事業案を提示して下さい。地域環境・地域住民生活に及ぼす影響ははるかに小さくなります。</p>	<p>交通量調査については、資材運搬等の車両が集結し影響が大きいと想定される国道254号、対象事業実施区域と国道254号を結ぶ区間の2地点の交通量調査を実施致しました。</p> <p>また、資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 128

意見概要	事業者見解
<p>・県知事意見で、1. 事業計画についてウ、当該事業地内では斜面の崩壊が従前から認められていることから、現状を把握した上で、造成の工法や雨水の排水計画を検討すること。とあります。</p> <p>現状地山が、非常に崩れ易い地盤のところ、高く盛土するのは危険過ぎます。</p> <p>詳細な斜面崩壊防止策や、豪雨時に一気に雨水や泥流が事業地外へ流出しない様詳細な宅内排水計画を提示して下さい。また土砂災害の予兆・前兆現象を確認できる監視システムを設置し、土砂崩壊の恐れがある場合、最寄りの土木事務所、町の小川町防災支援課と、関係行政区長へタイムリーに土砂崩れ警戒情報の緊急連絡網を着工前に関係機関と協議して共有すること。安全・安心対策が出来なければ造成工事の見直しか中止して下さい。</p> <p>県知事意見書の1事業針画書について ア事業計画地からの土砂の搬入は、交通量の増加による沿道環境の悪化やCO2排出量の増加を伴うため、できる限り影響の回避に努めること。とあります</p> <p>交通量の増加による沿道環境の悪化やCO2排出量の増加の回避策を回答下さい。</p> <p>(理由) 「工事事用資材等の搬出入車両台数(建設工事)及び走行ルート」の資材運搬等 車両(残土運搬車両)の搬出入ルート図で、旧国道254</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>事業実施に当たっては、防災に関する関係法令に従い、関係機関と十分な協議を重ね、必要な対策を着実に実行いたします。</p> <p>造成(盛土・切土)計画につきましては、土地造成計画(盛土・切土)の複数案検討を行い、①現地形を最大限活かして切土を避ける案、②盛土・切土のバランスをとり土砂の搬入を最低限とする2つの案を作成し、比較検討しました。その結果、②案を採用することにより、土砂搬入量を953,500m<sup>3</sup>から355,000m<sup>3</sup>と6割以上低減しました。これにより土砂の搬入車両台数の抑制に努め、交通量の増加による沿道環境悪化やCO<sub>2</sub>排出量の増加などによる影響の低減に努めました。</p>

意見概要	事業者見解
<p>号から国道 274 号線を通じたルートで途切れてますが、その先のルートがあいまい。小川町全域の搬出入ルートと交通量調査を提示しないと、渋滞も予測不可能な計画となっている。また UCR からの広範囲ルートもあわせて明示して下さい。</p> <p>国道小川バイパスや国道 274 号線は、朝夕交通渋滞しているのに、残土運搬ダンプが 1 日あたり最大で 314 台（往復）の計画で、交通渋滞が常態化し問題となる。</p> <p>重要な走行ルートが間違いとするならば、調査ポイントもおのずと違ってくる。</p> <p>残土ダンプ待機場所の説明資料が無いが、交通渋滞の要因ともなる残土ダンプ待機場所は無いですね。</p> <p>沿道環境の調査・予測は重要です。国道 254 号小川バイパス、旧国道 254 号、国道 274 号線等主要道路は、ホンダ寄居工場、小川エンジン工場の通勤車両の増加が著しく混雑緩和の為の環状 1 号線の迂回ルートが工事中で、まだ開通に至ってません。</p> <p>その様な状況の中で、ホンダ狭山工場の閉鎖で寄居・小川工場が世界的なホンダの国内最大拠点となり、今年度はホンダ狭山後の従業員がきてさらに交通量の増加が見込まれます。</p> <p>朝夕の交通渋滞もひどくなっており、ダンプの搬出入でさらに交通渋滞を巻きおこし大問題となります。交通誘導員配置や交通渋滞回避策を明示して下さい。</p>	<p>国道 254 号においては、交通量調査結果から、工事関係車両の割合は、最大の台数で建設工事時で 4.5%、解体工事時で 1.1%であることを確認しており、現状を大きく変えるものではありません。工所用資材等の運搬車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努め、交通渋滞に配慮します。</p>

#### 意見書 129

意見概要	事業者見解
<p>・パネルの使用後の廃棄をきちんとやってもらえるのが心配</p>	<p>発電事業を終了した際には、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に基づき積み立てた資金により廃棄物処理を適切に行い、パネル撤去後の計画地は、地域の植生を考慮した樹種の植樹を行うなどの措置を講じた後、その旨を知事に報告します。</p>

### 意見書 130

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東洋経済オンライン」でも出てたけど、住民に説明してないでしょ！</li> <li>・固定価格買い取り制度では住民が理解するように説明する義務があるでしょ。ちゃんと！</li> <li>・大野知事の標記調査計画書に対する意見についてクリアしたんですか？比企地域は太陽光パネルが乱立して問題になっている。県に聞いたら、業者の進捗に制度が追いついていないとの話も出た。これだけ大きい地域住民の生活も考えてやらなきゃダメでしょ。</li> <li>・だいたいこの地域でこの大きさの事業、SDGS に抵触しますよね。持続可能な開発目標 (SDGS)にはこのソーラー事業全く合っていないですよ。日本は後進国だから海外企業に食い物にされてるけど、日本の企業は海外で全く相手にされない。SDGS の観点で認識されてないからだ。このソーラーシステム作って小川町のこの地域に人が住みたいと思いますか？「アド街ック天国」にも出て注目の小川町、このソーラー事業でこの近隣だけ誰もいなくなって忘れてしまう。生活出来なくなって持続可能でなくなってしまいます。あなたたちが責任持って住むのか？人が住める事業を行え！！</li> </ul>	<p>太陽光発電事業の内容、環境影響評価準備書については、4月20日(火)(2部制)の小川町、4月24日(土)のときがわ町、寄居町、東秩父村での住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所(埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館)、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p> <p>今後も、地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じてご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 131

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パネルが使用後に適切に廃棄されるのか、その費用は準備されているのか、有害物質が残留することはないか心配である。会社が倒産したときに保障はあるのか(廃棄において)</li> </ul>	<p>廃棄物につきましては、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理することなどの保全措置を計画に盛り込んでいるほか、適正な廃棄を担保する積み立てによる基金、水質・土壌の事後調査についても計画しております。</p>

### 意見書 132

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能汚染土の危険性について残土を使用しない工事の可能性について検討されていない。</li> </ul>	<p>環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の際に使用される道路や交通量の調査が未定なのは？</li> </ul>	<p>工事時に搬入車両が走行する国道 254 号と、そこから対象事業実施区域までの道路において、交通量をはじめ、道路の形状、大気質、騒音、振動などに浮いての調査を実施しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電パネル撤去後に残土処理や産廃への移行の危険性についてなどなど問題が山積みなのは？</li> </ul>	<p>廃棄物につきましては、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理することなどの保全措置を計画に盛り込んでいるほか、適正な廃棄を担保する積み立てによる基金、水質・土壌の事後調査についても計画しております。</p>

### 意見書 133

意見概要	事業者見解
<p>・小川町には心に残る田舎の景色、風景の中に黒い光る板が目に入るとは生産性や生き物の環境のバランスに不安や疑問を持ちます。黒い太陽光パネルはリサイクルも成り立っていないなか、メガソーラーが不安を抱えながら建設されるのを見るのはとてもつらいです。</p> <p>風景は環境を形成する大切な要です。周りの住民及び観光視点から見たメガソーラーの建設において正直利点を見いだせません。</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 134

意見概要	事業者見解
<p>・さいたま小川町メガソーラー予定地に隣接するときにわ町の住民として、それから近年のソーラーパネル設置における状況を心配する市民として意見を書きます。</p> <p>まず心配しているのは持ち込まれる大量の残土です。これだけの残土を正確にチェックして搬入するのはほぼ不可能だと思います。そしてもし混入して付近に毒物が入り込み、農業用水や飲料水の元である河川に流れ込んだ場合どのように責任をとるのでしょうか。また近年の予想できない集中豪雨が植物の根によって守られていた山をパネルによって覆うことで土砂災害が起こった場合の責任はどうとるのでしょうか。それぞれを明確に書類に書いていただきたいです。</p> <p>また、大量のパネルを植物から守る為にいったいどのような手段を用いるのでしょうか。もし除草剤などを使うならとんでもないことです。付近の生態系と下流の人達にとっても悪い影響を及ぼすでしょう。</p> <p>自然エネルギーは脱二酸化炭素、脱原発の為に推進しなければならないことは認めますが、それを設置することで他の面で大規模な環境破壊を起こすことは絶対に避けなければなりません。</p> <p>よって今回のメガソーラー計画は新たな環境破壊を起こす可能性が高く、それを改善するのにもほぼ難しいと思われ強く反対します。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任があり、それに該当する場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p> <p>また、草刈りなどの維持管理には、遠隔操作により作業を行う草刈り機を用い、除草剤等の農薬は一切使用しません。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 135

意見概要	事業者見解
<p>・ソーラー発電を一ヶ所で行なう意味がわからない。非効率この上ない。ただ自然を破壊するのみで発電効率が悪い。デメリットしかない。ソーラー発電は都心のビルなどの上に作れば良いのだ。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 136

意見概要	事業者見解
<p>・現状の利用状況を見てメガソーラーと経済性だけでなく生態系の維持も国益や地域住民の利益を考えてもらいたい。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 137

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しいハイキングコースを歩くのを楽しみにしています。このたぐいまれなる美しい里山を守っていただける様をお願いいたします。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 138

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然あふれる小川町を未来へつなげたいです。自然は一度壊してしまうと元の状態には戻せません。自然というお金にかえがたい資産を活かしていただきたいです。長期的な視点で人々にとって有益な手段を選択していただきたいです。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 139

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機の野菜の里とうたってそのような土地になっている場所にメガソーラー的な自然を壊すようなプランは似つかわしくないと思います。なのでメガソーラーの建設には反対をします。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 140

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・メガソーラーの設置による自然や環境破壊への懸念あります。アセスメントは適切に行われているのでしょうか。昔から親しまれてきたハイキングコースや小川町の自然農業への影響を考えればメガソーラーの設置は不適切であると考えます。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、環境影響評価手続きの誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 141

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・メガソーラーにより、土地の保水力がなくなって川が汚れたり、生物の場がうしなわれることで環境が悪化した例を全国で沢山知っています。台風にも弱いですし、メガソーラーそのものの処理が大変と各所から聞いています。有機の里である小川にメガソーラーは全く今後を考えるマイナスイメージだと思います。反対です。</li> </ul>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。 地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 142

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小川町は美しい自然にあふれ大好きな町ですが、最近ソーラーパネルにおおわれた谷合や山の斜面をよく目にします。そこに当然あった自然がとつぜんなくなりとてもショックです。そこに生きていた動植物はいきなり住まいを奪われどうなったでしょう。心配です。これは自然破壊です。人間の都合でこのような破壊は絶対止めて</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
欲しいです。	

#### 意見書 143

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・私たちは自然に囲まれて自然からエネルギーをいただいで生きていると思います。自然をこわしてまでメガソーラーを行うことはどうでしょう。地球環境にも森林を無くすことは反対です。二酸化炭素を吸って酸素を出してくれる森林私たちが生きていくのに大切です。地球を大切にしましょう！</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 144

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小川町にメガソーラーは必要ないと思います。有機農業イメージにも良くないと思います。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 145

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本でも先進的な有機農法の町、小川町。豊かな緑の里。メガソーラーによって自然をこわされるのが残念！建設中止にしてほしい。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 146

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境破壊に繋がるような事は良くないと思います。(森林伐採など)</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 147

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境破壊は良くない事と思います。(森林伐採など)</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 148

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然破壊につながる為</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 149

意見概要	事業者見解
<p>・真の文明は山を荒らさず川を荒らさず村を破らず人を殺さざるべし。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。            地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 150

意見概要	事業者見解
<p>・生態系がくずれると元にもどせなく、自然破壊する様なことはよくないと思う。</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p>

### 意見書 151

意見概要	事業者見解
<p>・盛土に使用する残土等はどこから運ばれたどういう土なのかを明かしていただきたい。山林などの傾斜地や建設されたソーラー発電の影響による土砂災害などの話を聞くが、そういった安全性は確保されているのか？さまざまな問題に対する対応をどの程度行っているのかを明確にいただきたい。</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致</p>

意見概要	事業者見解
	します。

### 意見書 152

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中の放射能モニタリングポストを小川町の指定する業者に設置を義務づける等の対策をすれば、住民の不安の一つが解決するのではないか。</li> </ul>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 153

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発(太陽光発電所)による水量の減少による地域農業への影響が考えられます。</li> </ul>	<p>パネル設置範囲においてはチップ化した木材を敷く、対象事業実施区域内の道路は碎石を敷くことにより、雨水浸透を妨げないように配慮した計画都市、森林伐採量を最小限に抑えるなど、地下水など水文環境に配慮した環境保全措置を実施いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋立による水質の悪化が地域環境への悪化が考えられます。</li> </ul>	<p>濁水については、調整池の容量が不十分であることで発生している事例があることから、事業で使用調整池について、通常の降雨と過去最大の103mm/時の降雨で影響を評価し、現状の調整池で十分対応できることを確認しました(「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-2 水環境 (1) 水の濁り 2) 予測及び評価の結果」参照)。</p>

### 意見書 154

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官ノ倉山、金勝山は私の大好きな散歩コースです。小川町に移住して30年近く、この町の美しい自然が大好きです。ところが今まで畑だったところにある日突然のように太陽光パネルが広がっているのを目にして心から悲しく思いました。植物も小さな生物もつながった世界で豊かな自然を作っています。一つの破壊が他に広がっていく事を考えると恐ろしいとさえ思います。自然を守りたいと思います。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小川町の豊かな里山の自然が好きで移住してきた。小高い山に囲まれた景気と農作物は、この町の宝物だと思う。けれどここ数年何の情報もなく山が裸にされ、畑や野が太陽光発電の殺伐としたパネルにおおわれている事をとても残念で時には怒りさえ感じる。自然を壊す、こうした動きに心から反対するものである。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 155

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然が破壊されてしまう事が残念に思う。メガソーラーが設置されるまでにどんな工事例えどんな残土などが埋められてしまうのか不安である。</li> </ul>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図る</p>

意見概要	事業者見解
	<p>ため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>

意見書 156

意見概要	事業者見解
<p>・小川町の動植物にどんな影響があるか懸念している。</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p>
<p>・残土にどんなものが使われるのか心配だ。</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、</p>

意見概要	事業者見解
	事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・これ以上自然破壊をしないでほしい。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 157

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土として使用される土の危険性 有機農業の盛んな小川町において、放射能汚染土がメガソーラーの盛土として使用され、そこから周辺農家に流出する危険性がある。</li> </ul>	<p>環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測を行うことといたしました。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。また、環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小川町の自然に生息する野鳥、昆虫など生物の生息地を破壊する計画であること。サシバ(既に営巣あり)-環境省レッドリストⅡA、埼玉県レッドデータブック、ランクⅠA</li> </ul>	<p>サシバをはじめとした動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイキング愛好者にとっての聖地である小川町のハイキングスポットの一つである官ノ倉山ハイキングコースと重なっており、景観、自然が大きくそこなわれる。</li> </ul>	<p>工事中は、改変するコースについても現状の機能を維持するよう整備し、対象事業区域内を通るハイキングコースは、自由に通行できるようにし、看板の設置や、工事時の警備員の配置などによる安全対策を図るなど、利用者への影響を低減する環境保全措置を講じてご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・このような大規模な土地は小川町、又は県として県民さらには都心から近く昨今注目されている小川町(有機農業のメッカであり発祥の地)という近県住民のいこいの場として自然保護という立場からも利用して欲しい場所である。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 158

意見概要	事業者見解
<p>・残土にどのようなものが運び込まれるか非常に不安だ。</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>

意見書 159

意見概要	事業者見解
<p>・盛土をどこから持ってくるのか、住民への健康被害はあるのか</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>
<p>・太陽光発電パネルの産廃への移行の危険性について</p>	<p>廃材の処理は、最大限リサイクルを行い関係法令等を遵守するなど、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・発電時の低周波の人体への影響について説明及び補償はあるのか</p>	<p>低周波音の発生源となるパワーコンディショナーや変圧器は、住居から離し低周波音の影響を低減しているため、予測・評価結果についても近隣住居における影響は小さいものと考えております。</p> <p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 160

意見概要	事業者見解
<p>・ダンプで運ぶ土の検査をしないと業者が回答していたことに不信感を覚えました。いかがわしい土を持ち込まれたくないので反対します。</p>	<p>対象事業実施区域に、UCRを介し搬入される建設発生土は、土質等の受入条件（土質区分、土壌分析基準等）が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、地域の方々の健康に対し問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>

## 意見書 161

意見概要	事業者見解
<p>・貴重な生態系への悪影響が見えます。</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p>

## 意見書 162

意見概要	事業者見解
<p>・計画地、官ノ倉周辺地域は環境省(レッドリスト)ランクⅡA 埼玉県(レッドデータブック)、ランクⅠAのサシバ、ホトケドジョウ、トウキョウサンショウウオ、ミズゴイなどの生息地である。環境を守る為にもやめた方がよい。</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとした動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境</p>

意見概要	事業者見解
	としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。

#### 意見書 163

意見概要	事業者見解
・小川町の自然は未来の子供達への大事な宝です。ソーラーは山を破壊するのでやめてほしいです。山に住んでいる鳥や虫や動物、生物への悪い影響が出てきますし、ハイカー達が楽しみにしているロード、緑豊かな山を守って欲しいです。埋める土や除草剤も心配です。下に住んでいる■や川や有機農業への影響も出ます。ソーラーがこわれた後の有害物質の処理も心配です。	太陽光パネル設置場所のメンテナンスにおいては、草刈り機により行い農薬は一切使用しません。また、廃材の処理は、最大限りサイクルを行い関係法令等を遵守するなど、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

#### 意見書 164

意見概要	事業者見解
・自然豊かな里山の生物が心配でもあり持ち込まれる残土も心配です。一度壊した自然は元にもどれませんし、未来の子ども達の為にもメガソーラーはいりません。	地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

#### 意見書 165

意見概要	事業者見解
・自然破壊、人体への影響等々考えれば心配になる事は山ほどあり様々な問題を放置したままでの設置には絶対反対！！	地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

#### 意見書 166

意見概要	事業者見解
・残土はどのような土をもってくるのですか	盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、地方公共団体等から構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、地域の方々の健康に対し問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。

意見概要	事業者見解
<p>・私たちの生活に影響があるのか</p>	<p>保全措置など環境配慮のための対策を誠実に履行し、地域の方々の生活に対する影響を、回避低減等行って参ります。</p>
<p>・動物、植物に影響はないのか</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p>

#### 意見書 167

意見概要	事業者見解
<p>・小川町の豊かな自然環境が壊されるのではないかと心配です。未来の子ども達の為にも、今の自然を残す事はとても大切だと思います。有機農業の里でもある小川町でもあるし、TVなどにも取り上げられています。このすばらしい農業環境も未来へと残すべきだと思います。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 168

意見概要	事業者見解
<p>・残土投入は困ります。</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、地方公共団体等から構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、地域の方々の健康に対し問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>

### 意見書 169

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・うめたて用残土の放射能を測定して下さい。環境を守って欲しいです。</li> </ul>	<p>環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測を行うことといたしました。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。また、環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

### 意見書 170

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・付近の田畑や鳥などの環境を守って下さい。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 171

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能汚染土の危険を何より怖いと思っています。小川町の次世代の子供たちに今の環境を悪化させないで守ってください。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 172

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・うめたてに使う残土の放射能を測定して下さい</li> </ul>	<p>環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測を行うことといたしました。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。また、環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然への負荷を最小にして下さい。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラックの 70000 台の排気ガスが近隣住民に迷惑をかけるないようにして下さい。</li> </ul>	<p>資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 173

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>• できればメガソーラーは環境に良くないのでやめてほしい</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然への負荷を最小にして下さい。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• うめたてに使う残土の放射能を測定して下さい</li> </ul>	<p>環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測を行うことといたしました。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。また、環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

### 意見書 174

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然の貴重なサシバなどの生息地がおびやかされる。96100枚のパネルから守る方策をしっかりと示してくれないと困る</li> </ul>	<p>サシバをはじめとした動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保全方法を明確に示してくれないと安心できない。</li> </ul>	<p>環境影響評価手続きにおいて、準備書・評価書に、各項目ごとの予測・評価結果を踏まえた、保全措置を記載しておりますので、ご確認ください。</p>

### 意見書 175

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他に転用の効かない荒地であればともかく、豊かな生態系の望める土地を切り崩してまで造るのには反対します。壊れた自然は元に戻りません。もっと有効な場所に</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
投資して下さい。	す。

### 意見書 176

意見概要	事業者見解
<p>・地震国日本で原発推進するのは危険きわまりない行為（政府の見解）です。その代わりに自然エネルギーを開発、推進する方向は基本的なところで賛成です。しかし、その際に大切なのは、なぜ自然エネルギーなのか？そもそも自然エネルギーとは何なのか？本当に環境にやさしいのか？地域に負荷を与えないか？お金（経済）が優先する考えがそこにはないか？誰のためのメリットかデメリットか？つまりきちんとした理念がそこにあるのか？その理念に裏打ちされた「メガソーラー」なのかどうか？それらが問われると思います。</p> <p>「メガソーラー」建設に係るプロセスも大切だと思います。民主的に行う。つまりそのプロセスを皆にわかりやすくすべての情報を提供することが問われます。これらのことを総合的にみて、今回の建設プロジェクトには不明なところが多く、大規模であるだけに今の時点では反対いたします。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 177

意見概要	事業者見解
<p>1. 知事の意見書では「環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するように努め、住民からの意見等に配慮する事」とあるが、どの様に公表されたのか示して欲しい。</p> <p>2. 太陽光発電事業の住民説明会が一度も開催されて無い。と言うことは事業計画策定ガイドラインが全く順守されているので、それを守り説明会を開催してほしい。</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p>
<p>3. 切土と比較して盛土が多く、外部搬入土量が極端に多い。外部からの搬入を無くした計画案を示して欲しい。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p>
<p>4. 搬入残土の放射能の基準値を示して欲しい。環境監視計画には記述されていない。</p>	<p>環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測を行うことといたしました。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。また、環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

## 意見書 178

意見概要	事業者見解
<p>・絶滅危惧種に指定されている「サシバ」という猛禽類(タカ類)が小川の里山に生息している事実が報告されております。「サシバ」は環境省より絶滅危惧種に指定され「保護指針」が出ている希少猛禽類です。小川の里山には全国のサシバ生息地と比較して非常に高密度で生息していることがわかったようで、この里山が生物多様性に富んでおり極めて健全な場所であることの証ゆえにこの里山環境は小川町民と埼玉県民の共有財産であり、子々孫々に引き継いでいかなければならない美しく自然な環境であることは明らかであります。身勝手な事業は考えを改めていただき、町民の意志や意見を尊重していただきたく、ここに意見いたします。</p>	<p>サシバに対する環境保全措置としては、まず「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」ことにより、推定した営巣中心域及び高利用域の改変を出来る限り低減致しました。また、「工事工程を調整し、猛禽類であるサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する」、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の措置を講じることにより、工事の実施及び施設の供用時においてその影響の低減に努めてまいります。</p> <p>さらに、サシバを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 179

意見概要	事業者見解
<p>・小川町の自然の美しさに魅了され移住してきました。豊かで美しい環境でしか生きることのできない絶滅危惧種が生息しているという事実はこの町の誇るべきことではないでしょうか。公益とはいいがたい身勝手にも見える事業によってこの貴重な自然がこわされていくことを容認することはできません。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 180

意見概要	事業者見解
<p>・説明会について 告知の次の日、しかも早朝に開催され、ポスティングされたというチラシを受け取った人もいなかったため、小川町民に対する誠実さが全く感じられず地域住民との対話や共生とは程遠い行為であるため、あなたたちを信頼できません。今後説明会などがある時にきちんとした形で行って下さい。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。開催日程につきましては、説明会の目的が準備書を説明することにあること、縦覧開始前の準備期間中に比較的良い状態にあった新型コロナの感染状況が変化する前に、対策を十分講じた上で地域の方々にご説明を行いたいと考え、最も早い小川町での開催を4月20日の夕方から夜間にかけて2部制とし設定しました。翌週には東京都において緊急事態措置等が実施されましたが、会場の消毒、人数制限や出席者間の距離を保つ等ご協力いただき、安全に開催できたものと考えております。</p>

## 意見書 181

意見概要	事業者見解
<p>・過度に人間の手を加えるべきでない里山に事業(金銭目的)として残土の運び込みもといメガソーラーを作るといふことに小川町民として意見と怒りを持っているとともにこれから挙げる内容についての返答は事業者としてだけでなく我々と同じ人間として責務である。明確かつ我々住民に理解出来るように説明して下さい。</p> <p>・生態系について 私たちが生命活動を始めるはるか以前よりメガソーラー計画の挙げられている里山であらゆる動植物が生を織りなし又朽ちていきその上で現在の生態系のバランスがあり、その自然の意志を受けて我々小川町民の生活が成り立っているというのは言わずもがなということ、まず貴社の事業者各位、理解していますか？考えたことはありますか？あなた達が事業により金銭を得て生き永らえようとしているそのわずかな人生では精算出来ないことをやろうとしていることについて同じ人間として私が理解出来るように説明して下さい。それが成されぬままこの話が進められるようなら私の怒りは直接あなたに向かいます。里山の動植物の生存場所を奪う行為を執行しようとしているあなた方には同等の痛みを知るべきである。それらを踏まえて残土搬入とメガソーラー設置による里山の生態系の未来の有様を事業執行者あなたの言葉で説明して下さい。</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・小川町民として懸念していること 万が一、あなた方の事業が執り行われたとして、土砂災害、水質汚染、残土からの放射能検出など議題に上がっている不安に関して問題が生じた場合、あなた方の人生を持ってして精算できるはずがないので、子孫や親類もといその一族をもって責任を負う覚悟を持って下さい。我々は残土もメガソーラーもあなた方も必要としていない。それでも強行するなら責任を負うと明言して下さい。土地の管理責任は土地の所有者・事業執行者にあります。</p>	<p>事業を行うにあたっては、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じ、地域の方々の不安を払拭し、ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 182

意見概要	事業者見解
<p>1. まず、貴社の事業説明会の方法はとても疑わしいため、貴社を信頼できない。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>事業者としましては、例えば、新型コロナウイルス感染拡大予防のための会場の入場制限などにも対応するため、小川町での説明会は2部制にし、より</p>

意見概要	事業者見解
	多くの方のご来場に向けて、精一杯の準備をさせていただきました。
2. 太陽光パネルの廃棄の問題も含め、山林や土壌を破壊する可能性のある大型太陽光発電がどのようにして本当に持続可能な事業となりうるのか、納得のいく理由を説明してもらいたい。	廃棄物につきましても、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理することなどの保全措置を計画に盛り込んでいるほか、適正な廃棄を担保する基金、水質・土壌の事後調査についても計画しております。その他の項目につきましても、事業による環境への影響の予測とその評価、影響の回避・低減等を行うための環境保全措置につきまして、各項目ごとに、環境影響評価準備書等に記載いたしました。
3. 貴社の環境評価準備書が環境の負荷への配慮を主眼にしていることは当然だと思うが、大型太陽光発電が小川町の豊かな自然環境や生態系を破壊しないという理由を示してもらいたい。	事業による環境への影響の予測とその評価、影響の回避・低減等を行うための環境保全措置につきまして、各項目ごとに、環境影響評価準備書等に記載いたしました。
4. 準備書でも触れている通り、対象地域である官ノ倉山、石尊山の周辺はハイキングコースであり、関係車両が1日 150 台近く出入りするとこれまで築き上げてきた「自然豊かな里山文化」というイメージは崩れ、小川町の観光産業や豊かな生態系に多大な被害を及ぼすと思われるので、貴社の事業には強く反対する。	ハイキングコースなどの主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している地点については、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから隔離する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどの環境保全措置を講じ、利用者への影響を低減します。
5. 本事業では小川町長から「切土盛土は事業地域内で済ませるべき」という旨の要望があるにもかかわらず、外部から残土を搬入することになっているが、放射線量の調査されていない残土はとても危険であり土砂災害や自然災害のリスクもあり、貴社の事業には強く反対する。	地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、計画地に受け入れる土の量を極力低減させることに努めたほか、土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。
6. 豊かな自然環境にのみ住むといわれているサシバなど、絶滅危惧種の生息地となっている小川町の里山の風景や豊かな生態系を破壊することは未来の子どもたちの場所を奪うことにもなります。地域に住む住民達の声を無視して利益のみを追求する貴社の心ない強引なやり方は持続可能な社会を目指す方向や共生の社会とは真逆であり、地球環境の破壊でしかありません。このような愛のない事業は絶対にやめていただきたい。小川町の豊かな自然環境は町の財産であり、子どもたちのためにもぜひ残していただきたい。 以上	地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

意見書 183

意見概要	事業者見解
・ 増尾地区では4月13日にポスティングされたとの調査結果がありましたが、そのようなチラシがポスティングされたことがありません。きちんとした説明、報告がされていない事業者を信頼することはできません。	環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域

意見概要	事業者見解
	<p>の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>事業者としましては、例えば、新型コロナウイルス感染拡大予防のための会場の入場制限などにも対応するため、小川町での説明会は2部制にし、より多くの方のご来場に向けて、精一杯の準備をさせていただきます。</p>

意見書 184

意見概要	事業者見解
<p>・令和3年5月26日に長倉正治様の意見書を拝見し、小川町にメガソーラー計画がある事を知りました。メガソーラー計画の予定地は我が家にも近い場所で、とても驚いております。これに関する説明会はあったようですが、事業者である小川エナジーのHPを見る限り、我が家のある増尾には一枚もお知らせは配られておりません。調べてみるとメガソーラー計画では、住民に知られないようにこっそりと業者が工事に着手するというトラブルが全国で発生しているようです。「J037 さいたま小川メガソーラー」の調査計画書に対する住民の意見書数もたった16件しかなかったと埼玉県HPで公表されており、意図的に住民に知らせなかったか、もしくは知らせたとしてもわかりにくかった可能性が高いと思われる。</p> <p>土砂災害、放射性、化学汚染残土による公害等、私たちの生活環境に甚大な影響を与えかねない計画であるにもかかわらず、これは不誠実といわざるを得ません。知られたくない不都合がないのであれば、もっとオープンに説明会を行い、堂々と住民と意見交換をして頂きたいと思えます。以下、気になる点を述べます。</p> <p>①客土の問題(客土による土砂崩れの心配、危険な残土(放射性、化学汚染)が搬入されるおそれ)</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者Webサイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>事業者としましては、例えば、新型コロナウイルス感染拡大予防のための会場の入場制限などにも対応するため、小川町での説明会は2部制にし、より多くの方のご来場に向けて、精一杯の準備をさせていただきます。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p>
<p>②太陽光パネルの廃棄問題 FIT制度(固定価格買取制度)の機関が20年なことか</p>	<p>事業終了後の環境保全措置については、事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガ</p>

意見概要	事業者見解
<p>ら、開業から20年後に施設ごと廃棄されるリスクがあると思います。廃棄の問題は、着工をしてしまうと手遅れになる点から、着工前に行政側に規制を設けて頂き、廃棄の際にかかる費用をしっかりと回収できる仕組みを作り、逃げたもの勝ちにならないようにして頂きたいです。具体的には太陽光発電の事業計画を立てるときから、事業者には廃棄費用を積み立てて処分に備えてもらい、廃棄費用の積み立てが終わる前に廃棄したときのための、差額を埋めるための保険にもきちんと入って頂くことを求めます。実際に積み立てている事業者は少ないという実態があるそうなので、それを踏まえて監視と規制が必要だと思います。積み立てた費用は万が一事業者が施設を処分せずに逃げた場合を考慮して、事業者側ではなく行政側が引き出す権利を有するよう求めます。太陽光パネルは鉛やセレン、カドミウムといった有害物質を含む場合があるそうです。パネルの不法投棄やパネルをきちんと処分しないままの廃業によるドジョウ、水質汚染や人体への悪影響は甚大です。パネルを廃棄する際に不法等はされないための対策を着工前に規制で決めてしまう事を求めます。</p>	<p>イドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に基づき基金を設けることを事業計画に含めています。この内容についても、「2-2 対象事業の内容 2-2-9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項 (5)発電事業の維持管理計画」に記載しました。</p>
<p>③本当に必要な事業か</p> <p>旧来の発電方法による電力に加え、太陽光発電が急増した結果、電気の供給過剰が増えているそうです。九州電力では、太陽光の発電量が増えすぎたことから、受入を制限する「出力抑制」をたびたび行っているそうです。東電のお知らせでも「2021年4月1日より電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)が一部改正・施行されることにより。同日より接続申し込みをする太陽光発電設備(10kW未満は当面対象外)※1および風力発電設備の固定価格買取制度電源については、出力抑制および出力抑制措置等を導入すること(出力ユニットやインターネット環境の構築など)に同意頂くことを条件に契約申込および連系をしていただきます。」とありました。</p> <p>情報を調べる中で、2019年度までに認定を受けている太陽光発電設備は、買取単価が高いなど、高収益な事業であることもわかりました。(2019年以前にFIT制度の認定を受けた太陽光発電設備は、高い充電単価で、すべての電力を売却できるほか、非常電源として利用するための周辺設備を導入する必要もない。)しかもFIT制度で買い取られた再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、電気の利用者から広く集められる再エネ支■金によってまかなわれるそうで、太陽光発電で発電された電気の買い取りが増えると、私たちの電気料金が上がるというのも納得がいきません。</p> <p>小川町のメガソーラー計画は事業者にとって旨みのある事業家かもしれませんが、電気の利用者である私たち国民にとっては害しかないように思います。</p> <p>環境破壊を許してまで、小川町に作らせて良い事業とは思えません。小川町の自然を好んでいる住民の一人として、この事業の廃止を望みます。それが難しい場合でも、以上の問題を解決するまでは施工の承諾はできません。行政側にも、施工前に上記の対策を終わらせることを求めます。どうかよろしく願いいたします。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 185

意見概要	事業者見解
<p>・大量の客土をするそうですが。何県のどこからの土で、どんな物質が含まれているのかを全部公表して下さい。</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター (UCR) に限定します。UCR によって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、地方自治体や都市再生機構等で構成される「UCR 利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCR に搬入される建設発生土は、土質等の受入条件（土質区分、土壌分析基準等）が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>

### 意見書 186

意見概要	事業者見解
<p>・きゃくどによるほうしゃのうおせんやそのたのどじょうおせんすいしつおせんがしんぱいです。</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター (UCR) に限定します。UCR によって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、地方自治体や都市再生機構等で構成される「UCR 利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCR に搬入される建設発生土は、土質等の受入条件（土質区分、土壌分析基準等）が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>

### 意見書 187

意見概要	事業者見解
<p>・ぼくは大河小学校の4年生です。小川町はしぜんがいっぱいいでゆうきのうのさとと言われてます。メガソーラーができるとしぜんがこわされてぼくがだいすきな生き物がすめなくなると思います。しぜんをはかいしてぼくたちのあそびばをなくすのはやめてください。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 188

意見概要	事業者見解
<p>・まず、説明会について、知られないようにこっそり作るうとした節がある。そういう姑息な姿勢自体からこの事</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお</p>

意見概要	事業者見解
<p>業そのものに対して信頼できない。今日本中で同じような事業があり、いい加減な計画の元に業者による工事が施工され、たくさんのトラブルが起きているということから、とてもではないがこの事業そのものについて容認できない。</p> <p>客土について、危険な残土の搬入の可能性がある。また、土砂が崩れる、水の流れが変わるなどの危険性が高くなる。近年、降水量も増えており、大きな台風、線状降水帯に入った場合など、尋常ではない降水量になる可能性があり、とても不安である。</p> <p>太陽光パネルは非常に危険なものであるということを知りました。廃棄に関しても懸念があります。事業者が最後の最後まで責任を負うのか、正直オープンな説明会も行わないような業者にそれは期待できない。絶対に小川町に来ないでいただきたい。</p> <p>小川町の緑はこの町の財産であります。子ども達のためにもぜひ残していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>UCR に限定した、受入基準を満たした土の搬入に限定すること、崩壊した個所の現地調査結果を踏まえた雨水排水施設の設置、適正な廃棄を担保する基金や、調整池の容量が十分であることを確認した結果等を、環境影響評価手続きにおける準備書や評価書に記載いたしました。</p> <p>今後も保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 189

意見概要	事業者見解
<p>・住民説明会について</p> <p>令和 3 年 4 月の準備書説明会における貴社の近隣住民に対する告知の非積極性、その後の貴社HPにおけるポスティング会社の調査結果の不透明性、また説明会会場の空気感など、一住民として貴社に対する不信感や不安を拭きません。</p> <p>埼玉県知事の意見書にもある通り、当該事業の環境に与える影響は非常に大きいものと考えます。</p> <p>住民に対する更なる配慮と、住民との建設的な対話が可能な説明会の再実施を求めます。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4 月 13 日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。開催当日は、多くの方にご来場いただけましたが、会場の消毒、人数制限や出席者間の距離を保つ等ご協力いただき、安全に開催できたものと考えております。</p>
<p>・交通量の増加や騒音に対する懸念</p> <p>国道 254 は小学生の息子の通学や、保育園に通う娘の送迎に日常的に使う主要道路です。</p> <p>当該事業による渋滞や交通量の増加や騒音が、今評価の予想を超える場合には工事を即時休止とし、再調査の方法や対策を示してください。主要道路に対する悪影響は住民にとって計り知れません。</p>	<p>国道 254 号線の交通量調査結果では、7 時～19 時で 5,176 台の一般車両の走行が確認されました。</p> <p>工事関係車両は、建設工事時において、往復で 314 台/日（大型車 244 台/日、小型車 70 台/日）に低減しました。工事関係車両の割合は、国道 254 号の 4.5%と現状を大きく変えるものではありません。加えて搬出入の車両を分散させることで、渋滞を生じさせる可能性は低いものと考えております。</p> <p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・残土持ち込みについて</p> <p>今回の事業の目的に、「本事業は、地域への環境への配慮を最大限行いながら、再生可能なエネルギーの供給を通して、持続可能な開発の一助となることを目標とするものである」（第 2 章 2-1）とあるが、残土を持ち込む当該事業計画と矛盾している。地域への環境へ</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画</p>

意見概要	事業者見解
<p>の配慮を最大限行うならば、対象地域内の切土盛土のみに計画されるべきであり、残土持ち込みによる下流水脈への影響、近隣地域の交通への負担、希少生物や生態系への影響はあまりにも大きい。</p> <p>埼玉県知事の意見書にもある通り、造成（盛土・切土）計画に外部からの残土を一切持ち込まない計画を含めた、複数案を示して下さい。</p>	<p>地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>今後も保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・SDGs</p> <p>当該事業の環境影響評価準備書を委託された国際航業株式会社のHPを閲覧すると、グループ会社の日本アジアグループ株式会社の取り組みに「SDGsへの取り組み」とあり、「その中でもSDGsは、気候変動対策と同様に事業の中心に捉えており、社員一人ひとりがその目標達成を目指しています」とある。</p> <p>SDGsとは「持続可能な開発目標」であり、国際連合広報センターのHPに以下のようにある。</p> <p>「持続可能な開発」とは何ですか。</p> <p>・「持続可能な開発」は、将来の世代がそのニーズを満たせる能力を損なうことなしに、現在のニーズを満たす開発と定義されています。</p> <p>・持続可能な開発には、人間と地球にとって包摂的、持続可能かつレジリエント（強靱）な未来の構築に向けた協調的な取り組みが必要です。</p> <p>・持続可能な開発を達成するためには、経済成長、社会的包摂、環境保護という3つの核となる要素の調和が欠かせません。これらの要素は相互に関連し、そのすべてが個人と社会の安寧にとって不可欠だからです。</p> <p>・あらゆる形態とあらゆる面の貧困をなくすことは、持続可能な開発の必須要件です。これを達成するためには、持続可能で包摂的かつ公平な経済成長を推進し、すべての人々のためにより多くの機会を作り出し、格差を縮め、基本的な生活水準を高め、公平な社会開発と包摂を促進するとともに、天然資源と生態系の統合的かつ持続可能な管理を推進しなければなりません。</p> <p>当該事業の環境影響評価準備書も、この理念に沿って作成されたことを願う。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境影響に関する予測・評価を行って参りました。今後も、ご提供いただいた内容につきまして、参考にさせていただきつつ、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 190

意見概要	事業者見解
<p>・小川町は、頑強な岩盤が地表近くに形成されており、その特徴により早くから精密機械工業が、また岩盤上の良質で多量の地下水により酒蔵業が産業が発達しました。こうした自然の恵みに加え、江戸、東京に近い立地から和紙、染色、素麺をはじめさまざまな豊かな産業、文化が栄え、近代には県内屈指の繁栄を誇った歴史を持ちます。</p> <p>(事業者記載：FAXが切れていて一部不明)</p> <p>れ、観光、移住先としてマスコミで頻りに紹介されています。</p> <p>しかし、こうした歴史、自然、立地により、小川町では同時に町の一部有力者の政治汚職、バブル時の政治家と結託したゴルフ場不法開発による山林破壊、2000年前後の産廃違法持込などが繰り返されてきました。その都度、住民による阻止がおこなわれましたが町内には禿山はじめ多くの傷跡や危険箇所が残され、多く</p>	<p>事業実施にあたり、対象事業実施区域内に産業廃棄物を持ち込むことはありません。</p> <p>今後も、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じ、地域の方々のご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>の住民が望む町の発展が阻害されてきました。</p> <p>小川町は頑強な岩盤の上にあり、膨大な量の産廃、何万ベクレルものフレコンバック入り放射線残土を持ち込み、埋め立て、設置後に地下水が汚染された場合、工業、農業、観光、その他の生業、住民の暮らし、健康被害は量的、空間的、時間的被害は河川汚染に比べても桁違いになります。</p> <p>本事業者は、見せかけの住民説明会開催を画策し、説明会開催が失敗すると事業計画についての質問には回答せず、事業者名、開発内容を次々と変え、とてもまともな事業者ではない。事業を認めることはできません。</p>	

## 意見書 191

意見概要	事業者見解
<p>・この事業は多くの問題点を抱えている。この問題を解決しなければこの事業を行うことは不可能である。</p> <p>まず1つ目は土砂災害の問題である。小川町の1.2%に当たる広大な里山、50mを超える深い谷、しかもその周辺はもともと「土砂流出危険区域」指定地、斜面が岩盤、そんなところに盛土。30度の傾斜の階段状にするとのこと。土砂災害が起きて当然である。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>なお、対象事業実施区域の変更区域内には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は含まれておりません。（「3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」参照）</p>
<p>・2つ目は生態系への影響である。兜川の上流に当たる飯田川、笠原川等にはホタル、ホトケドジョウ等貴重種が生息。下流まで河川は汚染され、水生生物、魚類への影響は多大である。また、小川町にはサシバ、ミゾゴイなどの絶滅危惧種も生息している。これらの生物にも大きな影響を及ぼすことが予想されるので、この問題をどのように解決するのかを示していただきたい。</p>	<p>水生生物については、その生息環境は改変されないことから、直接的な影響はないと予測しております。一方、生息環境の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、</p>

意見概要	事業者見解
	可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。

意見書 192

意見概要	事業者見解
<p>・事業説明会ポスティングに関して 他の方も指摘しているとおり、貴社のポスティングや事前告知の実態は疑わしいもので、貴社を信用することができない状況にある。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>
<p>・事業の目的に関して 対象事業の目的の中で、「このような背景を踏まえ、環境への負荷の少ない再生可能エネルギーとして太陽光発電を採用し、低炭素、循環型社会への転換やエネルギーの安定供給への貢献を目的とし」とあるが、先日ニュースでも話題になったテクノシステムの詐欺問題、また諏訪のメガソーラー事業の住民反対による撤退の件など太陽光発電(特にメガソーラーなどの巨大施設)に帯する国民の不信感が原発事故の時のように増していることは今一度よく考える必要があると思う。地球環境を改善する力を秘めている山林や土壌を破壊する大型太陽光発電が本当に持続可能な開発につながっていくのか私には疑問である。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。 地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・太陽光発電と環境負荷について 貴社の環境影響評価準備書が環境への負荷への配慮を主眼にしていることは当然のことと考えるが、そもそも太陽光発電(特にメガソーラーなどの大規模施設)が再生エネルギーとして環境によいものかどうか、ということへの国民的理解は全く深まっているとは言えないし、実際に美しい山林や緑の景観を破壊するものとして日本全国の山間部や平野部で既に多くの国民が疑問視していることについて貴社がどのように考えているのかをもっと知りたい。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。 地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・景観問題について 準備書の景観に関する記述の中で「低反射型太陽光パネルを採用するため、周辺の景観となじみ、また、残置林を確保して周辺との景観に配慮することから主要な眺望景観への影響はごく小さいと考えられる」とあるが、どうして低反射型太陽光パネルだと周辺の環境となじむのか理解出来ないのもっと詳細に説明する必要がある。</p>	<p>本事業におきましては、低反射型太陽光パネルを採用することで、反射光は入射光の6%以下にまで低減させることができます。 また、使用する太陽光パネル表面は黒色系の外観であり、目立つ色彩ではありません。 フォトモンタージュによる予測結果と、これらの理由から、周囲の環境となじむものであると評価しております。</p>
<p>・対象地域または周辺の散策に関して 本事業の対象地域には準備書でも触れている通り、官ノ倉山、石尊山を始めいくつものハイキングコースがあり、実際私の娘達が通う保育園の散策コースも存在する。準備書にはそのような散策路や住民の歩行に</p>	<p>地域の方々の自然とのふれあいの場に対する影響を、回避・低減するため、現状のハイキングコースは極力残すこととし、改変するコースについても現状の機能を維持するよう整備いたし、対象事業区域内を通るハイキングコースは、自由に通行できるよう</p>

意見概要	事業者見解
<p>関する影響を最小限に止めるとあるが、常識的に考えて、関係車両が1日150台近くも出入りし、それが数年続くということであれば悪影響が出ない訳がないと思う。更なる説明を求めます。</p>	<p>にし、看板の設置や、工事時の警備員の配置などによる安全対策を図るなど、利用者への影響を低減する環境保全措置を講じていきます。 地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・調整池に関して 本事業では既存の調整池を利用して雨水等の廃水を行う旨が書かれているが、その調整池は既にゴルフ場開発の折に設置されたもので耐久性や水質の汚れ具合など不明な点が多い。これらが地盤の崩落などに対策できるほどの性能があるかどうかの検証についてはもう少し丁寧な説明が必要だと思う。</p>	<p>コンクリートダムは永久工作物です。 調整池については、目視により機能が維持されていることを確認しておりますが、工事着手の時に調整池の点検をする予定です。補修等が必要であれば対処します。 濁水流出防止のための調整池について、十分な容量を有しており、水の濁りが低減されていることを確認しております（「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-2 水環境 (1)水の濁り 2)予測及び評価の結果」参照）。</p>
<p>・残土搬入について 本事業では小川町長からの「切土盛土は事業地域内で済ませるべき」という旨の要望があるにもかかわらず、外部から搬入することになっている。放射線量の調査はされていない、と聞いている。外部からの残土の搬入には強く反対する。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。 お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。事業者として、盛土の量を最大限低減するよう努めております。</p>
<p>・その他 絶滅危惧種の生物の生息地ともなっている小川の里山を公益というより貴社の利益追求の目的に見える事業のために破壊されるのは小川の自然に魅せられてこの地に移住してきた人間にはいたたまれない気持ちでいっぱいである。  以上</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 193

意見概要	事業者見解
<p>・残土を持ち込むことで培われてきた生態系が大きく崩れ、生物資源や水、空気などの環境資源が侵される可能性があります。両資源の価値を考え、本開発事業を改めて見直してほしい。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。 環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。事業者として、盛土の量を最大限低減するよう努めております。</p>
<p>・計画の面から見ても、小川町の築き上げてきたブランドを汚すと考える。 ・反対意見が多数出ている本開発事業で、小川町及びその周辺の住民の心に抱える悲しみのケア、人権の尊重についてはどうお考えか。 ・「小川エナジー」と小川の看板を背負うなら、どうか魅力ある小川町の未来を創るような事業を行って下さい。 ・人間だけでなく「鳥・虫・獣」が共存できる環境こそが最先端です。どうか自然と人がギブ&amp;テイクできるようなプロジェクトへと見直して下さい。 ・どうか今後も「美しい日本」を誇れるような事業計画を</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
立案下さい。	

意見書 194

意見概要	事業者見解
<p>・サシバの営巣地は事業計画地の程近くに確認されていますが、この絶滅危惧種をどのようにして保全することができるのでしょうか。具体的な調査方法とその検証が必要と思われます。</p>	<p>サシバに対する環境保全措置としては、まず「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」ことにより、推定した営巣中心域及び高利用域の改変を出来る限り低減致しました。また、「工事工程を調整し、猛禽類であるサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する」、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の措置を講じることにより、工事の実施及び施設の供用時においてその影響の低減に努めてまいります。</p> <p>さらに、サシバを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・令和元年の台風では大変な被害があり、小川町でも土砂崩壊が確認されました。計画地には大きな傾斜がありますが、木を伐採して土砂を入ると土砂災害やパネルの崩壊につながらないのでしょうか。万が一パネルが壊れた際には有害物質が流出し、近隣の河川や土を汚染する恐れがあります。これに関してのアセスメントはどのように行われるのでしょうか。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>太陽光パネルの管理は適切に行い、破損したパネルを放置することはありません。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、ご安心いただけるよう努めてまいります。</p>
<p>・土砂搬入に関して、ダンプトラックによる交通量の増加は非常に懸念するところです。子どもや高齢者の安全や大気汚染防止のための対策はなにかあるのでしょうか。</p>	<p>交通量の増加については、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、対象事業実施区域の出入口には警備員を配置するなどの環境保全措置を徹底して行います。そのため、影響は小さいと想定しております。</p> <p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜うよう努めてまいります。</p>
<p>・計画地内に土砂が持ち込まれることで土中の生物の生態系に影響があるのではないのでしょうか。このアセスメントはどのように行われるのでしょうか。また、この土砂の有害物質の含有についてはどのような検査が行われるのでしょうか。小川町の水脈の源となる地域での土砂搬入なのでこの点を明らかにしてほしいと思います。</p>	<p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限ることで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p>

意見概要	事業者見解
<p>・小川町の住民への周知が行きとどいていないのではないのでしょうか。説明会では全戸ポスティングをするという旨の発言がありましたが、それがなされた事実はありませんでした。計画が決定されてからでなく、準備段階での住民との協議・折衝が必要ではないのでしょうか。どのような経緯で住民への説明・理解促進が可能とお考えですか。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>

意見書 195

意見概要	事業者見解
<p>・第2章対象事業の目的及び内容 2-2-7 土地の造成に関する事項 2-2-8 当該土石の捨て場又は採取場に関する事項 ○土地造成計画（切土・盛土）の再検討について 外部からの搬入土量はかなり減ったとはいえ、残土搬入については小川町では住民の代表である議会が多くの住民の反対の意向を踏まえて昨年12月議会において全会一致で反対決議を上げ、その意見書を埼玉県に伝えています。 このことはご存知だと思いますが（だからこそ、残土の搬入量を大幅に減らしたのでしょうか）、にもかかわらず、残土搬入ありきというのはどういうことなのでしょうか。 ・残土を搬入しない設計に変えられませんか。（切土を増やし、他から土を持ってくるのではなく、場内処理をする等＝小川町長の意見でもあります。） ・それができないとなると、太陽光発電開発が目的ではなく、残土を入れることが目的だと思われても仕方ありません。（そもそも、プリム跡地の事業は、「太陽光発電事業」ではなく、「残土処分場事業」から始まったことからしても。） ・私が心配しているのは、今回の開発が認可されれば、先ずは残土を入れ、入れ終わったところで手を引いてしまうのではないかということです。（失礼ながら） 参考 ・残土受け入れで、いくら儲かるのか？ 一般的に1立方メートル当たり3000円が相場。 今回の計画では、355000立方メートルの搬入となるので、355000×3000で10億6千5百万となる。 もちろん、受け入れる土によって、受け入れ価格も変わってくるだろうが、 10億儲かれば充分だろう。 8-1-3 その他の環境 (1) 地盤（土地の安定性） ●残土を搬入するとして、地盤の調査の項目の中に、残土を搬入したとして生じるであろう影響についての記述がない。想定でしか書けないだろうが、それがどのようなものかが明らかでない以上、いいとも悪いとも判断できません。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。 環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。事業者として、盛土の量を最大限低減するよう努めております。 土地の安定性においては、盛土に使用する土の土質定数などの予測条件については、道路土工「盛土工指針」（公益社団法人 日本道路協会）より引用しております。実際の施工では、搬入土及び現地での発生土について試験を行い、土質定数を確認した上で、採用した数値を下回らないよう管理して盛土の工事を実施します。</p>

## 意見書 196

意見概要	事業者見解
<p>・対象地域では絶滅危惧Ⅱ類のミゾゴイの生息が確認されています。残土が持ち込まれ、地形を変える工事が行われた場合、ミゾゴイが生息できない地域となる可能性があります。残土が他地域から持ち込まれることにより、この地域外の動物の卵や、植物の種子が持ち込まれ生態系に大きな影響を与える可能性があります。</p> <p>首都圏における貴重な里山を破壊することは、デメリットがあります。都市住民の憩いの場の消失。地域住民の安らぎの減少。一度破壊された環境を回復させることは困難。これらのことから、地域住民だけでなく、そこへ安らぎを求めてくる観光客に対してもマイナス要因です。当然観光資源を無くした小川町にもデメリットがあり、無くなった観光資源は元通りには戻らないと思います。コロナ禍が過ぎ日本に観光客が戻ったときに、これからは日本の牧歌的風景を求めて世界から観光に人々が来ると思います。その時に里山の風景が大きく変わっていたら、大きなマイナスになるでしょう。変化した環境を戻すことは大変難しいと思います。慎重に検討してほしいと思っています。</p> <p>以上</p>	<p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 197

意見概要	事業者見解
<p>・私は、現在小川町に在住している者です。小川町の自然や森が大好きで、この町に住んでいます。</p> <p>本事業計画地域に残土を持ち込んで頂きたくないです。また、メガソーラーを建設して頂きたくないです。事業を全面中止頂くよう、求めさせていただきます。町民の一意見としてご理解頂きますと幸いです。よろしくお願い致します。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 198

意見概要	事業者見解
<p>・動植物の沢山いる、有る、自然豊かな場所を破壊して今では経済価値にも、自然環境にも、害でしかならないメガソーラは知りません！</p> <p>小川町の自然を守ってください！</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 199

意見概要	事業者見解
<p>・意見反対の理由</p> <p>小川町は有機農業が盛んであり、有機農法を学ぶため全国から研修生がくる程有名な地です。有機農法は農業を使わないため、害虫の天敵が多く住めるような環境づくりが大事です。そのため、周辺地域の生態系をとっても大事にしている地でもあります。生態系とははいたかという日本で一番小さい猛禽類の鳥（全長オス約32cm、メス39cm、翼開長61～79cm）は、シジュウカラに換算すると小鳥を一年で779羽も食べ、そのシジュウカラは一羽で一年に12万5000匹ものマツシヤク</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまい</p>

意見概要	事業者見解
<p>トリムシを食べるといいます。ハイタカが1羽いれば、シジュウカラ 779 羽の食べる約 1 億匹におよぶ虫を、農薬なしで退治できる自然のしくみがあるということでもあります。</p> <p>つまり、ハイタカ一羽が生息できる環境があれば、虫が多少発生してもあわてることなく、農薬もいらなければ散布する手間もいらぬ。では、農薬はなぜいけないのかと言いますと、農薬を使用すると、餌となる虫が減ったり、農薬がかかった虫や木の実を食べたりすることで小鳥たちにも影響が及び、最終的には生態系ピラミッドの頂点にいるハイタカなどの猛禽類は棲めない環境になってしまいます。一羽のハイタカが生きていくためには、420 ヘクタールの森が必要だといえます。莫大な命とエネルギーによって、自然及び私達は支えられているのです。生態系ピラミッドは、下部（土壌生物の分解者、ミミズやアリ、クモ、ダンゴムシなど）が豊かで多様生をもっていないと、頂点を支えることはできません。人間も同じです。環境に優しく、体にも安全な農薬を使わない農産物をより多くの人々が安定的に食べていくためにはその自然が生み出した農産物を作るためにも、もっと多くの森林が必要になる計算です。</p> <p>今、その貴重な森林が残る小川町に計画が進められているメガソーラーによって、削られる森林は町の面積の1%にあたる 29.9ヘクタールと聞いています。森を削るのは簡単です。しかし、森林ができるまでには大変な月日が必要です。</p> <p>温暖化を止めるための脱炭素目標を掲げ、再生エネルギーを推し進めることは私も必要性を感じますが、だからといって、大規模に環境を破壊してまでする事は大いに矛盾しています。</p> <p>慎重にご検討くださるよう、宜しく願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>ります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 200

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しい今の小川町を守りたい 再生可能エネルギーを拡大していく重要性は誰しもが理解していることです。しかし、この小川町の美しい山々を大切し守ってきた人々の反対を押し切ってまで推し進める事業ではありません。人々が暮らす生活の場であり、ふるさとなのです。私は住民ではありませんが自然が溢れる美しい小川町が素敵だと思いつつも足を運んできました。その姿が変わってしまうのは悲しいです。町民の方々は自然が残る小川町の姿に誇りを持っていることもよく知っています。</li> <li>・不安材料が多すぎる 今回予定されているメガソーラーの広さは 86ha と、果てしなく広大な土地を切り開くこととなります。そもそも自然を守る為に行う事業で自然を壊し、その森林伐採が原因で土砂災害が起きたら目も当てられません。加えて持ち込まれる残土にも不安が残ります。</li> <li>・最後に 今の状態で事業を進めることは、住民との共生とは程遠いものです。</li> </ul>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算もを行い、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>いまそこにいる人の意見を無視して進めるべきなの でしょうか？ 今回の計画は、中止となることを強く望みます。</p>	

## 意見書 201

意見概要	事業者見解
<p>・私は本事業計画予定地に隣接した飯田川沿いに住んで おります。本事業計画予定地周辺の山林はたいへん自然 豊かで、貴重な野鳥(オオルリ、ルリビタキ、ミソサザ イ、オオタカ、サシバ、ノスリなど)の生息域であつたり、山から湧きでる湧水の溜まる場所はトウキョウサ ンショウウオの繁殖場でもあります。</p> <p>木を伐採する、多量の残土を持ち込む、山の斜面に大 規模にパネルを設置する、そのような本事業計画は現 状の豊かな自然環境を破壊する行為です。私はこの地 域の豊かな自然が大好きです。本事業計画予定地域に 残土を持ち込まないでください。メガソーラーを建設 しないでください。</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影 響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区 域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響 を低減する環境保全措置を講じました。この措置に より、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合 を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減 を図る計画としております。また、サシバやハチク マを対象としては、工事中のモニタリング調査及び 供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把 握することにより、更なる影響の低減に努めてまい ります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇 所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して 適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環 境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境 としての利用を促す」等の環境保全措置を講じるこ とにより、出来る限り生物の生育・生息環境として 機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネ ル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、 可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画と しており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の 量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土 量のバランスを変える現計画を策定いたしました。 さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、 近隣県からのものに限定することで、気候帯の異な る地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避 け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部か ら搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象 事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種に よる緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に 受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠 実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいりま す。</p>

## 意見書 202

意見概要	事業者見解
<p>・以前の小川町内で行われた御社会に参加しました。参加 住民は皆さん事業推進に反対しておられたように思い ます。私の知る限り、町民、町議会賛成していないよう です。ここまでのやがっている人達に御社の金儲けのた めに人の心を踏み潰すんですね。</p> <p>THEBLUEHEARTS さんの青空という曲をあなた方に送 ります。</p> <p>ブラウン管の向こう側カッコつけた騎兵隊が インディアンを打ち倒した ピカピカに光った銃でできれば僕の憂鬱を</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見と して参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に 受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠 実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいりま す。</p>

意見概要	事業者見解
<p>打ち倒してくれればよかったのに  神様にワイロを贈り天国へのパスポートを  ねだるなんて本気なのか？  誠実さの欠片もなく笑っているやつがいるよ  隠しているその手を見せてみるよ  生まれたところや皮膚や目の色で  いったいこの僕の何がわかるというのだろう  運転手さんそのバスに僕も乗っけてくれないか  行き先ならどこでもいい  こんなはずじゃなかっただろ歴史が僕を問い詰める  まぶしいほど青い空の真下で  青い空の真下で青い空の真下で  青い空の真下で</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

### 意見書 203

意見概要	事業者見解
<p>・町の 1%にあたる貴重な山間の谷がなくなってしまうのは反対です。小川町に緑を残して欲しいです。市民は残土もメガソーラーも必要としていません。  以上、よろしく願いいたします。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 204

意見概要	事業者見解
<p>・調整池について。  ①調整池は以前進められていた過去の開発（ゴルフ場開発）時に設置されたものを使用するとのことだが、20年以上前に設置された構造物の劣化状況についてはどのような調査をしたのか。</p>	<p>着工前に点検し、補修が必要であれば補修を考慮しております。</p>
<p>②有形減価償却資産の耐用年数表によると、コンクリート造の用水池の耐用年数は40年となっている。設置から20年以上ということは、残りの耐用年数は20年を切っている。事業終了前に耐用年数を超えた場合、どのような対処をするのか。</p>	<p>全国各地にあるコンクリートダムは、砂防ダムとしても多く使用され、70年から80年後も現役となっております。</p>

### 意見書 205

意見概要	事業者見解
<p>・事業終了後の調整池について。  事業終了後の調整池は解体・埋め戻しをして設置前の状態に戻すのかどうか、準備書に書かれていない。調整池として放置する場合、土砂の浚渫は誰が責任を持って行うのか。また、事業終了後に調整池があふれたり下流域で水質汚濁などの問題が生じた場合、誰がどのように責任を取るのか教えてほしい。</p>	<p>土地所有者であるサンシャインエネルギー合同会社がそのまま管理をします。</p>

### 意見書 206

意見概要	事業者見解
<p>・埼玉県知事意見書1-オについて  「環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環</p>

意見概要	事業者見解
<p>を積極的に公表するように努め、住民からの意見等に配慮すること」とある。しかしながら、太陽光発電事業そのものについての説明会は開かれておらず、いきなり環境アセスの調査計画の説明が行われた。これでは、事業計画の詳細を積極的に公表しているとは言えないのではないか。事業者の見解を示してほしい。</p> <p>①住民からの意見等への配慮は、事業者の準備書によると『第2章対象事業の目的及び内容』において、事業計画の内容を公表しました。事業計画を策定するにあたっては、住民からの意見に配慮し、造成計画の複数案検討や変更区域の縮小計画を策定しました」とある。しかしながら、そもそも建設に反対する多数の住民の意見は無視されている。再度、事業計画の説明からやり直すことを求める。</p>	<p>環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p>

### 意見書 207

意見概要	事業者見解
<p>・2-2-8 当該土石の捨場又は採取場に関する事項について盛り土の搬入は「UCR（株式会社建設資源広域利用センター）からのみ行うこととする」とある。周辺住民としては、放射の汚染土の持ち込みを危惧する。UCR から搬入された土だからと言って、放射能が検出されないとは限らない。放射能の測定は誰がどのように行うのか教えてほしい。また、住民が抜き打ちで測定することもあると承知しておいてほしい。</p>	<p>環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測を行うことといたしました。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。また、環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

### 意見書 208

意見概要	事業者見解
<p>・予測を上回る自然災害被害について</p> <p>準備書によると、豪雨による斜面崩落防止は「盛土法面内の雨水の貯留を防ぐため、盛土部分には最下部に暗渠工を施工するとともに、表面排水を確実に行うことで排水施設を整備することとした」とある。しかし、平成 29 年 7 月九州北部豪雨の際には地盤の表層崩壊が起き、地形が変わるほどの被害をもたらした。このような、100 年に一度と言われる災害が全国で毎年のように多発している。準備書に書かれた備え以上の自然災害が生じ、周辺地域に被害をもたらした場合、事業者としてはどのような補償を行うのか、明示してほしい。また、このような災害が生じた場合備えた保険の加入について、保険会社名と保険金額を具体的に教えてほしい。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算もを行い、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

### 意見書 209

意見概要	事業者見解
<p>・緑化計画について</p> <p>準備書には、「緑化後の草刈りなどの維持管理は、遠隔操作により作業を行う草刈機により効率的に行う計画である」と書かれている。しかし、架台の隙間などをどうやって刈り取るのか想像がつかない。同機種の機</p>	<p>緑化計画で使用することとしている草刈り機は、動画などの公開は予定しておりませんが、事業者の構成社員により運用されている太陽光事業の維持管理において使用している実績のあるものです。自走できる箇所の草刈りを自動で行い、効率化を図りま</p>

意見概要	事業者見解
<p>械が、すでに建設されたメガソーラーで実際に作業を行っている様子の動画を公開してほしい。</p>	<p>す。草刈り機が、除草をできない個所については、刈り払い機により除草を行います。</p>

### 意見書 210

意見概要	事業者見解
<p>・騒音について 準備書に書かれた騒音測定は現況ではないか。周辺住民が知りたいのは、搬入車の走行や工事に伴う騒音音量である。ダンプの台数や工事内容から導き出される、全工事期間の騒音音量を示してほしい。</p>	<p>予測結果については、影響が最大の時期を想定しております。そのため、その他の工事期間については、予測結果以下になります。</p>

### 意見書 211

意見概要	事業者見解
<p>・埼玉県知事意見書 2- (5) ーオについて 「事業計画地周辺で活動する環境保全団体等から情報収集を行い、調査、予測及び評価に活かすこと」とある。しかしながら、準備書に記載された専門家の所属は、「認定特定 NPO 法人（鳥類）」のみで、調査日も令和 2 年 8 月 14 日だけである。これではまったく不十分である。小川町には里山環境保全団体や、水棲生物の研究者など、多彩な専門家が活動している。鳥類のみならず、哺乳類、昆虫、水棲生物、植物、水質環境、地盤、土壌など、多方面の情報収集をやり直すべき。</p>	<p>対象事業実施区域およびその周辺における現地調査において、特に鳥類においてサシバやミゾゴイといった重要な種が確認されたことをうけ、適切な対応を検討するうえでご指摘の専門家を選定させていただきました。 準備書などに記載しましたとおり、専門家としての豊富な知識を基に、有益なご助言をいただくことができ、予測・評価や保全措置を検討するうえで、純分活用できたものと考えております。</p>

### 意見書 212

意見概要	事業者見解
<p>・事業者の責任範囲について メガソーラーの建設中に、事業者が倒産した場合、あるいは何らかの事情でメガソーラーの所有権が他者に渡った場合、準備書に書かれている通りの工事をどのように遂行するのか教えてほしい。メガソーラー稼働後も同様である。所有権が移転した先の事業者名と連絡先の告知、責任の所在などについて、周辺住民との間で法的な効力のある取り決めを事前に工事前にしておく必要がある。</p>	<p>事業者としまして、所有権の移動は考えておりません。</p>

### 意見書 213

意見概要	事業者見解
<p>・2-2-6 (4) について 準備書には「対象事業実施区域内の工事資材等の運搬に当たっては、原則的に既存道路を使用する」と書かれている。しかし、小川町はこの工事のために町道を払い下げも貸借もしないと決定している。町道を使わずにどのように工事を行うのか教えてほしい。</p>	<p>法定外公共物については、その機能を害さない範囲で利用できるものと考えております。</p>

## 意見書 214

意見概要	事業者見解
<p>・知事意見書には「事業終了後の施設の撤去について実行可能性のある計画を示す」とありますが、事業終了をまたずに倒産などの事態が発生したり、他者に譲渡するなど事態が発生した場合の、責任の所在と補償方法を示す書類を提出してください。</p>	<p>埼玉県知事の意見に対しては、「事業終了後の環境保全措置については、事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に基づき基金を設けることを事業計画に含めています。この内容についても、「2-2 対象事業の内容 2-2-9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項（5）発電事業の維持管理計画」に記載しました。」との見解をお示しました。事業者としては、基金の積み立てなど、この内容を誠実に順守いたします。</p>

## 意見書 215

意見概要	事業者見解
<p>・ゴルフ場用地であった土地を、メガソーラー用地に用途変更する届け出と認可の書類を一式提出してください。</p>	<p>本事業を行うにあたっては、埼玉県など関係機関との協議のもと、関係法令に基づいた手続きを適切に行っております。</p>

## 意見書 216

意見概要	事業者見解
<p>・知事意見書には「事業終了後の環境保全措置について明らかにすること」とありますが、事業継続ができなくなった後に環境破壊が生じた場合の補償の方法を詳しく説明してください。</p>	<p>埼玉県知事の意見に対しては、「事業終了後の環境保全措置については、事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に基づき基金を設けることを事業計画に含めています。この内容についても、「2-2 対象事業の内容 2-2-9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項（5）発電事業の維持管理計画」に記載しました。」との見解をお示しました。事業者としては、基金の積み立てなど、この内容を誠実に順守いたします。</p>

## 意見書 217

意見概要	事業者見解
<p>・2021年4月20日は、環境影響評価準備書の説明会の予定でしたが、全員が退席する結果となり、説明会は開かれていないと我々は認識しております。</p> <p>そもそも、縦覧期間が始まった二日目の平日という日時の設定は、文書を読む時間もなく、仕事の都合などで参加者が限られます。しかも、チラシを配布したとおっしゃるが、受け取ったという町民をいまのところ一人も確認できておりません。そのため、本説明会に関係する地域の住民の多くは説明会について知らず、参加できませんでした。</p> <p>小川町の地域は、工事中をはじめ様々な影響が大きいため、住民の関心が高いです。いろいろな質問もあり、QAの機会は住民にとって重要です。そのため、準備書の説明会の開催をお願いする次第です。また、追っての日程で、事業説明会の開催をお願いする次第です。</p> <p>以上、よろしくお願い致します。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>開催日程につきましては、説明会の目的が準備書を説明することにあること、縦覧開始前の準備期間中に比較的良い状態にあった新型コロナの感染状況が変化する前に、対策を十分講じた上で地域の方々にご説明を行いたいと考え、最も早い小川町での開</p>

意見概要	事業者見解
	<p>催を4月20日と設定しました。翌週には東京都において緊急事態措置等が実施されましたが、会場の消毒、人数制限や出席者間の距離を保つ等ご協力いただき、安全に開催できたものと考えております。</p>

意見書 218

意見概要	事業者見解
<p>①令和2年3月26日埼玉県知事より御社の実施する環境影響評価調査について意見が述べられています。その中に環境保全上支障を生じさせた事例を参考とし、環境保全と両立した形で適正に太陽光発電事業を導入することとあります。環境保全と両立した形であることを具体的に説明して下さい。</p>	<p>環境保全上の支障を生じさせた事例は「2-2 対象事業の内容 2-2-10 環境保全上の支障を生じさせた参考事例」に整理しました。事例は、強風により太陽光パネルが飛ばされるもの、法面が崩落したものの、濁水が発生したものなどが確認できました。これらの事例を参考に、法令の基準を満たした杭の設計強度を確保し、適切な雨水排水施設を整備することを事業計画の内容としました。また、濁水流出防止のための調整池について、十分な容量を有しており、水の濁りが低減されていることを確認しております（「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-2 水環境 (1)水の濁り 2)予測及び評価の結果」参照）。</p>
<p>②また、環境影響評価の実施に当たっては事業計画の詳細を積極的に公表するように努め、住民からの意見に配慮することとあります。どのように公表したのか説明して下さい。</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p>
<p>③計画地内では斜面の崩壊が起きている場所があります。これについて今後の豪雨災害も予想されます。具体的な対策を説明して下さい。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。これらの結果を基に、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>
<p>④事業計画地に生息する野生動物の行動範囲が分断される恐れがあります。その対策を具体的に説明して下さい。</p>	<p>動物の行動範囲の分断については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少します。また、「工事関係車両の走行ルートは旧作業道を基本とし、樹林環境の分断をできる限り小さくする」、「車両の運行の際には、十分減速の上、道路へ進入する動物への注意喚起を徹底することにより、ロードキルを未然に防止する」、「フェンス等の設置範囲は最小限に留め、可能な限り連続した樹林を残存させる」等の環境保全措置を講じることにより、工事の実施中を含めて行動範囲の分断の影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>⑤環境影響評価の住民説明会の周知について不十分といわざるをえません。住民無視の事業計画は納得のいくものではありません。最初からやり直して下さい。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町で</p>

意見概要	事業者見解
	<p>は関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあります。</p>
<p>⑥切土 36.5 万 t に対して盛土 72 万 t、33.5 万 t の残土はどこの土なのか説明が必要です。残土なしのシミュレーションを用意して下さい。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定し、事業者として最大限の努力を行いました。</p>

意見書 219

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県知事意見の 2 調査・予測及び評価について ア 予測及び評価を実施する際には、雨水の排水方法やパネルの配置方法など予測等に影響を与える条件について具体的に明らかにすること。</li> <li>・ 斜面土砂崩壊を回避する為の、雨水排水計画図を提示して下さい。</li> </ul> <p>(理由)</p> <p>斜面の崩壊が従前から認められており、ボーリングデータによると、崩積土で風化が著しく進行しており、孔壁崩れやすい調査結果となっている。豪雨で雨水が含水すると、一気に土石流がおき大災害が発生し、復旧工事も困難を極める。ボーリング柱状図 G2 地点では、孔内水位が 1.2m となっており、N 値も 7m 深度まで 10 以下であるが、G1、G2、G3 の結果のバラツキが大きいので、もつと調査地点の範囲と数を増やし再調査し、改めて地質専門家による地盤の慎重な考察と知見が必要である。</p>	<p>予測等に影響を与える条件に関し、雨水の排水方法については、環境影響評価準備書第 2 章中の「工事中の排水に関する事項」及び「雨水排水及び調整池計画」に記載しました。また、雨水排水計画図につきましても、同じ個所に提示させていただきました。</p> <p>パネルの配置方法については、環境影響評価準備書第 2 章中の「主要施設の配置計画及び土地利用計画」に記載しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県知事意見(3)水象 パネル設置による雨水の表面流出の変化及び近年の豪雨災害を踏まえて、ゴルフ場造成時の設計計算にとらわれず、調整池の容量を十分確保すること。また調整池の機能が常に維持されるよう定期的に確認し、必要に応じて浚渫を行う等、適正に管理すること。</li> <li>○ ゴルフ場造成時の設計計算と、広大な太陽光パネルが設置された場合の、設計計算では、宅地内雨水浸透量が全く違い、宅地内雨水浸透がなく、調整池に短時間で一気に雨水が流入し、貯水能力をはるかに上回逸水し、貯留槽の下流域へ流れ込む危険性大である事。</li> <li>* 太陽光パネル設置時の設計計算基準を示して、ゴルフ場造成時の設計計算基準との違いが分かる、比較検討した</li> </ul>	<p>調整池は、雨水の流入に耐えうるよう、十分な容量を確保します。「2-2 対象事業の内容 2-2-6 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項(7) 工事中の排水に関する事項 2)調整池計画」に、今回新たに容量を確認した結果を記載しました。調整池の規模は、知事意見にもあります通りゴルフ場造成時の設計計算とは全く別に、現在の埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって、今回の事業に関する容量計算を行いました。その結果、十分余裕のあるものであることを確認しています。</p> <p>調整能力維持のためのメンテナンスとしては、貯まった土砂の撤去を計画しております。工事中は 3 ヶ月に一度定期的に、施設稼働時には管理者による</p>

意見概要	事業者見解
資料を提示して下さい。	巡回により対策が必用な状況が確認された際には、浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。

### 意見書 220

意見概要	事業者見解
<p>・小川町といえば豊かな自然、私にとっては癒やされる土地です。何を求めに行くのか、目的は明確で、1つはハイキング、有名な七峰縦走に参加できなくても、一つ一つの山を区切って楽しめます。そのハイキングコース周辺に突然メガソーラーとは心が痛みます。</p> <p>別の目的もあり、2つ目は有機野菜をふんだんに使ったお料理、安心して食べられるだけでなく、工夫がすごく、意識の高さに驚かされます。そしてお酒も水の安全が大事と思いますが、残土を持ち込むと聞き、不安に感じております。本当に安心安全な残土と言えるのでしょうか。それらのために水が、山が汚れたり又、くずれることはないのでしょうか？染み出た水の人体への影響はどうなのでしょう？たとえ10億円という売電収入が目先の利益として見込まれても、工事によって大気が汚れ、貴重な動植物に、人体に影響が出ては金額ではあられもない甚大な被害を被ることになると思います。うしなってからでは遅すぎます。小川町の素晴らしい資源をどうぞ守って下さい。外の人間の方がその価値に気づいているように思います。観光客も離れてしまします。他県、他都市に住む友人・知人にも自慢し、紹介できる土地です。よくよくお考え下さい。</p>	<p>官ノ倉山ハイキングコースと対象事業実施区域が交差している地点については、利用者が自由に通行できるようにフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから隔離する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人とを隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の設定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算もを行い、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 221

意見概要	事業者見解
<p>・太陽光パネルを設置するために森林伐採を行うことで環境破壊となる。地滑りや土砂崩れの危険性や適切な廃棄方法まで計画に盛り込まれていないと有害物質を河川に流出させてしまう可能性まで含まれている。このような事業を許可した行政にも問題があると取られてしまうのではないかと。ましてや住民への説明かもまともに開催されていないのは言語道断である。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を計画に盛り込みました。廃棄物につきましても、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理することなどの保全措置を計画に盛り込んでいるほか、適正な廃棄を担保する基金、水質・土壌の事後調査についても、計画しております。</p>

### 意見書 222

意見概要	事業者見解
<p>・主旨：本造成工事の実施中並びに実施後の環境問題について懸念されることは多々ございますが、準備書の内容</p>	

意見概要	事業者見解
<p>のみでは不明の点もあり特に次の3点に関して質問させていただきます。</p> <p>(1)調整池の容量確保 (2)造成工事 (3)環境保全協定</p> <p>1. 調整池の容量確保 準備書において「調整池は、以前進められていた過去の開発(ゴルフ場開発)時に設置されたものであることから、今回新たに、調整池容量が確保されていることを確認した」とありますが、この件に関して次の質問がありますので回答ください。</p> <p>質問 1-1 表 2-2-13 に示す調整池容量の値は現状の調整池容量に対する実測に基づくのか、あるいはゴルフ場プリムローズカントリークラブ開発の影響評価準備書への記載等プリムローズカントリー倶楽部社の調査結果に基づくか、いずれでしょうか。</p> <p>質問 1-2 上記質問 1-1 に対する回答が「現状の調整池容量に対する実測に貴社の実測に基づく」のであるならば、実測データを提示ください。</p> <p>質問 1-3 上記質問 1-1 に対する回答が「プリムローズカントリー倶楽部の調査した結果に基づく」とした場合。 プリムローズカントリー倶楽部の環境影響評価準備書は 1988 年に提出されていてそれより 33 年間が経過している現在、地形の変容、貯水池への土砂流入等により調整池容量は変化している可能性があります。その点に関しての考慮はなされているのでしょうか？もしなされておりましたら、その考慮の内容を説明してください。</p> <p>質問 1-4 造成工事による膨大な土石の移動、残土の搬入による地形の変容による、造成後の長期間に亘り、調整池への土砂の流入の継続が予想されます。その土砂の流入量の評価とその対策を考慮されているでしょうか？</p> <p>質問 1-5 質問 1-4 に関してもし調整池への土砂の流入量に関する評価を実施しておりましたら、結果を提示してください。</p> <p>質問 1-6 私の居住する小川町飯田 790-4 の南側の谷(旧名道前沢)の上流における造成工事は予定されているのでしょうか？</p> <p>質問 1-7 上記質問 1-6 に対する回答が「予定されている」でしたら、その区域における貯留池容量の評価結果を提示してください。</p>	<p>ご指摘の調整池容量は、過去に実施されたゴルフ場開発時の設計容量を記載したものです。</p> <p>事業に着手する前に調整池内を浚渫し、調整池容量を確保するとともに、調整池の機能を損なわないように工事中は 3 ヶ月に 1 度、また供用中は適宜浚渫を行い管理します。</p> <p>調整池に関しては、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき土砂の流出量と対策を考慮しています。具体的には調整池の各流域に工事実施時に 200 m<sup>3</sup>/ha を算定しています。</p> <p>小川町飯田 790-4 の南側の谷(旧名道前沢)の上流に関しましては、造成工事を予定しております。ご指摘の区域に関する調整池は、9 号調整池となりますが、当該調整池に関する算定された必要な調整池容量は 2,178m<sup>3</sup>、実際の調整池容量は 7,860m<sup>3</sup> となっており十分な容量を備えているものと評価しております。</p>
<p>2. 造成工事 本造成工事は 3 年に亘り切土 365,000 立方メートル(工事面積 69,000 平方メートル)、盛土 720,000 立方メートルを伴う大規模なものであり、いくつかの環境問題の発生が予想されます。次はそれらの環境問題にかかわる質問です。</p> <p>質問 2-1 造成工事により、切土 365,000 立方メートル(工事面</p>	<p>造成工事については、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき降雨強度計算式 <math>r = 1,560 / (t^{3/4} + 5.9)</math> を設計条件として採用し、安全性を確保しています。地震時に関しては円弧すべり法を用いた計算結果を設計に反映したうえで、埼玉県や経産省の専門家の指導を受け事業計画を作成しています。</p> <p>現在は、特に周辺の自治会からは、そういった要</p>

意見概要	事業者見解
<p>積 69,000 平方メートル)、盛土 720,000 立方メートル (工事面積 96,000 平方メートル)が発生します。これより切土の平均深さは 5.3 メートル、盛土の平均高さは 7.5 メートルとなります。</p> <p>このような大規模の造成工事後の台風及び地震による、土石の崩落の可能性に関する評価において想定している台風の規模(雨量及び風速)及び地震の規模(マグニチュード等)を数値的に示し、またその設定の妥当性を説明して下さい。</p> <p>質問 2-2</p> <p>盛土 720,000 立方メートルと切土 365,000-の差分である 355,000 立方メートルは外部からの残土持ち込みとされております。</p> <p>貴社も存じてはおると思いますが、すでに建設予定区域への残土持ち込みに関しては該当地区からの反対表明が出されております。</p> <p>また、そのことに関して現在まで貴社(前身)からの弁明も出されてない、と理解しております。設備の機能委は残土処分場から残土処分場からメガソーラーに代わっておりますが、各地区からの反対は残土持ち込みに対してであり、設備の機能に関してではないのは明らかです。</p> <p>したがって、貴社がこのまま工事を進めるならば、それは地域住民の意思を全く無視した行為と言わざるを得ません。</p> <p>この残土持ち込み反対に対する貴社の見解を表明してください。</p> <p>質問 2-3</p> <p>造成工事中もしくは造成工事完了後の何時かの時点において造成工事の結果に雨水、地震等が加わり、土砂災害が発生し、その結果地域住民に何らかの被害が発生した場合の賠償責任、復旧及び再発防止策等にかかわる費用負担について貴社の見解はいずれでしょうか？</p> <p>(1)本造成工事を認可した埼玉県が費用負担  (2)本造成工事の実施主体である貴社  (3)本造成工事の請負企業  (4)その他</p> <p>補足説明</p> <p>設区域の周辺には土砂災害警戒区域・特別警戒区域として指定されている箇所が、数多くあります。詳しくは埼玉県による資料「小川町土砂災害警戒区域・特別警戒区域小川町指定箇所」(次のサイト)にございます。  <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/b1006/higashimatsuyama/documents/dosyasaigaibousihou/ogawamachi.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/b1006/higashimatsuyama/documents/dosyasaigaibousihou/ogawamachi.html</a></p> <p>この資料には、この指定箇所では「土砂災害の発生する自然現象の種類」として土石流もしくは急傾斜地の崩壊が記載されております。例えば私の共住する飯田地区では「土砂災害警戒区域等の名称」として北久保沢及び道前沢が記されており、いずれも「土砂災害の発生する自然現象の種類」は土石流と記されております。ちなみに道前沢は私の住まいの北に隣接する谷の名称です。</p> <p>このような指定箇所は、現状においても土石流あるいは急傾斜地の崩壊の可能性が存在することということが埼玉県の見解であると解釈しております。</p> <p>私は本造成工事がこのように現状において既に存在する土砂災害の危険性をさらに高めると考えておりま</p>	<p>望はありませんが、地域の方々からの御要望があれば、話し合いの機会を設けるなどの対応を検討いたします。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。その場合の費用負担者は、本造成工事の実施主体である弊社となるものと考えております。その資金源としては、事業キャッシュフローに基づくもの、または、保険対応であれば保険金になります。</p> <p>また、ご指摘の通り、残土は有害物質が含まれていないという検査証明書付きのもののみを受け入れることとしております。</p> <p>ご希望がございましたら、検査結果の確認のために、地元代表による、残土サンプルの定期的なもしくは非定期での採取及び分析機関での分析をしていただくことは可能です。</p> <p>検査結果については、不整合が生じることはないものと考えておりますが、万一そのようなことが生じた場合、弊社の責任において回収いたします。</p> <p>造成区域を経た雨水は河川に流出すると考えられるため、河川の水質について環境監視を行う予定です。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。また、環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p> <p>対象事業実施区域外における地域の方々による自主的な水質調査等につきましては、事業者の管理の及ぶところではございませんので、その実施の可否は、申し訳ございませんが判断しかねます。</p> <p>環境監視についての見解と重複いたしますが、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p> <p>搬入車両につきましては、ご指摘の通り、延べ月台数は、一日当たりの最大の台数に月の日数を乗じたものよりも少なくなると想定されますが、より厳しめの予測をおこない、厳しい評価を行うため、環境影響評価準備書の記載の通りの台数算定としております。</p> <p>騒音・振動の調査、予測は保全対象施設である特別養護老人ホームさくらぎ苑への影響を確認するため、隣接する道路地点で実施しております。予測結果は、道路境界で予測しており、等価騒音レベル 55dB、振動レベル(L10) 38dB になります。なお、資材運搬等の車両(最大 115 台/日)は、全てさくらぎ苑前のルートを通るため、予測計算もその台数で行っております。さくらぎ苑の施設の建物については、道路境界より離れているため、予測結果以下の数値になります。更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>す。その私の考え方の是非はともあれ、現時点で土砂災害は起こりえるという前提で、その責任分担を明確にしておく必要あり、と判断しこの質問をさせていただく所存です。</p> <p>質問 2-4</p> <p>前記質問 2-3 に対する回答が「(2)本造成工事の実施主体である貴社」による場合、そのための資金源を明示してください。</p> <p>付加説明:2019 年東日本台風(19 号)は 10 月 12 日小川町に多大の風雨をもたらし、槻川の氾濫を招いた一方においてこの度の造成区域においても大規模な崩落を招いております。また日本全国に関しては過去のメガソーラー設備の風水害による損壊は数多く発生しているようです。例えば次があります。</p> <p>例 1.「今夏の太陽電池発電設備の事故の特徴について」 発行元:経済産業省平成 30 年 11 月 26 日 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/014_01_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/014_01_00.pdf</a></p> <p>例 2.「豪雨でメガソーラーが倒壊し、第三者に損害が発生!法的責任は?」 発行元:日経クロステック <a href="https://xtech.nikkei.com/dm/atcl/feature/15/407251/071000037/5/407251/071000037/">https://xtech.nikkei.com/dm/atcl/feature/15/407251/071000037/5/407251/071000037/</a></p> <p>例 3.「九州南部豪雨」でメガソーラー損壊、陥没から法面崩壊に」 発行元:日経クロステック <a href="https://project.nikkeibp.co.jp/ms/atcl/19/feature/0002/00005/?ST=msb">https://project.nikkeibp.co.jp/ms/atcl/19/feature/0002/00005/?ST=msb</a></p> <p>例 4「大雨でメガソーラーの地盤が崩落!開発・施工業者の責任は?」 発行元:日経クロステック <a href="https://xtech.nikkei.com/dm/atcl/feature/15/407251/022100032/?P=2">https://xtech.nikkei.com/dm/atcl/feature/15/407251/022100032/?P=2</a></p> <p>問題は実際に土砂災害が発生し、これらの事故の責任が造成した業者にあるとされた場合において、その業者に債務能力がなければ、損害賠償は不可能になります。あえて資金源の所在に関して質問するのはそのような状況を考慮したためです。</p> <p>質問 2-5</p> <p>残土は有害物質が含まれてないという検査証明書付きのもののみを受け入れると理解してよろしいでしょうか?</p> <p>質問 2-6</p> <p>前記質問 2-5 で YES の場合、その検査結果の確認のために、地元代表による、残土サンプルの定期的なもしくは非定期的な採取及び分析機関での分析は許容されるでしょうか?</p> <p>質問 2-7</p> <p>前記質問 2-6 で YES の場合、万一検査結果に不整合が見いだされた場合に、その残土の回収は御社の責任において実施されると理解してよろしいでしょうか?</p> <p>質問 2-8</p> <p>造成区域を経て流出する雨水、地下水等の水中不純物の定期的な分析を御社の責任において実施し、その結果を地元各地区の区長あてに報告される、と理解してよろしいでしょうか?</p>	

意見概要	事業者見解
<p>質問 2-9 前期質問 2-8 の回答が YES であるか NO であるかにかかわらず、地元住民の代表により造成区域を経て流出する雨水、地下水等の水中不純物の定期的なもしくは非定期での採取及び分析機関での分析は許容されるでしょうか？</p> <p>質問 2-10 前記質問 2-8 で YES の場合、万一検査結果に環境保全上の不都合が見いだされた場合に、その対策は御社の責任において実施されると理解してよろしいでしょうか？</p> <p>付加説明:私の家族は飯田地区にて有機農業による水田により米を育て、食しております。これらの水源は主に飯田川からの取水によります、また飯田川の水はその多くが今回造成区域と予定されている地域を源としております。したがって飯田川の水の汚染は、私共の食している米の汚染となる可能性があります。私の家族に限らず、造成地区周辺区域の多くの住民がその水田、野菜畑等の育成を造成区域を源とする水に依存しております。(写真-1～写真-4 参照)</p> <p>したがって水の汚染の問題は直接食材の汚染となる可能性を含む重要な問題として位置づけ、以上を質問する次第です。</p> <p>質問 2-11 表 2-2-5 建設機械及び工事用車両の日最大台数において造成工事用 10 トントラックとして一日最大 115 台の数字が挙げられております。</p> <p>外部より造成工事の現場に至るルートには特別養護老人ホーム「さくらぎ苑」(写真-5)がありますが、残土搬入等の目的でそのホームの前を通過すると予定されるトラックの台数は上記 115 台のうちどの程度となるでしょうか？</p> <p>質問 2-12 表 2-2-6 建設機械及び工事用車両の延べ月台数として 2875 台が挙げられております。この 2875 台を上記の一日最大 115 台で除すと、25 日となり、毎月 25 日間最大の台数ということになりますが、実際の一日の台数は残土採掘上の状況により増減があるはずで、それを考慮すると実際の一日最大台数はより多いと考えられます。一日 115 台と月延べ 2875 台のいずれかに計算上の誤りがあるか、もしくは表 2-2-5 のタイトルが最大ではなく平均の誤りではないでしょうか？</p> <p>質問 2-13 特別養護老人ホームさくらぎ苑の前を通過する一日トラック台数を仮に 115 台としますと、トラックの往復があり通過台数はその 2 倍の 230 台になります。</p> <p>たとえば、それが 5 時間の間に通過すると、1 時間の平均で 46 台です。実際には一時間当たりの通過台数は均一ではなく、集中する時間帯も想定されるため、例えばその平均の 2 倍の 92 台という状況が発生する可能性もあると考えられます。これは 38 秒に 1 台の通過となります。</p> <p>その場合懸念されるのは特別養護老人ホームさくらぎ苑の入居者への騒音の被害です。このような状況を想定した騒音の程度に関する評価とそれによる被害の発生の有無に対する見解を示してください。</p>	
3. 環境保全協定	対象事業実施区域周辺の地区の方からの環境保全

意見概要	事業者見解
<p>本造成工事の実施中に、並びに実施後の長期間に亘る造成地域周辺における環境問題の発生は造成区域周辺地区の住民に直接かかわることですので、造成工事の実施の条件として造成区域周辺の地区との間に環境保全に関わる協定を結ぶことが不可欠と考えております。次はその点に関する質問です。</p> <p>質問 3-1</p> <p>本設備の造成工事に先立って、造成区域周辺の地区から申し出があった場合において次を明文化した環境保全協定を締結することへの同意は得られるでしょうか？</p> <p>①造成工事実施中において発生する可能性のある騒音、残土品質、水質汚染等に関わる環境問題の未然防止並びに発生時の対策</p> <p>②造成工事後において発生する可能性のある土石流、地滑り、水質汚染等に関わる環境問題の未然防止並びに発生時の対策</p> <p>③造成工事中並びに造成後の造成区域内散策許容範囲。</p> <p>④その他貴社もしくは造成区域周辺地区より提案され合意された項目。</p> <p>写真-1 飯田地区の有機農業水田(飯田川)</p>  <p>写真-2 左記水田の取水口</p>  <p>写真-3 笠原地区の水田</p>  <p>写真-4 左記水田の用水溝と取水箇所</p>  <p>写真-5 特別養護老人ホーム「さくらぎ苑」</p> 	<p>協定のお申し出がありましたら、事業者としては協議の上、締結するご用意があります。</p>

### 意見書 223

意見概要	事業者見解
<p>・森林は遥か昔からその地に存在する大切な財産です。景観が素晴らしいことはもちろんのこと、災害から人々も守り、動植物の生息地にもなっております。</p> <p>カーボンニュートラルや CO2 排気量を減らすなどと世の中の的には叫ばれていますが森林は光合成により CO2 から O2 を作り出す、人間にはできない力を持っています。</p> <p>現在、検討されている事業に関しては短期的な内容のように見え、中長期的に地球環境を考えた時に、とても得策とは思えません。</p> <p>私は大学時代に小川町でのフィールドワークを通して人と自然とが共存する素晴らしさを学ばせて頂きましたし、自分の子供にもその素晴らしさを体感してほしいと思っております。本事業の中止を検討頂きたいです。</p>	<p>森林に与える影響を低減するため、土地変更区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 224

意見概要	事業者見解
<p>・竹沢地区に住んでいますが、説明会のポスティングを受けていません。近所の方に伺っても知っている人がひとりもいません。このままこの事業が進めば、住民はこの事業を悪質だと思わざるを得ません。もう一度、小川町、ときがわ町、東秩父の住民に丁寧な情報開示を求めます。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>

### 意見書 225

意見概要	事業者見解
<p>・さいたま県知事意見書 2(1)-ウについて意見します。</p> <p>さいたま県知事意見書 2(1)-ウでは「資材運搬等の車両の走行による環境影響については、事業計画地外からの土砂の搬入に伴い、大型車両の交通量の増加が見込まれることから、交通安全対策を含めた交通量の变化を踏まえた予測評価を行うこと。」とある。準備書には主要なルートを代表する 2 地点のみの調査になっているが、事業計画地が官ノ倉山のハイキングコースを一部分断していることから、狭い登山道をダンプが通れる道に改変し使用するにあたり、歩行者の交通安全が守られるのか疑問であるため、登山道を通るダンプカーの交通量の予測評価が必要である。散歩で毎日のように訪れる近隣住民や他県からも訪れる登山者にとって登山道を大型トラックが通ることは到底受け入れられることではない。まして近隣の保育園の子供たちが毎年登山に訪れる山である。登山者や背丈の低い子供たちが今まで通り安全に登山できるように、登山道</p>	<p>官ノ倉登山道（「官ノ倉山ハイキングコース」及び「官ノ倉ハイキングコース」の一部）は、道路用地の一部と重なる可能性があります。対象事業実施区域の境界に、コースを遮るようなフェンス等の設置は避け、自由に通行できるように致します。また、工事時には警備員を配置し、通行の安全も確保する等、ハイキングコースの現状の機能を維持するよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜るよう努めてまいりたいと存じます。</p> <p>また、警備員の人数については必要に応じて適切に設定し、工事用車両については、休日（日曜日、祝日）に工事は実施致しません。主に月曜日～土曜日に工事を実施し、工事用車両は、最大で 1 日あたり 157 台を計画しています。</p>

意見概要	事業者見解
<p>の工事期間、登山道がどのように改変されるのか具体的な場所と道路幅と距離、登山道改変のための工事期間、登山者の安全確保のための対策における警備員の配置場所や人数、平日・休日の1日のトラック台数は何台になると予想されるのか、登山者の安全の確保のために調査し公表して下さい。</p>	

意見書 226

意見概要	事業者見解
<p>・山間部の森林を伐採する事により、山を追われたイノシシ、シカ、猿等の野生動物が田畑に降りてきて農作物の食害や、ホタルの生息環境が破壊される等、生態系に大きな影響が予想されます。CO2が排出されない太陽光発電についても、CO2を吸収し、酸素を作り出す森林を伐採して建設する事は環境保全の見地から見ても矛盾しているのではないのでしょうか？</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>また、有害獣に対しては、上記の環境保全措置を講じること、また、残存させる箇所は農耕地や住宅地に近い場所とし、改変区域と距離をとることで、獣害の発生等に配慮した計画と致しました。なお、本事業に伴う有害獣による獣害が起きた場合には、適切な対策を検討することとし、その防止に真摯に努めてまいります。</p>

意見書 227

意見概要	事業者見解
<p>・ハチクマの人工代替巣について 希少猛禽類は生態系ピラミッドの頂点に位置します。ハチクマは営巣地への執着が強く、同じ営巣木を継続的に利用する傾向があるとされています。</p> <p>国土交通省が行った全国173事例の分析（2016年）では、オオタカ、ノスリ、ハヤブサの人工代替巣を利用して巣立ちまで確認した事例があるものの、サシバ、オジロワシ、ハチクマでは、人工代替巣の利用は確認されていません。</p> <p>国際航業の事例紹介（2020年）では、落巢したハチクマの営巣木に人工代替巣を設置した結果、利用と繁殖の成功を確認した（巣成ちは未確認）とあります。</p> <p>この事業計画では、ハチクマを対象として非改変区に人工代替巣を設置し、非改変区へ営巣地を誘導する</p>	<p>・ハチクマの人工代替巣について 本事業において人工代替巣への誘導を実施する際には、営巣木周辺の営巣環境の事前調査等により設置環境を調査することとし、その結果に応じて対象地域や架巢木の選定を行っていく予定です。また、調査地域のうち、本種の生息環境である樹林環境が約85%残されること、本種は行動圏が広く広域で採餌する知見があること等を踏まえて、特定の採餌場所は想定しておりません。現計画においては、現地調査で確認されたのは1ペアであることから、1ペアを対象とした措置を考えております。その影響を予測致しました。実施年数につきましては、埼玉県及び経済産業省の審査を踏まえる他有識者に指導を仰ぐ等により適切な計画を検討し、出来る限り代替</p>

意見概要	事業者見解
<p>とありますが、成功の可能性はどのくらいありますか。人工代替巣での誘導の成功例等確証を示してください。またその場合、どこに誘導しますか。</p> <p>営巣に最適な枝ぶりの良い大木は何本くらいあり、何本くらい保全する計画ですか。</p> <p>採餌場はどのあたりを想定していますか。</p> <p>現計画では何組くらい生息が可能ですか。</p> <p>人工代替巣での誘導は何年間続ける予定ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サシバの営巣 <p>地域の環境団体の調査では、計画地内に複数のサシバの営巣が確認されており、この地に豊かな生態系が維持されている証拠です。</p> <p>計画地では森林伐採や切土、盛土で地形や植生が大きく変わり生態系ピラミッドの縮小は免れません。まとまった林も大幅に減少し、営巣敵地が激減します。変更中及び変更後のサシバの営巣数をどのくらいとお考えでしょうか。</p> </li> <li>・ミゾゴイの営巣 <p>ミゾゴイは営巣地に対する執着が強く毎年同じ場所近辺に営巣し、湿潤な谷地形を好み、営巣地は人為的な攪乱が少ない自然度の高い地、採食地は土壌動物を中心に生物多様性の高い地（環境省資料より）だそうです。現地調査では4つの巣が確認されています。</p> <p>ミゾゴイの保全には、谷筋の保全が欠かせません。造成にあたり、切土、盛土をできる限り抑え、特に谷筋の自然地形を残すことが求められます。</p> <p>どのような保全対策をお考えでしょうか。具体的にお示しください。</p> </li> </ul>	<p>巣が使用されるよう努めてまいります。成功の可能性については事例が少ないことや地域特性等にも影響されると考えられることから一概には言えないと考えております、このため、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、さらなる影響の低減に努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サシバの営巣 <p>サシバについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置により、本種の営巣中心域の変更を出来る限り回避・低減する計画としました。また、工事の実施時には、「工事関係車両の走行ルートは旧作業道を基本とし、樹林環境の分断をできる限り小さくする」「建設発生土を原則場内で有効利用し、場外への運搬車両を低減する」「非変更区域への立ち入りを制限し、作業員等による人為的圧力を最小限に留める」「工事工程を調整し、猛禽類であるサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する」等、供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置により、出来る限り繁殖環境への低減を図る計画としております。これらの環境保全措置の実施により、現地調査で確認された3ペアの繁殖の継続に努めてまいります。</p> </li> <li>・ミゾゴイの営巣 <p>ミゾゴイについては、「ミゾゴイの保護の進め方」（平成28年6月、環境省）に基づき、罫り調査、営巣地の確認調査、植生調査（植物において実施）を実施致しました。その結果、4つの巣を確認し、その位置を基に影響を検討致しました。確認された巣については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置を講じることにより、巣がある谷地形の変更を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち変更面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り本種の影響の回避・低減を図る計画としました。また、動物の項目の他、生態系の項目において、特に調査地域の重要な地域特性である「谷沿いの湿地的な環境」を指標する種として本種を選定し、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。また、予測・評価は調査地域全体を対象とし、確認された本種の営巣地付近のみでなく、他所での繁殖・利用も想定して調査地域全体における本種の生息環境と変更区域の位置関係を考慮しております。そのうえで、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置等を考慮した結果、本種の生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流</p> </li> </ul>

意見概要	事業者見解
	<p>入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内希少野生動植物に指定されているコクランはどのように保全しますか。(埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例)他のソーラー発電予定地でも問題になっているところがあるようです。坂戸では、土地のオーナーが開発を諦め、土地を行政に寄付したところもあるようですが、現計画での保全策をお示してください。</li> <li>・ アカマツ林の保全はハルゼミの保全につながりますが、どのような規模、方法で行いますか。また、マツクイムシ等への対策も合わせてお示してください。同様にオオムラサキとエノキについてもお願いします。</li> <li>・ 現地調査で確認された動植物のうち 101 種が貴重な種とされています。上記以外でもそれぞれどのように保全していくかお聞きしたいところですが、数が多いので特に重要と思われるものについてお示してください。</li> <li>・ 事業開始後、動植物の保全状態の追跡調査は必須です。その頻度、期間、調査方法、調査結果の公開方法等をお示してください。</li> <li>・ 計画地内に(調整池等も含む)に外来種が入り込まないようにする対策と入った場合の対応をお示してください。</li> </ul>	<p>コクランについては、確認位置が全て改変区域外であることから、その生育環境及び生育状況に変化はないと予測しております。</p> <p>アカマツ林(アカマツ亜高木、アカマツ植林)については、約 83.3%の面積が残される計画としております。マツクイムシ等への対策は現時点で想定してはおりませんが、ハルゼミ対象事業実施区域外で確認されていることから、その生息環境は保全されるものと考えております。オオムラサキとエノキについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置を講じることにより、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としました。また、オオムラサキの幼虫及びエノキは対象事業実施区域外で確認されていることから、その影響は小さいものと考えております。</p> <p>重要な種については選定基準のランクの違い等はあるものの、その違いで重要性を区別することはしておらず、その一種一種について各々の生態を踏まえた上で予測・評価を実施しております。</p> <p>動物及び植物に係る事後調査の計画については、準備書の 8-3-1-2(1222)～8-3-1-3(1223)にお示しております。また、その結果は環境影響評価手続きに従い公表してまいります。</p> <p>外来種の対策としては、土砂の搬入について、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。なお、外来植物については、現況の対象事業実施区域内にセイタカアワダチソウ等の外来植物が生育していることから、これらを全て在来植物に置き換えることは難しいと考えておりますが、事業前に確認されていない特定外来植物の生育が確認された等の場合は、機械のみに頼らない除草を行う等、適切な対応を検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物・植物・生態系</li> </ul> <p>今回の環境影響調査による現地調査の結果では、動物 1048 種、植物 667 種が確認されおり、小川町が発行した小川町の自然動物編 2000 年、同植物編 2003 年で確認された動植物の全種数と比べてもほ乳類、鳥類、爬虫類、両生類では、8 割以上の種が確認されています。絶滅が危惧されている種も多数確認されており、中でも生態系ピラミッドの頂点に位置するハチクマ、サンバなどの猛禽類やミゾゴイの営巣も複数確認されています。また、計画地は丘陵地の里山的要素が多く、山あり谷ありの多様な環境を備えています。これらは、この</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとした動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、ご意見にありました人工代替巢の設置や植物の移植等の環境保全措置はその効果に不確実性が残ることから、工事中のモニタリング調査や事後調査を実施し、継続的に生息・生育状況を把</p>

意見概要	事業者見解
<p>地が多く生き物を育む、豊かな自然環境、すなわち大きな生態系ピラミッドを有していることを証明しています。</p> <p>現開発計画は、旧計画に比べ、樹木伐採量と搬入土量は減少していますが、残置林のほとんどは敷地周囲の緩衝帯で、まとまった森林は上部にわずかです。これは、猛禽類の営巣場所を奪うもので、希少種保全上の大問題です。また、切土と盛土による喪失表土面積は、改変区域の3割に及び、多様な地形や植生が損なわれます。さらにこの上にはソーラーパネルが並び、里山的要素の草地帯が喪失することで土壌生物や小動物の住処が消失し、生態系ピラミッドの底辺を大幅に縮小することになります。また、大幅な地形の改変で地下水系への影響が懸念されます。湿潤な谷地環境等の喪失を招けば、ミゾゴイの生息地を脅かします。沢筋の小河川の水量に影響が出ればホトケドジョウなどの希少な魚類やトウキョウサンショウウオなどの希少な両生類にも影響が及びます。</p> <p>以上を鑑みると現開発計画は回避処置や代替処置が不十分で、明らかに野生動植物の生息域を損ない、行動範囲を分断する計画です。生態系ピラミッドを大幅に縮小させ、上位種の生息を妨げます。これらの懸念を払拭する計画への変更を求めます。</p> <p>太陽光発電はクリーンな自然再生エネルギーとして有効ですが、ソーラーパネルは喪失した森林に変わって水を浄化したり、酸素を供給したり、さらに土砂を安定させたり、水を蓄えたり、野生動物を育んだりすることもできません。十分な代替措置ができない開発は破壊でしかありません。</p>	<p>握ることにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土部に対象事業実施区域で発生した土を表面に撒き速やかに現地に生育する植物群落を回復する計画とあります。削り取った表土を使用することが肝心で、切土部にも同様の処置が必要と思います。切土地と盛土地の全域に撒きますか。厚さはどのくらいを予定していますか。回復予定地の面積はどのくらいですか。</li> <li>パネル下部にチップを敷く計画もあるようですが、外来種等の侵入を防ぐためにもチップは対象事業実施区域で発生した木材由来のものを使用するべきと思いますが、どのような材料をどこで加工するのでしょうか。また、チップの下は、現地発生を表土でしょうか。</li> </ul>	<p>対象事業実施区域で発生した土の再利用につきましては、盛り土面積 96,000m<sup>2</sup> に厚さ 30cm を予定しています。</p> <p>太陽光パネル設置範囲に敷くチップは、開発区域現地発生材を現地で破碎して敷きます。チップの下は、現地の表土もしくは発生土となります。</p>

意見書 228

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>昨今の気候変動を考えると森林の大規模開発は土砂災害のリスクが高まる</li> </ul>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算もを行い、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>

## 意見書 229

意見概要	事業者見解
<p>①小川町に配布された説明会のための貴社が配ったと言われるチラシはほとんどの住民が受け取っていません。事実確認のため印刷を依頼した会社名と注文書と支払った金額領収書の開示を要求します</p> <p>および配布ポスティングした会社の名前と依頼書又は注文書と領収書の開示を要求します</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせを専門業者によるポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>ポスティング会社の固有名称等につきましては、公表は控えさせていただきます。</p>
<p>②もし 山を削り太陽パネルを設置し、雑草を取り除くためにどのような管理 処理を行いますか</p> <p>パネルの下にビニールシートを張るのか 又は除草剤を散布するのか</p> <p>もし除草剤を使用する場合どのような除草剤を使うのか 散布する量と年間の配布回数を何年間散布するのか 教えてください</p>	<p>雑草を除去するために、遠隔操作により作業を行う草刈り機を用います。除草剤等の農薬は、一切使用しません。</p>
<p>③貴社が小川町住民に配布した環境影響評価準備書に対する意見書の提出先〒番号が 369-1221 となっています。</p> <p>しかし貴社が県に提出した意見書は〒369-1211 と正確に記してあります どのような理由原因で〒369-1221 となったのでしょうか 理由を明確にしてください</p>	<p>意見書の様式の郵便番号につきましては、下四桁の数字に記載のミスがあり大変申し訳ございませんでした。ご指摘をいただき、事業者 Web サイトでお知らせしたほか、郵便局に、郵便番号の記載に誤りがございましたも、その他の記載内容に不備がなく、受取人の居住を確認できれば郵便物を配達する旨確認した後、念のため受付期間につきましても令和3年6月14日まで延長いたしました。なお、ご提出いただいた意見書につきましては全て受領しております。</p>

## 意見書 230

意見概要	事業者見解
<p>・ 1. 以下の記載内容（ゴシック部分）に対する意見です（明朝部分）。</p> <p><b>第2章対象事業の目的及び内容</b></p> <p>「2-1 対象事業の目的</p> <p><b>本事業は、地域への環境への配慮を最大限行いながら、再生可能なエネルギーの供給を通して、持続可能な開発の一助となることを目標とするものである。」</b></p> <p>ここに書かれていることは、貴社に限らず再生可能エネルギーで大きな利益を得ようとする企業がよく持ち出す文言です。</p> <p>地球環境に配慮するのであれば、さいたま小川町メガソーラー事業は中止して下さい。</p> <p>豊かな森と山と谷を、後戻りできない状態にするこの事業は、環境破壊行為です。</p> <p>「2-2-4 対象事業実施区域</p> <p>対象事業実施区域内は、北部分(図 2-2-3(1))の特に北側で尾根と谷が明確な地形が広がっている一方で、南東部分、南西部分(図 2-2-3(2)、(3))においては、道路</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p> <p>ご指摘の記載は、対象事業実施区域の地形の特徴を把握するため、対象事業実施区域内の北側、南東・南西部分の等高線の読み取りによる特徴を、客観的</p>

意見概要	事業者見解
<p>用地に沿って等高線が疎となっている地形が広がるなど、従前の開発の影響がうかがえる地形がみられる。」</p> <p>この表記は、あたかも以前の開発影響により、メガソーラーが設置しやすい土地であるという印象を与えますが、等高線が疎となっている地形はほんの僅かであり、開発地域の大部分は等高線が密な急傾斜の斜面です。事業計画がスムーズに進むようにしようとする印象操作が窺える表現だと感じます。実際にはかなり大がかりな土地改変が行われるはずで、そのような環境破壊行為は、本当に社会のためになるとは思えません。</p> <p>「2-2-5 特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項</p> <p>(3) 森林保全のための土地利用計画案検討 森林伐採を極力抑え、生態系に配慮した事業を行うため、(中略)約 8.5ha 低減させる土地利用の配置を計画した。」</p> <p>文頭にある「森林伐採を極力抑え、生態系に配慮した」という言葉を真の意味で実行するのであれば、この事業を行わないことです。このような考え方をする企業であれば、まず木々を伐採し、山を削り、谷を埋めるような改変を伴う事業を計画することはないでしょう。</p> <p>わずかな部分を残すことにしたところで、大部分は破壊されてしまい、元の状態には戻りません。それが、後世にどのような影響を残すのか、考えてみたことはありませんか？</p>	<p>に記載したものです。</p> <p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべくご指摘の計画見直しなどの検討を行って参りました。十分な環境配慮のもと、その大切な電気を供給する事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・【さいたま小川町メガソーラー事業そのものに対する意見】</p> <p>森は、二酸化炭素を吸収し、酸素に変えて放出します。そして、糖を生成しています。森は、人類を含めたあらゆる動物が生きていくのに不可欠なものを作り出してくれています。これは太陽光パネルにはできないことです。</p> <p>太陽光発電は確かに有効活用したいものですが、まずは既存建築物の上に設置することを行うべきです。</p> <p>貴社も、設置までに多額のお金が必要になる土地改変を伴う事業ではなく、地球環境にも人にも、そして人以外の生き物にもやさしい事業で業務を発展させて下さい。</p> <p>ぜひ、ベストセラーになっている『人新世の「資本論」』（斎藤幸平著、集英社新書）を読んでみて下さい。考え方を変えないと、いくらメガソーラーを作っても発電量を増やしても、人類に未来はないのです。</p> <p>今、貴社に求められていることは、この「考え方を変える」ということです。</p> <p>環境破壊を伴う事業から撤退したら、そちらの方が社会から企業として評価されると思います。</p> <p>SDGs の時代に、環境破壊行為は評価されません。</p> <p>ぜひ、事業そのものの見直しをお願いします。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・調整池について</p> <p>調整池は 16 号までありますが、欠番があり、合計 10 箇所となっています。まるで、16 箇所あるように思わせる符号ですが、なぜでしょうか？欠番の調整池はなぜ欠番となってしまったのでしょうか？</p> <p>また、調整池が適切に配置されているか疑問があります。大規模に森林を伐採してしまった場合、保水力は</p>	<p>調整池は、事業者の管理対象である 10 か所による計画としております。</p> <p>調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。</p>

意見概要	事業者見解
<p>大幅に減少します。知人の家では、裏側の檜を数本伐っただけで、裏の斜面から大量に水が出るようになってしまい、数本の木でも大きな保水力があることを実感したと話していました。その話からも、この事業により、この広大な地域の保水力が大きく損なわれることは明白で、10箇所調整池でそれを代替できると思えません。また、池を作っても、山全体で保水していたことの代わりには到底なりません。人間が机上で計算したことなど、自然の力は簡単に超えてきます。</p> <p>近年の風水害の規模が大きくなっていることを考えれば、「想定外」のことが起こることは十分考えられます。そうなった時に、「想定外」の災害が起きて地域が被害を被らないよう、また「想定外」の補償などで貴社が苦しむことがないよう、今回の事業は撤退することが多くの人に良い未来をもたらすと思います。</p>	<p>さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認できれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p>
<p>・残土持込について</p> <p>域内切り土分では補えない盛り土部分には、域外からの残土を持ち込み工事するとの説明ですが、残土はどこのものを持ち込む予定でしょうか？</p> <p>準備書説明動画では、UCRの取り扱う残土のみを使用するとありますが、それはUCRがどこの残土で、残留成分、放射線量などについても明らかにされたものとなるということでしょうか？</p> <p>福島原発事故以降、残土処理は大きな課題になっているため、小川町に持ち込まれる残土がどこから来るのかは、町民だけでなく周辺地域にとっても大きな関心事です。</p> <p>UCRの残土のみを使用するとした意図は、残土の素性を明らかにできるからということであれば、その残留成分や放射線量について開示し、住民と地域の安心を担保して下さい。</p> <p>それが難しいのであれば、この事業は行わないで下さい。</p>	<p>搬入土は、UCRとの事前調整時に、受け入れ条件の考え方について、土質条件、試験項目（地質分析試験（溶出試験、含有量試験）、ダイオキシン類の試験、物理試験）などを協議し、UCRが受入地の確認を行ったうえで搬入します。</p> <p>このように受入条件を明確にした土を、近隣県に絞って搬入することで、安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<p>・架台強度について</p> <p>風速40mに耐えられるように設計と説明していますが、昨今、これまでは想定していなかった風速の台風被害が起きており、40mでは不十分だと思います。</p> <p>今後、より強い風を伴う台風の直撃なども想定しておく必要があると思いますので、強度の見直しを求めます。</p>	<p>設計用基準風速は、建設地点の地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度などの風の性状に応じて、日本工業規格 JIS C 8955 に基づき定めているものです。日本工業規格 JIS C 8955 は、太陽電池発電設備について、公衆安全に影響を与える重大な設備損壊被害が発生していたことを背景に、支持物の強度を高めるため2017年3月に改訂されたもので、経済産業省「電気設備の技術基準の解釈」第46条の例示仕様として採用されているものです。</p>
<p>・ガイドラインを満たす工事の証明について</p> <p>架台やパネルは十分な強度で設計していると説明されていますが、実際の架台やパネルが設計通りに設置されたことを証明する、工事完了確認を行って下さい。設計は国のガイドラインを満たすように作っても、大事なのは実際に設置されたものがその基準を満たしているかです。</p> <p>工事完了確認を、第三者立ち会いの下に行い、確認会社名での設置基準を満たしている証明をして下さい。</p> <p>規模が大きくなればなるほど、その確認作業の負担も大きくなると思いますが、その覚悟がないのであれば、この事業には着手しないで下さい。</p>	<p>事業者として、法令順守の姿勢を貫くことを最も重要な責務と考えております。事業実施に当たっては、関係法令に従い、関係機関と協議の上、必要な手続きを進めております。</p>
<p>・環境影響評価について</p> <p>環境影響評価の予測結果は、全体的に見立てが甘い</p>	<p>大気質や騒音をはじめとする予測結果については、まず、環境に対する影響が、事業者により実行可</p>

意見概要	事業者見解
<p>と感じます。</p> <p>また、騒音などは環境基準を下回る予測だから問題ないとしていますが、地域住民にとっての「環境影響」とは数字の問題ではありません。</p> <p>これまで車の騒音や排気ガスを気にすることもない場所に暮らしていた人が、連日数年間にわたり、大型ダンプの排気ガス、騒音、振動にさらされるようになれば、これまでの生活との差は歴然としています。そうした、これまでの「環境」と、工事が始まって以降の「環境」の差が「環境影響」というものです。</p> <p>貴社の方は、ご自分の身にそのような生活環境の大きな変化が起きたら、どのように感じるか想像してみてください。</p> <p>そのような想像力も持ち合わせていないのであれば、広く地域に影響を及ぼすような大きな工事は行わないで下さい。</p>	<p>能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについての見解を明らかにすることにより評価を行っています。その上で、国または地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討を行い、基準との整合性について確認を行っております。</p> <p>基準等を満たすことだけでなく、このような方法で評価を行っていることをご理解いただければと思います。</p>
<p>・環境影響評価の結果に対する貴社の措置について</p> <p>予測結果に対して、貴社が環境保全措置として何箇所にも使用している表現「●●に努める」というのは、企業姿勢として、住民の理解を得るには不十分です。例えば、「工事関係車両は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める」とありますが、これは「使用する」と明記して下さい。「●●に努める」では、実際には不適合車が多く走っていても、「努力はしています」という一言で片付けられてしまう可能性があります。しかし、「使用する」と明記してもらえれば、不適合車は1台も走らないということになり、住民の安心感は増します。</p> <p>そのような措置をとれないのであれば、この事業は行わないで下さい。</p>	<p>環境保全目標における「努める」という表現は、より良い技術の適用を事業者の努力によって進めるという意味で使用しております。排出ガス規制の不適合車を使用する余地を残したものではありません。排出ガス規制の適合車の中でも、最新の規制が環境への影響をより低減させていることを踏まえ、そのような車両を積極的に使用するよう努力することを示したものです。</p> <p>今後も、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・環境影響評価の予測結果（水の濁り）について</p> <p>予測に使われている条件が「平均雨量強度」となっていますが、近年の気象状況から考えれば、「平均」ではなく「最大」で予測すべきだと思います。</p> <p>最大で予測しても、それを上回る雨量が観測される可能性は想定されます。いざ災害が起きた時に、「想定外」という言葉で逃げることはないよう、大きめの数値で予測を立てるべきです。「最大」数値で予測をした場合の結果が、地域住民を納得させることができない恐れがあるため避けているのであれば、現実から都合良く目を背けている状態です。</p> <p>もし、そのような考え方なのであれば、地域環境に大きな影響を与えるような事業は行わないで下さい。</p>	<p>水の濁りの予測においては、人間活動がみられる日常的な降雨の条件としての平均雨量強度を用いたほか、一方で近年の雨量の増加傾向を鑑み、寄居地域気象観測所の過去最大の1時間降水量の平均降雨強度を用いた計算も行い評価しております。</p>
<p>・環境影響評価の予測結果（動植物、生態系）について</p> <p>調査の結果、様々な種で希少なものが見つかったことが分かります。その結果を見ても、この地域の自然を大きく破壊する行為は許されないものです。代替人工巣や移植案を出されていますが、それらはどれもその行為後に希少種が生息し続けられるかが保証されていません。野生生物は人の手が加わったものには敏感に反応します。植物は微妙な植生の違いで枯れてしまいます。</p> <p>また、「影響は小さい」という表現がありましたが、それは事業を進めたい貴社の勝手な言い分に過ぎません。希少な動植物が確認された土地であれば、それを守るための行動が必要です。最善の解決策は、その環境を</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、ご意見にありました人工代替巣の設置や植物の移植等の環境保全措置はその効果に不確実性が残ることから、工事中のモニタリング調査や事後調査を実施し、継続的に生息・生育状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇</p>

意見概要	事業者見解
<p>破壊しないことです。</p> <p>人類は、地球の支配者ではなく、単なる一員です。人類も含めた地球上に生息する動植物は、それぞれが影響し合い生存しています。絶滅が危惧される動植物にも役割があり、絶滅してしまうと回り回って人間にも影響がある可能性も大きいのです。そして、人類がそれに気づいた時には、絶滅してしまった種は取り戻せません。そうした未来に対する想像力を働かせて、今やるべき最善策は何なのか、改めて考えてみて下さい。自然を破壊しての太陽光発電事業は、将来的に人間の首を絞める結果をもたらす恐れもあります。</p> <p>この大規模自然破壊を伴う事業の見直しをお願いします。</p>	<p>所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 231

意見概要	事業者見解
<p>・小川町は自然環境が豊かであり、日本を代表する有機農業が盛んな町です。近隣に住む私は小川町が大好きで、心のふるさととも言える小川町に深い関心を持っています。</p> <p>86 ヘクタール、町の 1.2%に当たる広大な里山、50メートルを超える深い谷にメガソーラーですか。そんな計画が進んでいることに深い悲しみと憤りを感じています。</p> <p>1. 土砂災害の危険性</p> <p>周辺地域はもともと「土砂流出危険区域」指定地、斜面が岩盤。そんなところに盛土、30度の傾斜の階段状にすれば、土砂災害の危険性が高すぎます。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>
<p>2. 危険土砂搬入の恐れ</p> <p>大量の土砂を搬入とのことですが、放射線量の検査はしてないとのこと。小川町議会においても土砂の搬入に関しては全会一致で反対の意思表示をしています。土砂を搬入する計画は止めるべきです。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<p>3. 生物多様性の価値を損なう事がないように</p> <p>5月下旬に地球温暖化対策推進法が改正されました。再生可能エネルギーの導入により地域の自然環境及び生物多様性の価値を損なう事がないよう充分留意することと附帯決議に書かれています。計画地はサンバ、ミゾゴイ、オオタカ、ホトケドジョウなど希少な動植物が棲息している里山です。2050年カーボンニュートラルを目指している我が国であり、再生可能エネルギーにシフトしていくことは国の政策でもありますし、私も必要なことだと考えます。ただ二酸化炭素を吸収する森を大規模に壊すことは許されないことと考えます。</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サンバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>地域の自然環境と生物多様性を大切するために、事業は中止すべきです。</p>	<p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>4. 住民説明会がなされていないことは事業者としての責任放棄及び誠意の欠如</p> <p>事業について、きちんと住民等に説明されるべきです。説明会開催案内を目にした地域住民がいないような周知しかなかったことは、事業者として問題です。まずはきちんと誠意を持って住民等に説明すべきです。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>

意見書 232

意見概要	事業者見解
<p>・はじめに</p> <p>本件事業は約25年前に、住民による強い反対を押して小川町の山林に造成が開始されたゴルフ場プリムローズカントリークラブが代表者の逮捕などを受けて未完のまま放置された跡地約86haを利用して計画されている。プリムローズカントリークラブ跡地からは、豪雨の際に土砂が流出して住民の畑地に被害を与えるなど問題を起こしたが、その後本件事業者小川エナジー合同会社の前身エトリオン・エネルギー3合同会社によって同跡地に残土を搬入する計画が提示され、住民による強い反対を受けて頓挫したあと、改めて本件メガソーラー事業が計画されている。</p> <p>プリムローズカントリークラブによる造成工事は山林の生態系に重大な痛手を与えたが、それにもかかわらず伐採された林地にはススキや低灌木が育つなど自然の回復の兆しも見られる。また、計画地周辺にはサンパなどの絶滅危惧種も生息している。本件事業は辛うじて残されている貴重な自然環境を破壊して299,400平方メートルの樹林地を伐採し、96,100枚のソーラーパネルを設置しようというものである。造成のための切土量、盛土量は、それぞれ365,000立方メートル、720,000立方メートルに上り、その上、外部から355,000立方メートルの土を持ち込むために延べ36か月にわたり一日最大100～150台の10tトラックが使われることになる。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>今回の計画では、森林伐採を極力低減するため残置森林を49.7%確保(法令では25%)としており、改変部分を少なくしていることから、切土量を増やすことが制限され、ある程度の客土搬入を行わざる負えないものと判断しました。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p> <p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は</p>

意見概要	事業者見解
<p>外部から持ち込まれる大量の土(残土)には有害物質が混入していることが多く見られ、搬入された残土を撤去して原状復帰させることは事実上不可能である。小川町に限らず、この地域の丘陵では地権者を脅すなどして残土の持ち込みが強行される事例が見られる。小川町議会では、令和2年第4回定例会において、「さいたま小川町メガソーラー事業」での土砂(客土)搬入に強く反対する件についての請願書が全会一致で採択されている。本件事業者は、外部からの土砂搬入量は、当初のものより低減されているなどと主張しているが、大量の土砂搬入計画に変更はない。これは客土搬入に強く反対する町民の総意を無視するものである。</p> <p>足ることを知らないエネルギーの大量消費に伴う温室効果ガス排出による気候変動は、いまや地球規模の生態系破壊をもたらしている。太陽光発電事業が、化石燃料によらないエネルギーを得ようとするものであることは理解できるが、そのために周辺住民の強い反対を無視し、残された自然環境、生物多様性の破壊を進行させることは本末転倒であり、許容できない。本件事業に強く反対する立場から以下、数点にわたり意見を述べる。</p> <p>・意見</p> <p>1) 残土搬入について：本件事業は、小川町町民の総意に反して大量の残土を搬入するものであることは、「はじめに」で述べた。入念な調査により大量の残土に含まれる有害物質を除去することは、そのために要する時間、コストが多大なものになることから不可能に近い。残土をいまだに生物多 m   生がみられる場所に持ち込み、さらに周辺住民の生活を脅かすことは許されない。本準備書(3-1-7 一般環境中の放射性物質の測定)にも記載されているように、平成23年には小川町高等学校用地などで放射性物質が検出されている。首都圏周辺には放射性物質が検出されるホットスポットが存在する。ところが、事業者は、土の搬入は、UCR(株)会社建設資源広域利用センター)に依頼し、同センターが首都圏近隣都県から上質などの受け入れ条件が明確であるものに限って行うと主張している。「上質などの受け入れ条件が明確である」とことと、搬入土に有害物質が混入しないことは異なる。また、「UCRに任せる」ということは、あらかじめ事業者の責任を免れようとする意思表示としか考えられない。また、準備書には、残土持ち込み量を低減させるために、切土量を増加させたなどと書かれ、それが住民に対する配慮であるかのように表現されている。いまだに自然環境が残る林地での切土工事が環境破壊をもたらすことは避けられない。また、山地での切土により、生態系の損傷、地下水系へのダメージがもたらされることも避けられない。準備書にある「地下水への重大なダメージは避けられる」などという、抽象的な逃げ口上は許されない。</p>	<p>不可避です。事業者としましては、環境への配慮策を十分講じた上で、その大切な電気を供給する事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p>
<p>2) 調整池について：本計画では、調整池はプリムローズカントリークラブによりほぼ25年前に設置されたものをそのまま使うことになっている。ゴルフ場に設置される調整池の容量は、造成により保水力が低減されることを考慮し、また、造成地の上流域における雨水浸透能力、面積などについて調査して求められる。ところが、準備書の(3)調整池の容量確保(2-34(35)頁)にある容量計算式には、造成地上流域についての具体的な計算が</p>	<p>埼玉県河川砂防課作成の「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」によれば、小川町では700 m<sup>3</sup>/haと規定されています。</p> <p>プリムローズカントリークラブ事業では、調整池設置箇所すべてで3か所ずつの機械ボーリングを実施し、基盤岩の存在を確認し、その基盤に岩着させて基礎を作っています。</p>

意見概要	事業者見解
<p>含まれていない。これは、ゴルフ場造成の際に用いられた計算式よりも簡便なものと思われるが、それにより求められている必要容量は、プリムローズカントリークラブの調整池容量を大きく下回る結果が表 2-2-14 に示され、従って本計画にある調整池容量は十分であるとされている。しかしながら、同表に示されていることは、簡便な計算式による本計画についての調整池容量は、問題の多いプリムローズカントリークラブによる容量と比較しても不適正なものであることに他ならない。また調整池の擁壁は地震などの際にも水圧などに耐えられるように十分な強度を持たなければならないが、そのためには、擁壁設置場所の地盤強度などについて調査することが必要である。25年前のプリムローズカントリークラブによる調査が適正であったか否かは不明であり、今回の計画に先立ち改めて地盤強度の調査が必要であるが、それはなされていない。また、設置から約25年経過している擁壁は、当然ながら劣化しているが、それに関しての調査、必要に応じての修復あるいは再設置などについての記載は一切見られない。森林法第10条の2（開発行為の許可）には、林地開発行為により、周辺地域に土砂の流出、水害などが起こることを排する定めがあるが、本計画はその定め反するおそれが強いと言わざるを得ない。</p>	
<p>3) パネル等の安定性、危険性について：小川町ハザードマップによれば、計画地は大地震の際に震度6弱の揺れに見舞われるとされる。これは、立っていることが困難になるほどの揺れであり、パネル等が倒壊・破壊するおそれがあるが、そのリスクについて評価するためには造成地の地盤強度などについて調査することが必要である。パネル等を設置する場所の多くが、外部から持ち込まれる土砂などを利用する盛土箇所に当たり、災害時には盛土の崩壊、竜種などによる周辺での被害もおそれがある。ところが、準備書では盛土の安定性評価については盛土工事が完成した時点で行うなどとしている。盛土の底部にある上質の安定性評価についても評価が必要であり、そのためにはボーリング調査を含める作業がされねばならない。しかし、準備書に示されているボーリング調査は、ゴルフ場の盛上が崩壊した地点での3か所のみであり、全く不十分である。盛土工完成時に改めて調査するなどとしているが、調査の結果強度が不足するなどの不都合が明らかになった際に、盛土工をやり直すとは書かれていない。</p> <p>パネルにはいくつかの種類があり、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に関するガイドライン（第2版）」（環境省）によれば、パネルには鉛などの有害物質が含まれ、CdTe系のパネルには有害なカドミウムが含まれるとされる。準備書には本件事業で設置されるパネルのタイプについての記載はない。災害時にパネルが破壊されて有害物質が周辺に被害をもたらすおそれがある。また、破壊されたパネルはガラス破片のような危険物を含む。浸水時にパネルに近づけば感電のおそれもあるが、準備書にはこれらのことについての記載は見られない。</p>	<p>パネル設置については JIS 規格に応じた計算を行っております。</p> <p>ボーリングした箇所は、実際に盛土が崩落した個所で実施しました。その他の箇所は変形等の現象がみられないので調査はしていません。</p>
<p>4) 生物多様性に与えられる被害について：「はじめに」で述べたように、本件造成地と周辺にはサンバなど多くの絶滅危惧種がみられる。野生動植物種は相互に支え合う命の網目を形成して生きている。生息・生育地は広がり</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置に</p>

意見概要	事業者見解
<p>を持ち、それが健全に保たれることが生物多様性保全の為に必要不可欠である。とりわけ、絶滅危惧種については生息・生育地の保全、回復がなされなければ絶滅に至り、種の回復はほぼ不可能になる。野生動植物種のなかで絶滅に至るものが発生すれば、その種に連なる命の網目はほころび、生物多様性は失われる。生物多様性基本法第6条（事業者の責務）は、事業者が生物多様性の保全に努めるべきことを定めているが、本件造成行為は、いまだに健やかな生物多様性が残る山林の生息・生育地を損ねるものであり、同基本法の趣旨に著しく反する。 以上</p>	<p>より、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サンバヤハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 233

意見概要	事業者見解
<p>・自然エネルギーは必要だと思いますが、自然を大きく破壊したり、土砂くずれなど危険につながる方法を取るとはやめて下さい。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>

### 意見書 234

意見概要	事業者見解
<p>・大規模な計画は当然危険をとまいません。どのような危険がありどのように対応するのかがポイントですが、情報開示の徹底がないがしろにされているようです。残土の地域外からの持ち込みなど抜け道のない内容を求めます。</p>	<p>事業者としまして、計画内容を公開することにより地域の皆様から頂いた意見への対応を模索する等、情報を地域の方々にお伝えする努力をしております所存ですが、ご指摘の意見を踏まえ、よりご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 235

意見概要	事業者見解
<p>1. 以下の記載内容（ゴシック部分）に対する意見です（明朝部分）。</p> <p>第2章対象事業の目的及び内容</p> <p>「2-1 対象事業の目的</p> <p>本事業は、地域への環境への配慮を最大限行いながら、再生可能なエネルギーの供給を通して、持続可能な開発の一助となることを目標とするものである。」</p>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。十分な環境配慮のもと、その大切な電気を供給する事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>開発を行う場合に地域の環境に配慮という文言が頻繁に使用されますが、現実自然には人智では計り知れない事が多々あります。また、提出される環境影響準備書などの書類には開発に対して都合の良いデータだけ記載される傾向がありがちです。その結果、開発で環境破壊が進んだとしても想定外だったという言い訳に終始、何ら対策も出来ずに終わってしまいます。</p> <p>世界的に見ても環境は破壊してからでは簡単に元には戻せず、その結果生物多様生も守られず、絶滅危惧種の動物も増え、当然自然破壊がさらに進む結果になります。現在でも、森林公園駅には以前に見られなかった多くのムクドリが集まり、騒音、糞害など住民生活に対する弊害も発生しています。この自然破壊、誰が想像していたのでしょうか？あるいは分かっていたのに無視していたのでしょうか？もし、これも想定外とするなら、今回の開発でも同じように想定外な事象が発生、環境問題となることが容易に想像できます。本当に地元住民の生活を考えるならば、今回の開発は見直しする必要があります。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 236

意見概要	事業者見解
<p>①大型哺乳類侵入のおそれ</p> <p>近年里山環境においてイノシシ・シカの侵入による獣害が多発していることが知られているが、開発予定地の林地を伐採することにより大型哺乳類の侵入を誘発することが考えられる。近隣の農地にイノシシ・シカの侵入ルートができ、農作物への食害が考えられる。人家も近い場合イノシシとの接触トラブルによる人的被害の危険も増大する危険性がある。林地伐採の影響としてそれらの件には触れられていないことに疑問があり、勿論対策も挙げられていない。対策を示していただきたい。</p>	<p>動物の生息環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合は約 15%まで減少します。また、残存させる箇所は農耕地や住宅地に近い場所とし、改変区域と距離をとることで、獣害の発生等に配慮した計画と致しました。なお、本事業に伴う有害獣による獣害が起きた場合には、適切な対策を検討することとし、その防止に真摯に努めてまいります。</p>
<p>②伐採・造成・整備工事によるアライグマの侵入増加の可能性</p> <p>イノシシ・シカによる獣害のおそれだけでなく、近年はアライグマの個体数増加による獣害も発生している。すでに開発地周辺に侵入していると考えられるが、伐採による様々な被害の増大が考えられる。</p> <p>アライグマは道路や水路を移動経路にするため、伐採、造成・整備工事等で侵入・拡散が容易になり、農耕地や住宅地への頻繁な侵入が危惧される。より強固なアライグマ防除策が必要と考えるがそれを具体的に示していただきたい。</p>	<p>アライグマ単体への具体的な防除策は現時点で想定しておりませんが、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合は約 15%まで減少すること、また、残存させる箇所は農耕地や住宅地に近い場所とし、改変区域と距離をとることで、出来る限り現況の本種の生息環境の変化を抑える計画と致しました。なお、本事業に伴うアライグマによる獣害等が起きた場合には、適切な対策を検討することとし、その防止に真摯に努めてまいります。</p>
<p>③トウキョウサンショウウオ保全対策について</p> <p>国・県 RDB にて希少種に指定され、配慮すべき種として挙げられているトウキョウサンショウウオの具体的な保全対策を示していただきたい。</p> <p>トウキョウサンショウウオは水辺だけでなく、上陸後の生息環境も重要である。土壌動物が豊富な湿った林床が必須であり、配慮には水枯れ対策だけでなく、林床の保全が必要であり、伐採による乾燥化は影響が大きい。また、成長が遅く隠蔽性が高いため、高い精度で複数年のモニタリングを実施しなければ保全対策の評価</p>	<p>トウキョウサンショウウオの生息環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、本種の上陸後の生息環境を出来る限り残す計画としています。また、「側溝等を整備する場合、落下した動物が登坂・脱出可能な構造を一部で採用する」措置を講じ、本種の行動範囲の分断の影響にも配慮する計画としてお</p>

意見概要	事業者見解
<p>は難しい。併せてモニタリング計画も示していただきたい。</p>	<p>ります。本種の幼生及び卵囊については、その確認位置の多くが改変されず、造成等の施工に伴う濁水の流入もありません。さらに、濁水の流入が考えられる流域を利用した場合については、「排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になります。以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。このため、現時点では本種を対象としたモニタリング調査は予定しておらず、環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めていく計画としております。</p>

意見書 237

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備書第8章環境影響評価の結果</li> <li>・ 8-1-3その他の環境</li> <li>・ (7) 地盤(土地の安定性)に関して <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の安定性について、科学的な根拠が示されていないため、次の通り現地の調査、土地造成手法等を明確に記載し、かつ環境への影響を評価する必要がある。</li> <li>計画では6箇所土盛りを予定しているが、土地の安定性に関して準備書では「表層土壌や、地質の状況を把握した上で斜面の安定解析を行った」としているが、土盛り予定地1地域で、3箇所のボーリングを行ったのみで、それぞれの土盛り箇所における表層土壌の調査や、表流水の調査、かつ土質定数についての調査を行った後、土質定数等を決定して安定計算を行い、環境への影響を判断すべき。これらの数値はその場所の自然条件に大きく左右されるため、代表的な数値で安定計算すべきものではない。</li> <li>また、盛土箇所における表土処理、盛土方法、表流水の有無及び排除方法、場外水排除方法、場内水排除方法、法面保護手法を記載すべき。</li> <li>これらが不備な場合は盛土が安定性を欠いて流出し、下流側に甚大な被害と環境破壊を惹起する可能性がある。これを未然に防止するためには現地調査を十分に行い、科学的知見に基づき安定的に造成工事を行う必要がある。</li> <li>準備書の断面図はスケールが読めず、断面も記載されていない箇所が1箇所ある等およそ地盤の安定性に関して十分な調査と環境への影響が考慮されているとは考えられない。</li> <li>このような安定性を欠いた造成地にパネルを設置しても、発電設備が基礎から不安定化し、安定した発電ができるとは到底考えられない。</li> </ul> </li> </ul>	<p>土地の安定性については、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。</p> <p>現地調査地点は、台風通過後に崩落が発見された地点です。これは、対象事業実施区域内における最も脆弱な地点を調査することを目的として選定したものです。ここでの調査の結果を設計に反映することで、より安全な施設を建設することができるものと考えております。</p> <p>設計にあたっては、通常安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>

意見書 238

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第十八条の規定により、「さいたま小川町メガソーラー事業」に係る環境影響評価準備書に関し、意見書を提出いたします。</li> </ul>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、</p>

意見概要	事業者見解
<p>本稿は主に、①水害・土砂災害、②客土による土壌汚染、③生態系維持と希少生物保護、の観点から当該事業に対し異議申し立てを述べるものです。</p> <p>①水害・土砂災害への補償について</p> <p>地球規模の気候変動により、数十年に一度レベルであった自然災害が毎年のように全国で起きています。小川町においても2019年10月の台風19号により河川が氾濫し、近隣住居に床下浸水などの被害が生じました。当該事業における調整池もまたこれらの河川に流入するものであり、切り土・盛り土による土壌の流出や表層崩壊などが水害の拡大をもたらすことは避けられないと考えます。今後も想定を超えた降雨や台風などが起こることはもはや必至であり、「想定外」や「未曾有」の事象であったとして事業者としての責任を逃れることはできません。したがって、事業予定地周辺およびその下流域にて水害や土砂災害が生じた場合の、個々の損害賠償の計画を具体的に示してください。</p>	<p>通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>また、調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>
<p>・②客土による土壌汚染について</p> <p>当該事業において客土を利用する計画がなされていますが、放射能汚染土やその他有害物質で汚染された土壌が持ち込まれることによる悪影響が強く懸念されます。なぜ事業予定地内部での切り土・盛り土に限定したしないのか理由を示してください。</p> <p>小川町は東京近郊でありながら自然豊かな里山が残る有数の地域であり、その美しい水質を生かした有機農業や酒醸業の展開および伝統的な和紙産業などが国内外から注目され、文化的にも経済的にも今後も多彩な発展が期待されています。持ち込まれた客土により土壌が汚染された場合、住民への直接的な健康被害はもとより、これらの産業が大きな打撃を受け、将来にわたり地域の財産が失われることとなります。客土全件への第三者による放射能検査ならびに有害物質検査の義務付けと情報開示を徹底し、汚染のある土壌は持ち込まないでください。万一土壌が汚染された場合に、小川町のそれぞれの産業が被る損失額を算出した上で、それらに対する損害賠償の計画を具体的に示してください。</p> <p>加えて、当該事業者が残土処理業務を担っていることから、メガソーラー事業の終了後は、更に大規模に残土・汚染土が持ち込まれることが推測されます。そうなれば事業予定地周辺のみならず、河川を介して汚染は恒久的に町全体に至る可能性があります。事業終了後の調整池の管理や解体など継続的に経費が発生するものについても、どのように責任をもって行うのか具体的に示してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>今回の計画では、森林伐採を極力低減するため残置森林を49.7%確保(法令では25%)としており、改変部分を少なくしていることから、切土量を増やすことが制限され、ある程度の客土搬入を行わざる負えないものと判断しました。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<p>③生態系維持と希少生物保護について</p> <p>仮に客土に放射性物質やその他有害物質が検出されなかったとしても、土壌中にはその土地土地の様々な微生物や昆虫、細菌類が生息しているため、他地域から異なる土壌が混入することによって、この土地特有の土壌環境が変質してしまうことが考えられます。切り土・盛り土によって動植物の生息地が大規模に破壊されることは言うまでもありません。</p> <p>その結果、森林の生態系が変質し、希少植物や希少動物が絶滅に追いやられることが危惧されます。小川町には鳥類だけでなく哺乳類、昆虫、水生生物、植物など多種多様な独自の生態系が存在していますので、現地</p>	<p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>工事の実施に伴う騒音等による影響につきましては、「工事用資材等の運搬車両による搬出入が一時的</p>

意見概要	事業者見解
<p>で活動するそれぞれの専門家からの意見を聴取し、他地域の土壌の混入により生態系へどのような影響が生じるかのデータを示してください。</p> <p>また、工事車両や客土搬入のダンプの往来による騒音や排気ガスでも、周辺地域の動植物の生態に悪影響がもたらされることが予測されます。予定される工事関係車両の通行量から騒音および排気ガスの増加量を算出し、同様に上記各専門家の見解と合わせた環境評価を示してください。</p> <p>以上の3点から、「さいたま小川町メガソーラー事業」計画には、問題が山積するものと考えます。</p> <p>小川町において有機農業を牽引してきた金子美登氏は、日本の里山に度々押し寄せる乱開発計画を憂慮し、「今だけカネだけ自分だけ」の都合で進められる事業のあり方に異を唱えてきました。当該事業のような持続可能でない開発は、今後永きにわたり小川町に負の遺産をもたらすとともに、自然エネルギーの誤った運用を助長するものとして断固反対いたします。</p>	<p>に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める」、「建設機械については、低騒音型の機械の使用に努める」、「計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り影響の低減を図る計画としております。</p> <p>意見聴取につきましては、埼玉県での活動実績のあるNPO法人から助言を頂きました。また、対象につきましては、住民の方々のご意見や経済産業省の環境顧問審査会でご指摘の多かった鳥類を対象として実施致しました。その他の分類群における情報収集については現時点では追加で対応することは想定しておりませんが、今後実施する必要性が考えられた際には、ご提供いただいた内容も参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 239

意見概要	事業者見解
<p>・私は小川町の隣の東秩父村に数年前移住してきました。それまで小川町のことはあまり知りませんでしたが、小川町の里山の風景、有機野菜が大好きで近くに住むことができて本当に嬉しく思っています。</p> <p>東京に住んでいる頃は持病の腸の病気がなかなか良くなりませんでしたが、移住して小川町の有機野菜や無農薬米をいただくようになり、十数年患っていた持病が今ではほぼ完治し、子供も授かることができました。</p> <p>現在は私だけでなく、食物アレルギーやアトピーのある息子に、小川町の安心安全な有機野菜やお米を食べさせることができている。</p> <p>また、美しい里山の風景を眺めながら、伸び伸びと子供たちを遊ばせることのできる環境はとても貴重で有り難いです。</p> <p>誰のものでもない自然。</p> <p>未来の子供達のためにもこの環境を守り、残していきたいと強く思っています。</p> <p>本事業計画地域に残土を持ち込まないで下さい。</p> <p>メガソーラーを建設しないで下さい。</p> <p>事業の全面中止を求めます。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させるよう、対象事業実施区域内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 240

意見概要	事業者見解
<p>・私は小川町に在住していますが説明会の案内をポスティングされていません。人伝に聞いて驚きました！</p> <p>メガソーラーを建設するにあたり、工事期間の道路での危険性、景観がそこなわれる点、土砂災害の危険性、外部から残土を持ち込んでいる点、何一つとして納得出来ません！</p> <p>事業の全面中止を求めます！！</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>工事中の関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p> <p>また、現在の景観・自然環境に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどできる限りの保全措置を講じます。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>造成に関する計画に関しましても、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させるよう、対象事業実施区域内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p>

## 意見書 241

意見概要	事業者見解
<p>・小川町民に対して住民説明会が開かれていない。このことは太陽光発電の事業申請をする場合の義務、「事業計画策定ガイドライン」に沿って事業補計画する姿勢が無いことが伺える。</p> <p>住民とのコミュニケーションが取れない企業が「土砂流出危険区域」指定地に大規模な開発を認められることが無理だと見込んだ上ですんなり事業計画を進めようとしているとしか捉えられない。住民が納得できる計画が示されない限りは進めないで欲しい。</p>	<p>太陽光発電事業の内容、環境影響評価準備書については、4月20日(火)(2部制)の小川町、4月24日(土)のときがわ町、寄居町、東秩父村での住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所(埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館)、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p> <p>今後も、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 242

意見概要	事業者見解
<p>・事業計画の初期段階から住民説明会が開催されていない。残土持込のことが放射線量の検査はしていない。土砂搬入に1日大型ダンプ150台、3年間で10万台が</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場</p>

意見概要	事業者見解
<p>往復するとのこと。渋滞、道路の傷みなど住民の日常への影響、町民の税金への負担が配慮されていない。事業計画を根本から精査してほしい。</p>	<p>所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p> <p>工所用資材等の運搬車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努め、交通渋滞等地域の方々の方に生活に配慮します。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

#### 意見書 243

意見概要	事業者見解
<p>・太陽光発電の事業申請をする場合の遵守事項に「事業計画策定ガイドライン」したがうことが義務付けられて、事業計画作成の初期段階から地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあるが、御社は小川町民に住民説明会を開いていない。杜撰な事業計画は認めることができない。</p> <p>ここ数年は予測を上回る自然災害が発生している。この場所はもともと「土砂流出危険区域」指定地であり、岩盤の斜面に盛土は土砂災害が起きて当然な場である。</p> <p>準備書によると、豪雨による斜面崩落防止は「盛土法面内の雨水の貯留を防ぐため、盛土部分には最下部に暗渠工を施工するとともに、表面排水を確実に行うことで排水施設を整備することとした」とある。準備書に書かれた備え以上の自然災害が生じ、周辺地域に被害をもたらした場合、御社としてはこのような災害が生じた場合に備えた保険の加入について、保険会社名と保険金額を明らかにしてほしい。</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

#### 意見書 244

意見概要	事業者見解
<p>①住民説明会について 太陽光発電事業に関しての説明会は一度もなされていません。 事業申請においては事業計画策定ガイドライン「太陽光発電事業計画作成の初期段階から地域住民と適切</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館</p>

意見概要	事業者見解
<p>なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあり、初期段階がいつなのかも不明であり、突然環境影響評価準備書の説明会の知らせを知人から知りました。その準備書において始めてメガソーラーの事業をしりました。地域住民に配慮した事業計画を初期段階に戻りやり直して下さい。</p>	<p>館)、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p>
<p>・②調整池について</p> <p>1) 25 年以上も前に設置された調整池は家の庭先に作られたものもあり、100 年も以前から居住されているお宅は貯水池から流れる小川に毎年蜚が舞うことを地域の方々と楽しまれています。その調整池も年々劣化が進みすでに水漏れの箇所がみうけられます。この堰の補強をするとともに、太陽電池を設置することによる、豪雨に対する検討を十分にされ、詳細を情報公開して下さい。</p> <p>台風 19 号の豪雨では、小川町では避難勧告が出されました。土砂災害で太陽電池が破壊されないよう、小規模事業への切り替えをして下さい。</p> <p>2) 調整池への重機車両のアクセス道が見当たりません。</p> <p>3) 定期に行う浚渫はどのように行われますか。</p>	<p>雨水を貯留する調整池につきましては、目視により正常に機能していることを確認済みです。工事着手の時に調整池の点検をし、補修等が必要であれば対処します。</p> <p>浚渫は、浚渫のための重機のアクセス道路は使わず、サンドポンプのホースを伸ばして堆砂を吸引し、トン袋に収納し、天日で乾燥して場内に戻します。</p>
<p>③交通量について</p> <p>調査された場所が飯田地区でなく、町中なのは何故でしょうか、旧 254 号は昔の車道幅で大型ダンプがやっとすれ違う幅です。1 日 300 台のダンプが行き交う、当然子供達にも影響があり、日常的にも渋滞があり、道路も何度も補修されなくてはなりません。それも税金です。利益を得る事業者が補修するべきだと思います。</p>	<p>渋滞や交通の支障を避けることを目的の一つとして造成計画の見直しを行い、盛土量・切土量のバランスをとる計画に変更した結果、工事関係車両は、建設工事時において、往復で 314 台/日 (大型車 244 台/日、小型車 70 台/日) に低減し、環境に及ぼす影響を低減しました。</p> <p>資材運搬等の車両の発生する期間と、関連設備の工事期間は、その時期・期間なども異なるため仮設道路による資材運搬等は計画しておりませんが、ご意見を参考にしつつ、上記の予測・評価結果、工事計画の詳細決定などに基づき、環境への影響を回避・低減するための十分な検討を行ってまいります。</p>
<p>④放射能について</p> <p>盛り土の搬入については汚染土が搬入される危険性があります。その土によって、小川町ブランドの有機農業は立ち行かなくなります。決して外部からの残土搬入がないようにして下さい。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>今回の計画では、森林伐採を極力低減するため残置森林を 49.7%確保(法令では 25%)としており、改変部分を少なくしていることから、切土量を増やすことが制限され、ある程度の客土搬入を行わざる負えないものと判断しました。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

意見概要	事業者見解
<p>⑤自然環境について</p> <p>準備書には1年間の調査だけでもハチクマ、サシバ、ミゾコイの営巣が確認されています。サンコウチョウ、そしてホトケドジョウの生息も確認され、絶滅したと思われていたムササビも確認されています。</p> <p>小川町だけではなく日本の宝と言われる専門家もいます。いつまでもこの地の自然を残して下さい。</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとした動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 245

意見概要	事業者見解
<p>・環境を汚染しないソーラー発電の建設には賛成ですが、脱炭素社会を目指すための取り組みとしてのソーラーシステムなのに人工物ではなく自然のそれも山を削って、酸素を地球に供給している木々を切り倒してしまう開発を行おうとしています。</p> <p>それでは本末転倒です、ソーラーシステムは数か月で作れますが森を作るには100年掛かります、建設場所・建設方法の再検討をお願いいたします。</p>	<p>土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図る、搬入土量を極力低減させるよう、対象事業実施区域内での切土・盛土量のバランスを変えるよう計画の見直しを図るなど、環境に与える影響を低減するため、努めてまいりました。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 246

意見概要	事業者見解
<p>1.) 災害について</p> <p>山を削るといのはどういう事なのかわかっていいますか？木はその根っこ張って山を守っています。生き物たちを育てています。水を蓄え私たちに多大な恩恵を与えてくれています。</p> <p>その木を切り、山を削り禿げ頭にすれば起きてくるは先ず調和が乱され、水はそのまま麓に流れ出し、生態系は狂って来ます。土砂災害、地温の上昇、作物の影響など計り知れません。</p> <p>自然は出来る限り自然のままであって欲しいのです。人の手が必要以上に入れば、調和が乱れ、バランスが崩れます。バランスが崩れれば災害が起きやすくなります。</p> <p>人の身体も同じです、不必要な事をすれば(過剰な栄</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

意見概要	事業者見解
<p>養・投棄・切除など）病気になります。          昨年の台風 19 号のような大きな自然災害が来た時、どのように対処するのでしょうか？地域住民への保証は考えていますか？誠意ある対応を求めます。</p>	
<p>・ 2.) 残土について          何故外部から残土を持ち込むのですか？          必要ないと思います、エネルギーの無駄だと思いません。ダンプカーで持ち込むこと自体余計な出費ではないですか？汚染された土を持ち込むつもりですか？          小川町は有機農業の町ですよ!!小川町にとって土が汚れば死活問題です！</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。          お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させるよう、対象事業実施区域内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p>
<p>・ 3.) 景観について、環境について          あちこちで目に触れるメガソーラー、太陽光発電は資源としては大切なのはわかります。しかし山を削り取り、気を切り倒してまで建てなければならないものなのですか？          木々は CO<sup>2</sup>削減に役立つ物であるのに、木を切り倒しては本末転倒です。その景観を想像すると背筋がゾッとするものです。小川町の四つ山の所のメガソーラーは本当にえげつないです、不気味過ぎて寒気がします。山が可哀想です、生き物たちも。美しさを損なった山は冷え冷えとします。          山を削ってソーラーを建てるのは止めて、耕作放棄地などを活用してください。          小川町を冷たい無機質な山のある町にしないでください。知恵を絞ってお互いが気持ちよくエネルギーについて考えられるように取り組んで下さい。          どうか小川町、日本のエネルギーの在り方、もっともっと深く見つめて考えてくださいますようよろしくお願いいたします。          以上</p>	<p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 247

意見概要	事業者見解
<p>・ 環境影響評価準備書の第 3 章調査項目の 3.3-2 環境影響評価準備書で「選定しなかった環境影響評価項目及びその理由」についてですが、この項目には本当に環境に影響していないかを数字で示す重要な項目が多く含まれています。          水質・土壌汚染・動物・植物・生態系・安全などは住民が一番心配している項目であり、その心配を数値で示して問題ないと証明できる項目であるにもかかわらず、なぜ評価項目としないのでしょうか？          UCR とは事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されているから評価項目になっていないのでしょうか？          そこで質問なのですが、もし仮に条件に合ったものが斡旋されたとしても、それが環境に影響しないと断言できる根拠を教えてください。          それとも、水質・土壌汚染・動物・植物・生態系・安全を評価項目としてしまうと、何か問題があるのでしょうか？          問題があるのであればその理由を、ないのであれば</p>	<p>環境影響評価の項目は、「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）第 21 条第 1 項第 5 号に定める「太陽光発電所 別表第 5」備考第 2 号に掲げる一般的な事業の内容と本事業の内容との相違を整理して把握した上で、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、発電所アセス省令第 21 条の規定に基づき、選定しました。          水質、動物、植物、生態系などは、項目として選定されており、予測・評価を行っております。土壌汚染については、前述の法令による項目として挙げられておりませんが、地域の方々の関心の対象ですので、現地調査および環境監視計画において事業着手後の調査を行うこととしております。          事業終了時の適正な廃棄を担保する仕組みとして</p>

意見概要	事業者見解
<p>環境影響評価項目にすることを要求します。</p> <p>それから、万が一御社が倒産した場合、メガソーラーはどのようになるのでしょうか？誰が責任をもってその後、管理や撤去をしてくれるのでしょうか？</p>	<p>は、基金の積み立てを計画しております。</p>

意見書 248

意見概要	事業者見解
<p>1 小川町の景観を壊さないでください！</p> <p>私は社会人になるまで小川町に住んでいました。現在は所沢市に住んでいますが、リタイア後は小川町に戻る計画があるため、今回の事業は他人事ではなく自分事と考え、意見書の提出に至りました。</p> <p>小川町は心を癒す里山の風景を湛え、和紙を始めとする伝統文化や有機農業、観光資源等により多くの人々を魅了しています。小川町に移住する人も増え、ポテンシャルを秘めた武蔵の小京都だと感じています。</p> <p>町外からのハイカーや登山者が歩きながら景観を楽しむ場所から太陽光パネルがずらりと見えたら一気に興ざめしてしまいます。周辺地域に居住される方の精神的な苦痛も想像に難くありません。ふるさとの貴重な景観を壊さないでください！</p>	<p>ご指摘の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>2 説明会の案内について</p> <p>今回の環境影響評価準備書に関する説明会の件について東洋経済オンラインの記事を読みました。この記事を読む限りでは町民に案内をポスティングされていないと読めます。知事の意見書にも「環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること」とあります。事業を進められる大前提として、地元の理解は必要不可欠です。町民が納得するような形で再度説明会をやり直してください。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>
<p>3 残土について</p> <p>今回の事業に対して、なぜ対象地域内での切土・盛土だけでなく外部から残土を持ち込むのか説明が足りていないように思われます。町長の意見にも「基本的に事業地内での切土・盛土を計画されたい」と書かれています。残土を持ち込まず、対象地内での切土、盛土だけで太陽光発電事業を行う案を改めて提示して下さい。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させるよう、対象事業実施区域内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>4 災害への懸念</p> <p>対象地域周辺は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定されています。事業計画策定ガイドライン第2章「適切な事業実施のために必要な措置」の第1節内でも土砂災害防止法の警戒区域や山林や丘陵地の急勾配地域等においては周辺環境へ悪影響を与えるおそれがあるため、十分に考慮して土地の選定、開発計画を行うことが求められているとされています。なぜこのよ</p>	<p>対象事業実施区域の変更区域内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その</p>

意見概要	事業者見解
<p>うな災害の危険性の高い地域に面する場所を対象地として選定しているのでしょうか。</p> <p>今後、大きな台風が来て、さいたま小川町メガソーラー敷地内から土砂が流れ落ちた場合には、どのように安全を保障してくれるのか具体的に補償内容を提示してください。それが示せないのであれば、対象地の除外、または事業計画の見直し、最終的には中止を決断してください。以上</p>	<p>結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

### 意見書 249

意見概要	事業者見解
<p>①災害発生の危険性が増す</p> <p>対象とされる土地は岩盤からできており、その上に盛り土をすると、台風や豪雨の際に土砂崩れの危険が増す。土砂崩れの危険性が高まることにより、地域住民や近隣の交通網に大きな影響を及ぼすことが予想される。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算もを行い、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>
<p>②生態系及び自然破壊に関して</p> <p>環境の循環として、山地に降った雨は山の腐葉土や土の中の養分を取り入れて川に流れ出る。その中に生息する微生物や昆虫がその点において大きな役割を担っているため、今での地形を変えることによりそれらの循環システムが破壊される可能性が高まる。それにより、川河川に生息する生物にも影響を与える可能性がある。</p>	<p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>また、改変区域につきましても、事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。</p> <p>下流河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。</p> <p>環境保全措置の確実な実施により、生態系への影響の低減に努めてまいります。</p>

### 意見書 250

意見概要	事業者見解
<p>A) 残土：今回の太陽光発電事業に対し、なぜ対象地域内での切土・盛土にとどめず、外部から残土を持ち込むのかわかりません。町長の意見にも「基本的に事業地内での切土・盛土を計画されたい。」と書かれています。</p> <p>残土を持ち込まず、対象地内での切土、盛土だけで太陽光発電事業を行う案を改めて提示して下さい。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させるよう、対象事業実施区域内での切土・盛土量のバラ</p>

意見概要	事業者見解
<p>B)生物資源：準備書では、危惧生物のミゾゴイ（絶滅危惧Ⅱ類）の生息が確認されています。埼玉県のレッドデータブックでは、ミゾゴイは日没後、林から飛び出し、水辺などでサワガニやカエル、ミミズ、魚類を漁る、とありますが、残土が持ち込まれ、地形が改変された場合、餌場は確保されるのでしょうか。対象地及び対象地周辺についても調査と影響の予測を行って下さい。</p>	<p>ンスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>ミゾゴイについては、動物の項目の他、生態系の項目において、特に調査地域の重要な地域特性である「谷沿いの湿地的な環境」を指標する種として本種を選定し、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、ご意見を頂いた餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。その内容は準備書の8-1-6-1(960)～8-1-6-91(1050)にお示ししております。</p> <p>環境保全措置については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、確認された本種の巣がある谷地形の改変を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。</p> <p>予測・評価は対象事業実施区域のみではなくその周辺地域も対象として実施しております。そのうち、改変区域以外の地域については直接的な改変はないことから、生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になると予測しております。</p> <p>以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。</p> <p>環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>C)災害：台風19号での小川町内の被害は大変大きなものでした。対象地内もがけ崩れが起きました。隣町の嵐山町の志賀交差点前のメガソーラー敷地内も土砂の崩落がありました。</p> <p>対象地域周辺は、飯田の「北久保沢」「道前沢」笠原の「中ノ沢」、栃本の「桜沢川」において、土砂災害警戒区域、及び特別警戒区域に指定されています。事業計画策定ガイドライン第2章「適切な事業実施のために必要な措置」の第1節内でも土砂災害防止法の警戒区域や山林や丘陵地の急勾配地域等においては周辺環境へ悪影響を与えるおそれがあるため、十分に考慮して土地の選定、開発計画を行うことが求められているとされています。このような災害の危険性の高い地域に面する場所をなぜ未だに準備書内で対象地として選定しているのですか。今後、台風19号のような大きな自然災害が起き、さいたま小川町メガソーラー敷地内から土砂が流れ落ちた場合には、どのように町内全体の安全を保障してくれるのでしょうか。具体的に補償内容を教えてください。補償内容が示せなければ、対象地の除外、または事業計画の見直し、中止をしてください。</p>	<p>対象事業実施区域の改変区域内には、土砂災害警戒区域は含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>
<p>D)景観：景観の調査対象地の一つである笠原集落や栃本親水公園周辺は、周辺住民及びハイキングや登山者が歩き</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反</p>

意見概要	事業者見解
<p>ながら、景観を楽しむ地域の馴染みの場です。ところが準備書によると、落葉期も着葉期すらも対象事業区域がはっきりと視認されると書かれています。資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」の第1節内の「土地及び周辺環境の調査・土地の選定」内の解説にも「”周辺の景観との調和に配慮する”とともに、”反射光等による地域住民の住環境への影響がないように考慮する”」と記載されています。これに対する対応策は低反射型太陽光パネルを用いることだけでしょうか。このようなシンボリックな場所から太陽光パネルを見ながら暮らすのは、精神的にも日々不安感が募ります。対象地の除外を行って下さい。</p>	<p>射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>E) 登山、ハイキング  石尊山の登山道には計画道路とハイキングコースが交差する地点に対して、「利用者が従来通りに通行できるようにする」「工事時間は、交通安全のため警備員を常駐させる」と準備書に記載されていますが、ダンプが通れる道を新設するにあたって、歩行者の安全がどのように守られるのかがわかりません。ここは登山者だけでなく、保育園の園児たちが集団で登山を楽しむ道路です。登山道の工事期間、改変される道幅と位置、騒音、スピード(徐行運転はどこの地点からとこの地点まで行うのか)について具体的な安全策を改めて明記して下さい。</p>	<p>官ノ倉登山道(「官ノ倉山ハイキングコース」及び「官ノ倉ハイキングコース」の一部分)は、道路用地の一部と重なる可能性があります。対象事業実施区域の境界に、コースを遮るようなフェンス等の設置は避け、自由に通行できるように致します。また、工事時には警備員を配置し、通行の安全も確保する等、ハイキングコースの現状の機能を維持するよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜るよう努めてまいりますと存じます。</p>
<p>F) 説明会の案内の不備：  私は小川町に在住していますが、今回の環境影響評価準備書に関する説明会の案内をポスティングされていません。知事の意見書にも「環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること」とありますので、ぜひもう一度説明会をやり直してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私は小川町の里山の風景が大好きで移住してきました。この町の四季の移ろいを楽しみにいつも栃本親水公園を散歩しています。そのようなまちの風景が変わることなく、持続して行ってほしいです。自然を大きく破壊してまで自然エネルギーを作る必要はあるのでしょうか。</li> <li>私は石尊山、官の倉山によく登山しますが、そこからの景色は関東平野を見渡せ、遠く筑波山までを望む絶景です。この素晴らしい景色を無くしてしまうのは町として大なる損失です。</li> </ul> <p>また、この官の倉山から始まる外秩父8峰を回るハイキングコースは大変多くのハイカーが毎年訪れています。</p> <p>今回のメガソーラーができてしまうと、このハイキングコースはとても味気ないものとなり、観光資源としての価値を大いに貶めることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私は小川町の有機野菜が大好きです。残土持ち込みによって、もし放射線量があがってしまったら、有機野菜を作る人は減っていくことはないでしょうか。この町の大事な特性を失ってまで行う事業とは思えません。</li> </ul>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>ハイキングコースなどの主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している地点については、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから離隔する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。</p> <p>また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人を隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保し、ハイカーが自由に利用できるようにします。</p>

意見書 251

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>さいたま小川町メガソーラー予定地はプリムローズゴルフ場が破綻撤退した地でもあります。途中まで工事が</li> </ul>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとして、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、</p>

意見概要	事業者見解
<p>進み、大規模に山が削られて地肌がむきだしになり、荒地になっておりました。30年程経ち、当地にあった樹木、草花、動物、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫が自然回復して生態系も戻りつつあります。</p> <p>今日、地球規模の環境破壊が危惧されております。樹木が二酸化炭素を吸収して酸素を排出するという本来の能力を発揮できるまでに25年～30年かかるということです。</p> <p>メガソーラー予定地には、サシバ、ミゾゴイ、トウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウなど希少生物が棲息しております。</p> <p>メガソーラー予定地の樹木伐採による生態系の破壊は、地球の温暖化など環境の悪化に拍車をかけるものと推察します。</p> <p>当地がどのような権利関係か判りませんが、県か町等で買いつけて官の倉ハイキングコースと併せて自然保護をテーマとした町民の広場にしたらいかがでしょうか。</p>	<p>「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 252

意見概要	事業者見解
<p>・里山にメガソーラーはいりません。</p> <p>先日、雑誌『田舎暮らしの本』による、住みたい田舎ベストランキングの8位に小川町が入っていることを知りました。</p> <p>私も東京から移住した一人です。小高い山々が連なり、季節の移ろいを教えてくれる山の風景に心惹かれたのがきっかけでした。</p> <p>里山里地の風景が残り、有機農業もさかんで生物が多様なこの地に、注目が集まっています。移住してきた他の友人たちも、都会の喧騒を離れ、自然が豊かなここ、小川町に引っ越してきて良かった、と口々に言っています。もちろん、地元の方々からもこの豊かさが続くことを願っている、というお話を聞きます。</p> <p>事業者の方々も、環境影響評価の調査を通して、小川町の自然の豊かさを知ることができたのではないのでしょうか？</p> <p>大量の残土を運び込み、土地を整地して太陽光パネルを湖のごとく一面に並べる。お気づきかと存じますが、その結果、失われるものは計り知れません。人工物であるソーラーパネルはどうして山になじむのでしょうか？</p> <p>山の姿の美しさは確実に失われます。人工物は、すでに開発された所に作れば良いのです。大量の木を伐採することで、地盤をゆるませ、生物の生息環境を悪化させます。</p> <p>身元不明の残土の持ち込みによって、汚染物質が染み出し、他の土壌や川や井戸水を汚染するかもしれません。田んぼの水も汚染され、有機農業も続けられなくなる恐れがあります。</p> <p>山の地形は長い年月をかけて自然がその形を作り出</p>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。</p> <p>造成（盛土・切土）計画につきましては、土地造成計画（盛土・切土）の複数案検討を行い、①現地形を最大限活かし切土を避ける案、②盛土・切土のバランスをとり土砂の搬入を最低限とする2つの案を作成し、比較検討しました。その結果、②案を採用することにより、土砂搬入量を953,500m<sup>3</sup>から355,000m<sup>3</sup>と6割以上低減しました。これにより土砂の搬入車両台数の抑制に努め、交通量の増加による沿道環境悪化やCO<sub>2</sub>排出量の増加などによる影響の低減に努めました。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の設定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>しました。谷である所に大量の残土を持ち込み、人工的に地形を変えたとしても、谷は谷に戻ろうとするのではないのでしょうか？そうなれば、毎年の大雨によって地盤が緩み、山裾の方へと土砂が流れることでしょう。大変な災害になることが予想されます。たとえ、調整池を設置しているからとはいえ、大量の土砂が一気にそこに流れ込めば浚渫のひまもなく、調整池はあふれ、調整池の機能は果たさないでしょう。山の地形が一気に変化し、流れる水が調整池に流れ込まず、土砂とともに下り下りすることも予想されます。大量の水が川の下流の方までごうごうと流れ、令和元年の台風19号の時以上の猛威で川岸を破壊し、川の水をあふれさせることも容易に想像できます。</p> <p>太陽光発電は、建物の屋根に設置する、工場の敷地に設置することが望ましいと考えます。</p> <p>山にはいりません。ましてや、素晴らしい里山里地の生態系を育む豊かな山に設置することには人間にとっても何も良いことをもたらしません。生物が多様である中に、人は生かされています。</p> <p>プリムローズゴルフ場計画跡地は長い年月を超えて、放置されることにより、草原を残しつつも木々が茂り、森の姿を取り戻しつつあるようです。</p> <p>どうぞ、山はそのままの山のままにしておいてください。以上です。</p>	

意見書 253

意見概要	事業者見解
<p>・小川町など、都市周辺の田舎町の魅力は美しい景観に抱かれた豊かな暮らしにあると考えます。景観は長年の積み重ねによって自然が作り出した大きな資源です。そこで育まれる生物たちの営みの結果が美しい景観としてそこに形成されるのです。つまり、景観の真の価値とは、そこにある生態系そのものにあります。反射光を抑えたパネルにするとか、茶色や緑を使ってその場所に馴染む色の素材を使っても、本質的に景観は守られません。</p> <p>植物を大規模に伐採し、土地の形状を改変する今回の事業はどんなソーラーパネルを設置しようがどれだけ環境に配慮して工事を進めようが、景観を破壊する事実は変わりません。事業を中止すること以外にその場所の景観を守る方法はないと考えます。小川町に残る美しい景観に豊かさを感じ暮らす住民として本事業の中止を強く求めます。</p>	<p>景観に与える影響を低減するため、低反射型太陽光パネルを採用するだけでなく、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 254

意見概要	事業者見解
<p>・建設予定地にある山々は人気のハイキングコースであり、町内だけでなく町外、他県からも訪れる人が多い、小川町にとって貴重な観光資源であり、また、温室効果ガス削減にも役立っている。</p> <p>小川のメガソーラープロジェクトが既存のものと比較して前進されるものなのか検証することは、小川町民として重要です。</p> <p>これらの点について、小川エナジー社は、このプロジェクトの環境への影響について広範なフィールド調査</p>	<p>事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮事項を徹底します。また、温室効果ガス排出量は、最大影響を想定しているため過大評価を行っております。</p> <p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>を実施していますが、この重要な調査内容には欠点があり、プロジェクトの実行可能なものと判断できませんでした。それらについて以下に記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガス排出量について(1) <p>この課題は、温室効果ガスの生成を削減し、長期的にはゼロにすることにより、地球の気温上昇を制限することを目的として、国際レベルで強化されています。この点で、2030年の日本の目標は、国際社会の期待をはるかに下回っています。2019年3月の会議「REvision2019renewablerevolution」でこの問題について尋ねられた当時の外務大臣の河野太郎は、日本は約束をすると、それを固持すると答えた。それを達成できなければ、日本の信頼性に大きな打撃を与えるだろう。この目標が達成されることは、日本の国際的尊厳にとって極めて重要である。埼玉県最大の太陽光発電所となる小川メガソーラープロジェクトは、全国的なインパクトをもたらすでしょう。それは模範的であり、日本のCO2生産の削減に大きく貢献する必要があります。したがって、設置、生産、および廃止措置の段階で、環境への影響を制限することが重要です。これは明らかに、安倍が望むように地域経済と社会正義を促進することによって。</p> <p>だからソーラーパネルの設置に対するインセンティブの主な目的の1つは、発電の脱炭素化です。この調査は、プロジェクトの焦点となるべきです。提供されたドキュメントは、私たちが期待する規格をはるかに下回っています。この調査を真剣にやり直し、ISO14064などの承認された規格に準拠するようお願いいたします。</p> </li> <li>・ 温室効果ガス排出量について(2) <p>専門家によるいくつかの提案に言及しています。実際、これらの提案は公正ですが、強制的ではありません。それらには、定量化可能、測定可能、および検証可能な数値に関する具体的な措置や目標は付属していません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 車両のアイドリングについて <ol style="list-style-type: none"> <li>a. アイドリングを抑えるための対策は？</li> <li>b. アイドリング動作の継続時間を測定する方法は？</li> <li>c. アイドリング削減の具体的な数値やプランはあるのか？</li> <li>d. 到達したことをどのように確認しますか？</li> <li>e. 言及された措置に違反した場合、どのような影響がありますか？</li> </ol> </li> <li>2) 敷地内の車両数の制限： <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 最大何台の車両が許可されますか？</li> <li>b. 言及された措置に違反した場合、どのような影響がありますか？</li> </ol> </li> <li>3) 土壌減量計画の見直し <ol style="list-style-type: none"> <li>a. この改訂の定量的な目的は何ですか？</li> <li>b. 対これらの調査結果はいつ公開されますか？</li> </ol> </li> <li>4) 整備及び車両基準適合のため <ol style="list-style-type: none"> <li>a. サイトに立ち入るすべての車両がリストに記載されており、メンテナンスとコンプライアンスのレベルが有効であることをお願いしています。</li> <li>b. また、この情報を短期間で一般に公開することを要求します。</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>・ 温室効果ガス排出量について(3) <p>貴社の調査によると、すべての作業は298686リットルのディーゼルと28587リットルのガソリンで行われ</p> </li> </ul>	

意見概要	事業者見解
<p>ます。これらの数値を超えた場合、どのような結果が生じますか？</p> <p>ガソリンの消費は非常に過小評価されています。都市や山岳環境では、積載量の多いトラックのガソリン消費量は上がります。都市部では、頻繁に停車することで、自動車の消費がピークに達し、GHG 排出による公害と騒音公害の結果として、同じように多くの始動が課せられます。山の中や急な坂道では、必要な電力が大きくなり、この調査で使用された平均的な数値よりもはるかに多くの汚染が発生します。</p>	
<p>・廃止措置について：</p> <p>サイトの運用終了時の廃止措置については言及されていません。環境への影響を最小限に抑えてサイトをリセットするための多くの未解決の問題があります。廃止措置計画にはどのようなものがありますか？実際の責任者は誰ですか？それはどのように融資されますか？パネルはリサイクル可能ですか？それが可能な場合、どのようにされますか？サイトの近くに有能なリサイクルセンターはありますか</p> <p>本プロジェクト終了後、設置前の動植物を取り戻すために、どのような計画がありますか？数年で原状回復できると思えません。</p>	<p>発電事業を終了した際には、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に基づき積み立てた資金により廃棄物処理を適切に行い、パネル撤去後の計画地は、地域の植生を考慮した樹種の植樹を行うなどの措置を講じた後、その旨を知事に報告します。</p>
<p>・市の発展への影響について：</p> <p>人口減少傾向にある小川町役場は移住促進政策を実施しています。この政策は実を結び始めています。昨今の働き方の変化に伴い、家族連れの移住が増えています。これらの家族は裕福で、教育を受けており、町の発展に貢献できる人も含まれています。彼らはやむを得ずここに来るのではなく、選択してここに来ます。小川町は、都心へのアクセスが良く、豊かな自然環境に恵まれています。このような流れが出来た時に、メガソーラープロジェクトによって生じる視覚的汚染、1日に100以上のダンプカーが絶え間なく行き来すること、騒音や視覚的汚染、大気汚染など、これらすべてが影響を及ぼします。移住促進政策への影響は計り知れません。その損失は課税を通じて地方自治体の収入を増やすことによるのみ埋め合わせることができます。この損失を補うために何が計画されていますか損失は、パネルの動作寿命をはるかに超えて延長します。</p> <p>このプロジェクトに反対ではありません。ソーラーパネルによる発電の目標は、温室効果ガスと環境フットプリントを削減することです。環境に配慮して実施されることを保証していただきたい。埼玉で最も重要なこのプロジェクトは、この点で模範的であればなりません。</p>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、豊かな自然を求めて移住する方々が大切にしている自然環境への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。</p> <p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。</p> <p>造成（盛土・切土）計画につきましては、土地造成計画（盛土・切土）の複数案検討を行い、①現地形を最大限活かす切土を避ける案、②盛土・切土のバランスをとり土砂の搬入を最低限とする2つの案を作成し、比較検討しました。その結果、②案を採用することにより、土砂搬入量を953,500m<sup>3</sup>から355,000m<sup>3</sup>と6割以上低減しました。これにより土砂の搬入車両台数の抑制に努め、交通量の増加による沿道環境悪化やCO<sub>2</sub>排出量の増加などによる影響の低減に努めました。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 255

意見概要	事業者見解
<p>・小川町に39.6MWもの巨大なメガソーラーが計画されていると知り、大変驚いています。その内容を知るにつけ、違和感が募る一方です。もともとゴルフ場が計画されていた跡地ということもあり、86haという広い面積がソーラーパネルで埋め尽くされることを想像しただけで大きく景観を損なうことになる、と危惧しています。小川町に移り住んでから28年になろうとしています、</p>	<p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>最大の魅力は豊かな自然です。だから小川町が大好きで、鳥のさえずりやホテルの光に癒されて暮らしています。これが大きく損なわれることになる事業には断固反対いたします。</p>	
<p>・説明会の案内の不備</p> <p>小川町に住んでいるにもかかわらず、これほど大事な事業の説明会のお知らせがなかったのはなぜでしょうか？知事の意見書にも「環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること」とあります。知りたいこと、言いたいことが沢山あるので、正しい手順を踏んで説明会をもう一度開催してください</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあります。</p>
<p>・景観</p> <p>小川町は首都圏から近いにもかかわらず、山や川、田畑などが広がる自然豊かな観光地です。小川町を訪れる人が増えるよう、町も住民もいろいろなアイデアを出し、精力的に取り組んでいます。春の若葉の芽吹きから秋の紅葉、冬の静寂。豊かな木々が織りなす心癒す風景が小川町の大きな魅力です。</p> <p>ところが準備書によると、落葉期も着葉期すらも対象事業区域がハイキングや登山で景観を楽しむ笠原集落や栃本親水貢献周辺から視認されると書かれています。資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」の第1節内の「土地および周辺環境の調査・土地の選定」内の解説にも「周辺の景観との調和に配慮するとともに反射光等による地域住民の住環境への影響がないように考慮する」と記載されています。</p> <p>豊かな自然と相反する太陽光パネルを見ながら小川町で暮らすことは大きな苦痛となります。対象地の除外を行ってください。</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・残土</p> <p>今回の太陽光発電事業に対し、なぜ対象地域内での切土・盛土にとどめず、外部から残土を持ち込むのかわかりません。町長の意見にも「基本的に事業地内での切土・盛土を計画されたい」と書かれています。</p> <p>真に環境に配慮した事業というものは、工事によって生じる土は、持ち出さず、持ち込まず、が基本のはずです。ソーラーパネルの設置自由度を考えると、土を大きく動かすことなく工事は行えるはずです。</p> <p>残土を持ち込まず、対象地内での切土・盛土だけで太陽光発電事業を行う案を改めて提示してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させるよう、対象事業実施区域内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p>
<p>・生物資源</p> <p>準備書では絶滅危惧生物のミゾゴイ（絶滅危惧類の生息が確認されています。近いうちに自分の目でミゾゴイを見ることを楽しみにしているところです。埼玉県レッドデータブックでは、ミゾゴイは日没後、林から飛び出し、水辺などでサワガニやカエル、ミミズ、魚類を漁る、とありますが、残土が持ち込まれ、地形が変更された場合餌場は確保されるのでしょうか？まだ見ぬミゾゴイが生息できない環境になってしまうことは残念でたまりません。</p>	<p>ミゾゴイについては、動物の項目の他、生態系の項目において、特に調査地域の重要な地域特性である「谷沿いの湿地的な環境」を指標する種として本種を選定し、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、ご意見を頂いた餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。その内容は準備書の8-1-6-1(960)～8-1-6-91(1050)にお示しております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>対象地および対象地周辺についても調査と影響の予測を行ってください</p>	<p>環境保全措置については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、確認された本種の巣がある谷地形の改変を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。</p> <p>予測・評価は対象事業実施区域のみではなくその周辺地域も対象として実施しております。そのうち、改変区域以外の地域については直接的な改変はないことから、生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になると予測しております。</p> <p>以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。</p> <p>環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・残土基準値</p> <p>残土に関してはもう一つ心配があります。</p> <p>小川町域外から持ち込まれる残土に放射能が含まれている可能性がある、ということです。東日本大震災での汚染土はいたるところに処理に困ったまま放置されているようですが、これらの一部が残土に含まれていたら、と思うとぞっとします。小川町の里山が汚染土で埋まることになれば、被災者の皆さんも悲しい気持ちになるに違いありません。</p> <p>どうしても残土を域外から持ち込むというのであれば、その土壌の基準値を示してください。当然ですがその数値は関係諸団体に、多大な影響を与えます。きちんと協議の上決定してください。もし何らかの被害が生じた時の補償体制も示してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>今回の計画では、森林伐採を極力低減するため残置森林を 49.7%確保(法令では 25%)としており、改変部分を少なくしていることから、切土量を増やすことが制限され、ある程度の客土搬入を行わざる負えないものと判断しました。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

## 意見書 256

意見概要	事業者見解
<p>・準備書では、危惧生物のミゾゴイ(絶滅危惧Ⅱ類)の生息が確認されています。埼玉県レッドデータブックでは、ミゾゴイは日没後林から飛び出し、水辺等で沢蟹やカエル、ミミズ、魚類を捕るとありますが、残土が持ち込まれ、地形が改変された場合、餌場や生息地は確保されません。</p>	<p>ミゾゴイについては、動物の項目の他、生態系の項目において、特に調査地域の重要な地域特性である「谷沿いの湿地的な環境」を指標する種として本種を選定し、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、ご意見を頂いた餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土</p>

意見概要	事業者見解
<p>事業計画の見直し、または中止をしてください。</p>	<p>壊動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。その内容は準備書の8-1-6-1(960)～8-1-6-91(1050)にお示しております。</p> <p>環境保全措置については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、確認された本種の巣がある谷地形の改変を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。</p> <p>予測・評価は対象事業実施区域のみではなくその周辺地域も対象として実施しております。そのうち、改変区域以外の地域については直接的な改変はないことから、生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になると予測しております。</p> <p>以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。</p> <p>環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>

### 意見書 257

意見概要	事業者見解
<p>・私は、小川町で生まれ育ち、幼稚園に通っています。きれいな小川町が大好きです。本事業計画地域に残土を持ち込まないでください。 メガソーラーを建設しないでください。 事業の全面中止を求めます。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 258

意見概要	事業者見解
<p>・準備書 970 ページ、「サシバを上位性注目種としていたが、調査地域に生息する期間がより長く上位性の注目種として適当な他種が確認されたこと、調査結果から本種の飛翔範囲が主に改変区域の外側であり、影響の程度を把握するには適当でないと考えられたことから、本種は選定しないこととした。」とあるが、サシバの飛翔範囲は目視による観察であること、月に3日程度の観察であることから、サシバの行動範囲を十分に把握できたとは言えない。</p> <p>日本鳥学会 2006 年度大会（9 月 15 日～19 日、岩手大学キャンパス）において、村井英紀氏（岩手県立大学大学院総合政策研究科）等は「ラジオテレメトリー追跡からみたオオタカ目視調査の比較」と題する口頭発表を行ったが、その講演要旨集 45 頁に「テレメトリー追跡では、通常数%の目視率が 25～45%と大きく改善し、運搬中の餌の採食や飛行経路等が明らかになった」と報告している。</p>	<p>・準備書 970 ページ 猛禽類の調査方法については、「猛禽類の保護の進め方（改訂版）-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて-」（平成 24 年 12 月、環境省）、「サシバの保護の進め方」（平成 25 年 12 月、環境省）等を参考にしており、またその内容は調査方法等を明記した調査計画書段階で埼玉県及び経済産業省の審査を経ており、妥当性のあるものと考えております。また、生態系の注目種の選定においても、経済産業省の環境顧問審査会を通して確認を頂いております。</p> <p>・準備書 1027 ページ 生態系の予測に係る調査は令和 2 年度に実施しており、ミゾゴイの繁殖については同年度の本種の繁殖期間中にその確認に努めましたが、繁殖は確認されませんでした。このため、文献その他資料調査により、本種の一般的な餌資源の依存率を調査致しました。</p>

意見概要	事業者見解
<p>猛禽類の行動圏を目視調査のみによって解析するのは誤差が大きいことは明らかである。このことは、本来のサンバの行動圏は目視によって確認されたものよりも広い蓋然性が高く、したがって、本件事業によってサンバの行動圏が受ける環境影響が目視によって確認された行動圏を前提とするよりも大きくなる可能性があることを意味する。本事業のように広大な面積にサンバの複数つがいを含んでいる場合には誤差のより少なくなるテレメトリー調査も併用されるべきであった。少なくとも、テレメトリー調査を併用することなく目視の調査のみで行動圏を調査したということは、その調査結果には誤差があることを前提としなければならないのである。したがって、サンバの調査に関して極めて不十分なものであったと言わざるを得ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書 1027 ページ、「注）本種の繁殖が確認されず、食痕の採集ができなかったことから現地調査は未実施とした。」としているが、この記載は不正確である。繁殖確認調査を行わなかったから確認されていないのである。繁殖確認の調査を行っていないことは、令和 3 年 4 月 24 日に寄居町で行われた環境影響評価準備書説明会で確認した。</li> <li>・準備書 1025 ページ、「既存事例によると、ミゾゴイの行動圏は巣から約 200m と推定されているが、事例の蓄積が少なく、具体的には明らかにされていない。」とあるが、環境省ミゾゴイ保護の進め方によると、親鳥は渡来後から孵化前には営巣地から比較的遠方で採食し、育雛期は営巣地周辺で採食すると考えられる（環境省 2016）。との記載があるため、行動圏は営巣地から半径 200m にこだわらず、もっと広い範囲の保全を考える必要がある。</li> <li>・特殊性注目種をミゾゴイにした点について 比企のミゾゴイ営巣地は、必ずしも湿潤で薄暗い谷地形ではなく、他県とは違う。尾根付近や乾燥した谷地形での営巣は少なくない。環境省自然環境局平成 27 年度ミゾゴイ保護方策検討業務報告書の 96 ページに「とにかくバリエーションがいっぱいあって、谷の部分によく使う環境であることは間違いではない。典型的な場所として谷を出すのはいいけれども、いろんな環境を使うので、ミゾゴイの生息地を守るためには、谷だけを守ればいいと誤解されると問題になる。」との記載もある。その点でも事業者の評価は見当違いであり、ミゾゴイの保全すべき地域は事業地全体に及ぶ。準備書のやり直しが必要である。地元で活動する自然保護団体に相談すべきであった。</li> <li>・準備書 1028 ページ、「(当初)・営巣木直下を探索し、ペリット等の食痕を採集する。採集したペリットを乾燥・分離し、含まれる餌動物の外骨格等を計数する。計数結果から、ペリット中に含まれる土壌動物及びサワガニの割合を推定する。(繁殖が確認されなかったため、変更)</li> <li>・文献その他資料調査により、本種の餌種への依存率を把握した。」とあるが、意図的に繁殖確認をしなかったためなので、このような不正確な調査手法による数値では全く信用ならない。また、準備所内にも営巣地周囲の環境によって餌資源が異なるとの記載もあり、文献通りにはいかに無理やり計算して出した結果からしても信用できるものではない。</li> <li>・準備書 1029 ページ、「出現環境調査(ミゾゴイ)の結果は、図 8-1-6-30 に示すとおりである。調査の結果、合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書 1025 ページ ご指摘の内容は既存文献による本種の一般生態の記述を記載したものであり、200m という数字を予測の根拠にしている訳ではございません。本種の予測にあたっては、特に調査地域の重要な地域特性である「谷沿いの湿地的な環境」を指標する種として本種を選定し、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。また、予測・評価は調査地域全体を対象とし、確認された本種の営巣地付近や 200m の範囲のみでなく、他所での繁殖・利用も想定して調査地域全体における本種の生息環境と改変区域の位置関係を考慮しております。そのうえで、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置等を考慮した結果、本種の生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</li> <li>・特殊性注目種をミゾゴイにした点について 生態系の注目種の選定においても、経済産業省の環境顧問審査会を通して確認を頂いており、妥当性のあるものと考えております。また、本種の出現環境指数の解析にあたっては、実際に調査地域で確認された本種の巣が位置する環境情報を基に、同様な環境を有する地域でその値が高くなる統計解析を実施しております。このため、本種の生息環境を一般生態のみから決めて解析している訳ではなく、実際に調査で確認された、調査地域における本種の利用環境が結果に反映されております。</li> <li>・準備書 1028 ページ 生態系の予測に係る調査は令和 2 年度に実施しており、ミゾゴイの繁殖については同年度の本種の繁殖期間中にその確認に努めましたが、繁殖は確認されませんでした。このため、実施可能な方法として文献その他資料調査により、本種の一般的な餌資源の依存率を調査致しました。</li> <li>・準備書 1029 ページ 生態系の予測に係る調査は令和 2 年度に実施しており、ミゾゴイの繁殖については同年度の本種の繁殖期間中にその確認に努めましたが、繁殖は確認されませんでした。なお、営巣地確認調査で確認された巣は、その年に利用された可能性もあること、本種は過去に繁殖した場所近辺に営巣する傾向があることから古巣を含めたその位置は重要な情報であると考えております。</li> <li>・準備書 1029 ページ 生態系の予測に係る調査は令和 2 年度に実施しており、ミゾゴイの繁殖については同年度の本種の繁殖期間中にその確認に努めましたが、繁殖は確認さ</li> </ul>

意見概要	事業者見解
<p>計で4つの巣が確認された。いずれの巣も、落葉・常緑広葉樹林内に確認された。巣の周辺を探索したが繁殖の痕跡は確認されず、今シーズンの巣の利用の有無は不明であった。」とある。ミゾゴイの巣はとてもお粗末で、産座に羽毛を敷き詰めたりもしない、その年の12月に巣を調査したとしても、大雨や台風の通過などの影響で痕跡など残っていることのほうが少ない。今シーズンの利用の有無は不明となるのは当たり前である。にも関わらず繁殖シーズンの調査を行わないのは、最初から調査しないで済ませようとしているとしか考えられない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書1029ページ、「文献の調査事例では、給餌された餌動物のうち、土壌動物とサワガニの割合はほぼ同等で約5割であった。」とされている。ミゾゴイの餌は周囲の環境に左右されると環境省ミゾゴイ保護の進め方にも記載がある。よって、現地での調査を行わずに文献の数値を利用した計算ではそもそも前提が崩れているため、環境影響評価に使えるものではない。</li> <li>・準備書1048ページ、「調査において繁殖は確認されなかったものの、営巣地が確認されたことから、本種は調査地域で繁殖している可能性がある。」との記載があるが、これも不正確である。私達自主調査チームにより令和3年度の繁殖中であることを確認済みである。本来なら事業者がきちんと繁殖期の調査を行ってから準備書を作成しなければならなかった。</li> <li>・鳥類への工事開始の影響を小さいとする根拠は存在せず、特に猛禽類やミゾゴイなどは、工事の開始によって完全に消失する可能性が高い。よって1月から9月までの繁殖期は工事をしないことが必要である。</li> <li>・準備書1042ページ、「地形の改変及び施設の存在により生息環境の一部が消失することで、本種の生息環境存在量の21.53%が喪失するが、その改変率は小さい。」としているが、そもそも生息環境指数や生息環境存在量の設定根拠が不明であるから、それから求められた生息環境喪失量にも説得力がない。よってノスリへの影響が小さいことを証明していない。ずさんな解析方法、不十分な調査方法を元にして生息環境喪失量が作成されており、環境保全措置が十分なものであるという根拠は存在しない。</li> <li>・準備書1042ページ、「一方、本種の好適な生息環境と考えられる生息環境存在量の大きいエリアがまとまった範囲で喪失する。このため、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の措置を講じることにより、出来る限り本種への影響を低減する。以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測する。」とあるが、太陽光パネルの下部を猛禽類が利用する可能性は殆どないと考えられ、その点は事業者自身も寄居の説明会で述べていた。周辺の草刈りや杭を打つことは代償措置であり、一番優先順位が低い環境保全措置である。しかも、それらを利用するかどうかは全くの未知数であり、影響が小さいとする根拠は存在しない。生息環境の喪失を回避または低減する措置を優先すべきである。</li> <li>・準備書1045ページ、「地形の改変及び施設の存在により生息環境の一部が消失することで、本種の生息環境存在量の17.90%が喪失するが、その改変率は小さく、対象事業実施区域外及び改変区域外に生息環境存在量の</li> </ul>	<p>れませんでした。このため、実施可能な方法として文献その他資料調査により、本種の一般的な餌資源の依存率を調査致しました。また、調査地域における本種の餌資源としては、該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、調査地域全体における餌資源の分布を推定しており、現地調査の結果を基にした予測・評価を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書1048ページ 生態系の予測に係る調査は令和2年度に実施しており、ミゾゴイの繁殖については同年度の本種の繁殖期間中にその確認に努めましたが、繁殖は確認されませんでした。一方、営巣地確認調査で確認された巣は、その年に利用された可能性もあること、本種は過去に繁殖した場所近辺に営巣する傾向があることから古巣を含めたその位置は重要な情報であると考えております。生態系においては、それらの位置情報及び環境情報を基に、同様な環境を有する地域でその値が高くなる統計解析を実施しております。このため、本種の生息環境を一般生態のみから決めて解析している訳ではなく、実際に調査で確認された、調査地域における本種の営巣環境が結果に反映されております。</li> <li>「工事工程を調整し、猛禽類であるサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する」環境保全措置については、特に対象種の感受度が高いと考えられる時期の工事開始を避ける、工事の作業量を段階的に増やしていく等の措置を考えております。詳細な内容につきましては、埼玉県や経済産業省の審査等を踏まえて検討してまいります。また、ミゾゴイの繁殖サイクルはサシバと近いことから、ミゾゴイについても配慮の効果があるものと考えております。環境保全措置の確実な実施により、その影響の低減に努めてまいります。</li> <li>・準備書1042ページ ノスリに係る生息環境指数や生息環境存在量の解析方法については、準備書の8-1-6-4(983)～8-1-6-26(985)にお示ししております。また、解析方法については他の環境影響評価事例で取り入れられており、その内容が評価されているものと考えられ、経済産業省の環境顧問審査会を通して確認を頂いております。</li> <li>・準備書1042ページ 緑化箇所の利用については、ご指摘のとおり太陽光パネル下部の利用は少ないと考えられることから、改変区域のうち太陽光パネルを設置しない緑化箇所の利用を想定しており、その区域周辺において、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」環境保全措置を実施する予定としております。また、この環境保全措置のみに頼るわけではなく、ご指摘のようにまずは生息環境の改変を回避・低減することを検討しました。その結果、本種をはじめとした生息環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少する等、出来る限り生</li> </ul>

意見概要	事業者見解
<p>きいエリアの多くが残される。以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測する。タヌキはアライグマの増加によって生息地を追われ、その為ロードキルにあう確率も高く減少傾向にある哺乳類である。アライグマの県内での増加が近年著しく、昨年度は7000頭以上も捕獲しているが、数を減らすまでの捕獲はできていない。東松山環境管理事務所管内は特にアライグマ生息数が多く、アライグマ県内生息数の半分近くを占めていると考えられている。小川町内及び近隣にもアライグマが多数生息することから、生息環境存在量の大きいエリアが残されるので、生息環境への影響が小さいとは言えない。知事意見にあった地元周辺で活動する自然保護団体等から情報収集を行わなかったこともこのような誤った予測をした原因である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書 1048 ページ、「春季調査において、対象事業実施区域外で2例、対象事業実施区域内で1例、合計3例が確認された（轉り）。</li> <li>・確認環境は、広葉樹林及び針葉樹林であった。</li> <li>・「生態系」において実施した営巣地確認調査で、合計4つの巣（古巣含む）が確認された。</li> <li>・調査において繁殖は確認されなかったものの、営巣地が確認されたことから、本種は調査地域で繁殖している可能性がある。」との記載があるが、私達自主調査チームにより、令和3年春季において対象事業実施区域内で多数の轉りを確認している。また、2021年冬季の調査により4つの巣も確認した。令和3年夏季調査においても繁殖していることを確認した。しかし、事業者は繁殖確認もせずに準備書を提出していることは、調査がずさんだったことを示している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書 1048 ページ、「地形の改変により生息環境の一部が消失することで、本種の生息環境存在量の14.43%が喪失するが、その改変率は小さく、対象事業実施区域外及び改変区域外に本種の営巣地を含む生息環境存在量の大きいエリアの多くが残される。以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測する。」とあるが、前述の通り調査自体が不十分だったこと、そもそも生息環境指数や生息環境存在量の設定根拠が不明であるから、それから求められた生息環境喪失量にも説得力がない。よってミゾゴイへの影響が小さいことを証明していない。喪失量が14.43%で改変率が小さいとする根拠もない。小川町周辺のミゾゴイが湿潤で暗い谷地形だけに生息するわけではないこと及び私達の調査によって、予定地においてミゾゴイの巣は、湿潤な暗い谷だけではなく乾いた谷や尾根付近にも存在することがわかっている。地形改変により広範なミゾゴイの行動圏の消失が考えられるため、事業の中止又は、大幅な縮小が必要である。</li> </ul> </li> <li>・ハチクマの調査及び影響評価について <p>私達野鳥自主調査チームは、独自に専門家への聴取を行いました。その方は、比企地域で50年以上に渡って猛禽類等を調査してきた地元鳥類学者です。その方によると「西のほうには、寄居町の五の坪あたりで生息記録はあります。ハチクマは巣間距離はオオタカより長いと推測されます。2.5km以上はありました(昔の私のデータです)。現在は小川町から東の武蔵小川の地形図25000分の1内には1ペアが居るだけで、丘陵地にはいません。もし、事業予定地に居るのであれば貴重ですね。アセスでは事業地だけの調査で、取り巻く環境に</p> </li> </ul>	<p>息環境の改変による影響を低減する計画としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書 1045 ページ <p>タヌキについては、調査地域における確認例数が多く、安定的に生息していると考えられたことから、生態系における典型性注目種として選定致しました。また、タヌキへの影響は、本事業に係る開発行為における影響について予測したものとなっております。アライグマ単体への具体的な防除策は現時点で想定しておりませんが、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」措置を講じて、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少すること等により、出来る限り現況のアライグマの生息環境の変化を抑える計画と致しました。</p> </li> <li>・準備書 1048 ページ <p>生態系の予測に係る調査は令和2年度に実施しており、ミゾゴイの繁殖については同年度の本種の繁殖期間中にその確認に努めましたが、繁殖は確認されませんでした。一方、営巣地確認調査で確認された巣は、その年に利用された可能性もあること、本種は過去に繁殖した場所近辺に営巣する傾向があることから古巣を含めたその位置は重要な情報であると考えております。生態系においては、それらの位置情報及び環境情報を基に、同様な環境を有する地域でその値が高くなる統計解析を実施しております。このため、本種の生息環境を一般生態のみから決めて解析している訳ではなく、実際に調査で確認された、調査地域における本種の営巣環境が結果に反映されております。</p> </li> <li>・準備書 1048 ページ <p>ミゾゴイに係る生息環境指数や生息環境存在量の解析方法については、準備書の8-1-6-72(1031)～8-1-6-273(1032)にお示ししております。また、解析方法については他の環境影響評価事例で取り入れられており、その内容が評価されているものと考えられ、経済産業省の環境顧問審査会を通して確認を頂いております。解析にあたっては、本種の営巣環境の他、餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。また、予測・評価は調査地域全体を対象とし、確認された本種の営巣地付近や200mの範囲のみでなく、他所での繁殖・利用も想定して調査地域全体における本種の生息環境と改変区域の位置関係を考慮した結果となっております。さらに、本種の出現環境指数の解析にあたっては、実際に調査地域で確認された本種の巣が位置する環境情報を基に、同様な環境を有する地域でその値が高くなる統計解析を実施しております。このため、本種の生息環境を一般生態のみから決めて解析している訳ではなく、実際に調査で確認された、調査地域における本種の利用環境が結果に反映されております。</p> </li> <li>・ハチクマの調査及び影響評価について <p>ハチクマについては、本種が同じ地域で繁殖する傾向があることが知られている等に知見を参考に、出来る限り調査地域内での繁殖の継続に努めることとし、工代替巣の設置による調査地域内での新たな営</p> </li> </ul>

意見概要	事業者見解
<p>同じような場所があれば大丈夫、移動できるとしているようですが、本当は隣接のペアの生息も確認して、対象種の社会構造に沿った解析をしなければならないと思います。結構アセスも穴だらけですね。」という証言でした。今回のアセスが不十分であることがわかります。</p> <p>・サシバの生息密度に関する専門家への聴取について 私達自主調査チームによる50年以上観察を続けている地元鳥類学者への聴取によると「25000分の1地形図安戸の東の武蔵小川では、今年サシバの生息確認はほとんどありません。過去数年のデータでも、3ペアほどです。安戸の地形図内では、飯田からR245沿いに、勝呂、木呂子、寄居町の五の坪や山居、三品などに比較的多くのサシバが繁殖しています。この繁殖個体の密度的なものは、たぶん埼玉県の中で一番濃い生息数だと感じています。このように小川町では飯田より東側ではサシバは少ない。しかし、残念なことに勝呂や木呂子では生息個体数が減少しています。寄居町の五の坪の北側にも2~3ペアのサシバが居ましたが、現在は開発されて工場に変わっています。事業地の周辺部でのサシバの生息数も減りつつある現在、事業地は小川町、あるいは埼玉県を見回しても優秀なサシバの生息地であることは明白なようです。」とのこと。</p> <p>このように予定地は生息密度においても日本有数であり、池袋から電車で1時間ちょっとという立地です。このような場所が首都近郊にあるというのは奇跡的なことでしょう。だからこそ、このような希少価値の高い場所での開発は避けるべきだと考えます。事業の中止が必要です。</p> <p>・準備書796ページ、「営巣地の位置やその周辺の植生等から、本種の繁殖のために保全すべき区域（営巣地及び採食環境を含む繁殖環境）は、営巣地を含む谷地形とその下部に位置する沢であると考えられる。地形の改変及び施設の有無により、本種の繁殖環境の一部が消失する。このため、当初の事業計画の見直しにより、繁殖環境の改変を回避する。また、予測地域全体の本種の生息環境の改変率は下表のとおり、18.90%から15.38%まで軽減される（6.67haの改変回避）（図8-1-4-15参照）」との記載がある。比企郡のミゾゴイの営巣地は、必ずしも谷地形や沢ではない。尾根や乾いた谷でも営巣している例があり、他県の生息地と比べても特殊である。私達自主調査チームが確認した4つの巣も湿潤な谷地形に作られたものばかりではない。よって保全すべき区域は、営巣地を含む谷地形とその下部の沢に限定すべきではなく、予定地を広範に保全する必要がある。よって生息環境の改変が15.38%で済むというのは間違いであるし、それでミゾゴイ生息への影響が回避できるという根拠が薄い。</p> <p>・「サシバ保護の進め方/2013.12 環境省」に、保全措置の考え方として、以下のことが示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○営巣環境も重要であるが、採食環境の保全に重点を置くことが必要である。(p14)</li> <li>○営巣環境や採餌環境と同等の規模や質を有する里山環境を、行動圏内または隣接区域に確保する「代償」措置を実施する必要があること。(p22)</li> </ul> <p>したがって、営巣中心域だけの改変率を多少下げた程度で、影響が小さいと予測するのは乱暴すぎる。</p> <p>・寄居町での準備書説明会において、事業者は、「有識者</p>	<p>巣地の創出・誘導を計画しております。本事業において人工代替巣への誘導を実施する際には、営巣木周辺の営巣環境の事前調査等を踏まえて設置環境を選定する他、有識者に指導を仰ぐ等、出来る限り代替巣が使用されるよう努めてまいります。さらに、本種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努める計画としております。</p> <p>・サシバの生息密度に関する専門家への聴取について サシバについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置により、本種の営巣中心域の改変を出来る限り回避・低減する計画としました。また、工事の実施時には、「工事関係車両の走行ルートは旧作業道を基本とし、樹林環境の分断をできる限り小さくする」「建設発生土を原則場内で有効利用し、場外への運搬車両を低減する」「非改変区域への立ち入りを制限し、作業員等による人為的圧力を最小限に留める」「工事工程を調整し、猛禽類であるサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する」等、供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置により、出来る限り繁殖環境への低減を図る計画としております。さらに、本種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>・準備書796ページ 予測の対象とした本種の繁殖環境は、現地調査の結果に基づき以下のとおり考えました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ミゾゴイの保護の進め方」（平成28年6月、環境省）においては、「営巣地周辺の採食環境が良好であれば、営巣地から比較的近い範囲で餌を捕るものと考えられる」とあり、また採食環境としては、林床を歩いて餌を探す他、谷を流れる沢でサワガニ等を捕ることが知られております。</li> <li>・これに対し、本事業で確認された巣の谷地形は、いずれも落葉広葉樹林又は針葉樹林で囲まれており、また付近には小規模な沢が存在しています。</li> <li>・以上の結果から、確認された巣周辺は本種にとって良好な採食環境であると考えられ、繁殖環境は営巣地周辺、具体には巣を含む谷地形とその下部を流れる沢であると考えました。</li> </ul> <p>これらの結果を基に、本種の繁殖環境の改変回避については、実際の繁殖の痕跡となる巣の位置を踏まえて設定した範囲（営巣地を含む谷地形とその下部に位置する沢）を基に評価しております。一方、確認された本種の営巣地付近のみでなく、他所での繁殖・利用も想定して、ご指摘にあるように調査地域全体における本種の潜在的な生息環境と改変区域の位置関係を考慮した予測が、表にお示しした改変率となります。これについては、6.67haの改変をや</p>

意見概要	事業者見解
<p>のヒアリングでも採食地が重要とされている。サシバが実際に確認された5月から8月の調査の中で、各ペアの成長がどういふ所から餌を運んできていふか、飛翔の観察記録をもとに各ペアの採食地を推定しており、それは改変されない地域にあるという結果であった。それをもとに採食地への影響を小さいと予測した。」と述べられた。</p> <p>しかし、サシバの飛翔範囲は目視による観察であること、通常目視ではサシバの行動の数%しか補足できないこと、月に3日程度の観察であることから、サシバの行動範囲を十分に把握できたとは言えない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「猛禽類保護の進め方（改訂版）／2012.12 環境省」に、オオタカの保全措置の考え方（p71,72）として、営巣中心域での事業実施を避けられない場合の代替措置として、代替営巣地の確保及び人工代替巣の利用を行う際には、専門家の指導を得つつ、以下の点を満たした上で事業を実施する必要がある、と示されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○代替営巣地は、原則として既存の営巣地と同等程度の質と面積を確保すること。</li> <li>○事業開始時又は営巣中心域の開発開始時までに、対象オオタカが代替営巣地に移動し、人工巣を利用していることを確認すること。</li> </ul> </li> <li>ハチクマは、県レッドリストのカテゴリー（ランク）がオオタカより上で、レッドデータブックでは「現在、県内での繁殖情報が極めて少なくなっている」とされ、周辺の丘陵部でも、近年、ハチクマの生息が確認されていなかった。事業予定地に生息・繁殖しているとすれば非常に貴重であるが、事業実施区域内で確認された巣は、「ハチクマが利用した可能性がある」に過ぎない。まずは、ハチクマの巣であることの確証を得ることが必要であり、準備書のやり直しが必要と考える。その上で、人工代替巣による営巣地誘導は、環境省の保護指針に沿って、誘導成功を確認してから工事すべきである。</li> <li>・人工代替巣の成功例として、寄居の準備書説明会では、「国内の代替巣の事例自体少ない。ヨーロッパの調査結果でハチクマの代替巣の利用が確認されている。自然の巣と代替巣で繁殖率に差がないという結果を確認している。フィンランドだったと思う。ハチクマを対象とした事例ではないが、国土交通省国土技術政策総合研究所の資料に猛禽類の保全措置の結果をまとめた資料がある。オオタカを対象として人工代替巣を設置して検証、オオタカ対象だったがハチクマが営巣した。ハチクマに対しても有効であるがこの資料から言える。」と事業者は述べていた。</li> <li>国内でのハチクマ代替巣の成功例がなく、ヨーロッパでの知見はそのまま日本に当てはめることはできない。</li> <li>・ハチクマやサシバの繁殖が認められたのだから、2期分行ってから準備書をだすべきだった。よって準備書のやり直しを求める。</li> <li>・「ミゾゴイ保護の進め方／2016.6 環境省」に、里地里山におけるミゾゴイ生息地の位置づけ（p16,17）として、以下のことが示されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○里地里山の中でも、営巣環境では比較的人為的攪乱が少ない地域、採食地としては土壌動物を中心に生物多様性の高い地域を利用しており、ミゾゴイが生息していることは、環境の多様性を示しているものと考えられる。</li> </ul> </li> </ul>	<p>めることにより、影響の低減を図っております。さらに、生態系においては、本種の営巣環境の好適性の他、さらに餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採食環境としての好適性も含めた、生息環境の定量的な予測・評価を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「サシバ保護の進め方／2013.12 環境省」～</li> <li>サシバについては、ご指摘にありますように本種の採餌環境の保全の観点からも影響を検討しており、調査結果から推定される主要な採食地は残されると予測しております（根拠としたデータ：「採餌」8例、「狩り」7例、「餌持ち飛翔」46例）。さらに、本種の採餌環境に対する配慮として、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置により、出来る限り本種の採餌環境への低減を図る計画としております。</li> <li>猛禽類の調査方法については、「猛禽類の保護の進め方（改訂版）-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて-」（平成24年12月、環境省）、「サシバの保護の進め方」（平成25年12月、環境省）等を参考にしており、またその内容は調査方法を明記した調査計画書段階で埼玉県及び経済産業省の審査を経ており、妥当性のあるものと考えております。また、生態系の注目種の選定においても、経済産業省の環境顧問審査会を通して確認を頂いております。</li> <li>・「猛禽類保護の進め方（改訂版）／2012.12 環境省」～</li> <li>猛禽類調査の調査期間については、調査方法を明記した調査計画書段階で1 営巣期の調査を記載しておりました。その後その内容について埼玉県及び経済産業省の審査を経て内容を確定したことから、1 営巣期の調査をもって予測・評価を実施致しました。一方、準備書に記載したとおり調査の結果サシバをはじめとした猛禽類の繁殖が確認されたことから、当初は計画していなかった第2 営巣期の調査を実施することと致しました。その結果は評価書において記載するとともに、必要に応じて予測・評価を見直し、本種への影響のさらなる低減に努めてまいります。本事業において人工代替巣への誘導を実施する際には、営巣木周辺の営巣環境の事前調査等を踏まえて設置環境を選定する他、有識者に指導を仰ぐ等、出来る限り代替巣が使用されるよう努めてまいります。さらに、ご意見にありますように本種における人工代替巣の事例が少ないことから、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努めてまいります。</li> <li>・「ミゾゴイ保護の進め方／2016.6 環境省」～</li> <li>ミゾゴイについては、本種の営巣環境の他、餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。また、予測・評価は調査地域全体を対象とし、確認された本種の営巣地付近や200mの範囲のみでなく、他所での繁殖・利用も想定して調査地域全体における本種の生息環境と改変区</li> </ul>

意見概要	事業者見解
<p>「工事で忌避行動が生じると考えられるが、周辺に生息環境が存在するので影響は小さい」「生息環境の改変率を3.5%下げたので影響は小さい」と予測されているが、そもそも上記保護指針に示された生物多様性の高い地域を確保するには生態系全体を保全する必要があり、改変率を3.5%程度下げたくらいでは足りない。しかも、ミゾゴイの繁殖調査をしていないことから、採餌環境指数等の計算そのものの前提が満たされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経産省環境審査顧問会でミゾゴイが繁殖しているのかどうかをきちんと確かめるように指摘を受けていたが、実際には令和3年のミゾゴイ調査は行われていない。そう準備書でも事業者は述べていた。ミゾゴイの関する影響評価、予測、保全措置を考える前提が崩れている。</li> <li>埼玉県知事意見として、事業地周辺で活動する自然保護団体等から情報収集するようにと助言が出ていた。</li> </ul> <p>しかし、事業地周辺で活動する団体ではなく、東京都府中市のNPO法人に聴取を行っている。この団体はモニタリング1000の調査のために繁殖期と越冬期に秩父の奥山で調査を行っているが、鳥類研究者の集団であって自然保護団体にはあたらない。他に事業地周辺や県内で活動する個人や団体がいるにも関わらず、あえて地元を知らない団体にだけ聴取を行っているのはフェアではないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業地の選定について 「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)／資源エネルギー庁」に、以下のことが示されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境保全の観点から適切な土地の選定を行うように努めること。</li> <li>○(法的)規制のない場所であっても、・・・希少野生動植物の生息・生育地、自然性の高い地域等への発電設備の設置は・・・十分に考慮して土地の選定を行うことが求められる。</li> </ul> </li> </ul> <p>上記を怠っていると認められる場合には、再生可能エネルギー特別措置法第12条(指導・助言)対象となる可能性がある。このため、経産省ではFIT認定時においては、同ガイドラインに従った適切なかたちで事業を行なうことについての同意・誓約を確認しており、これがない場合には、認定をしないこととしています。認定後についても、遵守事項への対応が不十分であると疑われる場合には、適切な確認・指導を行っていく必要があるとしています。事業予定地は、まさに「多数の希少野生動植物の生息・生育地」である。このことをある程度把握していながら、この場所に太陽光発電施設の立地を決めた、すなわち「土地の選定」を行ったことは、資源エネルギー庁のガイドラインに沿っていないと言える。</p> <p>以上のことについては、同ガイドラインに基本的に既に書いてあることであり、令和3年5月7日参議院本会議において、経済産業大臣自身から、直接説明もなされています。当該地は、まさに希少野生動植物の生息・生育地、自然性の高い地域であり、事業地の選定は、同ガイドラインに反している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サンバ个体群は、繁殖ペアやペアを構成していない个体を含めた同種个体群の个体密度が適切に保たれることで持続的な生息が可能となっている「メタ个体群構造」をなしている。本事業によって繁殖ペアが欠けることを</li> </ul>	<p>域の重ね合わせによりその影響を検討致しました。そのうえで、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置等を考慮した結果、本種の好適な生息環境が多く残されることが考えられたことから、その影響は小さいと予測しました。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。採餌環境指数については、本種の繁殖場所のみならず、他所での繁殖・利用も想定して調査地域全体における餌資源の分布を推定したものであり、営巣地の位置に限定したものではありません。</p> <p>経産省環境審査顧問会においては、令和2年度に実施した調査により、ミゾゴイの繁殖が確認されなかったことをお示ししました。その結果、落葉期における本種の営巣地の探索の必要性をご指摘頂いたことから、令和2年の12月に本種の営巣地確認調査を実施し、その結果を基に予測・評価を実施致しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県知事意見として～</li> </ul> <p>ヒアリングを行った認定特定NPO法人は鳥類の保護活動のためのデータ収集、解析、調査手法開発を行っております。準備書などに記載しましたとおり、専門家としての豊富な知識を基に、有益なご助言をいただくことができ、予測・評価や保全措置を検討するうえで、十分活用できたものと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業地の選定について</li> </ul> <p>対象事業実施区域を含む調査地域には、現地調査の結果多くの重要な種が確認されたことを踏まえ、その種の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サンバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の当該地域の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の</p>

意見概要	事業者見解
<p>準備書も否定することができない。本事業により繁殖ペアが欠けるという環境影響が生じるということは、単にサシバの1つがいが増殖できなくなるだけではなく、本事業予定地におけるサシバの適切な個体群構造が保たれなくなって、地域個体群の消失が起きる危険性が十分に存在するのである。本事業地を含む小川町の西部は、県内だけではなく国内有数のサシバ生息密度を誇る。それが、本事業地の3ペアだけでなく、地域全体のサシバ消失につながることはあまりにも重大である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の方法について <p>本件環境アセスは、ミゾゴイや猛禽類に関する土地改変率や餌料指数、生息環境指数、出現環境指数のように定量的な数字を示しながら、その生存環境存在量、喪失量を求める根拠、生存環境減少率がどのくらいなら動物の生息環境に影響をあたえないのかを検証した根拠が全く示されない評価の方法が採用されている。サシバについても、主要行動範囲における利用形態別の採餌環境の変化が過小評価である可能性が否定できない。このように、本件アセスは、環境影響の評価方法についても非科学的でずさんであるとの指摘を免れない。</p> </li> <li>・本事業予定地に生息するミゾゴイ、サシバ、ハチクマ、ホトケドジョウは、それぞれ生態系の中で注目種とされている種である。すなわち、生態系の中で上位に位置する、あるいは地域の特徴を示すという観点から注目されている種である。このような種が持続的に生存できるかどうかは、地域の特徴的な生態系が保全されるかどうかを意味することになる。したがって、本準備書で取り上げる種の生息・繁殖が困難となるということは、特定の種に環境負荷がかかるということにとどまらず、地域の特徴ある生態系が破壊されることを意味している。このことは、気候変動問題とともに、今最も重要な環境問題である生物多様性の保全という観点に真っ向から反することになるのである。これら注目種への影響が大変大きいことから事業中止を求める。</li> <li>・鳴門市陸上風力ゾーニングマップ根拠資料（動植物編）によると、サシバは半径500m、ハチクマは半径1.5kmの範囲をレッドゾーン、つまり原則として立地不可とすべき地域としている。太陽光発電は風力発電よりも土地改変による環境影響が高いことから風力発電以上に立地が重要である。よって本事業地は全体を保全しなければならず、事業の中止を求める。</li> <li>・私達「比企の太陽光発電を考える会」自主調査チームは、環境アセスによる調査と並行して、地元鳥類学者の指導を仰ぎながら町民有志で野鳥調査を行ってきました。その結果、「国（環境省）絶滅危惧Ⅱ類／埼玉県絶滅危惧ⅠA類」に指定されている猛禽類「サシバ」の3ペアの繁殖、雛の巣立ちまでの確認ができ小川町役場にも報告させていただきました。さらに、もう一種、「国（環境省）絶滅危惧Ⅱ類／埼玉県絶滅危惧ⅠB類」に指定されている「ミゾゴイ」の調査では事業予定地内で4か所の巣を確認することができました（2021年1月）。そして、2021年4月から冬場に見つけた巣の情報をもとに予定地内数カ所で毎日轉りの録音調査を実施し、すべての箇所ミゾゴイの声を確認できました。このことからサシバ同様ミゾゴイも繁殖している可能性が非常に高いということがわかり、令和3年6月の現地調査では繁殖中の巣もあることも確認しています。</li> </ul>	<p>誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サシバ個体群は、～ <p>ご意見を参考とさせて頂き、サシバの保全にあたっては、確認された3ペアの繁殖が継続されるよう環境保全措置の確実な実施によりその影響の低減に努めてまいります。</p> </li> <li>・評価の方法について <p>生態系における評価は、他の環境影響評価事例等を参考として、各注目種で算出した生息環境指数の改変率や残される環境量からその影響を評価した他、ノスリでは「生息環境存在量の大きいエリアがまとまった範囲で喪失する」と予測する等、調査地域全体の改変量だけでなく、生息環境として好適なエリアの質的な検討も加えて予測を実施致しました。評価はその予測結果の内容を踏まえて、本事業による環境に与える影響が事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、という観点で実施致しました。その方法については、今後埼玉県や経済産業省の審査等を踏まえ、必要に応じてさらに検討してまいります。</p> </li> <li>・本事業予定地に生息する～ <p>ご指摘頂いた種をはじめとして、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の当該地域の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p> </li> <li>・鳴門市陸上風力ゾーニングマップ～ <p>本準備書においては、本事業の事業特性や地域特性に基づき、ご指摘頂いた種をはじめとして、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響を予測致しました。環境保全措置の確実な実施によりその影響の低減に努めてまいります。地域の方々の当該地域の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p> </li> <li>・私達「比企の太陽光発電を考える会」～ <p>ご意見を頂きましたように、対象事業実施区域を</p> </li> </ul>

意見概要	事業者見解
<p>2020 年の 11 月には小川町立図書館でサンバシンプジウムを開催し、調査の報告を行いました。誰でも参加できる報告会でしたが、事業者は参加せず、私達への情報収集活動もありませんでした。地元で活動する私達に相談しながら事業者は調査、評価を行うべきだったものと考えます。</p> <p>・準備書 791 ページ、「【分布】本州、四国、九州（日本固有種）に分布する。埼玉県では、亜高山帯から比企丘陵、加治丘陵等の山裾まで分布する。」とあるが、これは 1978 年の鈴木氏のデータであることは埼玉県レッドデータブックに記載がある。最近の情報では、比企丘陵では絶滅したと考えられていたので、本アセスでムササビが確認できたことは大変貴重である。環境変化は避けるべきである。</p> <p>・準備書 791 ページのムササビについて、「地形の改変及び施設の存在により、本種の生息環境の一部が消失する。このため、当初の事業計画の見直しにより、出来る限り生息環境への影響の回避を図る。この結果、本種の生息環境の改変率は下表のとおり、18.90%から 15.38%まで軽減される（6.67ha の改変回避）。</p> <p>また、確認されたねぐらは対象事業実施区域外であり、改変区域周辺にねぐらとなる樹洞がある大径木は確認されなかったことから、ねぐらへの影響はほとんどないと予測する。さらに、「フェンス等の設置範囲は最小限に留め、可能な限り連続した樹林を残存させる」等の措置を講じることにより、出来る限り本種の生息環境への影響を低減する。以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測する。」と記載がある。</p> <p>しかし、埼玉県レッドデータブック 2018 動物編にはこう書かれている。「丘陵帯では寺社の大木の樹洞や建物に住むが、ハクビシンやアライグマの増加によりそれらの種とすみかの競合が起こり、安定的な生息が脅かされていることが懸念される。」つまり、ねぐらが対象事業実施区域外であろうとなかろうと生息を脅かす要因は変わらない。だから事業地の土地改変率を少なくしたところで影響が小さくはならない。</p>	<p>含む調査地域には、現地調査の結果多くの重要な種が確認されました。ご指摘頂いた種をはじめとして、確認された動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サンバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>ご意見を踏まえまして、今後も状況に応じて必要な調査を検討・実施していく等、本事業による影響の低減に真摯に向き合っております。</p> <p>地域の方々の当該地域の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p> <p>・準備書 791 ページ</p> <p>ムササビへの影響は、本事業に係る開発行為における影響について予測したものとなっております。ハクビシンやアライグマ単体への具体的な防除策は現時点で想定しておりませんが、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」措置を講じて、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少すること等により、出来る限り現況のハクビシンやアライグマの生息環境の変化を抑える計画と致しました。</p>

意見書 259

意見概要	事業者見解
<p>・遠の平山山地の「蛭の里・内洞沢」は昨年の夏以来、猪や鹿・鴨・ハクビシン・アライグマ等による被害を受け続け、特に棚田群は壊滅の危機に瀕しています。</p> <p>昨夏は天水の棚田の全 17 枚 (25 アール) の全ての稲が分結を経て出穂間近という 6~7 月の 2 ヶ月間でまさしく根こそぎ猪と鹿に食べつくされてしまいました。</p> <p>これほどの惨状は稲作歴数十年の私にとって初めての体験でした。</p> <p>従って、我が家の自給米はゼロとなり、現在は市販米を購入して生活しています。また、私の遠の平山山地の環境保全活動を応援して下さっている都市生活者の皆様との稲刈り体験会・収穫祭(餅つき大会) イベントも全て中止せざるを得ませんでした。この他、環境指</p>	<p>動物の生息環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合は約 15%まで減少します。また、残存させる箇所は農耕地や住宅地に近い場所とし、改変区域と距離をとることで、獣害の発生等に配慮した計画と致しました。なお、本事業に伴う有害獣による獣害が起きた場合には、適切な対策を検討することとし、その防止に真摯に努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>標生物とも言える東京サンショウウオ・日本アカガエル・沢蟹・多種多用のトンボ類等も激減或いは絶滅しています。</p> <p>これほど急激な状況の悪化は過去に例をみないだけに、何が原因でこのような事態を招いてしまったのか見当が付きません。</p> <p>ただ、この内洞沢周辺(1km 以内) では、最近1~2年の間に嵐山町域も含めて5ヶ所約10万㎡に亘り山林伐採等によるソーラーパネルが新設されています。</p> <p>片や、内洞沢は、整備された天水棚田をはじめ、下刈りされた里山林(雑木林)が展開し鳥・獣たちにとっては絶好のエサ場となってしまったのでしょうか？</p> <p>稲以外にも畑作の西瓜・南瓜・サツマ芋・クレソン・山百合等もほぼ食べつくされてしまいました。そして、今年も間もなく蛍が飛び交うようになりますが、連夜に亘り猪も鹿もエサを漁って棚田周辺に出没しています。</p> <p>従って、”猪出沒中、ホタル見は危険です”という看板を準備中です。</p> <p>どうぞ、皆様、今年は「蛍の里」ならぬ、「猪の里」へのホタル見は自粛してください。</p> <p style="text-align: right;">遠の平山遊会清水浩史</p>	

意見書 260

意見概要	事業者見解
<p>・槻川では集中豪雨による川の氾濫を経験しています。上流から流れてきた土砂や流木等で被害はさらに大きくなっていました。前回に比べ、わずか10センチでも水位が上昇していれば被害の拡大は免れず、人命にも関わる危険性があることは明らかです。メガソーラー建設予定地より下流の地域においては、小川町の中心部であり、民家が集中している上に、川と民家は密接しています。メガソーラー設置後に前回と同等の雨量が発生した場合、被害が拡大するであろうことは明らかです。また、被災した場合、町の主要な機能が停止してしまった場合に、近隣の街とは山で隔てられているので、復旧作業には時間を要する上に、その間孤立してしまう地域も出ます。その事に対して十分な予防策がとられることは当然であると考えます。台風や集中豪雨、また山火事などの災害について、その時に起きうるであろう、崩落する土砂量の予想、水位上昇量の予想、山火事の想定範囲を含めた独自のハザードマップの作成、それについての対応策、緊急時の人と車の使用可能経路、緊急時に対応できる職員配置図と、その対応にあたる事業者の明記、被害地への補償範囲、責任者とその所在を明確にした上で、そのことを全町民がわかりやすく情報を入手できるような方法を示してください。小川町にとって山の環境は今後の町の存続に関わる重要な財産です。今、実際暮らしている町民の努力により、今後、国内外からもさらに注目される町となることは間違いありません。しかし環境を破壊してしまう事態になった場合、その努力が無駄なものになってしまう可能性があります。現在この町で暮らす人々の生活を脅かす事態となってしまうまいやう、世界からも評価されている小川町独自の文化と素晴らしい環境を損なうことのないソーラー事業のあり方と運営を強く求めます。以上です。</p>	<p>災害時は、常駐する警備担当職員による初期対応・情報伝達をおこなうほか、関係機関に速やかに報告を行い対応します。</p> <p>また、事前に消防署の確認を受け、消火設備を設置する等の備えを行います。さらに落雷による異常電流に関しては、避雷器、アース、プレーカーなどを設置し、火災を発生させないよう対策を実施します。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>■地域との関係構築の欠如</p> <p>そもそも本事業である太陽光発電事業の準備説明会が一度も開催されておらず、地域住民とのコミュニケーションが全く図られていません。また、各種調査やその分析、とりまとめ一つを拝見していても、地域住民の暮らしへの配慮が完全に欠如し、事業者のご都合だけが主張され、環境影響評価の基準さえクリアすれば後のことはどうでもよいという意図が見て取れます。これらは、おおもとである事業計画策定ガイドラインの第2章第1節2. 地域との関係構築について全く順守がなされていない計画と言わざるを得ませんので、改めて事業計画の見直し及び中止を検討してください。</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p> <p>今後も、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じ、ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>■残土について</p> <p>①準備書 P. 4-80(337)小川町町長の意見 2-6-1) は「…大量の土砂が持ち込まれる。基本的に事業地内での切土・盛土を計画されたい。」とあります。</p> <p>これに対し、事業者は「ご指摘を踏まえ、事業計画を見直し、対象実施事業区域内での切土範囲を増やし、搬入土量を低減させました。」と記載されていますが、小川町町長の意見は『事業地内で全て完結してほしい』という趣旨です。搬入土量を 60%減らせば指摘に対して改善されたという話ではありません。</p> <p>令和 2 年 11 月 16 日には小川町議会でも「さいたまメガソーラー事業での土砂(客土)搬入に強く反対する件について全会一致で請願書を提出しています。なぜ外部からの土砂の搬入が必要なのか、住民が納得できる具体的な根拠を示してください。</p> <p>もし北傾斜の斜面があるから盛土が必要だという根拠を並べるのであれば、そのような傾斜のある土地を選定した事業者側の選定基準に問題があり、そもそも本事業計画は、事業計画策定ガイドラインに則った適切な土地の選定がなされていないということではないでしょうか。</p> <p>②私達は、小川町で農業を営んでいる者です。ご存知のことと思いますが、小川町は有機農業の里として全国から人が訪れるまちです。2014 年には、日本農林水産祭村づくり部門天皇杯を受賞し、現上皇、上皇后陛下が視察にいらっしゃいました。それほどに循環型農業が浸透している土地柄です。そのような地域にわざわざ外部の大量の残土を持ち込むのであれば、多くの農業者が安心して農業を永続的に続けられるよう、放射能測定など、確実に安全性の証明された残土であってほしいです。ところが、搬入残土の取扱業者である UCR では、試験項目状に土壌の放射能測定項目はなく、検査する計画はないそうです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象地に搬入する前の段階で残土の放射能測定検査を行う体制を整えられますか。整えられませんか。いずれかでお答えください。</li> <li>残土の放射能測定検査行って頂けるのであれば、誰がどのような頻度で検査を行うのか、また、検査結果を全町民が知ることのできる仕組みを整えて頂けますか、整えて頂けませんか。整えられないのであれば何故整えられないのか、お答えください。さらに、どのような仕組みで全町民に検査結果をお知らせするのか、具体的な対応策を関係する各所(小川町役場担当課、埼玉県担当課な</li> </ul>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>今回の計画では、森林伐採を極力低減するため残置森林を 49.7%確保(法令では 25%)としており、改変部分を少なくしていることから、切土量を増やすことが制限され、ある程度の客土搬入を行わざる負えないものと判断しました。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

意見概要	事業者見解
<p>どと協議し、ここにその結果をご返答ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その際に定めた放射能の基準値をお答えください。</li> <li>・もし、放射能検査で基準値を超える残土が見つかった際には、速やかにそれらの残土の持ち込みをやめられる仕組みを UCR と協議・決定し、ここにその協議結果をご提示ください。</li> </ul>	
<p>■景観</p> <p>①景観の調査対象地の一つである笠原集落は、周辺住民及びハイキングや登山者が歩きながら景観を楽しむ地域の馴染みの場です。ところが、準備書によると落葉期も着葉期すらも対象事業区域がはっきりと視認されることが書かれています。これに対する予測結果が「低反射型太陽光パネルを採用するため、周辺の景観と馴染み、主要な眺望景観への影響はごく小さいと考えられる。」とされていますが、低反射型太陽光パネルは光害に対応する手段ではありますが、周辺の景観と馴染むと言う根拠にはなりません。</p> <p>実際、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」の第1節内の「土地及び周辺環境の調査・土地の選定」内の解説にも「“周辺の仲間との調和に配慮する”とともに、“反射光等による地域住民の住環境への影響がないように考慮する”」とわざわざ並列で記載されており、周辺景観との調和と反射光への対応はそれぞれ別個の課題として対応することがガイドラインとして求められていますので別個に対応策を記載してください。ガイドラインとして求められているのですから、それに対応しないのであれば、ガイドラインを遵守した事業計画ではないということです。</p> <p>そもそもメガソーラーを豊かな山あいの景観と馴染ませることなど、本来不可能であり、メガソーラーが視認される対象地は「除外する」のが、事業者側が検討すべき事項ではないでしょうか。</p> <p>「周辺の景観と馴染む」と結論付けるのであれば、その具体的な根拠を示してください。根拠がないのであれば対象事業区域の見直しをお願いします。</p> <p>②同景観項目における評価の結果、「森林伐採量を最小限に抑え…」とありますが、最小限とは具体的にどのような量を想定しているのか具体的な記載がありません。事業者の予定している「最小限」を具体的な数値で対象地全域について記載し、その根拠をご提示ください。</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>■土砂災害危険区域、特別警戒区域に対する配慮の欠如</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私は、栃本の麓の桜沢川沿いに住んでいます。2019年の台風19号の際にはかつて見たこともないほど河川が増水し、あと数十センチで氾濫するところでした。栃本周辺は、土砂災害警戒区域、及び特別警戒区域に指定されている地域です。事業計画策定ガイドライン第2章「適切な事業実施のために必要な措置」の第1節内でも土砂災害防止法の警戒区域や山林や丘陵地の急勾配地域等においては周辺環境へ悪影響を与えるおそれがあるため、十分に考慮して土地の選定、開発計画を行うことが求められているとされています。台風19号による対象地及び周辺の被害の状況はどのように把握されていますか。</li> <li>・桜沢川の崩壊地の現地は現場で実際に確認しましたか。</li> <li>・把握されているのであれば、なぜわざわざあのような土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている栃本の「桜沢川」に接する対象地で、切土、盛土、</li> </ul>	<p>対象事業実施区域の改変区域内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、対象事業実施区域内の実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。</p> <p>設計にあたっては、通常安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

意見概要	事業者見解
<p>残土搬入などという土地の大幅な改変をしようとお考えになるのでしょうか。</p> <p>桜沢川沿いに住む住民の絶対的な安全を保障できる根拠を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、今後台風19号クラスの大きな自然災害が起こり、対象地内での土砂災害によって近隣の住宅に損傷があった場合、また住民が命の危険にさらされた場合、どのような補償をしていただけるのでしょうか。それぞれ具体的な補償内容を提示してください。</li> </ul>	
<p>■交通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事期間中、1日150台の大型車が工事期間中3年間もの間、道路を使用することですが、交通量調査の地点が小川町小川344となっておりますが、もっとも工事現場に近く、周辺住民への影響のある地点が調査対象地点に選定されていません。飯田交差点及び宏仁会老人ホームさくらぎ苑入口、竹沢小学校入口でも調査を行って下さい。</li> <li>上記施設がある通りは、通学路であり、保育園の散歩コースです。1日の通行量4.5%だから渋滞は避けられると言われますが、交通事故の危険性、騒音、匂い、景観的不快感は増します。通学時間帯7～9時、14～17時台は道路を使用してもらいたくありません。「徐行」、「制限速度の順守」と言った交通ルールを守る大人として当然の対応にとどまらず、通学通園時間帯への配慮をどのように考えられているかお答えください。</li> <li>また、近隣保育園、学校等（小川保育園、大河保育園、小川幼稚園、大河小学校、竹沢小学校、西中学校、その他）が遠足等で対象地の登山をする日について、保育園や学校と年間を通じて綿密な連絡を取り、登山時間については大型車の通行は禁止にするなどの約束事をしていただけますか。具体的に配慮して頂ける措置について明文化してください。</li> </ul>	<p>交通量調査については、資材運搬等の車両が集結し影響が大きいと想定される国道254号、対象事業実施区域と国道254号を結ぶ区間の2地点の交通量調査を実施致しました。</p> <p>1地点はさくらぎ苑入口付近になります。</p> <p>その他の箇所については、現地調査を実施した2地点と比べて影響は小さいので調査は実施しておりません。</p> <p>また、資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜うよう努めてまいります。</p>
<p>■事業後について</p> <p>事業終了後の発電設備については、ガイドラインでは「可能な限り速やかに行うこと」とされています。また、ガイドラインでは再生可能エネルギー発電事業を実施する期間、つまり「企画立案から当該発電設備の撤去及び処分が完了される期間」のすべてに適用されます。</p> <p>事業者は、事業後の発電設備の撤去に関する詳細（期間、スケジュール、騒音や交通量等）及び撤去後の土地利用についても地域住民への情報開示を行う必要があるのではないでしょうか。事業終了後の撤去に関する詳細（期間、スケジュール、騒音や交通量等）、及び撤去後の土地利用計画について具体的に説明してください。</p>	<p>事業終了後は、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に基づき適切に実施していきます。</p> <p>また、解体撤去後の工事ですが1年間を計画しており、解体撤去工事に関する予測・評価結果についても準備書に記載しております。撤去後の土地利用計画については、早期緑化を図り、原状回復に努めます。</p>
<p>■説明会告知方法に対する疑問</p> <p>我が家は小川町原川小字桜沢地区に住んでいますが、今年度に入ってから説明会に関する案内は届いておりません。HPには説明会の事前告知ポスティングについて「特に重要な4地区650世帯については100配布近い配布数とする」と記載されていますが、原川地区の区長宅にすら届いておりません。4月13日に原川地区には100軒、飯田地区には200軒、笠原地区には90軒ポスティングされたそうですが、実際の世帯数を比較すると、あまりにもいい加減な数字です。仮にポ</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者Webサイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法</p>

意見概要	事業者見解
<p>スティングをされていたとして、飯田地区はなぜ3分の2程度の配布数なのですか？町内の知人、友人の中でポストィングされた者も一人もいません。曖昧な前提条件の中で計画が進んでいます。埼玉県知事の意見書にも「環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること。」とありますが全く順守する姿勢を感じません。もう一度説明会をやり直してください。</p>	<p>は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。なお、ご指摘の配布件数と世帯数の関係に関しましては、配布業者へのヒアリング・業界の慣習の確認によると、ポストィング禁止のポストや、ポストを見つけられない世帯、二世帯住宅、介護施設、社員寮等、複数の世帯とポストの数の乖離などにより、一般的に世帯数の70～80%の配布となることとです。</p>

意見書 262

意見概要	事業者見解
<p>■残土について ①準備書 P. 4-80 (337) 小川町町長の意見 2-6-1) は「…大量の土砂が持ち込まれる。基本的に事業地内での切土・盛土を計画されたい。」とあります。 これに対し、事業者は「ご指摘を踏まえ、事業計画を見直し、対象実施事業区域内での切土範囲を増やし、搬入土量を低減させました。」と記載されていますが、小川町町長の意見は『事業地内で全て完結してほしい』という趣旨です。搬入土量を60%減らせば指摘に対して改善されたという話ではありません。 令和2年11月16日には小川町議会でも「さいたまメガソーラー事業での土砂(客土)搬入に強く反対する件について全会一致で請願書を提出しています。なぜ外部からの土砂の搬入が必要なのか、住民が納得できる具体的な根拠を示してください。 もし北傾斜の斜面があるから盛土が必要だという根拠を並べるのであれば、そのような傾斜のある土地を選定した事業者側の選定基準に問題があり、そもそも本事業計画は、事業計画策定ガイドラインに則った適切な土地の選定がなされていなかったということではないでしょうか。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。 今回の計画では、森林伐採を極力低減するため残置森林を49.7%確保(法令では25%)としており、改変部分を少なくしていることから、切土量を増やすことが制限され、ある程度の客土搬入を行わざる負えないものと判断しました。</p>
<p>■土砂災害危険区域、特別警戒区域に対する配慮について ・私は、栃本の麓の桜沢川沿いに住んでいます。2019年の台風19号の際にはかつて見たこともないほど河川が増水し、あと僅かで氾濫するところでした。栃本周辺は、土砂災害警戒区域、及び特別警戒区域に指定されている地域です。事業計画策定ガイドライン第2章「適切な事業実施のために必要な措置」の第1節内でも土砂災害防止法の警戒区域や山林や丘陵地の急勾配地域等においては周辺環境へ悪影響を与えるおそれがあるため、十分に考慮して土地の選定、開発計画を行うことが求められているとされています。台風19号による対象地及び周辺の被害の状況はどのように把握されていますか。 今回の事業において、森林を伐採し太陽光パネルを設置し排水施設を施行することにより森林に蓄積されるはずの雨が表面水としてダムに流されそこから河川に流入することが予想されます。前述の通り台風19号では桜沢川は氾濫する手前まで水位が上がりました。栃本のダムがある状態でそこまでいっていたことから、今回の事業が完成した際には、森林地帯の浸透なしに直接水がダムへ流れ河川へ放水することによって河川が氾濫することが容易に想像できます。 2019年の台風19号の雨量と、計画が完成されたとき</p>	<p>対象事業実施区域の改変区域内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、対象事業実施区域内の実際にご指摘の台風19号通過に伴い崩壊した地点において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。 設計にあたっては、通常安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。 さらに、雨水を貯留する調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認できれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p>

意見概要	事業者見解
<p>に予想される桜沢川への河川への流入量と絶対に氾濫は起きないと言う根拠を示してください。</p> <p>・また、絶対に氾濫はおきないということでしたら今後台風19号並の自然災害が起こり、対象地内での土砂災害によって近隣の住宅に損傷または農地への被害などがあつた場合、また住民が命の危険にさらされた場合、どのような補償をしていただけるのでしょうか。今まで通りの生活ができるような十分な具体的な補償内容を提示してください。</p>	<p>調整池の水の出口には、オリフィスという小さい孔をあけております。この孔から流出する流量は下流河川の現況断面に対応しています。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

意見書 263

意見概要	事業者見解
<p>・小川町住民、大人から子どもまでわかる言語で説明する機会を設けて下さい。8-1-8-7にある「影響は小さい」とする科学的根拠を示して下さい。</p> <p>埼玉県知事の意見書にある(5).オですが、どの団体から情報収集したかまたその内容を開示して下さい。</p> <p>同じく(6).アにある聞き取り調査はされているようですが、官ノ倉山を訪れる人数としては少なすぎるため、埼玉県東京都群馬県の山岳にも聞き取り調査をしてその内容を開示して下さい。</p> <p>最後に少なくとも小川町民の半数以上から同意を得て下さい。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、大気質、騒音、振動、動物等の予測結果及び講じることとする環境保全措置を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への利用環境、利用経路等の程度を予測・評価しました。なお、大気質、騒音、振動、動物等の予測式、予測方法は、環境影響評価書準備書の各項目の予測手法に記載しました。</p> <p>対象事業実施区域およびその周辺における現地調査において、特に鳥類においてサンバヤミゾゴイといった重要な種が確認されたことをうけ、適切な対応を検討するうえで、鳥類の保護活動のためのデータ収集、解析、調査手法開発を行っており、活動範囲に埼玉県を含む認定特定NPO 法人の専門家にヒアリングを行いました。準備書などに記載しましたとおり、専門家としての豊富な知識を基に、有益なご助言をいただくことができ、予測・評価や保全措置を検討の際、十分活用できたものと考えております。</p> <p>官ノ倉山ハイキングコースの利用者の聞き取りでは、周辺の方が日常の散歩コースにしていることや、町外からの登山客も多いことを把握しました。この聞き取りで、ハイキングコースが、多くの方々の利用する重要な場であることは十分確認でき、環境保全措置への反映ができたものと考えております。</p>

意見書 264

意見概要	事業者見解
<p>・自分は小川町の隣の埼玉県東秩父村に7年前から住んでおります、小菅康平と申します。</p> <p>この度、小川町にメガソーラーを建設する計画があると聞き、反対意見を聞いて頂きたくメールを送らせていただきました。美しい緑地を破壊してメガソーラーで埋めるとするのは、景観もさることながら、せっかくの有機農業の盛んな小川町にも関わらず、田畑にもなる一番重要な土地を必要以上のエネルギーを作る為に犠牲にするという事だと思えます。</p> <p>国も、各都道府県も、もう随分前から食糧の自給率を上げる必要があると言いながら、それとは全く逆に当たるこういう建設計画を断行しようという動きはまるで理解できません。</p> <p>即座に中止して頂きたく思います。</p>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、有機農業への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべく、農薬を使用しない事業計画をはじめとする事業計画の検討を行って参りました。十分な環境配慮のもと、その大切な電気を供給する事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 265

意見概要	事業者見解
<p>・今回のアセスメント対象の地域は、埼玉県の中でも埼玉南西部の平地と秩父の山岳地域を結ぶ丘陵地域、平地でもなく山でもない、平地と小さな山々の間に川の流れる、いわゆる里山と呼ばれる特徴的な自然豊かな地域です。その情景は日本人が「里山」と聞いて思い浮かべるであろう人々の生活と自然がちょうどよく調和した「懐かしい」風景です。</p> <p>生態系においても特徴的で、険しすぎない小さな山と急すぎない川に挟まれた狭い平地にしか生息できない「トウキョウサンショウウオ」「ホトケドジョウ」など埼玉県の絶滅危惧種に指定されている生き物が生息している場所でもあります。</p> <p>なぜこれらが絶滅危惧種に指定されてしまうかというと、今回同様、開発され自然が損なわれてしまうので絶滅してしまうのです。ですので、今やっと生息している埼玉県の貴重な野生生物を守るには、この開発はしてはいけません。</p> <p>今回の環境影響評価でわずかに改変を回避していますが、残土の埋め立て、太陽光パネル設置等によりこの地域が乾燥化してしまい、これら絶滅危惧種の生物は守られません。</p> <p>太陽光パネルを広範囲に設置するならば、元々平地が広がっているようなもっと適した場所が他にいくらかもあります。わざわざ埼玉県でも特徴的で今では貴重な生態系が形成している地域に設置するべきではありません。</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとして、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 266

意見概要	事業者見解
<p>・ホトケドジョウは環境省レッドリストで絶滅危惧 I B 類、埼玉県レッドデータブックでは絶滅危惧 I A の希少種である。本種は飯田川および笠原川流域に生息するが本種の保全策が全く行われていない。</p> <p>準備書の D5 流域の飯田川は流域面積の半分以上が開発地に含まれ流量の流況変動が極めて大きくなる事は避けられない。この流域に生息する魚類や底生生物の全ての種が大きく影響を受けるが、準備書では事業実施区域外として影響は軽いとしているが、この流域のホトケドジョウは絶滅する可能性が極めて高いと判断する。</p> <p>準備書では施工中の濁水以外に調整池で貯水後の上澄み(表面水)を流すと記述されているが、ホトケドジョウは水温が低く流量の安定した湧水に生息することが多い種であり上流に溜池がある場所での生息は稀である。</p> <p>また寿命は野外では多くが 2 年であり数年にわたる開発事業ではその事業期間中は繁殖できず、寿命を終える事となる。飯田川の W5 と W8 地点間が主要な生息地であるが、本種の生息に対する配慮が全くない。</p> <p>飯田川では過去のゴルフ場開発によって、すでに上流側半分の生息地が失われており、さらに貯水池から流下するオオクチバス、ブルーギル、ウシガエルによって生息種は大きく影響を受けている。すでにカジカガエルはウシガエルの捕食によって絶滅している。現在</p>	<p>飯田川の流量についてのご指摘は、土地利用の変化により、雨水の涵養の変化が生じることで、地下水を通じた河川流量の変化の可能性があることについてのものと推察します。</p> <p>主な切土は対象事業実施区域内の尾根の部分であり、推定される対象事業実施区域の斜面の地下水の状況と考え合わせると、切土により下流の地下水の主要な供給源となる水脈を寸断するなどの大きな影響を与える可能性は低いと予測するほか、パネル設置範囲においてはチップ化した木材を敷くことにより、雨水浸透を妨げないように配慮した計画とすることなどにより、地下水に対する影響は、実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価しています。</p> <p>笠原川について、対象事業実施区域から放流される水は調整池を通して合流する計画としており、その位置は準備書の 2-30(31)にお示ししております。また、それより上流の流域には対象事業実施区域からの放流はありません。</p> <p>事業による水質への影響は、工事の実施時に降雨により濁水が発生する可能性があるため、また、土地または工作物の存在及び供用時に、対象事業実施区域の改変により濁水が発生する可能性があるため、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に</p>

意見概要	事業者見解
<p>の飯田川の本トケドジョウは調整池より流下したオオクチバス、ブルーギルにより淵の部分は捕食されて生息は無く、瀬の部分のみ生息しているが、今後の開発により流量が減少した場合、流量減少により絶滅する可能性が高い。</p> <p>また B3 流域の笠原川の上流部にも生息するが、準備書にはこの個体群の対策が無い。本流域では濁水対策を行う調整池の計画は無く施行の影響が直接及ぶ事になる。</p> <p>笠原川上流部の本トケドジョウ保全策を示すこと。</p> <p>計画書には水質、水象の状況、河川流量、流速、水位の項が、準備書には全くなり、濁水対策だけが記述されている。</p> <p>対象地の河川はいずれも小河川であり筏材による流況変動が魚や底生生物に大きな影響を与えるのに全く記述していない。</p>	<p>係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成 10 年通商産業省令第 54 号) 及び埼玉県環境影響評価条例を基に、環境影響評価の項目として選定しております。これに従い、調査・予測・評価を行いました。環境保全目標を下回っていることを確認しております。このように、事業の特性の観点から、選定すべき最も重要な項目としての水の濁りについて、上記の予測結果・評価が得られていることから、事業の実施が水質に及ぼす影響は低減されているものと判断しております。</p> <p>環境保全措置の確実な実施により、本トケドジョウへの影響の低減に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書には貴重種の調査結果の内、生息情報(図示したものが全て市民には非公開となっている。市民の目からは準備書に向けて調査されたものが妥当なものか全く判断できない。準備書を見る事ができても評価することは無理である。</li> </ul>	<p>確認された重要な種の位置情報につきましては、種の保全の観点から非公開としており、その対応は他の環境影響評価事例でも同様となっております。大変申し訳ありませんが、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>表 8-1-4-90(1)表 8-1-4-90(3)表 8-1-4-90(4)の一般生息態の参考文献に汽水・湛水魚類とあるがこれは何か</li> </ul>	<p>申し訳ございません。「淡水魚類」が正しく、評価書において修正致します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>メガソーラーの開発予定地には環境省のレッドリスト掲載種が 18 種、県のレッドデータブック掲載種が 112 種生息している。ここは保全を対象にすべき里山である。</li> </ul>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 267

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>おかねもうけのために小川町のしぜんをこわさないで。ハイキングコースや自然公園、畑、フィールドアスレックスなど林業もいろいろよいことができます。</li> </ul>	<p>事業者としましては、有機農業への配慮の重要性和、日常生活に不可欠な電気の供給事業を両立すべく、搬入土を大幅に減らす事業計画をはじめとする</p>

意見概要	事業者見解
<p>分らない残土で谷を埋めて地下水汚して、生態系壊して、子どもたち、孫達が住みにくい小川を残したいですか？じぶんだけお金もうけて気持ちがいいですか？自分の良心にきいてください。みんなが仲良く協力し合って質素でも笑いながら楽しくらせる小川町にしたいですね。小川住民の声をきかない自然破壊のメガソーラー設置はやめて下さい。</p>	<p>環境へ配慮した事業計画の検討を行って参りました。十分な環境配慮のもと、その大切な電気を供給する事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 268

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クモ類を調査していないがいかなる理由なのか</li> </ul>	<p>調査項目は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）、埼玉県環境影響評価条例及び他の環境影響評価事例を参考に選定し、その結果本事業においてクモ類は選定しませんでした。また、調査項目を明記した調査計画書段階で埼玉県及び経済産業省の審査を経て、その内容を確定致しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ため池のプランクトンは調査しないのか</li> </ul>	<p>調査項目は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）、埼玉県環境影響評価条例及び他の環境影響評価事例を参考に選定し、その結果本事業においてプランクトンは選定しませんでした。また、調査項目を明記した調査計画書段階で埼玉県及び経済産業省の審査を経て、その内容を確定致しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月20日に開催予定であった準備書説明会の開催を知らせるチラシを事業者は町内に7650枚ポスティングしたと説明するがそれから1ヶ月以上経過しても町内から一枚も見つからない。ポスティングしたとの話はきわめて疑わしい。</li> </ul>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・哺乳類調査でシャーマントラップを用いて調査しているが、この方法は県より許可を得る必要がある。許可証番号と許可を受けた者の氏名を記すこと。</li> </ul>	<p>準備書の調査に係る許可証番号は令和元年度が「松環第 5-4-1～13 号」、令和 2 年度が「松環第 5-3-1～13 号」です。氏名は申し訳ありませんが個人情報を含むため記載を控えさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚類調査では小型定置網、セルピン、かご網を用いて調査しているが、この漁具は特別採捕許可が必要と思われる</li> </ul>	<p>準備書の調査に係る許可番号は「指令水研第 300 号」、「指令水研第 301 号」、「指令水研第 176 号」及</p>

意見概要	事業者見解
<p>る。許可番号と許可を受けた者の氏名を記すこと。</p>	<p>び「指令水研第 177 号」です。氏名は「エトリオン・エネルギー3 合同会社 職務執行者 加藤 隆洋」です。</p>
<p>・意見の提出期限が 6 月 14 日までとあるが、サンバ、ハチクマ等の調査の 2 年目はまだ公表されていない。子のような時期に期限を設定する事は市民に 2 年目の結果を公表しない事と同様の行為である。</p>	<p>猛禽類調査の調査期間については、調査方法等を明記した調査計画書段階で 1 営巣期の調査を記載しておりました。その後その内容について埼玉県及び経済産業省の審査を経て内容を確定したことから、1 営巣期の調査をもって予測・評価を実施致しました。一方、準備書に記載したとおり調査の結果サンバをはじめとした猛禽類の繁殖が確認されたことから、当初は計画していなかった第 2 営巣期の調査を実施することと致しました。その結果は評価書において記載するとともに、必要に応じて予測・評価を見直し、本種への影響のさらなる低減に努めてまいります。</p>
<p>・餌資源調査において複数箇所において「ザリガニ」との記述がある。日本には単なるザリガニと称する種はなく、在来種であれば「日本ザリガニ」外来種であれば「アメリカザリガニ」との名称がある。単なる「ザリガニ」都の記述はどちらとも判断しかねるあいまいな表現である。全てのページの「ザリガニ」記述を訂正すること。</p>	<p>本調査で対象とした種はアメリカザリガニであることから、評価書において修正致します。</p>
<p>・水環境の水質は水の濁りのみの調査と推測できるが、飯田川などは流域の半分が事業地となり、河川流量の減収が予測されるが、なぜ流量を調べることを行わないのか。</p>	<p>環境影響評価の調査等の項目は、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成 10 年通商産業省令第 54 号) 第 21 条第 1 項第 5 号に定める「太陽光発電所 別表第 5」備考第 2 号に掲げる一般的な事業の内容と本事業の内容との相違を整理して把握した上で、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、発電所アセス省令第 21 条の規定に基づき、環境への影響が生じる可能性のあるものを選定しました。</p> <p>ご指摘は、土地利用の変化により、雨水の涵養の変化が生じることで、地下水を通じた河川流量の変化の可能性があることについてのものと推察します。</p> <p>主な切土は対象事業実施区域内の尾根の部分であり、推定される対象事業実施区域の斜面の地下水の状況と考え合わせると、切土により下流の地下水の主要な供給源となる水脈を寸断するなどの大きな影響を与える可能性は低いと予測するほか、パネル設置範囲においてはチップ化した木材を敷く、対象事業実施区域内の道路は碎石を敷くことにより、雨水浸透を妨げないように配慮した計画とすることなどにより、地下水に対する影響は、実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価しています。</p>
<p>・準備書によると、流域には施設内に調整池が造られるが、それとともに従来から存在したため池にも直上流に調整池が存在する事になる場所がいくつかある。このため池においてプランクトン調査は行わないのか。行わない理由はなにか。</p>	<p>調査項目は、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成 10 年通商産業省令</p>

意見概要	事業者見解
	<p>第 54 号)、埼玉県環境影響評価条例及び他の環境影響評価事例を参考に選定し、その結果本事業においてプランクトンは選定しませんでした。また、調査項目を明記した調査計画書段階で埼玉県及び経済産業省の審査を経て、その内容を確定致しました。</p>
<p>・準備書においてクモ類は調査しないのか。いくつかのレッドデータブック(2018)掲載種が出現する可能性があり、是非調べておくべきものである。</p>	<p>調査項目は、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成 10 年通商産業省令第 54 号)、埼玉県環境影響評価条例及び他の環境影響評価事例を参考に選定し、その結果本事業においてクモ類は選定しませんでした。また、調査項目を明記した調査計画書段階で埼玉県及び経済産業省の審査を経て、その内容を確定致しました。</p> <p>なおクモ類については、生態系の調査において注目種の餌資源として土壌動物を調査しており、その中で対象としております。種毎の予測・評価はしていませんが、クモ類を含む土壌動物の存在量の観点を予測・評価に取り入れております。</p>
<p>・準備書の表 8-1-4-80(13)について</p> <p>サシバ確認状況 1 行目。 対象事業実施区域外で 1 例とあり、対象事業実施区域内外で合計 359 例とあるがなにが異なるのか</p> <p>サシバ確認状況 3 行目。 対象事業実施区域内で 2 ペアとある。具体的にどのあたりか。一般(住民等)には貴重種の位置情報は全て非開示(白ヌキ)なので A ペア B ペアと言われても判断ができない。笠原ペアなど地名で判断可能な標記をすべきである。</p> <p>サシバ工事用資材等の搬出入 5 行目。 忌避行動が生じると考えられるとあるが忌避行動は繁殖失敗に繋がる行動の一部ではないのか。</p> <p>サシバ工事用資材等の搬出入 6 行目。 区域外及び改変区域外に本種の生息環境が存在しとあるが対象事業実施区域内外ではないのか。</p> <p>サシバ工事用資材等の搬出入 9 行目。 運搬車両による搬出入が一時的に集中しないようとするが一時的に集中しないようどのように実施するのか</p> <p>サシバ工事用資材等の搬出入 14 行目。 一部ペアの予測に不確実性があるとあるが一部ペアとはどの地区のペアか</p> <p>サシバ工事用資材等の搬出入 15 行目 順応的な環境保全措置とあるが順応的な環境保全措置とはどのような措置なのか</p> <p>サシバ建設機械の稼働 2 行目 対象実施区域外及び改変区域外に本種の生息環境とあるが確認状況 3 行目の対象実施区域内で 2 ペアの記述と矛盾している。</p> <p>サシバ建設機械の稼働 4 行目 集中稼働を避けるのとことであるがどのようにして集中稼働を避けるのか</p> <p>サシバ建設機械の稼働 6 行目 本種の繁殖への影響に配慮するとあるがどのような</p>	<p>サシバ確認状況 1 行目 「対象事業実施区域外で 1 例」は、猛禽類以外の鳥類も含む一般鳥類の調査で確認された結果で、「対象事業実施区域内外で合計 359 例」は猛禽類調査で確認された結果です。</p> <p>サシバ確認状況 3 行目 重要な種の位置情報はその保全の観点から非公開としており、ペア名についても他の環境影響評価事例を参考に位置が類推できる名前は使用していません。申し訳ありませんが、ご理解の程何卒よろしくお願い致します。</p> <p>サシバ工事用資材等の搬出入 5 行目 A ペア及び C ペアについては巣から走行ルートが離れていることから、繁殖への影響も小さいと予測しております。一方、B ペアは巣と走行ルートがやや近いため、「工事用資材等の運搬車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める」、「建設発生土を原則場内で有効利用し、場外への運搬車両を低減する」等の措置に加えて、さらに、「工事工程を調整し、本種の繁殖への影響に配慮する」措置を講じることにより、特に本種の繁殖期の影響を低減してまいります。</p> <p>サシバ工事用資材等の搬出入 6 行目 対象事業実施区域のうち改変区域以外は工事を実施せず環境が残されることから、改変区域外についても言及致しました。</p> <p>サシバ工事用資材等の搬出入 9 行目 まず、当初計画から搬入土量を 6 割以上低減することにより、必要な資材運搬等の車両台数全体を削減し、準備書の 2-25(26)にお示しするように、各月の搬出入車両がなるべく一樣になるような計画としました。そのうえで、更なる具体的な平準化の方法等については、今後工事の詳細な施工計画を策定していく段階で検討することとなりますが、図書に明記した環境保全措置を確実に実施し、影響の低減に努</p>

意見概要	事業者見解
<p>ことを行って繁殖への影響を配慮するのか</p> <p>サシバ建設機械の稼働 10 行目 環境保全措置を検討とあるがどのような環境保全措置なのか</p> <p>サシバ造成等の施工による影響 4 行目 地域の生態系に配慮した早期緑化とあるが地域の生態系に配慮した早期緑化とはどのように緑化なのか。その作業工程はどこにあるのか。</p> <p>サシバ造成等の施工による影響 6 行目 工事工程を調整し、本種の繁殖への影響に配慮するとあるがどのような工程調整なのか</p> <p>サシバ造成等の施工による影響 10 行目 必要に応じて順応的な環境保全措置とあるが必要に応じて順応的な環境保全措置とは何か。どこに欠いてあるのか</p> <p>サシバ地形改変及び施設の存在 5 行目 高度利用域の一部が消失するものの、その面積は小さいとあるがどの程度の面積が消失するのか。また消失する面積が小さいことが影響は小さいと言える根拠はなにか</p> <p>サシバ地形改変及び施設の存在表 表中で B ペアの見直し後の面積見直し後の面積の変化は 1%に満たない。これで見直しとは言えない。</p> <p>サシバ地形改変及び施設の存在表 表中に C ペアを記述しない理由はなにか</p> <p>サシバ地形改変及び施設の存在 13 行目 定期的な草刈りとあるが定期的な草刈りは年 1 回なのか年 3 回なのか草刈りの回数と方法で植生は大きく異なってくる</p> <p>サシバ地形改変及び施設の存在 15 行目 巣と改変区域の位置関係で A ペアではどうなのかさらに B ペアではどうなのか</p> <p>サシバ地形改変及び施設の存在 8-1-4-170(810)の表中の A ペア、B ペアの営巣中心域面積が示されているが、環境省の示すサシバの行動範囲の 1/3 程度の面積となっている。営巣中心域面積のみでなく調査で得られたサシバ A ペア、B ペア C ペアの行動範囲の面積は示してあるのか。ないのなら示すこと。</p> <p>サシバ地形改変及び施設の存在 20 行目 C ペアについて不確実性は無いのか</p>	<p>めてまいります。</p> <p>サシバ工事用資材等の搬出入 14 行目 巣と走行ルートが近い B ペアになります。</p> <p>サシバ工事用資材等の搬出入 15 行目 工事中の調査で影響がある、大きいと判断された場合に、一時的に工事を止める等、調査で確認された状況に応じた工事の実施内容の変更等が例として挙げられます。</p> <p>サシバ建設機械の稼働 2 行目 「生息環境」の意味合いは、確認状況で記載した営巣地の位置のみを示すものではなく、本種の採餌環境等の行動圏全体を含む環境（落葉・常緑広葉樹林、スギ・ヒノキ植林、草地、農耕地）を意図しており、この観点から、対象事業実施区域外及び改変区域外に本種の生息環境が存在する、としました。</p> <p>サシバ建設機械の稼働 4 行目 建設機械については、まず準備書の 2-18(19)～2-20(21)にお示しするように、各月・各機械の稼働台数なるべく一律になるような計画としました。そのうえで、更なる具体的な平準化の方法等については、今後工事の詳細な施工計画を策定していく段階で検討することとなりますが、図書に明記した環境保全措置を確実に実施し、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>サシバ建設機械の稼働 6 行目 特に本種の感受度が高いと考えられる時期の工事開始を避ける、工事の作業量を段階的に増やしていく等の措置を考えております。詳細な内容につきましては、埼玉県や経済産業省の審査等を踏まえて検討してまいります。</p> <p>サシバ建設機械の稼働 10 行目 工事中の調査で影響がある、大きいと判断された場合に、一時的に工事を止める等、調査で確認された状況に応じた工事の実施内容の変更等が例として挙げられます。</p> <p>サシバ造成等の施工による影響 4 行目 緑化計画については準備書の 2-55(56)に記載しており、具体的には、造成の際、対象事業実施区域内の表土をはぎ取ることで発生した土を造成後の吹き付け材料として使用し、表土の中に含まれる種子・根茎が根付くことによる従来の対象事業実施区域周辺の植物相の再生に努めることとしております。</p> <p>サシバ造成等の施工による影響 6 行目 特に本種の感受度が高いと考えられる時期の工事開始を避ける、工事の作業量を段階的に増やしていく等の措置を考えております。詳細な内容につきましては、埼玉県や経済産業省の審査等を踏まえて検討してまいります。</p> <p>サシバ造成等の施工による影響 10 行目 具体的な内容は実際の状況にもよるため記載しておりませんが、工事中の調査で影響がある、大きいと判断された場合に、一時的に工事を止める等、調査で確認された状況に応じた工事の実施内容の変更等が例として挙げられます。</p> <p>サシバ地形改変及び施設の存在 5 行目 C ペアについての改変率は記載しておりませんが、約 3.6%となります。</p> <p>サシバ地形改変及び施設の存在表</p>

意見概要	事業者見解
	<p>B ペアの営巣地中心域の改変率は A ペアよりも小さくその影響も小さいと予測したことから、より当初の改変面積が大きい A ペアの保全を中心に環境保全措置を講じることとしました。また、B ペアについては、見直しによる全体の改変率の減少率は小さいものの、改変を避ける場所を営巣地直近の箇所にしており、出来るだけその影響を低減する計画としております。</p> <p>サシバ地形改変及び施設の存在表</p> <p>C ペアについては、営巣中心域は改変されないこと、高利用域の改変率は約 3.6%と小さいことから、見直しによる改変率の低減は図っていないため、記載しませんでした。</p> <p>サシバ地形改変及び施設の存在 13 行目</p> <p>具体的な回数等については、今後工事の詳細な施工計画を策定していく段階で検討することとなりますが、既存文献等の内容の他、埼玉県や経済産業省の審査等を踏まえて検討してまいります。また、その効果は事後調査を実施して検証してまいります。</p> <p>サシバ地形改変及び施設の存在 15 行目</p> <p>A ペア及び B ペアについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置において、改変を避ける場所を営巣地直近の箇所にしており、出来るだけその影響を低減する計画としております。一方、まだ C ペアと比較しても巣から改変区域が近いことから、工事中や施設の供用時に調査を実施し、その影響の監視に努める計画としております。</p> <p>サシバ地形改変及び施設の存在</p> <p>本種の営巣中心域は「サシバの保護の進め方」(平成 25 年 12 月、環境省)に基づいて設定しており、この面積はサシバの行動圏の一部であることから、必ずしも一致するものではないと考えております。また、本種の予測は上記文献を基に実施した行動圏解析の結果に基づいて行っており、各ペアの行動圏全体の面積は算出しておりませんが、営巣中心域を含む推定した高利用域の面積は A ペアで約 65.1ha、B ペアで約 83.9ha、C ペアで約 89.1ha となっております。</p> <p>サシバ地形改変及び施設の存在 20 行目</p> <p>C ペアについては営巣地が対象事業実施区域から離れていること等から、不確実性は小さいと予測しております。</p>
<p>・ 準備書の表 8-1-4-80(8)について</p> <p>ハチクマ確認状況対象事業実施区域内外で 57 例が確認されたと記述されているが対象事業実施区域内では何例が確認されているのか</p> <p>ハチクマ工事用資材等の搬出入 2 行目</p> <p>旧作業道を基本とし、と記述されているが旧作業道と異なるのはどこか</p> <p>樹林環境の分断をできる限り小さくするとあるがどの程度小さくなるのか面積で示すこと。また分断の程度はどうか。</p> <p>ハチクマ工事用資材等の搬出入 3 行目</p> <p>利用は少ないと想定されることとあるが何で、どのような理由で利用は少ないと想定できるのか</p> <p>ハチクマ工事用資材等の搬出入 6 行目</p>	<p>準備書の表 8-1-4-80(8)について</p> <p>対象事業実施区域内では 50 例が確認されております。内外と表現されて頂いたのは、1 つの飛翔例で対象事業実施区域を横断することが多いためであり、上記の 50 例にはその横断した飛翔例も含んでおります。</p> <p>ハチクマ工事用資材等の搬出入 2 行目</p> <p>既存道路用地と計画道路用地の計画については、準備書の 2-8(9)～2-13(14)にお示ししており対象事業実施区域のどの位置を道路が通るのかを図示しております。また、既存道路の面積は 17,500m<sup>2</sup>、計画道路用地の面積は 14,200m<sup>2</sup>であり、全ての道路を新規に計画した場合と比較して、約 55%について既存の道路を利用する計画としております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>           変更区域外に本種の生息環境が存在し、とあるが変更区域外の本種の生息環境はどのようにして調べたのか            ハチクマ工事用資材等の搬出入 7 行目            計画的かつ効率的な運行管理とあるが効率的な運行管理とはどのような管理なのか            ハチクマ工事用資材等の搬出入 8 行目            場外への運搬車両を低減とあるが搬入だけでなく場外への運搬車両はどのような計画なのか            ハチクマ工事用資材等の搬出入 9 行目            本種の繁殖への影響に配慮するとあるがすでに繁殖を認めておりその生息範囲の確認が不十分なのにどのように配慮するのか            ハチクマ工事用資材等の搬出入 11 行目            人工代替巣を設置とあるが本種の人工代替巣への誘導は日本で成功例はあるのか            ハチクマ工事用資材等の搬出入 13 行目            順応的な環境保全措置とあるが順応的な環境保全措置はどこに記述されているのか            ハチクマ建設機械の稼働 2 行目            変更区域外に本種の生息環境が存在とあるが本種の生息環境を把握できていないのに変更区域外に生息環境が存在と言えるのか            移動・利用が可能であると推定されるとあるが生息環境の存在確認の調査を実施していないのになぜ移動・利用が可能と判断できるのか            ハチクマ建設機械の稼働 4 行目            本種の生息環境への影響を低減する本種の生息環境への影響低減する計画はあるのか            ハチクマ造成等の施工による影響 5 行目            工事工程を調整とあるがどのような工事工程なのか            ハチクマ造成等の施工による影響 7 行目            非変更区域へ営巣地を誘導するとあるが営巣を誘導した実施例はあるのか            非変更区域へ営巣地を誘導するとあるが人工代替巣とは別の計画なのか            ハチクマ地形改変及び施設の存在 4 行目            代償措置として人工代替巣の設置とあるが本種で人工代替巣の実施例はあるのか            ハチクマ地形改変及び施設の存在 5 行目            非変更区域へ新たな営巣地を創出・誘導とあるがどのように営巣地を創出・誘導するのか            ハチクマ地形改変及び施設の存在 7 行目            事後調査を実施してとあるが繁殖しなかった場合はどうするのか            ハチクマ枠外(枠下) 2 行目            人工代替巣を設置し・・・別の場所へ営巣地を誘導するのを踏まえとあるが実施例があれば具体的に示す事、またそれは御社が行っているのか。         </p>	<p>           ハチクマ工事用資材等の搬出入 3 行目            道路の表面は砂利を敷く計画としており、その環境と本種の一般生態から考えられる生息環境とを比較して、利用が少ないと考えております。            ハチクマ工事用資材等の搬出入 6 行目            「生息環境」の意味合いは、本種の確認環境や一般生態から考えられる生息環境(落葉・常緑広葉樹林、スギ・ヒノキ植林)を意図しており、この観点から、対象事業実施区域外及び変更区域外に本種の生息環境が存在する、としました。            ハチクマ工事用資材等の搬出入 7 行目            まず、当初計画から搬入土量を 6 割以上低減することにより、必要な資材運搬等の車両台数を削減し、準備書の 2-25(26)にお示しするように、各月の搬出入車両がなるべく一樣になるような計画としました。そのうえで、更なる具体的な準化の方法等については、今後工事の詳細な施工計画を策定していく段階で検討することとなりますが、図書に明記した環境保全措置を確実に実施し、影響の低減に努めてまいります。            ハチクマ工事用資材等の搬出入 8 行目            準備書の 2-25(26)にお示しするように、搬入車両と搬出車両は同数としております。            ハチクマ工事用資材等の搬出入 9 行目            本種の巣については飛翔の確認状況とその位置から、利用した可能性が高いと考えられたことから、同巣を営巣地として予測を実施致しました。本種の繁殖への配慮は、同巣の位置を踏まえて実施する計画としております。また、猛禽類については第 2 営巣期の調査を実施することと致しました。その結果は評価書において記載するとともに、必要に応じて本種の予測・評価を見直し、本種への影響のさらなる低減に努めてまいります。            ハチクマ工事用資材等の搬出入 11 行目            本種を対象とした、国内の人工代替巣による営巣地の「誘導」の成功事例は確認されておりません。確認された事例としては、オオタカを対象として設置した人工代替巣にハチクマが繁殖した例、自然的要因により落巣したハチクマの営巣木に人工代替巣を設置した結果、設置年に当該巣を利用し、繁殖に成功した例が挙げられます。            ハチクマ工事用資材等の搬出入 13 行目            工事中の調査で影響がある、大きいと判断された場合に、一時的に工事を止める等、調査で確認された状況に応じた工事の実施内容の変更等が例として挙げられます。            ハチクマ建設機械の稼働 2 行目            「生息環境」の意味合いは、確認状況で記載した利用した可能性がある巣の位置のみを示すものではなく、本種の確認環境や一般生態から考えられる生息環境(落葉・常緑広葉樹林、スギ・ヒノキ植林)を意図しており、この観点から、対象事業実施区域外及び変更区域外に本種の生息環境が存在し、移動が可能としました。            ハチクマ建設機械の稼働 4 行目            建設機械の稼働に伴う本種への影響の低減としては、「建設機械については、低騒音型の機械の使用に努める」、「計画的かつ効率的な工事計画を検討し、         </p>

意見概要	事業者見解
	<p>建設機械の集中稼働を避ける」等の措置の他、特に本種の敏感度が高いと考えられる時期の工事開始を避ける、工事の作業量を段階的に増やしていく等の措置を考えております。</p> <p>ハチクマ造成等の施工による影響 5 行目 特に本種の敏感度が高いと考えられる時期の工事開始を避ける、工事の作業量を段階的に増やしていく等の措置を考えております。詳細な内容につきましては、埼玉県や経済産業省の審査等を踏まえて検討してまいります。</p> <p>ハチクマ造成等の施工による影響 7 行目 非改変区域へ営巣地を誘導する措置は、人工代替巣の設置と同じものであり、非改変区域へ人工代替巣し、その場所での繁殖を誘導する計画としております。また、本種を対象とした、人工代替巣による営巣地の誘導の事例は、国土交通省が実施した事例の中では 1 事業が確認されております(設置直後の記録では繁殖実績無し)。</p> <p>ハチクマ地形改変及び施設の存在 4 行目 本種を対象とした、人工代替巣による営巣地の誘導の事例は、国土交通省が実施した事例の中では 1 事業が確認されております(設置直後の記録では繁殖実績無し)。</p> <p>ハチクマ地形改変及び施設の存在 5 行目 新たな営巣地の創出・誘導は、人工代替巣の設置による方法を計画しております。本事業において人工代替巣への誘導を実施する際には、営巣木周辺の営巣環境の事前調査等を踏まえて設置環境を選定する他、有識者に指導を仰ぐ等、出来る限り代替巣が使用されるよう努めてまいります。</p> <p>ハチクマ地形改変及び施設の存在 7 行 まずは上記のとおり、出来る限り代替巣が使用されるよう努めてまいります。本種による代替巣の利用が確認されない場合には、本種の確認状況や有識者の意見等を踏まえて、必要に応じて追加の保全措置を検討する等により対応してまいります。</p> <p>ハチクマ枠外(枠下)2 行目 本種を対象とした、人工代替巣による営巣地の誘導の事例は、国土交通省が実施した事例の中では 1 事業が確認されております(設置直後の記録では繁殖実績無し)。事業は国土交通省が実施したものであり、事業者による実績は有りません。</p>

意見書 269

意見概要	事業者見解
<p>・小川町、またその近隣(ときがわ町、東秩父村)は小高い山に囲まれた里山です。自然がいっぱいです。小川町は最近特に若い方が有機農業をする為、学ぶ為、移住する方も増えております。</p> <p>日本古来の食文化に貢献している地域もあると思います。安心・安全という言葉がコロナによってよく使われるようになりましたが、小川町は食の安心・安全を発信している場所です。国、県、市、町はこれを守っていかなければいけないと思います。山も川も水も守りたいです。埋め立て、太陽光発電は反対です。美しい日本、里山を守って下さい。守りたいです。</p>	<p>地域の方々の小川町やその自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じてご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 270

意見概要	事業者見解
<p>・土砂の搬入は何が入っているかわからない。危険な者が雨水に混入して流れたら河川が汚染され川の生物が絶滅するかもしれない</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p> <p>また、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>

意見書 271

意見概要	事業者見解
<p>・町の自然を守り、環境破壊を起こさないための意見と理由</p> <p>1 膨大な「準備書」への疑問</p> <p>「さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書」は、あまりにも膨大です。これでもか、これでもかというように分厚い準備書は続きます。「これだけのものを作ったのだからいいだろう」というような感じです。「要約書」(260 ページ)、資料編 (160 ページ)、2 分冊中 1 (640 ページ)、2 分冊中 2 (1336 ページ)、合計 (2396 ページ)。しかし、内容を見れば問題だらけです。その内容についての問題点については後述します。まず、全体的なことから述べます。</p>	<p>環境影響評価準備書には、環境に影響を及ぼす可能性のある項目について、調査・予測・評価を記載しております。その他、予測・評価の前提となる地域概況や、準備書に至る手続きの経緯なども記載するため、今回のページ数となりました。</p>
<p>2 住民に対する態度のおかしさ</p> <p>4 月 20 日、小川町「リリックおがわ」で開催された標記説明会は「お流れ」となりました。その原因は業者の不明瞭な答弁によるものです。</p> <p>参加者の一人から、「説明に入る前に聞いておきたいことがある」と次の 2 点が挙げられました。①この説明会を住民にどう知らせたのか②会社名が「小川エナジー合同会社」(令和 3 年 1 月 15 日変更)となっているがなぜこんなに何回も名前を変えるのか</p> <p>その回答は、①広告などを配布する業者に頼み全戸配布した②会社の都合であり他意はない</p> <p>参加者の中で、チラシがポストに入っていた人はゼロ。広告など配布する業者がごまかしをするとは考えられない。そして、業者はどこか。と聞けばその名は言</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4 月 13 日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>

意見概要	事業者見解
<p>えない。これで、出席者に信じてくれと言っても信じる人はいません。②など意味が分からない。</p> <p>こんなことで、3・40分、やり取りをしていて、出席者の質問・意見を封じて説明に入ろうとしたので、出席者全員退場した。説明を受けていません。</p>	
<p>3 社名を変更した原因は</p> <p>私は、小川町内の仕事をするのだから「小川」という言葉を社名に着けた方がいいと思ったのでは、くらいに考えていたが、もっと深い意味があったようです。</p> <p>会社はいくつも名前を持っています。「株式会社サンシャインエナジー」「さくら太陽光センター合同会社」「小川エナジー合同会社」みな同じ会社です。</p> <p>では、なぜ「小川エナジー」に変えたのか。</p> <p>2018年12月17日、(木部)28日(飯田)で、プリム跡地への「残土処分場」説明会が持たれました。その前には、プリム跡地に巨大な太陽光発電が出来るということでした。しかし、急遽「残土処分場」になり説明会が持たれました。</p> <p>2020年1月18日、太陽光発電設置の説明会。工事業者はサンシャインエナジーだが、請負業者は世界的にも有名なエトリオン・エネルギー3社合同会社ということでした。しかし、今年(2021年)4月、流会になった説明会の時は、エトリオンの名前は消えていました。</p> <p>その理由が分からなかったのです。分かりました。ある人がエトリオンに直接、サンシャインエナジーとの関係を聞いたら、まったく関係ない。エトリオンは「プリム跡地の太陽光発電は関係ない」とのことだったということです。</p> <p>思うに、エトリオンから抗議され、「エトリオンの名前を使う事が出来なくなった」ということではありませんか。その点については、県も把握していると聞いています。はっきりとご説明ください。</p>	<p>事業者の名称変更につきましては、環境影響評価準備書の「はじめに」で記載しましたとおり、合同会社の社員構成の一部変更に伴い名称変更したものです。なお、法人格としての「小川エナジー合同会社」は、「エトリオン・エネルギー3合同会社」と同一のものであります。また、代表者、主たる事務所の所在地にも変更はありません。</p>
<p>4 太陽光発電施設設置から残土搬入そしてまた太陽光発電施設設置へ</p> <p>最初の太陽光発電設置計画のときは、発電事業者、エトリオン・エネルギー3合同会社、工事事業者、サンシャインエナジー(深谷市)。それは説明会もなく、残土(客土)処分場、事業者、さくら太陽光センター合同会社。それが中止になり、太陽光発電施設設置へ変更、事業者、小川エナジー合同会社(令和3年1月15日変更)。この三つの事業の事業者名は違いますが、名前が変わっただけ、中身は同じではありませんか。</p> <p>こういう会社が信用できると思いますか。</p> <p>残土搬入には、住民の反対が大きくだめらしいので、一応、残土搬入の量を減らし「太陽光発電」に切り替えた。しかし、前のサンシャインエナジーでは、エトリオンとの問題があるのでまずい、そこで小川エナジーと即刻変えた、というのが真実ではありませんか。</p> <p>住民への告知を直接にはしていない事は、私自身受けていないのですから、とても認められません。名前を変えるということは、何か不都合な事があったからだろうということは一般的な常識です。</p> <p>この2点(嘘・ごまかし)からだけでも、このメガソーラーは認められません。違うなら、証拠を挙げてきちんとご説明ください。</p>	<p>事業者の名称変更につきましては、環境影響評価準備書の「はじめに」で記載しましたとおり、合同会社の社員構成の一部変更に伴い名称変更したものです。なお、法人格としての「小川エナジー合同会社」は、「エトリオン・エネルギー3合同会社」と同一のものであり、代表者、主たる事務所の所在地にも変更はありません。また、「株式会社サンシャインエナジー」は、「小川エナジー合同会社」の社員です。</p>
<p>5 地域での説明会用の「説明書」(全34ページ)の標記上</p>	<p>住民説明会開催時にご用意しました説明書は、口</p>

意見概要	事業者見解
<p>の問題点 読めないところが多すぎる 説明書というのは、読む人に分かりやすいもの、見えない文字があったり、分かりづらい言葉がいっぱい使われていたりしては困ります。しかし、次に示すところは、文字が全然読めません。分かる、分からない以前の問題です。まず、一番最初の表、OP2①環境影響評価の手続きのきれいな色付きの表の文字、全然読めません。そして、OP4③下の図面地図説明部分OP5③下地図説明部分OP6③上下地図説明部分OP8 上地図説明・・・と挙げていくと切りが有りませんので省略しますが、読めないところがいっぱいあり過ぎます。P10下④の表の文字など大切などところだと思いますが読めません。とにかくそういう個所を挙げると、全体で26か所にも及びます。読めない説明書は説明書の役割をしません。</p>	<p>頭で説明する際の補助的資料としてお配りしたものです。見づらい点がございましたことについては、深くお詫びいたします。 説明会開催時にご質問いただいた点につきましては、重ねて説明を行い返答を致しております。</p>
<p>6 自然破壊・景観壊しは明らか 小川町能増地域に大きな太陽光発電が出来てしまいました。そのみじめな姿は、涙が出ます。麓に昭和60年に建てた石碑には「美しい村づくり記念碑」と書かれています。誰が見ても景観は大きく損なわれ、自然が壊されています。 今、プリムゴルフ場跡地の広大な場所に、計画通りにメガソーラが張られたら、それこそ自然破壊、景観壊しは能増以上です。</p>	<p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>7 CO2削減になるのか CO2削減は世界の課題、国を挙げて実施しなければならないこと、何か太陽光発電がその役目をはたしているかに宣伝されることがありますが、はたして全てがそうでしょうか。たくさんの樹木を切り払うことは、返ってCO2を吸い、H2Oを出す自然を壊すことであり、マイナスではないでしょうか。</p>	<p>事業者としましては、再生可能エネルギーの供給を通じて、CO<sub>2</sub>削減を含め持続可能な開発を目標としております なお、事業に当たっては、森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。今後も、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>8 太陽光発電設置の目的はなにか 途方もない大きな太陽光発電を造ることに、CO2削減の大義名分が無いとすれば、それは、一企業の金儲けが目的でしかなく、地域には何の恩恵もないことです。地域の利益につながる事については、どこにも書かれてありません。 業者も当然考えてみれば分かる事と思いますが、この広大なメガソーラー設置が、(後で詳しく説明しますが)前記「景観壊し・自然破壊」となることは明らかです。また、残土など入れなくとも、メガソーラーは設置できます。ということは、残土搬入そのものが、太陽光発電設置の目的ということではありませんか。</p>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。十分な環境配慮のもと、その大切な電気を供給する事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。 地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>9 残土搬入の必要は全くない 2018年12月17日(木部)28日(飯田)の説明会のときは、「残土(客土)搬入」だけが目的の事業でした。その時の量は95,35m<sup>3</sup>でしたが、今回は35,5m<sup>3</sup>に減らしましたが、メガソーラー設置の今回の事業に残土搬入の必要は全くありません。プリム跡地は高低がたくさんあります。高い所から低い所に土を異動すれば、外部から残土持ち込みの必要は全くありません。たとえ、搬入の量を減らしたとはいえ、ものすごい量です。 これは、どう考えても、残土(客土)搬入だけの前の</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。 お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させるよう、対象事業実施区域内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p>

意見概要	事業者見解
<p>事業では、地元の反対が大きく「出来ない」と思い急遽変更したとしか思えません。</p>	
<p>10 残土搬入は何を起すか  (1) 崩壊事故誘発  すでに、崩壊事故はおきています。2019年10月の台風19号によってプリム跡地には、大きな崩壊事故が起こっています。これ以上残土を入れることは、ますます危険が増すだけです。太陽光発電設置には、残土など入れなくても十分可能なのに、多量の残土を入れようとするのは、その前の計画が「残土(客土)」搬入だけだったことから、はっきりしています。残土を入れる事が目的の太陽光発電設置なのでしょう。  因みに、標高50メートルもあるだろうと思われる、直角に近いところに30度の傾斜まで残土を入れるとしたら、ものすごい量が入るでしょう。前述の崩壊事故が起きたところが正にそうです。そう言うところが何か所もあるようですから、計画で言われている35,5m<sup>3</sup>では間に合わなくなるでしょう。つまり、残土事業計画の時と同じ残土の量が入られるということです。崩壊事故誘発は明らかです。  (2) 河川の汚濁、水中動物への影響大  台風、豪雨はこれからの気象変動によって十分予想されます。当然搬入された残土が流れ出します。そうすれば河川は汚濁されます。河川に生息している小動物は弱いものは死滅します。または減少します。このことは人間の生活にも影響しますし、自然破壊と言ってもいいでしょう。  北海道で海産物(昆布、わかめなど)が豊かだった場所が荒れてしまい採れなくなった。その原因が奥の山林が伐採されてしまった事だろうと言うことになり、大々的に植林をしたら、2~30年かかって海の荒れが治まったと言う実話が有ります。  大きな太陽光発電設置は河川の荒れを起こします。  (3) 生態系の破壊  アセスメント準備書の中にも、大きくページを割いて「生態系」の問題には触れています。分かっているからこそ、そうなっているのです。  ⑤環境影響評価の結果の中の○動物・植物・生態系の表47から58まで続く。そこには、哺乳類から始まり、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物などの種類が延々と書かれています。ただ、図鑑を写しただけとしか思われません。なんと、昆虫類に至っては845種、植物は657種、底生動物151種、そしてその中の何種かは(表50~52)きれいなカラー写真までつけています。  一々細かい事まで書きませんが、信じがたいことが数々あります。例えば、工事着手前に、植物でいえば、表56で、オニシバリ及びコウジュは工事の影響を受けない場所に移植するというのです。  動物では、タヌキの糞の分析では、土壌動物や植物が確認された(こんなことは調査しなくても分かる)。表53では、環境保全措置のため、6.73haの改変を回避(樹木伐採を止めたということか)。また、ハチクマは人口代替巢の設置。一部の重要な種は、事後調査で生息状況の把握などなど、信じがたい表現が目立ちます。  ただ、環境アセスのために作ったもの、としか考えられません。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、ご指摘の台風19号に起因する実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p> <p>ご指摘頂いた種をはじめとして、動物・植物・生態系に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サンバ等の猛禽類や移植を実施した植物を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>雨水を貯留する調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメ</p>

意見概要	事業者見解
<p>本当に、これらのごことを実施した事(他にもたくさんあります)を私たちにすべて示す事ができるのか。信じがたいという他はありません。</p> <p>実際に、動植物は異動・移植すれば素直に従うと思うとそうはいきません。沖繩辺野古では移植したサンゴの相当部分が死滅したと言われています。動物が素直にそこに住みつくとも思われません。</p> <p>(4) 農業への影響</p> <p>その水を使つての農業に影響を与えないはずがありません。多くの樹木が伐採され、メガソーラパネルを大きな面積で張られれば、豪雨によって洪水が発生し、田畑を壊してしまうことが起こるでしょう。「そのために調整池がある」と言うでしょうが、調整池そのものが氾濫し、返つて被害を大きくすることもありえます。その事実は、全国的にたくさん見られます。</p> <p>これからの気象の変化は予想を絶するものがあります。</p> <p>たくさんの樹木を伐採する事は非常に危険です。残土搬入などんでもないことです。農業は町の命です。</p>	<p>メンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p> <p>調整池の水の出口には、オリフィスという小さい孔をあけております。この孔から流出する流量は下流河川の現況断面に対応しています。</p>
<p>12 交通渋滞・特養施設への影響</p> <p>計算上、1日150台のダンプが出入りする。それは往復300台となります。特別養護老人ホーム「さくらぎ苑」の前をです。1日8時間で計算すれば、約1分30秒に1台の計算になります。どうして、交通に影響ないと言えるのですか。国道245号線にも大きく影響し渋滞を引き起こす請け合いです。</p>	<p>資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>13 最後に</p> <p>いろいろ書きましたが、今度の「太陽光発電施設建設事業」は、どうしてもやめてもらいたい。自分の土地をどう使おうと自由ではないか。という理屈もありますが、それは憲法にも示されているように、「住民の福祉に反しない限り」であります。自然・生態系破壊、特に動植物の絶滅危惧種への影響、台風豪雨などによる崩落・崩壊事故、河川の汚濁、交通渋滞の発生予測などなど挙げればいっぱいあります。事業中止の英断を心からお願いします。</p> <p>県・国等の判断も「不許可」になると信じています。</p>	<p>事業者としましては、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じ、地域の方々にご迷惑をおかけしないよう努めてまいりますので、ご理解を賜るようお願い申し上げます。</p>

意見書 272

意見概要	事業者見解
<p>・騒音被害の予想が甘い。工事現場近くにも人家(笠原・栃本地区)があります。建設工事、解体撤去工事とも騒音、dbは環境基準以内として計画には示してありますが、その基準にあまりに近い。ただ一応基準以内にしてあるにすぎないとさえ思います。この数値でも自然の動物、特に鳥たちにとっては脅威でしょう。絶滅危惧種サンバなどは絶対来なくなるでしょう。そういうことについて事業者はどう考えていますか。</p>	<p>建設機械、解体機械の稼働に伴う騒音の予測は、工事实施の最盛期を予測しており、最大影響を予測しております。</p> <p>なお、工事中はアイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めるため、影響は更に低減されるように努めてまいります。</p> <p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 273

意見概要	事業者見解
<p>・資金計画を示してください。 小川・嵐山町で太陽光発電を設置した(株)テクノシステムの社長らが、資金をだまし取ったとして逮捕されました(朝日新聞 5/28)。そこに融資していたSBIホールディングスは業務停止命令を受けて、SL事業から撤退の方針です(朝日新聞 6/9)。当該事業は数十億の規模になるかと思います。資金計画がちゃんとできているのでしょうか。</p>	<p>誠に恐縮ですが、資金計画等の公表は控えさせていただきます。</p>

### 意見書 274

意見概要	事業者見解
<p>・ハイキングコースの景観が壊れ、ハイカーが来なくなります。事業者としてはそう考えませんか。「石尊山の登山道」のところはダンプの通行道と重なるところがあります。計画では「景観」のことに少しも触れていません。ハイカーにとって景観は大事な事です。あの場所は森林の中、静かな雰囲気であり、小鳥のさえずりを聞きながら歩む、その周りの景観が何とも言えません。それがすっかり壊されてしまいます。事業者はそのようなことをどう考えているのですか。お答え下さい。</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 275

意見概要	事業者見解
<p>・河川の汚染、水生生物、魚類への影響 計画通りの残土(客土)の搬入が行われれば台風や豪雨の時には当然流れ出ることが予想されます。そのため調整池があるというのでしょうか。広い範囲にメガソーラーが張られた場合予想以上の水が出るでしょう。普段から調整池に水がたまっていればあふれだすことが無いとも限りません。 当然川が汚れ、底に住んでいる水生生物、魚類に影響が出ます。飯田川、笠原川どちらにもホタルが出ます。それもダメになるでしょう。また飯田川には、ここだけの貴重なホトケドジョウなどにも影響します。事業者はその心配にどう答えますか？</p>	<p>雨水を貯留する調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。 調整池の水の出口には、オリフィスという小さい孔をあけております。この孔から流出する流量は下流河川の現況断面に対応しています。 水生生物については、その生息環境は改変されないことから、直接的な影響はないと予測しております。一方、生息環境の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。 地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 276

意見概要	事業者見解
<p>・環境破壊メガソーラーメガソー設置に必要ないと思いません。*</p> <p>※事業者注記：原文のまま記載しております。</p>	<p>保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 277

意見概要	事業者見解
<p>・事業実施前の事業区域周辺の水質と事業実施後の事業区域周辺の水質の変化について実施後何年まで測定し、何年後までを事業による変化とみなすと考えているのか。もしもその変化が周辺に悪影響があった場合の対応の方法を示していただきたい。</p>	<p>水質の事業着手後の調査は、盛り土造成工事が完了し、一定期間が経過した後の1年間（渇水期、豊水期）、及び供用開始後、安定的に発電するようになった段階の1年間（渇水期、豊水期）ことを、環境監視計画で決めました。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

### 意見書 278

意見概要	事業者見解
<p>・原発でない自然エネルギーの太陽光発電だからと言って広大な森を伐採してそこに得体の知れない残土を入れて谷を埋め尽くしたらそのしっぺ返しを受けるのは事業者でなく地域住民である。壊れて破損したら誰が責任を持って元の状態に戻してくれるのか。確かに元に戻してくれたという話は聞いたことがない。</p> <p>今回は東京ドーム18個分の広さ。近年は想定外の豪雨もある。パネルの破損、土砂災害、残土に含まれている危険物質の流出、劣化している調整池の安全性は・・・など危険材料ばかりである。どう考えてもこの計画は反対である。</p>	<p>施設については、支持物の強度を高めるため、経済産業省「電気設備の技術基準の解釈」第46条の例示仕様の日本工業規格 JIS C 8955 に基づき、十分な強度を持たせて設置いたします。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>雨水を貯留する調整池につきましては、目視により正常に機能していることを確認済みです。工事着手の時に調整池の点検をし、補修等が必要であれば対処します。</p>

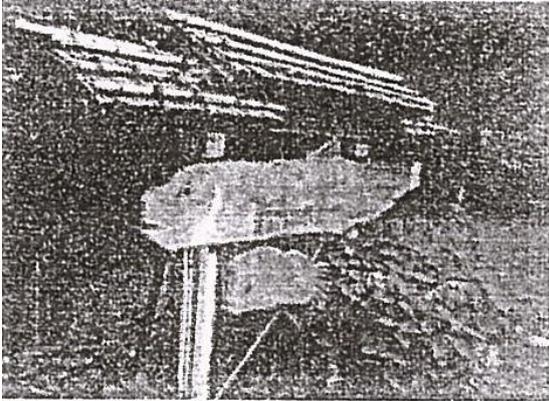
### 意見書 279

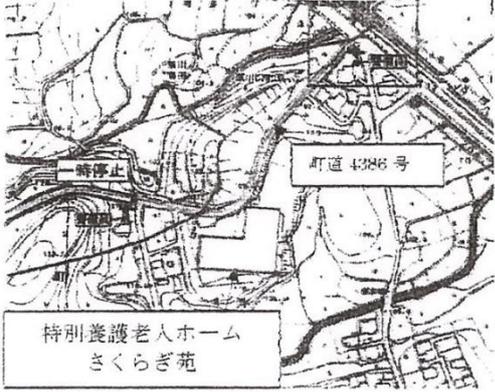
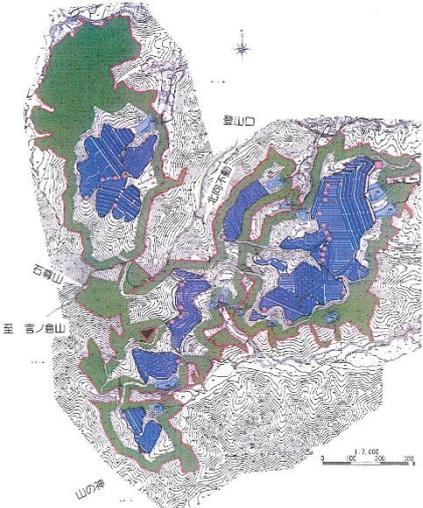
意見概要	事業者見解
<p>・緑の山がパネルの丘に 緑のハイキングコースにダンプの道 おいしい空気が土ぼこりに 多様な水生生物を汚染物質が襲う サンバ・ミゾゴイ等が住環境を喪失 想定外の土砂流出が民家を襲うことは絶対あってはならない 何一ついいことなしのこの事業、唯一の道はやめるこ</p>	<p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
と	

意見書 280

意見概要	事業者見解
<p>(A) 環境影響評価に取り組む姿勢</p> <p>環境影響評価の制度を歪める今回（令和3年4月）の説明会の対応は住民に謝罪し再度開催を要望します。</p> <p>「環境影響評価は事業者自らが調査結果を公表して住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境保全の観点より事業計画を作り上げていくという制度である」</p> <p>令和3年4月20日リリース小川で実施したという説明会は、日時、場所等住民に事前に知らせることなく実施したことは、この制度の目的を歪めるものである。事業者は全地域にポスティングしたという図表を後追い説明しているが利害関係が密接する4地区（飯田、笠原、原川、木部）で全て確認したが皆無である。ときがわ町、寄居町、東秩父村でも同様である。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>なお上記のとおり、ときがわ町、寄居町、東秩父村におきましては、ポスティングは実施していません。</p>
<p>(B) 事業者の資力信用について</p> <p>(1) 事業者は2017年11月から2018年2月にかけてゴルフ場開発で、破綻したプリムローズの跡地（45ha）にて無届で重機を稼働させ、沢、谷に向かってダンプの搬入路を造成し3年かけて残土搬入という計画を立てた会社である。</p> <p>この計画は、地域住民の指摘で断念。又県（東松山環境管理事務所）も2018年2月から3度にわたり調査に入り、不法行為を嚴重注意した。さらに県政2018年3月監視カメラを設置し2021年現在も稼働中である。その後事業者は残土事業として県に申請書を提出し、2018年から2年間で4度の説明会をもったが150万㎡の残土の搬入に対し住民の反対決議等でこの事業は挫折。</p> <p>(2) 事業者は令和3年1月15日から「エトリオン・エネルギー3 合同会社」から「小川エネルギー合同会社」に名称を変更したが、変更した理由の説明は無い。名称をコロコロ変える会社の信用は著しく欠けている。世界的な会社であるエトリオンのホームページには「エトリオン・エネルギー3 合同会社の事業には一切関与しておりません」と書かれています。</p> <p>小川エネルギーの地位継承の経緯も不明である。</p> <p>(3) 2015年深谷市本田の太陽光発電所事業説明会の議事録、対策委員から取材と調査によると、初めから平地林だった所に残土を搬入して15～20mの丘をつくりそこに太陽光発電を設置している。第1から第4発電所まで同じ規模のものが連なり搬入の残土は10トンダンプで4万台。</p> <p>(4) 事業者は「加藤造園」というゴルフ場運営を母体とし事業展開してきた会社で昭和59年から始まったプリムローズカントリー倶楽部の造成にも関わった会社で破綻巨額の債権をかかえたプリムの跡地45haを入手した。経緯は不明である。</p>	<p>2017年から2018年にかけてのその時期は、造成ではなく、ゴルフ場開発時の防災施設である調整池の現況調査、測量業務を行っております。これらの作業についてのご指摘であるものと推察します。</p> <p>また、ご指摘のダンプの搬入路とは、ゴルフ場開発時に造成された工事用道路のことと推察されます。これらの道路は、30年ほど前に造成されたものと思われまます。</p> <p>環境影響評価準備書に記載いたしました通り、令和3年1月15日付けで社員であるエトリオン・ジャパン株式会社から持ち分を全て譲渡されたことにより名称が譲渡人との誤認を解消するため商号変更致しました。</p> <p>エトリオン・エネルギー3 合同会社と小川エネルギー合同会社は商号変更をした同一の会社ですので、会社法上の承継は発生しません。</p> <p>事業者の構成社員が運営する別事業に関することですので、環境影響評価準備書には記載しておりませんが、数値等は事実と異なりますので議事録などご確認ください。</p> <p>事業者は、ご指摘の造成に係わった事実はございません。土地を入手した経緯は地元不動産会社と協力し、土地所有者の皆様、小川町、埼玉県、担保債権者と協議を経て、一つ一つ問題を解決して取得しています。具体的には仰られている様に進捗状況約4割ほどの造成途中で破綻していますので巨額の担保債権、税金の滞納がありました。またゴルフ場に土地を賃貸していた土地所有者の方で長年賃貸料の不</p>

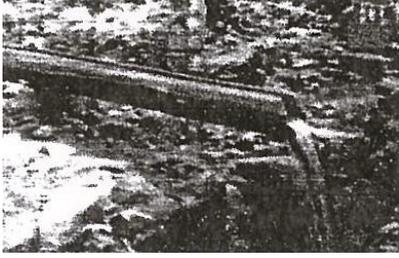
意見概要	事業者見解
	<p>払いなど不利益が生じていたと聞いています。そういった過去の問題、将来の不安を解決して土地を購入しています。</p>
<p>(C)説明書の内容</p> <p>(1) P7の土地造成計画でB案であっても3年間で10万台のダンプが稼働、その他5年間にわたって工事用の大型車両を考慮すると、その悪影響は測り知れないものがある。355,000 m<sup>3</sup>もの残土と称するもの搬入は、歴史上最大の大雨と台風の襲来、予測不可能な時代の到来で危険な計画である。特に2019年の台風19号の襲来の際は、県指定の土砂災害警戒区域の北久保沢で縦81m横40m以上の崩落があり現在も無残な姿をさらしている。また計画の飯田川、笠原川、桜沢川の源流に残土を埋め立て、太陽光発電を設置することは、これらの川の水系と水質を破壊し、森林の持つ水源涵養、水質浄化の機能を破壊する。</p> <p>その他、森林機能の果たす役割は</p> <p>イ) 生物多様性の保持 小鳥、小魚、昆虫、小動物、植物</p> <p>ロ) 水質浄化と水源涵養 水棲微生物、土壌微生物、森林の生態系の保持</p> <p>ハ) 大気浄化と土砂流出防止 CO2の吸収と温暖化防止</p> <p>二) 森林の景観 森林は人の心を結び自然と触れ合い交感する場</p> <p>ホ) 里山は日本文化の原像である 四季折々の里山の風景は日本人の心のふるさとである</p> <p>利権のみ求める業者の残土処分場計画には、この視点</p>  <p>が完全に欠落している 生物多様性保護のための看板(笠原区)</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>なお、対象事業実施区域の改変区域内には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は含まれておりません。</p> <p>また、森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。</p> <p>工事関係車両は、最大で大型車122台/日(往復244台/日)、小型車35台/日(往復70台/日)であり、これらの車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるほか、車両の整備、点検を適切に実施する、アイドリングストップを徹底するなどの環境保全措置を実施します。車両の走行は、昼間の時間帯にのみ発生する一時的なものあり、前記の環境保全措置を実施することで、環境への影響の低減を図ります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>(2)環境影響評価書には、ダンプによる残土の搬入で周囲の影響に対する配慮が全く無い。国道 254 号から計画地に入る町道 4386 号。ここには特別養護老人ホーム「さくらぎ苑」があり、ダンプの通過量の多さと騒音等 5 年間にも及ぶ等の評価が欠落している。よい介護を必要とする高齢者の生活と介護活動に相当な悪影響を及ぼすことになる。ちなみに「さくらぎ苑」の 1 日の車台数は従業員 67 台、介護の送迎車 52 台、介護の家族の車 15 台、その他、業者の車 10 台、計 144 台である。</p>  <p>町道 4386 号</p> <p>一時停止</p> <p>特別養護老人ホーム さくらぎ苑</p>  <p>さくらぎ苑の看板</p>  <p>介護送迎車</p>	
<p>(D) P4 土地利用図で事業者が無視していること</p> <p>① 計画地内に土地を所有する地権者の同意がない</p> <p>② 計画地の奥又は隣接する所に土地を所有する地権者の山道の利用権の侵害。</p>  <p>① 土地利用計画図の赤く囲ってある土地 6ヶ所</p>	<p>対象事業実施区域内は、全て事業者所有の土地となっていますのでご確認ください。また、区域外への影響を配慮し、残置森林帯を設けており、山道の利用に侵害を及ぼさないよう考慮した計画としております。</p> <p>ゴルフ場開発時に賃貸借で土地を貸していた箇所の中には、山道が造成と長年の不管理によって、現況道が確認できない箇所がありますので、同程度の面積の土地の交換（費用全額弊社負担）、通行用地の確保、計画区域内の計画地内の当然無償で所有地への通行権の合意、設定などを提案しています。なお合意等されずとも通行の利用に支障がないよう計画しています。</p> <p>山の神周辺は、残置森林帯になっているため、山道はそのままとなっており、通行等に支障は生じません。</p>

意見概要	事業者見解
<p>② 飯田山の神の周辺または奥にある土地を所有する地権者の通行権</p> <p>P30 景観  予測結果で笠原集落、石尊山、官ノ倉山をあげ事業地はほとんど見えず景観上問題なしとしているが。景観は春夏秋冬あり事業目的だけの評価は換気表アセスの制度にも反する。景観とは生活者、ハイカーの眼、市街地の主要道路からの景観も含めて大切である。景観を含めた自然は人間の生命活動の源であり、石尊山、官ノ倉山を含めた山河こそ人が訪れてみたい、住みたいと思う風景である。ちなみにホンダ小川工場から石尊山を眺めると標高がほぼ同じため計画地が丸見えである。角山の市街地から計画地は真近に見えて小川町の景観を破壊する事業である。</p> <p>P32 自然との触れ合い活動の場  「ハイキングコースと計画道路が交差する地点は利用者が従来通り通行できるようにする」交差する地点はニケ所ある。特に問題になるのは石尊山に至る北向不動の上にある交差点である。この計画では、歴史的に由緒ある北向不動から石尊山の鎖場との間において搬入道がハイキングコースのすぐ横を100m余り並行したり横切ったりする箇所が認められる。さらに谷間の湧水を埋めることに連なる。  因みに30年前のゴルフ場開発の時は50mの架橋でハイキング道への影響を最小限とした。搬入道の造成とダンプの行き交の影響は5年にも及ぶ。不動明王と36童子を祭った北向不動は住民の祈りの場であり地域の歴史的文化遺産でもある。ハイカーにとっては自然との触れ合いの場だけではなく、地域の歴史的文化遺産に触れ、精神の奥深い所で感動し生きる喜びにも連なる場所である。  また、笠原川の源流の破壊である。湧き水である不動の滝の破壊にもなる。  現在の計画はハイキングの質を著しく低下させるばかりではなく、七峰縦走に象徴される東武鉄道の産業事業、小川町の観光事業の魅力発信に大きな影響を及ぼす。又金勝山コースを含めて10万人以上の不特定多数のハイカーへの悪影響は測り知れないものがある。この搬入路は廃止すべきである。</p> <p>注) 春のイベントである七峰縦走は1日で7000人以上も参加する。春夏秋冬低山歩きの家族連れの多いのも官ノ倉山の特徴である。業者の環境影響評価は、コロナ禍の渦中であり正確さに欠けている。</p>  <p>不動明王と36童子を祭った北向不動</p>	<p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。</p> <p>ハイキングコースなどの主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している地点については、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから隔離する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。  また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人を隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p> <p>官ノ倉山ハイキングコースと対象事業実施区域が交差している地点については、環境影響評価準備書に記載のとおり、聞き取り調査によって住民の方が頻繁に利用し、登山やハイキングの場として地域外からの利用者も多いことなどを確認するなど、その価値を適切に把握しました。このことから、利用者が自由に通行できるようにフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから隔離する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努め、利用者への影響を低減します。  また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人を隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p>

意見概要

事業者見解



笠原川の源流で湧水もある不動の滝



残土処分場の計画図にハイキング道を重ねた図

ゴルフ場造成で破綻したプリムローズカントリー倶楽部の跡地で地権者が貸した土地、町が貸した赤道は、熊谷地裁の判決ですでに元の所有者に所属している。特に計画地内には、幅9尺から12尺の赤道が役40本。平成17年から2年間にわたった地籍調査では造成され調査不可能以外の赤道には境界確認の杭が打ちこまれている。都市計画法では、赤道は地権者や地区の同意がない時は貸したり売ったりすることはできない。

隣接する4地区（飯田、笠原、原川、木部）では、2019年から2021年にかけて反対決議をし、その意志を明確にしている。2019年8月県に提出。また、町の行政も2020年12月の議会で反対決議をし2020年12月14日付けで県に提出。

この事業者の土地利用計画、この前提が全く満たされていない。

本計画地は、以前の土地所有者から、所有権を事業者に移転しております。

残置森林帯を設けており、山道の利用に侵害を及ぼさないよう考慮した計画としております。

(E) 結論

山河と人の命を破壊する「さいたま小川町メガソーラー計画」は廃止を！



2021年5月23日 リリック小川で干ばつの大地

地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

意見概要	事業者見解
<p>を緑に変えた中村哲医師の 一何故 医者が用水路をつくるのかー タイトルで映画と講演があった。感動であった。 また数日前の新聞の歌壇の短歌 コロナ禍の看護師さんはアフガンの水路のごとく 白く輝く ー高田市 菊山正史ー と呼応して実に深く心を揺り動かされた。厳しい状 況の中の希望の水路である。 忙しく働く看護師の白いイメージがアフガンの水 路に呼応して力強く響いてくる。 私ごとだが、1977年夏40日間かけて旅したアフガン はカレーズという地下水の流れを探り当て、その流れ に沿って井戸を掘り、人にとって大事な生命の水を汲 み上げてきた長い生活の歴史があった。コーランの祈 りの朝、アーザンアーザンという礼拝の始まりの音が たからかに響きわたり私の魂を打つ。又パーミヤンの 断崖に刻まれた53mの巨大石仏。バンクーアミールで は砂漠に忽然と現れる湖も印象に残った旅であった。 中村哲氏の緑の大地づくりは水路を地下ではなく大 地につくる革新的発想である。言うは易しいが実行す るには大変厳しい風土でもあった。またアフガンの国 内で内乱という政治的風土、イスラム教という宗教的 風土、多民族という人種的風土。こうした厳しい現実を 一步一步と乗り越えて未来をつくる信念と情熱、行動 力はアフガンの大地を緑に変えた。60万人以上の農民 を生み生活の土台を造った。また水と同時に文化の抛 り所モスクを造り礼拝し祈る場も造った。モスクでは 600名以上の学童が学び伝統的文化も大切にしてい る。これに対し現在進行している巨大なメガソーラー 造りは、日本の山河を破壊する。再生可能なエネルギー の創出を錦の旗とし日本の誇る里山の景観を破壊す る。アフガンで中村哲医師が成し遂げた緑の大地造り とは真逆な状況が進行している。 ゴルフ場造りで破綻したプリムローズの跡地。86ha という跡地のメガソーラー造りは無秩序な緑の破壊、 景観の破壊、危険な土砂災害のたまり場と化す。 高齢化と後継者の不足で放棄された山林を安く買い 取り、固定価格の買い取り制度を利用して進行してい る山河と人の心の破壊は早急に対策を講ずべきであ る。 二酸化炭素を吸収して酸素を生み出す森林。豊かな 生態系を支える里山。子供たちの夢や冒険心をはぐく む山河。人々の生活や生き方に深く影響する山河の価 値を改めて見直すべきである。 国破れても山河ありで見事に復活してきた戦後の日 本。 山河破れて草木あり。草木破れて太陽光発電の黒い パネル群ありの悪夢を許してはならない。</p>	

意見概要	事業者見解
<p>破綻し荒涼としたプリムの跡地のさいたま小川町メガソーラー計画は直ちに廃止し住民参加型の町民の森造りに一步一步と進めるべきである。行動することで知恵も生まれ人と人の絆も生まれる。今は亡き中村哲医師が語りかけてくる生き方はこうした世界である。</p>  <p>遊牧民 (アフガニスタン)</p>  <p>ロバと少年 (アフガニスタン)</p>	

意見書 281

意見概要	事業者見解
<p>・残土埋めたてがやはり心配です。放射能汚染された土壌は搬入しないとのことでありますが、100%大丈夫と言い切れないと思います。汚染水がしみこんできれいでおいしい地下水が飲めなくなるとそれにかかわる産業がダメになってしまいます。残土埋め立てには反対いたします。</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>

### 意見書 282

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂の搬入は土砂の流出の危険性が高いので絶対反対する</li> </ul>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>河川が汚染される</li> </ul>	<p>太陽光発電は、稼働時に水質汚染を引き起こす汚染負荷を排出しません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>木を伐採すると台風や大雨の時被害が大きくなる</li> </ul>	<p>雨水を貯留する調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業にあたっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p>

### 意見書 283

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域は小川町の1.2%にあたる広大な里山です。また周辺は「土砂流出危険区域」指定地です。このような土地に約36万m<sup>3</sup>の土砂を搬入することは環境や景観の悪化のみならず、土砂災害も起きてしまう可能性が高まります。ましてやこの間の台風による風水害を体験していればなおさら不安にさらされます。小川町の大切に美しい自然を次世代に残していくためにも納得できる説明をして下さい。</li> </ul>	<p>対象事業実施区域の改変区域内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区などは含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、ご指摘の台風による実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>

### 意見書 284

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境へ悪影響多大であると考え</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 285

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境破壊に抗議します。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 286

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化防止が急がれている中、酸素放出の木を切り、気温を上げるなど逆行する行為は止めなければならない。自分で自分の首をしめる行為です。止めて下さい。</li> </ul>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、CO<sub>2</sub>を排出する化石燃料に頼らない電気の供給事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>比企地区は緑と水と風と太陽が売りの地域で、求めて遠方からも来るのです。これをなくすことはない！なくしては人は生きていけない。止めて下さい。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 287

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮してほしい</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 288

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>私も小川町に生まれ育ち、子供の頃の思い出としては山には山菜採り、澄みきった川にはメダカやドジョウがいて夏の夕暮れにはホテルが飛び交う様な所でした。そんな自然豊かな街の風景をこわす様な工事、ましてや土砂流出危険区域との事。土砂災害が起きてからでは遅すぎます。工事の反対を希望します。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 289

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>私は小川町に生まれ育ちました。美しい清流と緑につつまれた里山には小川町に住んでいた私にとって誇りに思える町です。 今でもその美しい清流と緑を求めて県南の人や都内に住む人が観光に訪れます。又この小川町に住みたいと思ひ移住してくる人もいます。 そんな小川町の景色を壊す様な大規模な工事には反対です。しかもその周辺は深い谷もあり「土砂流出危険区域」に指定されているということであり、盛土等により災害が起きる可能性もあります。又その上流の飯田川、笠原川にはホテル、ホトケドジョウ等貴重な生物が生息しています。この自然を残して欲しいです。この広大な自然に恵まれて有機農業が続いています。そんな広大な自然に恵みをもった里山の樹木を伐採してまで太陽光発電はいらないと思います。 事業に関してはきちんと地域の住民の声に耳を傾けていただきたい。</li> </ul>	<p>ご指摘の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。 また、対象事業実施区域の改変区域内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区などは含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、ご指摘の台風による実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>

### 意見書 290

意見概要	事業者見解
<p>・小川町の大切な自然を壊さないで下さい。ソーラーだからといって自然をこわしてまで設置してよいものではありません。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 291

意見概要	事業者見解
<p>・残土に何が入っているかわからない。残土を入れないでほしい。残土をいれたら県は管理できますか？設置された場合、メガソーラーパネルがくずれても放置され、泣き寝入りでは困る。誰が対応してくれるのか。自然豊かな小川町を壊さないで欲しい！</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>

### 意見書 292

意見概要	事業者見解
<p>・緑が豊かな小川町を残してほしい。 小川町への移住を考えている方が多くなっている今、自然を壊さないでください。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 293

意見概要	事業者見解
<p>・自然豊かな小川町を次世代に残すべき メガソーラーの設置は全体反対！</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 294

意見概要	事業者見解
<p>・自然は一企業のものではありません。県民・都民が官の倉のみどりにどんなに思恵を受けていることでしょうか。 一企業の利益の追求のために多くの生物を死滅させてよいものでしょうか。 一企業が県民の幸福を奪ってはなりません。私益が</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>公益を奪ってはなりません。</p> <p>私益が公益を奪うことは、人間のやることではありません。私は個人のわがままを言っているのではなく公益のために言うのです。すぐに自然破壊をストップすべきです。</p>	

### 意見書 295

意見概要	事業者見解
<p>・小川町の景色は近在の市町村の中で特に美しいと言われています。だからハイキングに来る人の数はたいへん多いです。東武鉄道の七峰ハイキングは有名です。その中心の山が官の倉山です。しかし今度のメガソーラーの計画ではその官の倉をすっかりこわしてしまいます。こんな計画は止めて下さい。ただ金もうけのために、この美しい自然をこわされてはたまりません。本当に大勢の人が「止めてくれ」と言っています。私も声を大にしてお願いします。太陽光発電メガソーラーは止めて下さい。</p>	<p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。</p> <p>また、官ノ倉山ハイキングコースと対象事業実施区域が交差している地点については、利用者が自由に通行できるようフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから離隔する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。</p> <p>また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人とを隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p>

### 意見書 296

意見概要	事業者見解
<p>・小川町は台風や大雨の時など崩落危険箇所を相当数示しています。太陽光発電設置予定地にも指定されている箇所が入っています。それは大変危険ではないでしょうか。パネルを張る時きちんとするから大丈夫というかも知れませんが小川町内でも時に崩落危険箇所に指定されていないところでも張られたパネルが崩落した所を私が知っている範囲でも複数あります。しかもそのまま放置されています。今度の計画はあまりにも広く、しかも傾斜のところがたくさんあります。事故が起こるのが目に見えています。そういう時どうするのですか。そういう心配を考えていないのですか。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>なお、対象事業実施区域の改変区域内には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は含まれておりません。（「3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」参照）</p>

### 意見書 297

意見概要	事業者見解
<p>・脱原発で、太陽光発電が至る所に増えているが、滋賀では線路脇の斜面が崩れたばかり。近年の異常気象で豪雨も多くなっており、とでも心配です。</p> <p>また、使われる土砂の安全性も放射線量も含めて十分な検査が行われるか心配です。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>

### 意見書 298

意見概要	事業者見解
<p>・周辺は「土砂流出危険区域指定地」斜面は岩盤。そこに盛土。土砂災害が起きて当然な状況である。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>なお、対象事業実施区域の改変区域内には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は含まれておりません。（「3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」参照）</p>

### 意見書 299

意見概要	事業者見解
<p>・脱 CO<sub>2</sub>は必要と思います。 なぜ、CO<sub>2</sub>を吸収して酸素を出す森林を無くするのでしょうか？考えて頂きたいと思います。</p>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、CO<sub>2</sub>を排出する化石燃料に頼らない電気の供給事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p>

### 意見書 300

意見概要	事業者見解
<p>・ホテル、ホトケドジョウ等自然を残さねば生息できません。一度自然を破壊すると元に戻せません。メガソーラー設置に反対します。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 301

意見概要	事業者見解
<p>・254 バイパスから緑の山なみが消え、寒いパネルの丘が続くことは、誠に残念である。</p>	<p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。</p>

### 意見書 302

意見概要	事業者見解
<p>・環境を破壊しながらエネルギーのなのもとに進められていく事にとっても危惧しています。 太陽光パネルがどれだけ自然の猛いにたえられるのかもわかりませんので心配です。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>また、雨水を貯留する調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。</p>

### 意見書 303

意見概要	事業者見解
<p>・あまりのひどいやり方で乱開発に反対します。</p>	<p>保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 304

意見概要	事業者見解
<p>・住地域で工場開発後の調整池の越流問題がおきています。地元説明会で「大雨でも安全な構造」と。しかし過日の台風で越水。水路があふれ、下流住宅へおしよせてしまったと。水は低い方へと流れる。常識です。計画では、排水は谷底の調整池にとのこと。山、深い谷、「土砂流出危険区域」指定地、斜面が岩盤。森林伐採され盛土では保水力はゼロに。下流の住宅へ流れ込むのは火を見るより明らか。上記の話とは比べものにならない規模の計画です。異常気象が日常化している状況をどう考えていますか？自然をなめてはいけません！</p> <p>里山と谷津に沿った田畑が続く小川町。豊かな生態系が存在しています。持ち込み残土の中に危険なものはありませんか？見えるもの、放射線のように目に見えないものも含めて、埋めてしまえば目に見えない。計測しなければわからないのではないのでしょうか？水といっしょに流れてくることはありませんか？ホトケドジョウが貴重種と知っていますか？まだ小さい孫に見せてあげたいので生息環境を悪化させないで下さい。</p>	<p>調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p> <p>切土・盛土の土工は、森林法10条の2（隣地開発許可申請）の審査基準、および「道路土工 盛土工指針」（社団法人日本道路境界）に従って設計を行い、斜面の安全性を担保し、調整池の機能が失われないようにいたします。</p>
<p>・なぜ会社名を変えるのですか？「名は体を表す」名はその実態がどのようなものかを示している。名と実態どうまく合っている。（広辞苑より）</p>	<p>事業者の名称変更につきましては、環境影響評価準備書の「はじめに」で記載しましたとおり、合同会社の社員構成の一部変更に伴い名称変更したものです。なお、法人格としての「小川エナジー合同会社」は、「エトリオン・エネルギー3合同会社」と同一のものです。また、代表者、主たる事務所の所在地にも変更はありません。</p>

### 意見書 305

意見概要	事業者見解
<p>・庭に太陽光発電を設置しています。パネル下の脚毎に40cm×40cm長さ50cm以上のコンクリートが埋めてあります。25年保証があるようです。毎年下は宿根草が一面に繁殖。</p> <p>計画の太陽光発電の土台の形状はどんなものですか？盛土や斜面、風雨の影響で倒れたりしないものですか？植物の力を甘くみてはいけません。地上は切っても地下の根の力は人工物を持ち上げたり、動物は電線をかみ切るかも。</p> <p>20年後、発電終了後を想像してみてください。どうなっているかわからない山らしきものと、メガゴミの山だけが残るかも？自分の手を離れているから知らんこっちゃないですか？</p> <p>残土持込が目的で、大儀名分自然エネルギーのメガソーラー計画ではないですよね？</p> <p>残土は安全なものですか？</p> <p>渋沢栄一ではないですが、道徳的にも胸を張れる事業ですか？</p>	<p>太陽光パネルの設置は架台の杭を地中に埋め込み設置します。架台等支持物の強度を高めるため、経済産業省「電気設備の技術基準の解釈」第46条の例示仕様の日本工業規格 JIS C 8955 に基づき、十分な強度を持たせて設置いたします。</p> <p>事業終了後の環境保全措置については、事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に基づき基金を設けることを事業計画に含めています。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR（株式会社建設資源広域利用センター）のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、CO<sub>2</sub>を排出する化石燃料に頼らない電気の供給事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p>

### 意見書 306

意見概要	事業者見解
<p>・小京都小川町にふさわしくない計画です。 環境破壊が心配です。 残土の内容も心配です。</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 307

意見概要	事業者見解
<p>・小川町の自然をなくさない様に。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 308

意見概要	事業者見解
<p>・自然を破壊して迄のメガソーラーって必要ですか？ まして山は大切な水瓶、大切な水資源を外国籍にしてしまう事には大反対です。山は国民の大切な財産！地主の物から町民に恵与える資源として皆んなで守る意識に変えて欲しい。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p> <p>なお、事業者は国内企業であり、所有地が外国企業の所有地となることはありません。</p>

### 意見書 309

意見概要	事業者見解
<p>・自然がなくなります。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 310

意見概要	事業者見解
<p>・我家にも、おさそいがあったけどことわりました。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 311

意見概要	事業者見解
<p>・自然豊かで閑静な街に残土を積んだトラックが何台も往復するのは非常に困ります。渋滞も予想されますし道路の破壊も心配です。メガなるサイズのソーラーなど絶対反対です。</p>	<p>造成（盛土・切土）計画につきましては、土地造成計画（盛土・切土）の複数案検討を行い、比較検討した結果、土砂搬入量を 953,500m<sup>3</sup>から 355,000m<sup>3</sup>と 6割以上低減しました。これにより土砂の搬入車両台数の抑制に努め、交通量の増加による沿道環境悪化による影響の低減に努めました。</p> <p>国道 254 号においては、交通量調査結果から、工事関係車両の割合は、最大の台数で建設工事時で 4.5%、解体工事時で 1.1%であることを確認しており、現状を大きく変えるものではありません。工用資材等の運搬車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努め、交通渋滞に配慮します。</p>
<p>・残土に放射能を含むとのうわさがありますが、安心だという証明を、まずするべきと考えます。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、近隣県からの搬入土に絞り込むことで安全性には問題ないと考えております。しかしながら万全を期すため、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

### 意見書 312

意見概要	事業者見解
<p>・小川町は自然が豊かで都内からのアクセスも良く遠くまで出かける必要もなく、手近で自然に親しめ、田舎を味わえるところとして近年来町する人も多くなってきています。</p> <p>この景色を山や水を永く人々に楽しんでもらい住人としても安心して暮らせる場として自然の保全を願います。土止めもしないで太陽光をあんいに設置しているのをみると悲しくなります。太陽光の利用期間は 20 年と書いていますがその後のソーラーはどうなるのでしょうか。</p>	<p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の設定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>事業終了後の環境保全措置については、事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に基</p>

意見概要	事業者見解
	づき基金を設けることを事業計画に含めています。

### 意見書 313

意見概要	事業者見解
・環境破壊が心配です。	地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

### 意見書 314

意見概要	事業者見解
・残土はどこから持ってくるのか。 ソーラーパネルの耐久性と管理はいつまで誰があたるのかはっきりしないで賛成できない。	盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。 ソーラーパネルのメーカーの出力保証は25年です。管理は自社、主任技術者やメンテナンス会社で行います。設備の管理期間は事業終了まで続きますが超長期間に渡って運用していきますので適宜必要な保全を行ってまいります。

### 意見書 315

意見概要	事業者見解
・太陽光発電事業の乱開発に断固として反対します。小川町のみどり豊かな里山を破壊しないで下さい。	地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

### 意見書 316

意見概要	事業者見解
・環境破壊メガソーラーメガソー設置に必要ないと思います。 ※事業者注記：原文のまま記載しております。	地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

## 意見書 317

意見概要	事業者見解
<p>・ 緑豊かな自然の山々がパネルの山になって黒い色の景色に異様なおそろしさと、怖さを感じました。</p> <p>住民を無視し、山を破壊してまで、将来に何をもたらしますか。温暖化、環境への対応はどのような対策を取るのでしょいか。広大な里山を後生に残す事が、我々の最大の役目かと思われる。</p> <p>環境への配慮には、山、川、海が一体化してなされている。その結果どれひとつかけては成り立たず、特に山からの恩恵が海をうるおし命が育くまれている。</p> <p>これらのことを加味しての事業なのか。</p> <p>一時の金儲けに、荷担しないことを切に望みます。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 318

意見概要	事業者見解
<p>・ 残土に何が入っているのかわからない？</p> <p>残土を入れないで欲しい。残土はどこから持ってくるのか？</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>
<p>・ 小川エナジーさんは名前を良く変えると言う事ですがどうしてですか？</p>	<p>事業者の名称変更につきましては、環境影響評価準備書の「はじめに」で記載しましたとおり、合同会社の社員構成の一部変更に伴い名称変更したものです。なお、法人格としての「小川エナジー合同会社」は、「エトリオン・エネルギー3合同会社」と同一のものであり、代表者、主たる事務所の所在地にも変更はありません。</p>
<p>・ 仮にメガソーラーを設置した場合、アフターサービス、メンテナンスは万全ですか？</p>	<p>発電事業の運営にあたっては、事業者と契約を結んだメンテナンス会社等に、定期的な管理・点検などの支援を受けるほか、警備・草刈りなどのメンテナンス担当職員を常時配置し、適切な管理を行います。</p>
<p>・ 土砂くずれや事故が起きた時の対応は？</p> <p>民家に及ぼす影響はないですか？</p> <p>責任がとれないなら設置しないで欲しいです!!</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>

## 意見書 319

意見概要	事業者見解
<p>・メガソーラーを設置した場合、森林を伐採する為、自然破壊、野生動物の生き場がなくなるので里に出て田畑をあらすことになる。</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>また、残存させる箇所は農耕地や住宅地に近い場所とし、改変区域と距離をとることで、獣害の発生等に配慮した計画と致しました。なお、本事業に伴う有害獣による獣害が起きた場合には、適切な対策を検討することとし、その防止に真摯に努めてまいります。</p>
<p>・ソーラーパネルの反射により、地球温暖化なり異常気象になるのでメリットがない。 ※メガソーラーに関係ないが数十年飯田に住んでおりますが、山があれ放題、山の持ち主さんが山を整備しているのを見た事がない。</p>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、CO<sub>2</sub>を排出する化石燃料に頼らない電気が得られることが大きなメリットであり、その供給事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p>

## 意見書 320

意見概要	事業者見解
<p>・緑豊かな老後をと思い小川町へ移住してきましたので自然をそこね兼ねないメガソーラーの建設には反対です。併せて、気温上昇の懸念と残土に放射能を含むとのうわさも気になります。まずは残土が安心できる事の証明をすべきと考えます。</p>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、温暖化を促進する化石燃料に頼らない電気供給事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p>
<p>・次に自然との調和をどう取るのかも説明して欲しいと考えます。</p>	<p>自然環境との調和した事業を実施するため、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を致します。責任ある対策を通じご理解を賜うよう努めてまいります。</p>

### 意見書 321

意見概要	事業者見解
<p>・ 森林伐採をすることで土砂災害が発生する可能性が高まり、土砂災害がもし発生したら周辺住民の命の危険が及ぶ。それに加えて河川等が汚れてしまうと自然をいかした小川町の産業等の未来が危うくなってしまいかもしれない。</p> <p>その他にもメリットよりデメリットの方が多い。私の地元を悪い意味で変えてほしくない。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>

### 意見書 322

意見概要	事業者見解
<p>・ 私は子供の頃夏になると毎日のように兜川に行って魚とたわむれた。6月の頃は、川もが出来る。棒を持って川の中を押し歩くと棒にまつわった川ものの中にたくさんの小魚が入っている。真夏には暑さをさけると共に、魚と遊んだ夜にはホテルを追って遊んだ。それが私の兜川だ。自然豊かな兜川だ。</p> <p>それが今上流の飯田川、笠原川で汚染の工事が行われるという話が持ち上がっている。</p> <p>私を育ててくれた兜川がよごされることには反対です。</p> <p>太陽光発電なら行政の建物の上に病院や工場の屋根に先ず設置してもらおう。それで不足なら各民家の屋根に設置してもらおう。それでも尚不足ならその時あらためてお互いに考えてもらおう。</p> <p>この際の太陽光発電は自然をこわすものであると思います。反対します。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 323

意見概要	事業者見解
<p>・ 私の孫達は遊びに来るたび蝶取り小魚取りに遊びたわむれています。それが小川町のすぐれたところです。自然が豊か、人間が自由に遊べるそんな社会を私は消したくありません。太陽光発電により山の木を切る。草をかる。二酸化炭素を消化しているものを切ったり捨てたりして(太陽光発電は二酸化炭素をへらすためと思われていますが)大切な自然までもこわし設置すべきものなのですか？私には理解できません。そこでプリム跡地の太陽光発電には反対しなければなりませんお考え下さい。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 324

意見概要	事業者見解
<p>・ この自然あふれる里山の町小川町に移住して約30年になります。私の住むパークヒルは当時、大変高価な住宅で、25年のローンでやっと払うという貴重な住居です。その小川町の豊かな自然や産業をおびやかすようなメガソーラー建設や残土搬入はどのようにでしょうか。私のような者の気持ちが分かりますか？</p> <p>小川町の財政がひっばくしているかもしれませんが、それより将来の若い人たちへ、きれいで平和な町を残す方が大切だと思いませんか？災害の少ない、貴重</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>な生き物が住む自然のある小川町をこわさないでください。</p> <p>色々心配しながら悲しい思いで暮らしていかなければならないのでしょうか。</p>	

### 意見書 325

意見概要	事業者見解
<p>・住宅の近くには建てないで下さい。</p> <p>トラックの騒音被害に、土砂災害などが起こる可能性があり大変危険です。</p>	<p>工事用資材等の運搬車両に関する騒音に関し、予測計算を行い、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られていること、環境基準を満たしていることを確認しております。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>

### 意見書 326

意見概要	事業者見解
<p>・小川町は東武東上線で池袋から一時間余りです。</p> <p>周りを山々に囲まれた自然環境に恵まれた住みやすい環境にあり有機野菜の里でも知られ、ハイキングコースにもなっています。私の住んでいる飯田地区のゴルフ建設跡地にメガソーラーの計画が進められているのを知りました。もしこれが出来れば土砂搬入による水質汚染や景観の悪化、ソーラーパネルの劣化やメンテナンスの問題、大雨による地滑りなど環境破壊の影響がとても心配です。森林を伐採し地球温暖化が進む中でメガソーラー建設には絶対反対です。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>事業終了後の環境保全措置については、事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に基づき基金を設けることを事業計画に含めています。</p>

### 意見書 327

意見概要	事業者見解
<p>・現在ブルームローズ跡地は、開発後、手がつけられておらず有効な開発は見つかっておりませんが、太陽光施設になってしまえば、貴重な里山の自然は失われ、現在のような異常気象による大雨などの災害が懸念されます。せつかくの里山の自然は残すべきです。私は中学生の時から昆虫などの調査、採集をしてきました。今は見られない蝶(クロシジミ、ツマグロキチョウ)が、自然が回復すれば、もしかしたら見られるかも知れません。県の</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
蝶ミドリシジミも、あまり知られていませんが、現在生息しています。また、イノシシやアライグマなどの被害も減ってくるでしょう。 里山の自然は残さないといけません。	

### 意見書 328

意見概要	事業者見解
・ソーラは、地球環境を守るためのもので自然環境を破壊してまで進める事ではないと思う。各自でソーラ設置を（住宅、工場、商業施設等の屋根）取り組み、それを国が支援する。 そんな日本（地球）になぜ進んで行かないのか？ 何の知識もない私の意見です。	ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。 地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

### 意見書 329

意見概要	事業者見解
・太陽光発電を否定する者ではありません。 脱炭素をすすめるなか、自然を利用したの諸々のエネルギーをどう開発していくのか、しっかりとした政策が必要です。達成をいそぐあまり、自然破壊と表裏一体の開発とならないように、原発に依存したりしないように、もっと話しあうことからはじめて下さい。	ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。 地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

### 意見書 330

意見概要	事業者見解
<p>・2018年12月残土処分の目的地として、さくら太陽光センター合同会社として説明会が有りました。それが急に太陽光発電事業となるのですか、太陽光発電事業でしたら残土を入れ無くとも広い予定地を、整地すれば残土を入れ無くとも、すむではありませんか。</p> <p>又、社名が最初は太陽光センター合同会社でしたが。深谷サンシャインエナジー。 さくら太陽光センター。 小川エナジー。</p> <p>他にもエトリオンの名前が出てきたら消え、社名を何度かえ、令和3年1月15日に会社が寄居町赤浜にあるのに小川エナジーと名乗り、私を含め近在住人には不信をもつ人も。</p> <p>令和3年4月20日環境影響評価準備書説明会が、あったと行った人に後で聞きましたが、行った人も知人から聞いたとのこと、その行った人の話しによると事業者はチラシを配布業者に頼んで案内チラシを全戸に配布した、と言っていたそうですが私の住んでいる飯田地区の隣組の人や飯田地区の人に聞いても配布物を見たと言う人はいませんでした。</p> <p><b>*（意見書にたいして事業者の見解の最後には、<u>今後も地域の皆様の信頼を得られるため</u>、と書いてあります）</b></p> <p>以上のような事から。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 残土処分場が太陽光発電事業になったのか。</li> <li>2. 社名を何度も、なぜ替えなければならないのか。</li> <li>3. 環境影響評価準備書説明会の案内のチラシを配布業</li> </ol>	<p>残土処分場事業計画時は、当該地を現事業者が所有していましたが、発電事業についての権利は、他の事業者が持っていました。</p> <p>制度上、同一の土地に、発電設備の権利は取得することが出来ません。</p> <p>その後問題なく権利を確定させ、発電事業を行う方針を立てました。</p> <p>社名変更は一度行っています。</p> <p>旧社名の由来となった会社から会社の持ち分を完全に取得したため、また、事業の主体となっていない会社の由来でしたので社名を変更しました。</p> <p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>このように多数の手段で周知を図って参りました</p>

意見概要	事業者見解
<p>者に頼んだそうですが、そのチラシ配布業者の住所や会社名、又全戸配布したとの事です。全戸の地区とはどこですか。</p> <p>1. 2. 3. の説明をお願いします、環境影響評価準備書に対する意見書の前に、以上のような事を説明して頂かないと環境影響評価準備書をどれだけ信用できるか。</p>	<p>が、このうちポストイングにつきましては、特に飯田地区、笠原地区、原川地区、木部地区にお住まいの方々のご関心が高いことから、特に入念に配布をすることといたしました。</p>

### 意見書 331

意見概要	事業者見解
<p>・ソーラー発電は規模の割に発電が見込めないと聞く。近くに何か大きな焦点があるなど屋根に建設するならまだしも何も建物がない場所にわざわざ金をかけて更地を作ってまで作るものではない。流行におどらされているのでは？</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、事業性に関し十分な検討を重ねて計画しております。</p> <p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p>

### 意見書 332

意見概要	事業者見解
<p>・太陽光発電が環境に優しいということは判らなくもないが、今ある自然環境を破壊してまで進めるべき事だとは到底思えない。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 333

意見概要	事業者見解
<p>・どうしても、この場所に作らなければならない理由があるのか考えましたか？教して下さい。</p> <p>動物たちの権利（人間だけのものではないはずです。）土砂崩れの危険性、自然破壊、小鳥のさえずり、青々とした緑、山々の季節の変化考えてみましたか。考えませんか。</p> <p>自然破壊してまでも作らなければならない理由をもう一度考えて下さい。</p> <p>あの場所でなければならない理由はなぜ！</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境への配慮、事業性などに関し十分な検討を重ねて計画を致しました。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 334

意見概要	事業者見解
<p>・プリム跡地太陽光発電に伴う自然破壊、崩壊、小川町の貴重な生物への悪影響、近隣住民への危険、騒音、水質悪化など心配される事が山積しております。</p> <p>又、開発時に使用されるダンプカーが行き交う道路は特養老人ホームも隣接しておりますし、毎日訪れる官ノ倉山、石尊山へのハイキングコースとなっております。土砂流出危険区域の場所に急傾斜の開発か土砂災害が起きて当然な状況です。気候変動による集中豪雨も毎年起きている中、開発が出来る状態の立地ではありません。住民の意見に配慮もするべきです。</p>	<p>事業者として、環境に影響を及ぼす可能性がある項目については、調査、予測、評価を行い、環境保全措置を検討しました。また、事後調査計画、環境監視計画などを立て、事業着工後も状況把握に努め、必要があれば適切に対応いたします。</p> <p>工所用資材等の運搬車両に関する大気質や騒音に関し、予測計算を行い、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られていること、環境基準を満たしていることを確認しております。官ノ倉山ハイキングコースと対象事業実施区域が交差している地点については、利用者が自由に通行できるようフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから隔離する、工事後は可能な限り現地発生表土</p>

意見概要	事業者見解
	<p>の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人とを隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算もを行い、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>

意見書 335

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小川町の良さは、なんといっても身近にある里山谷津に続く棚田澄んだ清流、これが醸し出す自然の良さです。移住してきた人は異口同音にその魅力を話します。もともと小川に住んでいた私にとっては尚更大事にしたいものです。その貴重な小川町の宝物を泥足で踏みつぶすのがこの「小川町メガソーラー」の計画です。原発ではない自然エネルギーだからこそ自然を大事にしないてはならないはず。樹木を伐採し、豊かな生態系、水害、土砂災害の危険を増大する。地域にとって負の遺産を、残すだけです。将来「なぜあんなこと許したの?」と言われたくないです。</li> <li>・規模を縮小すれば残土を入れなくてもできるはず。そうすればダンプの道もいらない!</li> <li>・今ある自然には手を付けない。そうすれば絶滅危惧種もいけられる。</li> <li>・ガイドラインにあるように「地域住民に十分配慮して」説明会を開くべき</li> </ul>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>今回の計画では、絶滅危惧種を含め、多様な生物の生息・生育の場となる森林の伐採を極力低減するため残置森林を 49.7%確保(法令では 25%)としており、改変部分を少なくしていることから、切土量を増やすことが制限され、ある程度の客土搬入を行わざる負えないものと判断しました。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 336

意見概要	事業者見解
<p>・私は溪流釣りが趣味で大病後もひんやりした山入るたびに元気を取り戻した。豊かな自然が人間にとって、どれだけ大事な物か、つくづく感じる。</p> <p>このプリム跡地のメガソーラー計画は住民に何の説明もない、4月の説明会もチラシを配ったというが、誰も見ない、住民に秘密でことを進めようとしている。とんでもない事である。</p> <p>官ノ倉に続くハイキングコースは豊かな生態系の息づく小川の大事な財産である。四季折々体と心をリフレッシュしてくれる。その山の急斜面をダンプが通る。そんなハイキングコースを訪れる人はいなくなる。</p> <p>景観だけでない。そこに住む貴重な動植物は生息場所を奪われ保水力を失った、山からは大量の土砂が流れ出す。更に盛土をするというのだから危険極まりない。</p>	<p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
この計画は白紙撤回すべきある。	

### 意見書 337

意見概要	事業者見解
<p>・私は、2 年程前に定年退職を機に、新座市から、埼玉の中の自然豊かな美しいまちの一つである、「埼玉の小京都」とも呼ばれるこの小川町に移住してきました。実際、引越して来てみて、周囲には緑があふれ、花や植物や鳥や虫や川魚や小動物もあちこちに生き生きと生活している地域であることがよくわかりました。また、有機農業が盛んで、農業やその他の産業を起点とした仲間同士の結び付きが豊かで、人が生きることのすぐれて健康的な実感を味わうことができる理想郷のような土地柄であることも知ることができました。</p> <p>このような誰もが人間らしさを失わず生きていける土地に、あの「悪しき開発」の騒音の「悪魔」が遠くの方から近づいてきて、自然豊かな土地を踏みじり、人間の理想郷を今まさに飲み込もうとしているという事実を知って、私の日常は憤怒と悲憤の感情の波に晒されています。</p> <p>どこの外部からもたらされるともわからぬ残土が、飯田地区や笠原地区に無造作に放り投げられ、周辺環境への悪影響など顧みることのない開発計画がおこなわれること、その危険性は、一昨年台風 19 号のときの大雨災害の足跡を無残にも踏みじろうとしています。</p> <p>また、太陽光パネルを大々的に設置することは、小川町の景観に癒されて暮らしている周辺住民の生活不安を募らせ、のんびりとした四季の移ろいを楽しんで小川町を訪れるハイキング客や登山客の足を奪うことにつながりかねません。</p> <p>さらに工事開始とともに、必ずや動き回るのであろうトラックやダンプカーの轟音をもたらす往来は、保育園や幼稚園の園児たちの集団活動に常に危険が伴う結果をもたらすでしょう。</p> <p>聞くところによると、計画地域やその近隣にはミゾゴイやサンショウウオ、オオムラサキなど絶滅危惧種・危惧生物が多く生存するとのこと。これらの生物の保全や保護についてきちんとした考え方をしているのか、さらに官の倉山をはじめとする登山道の利用状況を十分に調査し、工事中の安全に関しての配慮がなされているのかなど、様々な課題や問題点をきちんとした形で地域住民に説明しているのか疑問が沸々と湧いてきます。</p> <p>以上のような深刻な問題が多数存在する以上、今回の開発に対して私は断じて賛成できません。小川町は、その土地を慈しむ地域住民やそこを訪れるたくさんの人々の故郷です。開発のため・利益誘導のために利用する方々の傲慢なエゴイズムに寄与する場所ではないことをはっきり申し上げておきたいと思えます。 以上</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。</p> <p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。</p> <p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。</p> <p>官ノ倉山ハイキングコースと対象事業実施区域が交差している地点については、利用者が自由に通行できるようフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから離隔する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人とを隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p> <p>さらに、事業を終了した際に発生する施設撤去費用等の確保のため、資源エネルギー庁による「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2020 年 4 月改訂)を基に、計画的な廃棄等費用の確保のための積み立てを、再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 8 号に基づき実施します。この積立資金により廃棄物処理を適切に行い、パネル撤去後の計画地は、地域の植生を考慮した樹種の植樹を行うなどの措置を講じた後、その旨を知事に報告します。</p>

### 意見書 338

意見概要	事業者見解
・土砂搬入や行われる工事によって環境にどれ位の影響	事業者として、環境に影響を及ぼす可能性がある

意見概要	事業者見解
<p>があるのか。1年、2年後に限らず、数十年後までを考えた調査、結果をきちんと提示し、環境汚染、環境破壊のないよう検討していただきたい。未来の自然、環境を守っていただけるよう協力していただきたい。</p> <p>ある程度の年数がたち、設置した機器が不要になった場合、放置したままの状態では、それも環境破壊につながるののできちんとした管理を希望します。</p>	<p>項目については、調査、予測、評価を行い、環境保全措置を検討しました。また、事後調査計画、環境監視計画などを立て、事業着工後も状況把握に努め、必要があれば適切に対応いたします。</p> <p>また、事業終了後の環境保全措置については、事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に基づき基金を設けることを事業計画に含めています。</p>

### 意見書 339

意見概要	事業者見解
<p>・精密な機器で計測し、環境への影響を全て明らかにしてほしいと思います。</p>	<p>事業者として、環境に影響を及ぼす可能性がある項目については、調査、予測、評価を行い、環境保全措置を検討しました。また、事後調査計画、環境監視計画などを立て、事業着工後も状況把握に努め、必要があれば適切に対応いたします。</p>

### 意見書 340

意見概要	事業者見解
<p>・さいたま小川町メガソーラー計画に反対 小川町議会も残土搬入反対の意見書を全会一致で県に提出している。</p> <p>町民一致した考えである。残土が危険でないかどうかを証明するか。</p> <p>この計画は、自然破壊、土砂災害、清流の汚染、農業被害、野生動植物への影響、、、小川にとっていいことは何一つない。</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p> <p>地域の方々の小川町の自然や農業に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 341

意見概要	事業者見解
<p>・盛土に使われる土砂は安全が保障されるのか。</p> <p>自然エネルギーは、これからの生活には考えなければいけないと思いますが、環境破壊になつては意味が無いと思います。各分野の専門家、行政、住民が納得できる議論をしていただくことが望ましいと思います。</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本</p>

意見概要	事業者見解
	<p>高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p> <p>地域の方々の小川町の自然や農業に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 342

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止協定締結への積極的な姿勢が見られない！ 目的が、メガソーラーの設置というが、建設残土、ダンプ10万台分の土砂の搬入は、当然、小川町地元住民と、公害防止協定を結ばなければならない。 協定締結にいたらなければ事業は中止されるべきである。</li> </ul>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 343

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業会社としての信頼性がない。 それは、会社名が短期間で何回も変更する内容の説明が充分なされていない。 これではペーパーカンパニーと見なされてもおかしくない。 事業の継続性が疑われる。 土砂搬入は、気候変動対策に逆行、且つ太陽光発電事業の理念とも相容れない。 まずダンプ10万台の搬入エネルギーと排ガスによる大気汚染は、計り知れない。 事業所内で土砂は十分賄いきれる山である。</li> </ul>	<p>事業者の名称変更につきましては、環境影響評価準備書の「はじめに」に記載しましたとおり、合同会社の社員構成の一部変更に伴い名称変更したものです。なお、法人格としての「小川エナジー合同会社」は、「エトリオン・エネルギー3合同会社」と同一のものであります。また、代表者、主たる事務所の所在地にも変更はありません。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p>

### 意見書 344

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前、海上でパネルが炎上してなかなか鎮火しなかった。もし落雷等で山火事になった場合どのように対処するのでしょうか。とても恐ろしいです。鎮火した後もそのゴミはどうなるのか？その後植林したいと思ってもどの位の期間をもって元通りになるのでしょうか。</li> </ul>	<p>災害時は、常駐する警備担当職員による初期対応・情報伝達をおこなうほか、関係機関に速やかに報告を行い対応します。</p> <p>また、事前に消防署の確認を受け、消火設備を設置する等の備えを行います。さらに落雷による異常電流に関しては、避雷器、アース、プレーカーなどを設置し、火災を発生させないよう対策を実施します。</p>

意見概要	事業者見解
<p>・小川町には絶滅危惧種が多く生息しています。その自然を奪うのは許せない行為です。</p> <p>こうもりすみかを奪われてみどりが丘の住宅に住みついたり、東小川までも移動してきている始末です。これ以上棲む所がなくなったらどこに侵入して来るかうかうかしてられません。</p> <p>こうもりはいったいどれだけ生息しているのでしょうか。調べて下さい。不安です。</p>	<p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。</p> <p>コウモリ類につきましては、バットディテクターによる調査で確認されておりますが、コウモリ類のねぐらとなるような樹洞等は対象事業実施区域内に確認されていないこと等から、生息環境への影響は小さいものと予測しております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・今のトレンドは（特に若い人達も）オーガニックです。ここ数年開催されていたオーガニックフェスがどれだけ盛況なのか。今やメガソーラーで自然破壊するのは時代遅れです。自然保護に目を向けることが、将来的に有望だということに気づいてください。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・使えなくなったソーラーパネルはどうやって処理するのでしょうか。一枚につきいくらかかるのですか？いくら自然エネルギーといっても、ひとときの使用期間（これも何年使えるのですか？）であったならばお茶をにごす程度のことではないでしょうか。それよりそのパネルゴミの方が地球としては迷惑ではないでしょうか。</p>	<p>事業終了後の環境保全措置については、事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に基づき基金を設けることを事業計画に含めています。</p> <p>廃棄物につきましては、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理することなどの保全措置を計画に盛り込んでいます。</p>

### 意見書 345

意見概要	事業者見解
<p>・1. 残土の持ち込みについて</p> <p>今回の太陽光発電事業について、なぜ対象地域内の土地を切土、盛土でとどめず、外部から残土を持ち込むのか不明です。町長の意見にも「基本的に事業地内での切土・盛土を計画されたい。」と書かれています。</p> <p>残土を持ち込まず、対象地内での切土、盛土だけでこの事業を行う案を改めて提示してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させるよう、対象事業実施区域内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。造成計画の複数案検討結果は、「第2章 対象事業の目的及び内容」に記載しました。</p>
<p>・2. 災害防止の視点から</p> <p>気候変動による自然災害が増加している。ここ小川町においても、台風19号の爪痕は大きなものでした。対象内もがけ崩れが発生しました。小川町に隣接する嵐山町志賀交差点前のメガソーラー敷地内も土砂の崩落がありました。対象地内の周辺には飯田地区の「北久保沢」「道前沢」笠原地区の「中ノ沢」栃木地区の「桜沢川」において、土砂災害警戒区域、及び特別計画区域に指定されています。</p> <p>事業策定ガイドライン第2章「適切な事業計画実施のために必要な措置」の第1節内でも土砂災害防止法の警戒区域や山林や丘陵地の急勾配地域等においては周</p>	<p>対象事業実施区域の改変区域内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応</p>

意見概要	事業者見解
<p>辺環境へ悪影響を与えるおそれがあるため、十分に考慮して土地の選定、開発計画を請うことが求められるとされています。</p> <p>このような災害危険性の高い地域に面する場所に未だに準備書内で対象地として選定しているのですか。今後台風 19 号のような大きな自然災害が発生し、さいたまメガソーラー敷地内から土砂が流れた場合には、どのような町内全体の保全を保障してくれるのでしょうか。具体的に納得できる補償内容を教えて下さい。補償内容が示せなければ、対象地の除外、または事業計画の見直し、中止をしてください。</p>	<p>をさせていただきます。</p>
<p>・ 3. 説明会の案内の不備について</p> <p>私は小川町に居住していますが、今回の環境影響評価準備書に関する説明会の案内をポスティングされていません。知事の意見書にも「環境影響評価の実施に当たっては事業計画に詳細を積極的に公表するように努め、住民からの意見等に配慮すること」とあります。ぜひもう一度説明会をやり直してください。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>
<p>・ 4. 子どもに残したいもの</p> <p>私は緑に囲まれた自然豊かにゆっくりと流れるこの小川町でのくらしが大好きです。「小京都」と呼ばれる清流、里山、自然農法、和紙、3つの酒蔵等近年町の資源が再発見されリノベーションが始動しています。いうまでもないですが「豊かな自然」あつてのものです。この自然を守ることが未来を生きる子ども達への責任だと思っています。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります</p>

### 意見書 346

意見概要	事業者見解
<p>・ 日本各地で豪雨によるソーラーパネルが流失し、土砂災害となり甚大な被害が起きたことで訴訟に発展していることを周知しております。こうした事実があるにもかかわらず、特別警戒区域に指定された小川町の地を何故選定したのでしょうか？今後自然災害が起き小川町内のメガソーラー敷地内から土砂が流れ落ちた場合にはどの様に安全保障をしてくれるのか。その補償内容を具体的に教えて下さい。それが示せないのであれば事業計画を即刻中止して下さい。</p>	<p>対象事業実施区域の変更区域内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

### 意見書 347

意見概要	事業者見解
<p>・ 私は、子供の頃から、小川町（旧竹沢村）が大好きです。住いは池袋、現も大きく会社をしています。竹沢村は別</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措</p>

意見概要	事業者見解
<p>宅でした。都内と竹沢行ったり来たりの生活でしたが、竹沢村の（倉ノ沢山の下の群落）景色と空気が大好、特に水が大好きです。もし残土処分場になってしまう様だと、この美しい安全な水が変ってしまうのではと思い、県下最大のメガソーラー！計画には大反対です。</p>	<p>置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 348

意見概要	事業者見解
<p>・地元の住む人々に誠意ある説明会も開催せずに太陽光発電施設計画を進めようとしているのに納得できません。以前は残土持込事業での説明会がありましたが、参加者ほとんど全員の反対があり断念したかと思いきや、会社名を変えたり、事業名を変えたりして、計画を進めようとしている姿に不信感を覚えます。残土持込みが本当の狙いではないかと疑ってしまいます。</p> <p>ここ小川町に住む私にとって、多くの愛する自然を奪いかねないこの事業に反対します。</p> <p>最近では、全国的にもソーラー事業が進んでいて、景観をそこねるばかりか、土砂崩落の危険が増えていることに危機感があります。</p> <p>自然環境を破壊しない自然エネルギーを求めるため、まず自然を破壊してなど、あってはならないはずです。</p> <p>もし真剣に、太陽光発電を実施したのであれば誠意ある説明会で地元の人々が納得できる方策を考えていくのが当然だと思います。</p> <p>誠意ある説明の開催をまず求めます。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>景観につきましては、影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>

### 意見書 349

意見概要	事業者見解
<p>・小川町飯田で農薬を使わずに野菜を作って、家族や友人に喜んで食べてもらっています。又、身近かで、手軽に行ける「官の倉山」には、何度となく登り、楽しんでいるところです。</p> <p>今回そこに巨大な太陽光発電計画に対して、外部から残土を持ち込む事について、危惧しています。</p> <p>元プレミアムローズゴルフ場建設予定地内だけで、土地を切り崩したり、盛り土により造成したりして、地形改変を最小にとどめ外から土の持ち込みは、絶対がないよう、太陽光発電事業案を改めて提示して下さい。</p>	<p>地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させることに努めたほか、土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。</p>
<p>・「説明会開催案内チラシをポスティングした」と公表しているようですが、飯田の我家には届いておりません。事業者である「小川エネジー合同会社」は、何回か会社名を変更して、小川メガソーラーの計画をされているようですが、私は、この有機農業をとりいれている自然豊かな里山の地が気に入って、これから何年も暮らす事になります。安心してすごす事が、できるよう、誠実な対応と、住民説明会を開催されるよう求めます。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域</p>

意見概要	事業者見解
	<p>の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>

### 意見書 350

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>小川町の1.2%に当たる里山、50mを超える深い谷、しかもその周辺かもと「土砂流出危険区域」の指定地で斜面が岩盤です。そんなところに盛土そして30度の傾斜の階段状にするとのこと。土砂災害が起きて当然な状況。36万立方メートルの土砂搬入、1日に大型ダンプ150台。3年間で10万台が往復。入口には特養老人ホームがあります。渋滞と道路の破損、埃、排気ガス、騒音など問題は限りありません。</li> </ul>	<p>資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>絶滅危惧種サシバ、ミゾゴイなどの存在も確認されます。豊かな生態系が存在する里山を破戒することは絶対許しません。</li> </ul>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとして、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 351

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な森林の伐採や外部からの残土などの搬入や造成により自然界が大きく変わってしまうし、山、河、水が取りまく景観や環境が悪化してしまう。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外部からの搬入残土は原発の廃材（土など）が有るのではとうわさが聞かれる。（外からの持ち込み量が355000</li> </ul>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ</p>

意見概要	事業者見解
立方メートルと多い)。企業規模（設立、施工、実施）＝信用不安が有る。一番大事な地域との話し合いによる合意の上での進行が行われていないのが最悪の不安の為建設反対します。	地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。

### 意見書 352

意見概要	事業者見解
・環境破壊が懸念されるため	地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

### 意見書 353

意見概要	事業者見解
・1. 事業計画を積極的公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること。に対してまったく不十分である。	環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行いました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。関心のある方に広くお伝えするよう努め、小川町の会場も最も大きな部屋で入れ替え2部制にし、出来るだけ多くの方をお迎えるように致しました。
・2. 土砂搬入に伴い大型車両の交通量の増加が見込まれるが交通安全対策、騒音、振動についての対策が不十分である。	また、資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。 更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。
・3. 既存の10ヶ所の調整池をそのまま使用する計画になっているが、調整池の機能保持などを含めた維持管理計画が示されていない。	調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。浚渫は、サンドポンプのホースを伸ばして浚渫し、トン袋に収納し、天日で乾燥させて場内に戻す方式で行います。 事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画を立てた旨、準備書にてお示ししました。

意見書 354

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・◎残土搬入計画を変更すること</li> <li>1. 大雨による土砂災害が発生する</li> <li>2. 大型車両進入によるハイカーの減少と事故</li> <li>3. 大型車両の出入により交通量の増加と道路の破損</li> </ul>	<p>地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させることに努めたほか、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。</p> <p>官ノ倉山ハイキングコースと対象事業実施区域が交差している地点については、利用者が自由に通行できるようフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから隔離する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人とを隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p> <p>国道 254 号においては、交通量調査結果から、工事関係車両の割合は、最大の台数で建設工事時で 4.5%、解体工事時で 1.1%であることを確認しており、現状を大きく変えるものではありません。工所用資材等の運搬車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努め、交通渋滞に配慮します。</p>

意見書 355

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1. 土砂搬入に伴い、大型車両の交通量の増加が見込まれることから道路の破損及び振動・騒音が予想されるため、安全かつ円滑な交通を確保する必要があるがその対策の説明不足</li> </ul>	<p>資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・2. 官ノ倉山ハイキングコースと仮設道路との交差部分の詳細及び安全対策並びに最終的な仮設道路の取扱いの説明不足</li> </ul>	<p>官ノ倉登山道（「官ノ倉山ハイキングコース」及び「官ノ倉ハイキングコース」の一部分）は、道路用地の一部と重なる可能性があります。対象事業実施区域の境界に、コースを遮るようなフェンス等の設置は避け、自由に通行できるように致します。また、工事時には警備員を配置し、通行の安全も確保する等、ハイキングコースの現状の機能を維持するよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜るよう努めてまいりたいと存じます。</p>

意見書 356

意見概要	事業者見解
<p>・持ち込み土砂が 35,5 万 m<sup>3</sup>とあるが、なぜこんなに盛土をしなければならないのか、根拠を示してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させるよう、対象事業実施区域内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p>
<p>・自分の故郷の山の自然が壊され、ソーラーパネルが敷き詰められて喜ぶ人がいるのでしょうか。人間として、自分たちのやろうとしていることが許されると思いますか。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・小川町での生活の価値は、豊かな自然環境の中で生きられるということだと考えます。サンバやミゾゴイがいるということは町の大きいなる自慢です。樹木を伐採して、どうやって守れるというのですか。</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとして、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サンバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 357

意見概要	事業者見解
<p>・①周辺住民との話し合い説明会もなされていない事は大変遺憾に感じます。</p> <p>チラシを配布した＝住民への準備の説明をした事になるのでしょうか？まずはきちんと周辺住民との話し合いをもち、事業計画説明を十分に行う事が大切ではないかと思えます。安易に事を進める事項ではなく不信感が募ります。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会につきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者Webサイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行いました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。関心のある方に広くお伝えするよう努め、小川町の会場も最も大きな部屋で入れ替え2部制に</p>

意見概要	事業者見解
	し、出来るだけ多くの方をお迎えできるように致しました。開催は、説明会の目的が準備書を説明することにあること、縦覧開始前の準備期間中に比較的良好な状態にあった新型コロナの感染状況が変化する前に、対策を十分講じた上で地域の方々にご説明を行いたいと考え、最も早い小川町での開催を4月20日と設定しました。翌週には東京都において緊急事態措置等が実施されましたが、会場の消毒、人数制限や出席者間の距離を保つ等ご協力いただき、安全に開催できたものと考えております。事業者として、地域の方々とのコミュニケーションに最大限努めましたことをご理解いただければと存じます。
<p>・②メガソーラーにより、雨水や土砂の流出等により防災上の強い不安がぬぐえません。</p> <p>近年の自然災害はいつ発生するかわかりません。時を同じくしてソーラーパネルが多く設置されたと言われている2000年以降、日本で多くの自然災害が各地で起っています。</p> <p>小川町でも2019年の台風でも大きな被害があり多くの住民が不安な一夜を過ごした事を忘れられません。これ以上の樹木の伐採はさらなる大災害が起こしかねません。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>また、調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認できれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p>
<p>・③自然環境 景観の著しい影響</p> <p>小川町と言えば緑の多い川のきれいな自然豊かな町をイメージすると思いますが、近年ではあちこちの休田やあき地、山にメガソーラーを急な傾斜に敷き詰めているのを見受けると子を持つ親として、この先、子供たちへの自然教育が豊かに育つとは思えません。</p> <p>春夏秋冬の良さを身を持って体験し、育成していくのが大人の義務ではないでしょうか？</p> <p>木や花、川、土、鳥そんな豊かな土地を、緑を失ってまでメガソーラーを増やしていく意味があるのでしょうか？</p> <p>私的経済事業として、公共的趣旨から離れて無謀に進めているようにしか見えません。</p> <p>近隣住民、周辺住民が安心して生活していけることがまずは、大優先すべき事だと思います。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 358

意見概要	事業者見解
<p>・メガソーラーパネルを大量につくるメガソーラーは行うべきではないと思います。メガソーラーをつくるには土地が必要です。そのために森林伐採を行ったり周囲の生活環境を乱してしまったりするのはよくないです。森林伐採についてはそこで生活している動物たちの生活の場をうばうことになりまます。その動物たちが町においてきて人への被害につながるかと考えたからです。</p>	<p>動物の生息する森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 359

意見概要	事業者見解
<p>・環境の保全の見地から本件開発事業行為に対する意見を述べます。 事業者の本件事業対象地は、「土砂災害警戒区域」等指定地であり、本件開発事業行為によって土砂災害の恐れがあります。それは、本件事業行為による山林の伐採により保水力のなくなった山や盛土の斜面によって、大雨等により、土砂災害の危険性が予想されるからです。土砂災害による人家、人命に及ぼす被害や危険性を否定できません。</p>	<p>対象事業実施区域の改変区域内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の設定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>
<p>・また、兜川の上流に当たる飯田川、笠原川等にはホタル、ホトケドジョウ等貴重種が生息しており、下流まで河川は汚染され、水生生物、魚類への影響が多大です。存在が確認される絶滅危惧種のサシバ・ミゾゴイなどは、豊かな生態系が存在することを示す指標種でもあります。よって、本件開発事業は、自然環境や景観を著しく損なうものと言えます。 したがって、本件事業は、環境の保全を損なうものです。以上。</p>	<p>水生生物については、その生息環境は改変されないことから、直接的な影響はないと予測しております。一方、生息環境の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>ご指摘頂いた種をはじめとした、陸上の動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 360

意見概要	事業者見解
<p>・物心ついて 70 数年地元飯田に住み、入山川で沢ガニ、カジカ等取った記憶があるが、そのなつかしい山が形を変えダンプが出入りするメガソーラーの里山に化ける</p>	<p>工事関係車両は、最大で大型車 122 台/日(往復 244 台/日)、小型車 35 台/日(往復 70 台/日)であり、これらの車両による搬出入が一時的に集中しないよ</p>

意見概要	事業者見解
<p>とはとても許しがたい事だ。又大型ダンプが日に150台出入り、地元住民の通行が出来るのか？景観悪く、山は悲しむだろう、いろいろの観点から私は建設に反対。</p>	<p>う、計画的かつ効率的な運行管理に努めるほか、車両の整備、点検を適切に実施する、アイドリングストップを徹底するなどの環境保全措置を実施します。車両の走行は、昼間の時間帯にのみ発生する一時的なものあり、前記の環境保全措置を実施することで、地域の方々の通行をはじめとする沿道環境への影響の低減を図ります</p>

意見書 361

意見概要	事業者見解
<p>・我々の子供の頃にはまだまだ自然豊かで自宅の庭までホタルが飛んで来ていた。いつの間にか川は汚染されホタルは全く見られなくなってしまった。幸いにも飯田川、笠原川等には、ホタルやドジョウ等の貴重種の生息が確認され、又里山と谷津に沿った田畑が続く小川町にはサシバ、ミゾゴイなどの絶滅危惧種の存在も確認されている。そんな貴重な生物の生きる場所を奪ってはいけない。</p> <p>254 バイパスは緑の山なみを残す様造られているはずだ。そこに黒パネルを設置し、黒パネルの続く丘にする様な悪と言える計画は断固反対である。</p> <p>私達には美しい里山の風景を次世代に残す大きな責任がある。自然を破壊し災害を誘発する様な事業、目先の利益だけを考えた事業、絶対に実行してならない。</p>	<p>水生生物については、その生息環境は改変されないことから、直接的な影響はないと予測しております。一方、生息環境の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>ご指摘頂いた種をはじめとした、陸上の動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 362

意見概要	事業者見解
<p>・官の倉、石尊山の周りは自然豊かであり、貴重な動植物、まして絶滅危惧種の鳥「サシバ」も生息しています。これらの保護が十分図られていない。どう考えているのか。</p> <p>樹林の伐採の面積も広い。これでは標記の心配が出</p>	<p>サシバについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置により、本種の営巣中心域の改変を出来る限り回避・低減する計画としました。また、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境とし</p>

意見概要	事業者見解
<p>てきます。</p> <p>いくら配慮すると言っても、サシバの行動範囲は現在ブリム跡地全域に渡っています。絶対と言っていいほどサシバは来なくなるでしょう。世界的な保護鳥、「サシバ」を守ることは、私たちの使命です。事業者はどう考えていますか。お答えください。</p>	<p>での利用を促す」等の環境保全措置を講じ、施設の供用時においても出来る限り繁殖環境への低減を図る計画としております。さらに、本種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 363

意見概要	事業者見解
<p>・「環境影響評価の結果」の中の○動物、植物、生態系のところで現地調査の結果として、それこそ多種にわたって記述されていますが、ただ書いてあるとしか読み取れません。どのように調査したのか詳しく説明してほしい。</p> <p>4月20日説明会の時にいただいたパンフ、P27下の段の中にハチクマについて「人工代替巣の設置による非改変区域への営巣地の誘導により出来る限り本種の営巣環境を代償することで、その影響が軽減されるものと考えられます」とあります。これは巣の場所を移すということでしょうか、本当にそれをした証拠などは見せてくれるのですか。それは「ハチクマ」だけではないでしょう。それに続けて「なお、一部の重要な種については事後調査を実施することによりその生息状況を把握に努めてまいります」とありますが、「一部の重要な種」とは何を指すのかお伺いします。</p>	<p>動物、植物、生態系の調査方法の概要は、以下のとおりです。</p> <p>哺乳類：フィールドサイン法（調査地域全域を踏査し、哺乳類の痕跡と目撃から生息種を記録）、無人撮影法（無人撮影装置を設置し、撮影種を記録）、トラップ法（シャーマントラップ、墜落缶を設置し、捕獲種を記録）、夜間調査（コウモリ類の確認）</p> <p>鳥類：ラインセンサス法（設定したルートにおいて片側25m程度の範囲を踏査し、種類及び個体数を記録）、ポイントセンサス法（設定した地点において30分間の観察を行い、種類及び個体数を記録）、任意観察（調査地域全域を任意に踏査し、確認種を記録）、夜間・早朝調査（ミゾゴイを対象とした囀り調査及びその他の鳥類を対象とした任意踏査）、猛禽類調査（調査地点を設定し、目視観察により種名、個体数、確認時間、行動内容、個体の特徴、飛翔軌跡等を記録）</p> <p>爬虫類・両生類：直接観察（調査地域全域を踏査し、痕跡（死骸、抜け殻）や目撃、捕獲等により確認した生息種を記録）</p> <p>昆虫類：任意採集（調査地域全域を踏査し、捕虫網を用いて昆虫類を採集）、直接観察、トラップ法（誘因餌を入れてプラスチックコップを設置し、昆虫類を採集するベイトトラップ、ブラックライトを付けたボックス式の採集装置を設置し、昆虫類を採集するライトトラップ）及び夜間調査（ホタル類を対象とした調査）</p> <p>魚類・底生動物：捕獲（調査地点の環境特性に応じて、投網、サデ網、タモ網等により捕獲した生物種、個体数等を記録）、直接観察</p> <p>植物：植物相調査（調査地域全域を踏査し、確認された植物種（シダ植物以上の高等植物）を記録）、植生図作成、植生調査（調査地域の各植物群落を代表する地点において、ブラウン-ブランケの植物社会学的方法に基づき、コードラート内の各植物の被度・群度を記録）</p> <p>生態系（ノスリ）：出現環境調査（定点調査により、ノスリの出現状況を把握）、餌資源調査（トラップ法及びフィールドサイン法により、ネズミ類及びモグラ類の生息密度を把握）、餌組成調査（文献その他資料調査により餌種への依存率を把握）</p> <p>生態系（タヌキ）：出現環境調査（フィールドサイン法により、タヌキの出現状況を把握）、餌資源調査</p>

意見概要	事業者見解
	<p>(トラップ法及びフィールドサイン法によりネズミ類及びモグラ類の生息密度、コドラート法により土壌動物の生息密度、任意採集により、サワガニ及びザリガニの生息密度、植生調査により植物の生息密度を把握)、餌組成調査(タヌキの糞の分析により、餌種への依存率を把握)</p> <p>生態系(ミゾゴイ):出現環境調査(営巣地確認調査により、ミゾゴイの出現状況を把握)、餌資源調査(コドラート法により土壌動物の生息密度、任意採集により、サワガニ及びザリガニの生息密度を把握)、餌組成調査(文献その他資料調査により餌種への依存率を把握)</p> <p>ご指摘頂いた環境保全措置は、非変更区域に人工の巣を設置し、ハチクマが繁殖していると考えられる巣から設置した巣へ、その利用を誘導する措置であり、繁殖巣の移動を促すものとなります。人工代替巣の利用状況等は、ハチクマを対象とした工事中の調査や事後調査の結果と併せて、埼玉県環境影響評価条例及び環境影響評価法に則り、適切にその内容を提出してまいります。ご指摘の一部の種は、動物ではハチクマ、サシバ及びノスリ、植物ではオニシバリ及びミゾコウジュが該当します。</p>

意見書 364

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業所(さいたま小川メガソーラ)による残土の埋め立て量は35万m<sup>3</sup>とも言われぼう大な量と言わざるを得ません。搬入に伴う道路のいたみ粉じん振動等には住民生活に深刻な影響をおよぼす恐れがあり有害物混入の不安はぬぐいきれないものがあります。</li> </ul>	<p>工事関係車両は、最大で大型車122台/日(往復244台/日)、小型車35台/日(往復70台/日)であり、これらの車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるほか、車両の整備、点検を適切に実施する、アイドリングストップを徹底するなどの環境保全措置を実施します。車両の走行は、昼間の時間帯にのみ発生する一時的なものあり、前記の環境保全措置を実施することで、環境への影響の低減を図ります</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>混入物質が河川表流水に流入すれば小川町が全国に誇る有機農業にも深刻な影響を及ぼすことが考えられ地下水に混ざれば小川が誇る地場産業の清酒づくりへの影響も否定できません。 小川町は豊かな森と緑、清流が財産なのであり、これにあこがれるリピーターも多く移住を決める人も少なくありません。こうした小川町の宝とも言える豊かな自然で改変される事には賛成できません。</li> </ul>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>

意見書 365

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民にきちんとした説明していないのに説明したことになるのか?説明会が行われるというチラシも見ていない人がほとんどで実際にそのチラシがあったのか?チラシがないのに説明会に行くことはできません。説明会を行ったというかたちを残す為にチラシが目につかないようにしたり、その他の説明会のお知らせをしなかったとしか思えない。</li> </ul>	<p>環境影響評価準備書の説明会につきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者Webサイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによ</p>

意見概要	事業者見解
	<p>る掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行いました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。関心のある方に広くお伝えするよう努め、小川町の会場も最も大きな部屋で入れ替え 2 部制にし、出来るだけ多くの方をお迎えできるように致しました。事業者としまして、地域の方々とのコミュニケーションに最大限努めましたことをご理解いただければと存じます。</p>
<p>・メガソーラー予定地になぜ盛土をしなければいけないのか？その盛土する土は本当に安全なのか？まわりまわって福島の行き場のない残土等などを持ってくるのではないかと心配が耐えない。*</p> <p>また、メガソーラーであるが、ソーラーの使用期間が終わったあと、どのように処理するのか？その処理の方法が決まっていらないのであれば、原子力発電所と同じ道をたどるのではないかと最終処理までわかるものでなければ賛成できない。</p> <p>※事業者注記：原文のまま記載しております。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。</p>

### 意見書 366

意見概要	事業者見解
<p>・基本的に経営実態が明確でない、又は不透明と思われるような状態の会社に作成された評価書準備書自体が有効なのかどうか不明です。</p> <p>・住民への説明会についても地域住民の賛成が得られていない中での事業の実施はあり得ません。</p> <p>ましてや説明会自体が行われていない以上準備書自体の存在を疑念を持ってしまう。</p> <p>今後も事業を行う予定ならば、法的指針も含め地域住民、町側とも十分なコミュニケーションをとってもらいたいと思う。現状では、十分な説明も準備もされていない現状では事業の実施を認めることは町も住民も出来ないと思う。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会につきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行いました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。関心のある方に広くお伝えするよう努め、小川町の会場も最も大きな部屋で入れ替え 2 部制にし、出来るだけ多くの方をお迎えできるように致しました。事業者としまして、地域の方々とのコミュニケーションに最大限努めましたことをご理解いただければと存じます。</p>

### 意見書 367

意見概要	事業者見解
<p>・傾斜のきつい場所への太陽光パネル建設は中止してもらいたい。台風や大雨が近年起こり、災害も人事ではなくなってきました。わざわざ危険な場所に無理をしてつくってほしくありません。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>

### 意見書 368

意見概要	事業者見解
<p>・メガソーラーはつくる際、森林伐採をとまいません。森林を伐採することで動物たちが生活する場を失ったり、周囲の温度が上昇したり、生態系に様々な悪影響を及ぼします。動物たちの生活する場が失ってしまうということは必然的にたくさんの命が危険にさらされてしまうということです。</p>	<p>動物の生息する森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 369

意見概要	事業者見解
<p>・さいたま小川町メガソーラーの建設には反対します。 2014年小川町を襲った豪雨により小川町に大変な被害が、起きました。気候変動により毎年のように記録的な豪雨が起るこの頃、森林を伐採して山を破戒してはいけません。災害のない暮らしを守るためにも太陽光は反対です。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。 また、雨水を貯留する調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p>

### 意見書 370

意見概要	事業者見解
<p>・さいたま小川町メガソーラーについて、プリムの後に建設とのこと、大変遺憾に思います。3.11の大震災の後原発事故により太陽光発電に向かいましたが、10年すぎた今そろそろ見直す時期にきました。電力の安定、供給の名の下に、森林を伐採し山を切り開き、自然を破壊するようになってきたこの頃小川町の自然を守ることが大切です。 メガソーラーは絶対反対です。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 371

意見概要	事業者見解
<p>・環境影響評価準備書に対する意見 木を切って、他から運び込まれる残土で谷を埋め、96000枚の太陽光のパネルで山を埋め尽くすというこの計画を中止してください。 森林が二酸化炭素を吸収して酸素を供給してくれているのに、その大切な森林を切れば二酸化炭素はどこで吸収されるのでしょうか。 森林が太陽光パネルに置き換わったときには、気温はどのくらい上昇するのでしょうか。小川町の夏は猛</p>	<p>動物の生息する森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。 土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、そ</p>

意見概要	事業者見解
<p>暑日があつたばかりあります。冷房設備がないと命の危険にさらされる暑さです。太陽光パネルの周辺だけではなく、小川町全体にどのような気温上昇の影響があるのでしょうか。</p> <p>森林を伐採することにより、どのくらいの動植物が生きていけなくなるのでしょうか。すべての動植物の生息数をお答えください。</p> <p>昨今の異常気象で大きな土砂災害が各地で起こっています。山の斜面の木を切ると保水力、安定性は失われ、土砂災害の危険性が増します。谷に盛土をしてその上に太陽光パネルを設置するとさらに危険は高まると思います。太陽光パネルの下を緑化すると言っていますが、土の保水力を高め、土を安定させるだけの効果がどれほどあるのでしょうか。嵐山町の国道 254 から見える太陽光発電の土砂崩れを見るたびに不安になります。</p> <p>計画地の森林がある状態と失われた状態の「二酸化炭素の吸収量の違い」、「気温の違い」、「土の保水力の違い」など詳しい説明をしてください。</p>	<p>それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>雨水を貯留する調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。</p>
<p>・プリムローズカントリー倶楽部の開発の頓挫で長年放置され、自然が返ってきつつあるこの土地には、サシバが営巣しヒナが育っています。生息数が減っているサシバなど保護しなければならない貴重な生き物たちがいるこの地を残す捨て場や大規模な太陽光発電所にしてはなりません。</p> <p>森林がなくなり太陽光パネルが一面に張られると鳥たちに悪影響があるのではないですか。外国の例では、太陽光パネルが敷き詰められた光景を湖と勘違いする水鳥もいるそうです。</p> <p>準備書には「対象事業実施区域外及び変更区域外に本種の生育環境が存在することから、その範囲への移動・利用が可能であると想定される」と書いてありますが、他所にサシバが生きていける良い環境があるのでしょうか。そこに先住のサシバが生息していれば、そこに移り住むことは難しいでしょう。「対象事業実施区域外及び変更区域外に本種の生育環境が存在することから、その範囲への移動・利用が可能であると想定される」と簡単に言わないでいただきたい。この言葉により多くの開発が進み、サシバの生息環境が失われ生息数の減少につながっています。「対象事業実施区域外及び変更区域外に本種の生育環境が存在する」について、本当にそのような場所があるのか調査をし、移り住めるということを証明してください。</p>	<p>サシバについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置により、本種の営巣中心域の変更を出来る限り回避・低減する計画としました。また、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じ、施設の供用時においても出来る限り繁殖環境への低減を図る計画としております。さらに、本種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 372

意見概要	事業者見解
<p>災害について</p> <p>2020 年の台風 19 号で小川町は大きな被害を受けました。隣町、嵐山町の志賀交差点前のメガソーラー敷地内にも土砂の崩落がありました。さいたま小川町メガソーラー対象地周辺は、飯田の「北久保沢」「道前沢」笠原の「中ノ沢」、栃本の「桜沢川」において、土砂災害警戒区域、および特別警戒区域に指定されています。このように災害の危険性の高い地域に面する場所が対象地として選定されていることがおかしいと思います。</p>	<p>対象事業実施区域の変更区域内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたし</p>

意見概要	事業者見解
<p>これからの時代、今まで以上の規模の台風や自然災害が起こる可能性は高いと思います。ソーラー事業の建設作業中や建設後に敷地内や周辺で土砂崩れが起こった例は、上記の嵐山町の例だけではありません。私の住んでいるすぐ近くの斜面に建設された小規模ソーラー事業の敷地内でも土砂崩れしているのがみられます。また近隣の埼玉県越生町の山中ですでに建設された中規模ソーラーの敷地では、建設工事中に起こった台風19号の時に、敷地内から生活道路へ土砂崩れが起こっています。そのせいで住民の方の避難通路が塞がれ、遠回りをして避難しなければならなかったそうです。小川町周辺だけで、いくつも土砂崩れの例がすでに実際にあるわけですから、斜面で実施されているソーラー事業は土砂崩れをおこしやすいことは明らかだと思います。</p> <p>さいたま小川町メガソーラー事業はこの例よりもはるかに大きな86ヘクタールの谷に、大量の土をよそから持ってきて谷を埋める訳ですから、大きな自然災害で、土砂崩れを起こさず、下に流れていく水を汚さないようにするには、どのような対処をするつもりなのでしょう？また、土砂崩れが起こったり、水が汚れてしまって、近隣の産業に悪影響が出た場合、どうするつもりなのでしょう？</p> <p>小川町にとって取り返しのつかないことをしようとしている気がします。</p>	<p>ます。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

### 意見書 373

意見概要	事業者見解
<p>・「さいたま小川町メガソーラー計画」は環境を破壊する計画だと思います。</p> <p>広大な面積の森林を伐採し、他所からの残土を、運び込み谷を埋め、ゴルフ場跡地一面に太陽光パネルを並べ、私達の大切な石尊山、菅ノ倉への登山道に重ね合わせるように道を造成し奥の谷へ残土をすてる。ダンプや重機の騒音が5年も続く。太陽光パネルが並べられた山は殺伐とし谷間にある登山道は危険で、私達は山に登れません。</p> <p>この様な開発は環境破壊としか言えません。</p> <p>また、この埋め立ては災害を誘発させると思います。</p> <p>土砂災害危険区域、特別危険区域に指定されている沢の上流の森林を伐採し、大量の残土を埋め立て、その上に太陽光パネルを並べるという事ですが、昨今の大型化した台風や地震などで、大量に埋め立てた残土が崩れたら大きな災害となるでしょう。</p> <p>長年この土地で大きな災害にも合わず暮して来た人達にとって、この埋め立ては災害を招く計画としか思えません。</p>	<p>官ノ倉山ハイキングコースと対象事業実施区域が交差している地点については、利用者が自由に通行できるようフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから離隔する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。</p> <p>また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人を隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>
<p>・もし、計画が実行され、災害が起き、命がうばわれるような事が有れば、誰が責任をとるのですか。</p> <p>「小川エネルギー合同会社」が責任を取ると言っても失われた命はもどりません。</p> <p>多くの会社がするように、会社を潰し、責任の所在をあいまいにし、最後は県に責任を擦り付けるのですか。</p> <p>搬入される残土は検査された問題のない土であると</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民</p>

意見概要	事業者見解
<p>言っていますが、やはりどんなものが混じっているかとても心配です。</p> <p>トラック一台一台の土砂を検査出来ないと言う事であれば私達は安心して生活できません。</p> <p>「さいたま小川町メガソーラー計画」の中止を要望します。</p>	<p>法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

## 意見書 374

意見概要	事業者見解
<p>・ 広大なプリム跡地の森の伐採をしないでください。</p>	<p>森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。</p>
<p>・ 残土を運び込み、谷を埋めるのはやめて下さい。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>検討の際は、地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させることに努めました。</p>
<p>・ 太陽光パネルを大規模に設置するのはやめて下さい。</p>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。十分な環境配慮のもと、その大切な電気を供給する事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p>
<p>・ この計画地域は、一度はプリムローズカントリークラブの開発で動植物が激減した時もありましたが長年そのままにしたためか、だいぶ動植物は戻ってきていると感じています。</p> <p>渡り鳥のサシバは小川町の有機農法の畑や田んぼが気に入ったようで最近では、飛んでいるのをよく見かけます。この計画が実行されたら「こんなうるさい所、そして危険な所にはいられない」と他の地を探しに行くことでしょう。しかし他の地でも先住のサシバに「ここは私達が使っている所」と追い出され、行く場所を失い子育てさえ出来ず1羽また1羽と減ってゆくことでしょう。</p> <p>こんなことが日本中で起こっているのです、サシバの数は増々減少しています。これは紛れもない自然破壊です。</p> <p>サシバだけではなく私達人間を含む他の動物達にも同様のことが言えると思います。</p> <p>木々を切り残土で谷を埋めてしまう開発は植物も当然息絶えて行くことになりまます。</p> <p>つまり、広大な森林を失うという事は、今生きている、生かされている、私達に続く生命に、大きく関わるという事なのだと思います。</p> <p>又、森がなくなり太陽光パネルが立ち並ぶことで気温の上昇が気になります。小川町の夏は、冷房設備がないと熱中症なるような猛暑日が多く、温度の上昇はどうでしょうか？森を失ったことでの上昇など、微々たるものとお考えと思います。けれど、その積み重ねが今の温暖化を進めている、ひとつではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとした、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
森を切って、残土で埋め立て造る太陽光発電所計画の中止を強く要望します。	

意見書 375

意見概要	事業者見解
<p>・私は官の倉山のふもと笠原地区住む住民です  山の中腹にはガラスの穴と言う場所から枯れることなく清水が湧き出ている 非常事態時生活水として活用するので廃棄物残土 埋めと地下水に汚染物質が浸透し身体に影響を及ぼす 私は反する 異常気象で大雨が降ると土石流と成り笠原川が埋まり住宅が水没し莫大な被害を起きる 責任が取れるのか  公衆トイレの所には砂防関有り町でウグイ放流し笠原区民が交代管理している ハイキングの人々並び町民が魚見て喜んでいる  5月ごろにはハイカが1日3,000人も来る、普段の日は毎日20人-30人神ノ倉山頂を目指して登っている美しい自然の山々を壊さないで貰いたい 私は小川エナジー合同会社並び さくら太陽光エネルギー関連会社の情報を聞きました良くない話です 太陽光開発には反対です。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。  土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算もを行い、安全性を確保した事業を実施いたします。  官ノ倉山ハイキングコースと対象事業実施区域が交差している地点については、利用者が自由に通行できるようフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから離隔する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。</p>

意見書 376

意見概要	事業者見解
<p>・◎残土搬入計画を変更すること  1. 大雨による土砂災害が発生する  2. 大型車両進入によるハイカーの減少と事故  3. 大型車両の出入りにより交通量の増加と道路の破損</p>	<p>地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させることに努めたほか、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。  官ノ倉山ハイキングコースと対象事業実施区域が交差している地点については、利用者が自由に通行できるようフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから離隔する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人とを隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。  国道254号においては、交通量調査結果から、工事関係車両の割合は、最大の台数で建設工事時で4.5%、解体工事時で1.1%であることを確認しており、現状を大きく変えるものではありません。工事用資材等の運搬車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努め、交通渋</p>

意見概要	事業者見解
	滞に配慮します。

### 意見書 377

意見概要	事業者見解
<p>・残土持込が前提の様ですが、現在の状況のまま、整備(土地)して、パネルをつける事は、出来ないのでしょうか？</p> <p>残土が入るとなると、土砂くずれ、汚染、などいろいろこれから何年となく、悩まされる状況が続く事まちがいありません。そうならない様、ぜひ、きれいな自然が守られます様、お願い致します。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させるよう、対象事業実施区域内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p>

### 意見書 378

意見概要	事業者見解
<p>・近隣地域の一人として残土搬入に際して絶対に困ります。</p> <p>盛土整備する事により大雨での土砂流の可能性が大変心配で反対です。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。</p>

### 意見書 379

意見概要	事業者見解
<p>・ここ笠原地区は自然環境がすばらしい所ですが、次の理由から残土持込は反対です。</p> <p>○現在でも大雨時は土砂くずれの不安があるのに更に残土搬入とは…</p> <p>○自然の残土ならともかく、色々な物が混入していると予想されるので環境汚染の心配がある。</p> <p>○搬入の入口には老人ホームがあるので、色々な面で問題が発生するのではないかと？</p> <p>○近隣で評判のハイキングコースなのに駄目になってしまう？</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>国道 254 号から対象事業実施区域までの間にある特別養護老人ホームに関しましては、保全の必要があると考え、隣接地での大気質・騒音・振動に関する調査及び予測、評価を行い、必要な環境保全措置を講じ、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られていること、環境基準を満たしていることを確認しております。</p>

意見概要	事業者見解
	<p>官ノ倉山ハイキングコースと対象事業実施区域が交差している地点については、利用者が自由に通行できるようにフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから隔離する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人とを隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p>

### 意見書 380

意見概要	事業者見解
<p>・ 土地造成計画、外部から搬入土量 355.000m<sup>3</sup> と多い。 土砂災害がとても心配です。 搬入土量は全くいららないと思います。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させるよう、対象事業実施区域内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>

### 意見書 381

意見概要	事業者見解
<p>・ <u>大量の残土持込みが伴うメガソーラー計画</u> 小川町の飯田、笠原、木部、原川地区に大きく影響する、プリムローズカントリークラブ跡地に、外部からの残土・産廃を持ち込む大計画がある。3年程掛けてメガソーラー用の広大な土地を整地すると言うが、大型ダンプが10万台往復することになる。つまり1日8時間として2分間に1台が通行する。道路は破され、ホコリが舞い、自電車で通学する学生も危険が生ずる。残土・産廃は何が含まれているのかも不明、どこから運んでくるのかも分からない。</p> <p>36万立方メートルもの残土、産廃を山に積まれ、大雨等で大量の土砂くずれが発生し、民家が流される心配もある。このような横暴な会社が地域住民の感情を無視した計画を立てていることに、とても疑問を感じずにはいられない。太陽光発電事業は住民の生活を脅かす他に小川町の財産の多くを、もしかしたら全てを台無しにしてしまいかねない危険性をはらんでいる。又、小川町に建設された太陽光発電のパネルが土地ごと崩れそのままに放置されている光景もあちこちで見かけます。</p> <p>我々の次の世代の子ども達にこの自然豊かな町を引</p>	<p>地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させることに努めたほか、土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、産業廃棄物を持ち込む計画はありません。</p>

意見概要	事業者見解
き継ぐのが我々の責任と思います。	

### 意見書 382

意見概要	事業者見解
<p>・国の政策として2050年の温室効果ガス排出量の実現ゼロに向けた脱炭素政策が策定されクリーンな当該太陽光発電、又は風力発電等の設置事業が奨励されており、強いての反対意見は述べられません、長年見慣れ、生活に沢山の恩恵を授けてくれた、心を癒してくれた、緑豊かな里山が黒いパネルに覆われるのは見るに忍びません。</p> <p>増して当所は官の倉山、石尊山を通してのハイキングコースになっており清浄な空気と緑を愛でるハイカーの訪れは暇がありません。又、幾多の植物が繁茂し貴重な動物が生息しており豊かな生態系をつくっております。</p> <p>従ってこの豊かな生態系を壊す土砂搬入に絶対反対します。いくらきれいごとを云っても危険な土砂搬入の恐れは拭えません。</p> <p>私も同様なことで偽られた経験があります。それは笠原川の改修工事に私の農地が関りを持ち土砂を搬入嵩上げすることになり、良い土を入れると云うので信用しましたが終わって耕してみれば大きな石がゴロゴロと取り除くのに随分と苦労しました。</p> <p>そんな経験が有りますので搬入土砂の中に不純物(産業廃棄物等)の危険物質が混入されておる確率は高いと思います。</p> <p>その見地から重ねて土砂搬入の絶対反対を云います。</p> <p>まだまだ意見はありますが、他の人に補填して頂くこととし2点のみ反対意見を記しました。</p>	<p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。</p> <p>官ノ倉山ハイキングコースと対象事業実施区域が交差している地点については、利用者が自由に通行できるようフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから離隔する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。</p>

### 意見書 383

意見概要	事業者見解
<p>・①入口に私の所有場があり、1日大型トラック150台3年間10万台の往復で、排気ガス等で作業が出来なくなる。</p>	<p>国道254号及び国道254号から対象事業実施区域までの間にある特別養護老人ホームに関しましては、保全の必要があると考え、隣接地での大気質・騒音・振動に関する調査及び予測、評価として事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られていること、環境基準との比較を行っております。その上で、必要な環境保全措置を確実に実行してまいります。</p>
<p>・②森林伐採により地球温暖化による、毎年、毎年、何十年に一度規模の土砂災害のリスクが大きい。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>
<p>・③美しい山、川の中できれいな空気の中で育ってきたのに、放射能入りの残土でうめたてられたら、この土地で未代までも生きてゆけなくなる。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p>

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>④この国はこれから先、人口減少、産業の空洞化で働き方もかわるので電気の必要は減少するので発電所をつくる必要はない。</li> </ul>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p>

### 意見書 384

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>残土搬入及び盛土による造成工事は下記の理由により反対します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国各地で山間部を盛土造成した太陽光発電所の盛土地盤の崩落が多発している。</li> <li>近年の気候変動による台風の大規模化、記録的集中豪雨による土砂災害のリスク増大。</li> <li>東日本大震災以降は地震活動が活発化し、全国各地で大きな地震時に盛土造成部分の滑動崩落が多発している。</li> <li>長い年月をかけて自然に形成され植生に覆われた地形でさえ大型台風や記録的な集中豪雨と大地震の影響で山体変形が起きている。現代の技術では近年の気候変動地震等の地殻変動による自然災害に対応する事は絶対に不可能です。</li> </ul>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常時・地震時の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した通常時・地震時の土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>

### 意見書 385

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の詳細を、積極的に公表し、住民の意見に配慮しなければならないと、知事からも指導されているはず。</li> </ul> <p>今回の太陽光発電事業に関して、住民説明会は1度も開かれていない。住民の住環境、生態系の保護、等々、住民は、はかり知れない不安を抱えている。住民、環境保全団体から積極的に話しを聞き、調査して、評価に活かすべきです。</p> <p>自然環境の破壊、住民無視の姿勢を改めて下さい。</p> <p>小川町に移住して6年</p> <p>緑が多く、夏は、ホテルが舞い、鷺やカルガモを見る度小川町の豊かな自然はすばらしいと思ってきた。</p> <p>しかし、ここ数年小川町のあちこちでメガソーラーパネルが大規模に設置され、台風や大雨で崩落も起きている。</p> <p>森林の伐採で土砂災害の恐怖、絶滅危惧種の鳥サンバやその他の生物の生態系がこわされる深刻な状況だと思っている。自然エネルギーが自然環境をこわしていいはずがない。</p> <p>多くの生物が生息できなければ人間も安心して住むことが出来ない。</p>	<p>太陽光発電事業の内容、環境影響評価準備書については、4月20日(火)(2部制)の小川町、4月24日(土)のときがわ町、寄居町、東秩父村での住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所(埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館)、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p> <p>また、対象事業実施区域およびその周辺における現地調査において、特に鳥類においてサンバやミゾゴイといった重要な種が確認されたことをうけ、適切な対応を検討するうえで、鳥類の保護活動のためのデータ収集、解析、調査手法開発を行っており、活動範囲に埼玉県を含む認定特定NPO 法人の専門家にヒアリングを行いました。</p> <p>準備書などに記載しましたとおり、専門家としての豊富な知識を基に、有益なご助言をいただくことができ、予測・評価や保全措置を検討するうえで、十分活用できたものと考えております。</p>

### 意見書 386

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年4月20日に行われた「環境影響準備書の説明会」を開催するにあたり、小川町全域のその詳細のチラシをポスティングしたとホームページにあるが、私の家には配布されていない。</li> </ul> <p>埼玉県知事意見書の1事業計画について-オ-では、</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町で</p>

意見概要	事業者見解
<p>「環境評価の実施にあたっては事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること。」とある。</p> <p>町民が見たこともないチラシを配ったこととして開発手続きを進めるようなやり方には、事業計画の詳細を積極的に公表するよう努める姿勢は見られず、むしろ不信感しかない。</p> <p>このような状況になった経緯をきちんと説明し、多くの住民に事業計画を説明すべく、住民説明会を再度行うべきである。</p>	<p>は関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>

### 意見書 387

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 自然豊かで景観が良い人気のある官の倉山ハイキングコースに道路を作り、大型車両が通行する行為は自然破壊やハイカーを危険にさらすことになるので絶対反対です</li> </ul>	<p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜るよう努めてまいりたいと存じます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 36 万立方メートルの土砂を搬入することは、大型車両の交通量が増加するため、道路の破損、騒音および振動が発生する。また、土砂搬入したことにより、ゲリラ豪雨等の大雨により斜面の崩壊等の土砂災害が発生するなど危険をはらんでいるので絶対反対です。</li> </ul>	<p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜るよう努めてまいりたいと存じます。</p>

### 意見書 388

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入される土砂等の混入物の確認は、汚染対策</li> </ul>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRによって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。</p> <p>さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土、切土による豪雨等の斜面崩壊、土砂の流出対策</li> </ul>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>

意見概要	事業者見解
<p>・1. 残土 今回の太陽光発電事業に対し、対象地域内での切土・盛土にとどめず、なぜ外部から残土を持ち込むのでしょうか。町長の意見にも「基本的に事業地内での切土・盛土を計画されたい。」と書かれています。残土を持ち込まず、対象地域内での切土・盛土だけで太陽光発電事業を行う案を改めて提示してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させるよう、対象事業実施区域内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p>
<p>・2. 生物資源 準備書では、危惧生物のミゾゴイ(絶滅危惧Ⅱ類)の生息が確認されています。埼玉県レッドデータブックでは、ミゾゴイは日没後、林から飛び出し、水辺などでサワガニやカエル、ミミズ、魚類を捕るとありますが、残土が持ち込まれ、地形が変更された場合、餌場は確保されるのでしょうか。対象地及び対象地周辺についても調査と影響の予測を行うことを強く希望します。</p>	<p>ミゾゴイについては、動物の項目の他、生態系の項目において、特に調査地域の重要な地域特性である「谷沿いの湿地的な環境」を指標する種として本種を選定し、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、ご意見を頂いた餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。その内容は準備書の8-1-6-1(960)～8-1-6-91(1050)にお示しております。</p> <p>環境保全措置については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、確認された本種の巣がある谷地形の変更を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち変更面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。</p> <p>予測・評価は対象事業実施区域のみではなくその周辺地域も対象として実施しております。そのうち、変更区域以外の地域については直接的な変更はないことから、生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になると予測しております。</p> <p>以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。</p> <p>環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・3. 災害 台風19号の小川町内の被害は大変大きなもので、対象地内でもがけ崩れが起きました。隣町の嵐山町の志賀交差点前のメガソーラー敷地内も土砂の崩落がありました。対象地域の周辺は、飯田の「北久保沢」「道前沢」、笠原の「中ノ沢」、栃本の「桜沢川」において、土砂災害警戒区域、及び特別警戒区域に指定されています。事業計画策定ガイドライン第2章「適切な事業実施のための必要な措置」の第1節内でも、土砂災害防止法の警戒区域や山林、丘陵地の急勾配地域等においては周辺環境への悪影響を与える怖れがあるため、十分に考慮して土地の選定、開発計画を行うことが求められています。このような災害の危険性の高い地域に面する場所をなぜ対象地として選定しているのですか。今後、台風19号のような大きな自然災害が起き、</p>	<p>対象事業実施区域の変更区域内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

意見概要	事業者見解
<p>さいたま小川メガソーラー敷地内から土砂が流れ落ちた場合には、どのように町民の安全を保障するのでしょうか。具体的に補償内容を示せないのであれば、対象地の除外、または事業計画の見直し、中止をしてください。</p>	
<p>・4. 景観          景観の調査対象地の一つである笠原集落や栃本親水公園周辺は、住民及びハイキングや登山者が歩きながら景観を楽しむ地域住民の馴染みの場です。準備書によると、落葉期も着葉期すらも事業区域がはっきりと視認されると書かれています。資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」の第1節内の「土地及び周辺環境の調査・土地の選定」内の解説にも、「周辺の景観との調和に配慮するとともに、反射光等による地域住民の住環境への影響がないように考慮する」と記載されています。これに対する対応策は、低反射型太陽光パネルを用いることだけでしょうか。私たちが太陽光パネルを見ながら暮らすのは、精神的にも日々の不安感が募ります。対象地の除外を行ってください。</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・5. 登山道          石尊山の登山道は、計画道路とハイキングコースが交差する地点に対して、「利用者が従来どおりに通行できるようにする」「工事期間は交通安全のため警備員を常駐させる」と準備書に記載されています。ダンプが通る道を新設するにあたって、歩行者の安全は守られるのでしょうか。ここは登山者だけでなく、保育園の園児たちが集団で登山を楽しむ道です。登山道の工事期間、変更される道幅と位置、騒音、スピード(徐行運転はどこからどの地点までおこなうのか)について、具体的な安全対策をあらためて明記してください。</p>	<p>工事時には警備員を配置し、通行の安全も確保するほか、一部のハイキングコースと重なる箇所については徐行を行うように指導をし安全を確保します。          地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜るよう努めてまいりますと存じます。</p>
<p>・6. 説明会の案内の不備          私は小川町に在住していますが、今回の環境影響評価準備書に関する説明会の案内をポスティングされていません。知事の意見書にも「環境影響評価の実施にあたっては、事業計画の詳細を積極的に公表するように努め、住民からの意見等に配慮すること」とありますので、ぜひもう一度説明会をやり直してください。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>

意見書 390

意見概要	事業者見解
<p>・水源涵養機能の維持に関して具体的な評価を示されたい。          ・地下水位や水脈について降水量等の状況を踏まえた分析にあたり「寄居地域観測所」のデータを引用して評価しているが、山林の水源涵養機能としての具体的な検討と評価が必要と考える。</p>	<p>寄居地域気象観測所は、対象事業実施区域から至近の気象観測所であり、その観測地は、対象事業実施区域の降水量について考えるにあたり、十分引用に値するものと考えております。</p>
<p>・環境影響の回避・低減に係る評価において、環境保全措置として造成域へのチップし既設や破石道路とするこ</p>	<p>太陽光パネルの下など変更区域内の地表は、舗装などを行わずに、浸透性のある状態で施設を長期間</p>

意見概要	事業者見解
とを一時的な対策のみならず水源涵養機能として長期的な評価・対策を示されたい。	運用します。これらの対策は、一時的ではなく、長期的なものとなっています。
・官の倉山を水源とする笠原川等は小河川ではあるものの、流域では当該河川水を利用した稲作等が行われる自然豊かな里山で市街調整区域にしていされており大規模なソーラー発電所は極めて当該地域の環境に馴染まない施設である。	地域の方々の小川町の農業・自然に対する思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

## 意見書 391

意見概要	事業者見解
・工事中に大型車両の交通量が増加することにより騒音や振動が発生したり通勤通学に危険がある。	資材運搬等の車両の走行による騒音・振動の影響については、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。 更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。
・盛土や切土によりゲリラ豪雨等による斜面の崩壊が発生する。	土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の設定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。
・搬入される土砂により、外来種が混入されたり、異物水が雨で流れ出たりする恐れがある。	土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。 土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。 また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。 環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。
・メガソーラー設置により、野生動物の生息域や自然の景観が損なわれる。	野生動物の生息域である森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置

意見概要	事業者見解
	林を確保するなどの保全措置を講じます。景観への影響を低減させるために、上記の環境保全措置に加え、低反射型太陽光パネルを採用するなどの環境保全措置も講じます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>官の倉山ハイキングコースを一部分断する計画になっているが安全対策はどうなっているか。</li> </ul>	<p>官ノ倉登山道（「官ノ倉山ハイキングコース」及び「官ノ倉ハイキングコース」の一部分）は、道路用地の一部と重なる可能性があります。対象事業実施区域の境界に、コースを遮るようなフェンス等の設置は避け、自由に通行できるように致します。また、工事時には警備員を配置し、通行の安全も確保する等、ハイキングコースの現状の機能を維持するよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け止め、事業実施に当たっては、環境保全措置など環境に対する十分な配慮を実行し、ご理解を賜うよう努めてまいりたいと存じます。</p>

### 意見書 392

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>次の理由により開発に反対する <ul style="list-style-type: none"> <li>①森林及び雑木等を伐採することにより大洪水を起こす</li> </ul> </li> </ul>	<p>雨水を潮流する調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>②将来設置したソーラーを放置しそのままになることがあり得る</li> </ul>	<p>事業終了後の環境保全措置については、事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に基づき基金を設けることを事業計画に含めています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>③工事車両の出入りの際幅員のせまい道路が多いので騒音・事故・道路の破壊ができる</li> </ul>	<p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜うよう努めてまいります。</p>

### 意見書 393

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>美しい里山や田園風景に魅せられて小川町に越して来ました。多くのハイカーが訪れ盆地をとりまく山歩きを楽しんでいます。今その風景が失われようとしています。古い歴史と丘陵は守るべきなのにあちらこちらで目にするものは はげ山と太陽光パネルです。今一番問題なのは、このゴルフ場跡地のメガソーラーです。 住民にきちんと説明もなくある日突然木がバンバンと切り倒されてゆくのでしょうか？</li> </ul>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>私なりに疑問に思う事を書いてみました（詳しい流れはよくわかついてなくて申し訳ありませんが）</li> <li>脱炭素社会と言ったら山の木を切り倒していくことに納得がいきません。温暖化で地球規模の異常気象による</li> </ul>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、温暖化防止のための再生可能エネルギーによる電気の供給事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>災害が起きています。これも信じがたい森林伐採が行われているからです。</p>	<p>す。森林につきましては、影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。</p>
<p>・一度ゴルフ場の開発が行われているのに大量の残土が運び込まれると聞きます。どこから何のための残土なのか</p>	<p>土の搬入量を決める盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p>
<p>・残土を運び込むために狭い 245 (国道) 号にトラックが 1 日 300 台行き来するという？住民の生活や道路の悪化など住民が被る。3 年にも渡る理不尽な生活や道路交通環境は誰が補填してくれるのですか。どんなことになるのか想像もできないのですか。住民の日々の生活を無視しています。</p>	<p>渋滞や交通の支障を避けることを目的の一つとして造成計画の見直しを行い、盛土量・切土量のバランスをとる計画に変更した結果、工事関係車両は、建設工事時において、往復で 314 台/日 (大型車 244 台/日、小型車 70 台/日) に低減し、環境に及ぼす影響を低減しました。</p> <p>資材運搬等の車両の発生する期間と、関連設備の工事期間は、その時期・期間なども異なるため仮設道路による資材運搬等は計画していませんが、ご意見を参考にしつつ、上記の予測・評価結果、工事計画の詳細決定などに基づき、環境への影響を回避・低減するための十分な検討を行ってまいります。</p>
<p>・森の保水力についてはどうお考えですか。山の下に広がる畑。田んぼ川は森の保水力から大きな恵みを受けています。ダムのようなものです。小川は大きな川がなく浅い川が多く近年災害続きで補修も終わっていません。大雨の時に振った雨はどこに流れ込んでいくかそれに対応できるのか答えてもらいたいです。</p>	<p>前述の通り、森林につきましては、影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。また、改変区域においては、地下への雨水浸透を妨げないよう整備し、早期緑化を進めるなど、保水力の低減を抑えます。</p>
<p>・景観は住民のアイデンティティーのようなものです。小川町は周りを山で囲まれ毎日の景色に癒され生活しています。この 1 年太陽光パネルはげ山に貼り付けられ山が崩れてもいます。この町の宝は自然です そのことをどう考えていますか。</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・納得のいく形での説明会を希望します。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4 月 13 日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>事業者としましては、例えば、新型コロナウイルス感染拡大予防のための会場の入場制限などにも対応するため、小川町での説明会は 2 部制にし、より</p>

意見概要	事業者見解
	多くの方のご来場に向けて準備をし開催させていただきました。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(決して太陽光発電に反対するものではありません。山を山として財産(サスティナブル等)として残したいと思う気持ちで一杯なのです)</li> </ul>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮策を十分講じた上で、再生可能エネルギーとしての電気を供給する事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p>

意見書 394

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化等の影響で今までは想定外と思われる気象災害が頻発しています。この計画の山岳地に大規模な切り土、谷埋めの造成した場合、何に一度の気象災害に抑えられるのかお答え下さい。</li> <li>・また増水と地震という 2 つの条件が重なった時の安全性はどのようにお考えなのかお答えください。</li> </ul>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。なお、場内排水施設は、5年確率で設計しております。</p> <p>降雨強度式は、林地開発の手引きに基づいております。調整池の余水吐は、100年確率となっております。また、調整池からの放流管量は、30年確率です。調整池の降雨強度式は、埼玉県県土整備部河川砂防課 砂防設計基準に基づいております。</p> <p>上記の安定計算につきましては、通常時と地震時について、安全率が十分基準を上回っていることを確認しております。また、台風による実際の崩壊地の現地調査を踏まえた雨水排水施設を設計しますので、両災害への対応はできているものと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土に使用するために搬入する土砂の安全性。 安全性とは、重金属、有害化学物質、放射能、産業廃棄物等を含まない事。 この安全性の確保が不十分です。命に直接係る事なので具体的に関係住民、小川町、公共機関等が、いつでも(搬入前・搬入時・搬入後)、検査及び情報の公開ができる事が保証されるべき。</li> </ul>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「太陽光パネルの設置箇所下部の植生の早期回復に努める」とあるが、太陽光の当たらない太陽光パネル下部の広範囲の植生は回復しないのではないか。 仮に回復するならば、具体的にその方法と理由を答えてください。</li> </ul>	<p>事業者の構成社員である別法人での太陽光発電所において、太陽光パネル下の緑化の実績があります。本事業では、全面種子吹付で緑化を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業終了後の緑(生態系等)の復元と土砂流失等の土砂災害等の安全性の担保を具体的にどの様に保障するかお答えください。</li> </ul>	<p>事業終了後の環境保全措置については、事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に基づき基金を設けることを事業計画に含めています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設発生土を原則場内で有効利用し、場外への車両運搬を低減するとあるが、何故場内での埋立用の土砂が必要なのに、なぜ場外への搬出を必要とするのかお答え下さい。</li> </ul>	<p>場外へ搬出するものとして、有効活用する切り出した木材などもあります。このため、低減すると記載しております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>・1. 制度の隙間が悪用されています。</p> <p>本事業は埼玉県内で最大規模のメガソーラー案件にもかかわらず、資源エネルギー庁が定める事業計画ガイドライン(太陽光発電)の遵守もなく、この事業に関する住民説明会は今日に至るまで実質的に行われていません。これは法の不備を事業者が利用していると見ることができ、国や県にとっても今後の対処を迫られる不測の事態と言えるでしょう。</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所(埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館)、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p>
<p>・2. 再度の自然破壊が地域を疲弊させます。</p> <p>このような経緯があるため、計画地のこの20数年間の変遷が地元は何をもたらしたのか、この計画の何が問題となるのか、住民の不安はどこにあるのか、などの点を事業者は知ろうとせず調査を進めました。</p> <p>過去に小川町及び地元住民は(株)プリムローズカントリー倶楽部の開発事業により多大な心理的・経済的・社会的打撃を受けました。かつて売買や賃貸に応じた地権者は過去の開発が住民の分断と苦悩を生み出してきた歴史を経験しています。</p> <p>その土地を再び破壊する事業計画を出してきたこと自体、住民感情を無視し、更なる分断と対立を煽る行為と言えます。</p> <p>事業者による環境影響評価も明らかなとおり、30年近くの年月は自然林を復活させ、希少種が生息する里山に変化させてきています。ましてや、その前段階に残土投入反対の地元決議、議会での意見書採択があるのですから、谷を埋め山を削る本事業の内容は到底容認されないと見て然るべきものです。</p> <p>このような状況は無視し、単なる手続きとしての環境影響評価に及んだため、評価の内容そのものも住民にとっては空手形に過ぎません</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・3. 町のガイドラインにも反しています。</p> <p>事業者は計画地での大規模発電のFIT申請も、(株)プリムローズカントリー倶楽部からの地位の譲渡も、住民に説明していません。</p> <p>小川町太陽光発電事業実施の手続き等に関する要綱では6条において「事業者は、(中略)その計画の概要が明らかとなった時点で、利害関係者を対象とした説明会を開催し、又は利害関係者の要望に基づく協議を行い、利害関係者の理解を得るように努めるものとする。」と定めています。</p> <p>努力規定であっても、この計画地の持つ歴史を考慮すれば事業者が負うべき当然の責務と言えます。</p> <p>事業者は過去の林地開発許可を流用して残土処分地とすべく画策してきた経緯から、そもそも「計画の概要が明らかとなった時点」を公言していないという事実が存在します。</p> <p>このため住民は準備書に関する意見書を提起する段階になっても事業者の経済的基盤、社会性、事業実績などの情報が皆無という状況に置かれています。</p> <p>地方自治体が設置するガイドラインはただただ事業者の善意に依拠するだけという点に限界があります。国、県のより強制力のある方策が必要と感じます。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p>
<p>・4. 森林に代わる人工的代替物は存在しません。</p> <p>小川町は全国的にも有機農法やため池農法で知られていますが、それらを支えているのは当該計画地域に</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に</p>

意見概要	事業者見解
<p>代表されるような「谷津」や「里山」が織りなす自然環境です。</p> <p>計画地域での土砂災害はこれまでも発生していますが、近年は想定外の短期集中降雨災害が県内でも各地で発生しています。パネルのガラス面は土壌浸透力の限界を超える流量を生むことから、この開発によって発生の確率は高くなります。</p> <p>地球温暖化・気候変動の防止、大気や土壌・雨水の浄化循環、保健・レクリエーションなど森林の持つ多面的機能は他に代替できるものではありません。</p> <p>ソーラーパネルは何万枚あっても酸素を供給しませんし、土砂を安定させ、水を蓄え、野生動植物を守りはぐくむことはできません。十分な代替え処置ができない開発は破壊でしかありません。</p> <p>今回の環境影響評価調査で明らかにされたことは、この山地が豊かな生態系をはぐくむ森になっているという事実と、それが小川町の特徴を一層際立たせているという事実です。</p>	<p>受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 396

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>小川町の自然の景色が大好きです。</li> </ul>	<p>地域の方々の小川町の景観・自然に対する思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ソーラーパネルによって、昔からの景観が変わってしまうのは嫌です。</li> </ul>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちが小さい頃から慣れ親しんだ山へのソーラーパネルの建設をしないで下さい。</li> <li>本事業計画地域に残土を持ち込まないで下さい。</li> <li>メガソーラーを建設しないで下さい。</li> <li>事業の全面中止を求めます。</li> </ul>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>計画の検討においては、森林を保全するため、残置森林を規定の25%から49.7%に増やしたことで、切土等の改変部が少なくなりました。このため、必要量につき、土を搬入する計画としております。</p>

### 意見書 397

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>初めに、実際に小川町に定住している身として、住民への理解を欠く進め方で実施されている本事業は、到底容認できず事業の中止を希望する。</li> </ul>	<p>地域の方々のご心配を払拭するためにも、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じ、ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年4月に実施された説明会についてチラシ配布をされたようだが、我が家には届いておらず、配布されなければ説明会の開催を知りえず、住民への十分な理解を得ようという姿勢が感じられない、広く認知させないまま事業を進めるつもりでいたと感じる。</li> </ul>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布の</p>

意見概要	事業者見解
	<p>タブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>
<p>・残土持ち込みについて、持ち込み量の低減を検討いただけましたが、町長意見にもある様に基本的に事業地内での切土、盛土を計画いただきたい。 理由として、事業場所は川の上流でもあり生活用水への影響が懸念される。何が混ざっているかもわからない土を盛土することは、含まれている成分が時間をかけて、地下水に混ざることやあるいは雨で流される懸念が残ります。 時間をかけて小川町はオーガニック食材で知名度や評価を得てきたものをないがしろにする行為は声を大にして異議を申し上げます。 残土持ち込み0で再度検討してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。 計画の検討においては、森林を保全するため、残置森林を規定の25%から49.7%に増やしたことで、切土等の改変部が少なくなりました。このため、必要量につき、土を搬入する計画としております。 土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p>
<p>・災害について、2019年に台風19号で住居周辺の氾濫を経験し、命の営みに必要な川でも災害時は命を脅かすものになることを再認識しました。 本事業では、調整池の設置も入っていますが、多くの木を切り、地形を変えることで大雨や台風など土砂崩れが発生した際に下流周辺で生活している住民の命が危険にさらされる懸念があります。上記、被害が出ないことはもちろんのこと、被害が出た場合の事業者の責任や被害者への保障をお約束ください。</p>	<p>調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。 事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>
<p>・準備書に記載の意見書について、意見が少ないのは多くの住民が賛同されたからと考えるのでないかと感じています。準備書の4-1(268)に縦覧者数の人数に記載がないのは認知されないほどの人数だったので「カウントを行っていない。」と記載したのではと疑ってしまうほうです。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p>
<p>・最後に、太陽光事業だから反対という話ではなく再生可能エネルギーが今後の社会にとって必要なことは十分理解しております。しかし森を切り開き、地形を変え10年、20年と地域に根づく事業になることから住民との「共生」が本事業で大切なことではないでしょうか。今回の事業の進め方からは共生の意図はみじんも感じられず、住民が知らないうちに進めてしまおうという「強制」がしっくりきます。住民の賛同を得られず良い事業は進められませんので足を止めて住民と向き合うよう願います。 ・最大の関心事項は「残土持ち込み0」ですので、持ち込みが前提の事業計画であれば事業自体の白紙撤回を求めます。</p>	<p>事業者としましては、環境への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。地域の方々のご意見を十分認識しながら、その大切な電気を供給する事業を通じて社会を支える一員でありたいと考えております。 地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 398

意見概要	事業者見解
<p>・4月20日にリリック小川でプリムローズカントリー倶楽部跡地へのメガソーラー設置に関する環境影響評価準備説明会が行われ、この説明会の周知されなかった事に対して、ボイコットした一人です。くらいに腹の立つ思いをしました。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>
<p>・1. 地元民が今回の事業計画はいろいろと心配をしています。その住民の気持ちを考えたら、無理してでもメガソーラーを建設する貴社の気持ちを改めて教えてください。人として何を思いますか？社会正義を貫いていますか？</p>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮の重要性和、不可欠な電気の供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。十分な環境配慮のもと、その大切な電気を供給する事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p> <p>地域の方々のご心配を払拭するためにも、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じ、ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・2. 本工事は、一日当たり300台以上の大型車両が往復することになります。 8時間労働で時間当たりで換算すると38台です。2分当たりに1台の大型車両が老人介護施設「さくらぎ苑」を行き交います。</p> <p>①さくらぎ苑施設に対する、具体的に、建物振動具合はいくらと評価していますか？具体的なシミュレーション数値をお示しください。</p> <p>②あの狭い町道を大型車両が行き交う。交通事故防止を図る必要があります。具体的な交通事故防止策をお示しください。</p> <p>③さくらぎ苑での騒音数値評価はいくらと見込んでいますか？具体的な数値をお示しください。</p>	<p>渋滞や交通の支障を避けることを目的の一つとして造成計画の見直しを行い、盛土量・切土量のバランスをとる計画に変更した結果、工事関係車両は、建設工事時において、往復で314台/日（大型車244台/日、小型車70台/日）に低減し、環境に及ぼす影響を低減しました。</p> <p>資材運搬等の車両の発生する期間と、関連設備の工事期間は、その時期・期間なども異なるため仮設道路による資材運搬等は計画しておりませんが、ご意見を参考にしつつ、上記の予測・評価結果、工事計画の詳細決定などに基づき、環境への影響を回避・低減するための十分な検討を行ってまいります。</p> <p>騒音・振動の予測結果は、道路境界で予測しており、等価騒音レベル55dB、振動レベル(L<sub>10</sub>)38dBになります。さくらぎ苑の施設の建物については、道路境界より離れているため、予測結果以下の数値になります。更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p>

意見書 399

意見概要	事業者見解
<p>・4月20日にリリックおがわでプリムローズカントリー倶楽部跡地へのメガソーラー設置に関する環境影響評価準備説明会が行われ、この説明会が周知されなかった事についての質問に貴社は「ビラを業者に頼んで全戸配布した」と答えたが、ビラの配布業者について答えず、地元の飯田・笠原でもビラを見た人が確認されなかった</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父</p>

意見概要	事業者見解
という事実を認識したうえで、	村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあります。
・1. 地元民が自然破壊・環境汚染・人災等を危惧する箇所にわざわざメガソーラーを建設する事業者の気持ちとは何かを聞きたい。貴社に良心はあるのか？心の痛みはあるのか？	現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。十分な環境配慮のもと、その大切な電気を供給する事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。
・2. 970,000m <sup>3</sup> もの大量の残土を3年間で搬入するのは、一日当たり300台以上の大型車両が往復することになるが、工事使用道路の町道は、大型車両搬入用に施工されていることを確認していますか？3年間問題なく工事車両が通行できるという根拠は何かお示しください。	渋滞や交通の支障を避けることを目的の一つとして造成計画の見直しを行い、盛土量・切土量のバランスをとる計画に変更した結果、工事関係車両は、建設工事時において、往復で314台/日（大型車244台/日、小型車70台/日）と、ご指摘の大型車両600台/日以上（往復交通量）と比べ大きく低減させました。 資材運搬等の車両の走行の際は、道路構造令など法令を遵守することは当然のこと、規制速度を守り徐行を徹底いたします。
・3. 工事車両が出入りする町道を老人介護施設「さくらぎ苑」が使用している。この当該町道しか出入りできない施設である。この施設への影響をどう評価しているのか影響問題ないとする根拠を教えてください。	渋滞や交通の支障を避けることを目的の一つとして造成計画の見直しを行い、盛土量・切土量のバランスをとる計画に変更した結果、工事関係車両は、建設工事時において、往復で314台/日（大型車244台/日、小型車70台/日）と、ご指摘の大型車両600台/日以上（往復交通量）と比べ大きく低減させました。 資材運搬等の車両の走行の際は、道路構造令など法令を遵守することは当然のこと、規制速度を守り徐行を徹底いたします。
・4. この工事をする事で地元住民への迷惑度はどの程度と評価しているのか 迷惑度評価を全く迷惑をかけない工事であることを100とした場合にいくらになるかお示しください。	地域の方々のご心配を払拭するためにも、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じ、ご理解を賜るよう努めてまいります。

#### 意見書 400

意見概要	事業者見解
・C) 土砂の崩落があったところに新たな残土を運んできてメガソーラーを建設するのは非常に危険です。 設置工事は断固反対します。	土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。

#### 意見書 401

意見概要	事業者見解
・A) どこから運んできたかどうかもわからない危険を伴	土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の

意見概要	事業者見解
<p>い、自然を破壊し動物 生物の生態系を壊れてしまう残土を搬入するのは絶対反対です。</p>	<p>量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

#### 意見書 402

意見概要	事業者見解
<p>・小学生は都内で、中学生から小川町在住です。都内から自然豊かな小川町に転居して33年になります。近くの官の倉山はホームグラウンドで自由に散策しています。ここがソーラーパネルを入れて土砂を入れて埋め立てられようとしていると聞き・・・そんなことをしたら自然破壊とともに小川町全体が破壊されます。土砂もどんな土を盛ってきて埋め立てるのか・・・動物や植物はどうなるのか？官の倉山ふもとの住民に危険性はないのか？</p> <p>自然破壊につながるメガソーラーの設置は断固反対です。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>動植物の生育・生息場所である森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。</p>

#### 意見書 403

意見概要	事業者見解
<p>・官の倉山にメガソーラーの建設、埋め立てに断固反対します。自然豊かな小川町に親の転居に伴い高校生の時から在住しています。小学生の頃は都内の小学校から官の倉山に遠足に来ました。</p> <p>官の倉山はホームグラウンドでいつも散策しています。猛禽類の鳥獣や沢蟹サンショウウオ自然豊かな生態系の中を職場の仲間や子どもたちといつも癒されています。そこが土砂搬入により埋め立てられソーラーパネルが取り付けられたら私たち住民の豊かな生活は枯渇してしまいます。</p> <p>都内や他から遠足や散策で訪れる人はとても悲しい</p>	<p>動植物の生育・生息場所である森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜うよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>思いをすと思います。 上記の計画はぜひ取りやめて頂きたいをお願いします。</p>	

#### 意見書 404

意見概要	事業者見解
<p>・小川町の観光財産でもある官ノ倉山の自然や景観を壊してほしくありません。我が子どもたちが幼い頃から登り楽しんだ山の自然を守ってほしいです。設置することになるこれらの環境への影響が安心できるものではなく3年5年ではなく10年後20年後、パネルの寿命が来た時の対応は保証されているとは思えない。 小川町にとってマイナスでしかないこの工事の中止を切に願います。例えば工場の屋上、学校の屋上など木を切って場所を確保しなくてもすむような住民が安心して住める施設計画を再度検討して下さい。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 405

意見概要	事業者見解
<p>・私は自然豊かで有機農業が盛んな小川町で暮らしたいと思い、家族で移住しました。その自然が、有機農業が、メガソーラーの設置により今後も守られていくのか不安を感じています。それだけでなく、建設中の道路の安全や設置後、自然災害などによる二次災害なども心配です。 私の子供2人が通う保育園では官ノ倉ハイキングやその山の麓での有機農業なども日常的に行っております。それらが出来なくなるとその保育園の特性は失われます。これらの心配は貴社作成の環境影響評価準備書の内容ではぬぐえません。今度、事業見直しをし、本事業が安全であることを証明して我々の暮らしを守ってほしいです。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。 官ノ倉山ハイキングコースと対象事業実施区域が交差している地点については、利用者が自由に通行できるようフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから隔離する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。 また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人とを隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p>

#### 意見書 406

意見概要	事業者見解
<p>・私の知人は小川町で有機農業を営んでいます。今回のメガソーラ建設に置いて残土を外部から持ち込まれるとのことですが、それらが農作物に影響を及ぼす有害物質が含まれていないことを証明できる調査とその結果の提示をお願いしたい。有機農家が安心して作物を作れる環境を保証して頂きたい</p>	<p>盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。 さらに、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査</p>

意見概要	事業者見解
	を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。

#### 意見書 407

意見概要	事業者見解
<p>・ 1. 知事勧告のケーススタディ            リスクの要因が気象だけでは不足。            汚染物質の混入、経営的な事情で工事がストップした、メンテナンスが不可能になった事例も想定したケーススタディを示してほしい。</p>	<p>環境影響評価項目は、調査計画書（方法書作成）段階では、「埼玉県環境影響評価技術指針」を基に項目を選定しました。また、準備書の作成前に対象事業が法の対象に変わったことにより、「発電所アセス省令」第 21 条第 1 項第 5 号に定める「太陽電池発電所」別表第 5 に掲げる参考項目について、項目の見直しを行いました。対策が必要となる可能性のあるリスクに対し、科学的な根拠のある手法で、調査・予測・評価を行っております。</p>
<p>・ 2. UCR 利用調整会議、安全性の担保            上記会社に依頼して具体的な土壌検査の方法と頻度と検出できる汚染物質を提示してほしい。            「安全性は担保されている」を繰り返すだけでなく、担保の論拠を提示してほしい。</p>	<p>UCR では、土質区分の判定や土壌分析試験を行います。土壌分析試験は、溶出試験がカドミウム、全シアンなど溶出試験 28 項目、銅、ヒ素、水銀及びその化合物など含有量試験を 11 項目実施します。その頻度は、5000㎡ 毎に 1 回実施されることとなっております。</p> <p>現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p>
<p>・ 3. 埼玉県知事勧告「外来種」            「近接地域は気候が同じだから外来種の問題は発生しない」とあるが、県知事の勧告を蔑ろにした、いい加減な回答としか思えない。            神奈川のおキンケイギク、群馬のクビアカツヤカミキリなど、近接県で深刻な外来種の問題が発生している。            ①「近接地域は気候が同じだから外来種の問題は発生しない」の回答の根拠となる学術論文や公の機関が作成したガ指針などを提示して欲しい</p>	<p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、ご指摘の事項に対する文献等はありませんが、事業者が実行可能な範囲内でとれる対策として、計画させて頂きました。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。なお、外来植物については、現況の対象事業実施区域内にセイタカアワダチソウ等の外来植物が生育していることから、これらを全て在来植物に置き換えることは難しいと考えておりますが、事業前に確認されていない特定外来植物の生育が確認された等の場合は、ご意見を踏まえて機械のみに頼らない除草を行う等、適切な対応を検討してまいります。</p>
<p>②UCR 利用調整会議に問い合わせを行い、持ち込まれる土砂から外来種を駆除する方法を提示してほしい。            ③土砂の採取地域で外来種が繁殖していないことを確認した調査結果を示して欲しい。</p>	<p>外来種の駆除・非繁殖の確認工程はありませんが、盛土の上に、対象事業実施区域内で発生した土を撒く、近隣県からの土の受入に限ることで気候帯などの異なった地域の種の混入を防ぐ計画とし、搬入土を事業計画を見直しして極力低減する、などの対応を図ります。</p>
<p>・ 4. 環境監視計画（土壌汚染）            事後調査で土壌汚染は河川の水質検査のみで検知とするとある。            水質の異常検知からは汚染箇所と原因の特定は困難と思われる。            仮に異常が検知された場合に汚染箇所を特定する具体的な方法を提示してほしい。</p>	<p>事後調査においては、土壌汚染について、水質検査とともに土壌そのものについて、土壌溶出量・土壌含有量・ダイオキシン類などについて調査をする計画としております。</p> <p>調査により、対応が必要と判断される場合、その状況に応じた適切な対応を行います。</p>
<p>・ 5. 専門家の助言</p>	<p>対象につきましては、住民の方々のご意見や経済</p>

意見概要	事業者見解
<p>鳥類だけでは不足である。動物、植物、昆虫の見地も必要である。</p>	<p>産業省の環境顧問審査会でご指摘の多かった鳥類を対象として実施致しました。その他の分類群における情報収集については現時点では追加で対応することは想定しておりませんが、今後実施する必要性が考えられた際には、ご提供いただいた内容も参考にさせていただきたいと考えております。</p>
<p>・ 6. なぜ専門家(団体)の助言が匿名なのか？          専門家の助言であるなら「どの団体の誰の見解」文責を明確にするのが常識である。匿名の専門家コメントなど考えられない。</p>	<p>誠に恐縮ですが、自由闊達なご意見をいただくためにも、実名については伏せさせて頂いております。</p>
<p>①助言した専門家と所属団体の名称と NPO 法人番号を公開してほしい。</p>	<p>固有名称等の公開は、差し控えさせていただいております。</p>
<p>②「この団体が該当地域に対する知見」を持っているのか、読み手側からも検証できるようにしてほしい。</p>	<p>準備書を縦覧する方々に、出来る限り情報をお伝えするよう、ヒアリングで明らかになりました情報に関し、漏らさず詳細に記載いたしました。</p>
<p>・ 7. ダンプカーの運搬経路          環境影響がプラント周辺のみとなっている。          ダンプカーの運搬経路について町内全域を対象とした調査が必要である。          特に運搬経路が児童の通学路と重なっていないか、運搬経路上に病院、学校や公園が存在しないか？調査してほしい。          もし、重なるようであれば要所に警備員を配置して児童と高齢者の安全確保を図っていただきたい。</p>	<p>工事用資材等の搬出入車両に関しては、影響を及ぼす可能性がある地点を選定し、調査・予測・評価を行いました。          工事関係車両は、規制速度を遵守し、工事関係車両による搬出入が一時的に集中しないよう計画的かつ効率的な運行管理に努めるほか、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めます。</p>
<p>・ 8. 警備員配置          町道への入り口の T 字路に警備員配置とあるが、何名配置するのか、歩行者が通りかかった場合の位置で車両を止めるのか？警備計画の概要を示していただきたい。国道上で車両を停止させる場合は歩行者の数や自転車の通行回数も渋滞に影響を与えるが、歩行者についての調査は行われておらず交通調査としては不完全である。</p>	<p>工事時間内の警備員の常駐につきましては、対象事業実施区域内においてハイキングコースと計画道路が交差する地点で実施いたします。警備の詳細は、今後の具体的な工事計画確定を踏まえ策定します。          工事関係車両は、規制速度を遵守し、工事関係車両による搬出入が一時的に集中しないよう計画的かつ効率的な運行管理に努めるほか、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めます。</p>
<p>・ 9. 説明会の案内チラシ          私は案内の重点配布地域に住むが、近所の 4 件の家庭はいずれも受け取っていないと言っている。          案内未配布の問題は「東洋経済」の電子版にも取り上げられ、小川町役場の担当部署や町長も聞き及ぶ事態に至っている。          該当地域の世帯をサンプリングで抽出し、役場の環境課と住民代表立ち合いの元、該当地域の住民に「案内チラシを受け取り状況」を直接聞き取る調査を行い、この疑問について、ハッキリとした結論を出してほしい。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行いました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。          ポスティングに関しましては、地区別の配布枚数、配布日などのほか、配布を委託した業者にヒアリングを行い、配布担当者の詳細、配布状況、大凡の配布時間など確認できた事項を、事業者 HP でもご報告させていただいております。</p>
<p>・ 10. 「反対する意見書の提出」          小川町・令和 2 年 12 月 定例会(第 4 回)12 月 10 日「さいたま小川町メガソーラー事業」での土砂(客土)搬入に強く反対する意見書の提出」が町議の全員一致</p>	<p>ご提供いただいた内容につきまして、参考にさせていただきたいと考えております。          地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、今後、保全措置など環境配慮のための対</p>

意見概要	事業者見解
<p>で可決されている。            近隣地区並び小川町民から本計画反対の意思を表している。            このような状況で本計画を進めて行けるとお思い            か？            不備の指摘が多い調査報告、案内チラシの配布で失            った住民の信頼、町議会全員一致での反対意見の提出、            これらの状況で今後どのような手段と方法で十人の信            頼を回復していくのか？ 以上</p>	<p>策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまい            ります。</p>

意見書 408

意見概要	事業者見解
<p>・私は、原発に反対し、再生可能エネルギーを推進すべき            と考えている者です。            いま、世界中に再生可能エネルギーによる種々の発            電所が作られていることを、希望を持って見守って            おります。それだけに今回問題になっている、太陽光発電            事業と自然環境の破壊、住民との相反する利害、に頭を            悩ませております。            日本でも、太陽光発電は、大いに取り組んでいただ            きたいと思っています。特にここ埼玉県は、日照にも恵ま            れ、可能性は大いにあります。            ただ、安易にすすめるのではなく、立地場所を十分に            吟味し、施工方法も、施工中のみならず、長期間の運用            中もずっと地域に危険のないように、行っていただき            たいと思います。作って終わり、のような例を各地で聞            きます。            近頃以前とは異なり、荒々しい気候になりました。台            風しかり、大雨しかりですし、大地震はいつ発生する            かもわかりません。住民にとって、大規模太陽光発電所は            平穏な暮らしにどんな悪影響があるか、不安です。            ですから、地域住民に計画の初期の段階から、説明会            を広く、多く開催する必要があります。聞くところによ            ると、お知らせ自体がほとんどなされず、開催されて            いないとのこと。これでは作ってしまえば良い、と業            者は思っているのだと思われても仕方ありません。            新たに作るのですから、住民との合意は欠かせません。            次に、より根源的なことではありますが、30年前の            ゴルフ場開発の際の林地開発許可では、長い時間も経            過し、そもそも太陽光発電では目的が全く異なるので、            改めて許可申請をすべきであります。            86ha という大規模な土地は、20 数年間放置され、自            然に帰った土地です。            谷を埋めるために、町外から膨大な量の残土を埋め            立てることは、これも環境に多大な影響をもたらしま            す。どんな土が入れられるか分かりません。            元々生息する貴重な種を絶滅させかねません。            1, 林地開発許可申請をやり直すこと、            2, 住民説明会を広く、多く開き、多くの人に納得して貰            うこと(放射能残土の危険も、否定できません)            3, 環境アセスを、もう一度十分な費用と時間をかけて            行うこと(不十分と思います)            4, 国、県の指導や意見に従うこと            5, 受益者は、地権者、事業者、工事請負業者等だけで            あり、地域住民にはマイナスしかありません。今後、この            ような事業を続けていくためには、十分信用できる業</p>	<p>本事業を実施するにあたっては、林地開発事前協            議を埼玉県の関係部署と実施しており、関係する法            令の趣旨に則り、遵守を徹底しながら進めており            ます。            また、太陽光発電事業の内容、環境影響評価準備            書については、4月20日(火)(2部制)の小川町、4            月24日(土)のときがわ町、寄居町、東秩父村での住            民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境            影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所            (埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、            埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書            館)、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環            境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。            環境影響評価につきましては、住民の方々のご意            見、今後の経済産業省、埼玉県等関係機関による審            査などを踏まえ、経済産業大臣の勧告や埼玉県知事            意見などに従い、より良いものとしていくよう努力            してまいります。            今後も、地域の方々の小川町の自然に対する思い、            持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全            措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じ            ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
者が、誠意を持って対応することが必須と思います。	

### 意見書 409

意見概要	事業者見解
<p>・小川町の本事業系各地周辺は、槻川の水源域です。そこで86haの広範囲で樹木の伐採、切土・盛土等の環境改変を行うことは、河川の生態系への影響は少なくありません。治水の面からも問題が多いと思います。自然エネルギーは今後重要ですが、ソーラー発電は都市部に活用場所はたくさんあり、農村部でも不耕作地の活用の可能性もあり、自然を改変してまで設置する必要は全くありません。バイオマス発電等のその環境に即した発電システムを選択すべきです。再考をお願いします。</p>	<p>河川に生息する魚類・底生動物などについては、造成等の施工による濁水の流入、供用時の調整池から濁水の流入が考えられます。このため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の措置を講じます。この結果、造成等の施工により流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になると予測しました。このことから、魚類・底生動物などの生息環境への影響は小さいと予測しました。</p> <p>今後も、地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 410

意見概要	事業者見解
<p>・この準備書に書かれている計画は一企業が暴利を貪る為に地域住民にその負債を押し付ける環境破壊行為であり決して許されることではない。</p> <p>その理由を環境影響評価準備書(以下準備書)に書かれた内容から述べる。</p> <p>(以下準備書より抜粋)</p> <p>第2章対象事業の目的及び内容</p> <p>2-1 対象事業の目的</p> <p>私たちの暮らす現代社会において、電気や石油燃料といったエネルギーは日々の生活を送るうえで欠かすことのできない存在となっている。</p> <p>しかしながら、これらのエネルギーに関する日本の自給率は10%程度と、その多くを海外からの輸入に頼っており、安定供給の観点からリスクを抱えている。</p> <p>また、供給エネルギーの化石燃料依存率も約9割に上っており、これらの燃料消費に伴い大量の温室効果ガス排出が生じている。2015年にパリで開催された「国連気候変動枠組条約締約国会議通称 COP」で含意された、パリ協定においては、日本の中期目標として2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度の水準から26%削減することが目標として定められる等、温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題となっている。</p> <p>日本政府として「SDGs(持続可能な開発目標)」を促進しており17項目の目標の中に「11 住み続けられるまちづくりを」「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさを守ろう」とある。</p> <p>この事業の森林伐採は広範囲に至り、多くの住民から「住み続けられるまち」を奪うものである。</p> <p>なぜなら自然環境は住環境と密接な関係を持っており生活に不可欠なものだからだ。</p> <p>また「海の豊かさ」は「陸の豊かさ」によって作られて</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策を誠実に履行し、多くの住民の方が住み続けられるまちづくりを実現してまいります。</p> <p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。このような努力の積み重ねを今後も続け、環境への影響を低減させた事業の実施を実現いたします。</p> <p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行いました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>ポスティングに関しましては、地区別の配布枚数、配布日などのほか、配布を委託した業者にヒアリングを行い、配布担当者の詳細、配布状況、大凡の配布時間など、できる限りの把握を行った結果を、事業者HPでもご報告させていただいております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>いる事はもはや周知の事実であり語るまでもないでしょう。</p> <p>このように「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」という1つの目標を達成する為に3つを犠牲にするのは本末転倒であり、本計画が当該用地にて行われる必然性は全く無いと思われる。</p> <p>(以下準備書より抜粋)</p> <p>埼玉県のエネギー施策では、埼玉県は日本で使用するエネルギーの約3%を消費する大消費地であることから、再生可能エネルギーの導入・普及に取り組むとされており、大規模太陽光発電施設(メガソーラー等)についても、県の太陽光発電の率先導入の取組を行っている(埼玉県ホームページ)。</p> <p>これは大規模太陽光発電施設を森林伐採を行わず、かつ安全な用地を探して行えば良いだけの話であり、環境破壊が必須となる当該用地で行われる必要性は全くない。</p> <p>(以下準備書より抜粋)</p> <p>このような背景を踏まえ、本事業は、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーとして太陽光発電を採用し、低炭素・循環型社会への転換やエネルギーの安定供給への貢献を目的として発電事業を行うものである。</p> <p>前述の通り本計画自体が環境破壊を行い、環境に多大な負荷をかける事は明白である。</p> <p>(以下準備書より抜粋)</p> <p>太陽光発電には、太陽の日照条件や送電系統の整備された立地条件が重要であり、発電規模を確保するため一定の広がりを持つ敷地も必要である。今回の対象事業実施区域はこれらの条件を整えていることから、適地として選定している。</p> <p>日照条件や送電系統の整備された立地で一定の広がりを持つ敷地が当該用地だけと言う事はなく多くの企業が環境破壊を伴わない太陽光発電用地を準備して発電事業を行っており当該業者がそういった用地を確保できないのは事業者の怠慢と言わざるを得ない。</p> <p>(以下準備書より抜粋)</p> <p>本事業は、地域への環境への配慮を最大限行いながら、再生可能なエネルギーの供給を通して、持続可能な開発の一助となることを目標とするものである。</p> <p>本事業により行われる林地伐採と環境破壊が「SDGs 持続可能な開発目標」に反している事は明らかである。</p> <p>そして小川町の自然豊かな土地が選ばれた理由は利益優先の結果としか考えられない。</p> <p>自然環境は公共性の高い国民の財産であり土地を所有したというだけで破壊して良いものではない。</p> <p>しかも当該用地の開発で住環境を脅かされる住民が多数いるにもかかわらず本事業は地元は何の利益も生まない事業である。</p> <p>一企業が暴利を貪る為に地域住民に不利益だけを押し付ける本事業は時代遅れの事業と言わざるを得ない</p>	

意見概要	事業者見解
<p>い。</p> <p>「対象事業の目的」だけに絞ってみても本事業は自ら提示されている目的に対してまったく合理性が無く崇高な目的を達成する意思があるのであれば持続可能な開発目標の達成と企業の利益を両立した用地選定が出来るはずである。</p> <p>次に十分な周知を行わず計画された説明会は住民の反発を招き誰に対しても説明を行っていないにも拘らず説明会を行ったとする姿勢に誠実さは全く感じられず多くの環境破壊を伴う開発を行う企業として相応しくない。</p> <p>以上の事について具体的な理由を述べる。</p> <p>官報への掲載以外にポスティングを行い住民に周知するとしていた事について</p> <p>ポスティングをだれも受け取っていないという住民に対して調査をして報告するとしたにも拘らず適切な調査を行わずポスティング業者の良い分だけをそのまま調査結果としたことは極めて客観性を欠くものでありその結果をもってポスティングが行われたかのように結論づけ説明会が適切に行われたとする姿勢は極めて不適切である。</p> <p>その結果説明会の開催を知ることが出来ず説明会に参加する機会を奪われた多くの地元住民に対し改めて説明会を開催する事が最低限の責任であると考えます。</p> <p>また一連の問題についての真偽をはっきりさせるためにもポスティング業者との間で交わされた契約日の明記された契約書を公開し今回のポスティングの問題について自らに責任が無い事を証明するのは至極当然のことであるがそれが行われていない事は更に企業として信用出来ない状況を作っている。</p> <p>以上のような理由で今回公開された環境影響評価準備書に記された計画は極めて信用できずこのような大規模な環境破壊を伴う開発を行わせることは不適切と思われる。</p> <p>当該企業においては崇高な「対象事業の目的」に見合う企業倫理が備わっている事を切に願い自ら撤退を選択することを希望するものである。</p>	

意見書 411

意見概要	事業者見解
<p>■大気環境／大気質の主な環境保全措置として、「計画的かつ効率的な運行管理に努める」とありますが、効率的に行うことは、環境保全を最優先に考える上では必ずしも有効でないケースもあります。効率を考えない方が環境保全に有効なこともあるため、より具体的なケース、及び対策を明示してください。加えて、効率より環境保全を優先し、事業を実施するケースについても明示してください。</p> <p>■主な環境保全措置として挙げている内容は「努める」との表現が使用されていますが、努めるではなく、確実に実施する対策を明示してください。</p>	<p>計画的かつ効率的な運行管理については、周辺環境に負荷がかからないように配慮し、建設機械の集中稼働を避けるようにすることを考えております。</p> <p>また、環境に負荷がかかっている場合については、環境保全を優先し、適切な措置を取りたいと考えております。</p> <p>建設機械の排出ガス対策型などといったことについて、全ての機械が指定されているわけではないため、事業者としてできる限りのことを実施することを踏まえて「努める」としております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>■大気環境／騒音の主な環境保全措置として、整備点検を適切に実施するとありますが、適切な整備点検とは具体的に、どのようなものでしょうか。加えて、適切な点検整備は、事業を行う上で最低限の事業者としての責任であり、なぜこれが騒音対策になるのか説明してください。騒音の対策とするならば、防音壁の段置などが具体的な施策だと考えます。ここで記載されている措置は騒音対策としては不適當ではないでしょうか。</p> <p>■大気環境／振動の建設機械の稼働、太陽光パネル等の撤去・廃棄の主な環境保全措置について、搬入車両が一時的に集中とは1時間に何台を想定していますか。また、振動は、特に車両の通行時に発生するものと想定していますか。車両通行による振動の対策ということであれば、使用車両を小型する、または車両総重量を〇t以下にするなど具体的な検討をし、明示してください。</p>	<p>整備点検を実施することにより、建設機械や工事用車両から余計な騒音や振動を発生させないことを想定しております。また、防音壁等については、近隣住居や学校で必要があれば実施したいと考えております。</p> <p>工事関係車両は、建設工事時において、往復で314台/日（大型車244台/日、小型車70台/日）を想定し、車両については最大で10tダンプを計画しております。</p> <p>資材運搬等の車両の走行の際は、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>■水環境／水質(水の濁り)の主な環境保全措置では濁水の対策のみですが、分や重金属類、除草剤などの化学物質の溶出についての対策に普及がないため明示してください。</p> <p>■水環境／水象の主な環境保全措置として、森林伐採量を最小限に抑えるとありますが、最小限とはどのようなものが具体的に明示してください。事業の縮小を実施することが森林伐採量を最小限とするもっとも効果的な措置と思います。加えて、地下推移の下降についての影響も明示してください。</p>	<p>本事業におきましては、除草の際に農薬等を一切使用しないため、そのような化学物質による影響はありませんが、地域の方々のご心配を払拭するため、環境監視計画において水質調査を行うこととしております。この結果は報告書にとりまとめて関係機関へ提出するとともに、事業者のホームページにより公表いたします。また、事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導・助言を得たうえで、その時期の最新の手法を取り入れた環境保全措置等を検討します。</p> <p>森林伐採量につきましては、生態系に配慮した事業を行うため、当初計画を見直し、土地改変区域面積を8ha程度減少させ森林伐採量を抑える計画を策定しました。また、地下水に関しても、水位変化を一年間にわたり観測し、切土による地下水脈に対する大きな影響が生じる可能性が低いこと、地下への浸透を妨げないよう、パネル設置区域等は緑化を行うなどの配慮を行うことから、影響は低減が図られるものと評価しております。</p>
<p>■その他の環境／地盤の主な環境保全措置として「十分な安全率」および「必要な安定性」とはどの程度を十分、必要という言葉で表現しているのでしょうか。東日本大震災や豪雨被審など未曾有の災害時にも、十分な数字を想定しているのでしょうか。もしそうでないのであれば、100年に一度、1000年に一度の災害が発生する近年の状況を踏まえて、設計を見直してください。</p> <p>■その他の環境／反射光の予測地点候補ですが、苦情の94%が100m未満の範囲ということですが、不十分です。設置予定の山間部は小川町や東秩父村近隣からはよく見える山であり、周辺にはさまざまなハイキングコースがあります。また、小川町の榎台中学校およびその周辺からは非常によく見える位置にあります。朝日や夕日もよく当たる位置にあるため、反射光が届く範囲は非常に広いことが想定されるにもかかわらず、200m以内の住居のみを対象とした調査では不十分です。少なくとも反射光が当たる可能性がある場所については明示してください。季節や時間による太陽の位置とパネルの角度から明示してください。</p>	<p>地盤の項目で示した安全率は、「道路土工 盛土工指針」(公益社団法人 日本道路協会)による安全率を判定基準としております。造成時の設計にあたっては、安全な法面勾配などで計画するなどにより、上記指針の安全率を十分超えるように致します。これをもって、環境保全措置の十分な安全率と記載いたしました。</p> <p>反射光につきましては、環境省 第3回太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会資料より、苦情発生の実績を基に、100m未満の範囲で苦情の大部分(約94%)が発生していることを確認しました。これは、光は大気中を通過する際に散乱などにより、遠くなるにつれ弱くなることなどが原因であると考えられます。本事業では、より余裕を持たせ、200mとしたうえで、パネルの角度を踏まえ、影響が生じうる季節や時間による太陽の位置を明示いたしました。</p>

意見概要	事業者見解
<p>■動物・植物・生態系について、「ハチクマについては人工代替巣の設置による非改変区域への営巣地の誘導により・・・代償する」とありますが、ハチクマの生存及び繁殖に必要なのは営巣地だけではなく、十分な環境（餌となる動物、その動物を育む森林、森林を育む土壌、水の環境など）が必要なため、人工代替巣だけで保全措置とするのは不十分と考えます。ハチクマの保全に必要な措置がなぜ人工代替巣と6.73haの改変の回避であるのか、科学的な根拠をもって明示してください。</p> <p>■動物・植物・生態系において6.73haの改変を回避することで重要な種への影響が小さいとする根拠を科学的な根拠をもって明示してください。</p> <p>■主な環境保全措置（動物）において、工事工程を調整とありますが、具体的にどう調整するのでしょうか。そして、その調整により繁殖に配慮することの効果はどの程度見込めるのか科学的な根拠をもって明示して下さい。加えて、早期緑化を行い、植生の早期回復に努めるとありますが、具体的に計画を明示して下さい。特に確実に計画を実施するために必要な資金調達計画、早期緑化のために必原な事項、植生を早期回復させるための具体的な施策を明示して下さい。</p>	<p>ハチクマについては、ご指摘の「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置を講じることにより、調査地域のうち、本種の生息環境である樹林環境が約85%残されること、本種は行動圏が広く広域で採餌する知見があること等を踏まえて、その影響を予測致しました。その他の重要な種については、ハチクマと同様に残される生息環境の割合及び各種の一般生態を踏まえて予測致しました。ただし、ハチクマについては代償措置の効果に不確実性があると考えられることから、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>ご指摘の環境保全措置については、対象とする猛禽類の営巣地付近の工事について、特に各種の敏感度が高いと考えられる時期の開始を避ける、工事の作業量を段階的に増やしていく等の措置を考えております。この措置は国土交通省による各種事例の検証によりその効果が認められていることから、有効な措置であると考えております。ただし、その効果は対象種や地域特性にも依存し不確実性があると考えられることから、工事中のモニタリング調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>緑化計画については準備書の2-55(56)に記載しており、具体的には、造成の際、対象事業実施区域内の表土をはぎ取ることで発生した土を造成後の吹き付け材料として使用し、表土の中に含まれる種子・根茎が根付くことによる従来の対象事業実施区域周辺の植物相の再生に努めることとしております。より詳細な計画は、今後工事の詳細な施工計画を策定していく段階で検討してまいります。</p>
<p>■「太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木・・・樹林植生の早期回復に努める」とありますが、具体的な計画を明示して下さい。加えて、可能な限りではなく、在来種の樹木でなくては回復とは言えません。在来種の樹木により樹林植生の回復としてください。樹林植生の回復との観点から、現在の森林は樹齢数十年の樹木などもあり、現在の状態に回復させるには自然に任せれば数十年が必要となります。それを単期にということですから、どんな方法で早期回復を図るのか科学的根拠をもって明示してください。そして、その資金計画についても明示してください。</p> <p>■オニシバリおよびミゾコウジュを対象事業実施区域内の影響を受けない生育環境に移植し、保全区域を設けるとありますが、その保全区域はオニシバリおよびミゾコウジュが生育する上で適した環境がある保全区域でしょうか。科学的な根拠をもって明示してください。形だけ保全区域を設けても、その保全区域の環境が適していなければ意味はありません。</p>	<p>事業終了時のパネル撤去後の対象事業実施区域は、地域の植生を考慮した樹種の植樹を行います。事業者は事業に関し長期の継続を想定しており、その時点で入手可能な在来種の選定等を行うこととなります。早期回復に関しては、土工などで裸地となるなど必要とされる場所には、緑化計画で示した対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、早期の在来種による緑化が進むよう努めることとします。</p> <p>これらの措置を講じた後、その旨を知事に報告することといたします。</p> <p>オニシバリ及びミゾコウジュの移植先は、それぞれの種が生育している区域となります。現在、それらの種が生育していることから、適した環境を有した保全区域であると判断しております。</p>
<p>■ノスリに対する事後調査の実施の回数及びその期間を明示してください。仮に生息環境の悪化や保全措置の不足が確認された場合に、どのような改善措置をとるのか明示してください。</p>	<p>ノスリに対する事後調査の計画は、以下のとおりです。</p> <p>【工事の実施】</p> <p>各種の営巣が確認されたエリアに近接する工区での工事前から工事3年目までの、各種の繁殖期(2月～8月)に実施する。また、調査後は有識者の意見を踏まえて継続の要否を判断する。</p>

意見概要	事業者見解
	<p><b>【土地又は工作物の存在及び供用】</b>            供用後2年間の、各種の繁殖期(2月～8月)に実施する。また、調査後は有識者の意見を踏まえて継続の要否を判断する。</p> <p>また、追加の環境保全措置としては、工事中の調査で影響がある、大きいと判断された場合に、一時的に工事を止める等、調査で確認された状況に応じた工事の実施内容の変更等が挙げられます。</p>
<p>■廃棄物等について、太陽光パネル梱包材等については、「運搬業者の持ち帰りによる再利用」とありますが、太陽光パネルの梱包材は御社の事業に伴って排出される産業廃棄物であり、その処理責任は御社にあります。にもかかわらず、運搬業者に売却するでもなく無許可の業者に持ち帰らせて再利用とは廃棄物処理法違反ではないでしょうか。また、産業廃棄物処理業者に委託し再利用とありますが、適切な処理ではなく、100%再利用するということでしょうか。説明をお願いします。</p> <p>■使用しなくなった設備を適切に廃棄物として処理することは当然ですが、使用していないにもかかわらず財産として放置され続け、なんらかの環境被害が発生することを懸念しています。具体的な事業計画として、太陽光パネルの撤去をいつから始めるのか、その資金調達方法、想定する金額は十分かなどその具体的な根拠を明示してください。太陽光パネルは現在の技術では処理困難物であり、受け入れ可能な処理施設は多くありません。よって処理単価も相当なものになる可能性があり、20年程度先のことであることから物価変動も含めて適切な廃棄にかかる資金及びその調達方法について明示してください。</p> <p>こうした廃棄物の処理計画に不備があり、不法投棄や行政による撤去(税金使用)につながることを懸念しています。</p>	<p>ご指摘のとおり産業廃棄物の処理は排出事業者に責任があります。</p> <p>「運搬業者の持ち帰りによる再利用」については、資材等の残材で再利用可能なものについては、事業者の責任において持ち帰り再利用としております。また、太陽光パネルの梱包材等については100%再利用する計画としております。</p> <p>事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に基づき基金を設けることで対応する予定としております。</p>
<p>■温室効果ガスについて、森林伐採による森林が吸収するCO<sub>2</sub>や熱量の減少量について評価が不足しているため、明示してください。</p>	<p>対象事業実施区域の改変区域(面積433,700m<sup>2</sup>)のうち、約87%を占めるソーラーパネル用地(面積379,100m<sup>2</sup>)については、舗装等を行わず、植生の回復を促す計画とすることや、太陽光発電を長期的に運用することで、低炭素・循環型社会へ向けてCO<sub>2</sub>削減に努めていけると考えております。</p>
<p>■アイドリングストップや空ふかしを行わないようにすることでなぜ影響が少なくなるのか科学的な根拠をもって明示してください。森林伐採によるCO<sub>2</sub>の放出や吸収量の減少、重機や車両の使用に伴う化石燃料使用から発生するCO<sub>2</sub>の量を明示し、その上でアイドリングストップや空ふかしを行わないことによる効果がどの程度か明示しなければ、なぜ影響が小さいと言えるのか疑問です。</p>	<p>工事に伴い発生する温室効果ガスは、余計なアイドリングストップや空ふかしを行わないことで余分な燃料消費を防げると考えております。</p> <p>影響については、実行可能な範囲内で低減が図れると考えております。</p>
<p>■事業対象区域は、比企郡を流れる兜川や槻川などの上流部にあたり、河川が汚染された場合、影響が広範囲に及ぶことが予測されます。下流部には親水公園やキャンプ場、水田などさまざまな形で利用されており、その影響は甚大です。太陽光パネルは重金属を含み、破損によりそれらの化学物質の流出事故の危険もあります。にもかかわらず、環境影響評価の範囲に下流域の影響が含まれていないことは準備書の不備ではないでしょうか。</p>	<p>発電事業の運営にあたっては、事業者と契約を結んだメンテナンス会社等に、定期的な管理・点検などの支援を受けるほか、警備・草刈りなどのメンテナンス担当職員を常時配置し、適切な管理を行うため、破損したパネルが放置されることはありません。</p> <p>また、農薬等も使用しないため、化学物質による汚染の可能性は低いものと判断しておりますが、水質の事業着手後の調査を、盛り土造成工事が完了し、一定期間が経過した後の1年間(渇水期、豊水期)、及び供用開始後、安定的に発電するようになった段</p>

意見概要	事業者見解
	階の1年間（渇水期、豊水期）ことを、環境監視計画で定めております。

#### 意見書 412

意見概要	事業者見解
<p>・自然エネルギーを作るために自然を破壊してしまうのですか？町民の安全は本当に万全なのでしょう？</p> <p>台風19号での小川町内の被害は大変大きく対象地内もがけ崩れが起きました。対象地域周辺は土砂災害警戒区域、及び特別警戒区域に指定されています。このような危険性の高い地域をなぜ対象地として選定しているのですか？さいたまメガソーラー敷地内から土砂が流れ落ちた場合どのように町内全体の安全を保障するのでしょうか？具体的に補償が示せなければ、事業計画の見直し、中止をして下さい。</p> <p>小川町の里山の風景より、自然の色、音を感じて心の安定が保たれています。そこにソーラーパネルを設置されるのは生態系や土壌への悪影響が懸念されます。</p>	<p>対象事業実施区域の変更区域内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

#### 意見書 413

意見概要	事業者見解
<p>・この発電事業は外部から残土を持ち込むということですがどのような残土でしょうか？そしてこの残土は安心な残土でしょうか？搬入する残土の管理はどのようにするのか示して下さい。もしこの土に有害なものが混入されていると流れ出る汚水により下流の田や畑に作物が育てられません。現在井戸水を使用している家庭もありますが、地下にしみこんだ水は安心でしょうか？100年、200年先まで安心して暮らせるよう川の水や地下水の検査はどの様にして行くのか示して下さい。そして汚染水が発生した場合、具体的にはどのような対応をとるのか示して下さい。台風19号では大勢の人たちが避難するような大量の雨が降りました。地球温暖化のためこれからはもっと激しい雨が降ることが予想されます。そのとき持ち込んだ残土が崩れ下流に被害が発生した時、どのような補償をするのか、そのための担保は用意してあるのか示して下さい。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、農薬等も使用しないため、化学物質による汚染の可能性は低いものと判断しておりますが、水質の事業着手後の調査を、盛り土造成工事が完了し、一定期間が経過した後の1年間（渇水期、豊水期）、及び供用開始後、安定的に発電するようになった段階の1年間（渇水期、豊水期）ことを、環境監視計画で定めております。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

#### 意見書 414

意見概要	事業者見解
<p>・景観：景観の調査対象の一つである笠原集落や栃本親水公園周辺は周辺住民及び観光客が歩きながら景観を楽しむ場所です。ところが準備書によると対象事業区域がはっきり視認されると書かれています。このようにシンボリックな場所から太陽光パネルを見ながら暮らすのは、精神的にも日々不安感が募ります。対象地の除外を行って下さい。</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・生物資源：当該地域に残土が持ち込まれ、地形が改変された場合、そこに生息している生物は死に絶え、生物多様性に変化が生まれます。対象地の生物資源に関する調査と影響の予測を行って下さい。</p>	<p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、</p>

意見概要	事業者見解
	<p>近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サンバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p>

意見書 415

意見概要	事業者見解
<p>・コロナ禍でしばらく実家に帰っていませんが、先日父からの電話でショックを受けました。それは、自分が通った学校が廃校になるとのことでした。上野台中はすでにありませんが、今度は東小川小も廃校になると聞きました。母校が無くなるのはとても悲しいです。子どもが減って統合されると言うのはやむを得ないことなのかも知れません。</p> <p>しかし、さらに驚いたのは、今度、官ノ倉の方に東京ドーム18個分のメガソーラーが出来、約10万枚の太陽光パネルが貼られるとのこと。私は、1歳の時に小川町に引っ越してきました。小川町の保育園は「小川町中が庭」ということで、仙元山や金勝山、官ノ倉山などの野山を駆け巡って来ました。山や川には沢山の昆虫など動物や魚がいました。鳥やカエルの声を聴き昆虫や魚も捕まえました。楽しい思い出ばかりです。コロナが収まったら子どもたちを連れて自分が育った小川町を案内するつもりでした。銀色に光る太陽光パネルの山など見せたくはありませんし、見たくありません。</p> <p>実家の近くには崩落したメガソーラーがあります。インターネットでその映像を見たとき大きなショックを覚えました。東上線の線路まで十数メートルと聞き、はたまた驚きました。東上線も止まってしまうと思います。実家の近所にはたくさんのメガソーラーがあります。景観の問題もありますが、どこも急斜面に設置されていて危険を感じます。それだけではありません。森林伐採により、サンバなど多くの絶滅危惧種の減少・生態系の破壊が起こります。川にも有害物質が流れ込み</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。</p> <p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの環境保全措置を講じます。</p> <p>動植物の生育・生息場所である森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>裸足で遊ばせん。小川町の大切な自然が無くなるなんて酷すぎます。子どもたちの未来のためにも故郷を守って行ってほしいと思います。</p> <p>この事業に強く反対します。 以上</p>	

意見書 416

意見概要	事業者見解
<p>・コロナ禍でしばらく実家に帰っていませんが、先日父からの電話でショックを受けました。それは、自分が通った学校が廃校になるとのことでした。中学校は、中三の時に新しい学校(上野台中)が出来たので替わるように言われ転校、その上野台中も今はありません。今度は東小川小も最初に入った東中も廃校になると聞きました。母校が3つとも無くなるのはとても悲しいです。子どもが減って統合されると言うのはやむを得ないことなのかも知れません。</p> <p>しかし、さらに驚いたのは、今度、官ノ倉の方に東京ドーム18個分のメガソーラーが出来、約10万枚の太陽光パネルが貼られるとのこと。私は、4歳の時に小川町に引っ越してきました。以前の保育園は園庭が狭く、ほとんど読書やお絵描きなど室内遊びをしていたそうです。ところが小川町の保育園は「小川町中が庭」ということで、仙元山や金勝山、官ノ倉山などの野山を駆け巡って来ました。病弱だった身体も健康になりました。山や川には沢山の昆虫など動物や魚がいました。鳥やカエルの声を聴き昆虫や魚も捕まえました。楽しい思い出ばかりです。コロナが収まったら子どもたちを連れて自分が育った小川町を案内するつもりでした。銀色に光る太陽光パネルの山など見せたくはありませんし、見たくありません。</p> <p>実家の近くには崩落したメガソーラーがあります。インターネットでその映像を見たとき大きなショックを覚えました。東上線の線路まで十数メートルと聞き、はたまた驚きました。東上線も止まってしまうと思います。実家の近所にはたくさんのメガソーラーがあります。景観の問題もありますが、どこも急斜面に設置されていて危険を感じます。それだけではありません。森林伐採により、サシバなど多くの絶滅危惧種の減少-生態系の破壊が起こります。川にも有害物質が流れ込み裸足で遊ばせん。小川町の大切な自然が無くなるなんて酷すぎます。子どもたちの未来のためにも故郷を守って行ってほしいと思います。</p> <p>この事業に強く反対します。 以上</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。</p> <p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの環境保全措置を講じます。</p> <p>動植物の生育・生息場所である森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 417

意見概要	事業者見解
<p>・小川町には妹家族が暮らしています。メガソーラー建設予定地には災害の危険性の高い地域に面する場所が含まれております。(飯田「北久保沢」「道前沢」笠原「中ノ沢」 栃本「桜沢川」)</p> <p>娘家族は(飯田「北久保沢」に近いところに住んでいます。今後大きな自然災害が起き、さいたま小川町メガソーラー敷地内から土砂が流れ落ち、住民の命、暮らしに被害が出ない安全保障はあるのでしょうか。具体的</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民</p>

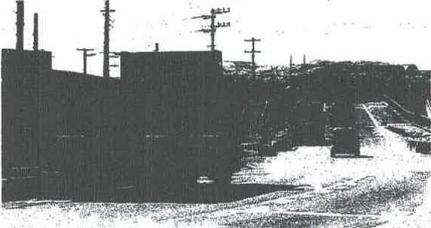
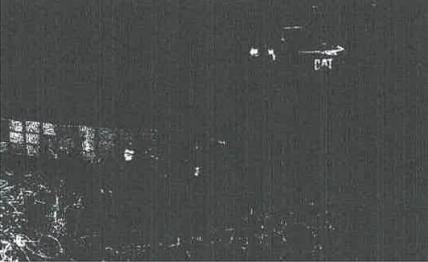
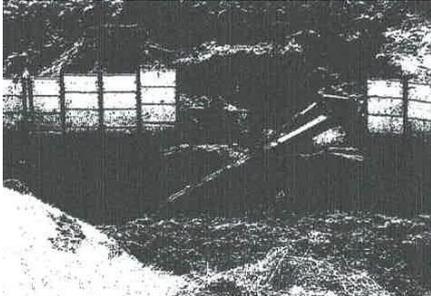
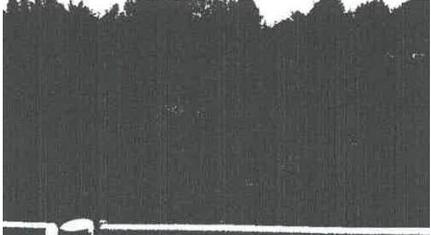
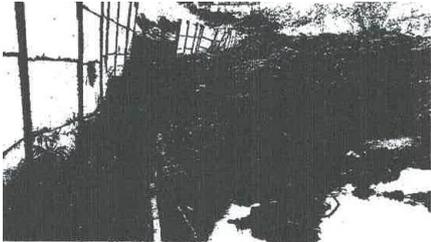
意見概要	事業者見解
な補償内容を示して頂きたい。それができないのなら、対象地の除外、または事業の見直し、中止をしてほしい。	法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。

#### 意見書 418

意見概要	事業者見解
<p>・私の娘家族は小川町の豊かな自然環境と有機農業が盛んであるところに魅かれて 2 年前に神奈川県より移住して暮らしています。保育園に通う孫達は官ノ倉でのハイキングを楽しんだり、山の麓にある田んぼで農業を体験したりして過ごしています。</p> <p>メガソーラー建設時、そして設置後について、孫達の安全が果たして守られるのか心配です。貴社が作成された環境影響評価準備書では具体的な安全策が不明確です。例えば登山道については工事期間、改変される道幅と位置、騒音、スピードについて明記して頂きたいです。</p>	<p>地域の方々の自然とのふれあいの場に対する影響を、回避・低減するため、現状のハイキングコースは極力残すこととし、改変するコースについても現状の機能を維持するよう整備いたし、対象事業区域内を通るハイキングコースは、自由に通行できるようにし、看板の設置や、工事時の警備員の配置などによる安全対策を図るなど、利用者への影響を低減する環境保全措置を講じていきます。</p> <p>工事期間については、4 年間で計画しております。また、対象事業区域内を通るハイキングコース付近を工事用車両が通る際は、安全を確認し徐行を行います。</p>

#### 意見書 419

意見概要	事業者見解
<p>・県知事意見の ウ 当該事業地内で、斜面の崩壊が従前から認められていることから、現況を把握した上で、造成の工法や雨水の排水計画を検討すること。</p> <p>【理由】町内での土地の無計画な改変で、失敗し負の遺産になった事例が問題化している。太陽光開発工事が失敗して、事業地が放置のまま、町・住民が泣き寝入りになっている実態があり、「小川町大塚発電所」の当初事業者である太陽光開発工事の(株)フォスターは、2019 年破たん。その後引き継いだ(株)パシフィック・コースト・インダストリーも破綻した為、大幅な造成計画の見直しを求める。</p> <p>*土砂崩壊で、町管理の生活排水用水路が埋まったまま放置されている（下記写真）</p> <div data-bbox="338 1442 767 1682" data-label="Image"> </div> <p>2015. 4. 2</p> <p>写真1 東松山土木事務所、小川町建設課、環境農林課、開発事業者、地元3行政区関係者による現地立合い。着工後の工事適正管理なされず</p> <div data-bbox="338 1794 767 2033" data-label="Image"> </div> <p>2015. 4. 2</p> <p>写真2 開発事業者看板（当初）</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>また、調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p> <p>切土・盛土の土工は、森林法10条の2（隣地開発許可申請）の審査基準、および「道路土工 盛土工指針」（社団法人日本道路境界）に従って設計を行い、斜面の安全性を担保し、調整池の機能が失われないようにいたします。</p>

意見概要	事業者見解
<p>2015. 4. 27</p>  <p>写真 3 残土大型ダンプ待機状況(中央陸橋北側) 交通渋滞の原因となる。</p>	
<p>2016. 4. 20</p>  <p>写真 4 度重なる盛土部土砂崩壊対策の為、土留め工事を実施する</p>	
<p>2017. 2. 19</p>  <p>写真 5 土留め崩壊の復旧を、試みるが泥沼化した地盤にユンボがはまり自力脱出できず、大型レッカー車で救出した。</p>	
<p>2017. 3. 16</p>  <p>写真 6. 強度不足の土留めが再び崩壊し、農業用水路を塞いでしまった</p>	
<p>2017. 3. 29</p>  <p>写真 7 土留めが崩壊し mm 用水路を塞ぎ、ため池状態となる</p>	

意見概要

事業者見解

2017. 3. 29



写真 8 土留め崩壊し町の農業用水路を塞いでしまった

2017. 3. 29

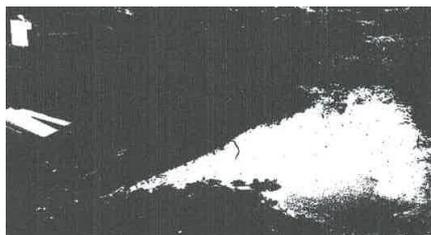


写真 9. 無計画な土留めが度々崩壊し農業用水路を塞ぎ、ため池状態となり重機も入れない状況となっていました。

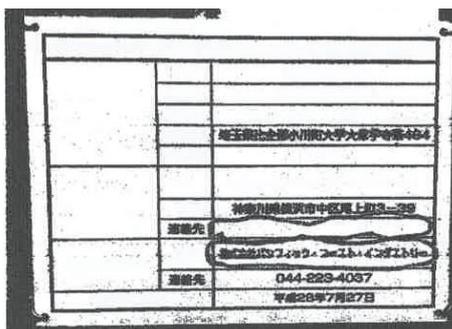


写真 10. 発電事業者も当初の(株)フォスターから(株)ルーク・リアルエステートに告知無く変わり、発電事業者の連絡先に記名なしの看板が設置される。また保守点検責任者の(株)パシフィック・コースト・インダストリーに変わった。(既に2019年に倒産)。

(株)パシフィック・コースト・インダストリー  
川崎市の太陽エネルギー装置製造業者

概要	写真
<p>閉業</p> <p>「(株)パシフィック・コースト・インダストリー」は閉業しました。関連している場合は、概要をご確認ください。</p> <p>情報の修正を提案</p> <p>〒210-0011 神奈川県川崎市川崎区富士見1丁目7-16 吉新ビル</p>	

保守点検責任者の(株)パシフィック・コースト・インダストリー(太陽エネルギー装置製造業者)は2019年倒産し、土砂崩壊のまま放置され町住民は、泣き寝入り状態である為、以上様に事業責任者が度々変わり、倒産して放置される担保補償の無いままの、二の舞に

意見概要	事業者見解
<p>なる大幅な改変の練り度には絶対に反対である。(嵐山発電所の事業者も倒産し大手ゼネコンに事業譲渡)</p> <p>※尚、土砂崩壊時の復旧作業の為の、事業地周辺の法尻から調整池やハイキングコース等までの距離＝重機が作業可能なメンテナンス道路（保安距離最低5m）の確保し、復旧工事を事業地内で完結できる様に、計画をし直して下さい。</p>	

意見書 420

意見概要	事業者見解
<p>・絶滅危惧種等、危惧生物の保全を具体的にどうするか、この種が生存できるのか、根拠も合わせて教えてほしい。たとえばサンバ、ミゾゴイ、トウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウ、オオムラサキ、オオタカなど。外部から土を持ち込むとなっていますが、土の汚染や、土の試験など持ち込む土一台一台行うのですか、又地下水等影響どう確認し、どう対応するのですか。持ち込む土の産地、土質試験結果(28項目)等、持ち込む前に公表しますか。又抜き打ち検査等行ってほしい。</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとした、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、各種の生息・生育環境について出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サンバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。</p>

意見概要	事業者見解
	環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。

意見書 421

意見概要	事業者見解
<p>・事業計画ガイドラインには○事業計画作成の初期段階から、地域住民と適切なコミュニケーションをはかるとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあります。</p> <p>準備説明会の冒頭では、事業責任者からの明解な回答がありません</p> <p>スタート時の、事業名「残土処分事業」から「さいたま小川町メガソーラー」に変え、事業者名が「さくら太陽光センター合同会社」から「エトリオン・エネルギー合同会社」に変え「さいたま小川町メガソーラー」にたびたび変わり太陽光発電所の名を借りた、残土ビジネスでは無いか町民は頭が混乱して、不信感と不安でいっぱいになっています。最終報告書提出前に、説明会の実施して下さい。</p> <p>初期段階では、当事業地に大型車進入路の拡張工事が始まって地元住民はそこで、初めて知った。</p> <p>その後、「残土処分事業」として地元行政区で住民説明会が3回あったが、1部の住民を説明会から退出させるという出来事があり、また説明会に参加した住民の自宅に何度も訪問された。</p> <p>2019～2020年 地元3行政区で残土搬入に反対する決議が出された。</p> <p>2020年1月 事業者名が突然「さいたま小川町ソーラー事業」に、事業者名も突然変わり環境影響評価調査計画書の概要説明会が行われた。</p> <p>ここで初めて「残土処分事業」が「メガソーラー事業」に変わった事を知る、</p> <p>2020年12月 小川町町議会で「さいたま小川町ソーラー事業」での土砂搬入に強く反対する意見書を採択。</p> <p>2021年4月 同事業の「環境影響評価準備書」説明会が、縦覧開始日の次の日に行われ、会場に駆け付けた住民は、結果口コミか SNS のみで知って集まり事業者が事前告知の、官報による告知の他に、善意でちらしのポスティングを実施したと主張。しかしながら地元行政区3区長も地元民の誰も見てないことやこれまで事業名・事業者名がころころ変更になり振り回され続けてきたので理由を事業責任者に質問しても、参加住民の誰も納得がいかず紛糾したままのため、説明会は行われず解散となった。</p> <p>説明会当日の受付で配布された「さいたま小川町ソーラー環境影響評価準備書説明会」資料と、会場うしろのテーブルに何にげに積まれていた「さいたまメガソーラー環境影響評価調査準備書のあらまし」を持ち帰り調べたところ説明会資料に載ってない重要情報が記載されていなかった。また「あらまし」資料がどう言う性格の資料かの説明も無かったからなのか、持ち帰る住民も少なかった。</p> <p>肝心な意見書送付先である事業者の郵便番号が違っており、住所で届くが、2,3日配送遅延となるので、意</p>	<p>事業者の名称変更につきましては、環境影響評価準備書の「はじめに」に記載しましたとおり、合同会社の社員構成の一部変更に伴い名称変更したものです。なお、法人格としての「小川エナジー合同会社」は、「エトリオン・エネルギー3合同会社」と同一のものであります。また、代表者、主たる事務所の所在地にも変更はありません。</p> <p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあります。</p> <p>意見書の様式の郵便番号につきましては、下四桁の数字に落丁があり大変申し訳ございませんでした。ご指摘をいただき、事業者 Web サイトでお知らせしたほか、郵便局に、郵便番号の記載に誤りがございましたも、その他の記載内容に不備がなく、受取人の居住を確認できれば郵便物を配達する旨確認した後、念のため受付期間につきましても令和3年6月14日まで延長いたしました。なお、ご提出いただいた意見書につきましては全て受領しております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>見書締切の6月7日までを、6月10日までに延長して下さい。</p> <p>この様に、当初から現在まで事業者は、適切な住民への対応がなされてこなかった為、信用を無くしてしまっただ。</p> <p>納得いく早めのポスティングを実施され、改めて適切なコミュニケーションをはかれる住民説明会の実施を要求します。</p>	

### 意見書 422

意見概要	事業者見解
<p>・意見書提出日が延期されて14日までになったと聞きましたので、提出させていただきます。</p> <p>小川町の美しい里山を尊重し、ソーラーパネルではなく巨大なキャンプ場にはいかがでしょうか。広大な山々の木を切り倒すのは生態系の破壊にもつながります。</p> <p>山々の木を切り倒さないで下さい。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきまして、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 423

意見概要	事業者見解
<p>・2-2-7 (2) 土地造成計画（盛土・切土）の複数案検討についての意見</p> <p>盛土、切土を行わず客土を利用しない案を作成してください。</p> <p>理由：A案、B案ともに盛土、切土を行うことを前提としています。しかし対象地域は、砂防指定地です（表3-2-8-26 (2) 関係法令による指定及び規制状況）。当該地域は小川町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン第3条5項において、「法規制等により発電施設の設置ができない場合がありますので十分注意してください。また、法規制がない場合でも、発電施設の設置を避けるか、設置する場合は十分な対策をとるようお願いいたします。」と規定されています。</p> <p>本来設置が許可されない可能性のある地域に設置することを計画している以上、盛土、切土を行わないことが小川町住民の理解を得るための前提条件です。</p> <p>同様の理由で客土利用も認められません。そのために、まず盛土切土を行わず、客土も利用しない案を作成してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>今回の計画では、森林伐採を極力低減するため残置森林を49.7%確保（法令では25%）としており、改変部分を少なくしていることから、切土量を増やすことが制限され、ある程度の客土搬入を行わざる負えないものと判断しました。</p> <p>対象事業実施区域の改変区域には、砂防指定地は含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>
<p>・2-2-9 (6) 緑化計画についての意見</p> <p>草刈りなどの維持管理方法を先行事例とともに具体的に示してください。</p> <p>理由：図2-2-29により、草刈り機はハイブリッドラジコン草刈機R)700Aを予定しているのだと思います。同機は幅1110mm、高さ775mmです</p> <p>(<a href="https://atexnet.co.jp/wp-content/uploads/2019/02/RJ700.pdf">https://atexnet.co.jp/wp-content/uploads/2019/02/RJ700.pdf</a>)。</p> <p>同機を使用して、図2-2-25(1)および図2-2-25(2)で示された太陽光パネルの設置例の下草を刈ることはほぼ不可能です。どのように刈る予定であるのか、具体的に示してください。上記以外の草刈り機を利用する場合は、現時点で想定している機種、型番と利用法を教</p>	<p>緑化計画で使用することとしている草刈り機は、事業者の構成社員により運用されている太陽光事業の維持管理において使用している実績のあるものです。</p> <p>使用する草刈り機はご指摘のものですが、自走できる箇所の草刈りを自動で行い、効率化を図ります。草刈り機が、除草をできない場所については、刈り払い機により除草を行います。</p>

意見概要	事業者見解
えてください。	
<p>・3-1-3 (2) 地盤の状況についての意見 対象地域により近接した地点での再調査をお願いします。</p> <p>理由：調査が行われたのは昭和 57 年（1982 年）であり、調査地は小川小学校です。東日本大震災等の影響も考えられるため、再度調査をお願いします。また、小川小学校付近のデータが対象地域の事業遂行を容認する根拠とはならないと考えます。40 年近く前に実施された既存データではなく、より事業地に近い地点での再調査を行ってください。</p>	<p>ご指摘の昭和 57 年(1982 年)は、調査を開始した年を示しており、地盤標高の調査結果を取得した時期を示したものではありません。地盤標高の各年別変動量は、平成 28 年から令和元年までの各年についてのデータを記載しております。</p>
<p>・表 3-2-8-2 および表 4-2-1-2 (3) 埼玉県知事の意見及び事業者の見解についての意見 先行事例を根拠とした再調査をお願いします。</p> <p>理由：ここで示されているのは現時点でのデータです。工事が始まった場合、交通量 4.5%増加するに過ぎないので現況を大きく変えるものとはなっていないと書かれていますが、これは憶測に過ぎません。工事が始まったことによりどれだけ発生する騒音に変化が生じるのか先行事例を参考にして想定しうる課題を実証的に示すとともにその対策を明示してください。</p>	<p>交通量の増加については、現地調査結果と工事計画から求めた車両台数により算定されてものです。この交通量に基づき、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年国土交通省国土技術政策総合研究所独立行政法人土木研究所)に記載されている予測式を基に、実際に計測した道路断面構造なども踏まえて、騒音を予測しております。これは、他の先行事例でも同様に行われているもので、この手法による予測に基づき、将来の騒音の変化や、環境への影響を低減させる環境保全措置を検討しております。</p>
<p>・8-5 準備書段階における専門家等の助言の内容について および表 4-2-1-2 (3) 埼玉県知事の意見及び事業者の見解についての意見 事業計画地周辺で活動する環境保全団体等から情報収集を行ってください。</p> <p>理由：必要とされている情報は一般論ではなく、個別具体的な課題に対応することです。「埼玉県での活動実績のある NPO 法人」からではなく、事業計画地周辺で活動する環境保全団体等から情報収集を行うことで、現状についてのより正確な理解に基づいた対応策を提示してください。</p>	<p>対象事業実施区域およびその周辺における現地調査において、特に鳥類においてサシバやミゾゴイといった重要な種が確認されたことをうけ、適切な対応を検討するうえで、鳥類の保護活動のためのデータ収集、解析、調査手法開発を行っており、活動範囲に埼玉県を含む認定特定 NPO 法人の専門家にヒアリングを行いました。</p> <p>準備書などに記載しましたとおり、専門家としての豊富な知識を基に、有益なご助言をいただくことができ、予測・評価や保全措置に関し、個別具体的な課題に対応するため検討するうえで、非常に有益な情報を提供いただけたものと考えております。</p>

## 意見書 424

意見概要	事業者見解
<p>・2-2-7 (3) 樹木伐採の場所及び規模についての意見 伐採について正しい情報を提示してください</p> <p>理由：伐採規模は 299,400m<sup>2</sup>と規定されています。しかし、調査計画書について提出された意見の概要と社見解という資料によると「森林につきましては、計画地約 86ha のうち、残置林として約 34ha の区域について、伐採を行わない計画です」とされています。これは 52ha、つまり 520,000m<sup>2</sup> が伐採の対象となっていて、図 2-2-19 に示された植物群落（木本）以外の範囲も伐採の対象となっています。</p> <p>このデータを用いた回答は 6 件の社見解という中に見当たり、食い違いが生じている様に思いますので、この点についての説明を求めます。</p>	<p>環境への配慮の観点から、改変しない残地森林の面積を、当初計画案の約 34ha から、現計画の約 43ha に計画を見直しました。これに伴い、準備書において、ご指摘の個所は約 43ha に変更しております。変更に伴い、改変区域は約 43ha に縮小され、この中に含まれる森林が伐採されることとなります。しかしながら、この中には森林だけでなく、草地や水域、人工構造物の設置位置なども含まれるため、それらを除き木本の植物群落だけを抽出した面積、つまり樹木伐採面積が 299,400m<sup>2</sup>となります。</p>
<p>・2-2-7(3) 樹木伐採の場所及び規模についての意見 伐採に付随する生態系への影響のデータを提示してください</p> <p>理由：小川町は一都三県の範囲に存在する自然豊かな里山</p>	<p>環境影響評価準備書において、動物・生態系の項目で、動物や生態系に与える影響を予測しております。予測は、工事の実施や太陽光発電所の運転が定常状態となる時期について、伐採計画を含む事業計</p>

意見概要	事業者見解
<p>が残る有数の地域であり、その価値は貴重です。仮に伐採規模が 299,400m<sup>2</sup>であったとしても、東京ドーム約 6.4 倍の面積であり、非常に広い範囲の伐採が予定されています。ごく近い将来野生での絶滅が極めて高い種である絶滅危惧 IA 類に指定されているサシバを代表とする鳥類だけではなく哺乳類、節足動物、水生生物、植物など多種多様な生態系が存在しています。自然環境調査会社やそれに類似した合同会社に自然環境調査を依頼し、それを踏まえて木本の伐採により生態系へどのような影響が生じるかのデータを示してください。</p>	<p>画を踏まえて行っております。その手法は、重要な種及び注目すべき生息地へ生じる直接的、間接的な環境影響の変化の程度を定量的に把握し、文献その他の資料調査及び現地調査の結果を踏まえ、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により予測するものとし、必要に応じて専門家等の助言を得ることなどとなっております。予測対象は、サシバを含む鳥類だけでなく、哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物として、調査結果、予測結果などのデータを環境影響評価準備書に示しました。</p>
<p>・ 2-2-7(3) 樹木伐採の場所及び規模についての意見  コナラ群類を伐採対象から外すこと又は伐採に付随する熊の諸問題に対応した文書の公開を求めます  理由: 図 2-2-19 に示された伐採の対象となる中でコナラ群落 が最も面積比が大きく 71.9% を占めています。それを含むブナ科樹木の果実であるどんぐりはツキノワグマが餌としています。埼玉県ホームページによると、主に西部、北部、秩父地域でツキノワグマの出没がしてその生息が確認されています。それにより、小川町においてもコナラ群類の伐採を行う事によって餌が無くなった熊が人里に降りてきて、人に危害を加える場合があります。新潟県では餌を求めて人里に出没した熊が住民を襲う事故が多発し、4 週間の間に 10 名が熊に襲われ死傷しています。</p> <p>伐採を行った場合このような事態が起こる事はもはや必然となっております。その為、コナラ群類は伐採対象から外していただくようお願い申し上げます。それが難しい場合は、最低限、事業予定地付近の住宅街で熊による傷害事件が起こった場合の、個々の損害賠償の計画を具体的に示してください。熊に限った話では無く、どんぐりはウサギや狐、ほぼ全種のリス等が餌としていて生態系の中で欠かせないものです。コナラ群類の伐採は人体への被害以外にも生態系の破壊を導く為、どうかありのままの自然を未来に残す事をご検討ください。</p>	<p>太陽光パネルの設置場所等となる改変区域内のコナラ群落のみを残すことは、難しいと考えております。</p> <p>動物の生息環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合は約 15% まで減少させるなど、獣害の発生等に配慮した計画と致しました。なお、本事業に伴う有害獣による獣害が起きた場合には、適切な対策を検討することとし、その防止に真摯に努めてまいります。</p>

意見書 425

意見概要	事業者見解
<p>1. 対象事業を対象地で行わねばならない理由が不明確及び、事業者が対象事業を行う適正にかけています。</p> <p>この質問は、既存の質問となってしまいますが、回答が不明瞭であったため、再度質問させていただきたく、ここに記させていただきます。まず、太陽光発電はエネルギー密度の小ささから小規模なものが適正な発電資源であり、大規模であるならば山地で対象事業をする理由が分かりません。小規模のものを大規模にするよりも、「木を植えてバイオマス燃料の供給地にする方がはるかに理にかなっている」方が私自身も納得できるのですが、なぜこの部分に触れずに回答しているのが不明です。仮にも小川町で行おうとしている事業であるならば、最も生活に影響を及ぼしてしまうその住民の声を真摯に受け止め、納得のいく回答をしてもらいたいです。住民とのコミュニケーションをとらずに、一方的に事業を推し進めているように感じます。</p> <p>また、事業者が対象事業を行う適正にかけていると</p>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。十分な環境配慮のもと、事業者の構成社員による太陽光発電事業の実績・経験を生かしながら、その大切な電気を供給する事業を実施し、社会を支える一員でありたいと考えております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>思います。その先例として、埼玉県 の深谷市におけるメガソーラー事業が挙げられます。調査によると、同様の事業者が、予定の盛り土高よりも高くし、対象事業を行ったそうです。このことを聞いてしまうと、この小川町における事業においても、同様のことが起きてしまうのではないかと不安になってしまいます。この問題に対する説明が不十分のままであると、信頼性など、到底こちら側は受け取ることができません。実際の回答では、「地域の方と社員の協議を重ね、信頼関係を築いた上で実施されていることを把握している」と述べていましたが、本当に信頼関係が築けていたのなら、実際に伝えられていた盛り土よりも高くするのでしょうか。まさに一方的な事業のように感じます。このような問題に加えて、対象事業は、元々「メガソーラー事業」ではなく「残土持込事業」であったはずですが、本来は残土持込を目的としていた事業が、なぜメガソーラー事業へ変更されたのでしょうか。あたかもたまたまこの土地を見つけたから、この場所において、社会に認められるであろう正当な理由で事業を押し量っているように思われてしまいます。この点からも、再生可能エネルギーというネームバリューを利用し、巨額の利益を独占しようとしている事業者の適正さに欠けているように感じます。どうか住民の方々が理解・納得できるような回答を、是非よろしくお願い致します。</p> <p>2. 対象事業の必要性に疑問を感じます。</p> <p>小川町には、「NPO 法人おがわ町自然エネルギーファーム」「NPO 法人小川町風土活用センター」などの NPO 法人が存在しています。実際に、蟹沢・鬼ヶ谷の太陽光発電所や、学校給食の残り物を活用したバイオマス発電所などを、町民たち自らが資金を出し合って完成させたという事例があります。住民同士が助け合い、コミュニティをつくることで電気をつくり、小川町で暮らしています。なぜ発電所が住民たちのもとで作られ、完成されているにもかかわらず、わざわざ大規模な「メガソーラー事業」を行う必要があるのでしょうか。すでに小川町には、太陽光発電所などの再生可能エネルギーを活用した発電所が既にあります。わざわざ山を切り、地域外から盛り土を持ってくることで自然状態を改変する正当な理由があるのでしょうか。デメリットはいくらでも挙げることができます。先ほど記したような自然状態の改変だけでなく、外から土を持ってくることによる小川町の伝統とも言える有機農業への影響・騒音や土埃による近隣住民への被害・・・数えきれないほどに、対象事業を行うことによる悪影響があります。本来小川町の住民は、地域住民同士で協働し合い、一つの事業を担っています。その中で、どうか一方的な事業者の利益だけで、協働の中で培ってきたものを破壊しないでください。</p> <p>そしてもし、対象事業に対する正当な必要性があるのであれば、ご回答のほど、是非よろしくお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	

意見書 426

意見概要	事業者見解
<p>・本稿は主に、①メガソーラー設置による生態系への影響について、②事業者の誠実さの欠落の観点から当該事業</p>	<p>サシバについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全</p>

意見概要	事業者見解
<p>に対し異議申し立てを述べるものです。</p> <p>①メガソーラー設置による生態系への影響について</p> <p>埼玉県小川町には、ハチクマやサシバ、ミゾゴイの巣や生息が確認されています。ハチクマとサシバは猛禽類とともに国の希少猛禽類に設定されており、生体保護の必要性のある個体です。ミゾゴイは京都府レッドデータブック 2015 にも記載されている希少鳥類です。2021 年では限りなく絶滅に近づいています。これらの三種の希少動物が希少たる所以は等しく開発などによる悪影響だと言えます。このメガソーラー事業もその一端を担ってしまっているのです。また、ミゾゴイが京都府レッドデータブック 2015 に載っていることから、希少生物の生態系を破壊することは小川町の地域住民だけでなく全国的に非難が来ることは容易に想像できます。これらの希少生物の生態系を守りながら、メガソーラー事業を行うとするならば、その具体策をもう一度提示して下さい。</p>	<p>措置により、本種の営巣中心域の改変を出来る限り回避・低減する計画としました。また、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じ、施設の供用時においても出来る限り繁殖環境への低減を図る計画としております。ハチクマについては、非改変区域に人工代替巣を設置し、非改変区域へ営巣地を誘導する代償措置を講ずることにより、出来る限り本種への影響を軽減する計画としております。</p> <p>さらに、2種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>ミゾゴイについては、動物の項目の他、生態系の項目において、特に調査地域の重要な地域特性である「谷沿いの湿地的な環境」を指標する種として本種を選定し、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。環境保全措置については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、確認された本種の巣がある谷地形の改変を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。予測・評価は対象事業実施区域のみではなくその周辺地域も対象として実施しております。そのうち、改変区域以外の地域については直接的な改変はないことから、生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>②事業者の誠実さの欠落について</p> <p>今回、「方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解」において、二つの意見に対して、その回答の中で同じ文章を使用している部分が見受けられました。地域を開発する事業において地元住民とのコンセンサスをとることは至極当然のことと言えます。</p> <p>しかしながら、たとえメガソーラー事業に対する大量の意見に辞易していたとしても、文章のコピーアンドペーストを行う事業者との間に信頼関係を築くことは困難です。メガソーラー事業にたくさんの意見が寄せられることはこの事業にはそれほど多くの欠陥があるためでもあります。それでも私たちの意見を真摯に受け止めていると主張できるのなら、今一度事業の概要と目的、理念、方法について提示して下さい。</p> <p>以上の2点から、「さいたま小川町メガソーラー事業」計画には、問題が山積するものと考えます。上記の</p>	<p>事業者としまして、地域の方々のご意見には、誠意をもって事業者の見解を示させていただいております。ご指摘の同じ文章につきましては、同じ内容のご意見に対する回答であると思われれます。事業者の見解につきましては、事業や手続き内容について、可能な限り正確に記載するよう努めております。このため、同内容のご意見に対しては、どうしても同じ内容の見解となってしまう点、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>

意見概要	事業者見解
意見並びに他の意見書の回答にコピーアンドペーストや信頼関係の欠落するような回答が見受けられた時には、我々はこの事業の中止の検討を提示するつもりです。どうかご一考お願いします。	

### 意見書 427

意見概要	事業者見解
<p>・そもそもこのような事業で何か問題なのかという点、第一に、いままであった小川町で形成されてきた文化、自然、動植物生息地の環境の変化などが挙げられるからです。自然豊かな小川町では様々な農業がおこなわれており、特に化学肥料や農薬に依存せず自然の力を借りた循環型農業への取り組みが盛んにおこなわれています。資料を読ませていただいたところ、持ち込まれる土は放射性検査がされていない土は持ち込まれるということで、今まで小川町で形成されてきた農薬を使わない自然の循環型農業の在り方を確実に真っ向から向き合う形となります。もし持ち込まれた土壌が汚染されており、産業に支障が出た場合、どのような責任を取ってくれるのでしょうか。また、そのようなことが起こった場合、小川町の文化の破壊が起こることも否めません。もし客土として土を持ち込まれるならば、しっかりとした検査を通してうえて行き、その結果を提示していただくなど、すべてがクリアな状態で、全員が納得いく形で行ってほしいと思います。</p> <p>また、多くのソーラーパネルを搬入するうえで、それに伴い多くの木が伐採されますが、本が伐採されたことによって起こる災害のリスクの考慮をしたうえでメガソーラーの計画を行おうとしているのか、お聞かせ願います。近年の気候変動による大型の台風や大雨で、本がなくなり保水力のなくなった山で大規模な災害や洪水がおき、周辺に住んでいる方への被害が出た場合は、どのような保証や対処をしてくださるのでしょうか。そして、木の伐採により周辺に住んでいる動植物の生態系の変化を最悪の場合を想定したうえでデータ化していただき調査をお願いしたいと思います。</p> <p>また、今のところメガソーラーを設置して多額の利益が事業側に行くことがわかっていますが、自分たちの利益のために小川町の自然や文化を破壊するようなことはやめてほしいです。今のところ小川町にメガソーラーを設置して得られるメリットが全く見出せません。もし、メガソーラーの設置を行うのなら、周辺住民の方としっかり話し合い、理解がえられ、お互いに納得する形で行ってほしいと思います。 以上</p>	<p>地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させることに努めたほか、土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の設定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p> <p>環境影響評価準備書において、動物・生態系の項目で、動物や生態系に与える影響を予測しております。予測は、工事の実施や太陽光発電所の運転が定常状態となる時期について、伐採計画を含む事業計画を踏まえて行っております。その手法は、重要な種及び注目すべき生息地へ生じる直接的、間接的な環境影響の変化の程度を定量的に把握し、文献その他の資料調査及び現地調査の結果を踏まえ、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により予測するものとし、必要に応じて専門家等の助言を得ることなどとなっております。予測対象は、サンバを含む鳥類だけでなく、哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物として、調査結果、予測結果などのデータを環境影響評価準備書に示しました。</p>

### 意見書 428

意見概要	事業者見解
<p>・客土について不安の声が多く、他の意見書にもこれについていくつか書かれています。切り土・盛り土に限定せず、これらの反対意見を押し切つてまで、この計画を進めるメリットについて具体的に示してください。</p> <p>小川町は自然が美しい埼玉有数の地域であり、私が</p>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。具体的には、ご指摘の事業計画の見直しや、地域の方々の不</p>

意見概要	事業者見解
<p>通う大学の観光学部でも注目されているほど、今後もこの恵まれた自然の豊かさから更なる発展が期待されています。それにもかかわらず、切り土・盛り土で自然が破壊されるのに加えて、大量の客土が搬入されるとなると、住民の不安は重なるばかりです。今後の町の発展にも影響を与える可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌調査は計画していなかったが、意見を踏まえて、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査を追加する計画とする。</li> <li>・渋滞や交通の支障を避けることを目的の一つとして造成計画の見直しを行い、盛土量・切土量のバランスをとる計画に変更した結果、工事関係車両は、建設工事時において、往復で314台/日（大型車244台/日、小型車70台/日）と、ご指摘の大型車両600台/日以上（往復交通量）と比べ大きく低減させた。</li> </ul> <p>などがあるが、この回答だと今までの計画よりもましになっただけで、完全にその問題を解決したことにはなりません。そのため、住民の不安をなくすことと、持続可能な町づくりをすることには繋がりません。</p> <p>この計画を進めるにあたって、大きなデメリットを背負ってまで行うメリットがあれば、住民が納得し、やる価値かおるかもしれないのでそのメリットについて具体的に明示してください。</p> <p>今のままでは、この計画が「今だけ、金だけ、自分だけ」のように感じられ、それらが未来に悪い影響を与えることが目に見えます。今後の小川町の発展と持続可能な町の実現を願い、この計画はそれに反するものとして断固反対します。 以上</p>	<p>安を示された護憲に因るための環境監視計画の実施など、事業者としてできる限りの努力をしてみました。</p> <p>十分な環境配慮のもと、事業者の構成社員による太陽光発電事業の実績・経験を生かしながら、その大切な電気を供給する事業を実施することは、再生可能エネルギーの活用を推進する上で、社会にとってのメリットがあるものと考えております。</p>

## 意見書 429

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・4-1-4 方法書に対する環境の保全の見地からの住民等の意見の概要と事業者の見解についての意見</li> </ul> <p>提出された意見に対してもっと真摯に向き合ってください。</p> <p>理由：景観や動植物の生活環境の破壊を防ぐために敷地面積の60%から80%の雑木林と幹回り20cm以上の木々の保護を要求する意見がありました。しかしそれに対する回答が「計画地約86haのうち、残置林として約43haの区域について、伐採を行わない計画」、裏を返せば「雑木林の約50%は伐採する」というのは意見の根本からずれています。まずは雑木林の伐採面積を減らしてメガソーラーを設置できないのか検討し、そのうえで雑木林の伐採面積をこれ以上減らすのが難しいのであればその理由を住民が納得できるように具体的に提示してください。また、幹回り20cm以上の木々の保護について回答がされていません。住民の理解を得るための文書の中でこのようなことがあると住民からの信頼を失う可能性が高いです。</p>	<p>変更区域内の樹木については、太陽光パネルの設置という利用形態上、幹回り20cm以上の樹木を残すことは困難となります。</p> <p>しかしながら、動植物の生育・生息場所である森林に与える影響を低減するため、土地変更区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・8-1-3 (2) 反射光についての意見</li> </ul> <p>残置林によってどの程度反射光の影響が軽減されるのか、また反射光の影響の継続時間を具体的に提示してください。</p> <p>理由：調査方法の段階で遮蔽の判断において樹木等の影響は考慮していないにも関わらず評価の結果の段階で残</p>	<p>反射光につきましては、地形及びパネル設置の向き・角度から対象事業実施区域の近傍の住居で、春分の前及び秋分の後に、10時～11時の間の短時間、正午頃の短時間、13時～14時の間の短時間に、反射光が届くと予測しました。影響があると予測されるパネルの区域面積が小さいことから、反射は上記の</p>

意見概要	事業者見解
<p>置林による遮蔽の効果を明記するのは根拠に欠けています。反射光は住宅内の気温の上昇を引き起こし住民の生活に大きな影響を与える問題です。樹木の遮蔽の効果をきちんと調査しデータを提示してください。また、パネル範囲が狭隘であることから反射光の影響の継続時間が短いというのは憶測にすぎません。これに関しても具体的な反射光の影響の継続時間を調査するとともにその対策を明示してください。</p>	<p>通り太陽の移動に伴い継続時間は極短く一時的なものとなります。</p> <p>この予測には、残置林の影響は考慮しておりません。地形とパネルの向き・角度のみでの計算となります。このように残置林を考慮せずとも、反射光の影響が、上記の予測結果となることを確認したうえで、さらなる対策として、環境保全措置としての残置林の確保が、事業計画に含められていることを示しました。</p>
<p>・8-1-6 生態系についての意見 動物種の保全に関する対策を具体的に提示してください。</p> <p>理由：準備書には「対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とありますが、4-1-4でも述べたとおり今の計画では「雑木林の約50%を伐採する」ことになっています。50%という数字は一部という割には大きすぎます。また、「樹木の伐採等を行う場合、段階的な実施により周辺環境への動物の移動を促す」とありますが、段階的というのは具体的にどのようなスパンなのか先行事例を参考にして明示してください。さらに対象事業実施区域及びその周辺にはハチクマ、ノスリ、ミゾゴイなどの鳥類が生息してあり。これらがメガソーラーの周囲のフェンスに衝突する可能性があります。この問題を改善するためにフェンスの設置範囲だけでなく設置数、高さ等の再検討をお願いします。</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとした、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。樹林環境は対象事業実施外にも存在することから、この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、周辺環境を含めて各種の生息・生育環境について出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。その他、工事の実施時には「工事関係車両の走行ルートは旧作業道を基本とし、樹林環境の分断をできる限り小さくする」「非改変区域への立ち入りを制限し、作業員等による人為的圧力を最小限に留める」「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じる計画としております。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>ご指摘を頂いた環境保全措置につきましては、今後工事の詳細な施工計画を策定していく段階でより具体的な検討をすることとなりますが、函書に明記した環境保全措置を確実に実施し、影響の低減に努めてまいります。また、ご指摘のありましたフェンスにつきましても、出来るだけ影響を低減できるようにその設置等について検討してまいります。また、サシバやハチクマを対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>I 森林を一時的ではあるが、約 43ha/86ha という半分を伐採して行う開発に反対である。</p> <p>II 地域活性化の活動と協働し、持続可能でこれからも続けていくことの可能な開発をお願いします。</p> <p>1) 私たちの居場所について社会全体で考えていくように、その森林に住んでいる生き物の居場所を考えて共生していることへの意識を考えた政策をお願いします。</p> <p>2) メガソーラーを稼働することにより、町民のメリットを示して誰にでも理解できるような企画書作成をお願いします。</p> <p>3) 自然を壊してしまうデメリットを上回るメガソーラーの稼働について詳しく教えていただきたい。</p> <p>4) 地域活性化の取り組みに根差した活動にすするため、伐採した場合の木の活用を小川町のまちおこしのために使うようお願いしたい。</p> <p>1) 『第4章方法書についての意見と事業者の見解』資料18(275) ページの意見書①より、「森林につきましては、計画地約 86ha のうち、残置林として約 43ha の区域について、伐採を行わない計画です。」と述べられていた。森林を伐採してしまうことにより生き物の居場所を壊してしまっているという問題が起こってしまうのである。実際に、山梨県北杜小淵沢町の篠原メガソーラーに関する報告によると「25,000 m<sup>2</sup>もの森林を伐採すると間違いなく動植物の生態系に少なからぬ変化をもたらすことでしょう。」(高橋 2015, 23) と述べられている。小川町が伐採予定の 43ha は 430,000 m<sup>2</sup>である。山梨県北杜小淵沢町の篠原メガソーラーと比べると約 17 倍に値するため、生態系の変化はとて大きくないと考察する。</p> <p>私たち人間は、現在、世界的に SDGs をいう言葉に注目し、誰一人取り残さない世界という言葉を大切に社会活動をしてきているのだ。この言葉の意味には、人間だけではなく、この地球という星で生きている全ての命あるものが対象であると考え。森林も命があるから成長し枯れていく。そして、小さな生物も小さな命があり居場所が存在する。</p> <p>以上の考えより、もう一度私たちが社会的に行っている取り組みと、このメガソーラーの取り組みへの想いの合致をお願いしたい。本当に居場所を奪うことよりもメガソーラーの政策によるメリットの方が持続可能な社会を実現していくために必要なことであるかを今一度考えていただきたい。</p> <p>2) さいたま小川町メガソーラーに対する環境影響評価調査計画書を読んだ際に、とても詳しく書いてあり細かく現状・目的について知ることが出来た。SDGs の 17 のゴール・169 のターゲットを 2015 年の国連サミットによりイラスト化したことで、SDGs が注目されたと考える。私も、実際に SDGs をいう言葉を知ったきっかけとなった場面は、池袋駅で大きく SDGs のカラフルな幕が掲げられていた時であった。以上より、ひと目で分かり理解していただけるものが大切であると考え。この計画案を小川町に住んでいる方々に提案する際、文章が長いと大切に伝えたい情報が伝わらない。取り組む意義を町民全員に伝わり納得していく取り組みをお願いしたい。</p> <p>3) 以上で述べてきたお願いは、メガソーラーの取り組みを</p>	<p>生き物の生息・生育場所となる森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。</p> <p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。十分な環境配慮のもと、事業者の構成社員による太陽光発電事業の実績・経験を生かしながら、その大切な電気を供給する事業を実施することは、再生可能エネルギーの活用を推進する上で、社会にとってのメリットがあるものと考えております。また、本事業の地域への還元としましては、警備・草刈りなどのメンテナンス担当として職員を雇用し、地域の雇用創出を行わせていただく計画となっております。</p> <p>伐採した樹木につきましては、幹は有価物として売却し再利用する計画となっております。</p> <p>本事業で改変する区域による動物・植物・生態系への影響につきましては、環境影響評価準備書において、動物・生態系の項目で、予測しております。予測は、工事の実施や太陽光発電所の運転が定常状態となる時期について、伐採計画を含む事業計画を踏まえて行っております。その手法は、重要な種及び注目すべき生息地へ生じる直接的、間接的な環境影響の変化の程度を定量的に把握し、文献その他の資料調査及び現地調査の結果を踏まえ、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により予測するものとし、必要に応じて専門家等の助言を得ることなどとなっております。予測対象は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物として、調査結果、予測結果などのデータを環境影響評価準備書に示しました。貴重な自然環境に与える影響を低減できるよう、計画した環境保全措置を誠実に実行し、地域の方々のご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>行うことにより、自然を壊してしまうことによるマイナスの面ばかりであった。私たちの思考は、日本人における自他の認識の調査によると、日本人の場合、他者評価より自己評価の方が低いという自己批判傾向が存在するということを述べていた(唐澤 2001)。私たちは自分が指示したものがマイナスな結果になった場合、この取り組みを支持した自分が悪かったと評価してしまい、地域づくりとして町全体が壊れていってしまうと考える。マイナス思考になりがちな日本人の特徴に流されないよう、デメリットを上回るメガソーラー政策の取り組みを行い、全面的に出していくことをお願いしたい。</p> <p>4)最後に、小川町は埼玉県の中で消滅可能性の場に立っているということを知った。メガソーラー単独での取り組みを行っていくのではなく、小川町の良いところを埼玉県、日本全国、そして世界に発信して、誰かの故郷になって居場所となっている町を失わないように協働できる取り組みをしていくようお願いしたい。伐採された木を地域のまちおこしのために使えて再利用できる取り組みをすることにより、メガソーラーの取り組み内容を多くの人に理解してもらい発信していけるメリットにつながると考える。メガソーラーのために、森林伐採することは反対であるが、それを上回るメリットがあるのであれば、その取り組みにプラスして小川町のために伐採した森林を活用していくことをお願いしたい。</p> <p>参考文献 高橋正夫、2015、「山梨県北杜市小淵沢町の篠原メガソーラーに関する報告」 <a href="https://www.jstage.jst.go.jp/article/jircl/06/0/06_22/_pdf/-char/ja">https://www.jstage.jst.go.jp/article/jircl/06/0/06_22/_pdf/-char/ja</a> (アクセス 2021 年 5 月 29 日). <a href="https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjpsyl926/72/3/72_3_195/_pdf/-char/ja">https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjpsyl926/72/3/72_3_195/_pdf/-char/ja</a> (アクセス 2021 年 5 月 29 日). 以上</p>	

### 意見書 431

意見概要	事業者見解
<p>・埼玉県小川町のメガソーラー事業の環境影響について意見する。我々がこの問題に対して無関心でいたら、こうした生命破壊産業が次々と進み、後戻りができなくなってしまいます。そうなる前に、現在目の前にある問題から目を背けず、一人一人が自分ごととして考えなければならぬ。小川町は私にとって、小学生の時に校外学習で和紙作りの体験をしたり、高校の時に部活で何度も遠征に行ったりと、何かと思入れのある場所であり、この辺りでは珍しい、自然豊かで美しい貴重な町である。86haの土地に、1日157台の車両が3年間残土を持ち込み続け、谷を埋め、その上には巨大なメガソーラーが並び立つ。こうした大規模な自然破壊を行ってまで、自然エネルギーを得る必要があるのか、様々な視点から考える。</p> <p>まず、大規模な自然破壊に着目する。今回の太陽光発電事業は、157台もの車両を用いて外部から残土を持ち込むとある。小川町の町長は、「基本的に事業地内での切土・盛土を計画されたい。」と意見しており、残土を持ち込まず、対象地内での切土、盛土に留めた方法で事</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>今回の計画では、森林伐採を極力低減するため残置森林を49.7%確保(法令では25%)としており、改変部分を少なくしていることから、切土量を増やすことが制限され、ある程度の客土搬入を行わざる負えないものと判断しました。</p> <p>ミゾゴイにつきましては、谷沿いの湿地的な環境に生息する種として、影響を可能な限り出現環境や餌資源の分布を基に定量的に予測しました。その結果、対象事業実施区域外及び改変区域外に本種の営巣地を含む生息に適した環境エリアの多くが残ることが確認できました。</p> <p>地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させることに努めたほか、土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受</p>

意見概要	事業者見解
<p>業を行うべきだと考える。また、小川町には絶滅危惧Ⅱ類のミゾゴイの生息が確認されている。残土が持ち込まれ、地形が改変された場合、ミゾゴイはどうなるのか、こうした生物資源への影響も調査し、地域住民に示すべきだと考える。また、小川町の特性である有機野菜の栽培が、残土の持ち込みによって不可能になってしまう可能性があるというのも、大きな問題だと考える。今ある自然を守り、極力自然を破壊しないように、今ある人工物の上にはソーラーパネルを設置しない等といった政策をとるべきだと考える。自然を破壊し、再生パネルを作るということは、本末転倒であると言える。</p> <p>次に、今回の事業が小川町の文化の破壊に大きな影響を及ぼすという点に着目する。地域住民は、小川町の自然豊かで美しい景観を愛し、誇っている。また、笠原集落や栃本親水公園周辺は、景観の調査対象地の1つであり、四季の移ろいを楽しむことができる周辺住民及びハイキングや登山者の馴染みの場である。しかし、準備書には、落葉期も着葉期すらも対象事業地区がはっきりと視認されると書かれている。資源エネルギー庁が定める事業計画策定ガイドラインに「周辺の景観との調和に配慮する」「反射光等による地域住民への住環境の影響がないように考慮する」と記載されているが、低反射型太陽光パネルを用いることだけでは対応策が不十分ではないかと考えられる。地域住民の意向や景観を守るためにも、対象地の除外を行うといった対策をとるべきだと考える。また、工事の際の安全の確保も具体的に記すべきである。</p> <p>最後に、地域住民とのコミュニケーションが不十分であり、協調がなされていないという点である。今回の事業は、本当に地域住民との協調の中で行われる、筋が通ったものなのか。もう一度しっかり示すべきだと考える。準備書を拝見する限り、この事業は、小川町の大規模な自然破壊によって得られた自然エネルギーを1つの事業主が売電することによって、大きな利益を得るという、事業者が単独で進める事業主のみに利益がある理不尽な行いだと考えられる。また、地域住民とのコミュニケーションが大前提というのにも関わらず、小川町に在住する方の中には、今回の環境影響評価準備書に関する説明会の案内がポスティングされていなかったという話もある。「環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するように努め、住民からの意見等に配慮すること」と知事の意見書にもあるように、今回の事業で1番影響を受ける地域住民とのコミュニケーションが十分になされていないというのは大問題である。今回の事業は、本当に小川町の未来を思った活動ではなく、1つの事業主の「今だけ、自分だけ、金だけ」を掲げた偏った事業だと見受けられる。利益を得る口実になっていると思われるため、今一度地域住民との協調を図り、小川町の将来のために、両方で協力できるよう事業を見直すべきだと考える。現在の行いは、未来の子どもたちに繋がっているということを一人一人が自覚しなければならない。持続可能とは、「今だけ大丈夫」ではなく「今もこれからも大丈夫」ということで、2度と後戻りができない選択を、真剣に広い視野から考える必要がある。</p>	<p>け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。</p> <p>笠原集落や栃本親水公園からの景観は、視認できるものの、低反射型太陽光パネルを採用するため、周辺の景観となじみ、また、残置離任を確保して周辺との景観に配慮することから、影響はごく小さいと予測しております。</p> <p>反射光につきましては、太陽光が住居に反射するのは一時的であり、パネルと住居の距離も 200m 程度離れていることを確認しております。その上で、さらに環境保全措置として低反射型太陽光パネルを採用することや、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保することから、実行可能な範囲内で反射光に係る影響は低減されているものと評価しております。</p> <p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>

意見概要	事業者見解
<p>・私は、事業の目的、循環型社会、人間による動植物の生息地移動・再生についての3つの点からの意見を述べたい。</p> <p>①この事業の目的について</p> <p>私はこの事業が誰のために、また貴社がどのような思いを持ってこの事業を行いたいのかが分からなかった。計画書内で貴社は、この事業を脱炭素社会に向けた取り組みへの貢献として取り組むと述べていた。しかし、これはSDGsへの注目が集まる昨今の状況下で多くの企業が掲げている言葉であって、このフレーズはもはや普遍的なものとなっている。そのため、この言葉だけでは、なぜ貴社がこの事業を行わなければいけないのかがあまり伝わってこなかった。そもそも、家庭や個人というような小さな視点へのアプローチではなく、なぜ大規模施設のような大きな視点からの取り組みを選んだのだろうか。この方法は、最適なのだろうか。その理由が知りたいと思った。</p> <p>また、この事業により得られた電力は誰のためのものなのだろうか。そして、その人々はこの事業による発電電力を本当に欲しているのだろうか。これは、時代の「地球に優しい取り組みへの風潮」にただ乗るために実行できる事業規模ではない。小川町に住む全ての生命の環境を脅かすリスクを負うだけの価値があるのか。</p>	<p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。十分な環境配慮のもと、その大切な電気を供給する事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>②循環型社会について</p> <p>8-2-1 環境保全のための措置の基本的な考え方において、この事業は循環型社会への転換の貢献を目指しているという記述があった。ここでの循環型社会とは貴社を筆頭にエネルギー生産を環境に配慮された再生可能エネルギーへと変えてゆくことで成り立つ社会のことを指していると思う。しかし、それは本当に循環型社会なのだろうか。私は、この事業は貴社による一方的な資源提供をしているだけで循環していないと考える。なぜなら、循環社会を共に構築する相手がいないからである。循環社会は、持続可能な方法での発電方法を提供するだけで成り立つわけではなく、この事業の取り組みに対して、賛同・協力してくれる人がいてこと循環させることができると思う。環境省による令和2年版「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」の第2章政府・自治体・企業等による社会変革では、脱炭素型の持続可能な地域づくりについて、地域のニーズに合わせた地域循環共生圏の創造という記述がある。つまり、地域の人々と共にある環境の構築こそが循環型社会になると思う。貴社の事業に対しては、地域の人々からのニーズの有無が不明確である。いくら、私たちの将来に貢献するような素晴らしい取り組みだとしても、地域や個人といった利害関係者との関係が成り立たなければそもそも社会は構築されない。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮の重要性と、不可欠な電気の供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。十分な環境配慮のもと、その大切な電気を供給する事業を通じて、社会を支えることができるものと考えております。</p>
<p>③人間による動植物の生息地移動・再生について</p> <p>表 8-2-16 (2) 動物に係る環境保全措置において、段階的な樹木伐採及び地域の生態系に配慮した早期緑化により彼らの生息地を確保するという記述があった。貴社は生態系の環境保存対策として、人為的なアプローチを掲げている。私はこの対策に対して、計画通りに実現する確証がないと思った。そもそも、生態系は人間</p>	<p>ご指摘頂いた環境保全措置につきましては、工事の実施により造成の影響を受ける環境に対して、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めるものであり、人為的ではありますが影響の低減策としては有効な措置であるものと考えております。「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑</p>

意見概要	事業者見解
<p>が誕生する前から歴史を重ね自然の力で形成されてきたものであり、人間が同じ生態系を作ることは不可能であると考えからである。科学技術の力で擬似的なものを作ることは可能かもしれない。しかし、それは「偽物」であることには変わらない。また、人為的に生態系を移動させると掲げているが、移転先の地域にその植物や動物が適応するためにはある程度の時間が必要であり、その過程の中で絶滅してしまう可能性は大いにあるのではないだろうか。人間が新しい土地で生活することに慣れるまでに時間がかかること同様に、彼らにも当然、土地に慣れる時間が必要であるはずだ。しかし彼らは、人間のように自分の思いのままに自由な移動をすることができない。そのため、彼らには適応できないような場所であった時、逃げ場がなくそこで一生を終るしかない。この事業では、生命の行く先を左右することができるだけの力があることを自覚しなければならない。前例として、このような対策を実施して、元々の生態系をそのまま新しい場所に移動することに成功したという事例はあるのか。また、その成功率はどのくらいなのか。明確な根拠があるのであれば提示して欲しい。</p> <p>以上3点について、貴社に対して意見したい。現段階では未だ不明確なことが山積みで、事業に賛同することが難しい。環境を大変革させることへの責任をもう少し理解して欲しいと感じた。</p>	<p>地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の措置は、「サシバ (<i>Butastur indicus</i>) の狩場環境の創出にむけた草刈りや杭の設置の保全的効果の検証」(2011年、東ら)等の文献にてその効果が検証されており、科学的にも根拠のある措置となります。これらの事例を踏まえて、その効果が発揮されるよう取り組んでまいります。また、サシバ等を対象とした工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査により、継続的に生息状況を把握し、その効果を検証してまいります。さらに、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、供用時に留まらず事業後も引き続き責任をもって樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 433

意見概要	事業者見解
<p>・私は小川町のメガソーラー建設計画に反対です。理由は主に4つあります。</p> <p>1つ目の理由としては、土砂災害の危険性が十分に考えられるからです。森林伐採をし、切土や盛土された山は地盤が弱くなり、雨水などを吸収する力も低下するため、大雨時に土砂災害が発生するリスクが十分に考えられます。現に、小川町では2019年に台風19号による甚大な被害が生じました。今後も地球規模の気候変動による想定外の規模の自然災害がいつどこで発生するか分かりません。そのため、この計画を提示するにあたって、災害が発生した際の地域住民への損害賠償の責任を果たす義務はもちろんですが、損害賠償の計画を具体的に(損害賠償額など)示す義務があるはず。また、たとえ損害賠償を支払ったとしても、土砂災害は一瞬にして尊い人命やサブシステム(人々の生活基盤)、地域の貴重な財産等を奪う危険性があります。それらはお金には代え難い唯一無二の存在であり、一度失われれば二度と戻ってこないことは紛れもない事実です。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>切土・盛土の土工は、森林法10条の2(隣地開発許可申請)の審査基準、および「道路土工 盛土工指針」(社団法人日本道路境界)に従って設計を行い、斜面の安全性を担保し、調整池の機能が失われないようにいたします。</p>
<p>続いて、反対する理由の2つ目はメガソーラーが災害や寿命によって故障した際の廃棄問題です。廃棄する際、産廃業者等の専門業者へ依頼することになるため、莫大な処分費用がかかります。近年、メガソーラーの事業が立ち行かなくなった事業者が処分費用の捻出を削り、山奥への不法投棄や、そのまま瓦礫のように放置したままになっている事例が各地で多く見受けられています。あなた方はこのメガソーラーで年間約10億</p>	<p>事業者の構成社員において、すでに太陽光発電事業の実績を有しており、適切な管理についての実績・ノウハウを有しており、破損した太陽光パネルが放置されることはございません。</p> <p>事業終了後の環境保全措置については、事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に基づき基金を設けることを事業計画に含めています。</p>

意見概要	事業者見解
<p>円の売電収入を見込んでいるようですが、太陽光のFIT制度の変更による売電価格の水準は、年々下がりつつあります。つまり、必ずしも計画通りに売電収入が獲得できるわけではなく、経営のリスクは大いに考えられるということです。こうなった場合、事業が立ち行かなくなり、そのまま放置され、負の遺産となることが危惧されます。</p>	<p>この内容についても、「2-2 対象事業の内容 2-2-9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項 (5)発電事業の維持管理計画」に記載しました。</p>
<p>・反対する3つ目の理由は、自然環境の破壊・景観の損失です。まず、自然環境の破壊としては、切り土・盛り土による生態系の破壊が予想されます。メガソーラーの建設予定地には数多くの動植物が暮らしています。中には絶滅危機危惧種とされている貴重な動植物も含まれています。現地の専門家から他地域からの土壌の持ち込みによる生態系への影響を聴衆し、その結果を住民に公表してください。</p> <p>また、景観に関しては、調査対象地である笠原集落や栃本親水公園周辺は昔ながらの里山風景が残されているため、豊かな景観を求めて住民はもちろん、外部からも多くの人々が癒しを求めてハイキングや登山を楽しんでいます。</p> <p>このようにメガソーラーの建設によって貴重な動植物の絶滅や緑豊かな美しい景観が損なわれることが大いに危惧されます。そもそも、自然環境を破壊してまで開発されるメガソーラーは再生可能エネルギーとは言いません。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>お寄せいただいた皆様の意見を踏まえ、環境に配慮するため、造成に関する計画に関しまして、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させるよう、対象事業実施区域内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの環境保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>反対する4つ目の理由は他地域からの土壌の持ち込みによる土壌汚染です。小川町は良質な水質を活かした江戸時代から続く酒造業や有機農業が盛んな地域であり、これらは代々受け継がれてきた伝統であり、地域経済の基盤でもあります。土壌の汚染が検出された際のこれらに対する損害賠償額を具体的に示してください。</p> <p>また、環境影響評価準備書に関する住民説明会の案内がポスティングされておらず、説明会が一度も開かれていません。説明会を行う際は、多くの住民に対し、適切に周知した上で、一方的な主張をするのではなく、住民の意見に耳を傾け、何度も対話をしてください。また、コロナ禍を理由に住民説明会を小規模開催に留めることは許されません。適切な説明会の開催は住民の正当な権利です。</p> <p>最後に、このメガソーラーの建設は一体誰のための開発なのでしょう。現時点において、あなた方は目先の利益だけを追求しているようにしか見えません。仮にあなた方が利益という名の快を得たとしても、それに伴う不条理な苦痛(自然環境や生活基盤の破壊)を一方的に押し付けられ、構造的暴力の被害者となるのは地域住民です。これらの理由からメガソーラーの建設に断固反対します。</p>	<p>地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させることに努めたほか、土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。その上で、事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p> <p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行いました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>

意見書 434

意見概要	事業者見解
<p>・環境影響評価準備書に対する意見</p>	<p>工事中は、改変するコースについても現状の機能</p>

意見概要	事業者見解
<p>表 8-1-8-4 (11) 主要な人と自然とのふれあいの活動の場について意見</p> <p>利用者調査が不十分である。また、工事中ではハイキングコースの使用は難しい</p> <p>理由：道路の横幅や、歩道と車道が分かれているかの検証はされていると思われるが、実際にどの時間帯に利用人数が多いのかという点や、利用用途の下調べが十分にされていない。各季節 1 日ずつでは十分な調査とは言えないと考える。また、写真を見るとわかるように工事とハイキングを同時に行うことは安全確保の観点から難しいと判断するのが妥当である。</p>	<p>を維持するよう整備し、対象事業区域内を通るハイキングコースは、自由に通行できるようにし、看板の設置や、工事時の警備員の配置などによる安全対策を図るなど、利用者への影響を低減する環境保全措置を講じてご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・2-43(44) 樹木伐採の場所及び規模についての意見</p> <p>樹木の伐採に伴う災害発生時の損害</p> <p>理由：台風 19 号で小川町の被害が大きかったのは周知であると思う。樹木伐採は地盤の弱体化の要因である。このように災害の危険性が高まっているにも関わらず、対象地内での樹木伐採を行うことは間違っているのではないかと思う。もし、今後、台風 19 号のような大規模自然災害が発生し、さいたま小川町メガソーラー敷地内から土砂が流れ落ちた場合、町内全体の安全をどのように保障してくれるのか。具体的な補償内容の提示。示せないのであれば、伐採対象地の除外、または事業の見直し、中止を求めます。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>
<p>・表 8-1-7-1 小対象事業実施区域周辺の主要な眺望点についての意見</p> <p>景観保持不可能</p> <p>理由：景観の調査対象地域である公園や、登山として活用される山、神社などは地元住民になじみのある場である。そのような場に太陽光パネルを設置することは、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」の第 1 節ないの「土地及び周辺環境の調査・土地の選定」内の開設にも「周辺の景観と調和に配慮するとともに、反射等による地域住民の住環境への影響が出ないように考慮する」と記されている。これらに対応する策が低反射型太陽光パネルを用いることだけで十分なのでしょうか。対象地の除外。できないのであれば、事業の見直し、中止を求めます。</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・方法書についての意見と事業者の見解についての意見</p> <p>地元住民の理解不足に伴う事業後のトラブル発生の可能性</p> <p>理由：ウェブサイトはこの事業に関することを挙げていることは評価するが、閲覧者数を調べていないことは、地元住民がどれほど理解できているのかへの配慮が足りない。説明会への参加者も圧倒的に少ないと考える。これは、地元住民、自治体間の事業中・後のトラブルへつながると考えられる。小さい子供から年配の方も理解できるパンフレットの作成、地元住民全体に届くように配布することを求める。</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。また、環境影響評価書の説明につきましては、住民説明会用資料や事業者の Web サイトでの動画資料などで、様々な方のご理解を得るため、努めてまいりました。今後も、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 435

意見概要	事業者見解
<p>・本稿は主に、1. 生態系への影響、2. 事業者の受け答えの</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとした、動物・植物の生</p>

意見概要	事業者見解
<p>信頼性、の観点から当該事業に対し異議申し立てを述べるものです。</p> <p>1. 生態系への影響</p> <p>メガソーラー設置のために土地を裸地化することで、侵入速度の速い外来植物が定着すると考えられます。また、小川町は、サシバ・ハチクマなどの絶滅の危険性が高い種や、比企丘陵ではほぼ絶滅したと思われるムササビまで確認されており、都心から近いにもかかわらず、生物多様性が保たれている、希有な土地です。しかし、メガソーラーを設置してしまうと、これらの生物の生息が難しくなり、絶滅へと導いてしまうと考えられます。また、パネルが設置される土地が、動物の生息や移動経路として利用できなくなります。そして、日本野鳥の会によると、メガソーラーの設置により、野鳥の繁殖地が奪われたり、越冬地利用が妨げられたりする事例が相次いでいるといます。以上のように、持続可能なエネルギーの開発をするために、多様な生物の生態系を変化させてしまうことは、持続可能な社会に向けた取り組みとして正しいとは思えません。それぞれの生物の複数の専門家の意見を聴取し、メガソーラー設置の生態系への影響を、具体的に示してください。</p>	<p>息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。樹林環境は対象事業実施外にも存在することから、この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、周辺環境を含めて各種の生息・生育環境について出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。その他、工事の実施時には「工事関係車両の走行ルートは旧作業道を基本とし、樹林環境の分断をできる限り小さくする」「非改変区域への立ち入りを制限し、作業員等による人為的圧力を最小限に留める」「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じる計画としております。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>意見聴取につきましては、埼玉県での活動実績のある NPO 法人から助言を頂きました。また、対象につきましては、住民の方々のご意見や経済産業省の環境顧問審査会でご指摘の多かった鳥類を対象として実施致しました。その他の分類群における情報収集については現時点では追加で対応することは想定しておりませんが、今後実施する必要性が考えられた際には、ご意見を参考にさせていただきます。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>2. 事業者の受け答えの信頼性</p> <p>「方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解」での事業者の受け答えに丁寧な説明と姿勢が欠落していると感じられるため、事業者への信頼が働かないと思います。具体的に、4-62(319)の 6.と 7.の環境調査に対する具体的かつ詳細な意見へは、「御意見として承ります。」という回答のみで、住民の不安や意見に寄り添っているとは到底考えられません。全く同じ回答は、4-63(320)や 4-68(325)にも見られ、都合の悪</p>	<p>事業者としまして、地域の方々のご意見には、誠意をもって事業者の見解を示させていただいております。ご指摘の同じ文章につきましては、同じ趣旨の内容のご意見に対する回答であると思われまます。事業者の見解につきましては、事業や手続き内容について、可能な限り正確に記載するよう努めております。このため、同内容のご意見に対しては、どうしても同じ内容の見解となってしまう点、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>

意見概要	事業者見解
<p>い問題を見過ごしているようにも思え、信頼性に欠けていると思います。丁寧な説明と姿勢が無い限り、信頼がおけるとは思えず、事業が不透明なまま進められてしまうのではないのでしょうか。他にも同じ答えの使いまわしが多々見られ、市民の意見を尊重しているとは思えず、事業自体を信用できません。市民に寄り添ってこそ、持続可能な開発なのではないのでしょうか。</p> <p>以上の2点から、「さいたま小川町メガソーラー事業」計画には、反対致します。</p>	

意見書 436

意見概要	事業者見解
<p>・さいたま小川町メガソーラー事業計画は様々な観点から環境への影響が大きいと、反対します。</p> <p>森林保全のための土地利用計画案を検討し、生態系への配慮と事業採算性を比較衡量した結果、太陽光パネル用地を縮小し、残置森林面積を 85,300㎡ 増加したと書いてあります。しかし、増加したとしても改変区地域は全体の半分以上です。造成森林も割合としては 0.1%しかありません。森林保全と言っていますが、土地利用面積の半分以上を太陽光パネルや道路の設置のために改変し、今ある木を伐採するのでは森林保全とは言えないのではないかと考えます。</p> <p>また、工事により 1日約 150 台の工事車両、122 台の大型車が通行するというのが 3年間続くとあります。町民の暮らしの安全への配慮の心配ももちろんですが、それらが排出する二酸化炭素量は考慮されているのでしょうか。自動車の排気ガスは大気汚染につながるため、こんなに多くの車両が毎日通行するのは環境に悪いと考えます。</p> <p>さらに、準備書ではサンバが事業実施区域及びその周辺で繁殖が確認されていることがわかります。サンバは絶滅危惧 IA 類の一種でありごく将来や性での絶滅が極めて高い種です。また生物多様性が豊かであることを示す指標種で、環境省から保護指針も公表されています。しかし、調査では主な飛翔範囲が改変区域の外側にあると書かれています。絶滅危惧種の繁殖が事業実施区域で確認されているのに、飛翔範囲がその外側であるから、その区域は改変していいと考えているのでしょうか。そのようなことをしてしまったら存在する絶滅危惧種が本当に絶滅してしまう可能性は高いのではないかと考えます。生態系の保護のために現在の生植を残す、もしくは早期緑化を行っていく計画とありますが、絶滅危惧種への配慮はより求められると思います。絶滅危惧種、とくにサンバの保護はどのように行っていくのか具体的に教えていただきたいです。</p> <p>このさいたま小川町メガソーラー事業のために、森林が伐採され、排気ガスの排出が増えることにより大気が汚染されることは決定的です。さらに、森林伐採により生態系、特に絶滅危惧種が危険にさらされると考えます。これでは太陽光パネル設置により再生可能エネルギーを導入・普及できたとしても、本来の自然のあるべき姿とはかけ離れてしまいます。以上のことから、私はこのさいたま小川町メガソーラー事業には強く反対します。 以上</p>	<p>今回の計画では、森林伐採を極力低減するため残置森林を 49.7%確保(法令では 25%)としており、改変部分を少なくしているなど、事業者としてできる限りの努力を致しました。</p> <p>また、工事用車両の大気質への影響につきましても、調査・予測・評価を行い、それを踏まえた環境保全措置の実施も計画しております。</p> <p>サンバなどの重要な種への影響を回避するために、事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させることにより、重要な種をはじめとした動物種の生息環境を保全する、フェンス等の設置範囲は最小限に留め、可能な限り連続した樹林を残存させる、低反射型太陽光パネルを採用することや周辺に緑地を配置することにより、反射光による局地的な温度の上昇や光害等の影響を抑制する、太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する、緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す、他等の環境保全措置を実施し、影響を低減させるほか、事後調査を実施して環境保全措置や予測・評価の妥当性を検証するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討することとします。</p>

意見書 437

意見概要	事業者見解
<p>・小川町のメガソーラー設置は、森林開発を伴った開発であるため、反対である。</p> <p>事業計画では、山間部に外部からの残土を持ち込み、盛土、切土をするという計画がある。しかし、外部から持ち込んだ土は有害物質が含まれている場合もあり、土壌汚染につながる場合もある。特に小川町は、有機農業、日本酒、和紙などが有名な町であり、それらの産業にとって水資源はととても大切である。外部からの有害物質を含んだ土壌により、水源が汚れ、小川町の主な河川である槻川や兜川が汚染されてしまったら、長く伝えられてきた和紙、日本酒の製造への被害は甚大であり、また、有機農業栽培、有機農業で作られた野菜を売りにしている食べ物屋への影響も大きい。</p> <p>また、知事意見書には環境影響評価の実施に当たっては、住民からの意見等に配慮する事となっているが、住民説明会があることを多くの人が知らなかったように、住民の意見を十分反映できているとは思えない。東京から近くにあっても豊かな森林を見る事ができ、移住を決意する人も多い小川町であるが、そのような町で森林開発が行われ、最終的に被害を受けるのは住民である。以上のことから、住民の意見をよく踏まえ、メガソーラー設置は中止するべきである。</p>	<p>地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させることに努めたほか、土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR (株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。</p> <p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>

意見書 438

意見概要	事業者見解
<p>・本稿は主に、①水害・土砂災害、②森林を含む自然環境の破壊、の観点から当該事業に対し異議申し立てを述べます。</p> <p>①水害・土砂災害の対策について</p> <p>現在の日本では地球温暖化などの影響で、毎年のように大規模災害に値するような豪雨や台風が発生しています。この問題に対して太陽光パネルは確かに根本的な課題への解決策ではありません。しかし、太陽光パネルを森林内に作成することは同時に森林によって生み出される自然のダムとしての効果を弱体化させてしまうことにもつながります。この新たな課題は実際に災害が発生した際に、周囲の地域の人々の命を奪うことにも繋がりがありません。事業者の見解ではこの課題に対しては太陽光パネルの強度向上や調整池が果たす役割で十分と示されています。ですが、現在の日本で発生する災害は毎度我々の想像を凌駕するものが襲ってきます。このような予測上大丈夫だろうという考えが東日本大震災の大きな被害を生み出したのです。なので、現状の予測値から現在の日本で毎年発生している予想外の規模の災害にも対応できるレベルの対策への移行策を具体的に示してください。</p> <p>②森林を含む自然環境の破壊について</p> <p>元来、太陽光パネル建設は火力発電などの二酸化炭素を多く排出する発電システムから二酸化炭素を排出しない自然エネルギーを得ることが目的のものです。しかし、この計画では主に計画地約 86ha のうち約 43ha</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>また、調整池の規模は、近年の降雨状況の変化に対応するため、最新の埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には 3 か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p> <p>切土・盛土の土工は、森林法 10 条の 2 (隣地開発許可申請) の審査基準、および「道路土工 盛土工指針」(社団法人日本道路境界) に従って設計を行い、斜面の安全性を担保し、調整池の機能が失われないようにいたします。</p> <p>事業者としましては、再生可能エネルギーの供給を通じて、CO2 削減を含め持続可能な開発を目標としております</p> <p>なお、事業に当たっては、森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採</p>

意見概要	事業者見解
<p>は残地林として伐採を行わない方針であると示されています。逆を言えば約43haの森林は伐採してしまうということです。これは二酸化炭素排出量を減少させるためという目的から考えると二酸化炭素を吸収してくれる森林を伐採することは矛盾していると考えられる。この矛盾点に対する対策や理論を示して下さい。</p> <p>以上の二点から、「さいたま小川町メガソーラー事業」計画には、まだ問題が残されているということが分かります。</p> <p>問題が残されたまま計画を継続させていくことは当該地域の住民の人々や外部の人々との摩擦を残すことにも繋がってしまいます。本来、太陽光パネル建設は現在の世界が直面している環境問題に対しての具体的な対策の一つです。なので、現在残されている様々な問題を解決し、住民の人々などとの平穏な関係を構築できるように新たな対策を講じることを期待します。</p>	<p>量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。今後も、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 439

意見概要	事業者見解
<p>・環境影響評価準備書について</p> <p>私は正直に申し上げますと、環境影響評価準備書を読んでいません。なぜなら、量が膨大すぎるからです。メガソーラーを設置するという事は、小川町の住民全員にかかわる問題であり、小川町の住民の同意が得られない限り、進めてはならない事業であると考えています。小川町の住民は膨大な量の環境影響評価準備書を読むことができる大人だけでしょうか？私はそうではないと思います。小川町に住む子供たちはこの難しい、堅苦しい書類を読むことができるでしょうか？理解できるでしょうか？小川町に住む高齢者はこの書類をインターネット等で手に入れることができるでしょうか？小川町に住む視覚障害者は、書類に目を通すことができないのではないのでしょうか？私は小川町の多種多様な住人たちから同意を得ない限りメガソーラーパネルを設置すべきではないと考えます。多種多様な住民たちにメガソーラーの環境に与える影響を説明し同意を得るために、まずは環境影響評価準備書の簡易化や説明会の実施を求めます。よろしく願いいたします。</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>事業者としましては、環境影響評価準備書の内容を多くの方々にお伝えするために、内容を要点化し、住民説明会でのご説明や、事業者 Web サイトでの同動画でのご説明など、努力を行って参りました。</p> <p>今後も環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じ、ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 440

意見概要	事業者見解
<p>・メガソーラー設置はクリーンな再生可能エネルギーの普及に役立ち、地球温暖化やエネルギー自給率の向上に大きく貢献します。だからメガソーラー設置自体は素晴らしいことだと感じます。しかし、当事業所では客土を検査せずに持ち込むこと・工事用のための数多くのダンプの利用について・切り土、盛り土による土砂災害、洪水が起きた場合の責任の所在・メガソーラーの設置が小川町民に理解を得られていないように思われます。さらに住民説明会すら開かず、住民の意思を理解しようとすらないのはなぜなのでしょう。小川町民がこれまでずっと守ってきた環境であり、当該事業所は言ってしまうばよそ者なわけですから、しっかりと住民の意思をく</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行き、安全性を確認しました。</p>

意見概要	事業者見解
<p>み取り尊重しともにメリットを得られる折衷案などを見つけることをお願い申し上げます。そのために一刻も早く住民説明会を開き、お互いに顔を合わせることが大事であると感じます。</p>	<p>太陽光発電事業の内容、環境影響評価準備書については、4月20日(火)(2部制)の小川町、4月24日(土)のときがわ町、寄居町、東秩父村での住民説明会において、ご説明させていただきました。</p> <p>今後も、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 441

意見概要	事業者見解
<p>・本稿は主に、事業予定地が適当地ではないという指摘と住民への再度の説明会の必要性を訴える内容となっています。</p> <p>まず事業予定地が適切ではないということについて、なぜ小川町の事業予定地が選出されたのかの理由が不透明です。その回答として御社は「小川町による『小川町地球温暖化対策実行計画』でも、再生可能エネルギー転換対策が喫緊の課題と位置付けられております。埼玉県でのメガソーラー事業は、これらの流れに沿うものと考えております。また、太陽光発電には、太陽の日照条件の他、発電事業の観点から送電の現実性・容易性を備えた立地条件、発電規模を確保するための一定の広がりを持つ敷地の存在も重要であるところ、対象事業実施区域が条件を整えていることを確認しているため、適地として選定しております。」とありますが、これは明確な回答でないように思えます。しっかりその論拠を資料で示すことが必要だと思われまます。</p> <p>そして、やはり住民への説明が不十分です。これまでに住民から様々な意見が提出されたと思いますが、それらに文書のみならず対面で懇切丁寧に、また明確に指摘された内容について説明する場を設けるべきだと考えます。</p>	<p>事業計画を検討する中で、必要な太陽光パネル枚数などから発電量をシミュレーションし、事業規模を決定しております。このような事業規模に適合する敷地や、電力会社の送電設備との接続条件、さらには事業者の構成社員による埼玉県内での太陽光発電事業の実績などを踏まえまして、対象事業実施区域を適地として選定しております。</p> <p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所(埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館)、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきましたが、周辺の自治会など、地域の方々から御要望をいただければ、話し合いの機会を設けることも検討いたします。</p>

#### 意見書 442

意見概要	事業者見解
<p>・災害による二次災害が起きた場合や二次災害発生防止策についてどのような対策を行う予定なのか、また二次災害を起こさないといえるのかについて事業書に詳しく記載することを求めます。</p> <p>理由：台風や強風が来た際に、パネルが損傷し、住民やその他の人の家や財産を損傷する恐れがあると思います。また、洪水や大雨などの際に水害が起き、ケーブルや太陽光パネルに動物や人が接触し、感電する恐れも考えられます。その恐怖を伴いながら太陽光パネルを設置することにメリットを感じません。その部分の対策はどのように行っているのか、また起こさないといえるのかについて詳しく記載していただきたく思います。</p>	<p>災害時は、常駐する警備担当職員による初期対応・情報伝達をおこなうほか、関係機関に速やかに報告を行い対応します。万一施設が被災した場合でも、太陽光パネルやケーブルなどを放置することはありませんので、人や動物などが感電するリスクは小さいものと考えております。</p> <p>また、事前に消防署の確認を受け、消火設備を設置する等の備えを行う。さらに落雷による異常電流に関しては、避雷器、アース、プレーカーなどを設置し、火災を発生させないよう対策を実施いたします。</p>
<p>・4-60 (317)「残土処分場事業の説明会で「質問をした住民の自宅を」執拗に昼夜問わず何度も訪問し、威圧的な対応を繰り返した行為は「埼玉県迷惑防止条例に違反する行為」ではないでしょうか？最後には、今度きたら警察に連絡すると告げたことで、その行為は無くなった。また、小川町の町議会議員 16 名全員の自宅も事業者が</p>	<p>事業者として、法令順守の姿勢を貫くことを最も重要な責務と考えております。事業実施に当たっては、関係法令に従い、関係機関と協議の上、必要な手続きを進めており、もちろん地域の方々にご迷惑をおかけすることがないよう、細心の注意を払っております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>訪問し、中には、ピールケースを見せられた議員もいたとの証言を聞いています。これは「贈賄罪行為」ではないでしょうか？」という意見書の事業者の対応への意見理由：この意見書に対する回答として「事業者といたしまして、地域の方には、説明会などを通じて、事業内容につきましてご説明させていただいております。事業の計画は、具体化のため検討を重ねておりますため、変更を行うこともございます。地域の方へのご説明の際には、最新の内容をご報告することとしております。今後も、地域の方々の要請に応じ、説明会など、地域の方々へのご説明、ご意見聴取の機会を設け、地域の方々のご理解を賜るよう努めてまいります。」このように回答していましたが、これではその「贈賄罪行為」への説明になっていないと考えます。これでは、災害や人命に関わる事業を行う中で地域住民が御社を信頼してこの事業を任せることは難しいと思います。再び、住民に事業についての意見を取る必要があると考えます。</p>	
<p>・緊急時の対応についてももう少し詳しく調査し、どのような状況でも山火事などの災害被害を出さないようにしてください。 理由：万が一、太陽光のケーブルが小動物などに切断されてしまえば火事の原因になり得ます。その火事が起こらない、起こったとしても周囲に被害なく、安全であるという保障が必要になります。太陽光発電事業の安全性と緊急時の対応について詳しい調査と住民にも理解しやすい事業書の作成をお願いします。</p>	<p>先ほどの記載内容とも重複しますが、災害時は、常駐する警備担当職員による初期対応・情報伝達をおこなうほか、関係機関に速やかに報告を行い対応します。また、事前に消防署の確認を受け、消火設備を設置する等の備えを行う。さらに落雷による異常電流に関しては、避雷器、アース、ブレーカーなどを設置し、火災を発生させないよう対策を実施し、地域の方々にご安心いただける事業を展開いたします。</p>

#### 意見書 443

意見概要	事業者見解
<p>・森林の破壊を伴う本事業の開発について、反対の立場である。 理由として、森林を約43haの区域を伐採した際の小川町への環境・産業への心配があるからだ。具体的に述べると、心配な事柄が3つある。 1つ目として、約43haの森林を伐採した際における小川町の大気中の二酸化炭素の濃度の変化をあげる。大気中の二酸化炭素の濃度が変化してしまうと変化を感じやすい人にとっては体調不良になってしまうケースも推測できる。 2つ目として、森林伐採をした結果、森林で水が貯蓄されなくなり、川の水が少なくなる影響が推測される。この川の水が少なくなるということは、小川町の産業を担っている紙産業にも影響を及ぼすと推測できる。地域における伝統的な産業の1つが継続困難になってしまう状況になった場合の責任は誰がとるのか、この紙産業の代替えとなる産業が見つからない場合の紙産業を職としていた人に対する支援は誰が担うのか様々な問題が数珠つなぎで浮かびあがってくると思う。 3つ目として、森林を伐採した際におこる自然環境のサイクルの崩壊が懸念されるからだ。伐採される予定の約43haの森林に生息している昆虫類などの生物・草木がなくなると、サイクルが崩壊されることが推測できる。サイクルが崩壊されると1つの生物の個数が急激に増えてしまう・減ってしまうということがあるだろう。</p>	<p>森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じるなど、事業者としましては最大限の努力を致しております。都市化の進む地域においても、二酸化炭素の変化による健康被害についての情報は、特に寄せられていないものと認識しております。 太陽光パネルを設置する範囲においてはチップ化した木材を敷く、対象事業実施区域内の道路は碎石を敷くことにより、雨水浸透を妨げないように配慮した計画とします。これにより、河川に対する影響も、実行可能な範囲内で低減が図られるものと考えております。 環境影響評価準備書において、動物・生態系の項目で、動物や生態系に与える影響を予測しております。予測は、工事の実施や太陽光発電所の運転が定常状態となる時期について、伐採計画を含む事業計画を踏まえて行っております。その手法は、重要な種及び注目すべき生息地へ生じる直接的、間接的な環境影響の変化の程度を定量的に把握し、文献その他の資料調査及び現地調査の結果を踏まえ、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により予測するものとし、必要に応じて専門家等の助言を得ることなどとなっております。調査結果、予測結果などのデータを環境影響評価準備書に示しました。 事業者としまして、地域の方々のご意見には、誠</p>

意見概要	事業者見解
<p>この3つの事柄についてどのように対処していく方針があるのかお聞かせ願いたい。また、他の意見に対する事業者の見解の中で、所々他の意見に対する見解がコピーされている点が見受けられたことがあったのでもう少し真摯に答えて頂きたいと思う。</p>	<p>意をもって事業者の見解を示させていただいております。ご指摘の同じ文章につきましては、同じ趣旨の内容のご意見に対する回答であると思われまます。事業者の見解につきましては、事業や手続き内容について、可能な限り正確に記載するよう努めております。このため、同内容のご意見に対しては、どうしても同じ内容の見解となってしまう点、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>

意見書 444

意見概要	事業者見解
<p>・本稿は主に、①重要な種及び注目すべき生息地、②森林伐採、③客土の利用、の観点から当該事業に対し、異議申し立てを述べるものです。</p> <p>①重要な種及び注目すべき生息地についての意見 小川の生物多様性に影響を与えない案を作成してください。</p> <p>理由：準備書には、近い将来の絶滅の危険性が高い絶滅危惧 IB 類であるハチクマやミゾゴイ、サンコウチョウに加え、ごく近い将来の絶滅が極めて高い絶滅危惧 I A 類であるサンバ、生息地が局限されている準絶滅危惧 1 型であるムササビの生息が確認されています。生物多様性を示す指定種である生物が生息している土地で盛土・切土をしてメガソーラーを設置することは、生態系を破壊しかねません。生態系に影響を与えない案を作成してください。</p>	<p>指摘頂いた種をはじめとした、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。樹林環境は対象事業実施外にも存在することから、この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、周辺環境を含めて各種の生息・生育環境について出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。その他、工事の実施時には「工事関係車両の走行ルートは旧作業道を基本とし、樹林環境の分断をできる限り小さくする」「非改変区域への立ち入りを制限し、作業員等による人為的圧力を最小限に留める」「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じる計画としております。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>②森林伐採に対しての意見 森林を伐採しない案を作成してください。 理由：方法書について述べられた意見の概要と事業者の見</p>	<p>森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全</p>

意見概要	事業者見解
<p>解には、森林については計画地約 86ha のうち残留林として約 43ha の区域で伐採を行わないと記載されていますが、この計画では 43ha の森林は伐採されることとなります。調査地域の低山地の広範囲にスギが生育されていますが、50 年生のスギでは 1ha の炭素貯蔵量は約 170t であることが確認されており、43ha の森林を伐採することで約 7.3kt の炭素が貯蔵できなくなります。これにより温暖化に拍車をかけることとなり、かえって環境に被害を与えます。森林を伐採しない案を作成・提示してください。</p>	<p>措置を講じるなど、事業者としましては最大限の努力を致しております。      今後も、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>③建設残土の運び込みについての意見      客土を利用しない案を作成してください。      理由：現在の計画では、35.5 万立米の客土が運び込まれる、また方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解では運び込む上の量を極力低減させるとのことですが、生態系の崩壊や災害のリスクが大きいため、客土の持ち込みに反対します。放射能検査をしていない土が、近年増加している大雨などの災害によって川や土地に流れ込み、人体または生態系に多大な影響を与えることは言うまでもありません。客土に潜んだ外来種や汚染によって小川の貴重で多様な生態系に被害があった場合、川に流れ出た土砂の汚染が巡り巡って人体に入り込んだ場合、その損害を補償できるのか具体的に提示してください。客土を持ち込むのであれば放射能検査を徹底的に実施し、その安全性を示してください。安全性に責任を持っていただけないのであれば、客土の利用には断固反対致します。</p> <p>以上の 3 点から、「さいたま小川町メガソーラー事業」計画は、小川町の生態系及び地球環境、人体に悪影響があるものと考えます。当該事業のような、小川町の貴重な生態系や豊かな自然を軽視する開発は、小川町のみならず地球環境そのものの破壊に加担し、持続可能の意義を誤って流布させるものとして断固反対致します。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。      今回の計画では、森林伐採を極力低減するため残置森林を 49.7%確保(法令では 25%)としており、改変部分を少なくしていることから、切土量を増やすことが制限され、ある程度の客土搬入を行わざる負えないものと判断しました。      土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。      また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。      環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

意見書 445

意見概要	事業者見解
<p>・森林破壊反対の意見にたいして、計画地約 86ha のうち残置林として約 43ha の区域について伐採を行わない計画と仰っていたがそれは森林破壊である。サイトのコトバンクによると①森林破壊とは、人間の手によって森林の皆伐または間伐が行われた結果、森林が減少・劣化することと定義されている。このことを考慮すると森林破壊しないしてほしいという意見が出ているにもかかわらず森林を約半分伐採することは森林伐採を行っているといわれてもしょうがないと考える。森林が半分なくなることによって多くの弊害が生まれる。その一つが生物への影響である。小川町は自然が豊富であり、サシバ、ハチクマ、ミゾゴイなどの生物が生息している。この 3 種類は絶滅危惧に指定されており、保護しなければならない生物である。計画地の約半分以上を伐採するとなるといくらか植樹したとしても環境が変わってしまい生物たちがより生きにくくなってしまふ。最悪絶滅を加速させてしまふ。このような理由で森林伐採の量の再検討を要求する。</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとした、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。樹林環境は対象事業実施外にも存在することから、この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、周辺環境を含めて各種の生息・生育環境について出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。その他、工事の実施時には「工事関係車両の走行ルートは旧作業道を基本とし、樹林環境の分断をできる限り小さくする」「非改変区域への立ち入りを制限し、作業員等による人為的圧力を最小限に留める」「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じる計画としております。      工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇</p>

意見概要	事業者見解
<p>参考文献 ①森林破壊とは一コトバンク 閲覧日 2021年6月2日 <a href="https://kotobank.jp/word/%E6%A3%AE%E6%9E%97%E7%A0%B4%E5%A3%8A-168838">https://kotobank.jp/word/%E6%A3%AE%E6%9E%97%E7%A0%B4%E5%A3%8A-168838</a></p>	<p>所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 446

意見概要	事業者見解
<p>・説明について まず、事前に住民側に説明会開催についての呼びかけが少なく、知らない方がたくさんいたということがわかっている。事業者は、地域住民の「説明会をすることを地域住民に知らせたのか」という質問に対し、「官報に掲載し、小川町役場にポスターを掲示し、ポスティングでちらしを配った」と説明しているが、「地元では誰も受け取っていない」や、「たまたま開催を知った仲間の呼びかけで来た」という人がいたという。この開発による影響を一番受ける地域住民の方々への十分な説明の場が設けられないというのは、コロナウイルスを理由にはできないことだと感じる。説明の場を今一度しっかりと設けるべきであると感じる。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行いました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>

意見書 447

意見概要	事業者見解
<p>・2-2-9 (6) 緑化計画について 環境を破壊する中での緑化計画の工夫と地質調査および具体的な機械導入の予想について説明をお願いします。「対象事業実施区域の改変区域（面積433,700m<sup>2</sup>）のうち、約87%を占めるソーラーパネル用地（面積379,100m<sup>2</sup>）については、舗装等を行わず、植生の回復を促す計画とする。」とありますが、そもそもソーラーパネルを設置すること自体が自然に対しては舗装と同義なのではないでしょうか。舗装をしないことで緑化を促すという考え方ではなく、ソーラーパネルが存在するうえで、緑化を進めるために何かできるかを考える必要があると思います。例えば、ソーラーパネルを設</p>	<p>太陽光パネルの設置場所を舗装しない緑化は、事業者の構成社員による太陽光発電事業での実績を踏まえて実施するものです。</p> <p>搬入土と対象事業区域内の表土を混ぜることはせず、搬入土の上に30cm程度の厚さ（盛土部）に表土を撒く予定です。他事例においても実施されており、緑化のために事業者が実施可能な措置であると考えております。</p> <p>搬入土について、UCRで行う土壌分析試験は、溶出試験がカドミウム、全シアンなど溶出試験28項目、銅、ヒ素、水銀及びその化合物など含有量試験を11項目実施します。その頻度は、5000m<sup>3</sup>毎に1回実施</p>

意見概要	事業者見解
<p>置することで発生する日の当たらない場所に日の光を多く必要としない植物を植えるなど。また「特に場外からの搬入土により盛土の造成工事を実施した箇所については、優先的に対象事業区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努める。」とありますが、搬入土と対象事業区域内の表土が混ざることにより、在来種の発芽が阻害されることはないのでしょうか。元々存在した場所か異なる表土では、表土内に含まれる成分や微生物が異なると私は考えます。搬入土の成分を調べて検討していただきたいです。2-2-8において「土質などの受け入れ条件（土質区分、土壌分析基準等）が明確となった土のみを斡旋している。」とありますが成分などの詳しい明記は見られません。明確であることのほかに安全性においても言及してください。さらに「緑化後の草刈りなどの維持管理は、遠隔操作により作業を行う草刈機により効率的に行う計画である。」とありますが、資料内にはどれくらいの規模の土地を扱うかの記載はありますが、何台の機械を導入するのか、また遠隔操作をするために必要になってくる施設や人員についての記載が見られませんでした。そのような記載がないと資金利用の透明性や計画全体における包括性が損なわれ、我々は事業を信頼することができません。これらの点について実情を明らかにし迅速な説明を求めます。</p>	<p>されることとなっております。</p> <p>また、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査・水質調査を実施する計画とし、土壌汚染がないことを確認致します。</p> <p>緑化計画で使用することとしている草刈り機は、事業者の構成社員により運用されている太陽光事業の維持管理において使用している実績のあるものです。導入台数は、事業計画の検討を進めるうえで確定いたしますが、数台は導入する予定です。自走できる箇所の草刈りを自動で行い、効率化を図ります。草刈り機が、除草をできない箇所については、刈り払い機により除草を行います。</p>
<p>・4-2-1-2(6)埼玉県知事の意見及び事業者の見解について</p> <p>意見書に対する事業者の見解についてですが、まず事業に関心を持ちより良い社会づくりのために提出された意見に対して返答不足な面があると思っております。何行にも及ぶ意見に対してたった数行で返答している箇所が多くみられます。一方で、埼玉県知事の意見に対する返答においては多くの言葉を返答しており、この資料を見る限りでは意見者の権力に応じて回答の質を変化させているように感じます。人に付随する立場で内容を変えるのではなく、事業に関わる一人の人間として対等に考え適切な返信を求めます。</p>	<p>事業者としまして、地域の方々のご意見には、誠意をもって事業者の見解を示させていただいております。ご意見の内容により、事業者の見解も変わってまいります。出来得る限り詳細に記載しておりますので、どうしてもその分量には差が出ることとなります。</p>

#### 意見書 448

意見概要	事業者見解
<p>・残土の使用について</p> <p>残土を検査し、土壌汚染を阻止するという意見に対し、搬入土は調査を行い、安全性が確認された土のみを使用すると明記されていた。しかし、生き物のいのちは無事だと断言できるのか。外部から土を搬入することによって、生き物の生息環境を変えてしまうことになる。現在、小川町の山地に生息している生き物が脅かされず、今まで通りに過ごせる環境づくりを願いたい。</p>	<p>環境影響評価準備書において、動物・生態系の項目で、動物や生態系に与える影響を予測しております。予測は、工事の実施や太陽光発電所の運転が定常状態となる時期について、土の搬入計画を含む事業計画を踏まえて行っております。その手法は、重要な種及び注目すべき生息地へ生じる直接的、間接的な環境影響の変化の程度を定量的に把握し、文献その他の資料調査及び現地調査の結果を踏まえ、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により予測するものとし、必要に応じて専門家等の助言を得、環境保全措置を検討いたしました。</p>
<p>・太陽光パネル設置による安全性の確保について</p> <p>森林を伐採することで、表面が滑りやすくなり、土砂崩れが起りやすくなるのではないかと。異常気象で、猛烈な雨や台風が頻繁に起こる現代で、土砂災害を防ぐ対策が不十分であると考える。また、約三年前の西日本</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した</p>

意見概要	事業者見解
<p>豪雨で山地に設置された太陽光パネルが雨により崩壊した。幸い、建物や人への被害はなかったが住民の不安はなくなる。太陽光パネルを設置して未来の電気を作るよりも、町の安全を守ることが最優先なのではないだろうか。</p>	<p>土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>
<p>・不安要素である、「太陽光発電についての悪い評判」について</p> <p>「御社が隣町の深谷市で展開したソーラー発電プロジェクトについて悪い噂が流れ、今回の事業対象地域の住民との信頼関係に支障をきたしている。」という住民からの声に対するサンシャインエナジー社の噂の解明が不十分である。複数の悪い噂によって地域住民は不信感を抱き、小川町での太陽光パネル設置に前向きにはなれないだろう。また、意見書の返答として、条例や法律に則って計画を進めると述べているが、条例や法律に基づいてプロジェクトを行うことは基本的なことだ。住民が求めているのは、噂が本当なのか否か、サンシャインエナジー社の意見である。たくさんの方が小川町の自然を守ることに必死であり、太陽光パネルの設置に反対している。噂の解明や、住民に寄り添ったプロジェクトを考案することは不可能なのか。このさいたま小川町メガソーラープロジェクトを進めるためには住民側に対して明確な説明をする場をつくる必要がある。 以上</p>	<p>深谷市の事業は事業者を構成する社員（法人）による事業であります。地域の方と社員の協議を重ね、信頼関係を築いた上で実施されていることを把握しております。</p> <p>事業者として、法令順守の姿勢を貫くことを最も重要な責務と考えております。事業実施に当たっては、関係法令に従い、関係機関と協議の上、必要な手続きを進めており、もちろん地域の方々にご迷惑をおかけすることがないよう、細心の注意を払っております。</p>

意見書 449

意見概要	事業者見解
<p>・本稿は主に、自然災害、住民に対する説明、の2点の観点から当該事業に対し異議申し立てを述べるものです。</p> <p>・自然災害の観点から</p> <p>方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解の p. 24 や p. 28 には、早期緑化を行っていく予定と表記されていますが、早期緑化といっても、十分に緑化されるのには、時間がかかるのではないのでしょうか。早期の緑化を行っている時期に、当該事業によって伐採されるはずの森林が、伐採されていなければ防ぐことができた水害や土砂崩れが起きてしまうことも十分に考えられます。水害や土砂崩れの被害は、住民の命にもかかわりうることです。当該事業によって伐採する予定の森林の保水力の力は大きいのではないのでしょうか。早期緑化には、どれほどの時期を要する予定なのか説明を示していただきたいです。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、まずは雨水排水施設などの施工によって対策します。これらの設計については、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえた計画を策定しました。設計にあたっては、通常安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しております。早期緑化は、十分な設計を前提とし、より高い対策効果を期待し実施するものです。対象事業実施区域内の表土を撒くことにより、その中に含まれる種子などが芽吹くことで、数か月単位の早い段階で植生が回復することを期待し実施するものです。</p>
<p>・住民に対する説明の観点から</p> <p>メガソーラーの設置には、住民の理解が必要不可欠ではないのでしょうか。メガソーラーが設置される際には、ダンプカーなどの騒音があることなどの問題が予想され、ます。住民に対する説明をどう十分に行うのかということを示していただきたいです。</p> <p>以上の点から、「さいたま小川町メガソーラー事業」計画には、問題があるものと考えます。</p> <p>当該事業のような持続可能性を欠いた大規模な開発は、今後、長期的に小川町に負の遺産をもたらすだけでなく、その他の場所にも負の遺産をもたらすきっかけとなり得るものとして、反対いたします。</p>	<p>工所用資材等の運搬車両に関する騒音に関し、予測計算を行い、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が図られていること、環境基準を満たしていることを確認しております。</p> <p>これらの内容を記載しました環境影響評価準備書につきましては、4月20日(火)(2部制)の小川町、4月24日(土)のときがわ町、寄居町、東秩父村での住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所(埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館)、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきます。</p>

意見概要	事業者見解
	<p>した。なお、現在も埼玉県の Web サイトからご確認いただけます。</p> <p>今後も、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 450

意見概要	事業者見解
<p>・小川町の景観は地元住民によって愛され、地元住民の力添えによって現在のように保たれてきたものである。それだけでなく、希少生物が確認されている。このまま実行するのであれば環境のためと唄いつつも自然破壊を行っているも同然である。</p> <p>また、2019年10月に起こった河川の氾濫は住民の記憶に新しい。地域住民はまた再発しないかと日々不安に駆られている。明らかに現在の状況と地形改変した後予想するデータの曖昧さが目立つ。曖昧にして地元住民を誤魔化しているようにも取れる。調査の計画するや専門家の対応の元などの返答ばかりではなく、まず調査を行い必要なデータを全て提示してからやっとこの計画を実行するか否かの判断ができるのではないだろうか。地元住民は、実際にメガソーラーが設置されたら共に生活をしていかなければならない、それらによって引き起こされる交通渋滞や土を搬入する際の空気の汚れなどにも目を向けているのだろうか。それらを見越した対応が見当たらない。車両の割合は4.5%増にしか及ばないと返答を拝見したが、それはあくまで一日を通したもので時間を細かく追ったデータでは無いため不正確といえる。</p> <p>声をあげることが出来ずとも私のように不満やこの事業の実現を理解出来ずにいる人々は少なくないだろう。私はこの事業の全面停止を求める。</p>	<p>環境影響評価手続きにおきましては、「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）第21条第1項第5号に定める「太陽光発電所 別表第5」備考第2号に掲げる一般的な事業の内容と本事業の内容との相違を整理して把握した上で、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、発電所アセス省令第21条の規定に基づき、環境への影響が考えられる項目を選定しました。</p> <p>その上で、それらの項目について、各種手引き・指針などで示されている手法により調査、予測、評価を行っております。</p> <p>これら調査や予測のデータにつきましては、環境影響評価準備書に全て記載し、関係機関によりその妥当性の審査を受けることとなっております。</p> <p>事業者としましては、地域に居住されている方々に対しお答えできるよう、住環境への影響などできる限り精確に予測・評価しましたことをご理解賜ればと存じます。</p>

意見書 451

意見概要	事業者見解
<p>・意見書1のIに対する応答について</p> <p>森林伐採は計画地86haのうち約43aの区域について伐採を行わないとしているが、半分は伐採されてしまうため森林破壊が行われていることには変わりがないのではないかと。それによって引き起こされる生態系への影響、地域の生活環境への悪影響にどう対処していくつもりなのか具体的な計画の提示を求めます。また、早期緑化を行う計画とあるがそちらについても具体的な計画内容の提示をお願い致します。</p>	<p>環境影響評価準備書において、大気環境・水環境など生活に関わる環境への影響や、動物や生態系に与える影響を予測しております。予測は、工事の実施や太陽光発電所の運転が定常状態となる時期について、伐採計画を含む事業計画を踏まえて行っております。これらの予測・評価に基づき、項目ごとに具体的な環境保全措置を計画いたしました。環境影響評価準備書において、それらを全て提示いたしております。</p> <p>早期緑化につきましては、太陽光パネル設置区域については、舗装等は行わず、植生の回復を促す計画としました。具体的には、造成の際、対象事業実施区域内の表土をはぎ取ることで発生した土を造成後の吹き付け材料として使用し、表土の中に含まれる種子・根茎が根付くことによる従来の対象事業実施区域周辺の植物相の再生に努めます。特に場外からの搬入土により盛土の造成工事を実施した箇所については、優先的に対象事業区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めます。</p>

意見概要	事業者見解
<p>・意見書1の2)に対する応答について  風速 40m/秒までの風に対応できる設計としたとあるが近年であると 2020 年 9 月に発生した台風 10 号のように最大瞬間風速が 50m を超えたものが観測されているが、そのような事態については再検討していないのだろうか。40m/秒までしか対応していないとなると二次災害を引き起こしかねないと考えられるがそのような事態に対する対応の提示を求めます。</p>	<p>瞬間最大風速は 3 秒間の平均値であり、瞬間値です。一方、設計に用いている設計用基準風速 40m/秒は、10 分間平均風速であり、建設地点の地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度などの風の性状に応じて、日本工業規格 JIS C 8955 に基づき定めているものです。また、日本工業規格 JIS C 8955 は、太陽電池発電設備について、公衆安全に影響を与える重大な設備損壊被害が発生していたことを背景に、支持物の強度を高めるため 2017 年 3 月に改訂されたもので、経済産業省「電気設備の技術基準の解釈」第 46 条の例示仕様として採用されているものです。  このように規定されている JIS 規格に基づく風速により設計強度を考慮しておりますので、安全性は確保されているものと考えております。</p>
<p>・意見書6の(1)に対する応答について  太陽光発電所の敷地内に外部の人の散歩や見学のできる遊歩道を設ける計画を建設計画に加えることは出来るかという意見に対して、「現在のハイキングコースは極力残すこととし、計画上やむを得ず変更するコースについても現状の機能を維持」と答えているが実際どのようなコースになるのか、変更された場合道幅やコースの長さなどはどうなるのか具体的な数値とともに提示を求めます。</p>	<p>ハイキングコースの具体的な計画図については、準備書の自然とのふれあいの場において、警備員の配置箇所や計画道路等を記載しております。  地域の方々の自然とのふれあいの場に対する影響を、回避・低減するため、現状のハイキングコースは極力残すこととし、変更するコースについても現状の機能を維持するよう整備いたし、対象事業区域内を通るハイキングコースは、自由に通行できるようにし、看板の設置や、工事時の警備員の配置などによる安全対策を図るなど、利用者への影響を低減する環境保全措置を講じていきます。</p>
<p>・意見書7に対する応答について  盛土に含まれる成分および放射能が水質に与える影響を測らなければ、その環境影響の因果関係はわからないままになってしまうため、水質の調査項目は重金属や放射能の値を中心にその他批素や有害物質についても調査する必要があるという意見に対し、「土壌調査を追加する計画にあるが、事前協議を経た UCR の斡旋する搬入土に放射線が混入されることはないため放射線の量の項目については非選定とする」と答えているが、放射線量も数値化し提示しないと説得力に欠けるのではないか。住民が納得するために放射線量についても計測をし提示することを求めます。</p>	<p>環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測を行うことといたしました。調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表されます。また、環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<p>・意見書12の1に対する応答について  個人情報の収集目的と利用先についての説明が一切行われていなかったという意見に対して「個人情報の取り扱いについて(※下記参照)」を表示し、差し支えなければご記名)いただくよう、ご案内させていただきました」と答え、それに続いて使用目的を述べているが下記参照部分には適切な管理・利用としか記載されておらず具体的な説明がなされていないように思える。正しい説明とは言えないのではないか。</p>	<p>意見書に対する記載内容は、「みなさまの個人情報については、平成 17 年 4 月に施行された個人情報保護法に基づき、適切な管理・利用に十分配慮し、出席者数の把握に限って使用させていただくこととします。」となっております。「適切な管理・利用」は「十分な配慮」にかかるものであり、利用目的は「出席者数の把握に限って使用させていただくこと」と明記させていただいております。説明内容に特段問題は無いものと考えております。</p>

意見書 452

意見概要	事業者見解
<p>・2-2-7(3)樹木伐採の場所及び規模についての意見  樹木の伐採は極力控えていただきたいです。  理由：樹木伐採を行うと、地球温暖化防止機能が低下する上、土砂災害の増加が考えられます。災害大国と言われ</p>	<p>森林に与える影響を低減するため、土地変更区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。</p>

意見概要	事業者見解
<p>ている日本で、それを防いでくれるものを自ら無くしてしまうのはどうかと思います。また表 2-2-19 を見る限り、伐採規模 299,400m の内、215,300m がコナラ群落の伐採だとわかりますが、この樹木はよく薪炭材として利用されています。そしてこのコナラ群落を過度に伐採してしまうと、アカマツの等の比率が高くなり、それを放置することでアラカシやソヨゴの侵入を許してしまいます。結果的には林は荒れた姿へと変わり果ててしまいます。これは自然を大切にしている小川町にとっては大きな傷となります。樹木伐採を行うことで考えられるデメリットは他にも多くあります。これら樹木を大切に残すことは重要な課題であり、よってこの開発計画自体を反対致します。</p> <p><a href="https://www.pref.kyoto.jp/kankyo/rdb2002/eco/db/sys0016.html">https://www.pref.kyoto.jp/kankyo/rdb2002/eco/db/sys0016.html</a></p>	<p>事業実施中においては、常時草刈り等のメンテナンスを行いますので、伐採区域に樹木などが侵入することはございません。</p> <p>供用終了後は、ご指摘の地域の植生を考慮した樹種の植樹を行います。</p>
<p>・2-2-9(3)太陽光パネルの設置計画についての意見 設置する場合、より耐久性のある太陽光パネルを使用する案を作成してください。</p> <p>理由：「電気設備の技術基準の解釈」に基づき、風速 40m/秒までの風に耐える太陽光パネルを設置すると仰っていましたが、正直耐久性が足りないと思います。令和元年に起こった東日本台風の最大風速は 55m/秒でした。この時は小川町でも多くの被害が出ました。この先これと同等、もしくはこれよりも強い台風が再度来る可能性を考えた場合、40m/秒の風速しか耐えられない太陽光パネルは設置するべきではないと考えます。もし、災害並みの台風がきて 96100 枚もの太陽光パネルが町中に飛ばされたりしたら、街や人々への被害は元の倍の数に跳ね上がるでしょう。もちろん数多くの死者も出るでしょう。その場合、街と人々への被害の保証はどう行うつもりでしょうか。これを避けるためにもより耐久性の強い太陽光パネルの設置を求めます。</p>	<p>瞬間最大風速は 3 秒間の平均値であり、瞬間値です。一方、設計に用いている設計用基準風速 40m/秒は、10 分間平均風速であり、建設地点の地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度などの風の性状に応じて、日本工業規格 JIS C 8955 に基づき定めているものです。また、日本工業規格 JIS C 8955 は、太陽電池発電設備について、公衆安全に影響を与える重大な設備損壊被害が発生していたことを背景に、支持物の強度を高めるため 2017 年 3 月に改訂されたもので、経済産業省「電気設備の技術基準の解釈」第 46 条の例示仕様として採用されているものです。</p> <p>このように規定されている JIS 規格に基づく風速により設計強度を考慮しておりますので、安全性は確保されているものと考えております。</p>
<p>・4-192) 百年に一度起こりうる災害を想定した設計と施工のお願いへの事業者の見解についての意見 豪雨による法面崩壊を防ぐためのコンクリートキャンパスの設置をお願いします。</p> <p>理由：豪雨による法面崩壊を防ぐために盛土部分の排水を適切に行うと仰っていましたが、それよりも法面保護がしっかり行われるコンクリートキャンパスの設置を求めます。コンクリートキャンパスはコンクリートとキャンパスの複合材料で一本で 70kg ほどあります。この工事は低コストである上、その耐久性によって施工後の保守費用も抑えられるようです。是非ご検討のほど、お願い致します。</p>	<p>埼玉県林地開発許可許可事務取扱要領に従い設計を行っております。法面崩壊防止のため排水施設の敷設及び緑化を行い防止に努めます。</p>
<p>・4-472) 調査計画書説明会について及び事業者の見解についての意見 住民全員へ事業内容の説明書を郵送していただきたいです。</p> <p>理由：現地に住む住民には説明会を開催することで、計画について説明すると仰っていましたが、説明会まで足を運ぶことができない人々や都合が悪い人々のために書面にして住民全員に郵送していただきたいです。まだこの計画について知らない人々にもこの計画が伝わりますし、知らないうちにこの計画が行われてしまっているとなると重大問題になりかねません。もっと多くの人々に伝わるような形式を行い、調査の実施や事業内容を広</p>	<p>事業者といたしましては、何らかのご都合により説明会に足を運ぶことができない方のために、事業者の Web サイトでの動画での説明を行うなど、対処に努めてまいりました。</p> <p>ご提案の内容は、住所氏名などの個人情報を入力しなくてはならないなどの課題もございますが、住民の方へのコミュニケーションの手段の一つとして、参考にさせていただきたいと考えております。事業者としては、広く地域の方々にご理解をいただきたいと考えております。</p>

意見概要	事業者見解
めていただけたら幸いです。	

意見書 453

意見概要	事業者見解
<p>①生態系維持と絶滅危惧種保護について</p> <p>メガソーラー建設に伴う生態系の変化、絶滅危惧種保存への影響を与える可能性の調査・予測を対象地域及び周辺で行ってください。小川町にはサンバ、ハチクマ、ミゾゴイなどの全国的にも希少な生き物が生息しています。メガソーラー建設による生態系の変化で絶滅の可能性が懸念されます。専門家による調査を求めます。</p>	<p>指摘頂いた種をはじめとした、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。樹林環境は対象事業実施外にも存在することから、この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、周辺環境を含めて各種の生息・生育環境について出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。その他、工事の実施時には「工事関係車両の走行ルートは旧作業道を基本とし、樹林環境の分断をできる限り小さくする」「非改変区域への立ち入りを制限し、作業員等による人為的圧力を最小限に留める」「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じる計画としております。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>②土砂災害・水害について</p> <p>近年、地球温暖化に伴い異常気象による豪雨や台風の影響が拡大しています。小川町でも 2019 年 10 月の台風 19 号により河川が氾濫し、近隣住民に被害が生じました。当事業による土壌中の水分量などの変化が懸念されます。今後も前例のない豪雨による土砂災害が起こることが予想されます。事業者による災害補償や損害賠償の明確な指針や計画を具体的に示して下さい。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、ご指摘の台風による実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の設定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

意見概要	事業者見解
<p>③当事業に使われる土からの土壌汚染について          当事業では客土が使われる計画になっています。しかし、汚染された土が持ち込まれることで土壌汚染が懸念されます。なぜ、対象地域内の切り土・盛り土に限定しないのか明確な理由を示してください。          小川町では豊かな水質を用いた有機農業や酒造業などの産業が発展しています。住民の健康被害だけではなく、産業への打撃の可能性があります。万が一土壌汚染により産業が被害を受ける場合の損失や補償の計画を具体的に示してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。          今回の計画では、森林伐採を極力低減するため残置森林を49.7%確保(法令では25%)としており、改変部分を少なくしていることから、切土量を増やすことが制限され、ある程度の客土搬入を行わざる負えないものと判断しました。          事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

意見書 454

意見概要	事業者見解
<p>・2-2-5 特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項についての意見          なぜ全体の44%を占めるほどの太陽光パネル用地が必要なのかを明確にしてください          理由:本事業において非改変区域よりも改変区域のほうが大きく、パネル敷地面積については東京ドーム8個分ほどの広さにあたります。対象事業実施区域はススキ群団、群集など多様な植物で構成されており、事業を始めた場合多くの植物を失うこととなります。自然を破壊してまでこの広さの太陽光パネルを設置するメリットの明確な説明を求めます。また、(2)に「対象事業実施区域は、山の一部であるため、起伏のある地形である。」とありますが、起伏のある地形に設置した時の安全性は保障されているのでしょうか。</p>	<p>土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、事業性なども考慮して決定しております。          土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の設定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>
<p>・2-2-10 環境保全について、災害についての意見          参考事例以上の災害が生じた場合、どのように責任をとるのかを具体的に示してください          理由:地球温暖化の進行が急速に進んでおり、各地で異常気象、気候変動が生じています。前例にない台風、豪雨による土砂崩れ等が起こる可能性は十分にあります。強風により太陽光パネルが飛ばされ町民への被害が生じた場合、土砂崩れにより町にまで甚大な被害が及んだ場合どう責任をとるのですか。町内の安全はきちんと保障されているのでしょうか。責任の取り方、補償内容を具体的に示してください。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の設定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>

意見書 455

意見概要	事業者見解
<p>① 生態系維持と絶滅危惧種保護について          メガソーラー建設に伴う生態系の変化、絶滅危惧種保存への影響を与える可能性の調査・予測を対象地域及び周辺で行ってください。小川町にはサンバ、ハチクマ、ミゾゴイなどの全国的にも希少な生き物が生息しています。メガソーラー建設による生態系の変化で絶滅の可能性が懸念されます。専門家による調査を求めます。</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとした、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。樹林環境は対象事業実施外にも存在することから、この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、周辺環境を含めて各種の生息・生育環境について出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。その他、工事の実施時には「工事関係</p>

意見概要	事業者見解
	<p>車両の走行ルートは旧作業道を基本とし、樹林環境の分断をできる限り小さくする」「非改変区域への立ち入りを制限し、作業員等による人為的圧力を最小限に留める」「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じる計画としております。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>② 土砂災害・水害について</p> <p>近年、地球温暖化に伴い異常気象による豪雨や台風の影響が拡大しています。小川町でも 2019 年 10 月の台風 19 号により河川が氾濫し、近隣住民に被害が生じました。当事業による土壌中の水分量などの変化が懸念されます。今後も前例のない豪雨による土砂災害が起こることが予想されます。事業者による災害補償や損害賠償の明確な指針や計画を具体的に示して下さい。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>
<p>③ 当事業に使われる土からの土壌汚染について</p> <p>当事業では客土が使われる計画になっています。しかし、汚染された土が持ち込まれることで土壌汚染が懸念されます。なぜ、対象地域内の切り土・盛り土に限定しないのか明確な理由を示してください。</p> <p>小川町では豊かな水質を用いた有機農業や酒造業などの産業が発展しています。住民の健康被害だけでなく、産業への打撃の可能性もあります。万が一土壌汚染により産業が被害を受ける場合の損失や補償の計画を具体的に示してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>今回の計画では、森林伐採を極力低減するため残置森林を 49.7%確保(法令では 25%)としており、改変部分を少なくしていることから、切土量を増やすことが制限され、ある程度の客土搬入を行わざる負えないものと判断しました。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>
<p>④ 周辺住民への説明について</p> <p>住民説明が不足しています。当事業が小川町に与える影響を住民に提示してください。さらに、住民からの意見に対して最大限配慮することを求めます。</p>	<p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所(埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、</p>

意見概要	事業者見解
	<p>埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p> <p>今後も、周辺の自治会など、地域の方々から御要望をいただければ、話し合いの機会を設けるなどできるだけの対応を検討いたします。</p>

#### 意見書 456

意見概要	事業者見解
<p>・ 景観の調査対象地の一つである笠原集落や栃本親水公園周辺は、周辺住民及びハイキングや登山者が歩きながら、景観を楽しむ場です。ところが準備書によると、落葉期も着葉期すらも対象事業区域がはっきりと視認されると書かれています。資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」の第1節内の「土地及び周辺環境の調査・土地の選定」内の解説にも「” 周辺の景観との調和に配慮する” とともに、” 反射光等による地域住民の住環境への影響がないように考慮する” と記載されています。これに対する対応策は低反射型太陽光パネルを用いることだけでしょうか。私は自然豊かな景観が小川町の最大の魅力であると考え、今後小川町を訪れたときにまた同じ豊かな自然を感じられることを楽しみにしています。豊かな自然を守るため、事業計画を見直し、中止をしてください。</p>	<p>残地森林を確保するとともに、樹木伐採は必要最小限に留め、周辺からの景観に配慮することや太陽光パネルは、反射や眩しさを抑制した製品を採用することにより、周辺との調和を図るように努めてまいります。</p>

#### 意見書 457

意見概要	事業者見解
<p>・ 意見の概要と事業者の見解から見られた疑問点や見解を述べる。大規模な太陽電池発電設備を設置するために森を切り開くということは、その分の自然の循環が失われ水を溜め込む機能等が低下することで、土砂崩れなどの自然災害が起こりやすくなるを考える。要望として1時間に115mmの想定をして欲しいとあるのに対し、過去最大の1時間に103mmの雨で影響を評価するという点について、過去最大の雨量で想定しているということは、想定外の事態に対応してほしいという要望には答えておらず、対策が不十分なのではないか。また、災害発生時の対応について、機器類の延焼を防ぐため、連携する機器間を遮断できる最新機能を持つパネルを設置することを望んでいるが、パネル設置の有無に関する回答が見られない。設置する予定はあるのか、設置する場合、どのような規模でどのような機能がありどのような役割を果たすのかの提示をお願いする。そして、災害が発生したときには誰がどのように責任を取るのか、周辺住民にはどのような保証がなされるのか、説明した上で住民全員が理解しないまま事業を展開するのは町のためではないと考える。住民全員が納得いくような保証をする必要があるのではないかと。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>過去最大の雨量は、激しい気象を根拠のあるデータにて予測するために用いました。時間雨量 103mm という雨量は十分大きなものであり、激甚な状況を予測できているものと考えております。</p> <p>施設には、避雷器、アース、プレーカーなどを設置することで火災の発生を防止します。また、設備は最新式の高性能品を使用します。漏電など異常時にはパネルではなく各配電盤、パワーコンディショナー、変電設備が検知し遮断します。CO<sub>2</sub>ガスの消化設備などを事業地に配置します。これらは、パワーコンディショナー群や変電設備 25 か所に配置予定ですが消防署の指導に従います。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

## 意見書 458

意見概要	事業者見解
<p>・環境影響評価に基づいて「さいたま小川町メガソーラー事業」にかかわる準備書に対し、①メガソーラーの有効性、②周辺の環境保全における基金協定の観点から異議申し立てを述べるものです。</p> <p>①メガソーラーの有効性について メガソーラーの設置は、SDGs が重要視されている現在、とても有効的な発電方法だ。しかし、森林も二酸化炭素を酸素に変える光合成という機能において、環境保全において重要な役割を担っている。メガソーラーによる発電力と伐採される木々の光合成による環境保全ではどちらの方がより有効的なものなのか、具体的な根拠を示してほしい。</p>	<p>森林の二酸化炭素吸収量との比較等は行っておりませんが、再生可能なエネルギーによる発電で、化石燃料による発電量を低減させることができれば、温室効果ガスの低減に貢献できるものと、事業者として考えております。</p>
<p>②周辺の環境保全における基金協定について 調査計画書意見に対する業者の応答では、環境保全のための基金協定は「必要に応じて関係機関と協議を行う」とあった。つまり、必要が無ければ基金は支払われない可能性がある。今回のメガソーラーの設置は、規模が大きく莫大な保全資金が必要となる可能性がある。それを各町村の資金で賄うことはとても難しい。よって、基金協定を結ぶことの保証、並びに環境保全基金の最低金額の具体的な数値の開示を求める。</p>	<p>事業者としましては、調査や予測・評価に基づき検討しました環境保全措置を通じて、周辺環境を誠実に保全していきたいと考えております。</p> <p>ご指摘の環境保全のための基金協定につきましては、現段階では内容が明らかになっておりませんので、具体を述べることはできませんが、必要が生じた場合は関係機関との協議を行います。</p>

## 意見書 459

意見概要	事業者見解
<p>・環境問題解決に向けた対策の一環としての太陽光パネルの設置をすることは良いことではあるが、場所の選択を誤っていると思われる。設置を検討している場所は有機農業が盛んな地域であり、地域の生物は重宝されるべき存在である。それにもかかわらず、再生可能エネルギーの普及を促進するために、過度な森林伐採や客土を用いることは生態系破壊に繋がりがかねない。最も注視しなければならないことは客土による外来種の混入による生態系の破壊である。事業における外来種による生態系破壊の考慮がされていないのではないかと。外来種混入のリスクを低減するとしているが、低減する具体的な根拠を示していない。事業計画外から搬入する土を近隣の県のものに限定をしようとしているが、具体的にはどの地域の土であるかを提示されていない。近隣の土を単に同じ気候帯であるという理由だけで選別することにはリスクがある。土を選別する際には事業区域の生態系と近隣の地域の生態系の違いを吟味し、生態系破壊が起こりうるかどうかを丁寧に判断すべきだ。また太陽光パネルに関しては大型台風によるパネルの破損や豪雨の被害発生による地域の被害も考慮すべきである。万が一パネルが破損し、近隣住民に被害が出た場合のように対処するのかが具体的に明記されていない。さらに盛り土による地盤の弱体化や森林伐採による土砂災害の危険性を検討すべきだ。</p>	<p>搬入土による盛土の上部には、在来種を優占させることを狙いとし、対象事業実施区域内の表土を30cmの厚さで撒く予定としております。受け入れ先の近隣県につきましては、計画の詳細な検討を行う上で、UCRと協議を行ったうえで決定いたしますが、気候帯が異なり生態系が大きく異なる地域を外すことで、よりリスクは小さくできるものと考えております。</p> <p>台風などによる太陽光パネルの被害を発生させないため、設計は、日本工業規格 JIS C 8955 に基づき行います。日本工業規格 JIS C 8955 では、建設地点の地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度などの風の性状に応じて、設計用基準風速が決められているなど、太陽電池発電設備について、公衆安全に影響を与える重大な設備損壊被害が発生していたことを背景に、支持物の強度を高めるため2017年3月に改訂されたもので、経済産業省「電気設備の技術基準の解釈」第46条の例示仕様として採用されているものです。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>

意見書 460

意見概要	事業者見解
<p>①方法書についての住民等の意見の概要及び事業所の見解について</p> <p>小川町の素晴らしい景観と生態系への破壊を防ぐための地域との共存共栄を願った、住民一人一人の意見についての見解が「森林につきましては、計画地約 86haのうち、残置林として約 43ha の区域について、伐採を行わない～」と同じ意見の使いまわしになっていることについて説明を希望します。住民一人一人が小川町の環境保全に対して真剣に向き合っているのに、この杜撰な対応はあまりに酷いと思います。真摯な対応を求めます。</p>	<p>事業者としまして、地域の方々のご意見には、誠意をもって事業者の見解を示させていただいております。ご指摘の同じ文章につきましては、同じ趣旨の内容のご意見に対する回答であると思われまます。事業者の見解につきましては、事業や手続き内容について、可能な限り正確に記載するよう努めております。このため、同内容のご意見に対しては、どうしても同じ内容の見解となってしまう点、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>
<p>②環境評価基準書について</p> <p>I 残土:外部から残土を持ち込む理由を説明してください。対象地域内での切土、盛土で対応できないのはなぜでしょうか？本当の目的はメガソーラーの建設などではなく、建設残土の処分、受け入れなのではないですか？納得のいく説明をお願いします。</p> <p>II 景観:小川町は小川の流れや美しい里山風景に惚れて都会から移住してくる人もいほどの景観を持つ素晴らしい地域です。メガソーラーの建設はその自然を破壊してまで必要ですか？いずれ起こる台風や大雨でソーラーパネルが壊れ、河川への鉛の流出による水害や土砂崩れをどのように責任を取るつもりですか？“再生可能”を目的とするのに、CO2 を吸収する森林を切り開いて環境を破壊するのは本末転倒ではないのでしょうか。メガソーラーを設置するのは耕作放棄地や未利用地の荒地では駄目な理由があるのでしょうか。森林を伐採せずとも設置ができる土地は他にもたくさんあるはずで。以上説明をお願いします。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>今回の計画では、森林伐採を極力低減するため残置森林を 49.7%確保(法令では 25%)としており、改変部分を少なくしていることから、切土量を増やすことが制限され、ある程度の客土搬入を行わざる負えないものと判断しました。</p> <p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの環境保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 461

意見概要	事業者見解
<p>・意見：切土、盛土を行わない</p> <p>理由：様々な生物が土壌の中には生息してもちいる。今回開発される予定の小川町の森林の中にも、大型のモグラや小型の生物を含めた、微生物などが生息していると、考えられているが土壌成分が違う土が入ってしまうと、その生態系に影響を与え、生態系を壊してしまうといった可能性がある。また、それだけではなく、モグラや微生物だけが生態系ではなく、植物も含まれているため、木々などの植物の生息状況が土壌の変化によって大きな悪影響を与えることも考えられる。それ以外にも最近、毎年のように豪雨災害やってくる時代となっている。その豪雨によって山林付近で土砂災害が起きることは珍しくなく、この災害によって地盤が弱体化してしまったり、そうすることによって生態系の維持などがしにくくなっていってしまうと懸念している。土壌環境の変化による生態系への悪影響や地盤の弱体化という点を考えると、盛土や切土はしない方法を提案します。</p>	<p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>土砂災害については、2019年の台風被害により崩壊した斜面についての測量、調査を実施しました。その結果、以前進められていた開発着手後、事業半ばで放置されており、排水施設などにより雨水が適切に処理されていなかったことが、大きな原因であると推定されました。この結果に基づき、造成の工法や雨水の排水計画の検討を行いました。</p> <p>また、盛土部分の安定計算を行い、通常時・地震とも、許容安全率に適合することを確認しております。その際、太陽光パネルの荷重を考慮した計算も行い、こちらについても許容安全率に適合することを確認</p>

意見概要	事業者見解
	<p>しました。事業者として、施設の安全性は、周辺にお住いの方にご安心いただくための最重要課題と考え、対策を実施しております。また、事業を継続できなくなることも避けなくてはならないことから、設計については十分な安全性を確保いたします。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 462

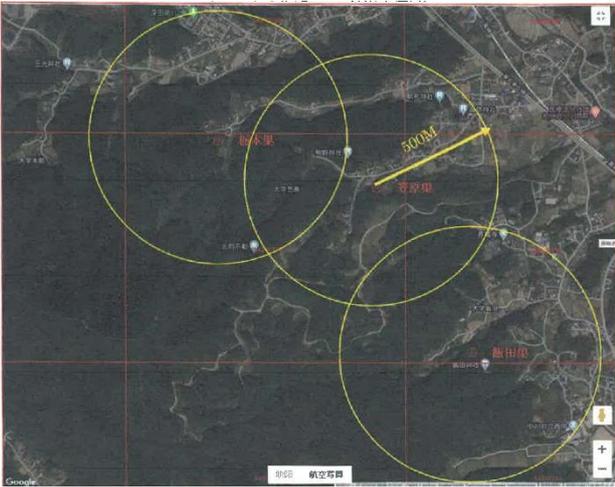
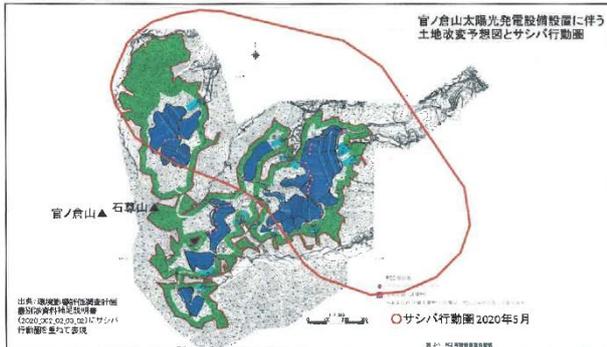
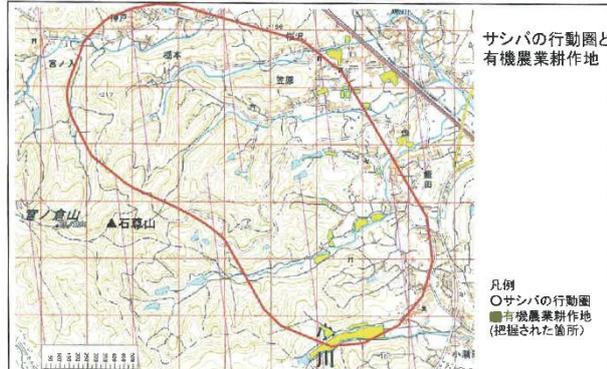
意見概要	事業者見解
<p>・大きなメガソーラーを設置することにより、敷地内の土砂の崩落が懸念されます。それにより自然全体が崩されてしまい、小川町の景観を楽しむことができなくなったり、住民の安全の確保までができなくなってしまう。また、今回の環境影響評価準備書に関する説明会の案内が不十分であったことに対し、疑問を覚えました。大切なことであるからこそ、知事の意見書にもある「環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること」のように、住民に対しての説明を改めて行ってほしいです。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの環境保全措置を講じます。</p> <p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきましたが、周辺の自治会など、地域の方々から御要望をいただければ、話し合いの機会を設けることも検討いたします。</p>

## 意見書 463

意見概要	事業者見解
<p>●知事意見の1事業計画について ア.なお、造成（盛土・切土）計画については、複数案を示し、各案の項目別の評価など比較検討の根拠を明らかにすること。について。 →複数案は、どこに示してありますでしょうか？また各案の項目別の評価など比較検討の根拠は、どこに記載されていますか？記載がなければ、改めて複数案を示し、各案の項目別の評価など比較検討の根拠を明らかにし提示してください。</p> <p>●知事意見の1事業計画について オ.環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること。について。 →地元町民に事業計画の詳細を提示しての事業説明会は実施されていません。 「環境影響評価の実施に当たっては、…」と、その前提条件が知事意見にありますので、地元町民に事業計画の詳細を提示しての事業説明会を開催し住民意見の</p>	<p>地域の環境に配慮するため、造成計画に関し、当初案と対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させる計画の複数案を比較し、優位性を検討したほか、森林に与える影響を低減するため、当初案と土地変更区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の複数案を作成いたしました。</p> <p>これらの内容は、環境影響評価準備書の第2章に記載しております。</p> <p>太陽光発電事業の内容は、環境影響評価準備書の住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所（埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館）、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p> <p>今後も、自治会など地域の方々からのご要望があれば、出来る限りご対応をさせていただきます。</p>

意見概要	事業者見解
<p>収集を実施し、その配慮事項について提示してください。</p> <p>「小川町太陽光発電事業実施の手続等に関する要綱」第6条にも説明会実施の規定があり、説明会開催条件に該当しているにも拘わらず事業説明会が開催されていませんので、開催してください。</p>	
<p>●知事意見の(5)動物・植物・生態系  ウ 事業計画地により野生動物の生息域が損なわれ、行動範囲が分断されるおそれがあることから、その対策について具体的に示すこと。 について  →※本誌の後半で、希少種の野鳥の自主調査結果を記載します。</p> <p>●知事意見の(5)動物・植物・生態系  オ. 事業計画地周辺で活動する環境保全団体等から情報収集を行い、調査、予測及び評価に活かすこと。 について。  →準備書に記載があった、ヒアリングを実施した NPO 法人は「活動範囲に埼玉県を含む認定特定 NPO 法人」とのことですが、「事業計画地周辺で活動する環境保全団体等」の条件を満たしているのでしょうか？条件を満たしているなら、その満たしていると判断した具体的根拠を提示してください。根拠を提示できないのであれば、条件を満たしていませんので他に、条件を満たしている適切な環境保全団体があります(公益財団法人埼玉県生態系保護協会)のでヒアリングをしながら調査、予測及び評価のやり直しをしてください。公益財団法人埼玉県生態系保護協会の方に説明会で、「なかなか連絡できなくてすみません」と言っていました、何か月もある中で連絡すらしていないのは意図的に連絡してないだけです、連絡しヒアリングしながら調査、予測及び評価のやり直ししてください。</p>	<p>ヒアリングを行った認定特定 NPO 法人は鳥類の保護活動のためのデータ収集、解析、調査手法開発を行っております。準備書などに記載しましたとおり、専門家としての豊富な知識を基に、有益なご助言をいただくことができ、予測・評価や保全措置を検討するうえで、十分活用できたものと考えております。</p>
<p>●知事意見の(6)景観及び自然とのふれあいの場  ア、事業計画地が官ノ倉山のハイキングコースを一部分断していることから、自然とのふれあいの場の利用者や日常的な散策者等に聞き取り調査をし、利用状況を把握した上で、影響を評価すること。 について。  これについては、準備書のどこに記載されていますか？記載がなければ実施して提示してください。  ・自然とのふれあいの場の利用者  ・日常的な散策者等  に聞き取り調査をしたのであれば、その日時、どこの誰に、どのような項目を、どのようにヒアリングしたのかを提示してください。  してないなら、いつ、どこで、だれに、何を、どのように、をおさえて聞き取りを実施し、利用状況を把握した上で、影響の評価をやり直ししてください。</p> <p>●知事意見の(5)動物・植物・生態系  ウ 事業計画地により野生動物の生息域が損なわれ、行動範囲が分断されるおそれがあることから、その対策について具体的に示すこと。 について  →町民により自主調査を実施していますので、以下に記載します。</p>	<p>聞き取り調査は、自然とのふれあいの場の調査時実施し、官ノ倉山ハイキングコースの利用者であった5組の方に聞き取りを行いました。  結果については、自然とのふれあいの場の調査結果に記載しております。</p>
<p>●方法書の意見書において  小川町町長の意見及び事業者の見解について。表 4-2-2-1 (1)  「計画区域内に法定外公共物が多数含まれている。現</p>	<p>ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと考えております。  地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠</p>

意見概要	事業者見解
<p>在、法定外公共物について売り払いも賃貸も行わない旨の方針を開発業者に通知してある状況である。したがって、当環境影響評価の計画区域からは除外して事業計画区域を設定されたい。」</p> <p>事業者の返答として「小川町と協議している」となっているが、その小川町の行政執行責任者の意見書なので、今は「協議している」段階ではないので回答になっていません。法定外公共物を事業計画区域から除外した設定案が確認できませんので、しっかり提示してください。</p> <p>また、2020年12月の小川町定例議会において「さいたま小川町メガソーラー事業」での土砂(客土)搬入に強く反対する意見書を埼玉県に提出する請願書が、事業計画地隣接地区の区長会から提出され、全会一致にて採択となり「小川町の総意」として客土持込みの事業計画には明確な「反対意思」が形成されております。</p> <p>したがって、法定外公共物が含まれる区域を除外した計画で、同時に、客土持込みがない事業計画を提示してください。</p>	<p>実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>◆希少猛禽類の自主調査の報告と意見について</p> <p>準備書では、希少猛禽類のサンバの営巣場所の情報の記載がないため、事業計画地および周辺環境への影響の評価について適切なのか、確認も評価もできないため、自主的に調査した結果を報告すると共に、準備書の該当箇所について意見します。</p> <p>★自主調査結果は、「サンバとミゾゴイ」の2種について記載します。</p>	<p>確認された重要な種の位置情報につきましては、その保全の観点から非公開としており、その対応は他の環境影響評価事例でも同様となっております。大変申し訳ありませんが、ご理解の程、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>●調査の概要</p> <p>官ノ倉山周辺(本事業計画地付近)で希少猛禽類を見かける町民の声が多くありましたので、そのような希少な場所であるなら保護する必要があると思います、調査メンバーを編成し調査を実施した次第です。</p> <p>★その結果、国(環境省)では絶滅危惧Ⅱ類/埼玉県では絶滅危惧ⅠA類に指定されている希少猛禽類「サンバ」の3ペアの繁殖、雛の巣立ちまでの確認ができました。</p> <p>★「国(環境省)では絶滅危惧Ⅱ類/埼玉県では絶滅危惧ⅠB類」に指定されているミゾゴイの調査では、古巣を4か所、生息(音声、鳴き声)を3か所、営巣と繁殖中を1か所で確認することができました。</p> <p>以上の希少種2種について意見書として報告致します。</p> <p>なお、準備書では、国(環境省)では絶滅危惧Ⅱ類/埼玉県では絶滅危惧ⅠB類のミゾゴイについての調査実施の記録は確認できませんので、しっかりと調査したうえで保護対策の実施を提示してください。</p> <p>●希少種2種の調査期間</p> <p>2020年4月初旬から2021年6月(現在も継続調査中)</p> <p>●地元および近隣の野鳥の専門家を含む調査メンバー4名他で構成</p> <p>●サンバの調査結果</p> <p>サンバの行動圏とみられる谷津田を含む官ノ倉山周辺(本事業計画地付近)を繁殖期に徒歩移動し調査を実施しました。</p> <p>その結果、栃木地区、笠原地区、飯田地区の3か所で営巣場所を発見しました。その後は繁殖、雛の巣立ち、渡去までの定点観測を継続しておこないました。</p> <p>確認された営巣場所3か所(赤二重丸)及びそれら</p>	<p>ミゾゴイについては、動物の項目の他、生態系の項目において、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境(営巣地の確認調査)の他、餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壤動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。また、予測・評価は調査地域全体を対象とし、確認された本種の営巣地付近のみでなく、他所での繁殖・利用も想定して調査地域全体における本種の生息環境と改変区域の位置関係を考慮しております。そのうえで、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置を講じることにより、確認された本種の巣がある谷地形の改変を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としました。その結果、本種の生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>を中心とする推定 500m 行動半径円を図 1 に示します。また、これら隣り合う 3 つのサシバ行動半径円の輪郭を赤線で描き、本事業計画図に重ね合わせたものを図 2 に示します。サシバの餌場となりえる有機農業耕作地の分布を。図 3 に示します。</p>	
<p>(図 1 営巣場所及びそれらを中心とする推定 500m 行動半径円)</p> 	<p>【サシバについて】</p> <p>本事業においては、「サシバの保護の進め方」(平成 25 年 12 月、環境省)に基づいて設定しており、この面積はサシバの行動圏の一部であることから、必ずしも一致するものではないと考えております。また、本種の予測は上記文献を基に実施した行動圏解析の結果に基づいて行っております。そのうえで、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置により、本種の営巣中心域の変更を出来る限り回避・低減する計画としました。営巣中心域の全ての変更を回避することは難しいと考えておりますが、調査結果から推定される主要な採食地は残されること、「工事工程を調整し、猛禽類であるサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する」等の環境保全措置を実施することから、本種への影響は小さいと予測しております。なお、本種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>(図 2 本事業計画図とサシバ行動圏)</p> 	<p>●8-1-4-80 (13) 予測結果 (鳥類：サシバ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工所用資材等の搬出入 5 行目→忌避行動が生じると考えられる、について。</li> <li>A ペア及び C ペアについては巣から走行ルートが離れていることから、繁殖への影響も小さいと予測しております。一方、B ペアは巣と走行ルートがやや近いため、「工所用資材等の運搬車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める」、「建設発生土を原則場内で有効利用し、場外への運搬車両を低減する」等の措置に加えて、さらに、「工事工程を調整し、本種の繁殖への影響に配慮する」措置を講じることにより、特に本種の繁殖期の影響を低減してまいります。</li> </ul>
<p>(図 3 有機農業耕作地とサシバ行動圏)</p> 	<p>●8-1-4-80 (13) 予測結果 (鳥類：サシバ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工所用資材等の搬出入 9 行目 運搬車両による搬出入が一時的に集中しないよう、について。</li> <li>まず、当初計画から搬入土量を 6 割以上低減することにより、必要な資材運搬等の車両台数全体を削減し、準備書の 2-25(26)にお示しするように、各月の搬出入車両がなるべく一様になるような計画としました。そのうえで、更なる具体的な平準化の方法等については、今後工事の詳細な施工計画を策定していく段階で検討することとなりますが、図書に明記した環境保全措置を確実に実施し、影響の低減に努めてまいります。</li> <li>●8-1-4-80 (13) 予測結果 (鳥類：サシバ)</li> <li>・工所用資材等の搬出入→15 行目順応的な環境保全措置、について。</li> <li>工事中の調査で影響がある、大きいと判断された場合に、一時的に工事を止める等、調査で確認された状況に応じた工事の実施内容の変更等が例として</li> </ul>

意見概要

事業者見解

サシバ画像



調査報告書の例

★定点観察地点 9:55~11:50 晴

- ① 10:00ごろ タカ1羽、カラス1羽と争う。翼の幅が広く、サシバではなさそう。ノスリ？ 争いながら南の山影へ隠れる。
- ② 10:30 サシバ1羽 突然、視界に現われ、飯田川右岸の森へ飛び込む。
- ③ 10:34 サシバ1羽 先ほど飛び込んだあたりから現れ、木々の梢をかすめるように飛び、姿を消す
- ④ 10:37 サシバ1羽 森から飛び立ち、上空を旋回しながら笠原方向へ飛び去る。
- ⑤ 10:54 サシバ1羽 ④で飛び去った方向から戻る。
- ⑥ 10:59 サシバ1羽 森から飛び立ち、北東へ。趾で何か掴んでいたように見えた。
- ⑦ 11:10 サシバ1羽 上空通過。かなり高いところ。
- ⑧ 11:16 サシバ1羽 森から現れ、道路沿いの木に一度とまり、道路の反対側の木へ移り、しばし羽繕いや伸びをする。肩斑が目立たない、♀と思われる個体。その後、④と同じ方向へ。
- ⑨ 11:48 サシバ1羽 ⑤と同じ方向から戻って来て森へ入る。

営巣観察情報

山村での観察



挙げられます。

- 8-1-4-80 (13) 予測結果(鳥類：サシバ)
  - ・建設機械の稼働→4 行目 集中稼働を避ける、について。
 

建設機械については、まず準備書の2-18(19)～2-20(21)にお示しするように、各月・各機械の稼働台数なるべく一樣になるような計画としました。そのうえで、更なる具体的な平準化の方法等については、今後工事の詳細な施工計画を策定していく段階で検討することとなりますが、図書に明記した環境保全措置を確実に実施し、影響の低減に努めてまいります。
  - 8-1-4-80 (13) 予測結果(鳥類：サシバ)
    - ・建設機械の稼働→6 行目 本種の繁殖への影響に配慮する、について。
 

特に本種の感受度が高いと考えられる時期の工事開始を避ける、工事の作業量を段階的に増やしていく等の措置を考えております。詳細な内容につきましては、埼玉県や経済産業省の審査等を踏まえて検討してまいります。
    - 8-1-4-80 (13) 予測結果(鳥類：サシバ)
      - ・建設機械の稼働→10 行目 環境保全措置を検討、について。
 

工事中の調査で影響がある、大きいと判断された場合に、一時的に工事を止める等、調査で確認された状況に応じた工事の実施内容の変更等が例として挙げられます。
      - 8-1-4-80 (13) 予測結果(鳥類：サシバ)
        - ・造成等の施工による影響→4 行目 地域の生態系に配慮した早期緑化、について。
 

緑化計画については準備書の2-55(56)に記載しており、具体的には、造成の際、対象事業実施区域内の表土をはぎ取ることで発生した土を造成後の吹き付け材料として使用し、表土の中に含まれる種子・根茎が根付くことによる従来の対象事業実施区域周辺の植物相の再生に努めることとしております。
        - 8-1-4-80 (13) 予測結果(鳥類：サシバ)
          - ・造成等の施工による影響→6 行目 工事工程を調整し、本種の繁殖への影響に配慮する、について。
 

特に本種の感受度が高いと考えられる時期の工事開始を避ける、工事の作業量を段階的に増やしていく等の措置を考えております。詳細な内容につきましては、埼玉県や経済産業省の審査等を踏まえて検討してまいります。
          - 8-1-4-80 (13) 予測結果(鳥類：サシバ)
            - ・造成等の施工による影響→10 行目 必要に応じて順応的な環境保全措置、について。
 

具体的な内容は実際の状況にもよるため記載していませんが、工事中の調査で影響がある、大きいと判断された場合に、一時的に工事を止める等、調査で確認された状況に応じた工事の実施内容の変更等が例として挙げられます。
            - 8-1-4-80 (13) 予測結果(鳥類：サシバ)
              - 地形改変及び施設の存在→5 行目 高利用域の一部が消失するものの、その面積は小さい。について。
 

Cペアについての改変率は記載していませんが、約3.6%となります。まずこの改変率自体が小さいこと、改変される部分が営巣地から離れていること、

意見概要

事業者見解

巣立ち雛の観察



写真1 栃本 幼鳥7/5



写真2-2 栃本 幼鳥7/12

サシバ幼鳥

サシバ幼鳥の観察

※この資料は手元の調査資料から要点部分を抜粋したものです。



写真6 笠原農で巣立ったヒナ2羽  
2020年7月9日AM



写真5 栃本 巣立ちヒナ 左右両側は同一個体?  
営巣木周辺(約20m圏) 時々、ヒンク、ヒンクイ  
と飛鳥のような声で鳴いて。2020/7/5

サシバ幼鳥

●小川町でのサシバ密度について

サシバの生息数が日本一とされる栃木県市貝町との比較

地区	サシバ密度	備考
小川町 官ノ倉 山	3つがい/4km <sup>2</sup> =0.75つがい/km <sup>2</sup> (2020年)	調査班実測
栃木県 市貝町	26つがい/25 km <sup>2</sup> =1.04つがい/km <sup>2</sup> (2009年) 注1  14つがい/25 km <sup>2</sup> =0.56つがい/km <sup>2</sup> (2019年) 注2	1) 全国最高、注出典：サシバの里物語 注2) 毎日新聞 2020.5.23 栃木県日本野鳥の会理事長、遠藤孝一氏談

注1) 出典詳細：サシバの里物語 編集 NPO法人オオタカ保護基金 発行有隣舎 2019.5月

このように、日本一の場所にも匹敵する密度で営巣、繁殖している日本でも有数の希少な場所であることが確認できました。

小川町は、有機農業が盛んであり、山から流れる水も、空気も清浄なことから多様な生態系が育まれるようになり、日本でも希少な自然環境が育まれています。その証の一つが、このサシバの高密度繁殖とミゾゴイの生息と繁殖までを確認できたことです。埼玉県においてこのような優れた場所の保全は極めて重要であり、むしろ、そのための調査・研究継続が求められます。

もし、開発事業のため、これら貴重種の誘導移設などを試み、もし失敗すれば、現在のきわめて貴重な状態は、たとえ人間が努力してもこの先50年、あるいは、永遠に失われてしまうでしょう。

営巣中心域は改変されないことから、Cペアへの影響は小さいと予測しております。

●8-1-4-80 (13) 予測結果 (鳥類：サシバ)

地形改変及び施設の存在→表中でのAペア 24.33ha、Bペア 26.75ha 営巣中心域面積、について。

まず営巣中心域については、「サシバの保護の進め方」(平成25年12月、環境省)に基づき、「営巣場所もしくは営巣場所があると推定される場所を中心に、交尾や発声、求愛給餌等の繁殖行動が頻繁に確認される可能性が高い半径200mの範囲で円を描き、周囲の地形や植生等を考慮して特定することとし、半径200mを基準に営巣中心域を設定しております。さらに、調査が1営巣期であることを踏まえて、「営巣木が1箇所しか判明しなかった場合は、確認された営巣木から200m程度は営巣木を移動させる可能性があることを考慮し、林縁が伸びている両方向に沿って円を200mスライドさせて新たな円を描き、つなぐ」という内容も踏まえており、営巣木を移動した場合のより広域を考慮した予測を実施しております。また、営巣中心域のみではなく、高利用域、特にその中でも調査結果から推定される本種の主要な採食地の位置も踏まえて、その影響を予測致しました。

●8-1-4-80 (13) 予測結果 (鳥類：サシバ)

地形改変及び施設の存在→表でBペアの見直し後の面積、について。

Bペアの営巣地中心域の改変率はAペアよりも小さくその影響も小さいと予測したことから、より当初の改変面積が大きいAペアの保全を中心に環境保全措置を講じることとしました。また、Bペアについては、見直しによる全体の改変率の減少率は小さいものの、改変を避ける場所を営巣地直近の箇所にしており、出来るだけその影響を低減する計画としております。

【ミゾゴイについて】

ミゾゴイについては、「ミゾゴイの保護の進め方」(平成28年6月、環境省)に基づき、罫り調査、営巣地の確認調査、植生調査(植物において実施)を実施致しました。その結果、4つの巣を確認し、その位置を基に影響を検討致しました。確認された巣については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置を講じることにより、巣がある谷地形の改変を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り本種の影響の回避・低減を図る計画としました。また、動物の項目の他、生態系の項目において、特に調査地域の重要な地域特性である「谷沿いの湿地的な環境」を指標する種として本種を選定し、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。また、予測・評価は調査地域全体を対象とし、確認された本種の営巣地付近のみでなく、他所での繁殖・利用も想定して調査地域全体における本種の生息環境と改変区域の位置関係

意見概要	事業者見解
<p>このような希少な場所は、埼玉県民、小川町民の共有財産ですので、子々孫々に引き継いで行く責務を我々世代は背負っています。この自然環境、生態系や動物を100%保護保全できる回避策を提示してください。できないのであれば、できるような事業計画に縮小変更してください。</p> <p>「サシバの保護の進め方」では、地域の実情に応じた補正が必要と記載されています。</p> <p>本事業計画地付近は、サシバに加え、ミゾゴイの生息も確認されている希少な自然環境がある地域なので極めて慎重な保護対策が求められます。</p> <p>図2に示した、囲われている範囲は、サシバの行動圏内と想定される場所です。</p> <p>この囲い線の中は、事業計画地から外していただき、サシバの生息繁殖が保護保全されるようにしてください。</p> <p>◆以下は、準備書に記載されている内容についての意見です。確認して回答の提示をお願い致します。</p> <p>●8-1-4-80 (13) 予測結果(鳥類:サシバ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工用資材等の搬出入 5 行目→忌避行動が生じると考えられる、について。</li> </ul> <p>→これは、忌避行動は繁殖失敗に繋がる行動の一部になるのではないのでしょうか？</p> <p>そうならないのであれば、その根拠を提示してください。</p> <p>根拠を提示できないのであれば、忌避行動を連想することは避ける代案を提示してください。</p> <p>●8-1-4-80(13) 予測結果(鳥類:サシバ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工用資材等の搬出入 9 行目 運搬車両による搬出入が一時的に集中しないよう、について。</li> </ul> <p>→一時的に集中しないようにとは、どのように実施するのか具体的に提示してください。</p> <p>●8-1-4-80 (13) 予測結果(鳥類:サシバ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工用資材等の搬出入→15 行目順応的な環境保全措置、について。</li> </ul> <p>→順応的な環境保全措置とはどのような措置なのでしょう？具体的に提示してください。</p> <p>●8-1-4-80(13) 予測結果(鳥類:サシバ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働→4 行目 集中稼働を避ける、について。</li> </ul> <p>→どのようにして集中稼働を避けるのか具体策を提示してください。</p> <p>●8-1-4-80(13) 予測結果(鳥類:サシバ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働→6 行目 本種の繁殖への影響に配慮する、について。</li> </ul> <p>→どのような事を行って繁殖への影響を配慮するのか、具体策を提示してください。</p> <p>●8-1-4-80(13) 予測結果(鳥類:サシバ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働→10 行目 環境保全措置を検討、について。</li> </ul> <p>→どのような環境保全措置なのか、具体的に提示してください。</p> <p>●8-1-4-80 (13) 予測結果(鳥類:サシバ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等の施工による影響→4 行目 地域の生態系に配慮した早期緑化、について。</li> </ul> <p>→地域の生態系に配慮した早期緑化とはどのような緑化なのでしょう？具体策を提示してください。</p> <p>●8-1-4-80 (13) 予測結果(鳥類:サシバ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等の施工による影響→6 行目 工事工程を調整、</li> </ul>	<p>を考慮しております。そのうえで、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置等を考慮した結果、本種の生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工用資材等の搬出入 3 行目→樹林環境の分断をできる限り小さくすること、について。</li> </ul> <p>既存道路用地と計画道路用地の計画については、準備書の 2-8(9)～2-13(14)にお示ししており対象事業実施区域のどの位置を道路が通るのかを図示しております。また、既存道路の面積は 17,500m<sup>2</sup>、計画道路用地の面積は 14,200m<sup>2</sup>であり、全ての道路を新規に計画した場合と比較して、約 55%について既存の道路を利用する計画としております。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工用資材等の搬出入 3 行目→本種は道路上の地上の利用は少ないと想定されることから、について。</li> </ul> <p>道路の表面は砂利を敷く計画としており、その環境と本種の一般生態から考えられる生息環境とを比較して、利用が少ないと考えております。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工用資材等の搬出入 4 行目→経路の遮断・阻害の影響はほとんどないと予測する。について。</li> </ul> <p>道路の表面は砂利を敷く計画としており、その環境と本種の一般生態から考えられる生息環境とを比較して、利用が少ないと考えております。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工用資材等の搬出入 5 行目→工事関係車両の走行に伴う騒音により、忌避行動が生じると考えられる。について。</li> </ul> <p>確認された巣から走行ルートが離れていること、から、生態系において、確認された本種の営巣地付近のみでなく、他所での繁殖・利用も想定して調査地域全体における本種の好適な生息環境を算出しており、その環境も多くが走行ルートから離れていることから、繁殖への影響は小さいと予測しております。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工用資材等の搬出入 6～7 行目→対象事業実施区域外及び改変区域外に本種の生息環境が存在することから、その範囲への移動・利用が可能であると想定される。について。</li> </ul> <p>飛翔が可能な本種の移動能力と、「非改変区域への</p>

意見概要	事業者見解
<p>本種の繁殖への影響に配慮する、について。 →どのような工程調整なのか、具体策を提示してください。</p> <p>●8-1-4-80 (13) 予測結果 (鳥類: サシバ) ・造成等の施工による影響→10 行目必要に応じて順応的な環境保全措置、について。 →必要に応じた順応的な環境保全措置とは、具体的にどのような内容かを提示してください。</p> <p>●8-1-4-80 (13) 予測結果 (鳥類: サシバ) 地形改変及び施設の存在→5 行目 高利用域の一部が消失するものの、その面積は小さい。について。 →どの程度の面積が消失するのでしょうか? 消失する面積が小さいことが、影響は小さいと言える根拠は何でしょうか? それぞれ具体的に提示してください。提示できないのであれば、評価のし直しをしてください。</p> <p>●8-1-4-80 (13) 予測結果 (鳥類: サシバ) 地形改変及び施設の存在→ 表中でのAペア 24.33ha、Bペア 26.75ha 営巣中心域面積、について。 →環境省(2013)提示の半径 500m(78.5ha)と比較して 1/3程度の面積であり、数値が小さすぎる。 営巣中心域だけで繁殖行動を継続できないことはあきらからであり、意図的に小さい数字を用いている。環境省(2013)の半径 500m(78.5ha)に基づいて評価し直ししてください。</p> <p>●8-1-4-80(13) 予測結果(鳥類: サシバ) 地形改変及び施設の存在→表でBペアの見直し後の面積、について。 →表でBペアの見直し後の面積は 1%にも満たない。意味のない誤差レベルの数字である。 改めて見直しをして提示してください。</p> <p>◆ミゾゴイの調査について ミゾゴイについても鳴き声などを聞く町民が複数いたため調査対象とした。言うまでもなく里山の多様な生態系を証明する重要種であることから、サシバ同様の調査メンバーにて自主調査を実施した。事業計画地および周辺はサシバの生息繁殖する自然豊かな地域であることから、ミゾゴイの生息繁殖も充分ある可能性が想定される。その場合、日本でも有数の生物多様性が育まれる貴重な場所であることになり、今後、本事業計画の開発からは、完全に保護保全されるべき重要地になると考えます。</p> <p>●冬場の古巣調査結果 調査方法は2021年1月、開発予定地全域の沢(およびその支流)を遡行、及び、生息が想定される山林を歩いて鳥の巣を探索しました。発見した場合、記録表に基づき巣のスケッチ、巣の高さ、樹種、胸高直径、周辺環境などわかる範囲で報告用紙に記載、巣の写真撮影をした。記載済み報告用紙及び添付画像を調査メンバーの専門家の先生に確認いただき鑑定していただく形で実施した。先生の鑑定結果に基づき他の専門家の方に確認していただき、全員がミゾゴイの古巣と確認する形をとりました。 この方法で確認できた古巣が4つありましたので報告いたします。</p> <p>●ミゾゴイ囀り録音調査 冬場の古巣調査報告書鑑定の結果、ミゾゴイ古巣と判断された4つの巣について囀り調査のため、繁殖期にあわせ古巣から少し離れた位置にICレコーダを設置</p>	<p>立ち入りを制限し、作業員等による人為的圧力を最小限に留める」環境保全措置により改変区域外への影響を極力抑えること、「樹木の伐採等を行う場合、段階的な実施により周辺環境への動物の移動を促す」環境保全措置を実施することから、移動・利用が可能であると想定しております。</p> <p>●表8-1-4-80(3) 予測結果(鳥類: ミゾゴイ)について ・工所用資材等の搬出入7行目→巣から走行ルートが離れていることから、繁殖への影響も小さいと考えられる。について。 忌避行動が生じるのは本種が走行ルートにいた場合を想定しており、繁殖への影響が想定される営巣地周辺については、走行ルートから離れていることから騒音による影響は小さいと考えております。本種の繁殖と工所用車両の走行による影響としては、国土交通省の事例に、約164mの距離(直接視認できない位置関係)でダンプトラックによる走行騒音の影響は小さいと判断したのがあります。本事業で確認された巣と走行ルートの距離は、近いもので200m以上、遠いもので300m以上あり、直接視認できない位置関係にあると考えられたことから、音による影響は小さいと考えております。</p> <p>●表8-1-4-80(3) 予測結果(鳥類: ミゾゴイ)について ・工所用資材等の搬出入8行目→「工所用資材等の運搬車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める」について。 まず、当初計画から搬入土量を6割以上低減することにより、必要な資材運搬等の車両台数を削減し、準備書の2-25(26)にお示しするように、各月の搬出入車両がなるべく一樣になるような計画としました。そのうえで、更なる具体的な準化の方法等については、今後工事の詳細な施工計画を策定していく段階で検討することとなりますが、図書に明記した環境保全措置を確実に実施し、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>●表8-1-4-80(3) 予測結果(鳥類: ミゾゴイ)について ・工所用資材等の搬出入9~10行目→「建設発生土を原則場内で有効利用し、場外への運搬車両を低減する」等の措置を講じることにより、出来る限り本種の生息環境への影響を低減する。について。 造成(盛土・切土)計画につきましては、土地造成計画(盛土・切土)の複数案検討を行い、①現地地形を最大限活かし切土を避ける案、②盛土・切土のバランスをとり土砂の搬入を最低限とする2つの案を作成し、比較検討しました。その結果、②案を採用することにより、土砂搬入量を953,500m<sup>3</sup>から355,000m<sup>3</sup>と6割以上低減しました。これによる具体的な車両台数の差は出していませんが、土砂の搬入車両台数は搬入土量に比例するため、その低減量に応じて車両台数も低減し、環境保全措置を実施しない場合と比較して騒音による影響も低減されると考えております。</p> <p>●表8-1-4-80(3) 予測結果(鳥類: ミゾゴイ)について</p>

意見概要	事業者見解
<p>し、日の出前約2時間(2カ所で実施)、日没後約2時間(3カ所で実施)の自動録音を試みた。4つの古巣のうち接近している2カ所については両巢中間地点にICレコーダ1台を設置した。録音機は6/12現在も継続稼働中である。</p> <p>●ミゾゴイの営巣調査 そして轉り確認に基づいて、2021年6月中旬に野鳥調査メンバーで、古巣付近の実態調査を手分けして実施しました。</p> <p>古巣近辺ではミゾゴイの新巣は発見ありませんでしたが、全く違う新しい場所で営巣を発見することができました。ミゾゴイの姿はすぐに確認できませんでした。その新巣の下に新しい「糞」が多数散らばっており、卵の殻も落ちていたため、専門化の先生に鑑定していただいたところ、糞も殻も「ミゾゴイのものと思いません」とのことだったので、同日午後に調査メンバー全員で再度この新巣を確認しに行きました。</p> <p>そうしたところ、新巣にミゾゴイが座って営巣していることを確認し、まさにその姿を写真に収めることができ、繁殖中であることが確認できました。</p> <p>そのため、改めて営巣、繁殖の調査を実施してから、しっかり保護できるようミゾゴイの行動圏を回避した事業計画案の案を提示してください。</p> <p>この調査結果から、ミゾゴイは繁殖中であることが確認できましたので、環境影響評価の本調査においても、ミゾゴイの営巣、繁殖調査を環境省の「ミゾゴイ保護のすすめ方」に基づき実施し、その上で、ミゾゴイの繁殖への影響、回避策を改めて提示してください。</p> <p>今後も継続して自主調査を進めて参ります。</p> <p>●古巣① ・2021年1月10日飯田川付近の古巣調査 ・2021年4月から、この古巣付近にレコーダーを設置 5月1日の録音にてミゾゴイの鳴き声を確認した。 6月に現地調査予定。</p> <p>●古巣② ・2021年1月16日染ヶ谷沢付近Aの古巣調査 ・2021年4月から、この古巣付近にレコーダーを設置 4月22日の録音でミゾゴイの鳴き声を確認した。 6月に現地調査予定。</p> <p>●古巣③ ・2021年1月16日染ヶ谷沢付近Aの古巣調査 ・2021年4月から、この古巣付近にレコーダーを設置 4月22日の録音でミゾゴイの鳴き声を確認した。 6月に現地調査予定。</p> <p>●古巣④ ・2021年1月26日桜沢川上流域付近の古巣調査 ・2021年4月から、この古巣付近にレコーダーを設置 4月29日の録音にてミゾゴイの鳴き声を確認した。 6月に現地調査予定。</p> <p>●以上、ミゾゴイの生息調査の途中経過報告です。今後も継続調査を進めます。 これらの希少種をしっかりと保護し繁殖、営巣を回避する事業計画を提示をしてください。 以下、準備書のミゾゴイの記載内容について質問および意見です。</p> <p>●表8-1-4-80(3)予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について ・工事用資材等の搬出入3行目→樹林環境の分断をできる限り小さくすること、について。</p>	<p>・工事用資材等の搬出入12行目→以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測する。について。</p> <p>以下の内容から、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の表面は砂利を敷く計画としており、その環境と本種の一般生態から考えられる生息環境とを比較して利用が少ないと考えられ、移動経路の遮断・阻害の影響がほとんどないと予測されること</li> <li>・飛翔が可能な本種の移動能力及び非改変区域の利用を妨げないような環境保全措置を実施することから周辺環境の利用が可能と考えられること</li> <li>・本事業で確認された巣と走行ルートとの距離は、他事例を踏まえると繁殖への影響が小さいと考えられる距離であること</li> <li>・土砂搬入量の低減により車両台数及びその騒音を低減すること</li> </ul> <p>●表8-1-4-80(3)予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について ・建設機械の稼働1行目→建設機械の稼働に伴う騒音により、忌避行動が生じると考えられる。について。</p> <p>忌避行動が生じるのは本種が建設機械の稼働範囲付近にいた場合を想定しており、繁殖への影響が想定される営巣地周辺については、事業計画の見直しにより改変区域が離れることから、騒音による影響は小さいと考えております。</p> <p>●表8-1-4-80(3)予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について ・建設機械の稼働3~4行目→当初の事業計画の見直しにより、出来る限り生息環境への影響の回避を図ることで巣から改変区域が離れるため、繁殖への影響も小さいと考えられる。について。</p> <p>回避については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」措置において実施しております。具体的な位置は本種の保全の観点から申し上げられませんが、本種の営巣地を含む谷地形の範囲の改変を回避致しました。生息環境の回避となる根拠としては、「ミゾゴイの保護の進め方」(平成28年6月、環境省)における本種の生息環境の特徴や、専門家等の助言の内容等を参考にしております。出来る限りという言葉は、事業の計画規模や内容を勘案した場合に事業者の事項可能な範囲内で可能な限りの措置であることを意図しており、その程度や数値は、準備書の2-15(16)にお示ししております。</p> <p>●表8-1-4-80(3)予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について ・建設機械の稼働5~7行目→「計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける」等の措置を講じることにより、について。</p> <p>建設機械については、まず準備書の2-18(19)~2-20(21)にお示しするように、各月・各機械の稼働台数なるべく一様になるような計画としました。そのうえで、更なる具体的な平準化の方法等については、今後工事の詳細な施工計画を策定していく段階で検</p>

意見概要	事業者見解
<p>→できるだけとは、どのくらいを、どのようにして小さくするのでしょうか？具体的な数値と具体的な対策を提示してください。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果（鳥類：ミゾゴイ）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用資材等の搬出入 3 行目→本種は道路上の地上の利用は少ないと想定されることから、について。</li> <li>→道路上の利用が少ないと想定する根拠を提示してください。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果（鳥類：ミゾゴイ）について</li> <li>・工事用資材等の搬出入 4 行目→経路の遮断・阻害の影響はほとんどないと予測する。について。</li> <li>→利用が少ないと影響がほとんどない、とする予測根拠のデータを提示してください。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果（鳥類：ミゾゴイ）について</li> <li>・工事用資材等の搬出入 5 行目→工事関係車両の走行に伴う騒音により、忌避行動が生じると考えられる。について。</li> <li>→忌避行動は繁殖失敗に繋がる行動の一部になるのではないのでしょうか？</li> <li>そうならないのであれば、その根拠を提示してください。</li> <li>根拠を提示できないのであれば、忌避行動を連想することは避ける代案を提示してください。</li> <li>繁殖しているかの調査は実施したのでしょうか？</li> <li>していないのであれば、その調査も実施の上で評価のし直しをし忌避行動が発生しない代案を提示してください。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果（鳥類：ミゾゴイ）について</li> <li>・工事用資材等の搬出入 6～7 行目→対象事業実施区域外及び改変区域外に本種の生息環境が存在することから、その範囲への移動・利用が可能であると想定される。について。</li> <li>→移動・利用が可能であると想定する根拠を提示してください。また、そのような過去事例はあるのでしょうか？</li> <li>ないなら、その案にはかなりの無理があると思いますので、代案を提示してください。</li> <li>適切な代案がなければ、該当区域は開発の対象から外してください。</li> <li>ミゾゴイは、それだけ里山及び対象地区の多様な生態系を象徴する重要種です。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果（鳥類：ミゾゴイ）について</li> <li>・工事用資材等の搬出入 7 行目→巣から走行ルートが離れていることから、繁殖への影響も小さいと考えられる。について。</li> <li>→工事関係車両の走行に伴う騒音により、忌避行動が生じると考えられる、と予想しているのに、繁殖への影響も小さいと考えられる、は、矛盾してます。</li> <li>巣から走行ルートが離れているとは、どのくらい離れているのでしょうか？また、どのくらい離れていると繁殖に影響があり、どのくらい離れていると繁殖への影響が小さいのでしょうか？根拠となる具体的数値とデータを提示してください。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果（鳥類：ミゾゴイ）について</li> <li>・工事用資材等の搬出入 8 行目→「工事用資材等の運搬車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める」について。</li> <li>→一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理、とは、具体的にどのような管理なのでしょうか？具</li> </ul>	<p>討することとなりますが、図書に明記した環境保全措置を確実に実施し、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果（鳥類：ミゾゴイ）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働 7 行目→出来る限り本種の生息環境への影響を低減する。について。</li> <li>低騒音型の建設機械については、建設工事に伴う騒音・振動対策として騒音・振動が相当程度軽減された建設機械を、国土交通省が「低騒音型・低振動型建設機械」として指定しております。これら評価された機械の使用に努めることで、騒音の影響を低減できると考えております。また、その集中稼働を避けることにより、複数稼働による累積的な騒音の増加を低減することが出来ると考えております。これらの環境保全措置は、他の環境影響評価事例で取り入れられており、その効果が評価されているものと考えられることから、本事業においても採用致しました。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果（鳥類：ミゾゴイ）について</li> <li>・建設機械の稼働 8 行目→以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測する。について。</li> <li>以下の内容から、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。</li> <li>・飛翔が可能な本種の移動能力及び非改変区域の利用を妨げないような環境保全措置を実施することから周辺環境の利用が可能と考えられること</li> <li>・「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」措置により、本事業で確認された巣と建設機械の稼働範囲との距離が離れることで、繁殖への影響が小さいと考えられること</li> <li>・評価された低騒音型の建設機械を使用する、その集中稼働を避ける等、その効果が評価されている環境保全措置を実施すること</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果（鳥類：ミゾゴイ）について</li> <li>・造成等の施工による一時的な影響 3～4 行目→当初の事業計画の見直しにより、出来る限り生息環境への影響の回避を図ることで巣から改変区域が離れるため、繁殖への影響も小さいと考えられる。について。</li> <li>回避については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」措置において実施しております。具体的な位置は本種の保全の観点から申し上げられませんが、本種の営巣地を含む谷地形の範囲の改変を回避致しました。生息環境の回避となる根拠としては、「ミゾゴイの保護の進め方」（平成 28 年 6 月、環境省）における本種の生息環境の特徴や、専門家等の助言の内容等を参考にしております。出来る限りという言葉は、事業の計画規模や内容を勘案した場合に事業者の事項可能な範囲内で可能な限りの措置であることを意図しており、その程度や数値は、準備書の 2-15(16)にお示ししております。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果（鳥類：ミゾゴイ）につ</li> </ul>

意見概要	事業者見解
<p>体的に計画と運行管理方法を提示してください。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用資材等の搬出入 9~10 行目→「建設発生土を原則場内で有効利用し、場外への運搬車両を低減する」等の措置を講じることにより、出来る限り本種の生息環境への影響を低減する。について。</li> <li>→低減するとは、元々ほどのくらの想定の数値を、どのくらいまで低減するのでしょうか？ 具体的な数値を提示してください。</li> <li>また、その低減措置が本種の生息環境への影響をどの程度低減できるのでしょうか？また、生息調査を実施していないのに、どうやって影響低減できるのでしょうか？生息環境への影響を低減できる根拠のデータや数値を提示してください。</li> </ul> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用資材等の搬出入 12 行目→以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測する。について。</li> <li>→以上のことからの項目に、生息環境への影響は小さいと予測する根拠が不明です。上記の根拠となる数値やデータを提示した上で評価及び予測のやり直しをしてください。</li> </ul> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働 1 行目→建設機械の稼働に伴う騒音により、忌避行動が生じると考えられる。について。</li> <li>→忌避行動は繁殖失敗に繋がる行動の一部になるのではないのでしょうか？ そうならないのであれば、その根拠を提示してください。</li> <li>根拠を提示できないのであれば、忌避行動を連想することは避ける代案を提示してください。</li> <li>繁殖しているかの調査は実施したのでしょうか？ していないのであれば、その調査も実施の上で評価のし直しをし忌避行動が発生しない代案を提示してください。</li> </ul> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働 3~4 行目→当初の事業計画の見直しにより、出来る限り生息環境への影響の回避を図ることで巣から改変区域が離れるため、繁殖への影響も小さいと考えられる。について。</li> <li>→事業計画のどの部分で生息環境への影響の回避を図るように見直しをしたのでしょうか？ また、その見直した計画が生息環境への影響の回避となる根拠のデータを提示してください。そして、できるかぎり、とは、どの程度の回避を想定しているのかを根拠と数値で同時に提示してください。</li> </ul> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働 5~7 行目→「計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける」等の措置を講じることにより、について。</li> <li>→計画的かつ効率的な工事計画とは、どのような計画なのでしょう？効率的とは、どこがどのように効率的なのでしょう？具体的に提示してください。</li> <li>建設機械の集中稼働を避ける、とは、どの程度の集中を避けるのでしょうか？具体的な数値を提示してください。</li> </ul> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働 7 行目→出来る限り本種の生息環境への影響を低減する。について。</li> </ul>	<p>いて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等の施工による一時的な影響 5 行目→「非改変域への立ち入りを制限し、作業員等による人為的圧力を最小限に留める」について。 立ち入りの影響の具体的な数値のデータはありませんが、原則、改変区域以外には立ち入らないよう工事業者に指導する計画としております。また、この環境保全措置は他の環境影響評価事例で取り入れられており、その効果が評価されているものと考えられることから、本事業においても採用致しました。</li> </ul> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等の施工による一時的な影響 6~7 行目→「太陽光パネルの設置箇所下部を含む造成箇所について、地域の生態系に配慮した早期緑化を行い、植生の早期回復に努める」等の措置、について。 地域の生態系に配慮、とは、現在調査地域に生育している植物を中心とした緑化を行う、という意図になります。緑化計画の具体的な内容は、以下のとおりです。</li> <li>・造成の際、対象事業実施区域内の表土をはぎ取ることで発生した土を造成後の吹き付け材料として使用し、表土の中に含まれる種子・根茎が根付くことによる従来の対象事業実施区域周辺の植物相の再生に努める。</li> <li>・特に場外からの搬入土により盛土の造成工事を実施した箇所については、優先的に対象事業区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努める。</li> <li>・造成森林は、面積 800m<sup>2</sup>を計画しており、造成森林については、現地調査で把握された在来種の苗木を植林し、地域生態系の保全に配慮する。</li> <li>・緑化後の草刈りなどの維持管理は、遠隔操作により作業を行う草刈機により効率的に行う計画とする。</li> </ul> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等の施工による一時的な影響 7~8 行目→出来る限り本種の生息環境への影響を低減する。について。 事業者の責任による、ご指摘の箇所に記載している環境保全措置の確実な実施を想定しております。 影響の低減効果としては、原則、改変区域以外には立ち入らないよう工事業者に指導することにより非改変区域の利用を妨げないこと、早期緑化による在来植生の回復、土砂の流出や濁水発生の防止等が挙げられます。また、この環境保全措置は他の環境影響評価事例で取り入れられており、その効果が評価されているものと考えられることから、本事業においても採用致しており、効果の不確実性はないと考えております。</li> </ul> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果(鳥類:ミゾゴイ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等の施工による一時的な影響 9~12 行目→改変区域外の本種の採食環境の一部には、造成等の施工により濁水の流入が考えられる。 このため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、</li> </ul>

意見概要	事業者見解
<p>→前述の内容が、生息環境への影響を低減する、低減できる根拠について具体的にデータと共に提示してください。</p> <p>事業者が、過去、この案で生息環境への影響を低減することができた実績と経験はあるのでしょうか？</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について ・建設機械の稼働 8 行目→以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測する。について。</p> <p>→以上のことから項目に、生息環境への影響は小さいと予測する根拠が不明です。上記の根拠となる数値やデータを提示した上で評価及び予測のやり直しをしてください。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について ・造成等の施工による一時的な影響 3~4 行目→当初の事業計画の見直しにより、出来る限り生息環境への影響の回避を図ることで巣から改変区域が離れるため、繁殖への影響も小さいと考えられる。について。</p> <p>→事業計画のどの部分で生息環境への影響の回避を図るように見直しをしたのでしょうか？ また、その見直した計画が生息環境への影響の回避となる根拠のデータを提示してください。 そして、できるかぎり、とは、どの程度の回避を想定しているのかを根拠と数値で同時に提示してください。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について ・造成等の施工による一時的な影響 5 行目→「非改変域への立ち入りを制限し、作業員等による人為的圧力を最小限に留める」について。</p> <p>→最小限とは、どのくらいの事でしょうか？具体的な数値を提示してください。 また、どのくらいの立ち入りだと人為的圧力の影響がでるのでしょうか？その根拠となる具体的数値とデータを提示してください。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について ・造成等の施工による一時的な影響 6~7 行目→「太陽光パネルの設置箇所下部を含む造成箇所について、地域の生態系に配慮した早期緑化を行い、植生の早期回復に努める」等の措置、について。</p> <p>→地域の生態系に配慮したとは、どのような生態系のことでしょうか？具体的に提示してください。 配慮とは、どのように配慮するのでしょうか？具体策を提示してください。 早期緑化とは、何と比較して早期なののでしょうか？緑化とは、どのような内容なののでしょうか？それぞれ具体的に提示してください。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について ・造成等の施工による一時的な影響 7~8 行目→出来る限り本種の生息環境への影響を低減する。について。</p> <p>→できる限りとは、どの程度を想定しているのでしょうか？具体的に提示してください。 本種の生息環境への影響を低減するとは、前述の内容で生息環境への影響を低減できる根拠を提示してください。 また事業者は、同様の対策において経験と実績はあるのでしょうか？ない場合、この予測を実現できる可能性は低いのではないのでしょうか？</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について ・造成等の施工による一時的な影響 9~12 行目→改変区域外の本種の採食環境の一部には、造成等の施工により</p>	<p>上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の措置を講じる。この結果、造成等の施工により流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になると予測する。について。</p> <p>本種の餌資源としては、土壤動物の他、サワガニが挙げられ、サワガニの生息環境は濁水の入りによる影響が考えられたことから、予測として取り入れました。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について ・造成等の施工による一時的な影響 13 行目→以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測する。について。</p> <p>以下の内容から、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛翔が可能な本種の移動能力及び非改変区域の利用を妨げないような環境保全措置を実施することから周辺環境の利用が可能と考えられること</li> <li>・「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」措置により、本事業で確認された巣と改変区域との距離が離れることで、繁殖への影響が小さいと考えられること</li> <li>・早期緑化等、その効果が評価されている環境保全措置を実施すること</li> <li>・造成等の施工により流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になると予測され、本種の採食環境への影響は小さいと予測されること</li> </ul> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について ・地形改変及び施設の存在 1 行目→営巣地の位置やその周辺の植生等から、について。</p> <p>「ミゾゴイの保護の進め方」(平成 28 年 6 月、環境省)においては、「営巣地周辺の採食環境が良好であれば、営巣地から比較的近い範囲で餌を捕るものと考えられる」とあり、また採食環境としては、林床を歩いて餌を探す他、谷を流れる沢でサワガニ等を捕ることが知られております。これに対し、本事業で確認された巣の谷地形は、いずれも落葉広葉樹林又は針葉樹林で囲まれており、また付近には小規模な沢が存在しています。以上の結果から、確認された巣周辺は本種にとって良好な採食環境であると考えられ、繁殖環境は営巣地周辺、具体には巣を含む谷地形とその下部を流れる沢であると考えました。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について ・地形改変及び施設の存在 1~2 行目→本種の繁殖のために保全すべき区域 (営巣地及び採食環境を含む繁殖環境) は、営巣地を含む谷地形とその下部に位置する沢であると考えられる。について。</p> <p>「ミゾゴイの保護の進め方」(平成 28 年 6 月、環境省)においては、「営巣地周辺の採食環境が良好であれば、営巣地から比較的近い範囲で餌を捕るものと考えられる」とあり、また採食環境としては、林床を歩いて餌を探す他、谷を流れる沢でサワガニ等を捕ることが知られております。これに対し、本事業で確認された巣の谷地形は、いずれも落葉</p>

意見概要	事業者見解
<p>濁水の流入が考えられる。</p> <p>このため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の措置を講じる。この結果、造成等の施工により流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になると予測する。について。</p> <p>→この内容が、本種の生息環境への影響とどのような関係性があるのかデータと根拠を提示してください。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類: ミゾゴイ) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等の施工による一時的な影響 13 行目→以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測する。について。</li> <li>→以上のことからの項目に、生息環境への影響は小さいと予測する根拠が不明です。</li> <li>上記の根拠となる数値やデータを提示した上で評価及び予測のやり直しをしてください。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類: ミゾゴイ) について</li> <li>・地形改変及び施設の存在 1 行目→営巣地の位置やその周辺の植生等から、について。</li> <li>→営巣地の位置やその周辺の植生等とは、具体的にどのような植生のことでしょうか？</li> <li>具体的に提示してください。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類: ミゾゴイ) について</li> <li>・地形改変及び施設の存在 1~2 行目→本種の繁殖のために保全すべき区域 (営巣地及び採食環境を含む繁殖環境) は、営巣地を含む谷地形とその下部に位置する沢であると考えられる。について。</li> <li>→そのように考える根拠となる現地での調査結果やデータを提示してください。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類: ミゾゴイ) について</li> <li>・地形改変及び施設の存在 4~5 行目→地形の改変及び施設の存在により、本種の繁殖環境の一部が消失する。について。</li> <li>→地形の改変及び施設の存在により、本種の繁殖環境の一部が消失する、の一部とはどこのどの程度の面積になりますか？具体的に数値を提示してください。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類: ミゾゴイ) について</li> <li>・地形改変及び施設の存在 4~5 行目→このため、当初の事業計画の見直しにより、繁殖環境の改変を回避する。について。</li> <li>→どこをどのように改変するのでしょうか？具体的に提示して説明してください。また、その改変で繁殖環境の改変が回避できる根拠を提示してください。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類: ミゾゴイ) について</li> <li>・地形改変及び施設の存在 6~8 行目→また、予測地域全体の本種の生息環境の改変率は下表のとおり、18.90%から 15.38%まで軽減される (6.67ha の改変回避) (図 8-1-4-15 参照)。生息環境面積 (ha) 改変面積 (ha) 改変率 (%) について。</li> <li>→この改変率、改変面積で繁殖環境の改変を回避できる根拠を提示してください。</li> <li>改変する面積が多少減って部分回避しただけで、改変の「回避」にはなっていません。</li> <li>改変が回避されるよう代案を提示してください。</li> <li>また、この改変率でミゾゴイの生息環境への影響を回避できる根拠を提示してください。</li> <li>また予測地域全体の本種の生息環境は、どのようにし</li> </ul>	<p>広葉樹林又は針葉樹林で囲まれており、また付近には小規模な沢が存在しています。以上の結果から、確認された巣周辺は本種にとって良好な採食環境であると考えられ、繁殖環境は営巣地周辺、具体には巣を含む谷地形とその下部を流れる沢であると考えました。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類: ミゾゴイ) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形改変及び施設の存在 4~5 行目→地形の改変及び施設の存在により、本種の繁殖環境の一部が消失する。について。</li> <li>本種の繁殖環境の一部が消失する、という文言は事業計画の見直し前の時点の状況を説明しております。この当初計画の状況を踏まえて、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」措置を講じることにより、営巣地を含む谷地形とその下部に位置する沢の改変を回避致しました。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類: ミゾゴイ) について</li> <li>・地形改変及び施設の存在 4~5 行目→このため、当初の事業計画の見直しにより、繁殖環境の改変を回避する。について。</li> <li>回避については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」措置において実施しております。具体的な位置は本種の保全の観点から申し上げられませんが、本種の営巣地を含む谷地形の範囲の改変を回避致しました。生息環境の回避となる根拠としては、「ミゾゴイの保護の進め方」(平成 28 年 6 月、環境省)における本種の生息環境の特徴や、専門家等の助言の内容等を参考に設定した、本種の繁殖環境を基準にしております。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類: ミゾゴイ) について</li> <li>・地形改変及び施設の存在 6~8 行目→また、予測地域全体の本種の生息環境の改変率は下表のとおり、18.90%から 15.38%まで軽減される (6.67ha の改変回避) (図 8-1-4-15 参照)。生息環境面積 (ha) 改変面積 (ha) 改変率 (%) について。</li> <li>本種の繁殖環境の改変回避については、実際の繁殖の痕跡となる巣の位置を踏まえて設定した範囲 (営巣地を含む谷地形とその下部に位置する沢) を基に評価しております。一方、確認された本種の営巣地付近のみでなく、他所での繁殖・利用も想定して、調査地域全体における本種の潜在的な生息環境と改変区域の位置関係を考慮した予測が、表にお示しした改変率となります。これについては、6.67ha の改変をやめることにより、影響の低減を図っております。本種の生息環境は表にお示ししたとおり、調査地域に占める落葉・常緑広葉樹林及び針葉樹林の面積となります。なお、生態系においては、本種の営巣環境の好適性の他、さらに餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採食環境としての好適性も含めた、生息環境の定量的な予測・評価を実施しております。</li> <li>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類: ミゾゴイ) について</li> <li>・地形改変及び施設の存在 10~12 行目→改変区域外の</li> </ul>

意見概要	事業者見解
<p>て算出したのでしょうか？その根拠を提示してください。</p> <p>ミゾゴイの行動圏、繁殖などの観察調査の実施をして予測地域全体の本種の生息環境を正確に割り出し提示してください。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について</p> <p>・地形改変及び施設の存 10～12 行目→改変区域外の本種の採食環境の一部には、地形の改変及び施設の存在により濁水の流入が考えられる。</p> <p>このため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の措置を講じる。について。</p> <p>→一旦貯留し、とは、台風や豪雨などの時にも貯留可能なのでしょうか？貯留可能と判断する根拠のデーター、雨量調査を含め提示してください。</p> <p>土粒子を十分に沈殿させたのちの、十分とは、どの程度のことでしょうか？具体的数値で提示してください。</p> <p>これも台風や豪雨の時に、この案が通用する根拠を提示してください。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について</p> <p>・地形改変及び施設の存 13 行目→この結果、造成等の施工により流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になると予測する。について。</p> <p>→流入する濁水の程度とは、どのように算出したのでしょうか？具体的数値を提示してください。</p> <p>現況で発生している程度とは、どのくらいの数値なのでしょうか？具体的数値を提示してください。</p> <p>また上記の改変案で、現況より濁水の程度が小さくなる根拠を具体的に提示してください。</p> <p>改変率が小さくなくても土壌環境、植林環境などによってその濁水度合いは異なると考えます。周辺の土壌環境、植林環境についても具体的に提示して、ミゾゴイの生息環境への影響を回避できる改変案を再度提示してください。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について</p> <p>・地形改変及び施設の存 13～14 行目→さらに、[フェンス等の設置範囲は最小限に留め、可能な限り連続した樹林を残存させる]等の措置を講じることにより、出来る限り本種への影響を低減する。について。</p> <p>→フェンス等の設置範囲は最小限に留めの、最小限とはどのくらいの範囲ででしょうか？具体的数値で提示してください。</p> <p>可能な限り連続した樹林を残存させるの、可能な限りとは、どのくらいのことでしょうか？</p> <p>具体的数値で提示してください。</p> <p>出来る限り本種への影響を低減するの、できる限りとは、どの程度のことでしょうか？具体的数値で提示してください。</p> <p>また、上記の対策でミゾゴイの生息環境への影響が低減できるという根拠やデーターを提示してください。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について</p> <p>・地形改変及び施設の存 16 行目→以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測する。について。</p> <p>→以上のことから項目が、ミゾゴイの生息環境への影響が小さくなる根拠が具体的に何も提示されていませんので、提示のうえで、再度説明してください。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について</p>	<p>本種の採食環境の一部には、地形の改変及び施設の存在により濁水の流入が考えられる。</p> <p>このため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の措置を講じる。について。</p> <p>調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。水の濁りについては、雨水流出係数をパネルを設置した状況で 1.0 とし、寄居地域気象観測所において記録された過去最大の降雨に基づくなど、厳しい条件で予測した結果、その影響は実行可能な範囲内で低減が図られ、及び国または地方公共団体による基準又は目標と整合するものと評価しております。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について</p> <p>・地形改変及び施設の存 13 行目→この結果、造成等の施工により流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になると予測する。について。</p> <p>流入する濁水の程度等、水の濁りの予測については、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成 11 年 11 月、建設省)を参考として実施しており、その内容は準備書の 8-1-2-1(564)～8-1-2-28(591)にお示ししております。現況で発生している程度(現地調査結果)も記載しております。また、雨水流出係数をパネルを設置した状況で 1.0 とし、寄居地域気象観測所において記録された過去最大の降雨に基づくなど、厳しい条件で予測しており、安全側をみた結果となっております。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について</p> <p>・地形改変及び施設の存 13～14 行目→さらに、[フェンス等の設置範囲は最小限に留め、可能な限り連続した樹林を残存させる]等の措置を講じることにより、出来る限り本種への影響を低減する。について。</p> <p>フェンスの設置範囲は現計画が最小限の範囲であり、準備書の 2-9(10)でお示した太陽光パネル用意について、フェンスで囲う予定です。また、残存させる樹林の規模については、準備書の 2-15(16)にお示ししております。可能な限りの程度は、現計画のフェンスの設置位置及び残存させる樹林の規模になります。各環境保全措置と本種の影響の具体的な数値のデータはありませんが、当初計画から残存樹林の面積を増やす措置について、その効果に不確実性はないと考えていることから、実施することにより本種への影響を低減できる、と予測しております。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について</p> <p>・地形改変及び施設の存 16 行目→以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測する。について。</p> <p>以下の内容から、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。</p>

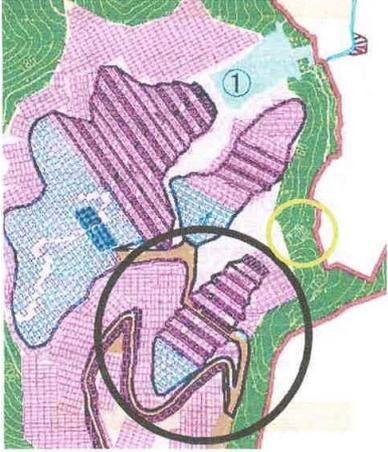
意見概要	事業者見解
<p>太陽光パネル等の撤去・廃棄 1 行目→太陽光パネル等の撤去・廃棄により、工事の実施時と同様な影響が生じると考えられる。について。</p> <p>→同様な影響が生じると考える根拠を提示してください。太陽光パネル等の撤去・廃棄を事業者は実施したことがあるのでしょうか？経験と実績がないのであれば、同様な影響と判断する根拠を提示してください。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について 太陽光パネル等の撤去・廃棄 2～3 行目→しかしながら、工事の実施時以上の地形の改変はされないこと、作業規模が工事の実施時よりも小さいこと、工事の実施時と同様の環境保全措置を講じることから、その影響は工事の実施時よりも小さいと予測する。について。</p> <p>→作業規模が工事の実施時よりも小さいと判断する根拠を提示してください。また撤去廃棄時の作業計画も具体的に提示して、小さいと判断する根拠を提示してください。太陽光パネル等の撤去・廃棄の経験も実績もない事業者が、その影響が工事实施時より小さいと予測する根拠を提示してください。</p> <p>●表 8-1-4-80(3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について 太陽光パネル等の撤去・廃棄 4～5 行目→なお、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行い、樹林植生の早期回復に努めることにより、本種の生息環境は現況程度まで回復すると予測する。について。</p> <p>→可能な限り在来種の樹木等による緑化をを行い、可能な限りとは、どのくらいでしょうか？ 具体的な数値を提示してください。在来種の樹木とは具体的に何でしょうか？ 樹林植生の早期回復に努めるの、早期回復とは、どのくらいの早期のことでしょうか？具体的な数値と早期に回復できる根拠も同時に提示してください。 本種の生息環境は現況程度まで回復すると予測するの、現況の生息環境、繁殖環境の調査は実施したのでしょうか？ その調査を実施せずに生息環境の把握及び予測はできませんので、しっかり環境省の保護指針に基づき調査を実施してから本件を再度説明してください。 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の繁殖の痕跡となる巣の位置を踏まえて設定した本種の繁殖環境について改変の回避が図られること</li> <li>・確認された本種の営巣地付近のみでなく、他所での繁殖・利用も想定して、調査地域全体における本種の潜在的な生息環境について、6.67haの改変をやめることにより、影響の低減を図ること</li> <li>・地形改変及び施設の存在により流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になると予測され、本種の採食環境への影響は小さいと予測されること</li> <li>・樹林の連続性への配慮等、その効果に不確実性はないと考えられる環境保全措置を実施すること</li> </ul> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について 太陽光パネル等の撤去・廃棄 1 行目→太陽光パネル等の撤去・廃棄により、工事の実施時と同様な影響が生じると考えられる。について。 解体撤去工事における建設機械、工事用車両の台数等の工事計画は、準備書の 2-20 (21)～2-26 (27) にお示ししており、使用する主要機械や作業面積が同様であることから、生じる影響も同様であるとしています。</p> <p>●表 8-1-4-80 (3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について 太陽光パネル等の撤去・廃棄 2～3 行目→しかしながら、工事の実施時以上の地形の改変はされないこと、作業規模が工事の実施時よりも小さいこと、工事の実施時と同様の環境保全措置を講じることから、その影響は工事の実施時よりも小さいと予測する。について。 解体撤去工事における建設機械、工事用車両の台数等の工事計画は、準備書の 2-20 (21)～2-26 (27) にお示ししており、使用する建設機械の台数等が工事の実施よりも相当数少ないことから、作業規模は工事の実施時よりも小さいとしております。</p> <p>●表 8-1-4-80(3) 予測結果 (鳥類：ミゾゴイ) について 太陽光パネル等の撤去・廃棄 4～5 行目→なお、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行い、樹林植生の早期回復に努めることにより、本種の生息環境は現況程度まで回復すると予測する。について。 撤去箇所の緑化については、現地調査により把握された在来種の苗木による植林等を考えております。具体的な本数等は、今後工事の詳細な施工計画を策定していく段階で検討してまいります。なお、パネルの設置箇所は現状で草地環境が広範囲に広がっており、これらが樹木に置き換わることは本種にとって好適な環境になるものと考えております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>[サンバ・ミゾゴイ編]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希少種サンバの絶滅を防ぐため更なる検討を要求します。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. サンバの柔軟性を期待しているようですが、それを示す具体的なデータ提示を求めます:サンバは里山の鳥、人間活動のすぐそばで繁殖していることが多いのは事実ですが、山村農民の農耕作業等と御社の山を削ったり、谷を埋めたりの大規模工事、埃を立て騒音、地響きを伴う重機作業・ダンプカーの往来は同等とは思えません。どこかにサンバをうまく移転できたとか、当該開発工事と同等規模で悪影響がなかったと報告した論文、検証された例があるのであれば示して頂きたい。なければ、サンバの柔軟性を期待することはできません。</li> <li>2. サンバの餌場創生案を具体的に述べてください:鳥類専門家から御社に検討を求められている一種のピオトープ構想と思われます。効果的な餌場と止まり木を業者が作り、草地の手入れをしたり、協力金を支払ったりするのであれば、評価する場合がありますが、規模、維持期間、設計、検証調査等の提示が必要でしょう。</li> <li>3. サンバ営巣地保全計画に営巣木利用範囲を反映してください:営巣木は繰り返し利用したり、場所を変更したり、なわばりの範囲の中で鳥自信が決定すると想像しますが、利用範囲について、これまでの複数年の調査データをお持ちでしょうか。ご提示ください。もし、データ不足と見なされれば、工事の前に取得してください。さらに他所での営巣木利用範囲測定例を調べ保全計画に反映してください。営巣木の変更を想定し、その外周から最低 500m の範囲で保全する必要があると考えますが如何でしょうか。現在 3 ペアが利用する開発地のひとまわり大きな場所が保全対象区域となるように考えます。サンバは特にアカマツに営巣することが多いようです。近年、アカマツの衰弱が懸念されております。なわばりの範囲に利用可能な営巣木が何本あるか把握し、保全計画に組み込む必要があると考えます。</li> <li>4. ミゾゴイに係るデータが古巣の確認及び鳴き声のみと極めて乏しい状態です。更なる調査を求めます:営巣地確認が必要であるとの鳥類専門家助言があります。「ほぼ日本のみで繁殖するサギであり、繁殖環境の減少は森林の伐採、土地の開発、整備に伴う造成等で生じてきた」と環境省編「ミゾゴイの保護の進め方(案)平成 28 年 3 月」に記載されています。御社事業が繁殖環境の減少を引き起こすことになる悪い事例とならぬよう最善の調査実績を見せてください。</li> <li>5. 開発予定地をサンバ・ハチクマ等希少種猛禽類、ミゾゴイ等その他の希少種研究に提供、世に貢献することを求めます:例えば、現在のサンバペアの子孫たちがどのように隣接した土地あるいはそれ以外の場所にそれぞれなのわばりを構えるのか、3 ペアがどのように共同利用しているのか、人間との共存・棲み分けなど。里山生態系を詳しく調査一研究する場所としてこの開発予定地を提供していただくことは、人間の知識を肥やし、種を絶滅から守ることにつながり、御社が SDGs 分野で世の中に大きく貢献するチャンスとなるでしょう。トヨタ自動車(株)が豊田市・岡崎市で展開している里山と生き物調査プロジェクトが一例です。</li> </ol>	<p>サンバについては、人間活動のすぐそばで繁殖することを予測の根拠にしている訳ではなく、工事の実施時及び施設の供用時における環境保全措置により本種への影響を回避・低減することを前提としております。具体的には、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置により、本種の営巣中心域の改変を出来る限り回避・低減する計画としました。また、工事の実施時には、「工事関係車両の走行ルートは旧作業道を基本とし、樹林環境の分断をできる限り小さくする」「建設発生土を原則場内で有効利用し、場外への運搬車両を低減する」「非改変区域への立ち入りを制限し、作業員等による人為的圧力を最小限に留める」「工事工程を調整し、猛禽類であるサンバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する」等の環境保全措置を実施し、本種の生息環境に配慮してまいります。開発工事等によるサンバへの影響は、国土交通省が実施した事例等が整理されておりますが、各種事業の規模を比較することは難しいと考えております。このため、本種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努める計画としております。</p> <p>サンバの餌場について、ご指摘の「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」措置は、事業者により実施する計画としております。また、その結果等は、上記に挙げた事後調査により把握してまいります。</p> <p>サンバの営巣木について、猛禽類調査の調査期間は、調査方法等を明記した調査計画書段階で埼玉県及び経済産業省の審査を経て 1 営巣期を計画してまいりました。一方、準備書に記載したとおり調査の結果サンバをはじめとした猛禽類の繁殖が確認されたことから、第 2 営巣期の調査を実施することと致しました。この調査により各ペアの営巣木の変更も把握するとともに、その結果は評価書において記載し、必要に応じて予測・評価を見直し、本種への影響のさらなる低減に努めてまいります。</p> <p>ミゾゴイについて、営巣地確認調査で確認された巣は、その年に利用された可能性もあること、本種は過去に繁殖した場所近辺に営巣する傾向があることから古巣を含めたその位置は重要な情報であると考えております。また、本種については、動物の項目の他、生態系の項目において、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。また、予測・評価は調査地域全体を対象とし、確認された本種の営巣地付近のみでなく、他所での繁殖・利用も想定して調査地域全体における本種の生息環境と改変区域の位置関係を考慮しております。そのうえで、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置を講じることにより、</p>

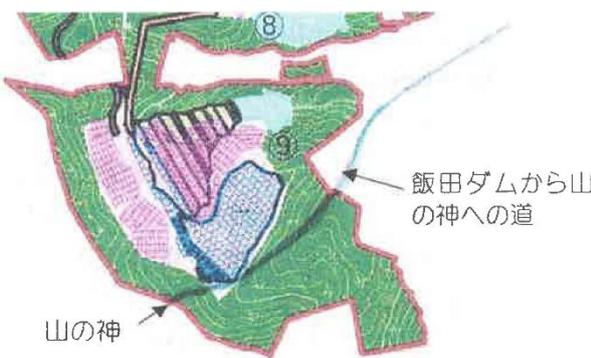
意見概要	事業者見解
	<p>確認された本種の巣がある谷地形の改変を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としました。その結果、本種の生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>上記に記載した今後の事後調査の結果は環境影響評価手続きに従い適切に公表し、ご意見頂いたように今後の知見としての活用等も想定しながら、その内容の検討に努めてまいります。</p>
<p>[景観変化CGと町の魅力編]</p> <p>1. 開発計画地の改変をコンピュータ・グラフィック等でわかりやすく説明してください:計画地の周辺に住むたくさんの人たちは、どのようにこの地が変貌するのか未だ理解できないしております。これまでの説明会の口頭説明、配布資料の図面、準備書等に掲載されたものの、その多くは専門的で一般人の想像と理解を超えています。一般の人が分かるよう御社の高度技術を駆使したコンピュータグラフィックやアニメーションで計画されている改変を映像で示してください。例えば、グーグルアースのように上空から俯瞰する画像、ストリートビューのように登山道、林道、作業道、山麓道、太陽光パネル設置場所、変電所、パワーコンディショナ設置場所などを歩くときに見える風景疑似体験ができるよう工夫をしてください。</p> <p>2. 官ノ倉山一小川町の自然のシンボルを壊さないでください:官ノ倉山は小川町駅から歩いて登れる山として昔から愛されてきました。四季をつうじて家族登山、グループ登山、単独行に良く、気軽に登れ、眺望よく、街や山村歩きと組み合わせるとても良い山です。都内から電車で片道千円未満、小川町駅まで1時間程度で到着できるので便利なアクセスの山です。コロナ禍で遠出できなかった過去2年間でも。登山道で出会う人々や、登山口駐車場の様子などから人気の高い山であり、健康維持に貢献できる価値の高い山であることが想像できます。大変迷惑ですからこの山の今の姿を壊さないでください。残土で谷を埋められ、尾根や峰は削りとられ、太陽光パネルで覆われた山となれば登山の価値はもはや見出せません。登山ガイドブックから抹消され。小川町民憲章の筆頭「自然を愛し、環境をととのえ、美しい街をつくりましょう」に恥じる存在となるでしょう。御社の土地だから開発は自由という考えはあまりにも身勝手です。小川町の里山と調和した環境が好きで移住したひとはわたしを含め落胆するでしょう。将来そのような移住者はなくなり、魅力少ない町となるでしょう。</p>	<p>環境影響評価準備書の第8章8-1-7 景観におきまして、主要な眺望景観について、フォトモンタージュ法による視覚的な表現方法により、景観の変化について予測をしました。見晴らしの丘公園、県立小川げんきプラザ、官ノ倉山、石尊山、笠原集落、栃本親水公園からの眺望に、対象事業実施区域をコンピュータ上で重ね合わせ、改変した状況をお示しし、イメージできるように致しました。</p> <p>官ノ倉山ハイキングコースにつきましては、対象事業実施区域と交差している地点がありますが、利用者が自由に通行できるようフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから隔離する、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。</p> <p>また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人を隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p>

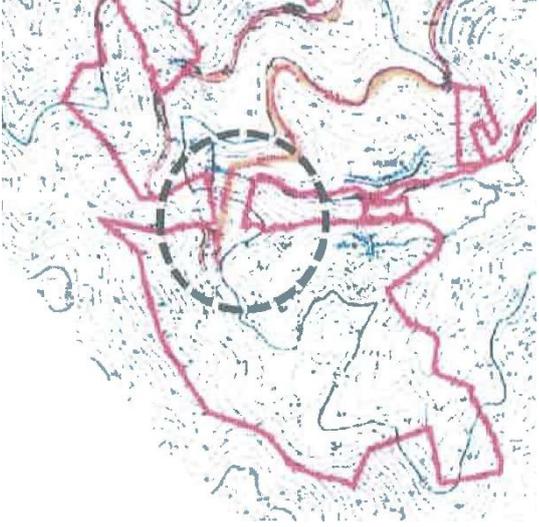
意見概要	事業者見解
<p>1. 石尊山の登山道について 道路新設工事中は、登山道が使えない！</p> <p>準備書に「計画道路とハイキングコースが交差する地点は、「利用者が従来通りに通行できるようにする」「工事時間は、交通安全のため警備員を常駐させる」と書いてあるが、道路新設工事中のことには触れていない。計画されている道路は、ハイキングコースの登山道から見上げる斜面の上部に作られる計画であるため、道路新設工事中は極めて危険なため立ち入ることはできない。登山道が使えないとなると石尊山に登れません。かつてのプリムローズの開発の時の「橋を架ける工事中」は仮設の登山道を使ったようだが、今回はどのようにするのですか。詳しい工事計画、設計図、迂回路計画をお答えください。また、「利用者が従来通りに通行できるようにする」と書いてあるので、一日たりとも「工事中につき通行止め」ということはしないでください。</p>  <p>2. ハイキングコースの景観について ダンプの通行する林道是最悪な景観！</p> <p>1の「石尊山の登山道」で述べたダンプの通行する林道に変貌する登山道について「景観」の環境影響評価がされていない。本来静かな山道を楽しむために訪れる登山客にとって「ダンプの通行する林道」は、最悪な景観となります。このハイキングコースは小川町の大切な財産です。この場所の「景観」「騒音」の環境影響評価をしてください。</p>	<p>官ノ倉山ハイキングコースにつきましては、対象事業実施区域と交差している地点がありますが、利用者が自由に通行できるようフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから隔離する、工事後は可能な限り現地発生表土の撤きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。</p> <p>また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人を隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p> <p>ハイキングコースと対象事業実施区域の交差する地点は、眺望がひらけない地点であることを確認しておりますため、主要な眺望点及び日常的な視点場としての選定は行っておりません。</p> <p>騒音につきましては、当該区域を含む地象事業実施及びその周辺に関して、建設工事及び解体工時の予測を行いました。</p>
<p>3. 石尊山山頂での騒音について 小川町の経済損失にもつながる</p> <p>石尊山山頂での騒音は、どのくらいなのか。</p> <p>ダンプの通行する音(一日に 157 台)、造成工事をする重機の音など高いところではよく聞こえる。静けさを楽しむ登山に騒音は最悪である。多くの登山客は、官ノ倉山、石尊山に来なくなることでしょう。官ノ倉山、石尊山は短時間で登れる山のため、下山後、小川の町中や吉田家住宅などを楽しんでから帰る登山客が多い。小川町の経済にも大きな打撃です。</p> <p>この場所の「騒音」についての環境影響評価をしてください。</p>	<p>騒音につきましては、当該区域を含む地象事業実施及びその周辺に関して、建設工事及び解体工時の予測を行っておりますが、石尊山付近の騒音は、建設工事のピーク時で 57～60dB、解体撤去工事のピーク時で 45～50dB と予測しております。</p> <p>建設機械、解体機械の稼働に伴う騒音は昼間の時間帯にのみ発生する一時的な影響であり、低騒音型の機械の使用に努める、建設機械のアイドリングストップを徹底するなどの環境保全措置、配慮をすることによって、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
<p>4. 土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定されている 飯田の「北久保沢」「道前沢」、笠原の「中ノ沢」、栃本の「桜沢川」について土砂災害警戒区域、特別警戒区域の上流の谷に「残土を埋め立てる」ということは危険を増すことです。温暖化の影響で気候の激しさを増す今日、埋め立てた土地が台風などの災害に耐えることができるのか疑問です。国の定める基準を満たしていれば大丈夫と</p>	<p>対象事業実施区域の変更区域内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は含まれておりませんが、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重</p>

意見概要	事業者見解
<p>は手放して思えません。谷は谷になる必要があったから谷になったのです。自然の力の大きさを侮ることはできない。埋立地の土砂崩れがあった場合、小川エナジー合同会社、またはその代表が全責任をとることを確約してください。「会社がなくなりました」「代表の死去」さいたま小川メガソーラーの計画が途中でできなくなったなどの理由で責任逃れをしないよう約束してください。</p>	<p>を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>
<p>5. 自然破壊と災害の増大</p> <p>木を切って、お金の儲かる残土で谷を埋め、96000枚の太陽光パネルで山を埋め尽くし、自然破壊である。災害の危険を増大する。何かカーボンニュートラルなのか。森林が二酸化炭素を吸収してくれているのにその森林を切ってしまったら、本末転倒です。</p> <p>敷地内にある現在の森林の二酸化炭素の吸収量と森林を切った後の二酸化炭素の吸収量の比較をしてください。いい加減な数値ではなく、きちんとした数値で詳しく答えてください。わかりやすく答えてください。</p>	<p>森林の二酸化炭素吸収量との比較等は行っておりませんが、再生可能なエネルギーによる発電で、化石燃料による発電量を低減させることができれば、温室効果ガスの低減に貢献できるものと、事業者として考えております。</p>
<p>6. 残土を埋め立てる必要性があるのか</p> <p>太陽光発電のために山を平らにしたいのなら山を崩して谷に埋めればいわけで、よその土地の残土を持ってきて谷を埋めるといった必要性がない。なぜ残土を運び込まなければならないのか、理由が知りたい。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>今回の計画では、森林伐採を極力低減するため残置森林を49.7%確保(法令では25%)としており、改変部分を少なくしていることから、切土量を増やすことが制限され、ある程度の客土搬入を行わざる負えないものと判断しました。</p>
<p>7. 埋め立てをするための「他所から運び込まれる残土ゼロ」案がない</p> <p>埋め立ての残土の量が少なくなるB案を選択したと書いてあるが、「残土埋め立てゼロ」という案を検討していただきたい。計画図にある太陽光発電のパネルは、かなり急な斜面にも設置予定ですね。平らにする必要性がないのではないですか。「他所から残土をわざわざ運び込む必要性はないと思います。</p> <p>計画書に対する知事意見書には「造成(盛土・切土)計画について複数案を示し」と書いてあるが、もともとのA案にB案を検討しただけ。一つの案を加えるのが複数案を示すことになるのでしょうか。「残土埋め立てゼロ」という案を検討してください。</p>	
<p>8. かが工法の小さな堰堤</p> <p>図に黒丸で示したところにある盛土はどのくらいの量の残土が入るのでしょうか。かなりの量の残土が盛土されるように見えます。この盛土の排水を①の貯水池にする計画のようですが、計算上は問題ないのかもしれない。しかしながら、異常気象による大雨などでこの排水機能が壊れた時、土砂の流出が心配です。図に黄色丸で示した場所にあるのは、かが工法の小さな堰堤だけです。この堰堤の評価をしてください。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>また、調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。蛇籠について本事業においては、利用する計画とはなっておりません。</p>

意見概要	事業者見解
	
<p>9. 毎日 150 台ものダンプが 3 年に亘り排気ガスをばらまく</p> <p>毎日 150 台ものダンプが残土を 3 年に亘り運び込む、遠いところから走行してくるとガソリン代はかかりますし、排気ガスは出るし、エコじゃないですね。太陽光発電は CO2 が出ないきれいな発電なはずですが、毎日 150 台ものダンプの排気ガスがばらまかれるのでは問題が多いです。どのくらいの量の排気ガスが出るのか、数値を出してください。</p>	<p>排気ガス量としての算出はしておりませんが、排気ガスに含まれる汚染物質がどのくらい排出され影響を及ぼすかを、大気質の項に記載しております。予測結果は環境基準等を満足しているため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>10. 人と自然とのふれあいの活動の場 官ノ倉山登山コースは利用が多い</p> <p>安戸から官ノ倉山に登るコースの現地利用状況で「(2019/11/21) (2020/8/4)においては、利用者は確認されなかった」とあるが、本当ですか。何時から何時までの調査でしょうか。</p> <p>朝、安戸から毎日登っている人がいます。</p> <p>笠原登山口の駐車場は、土日休日はいつも満車です。電車で訪れる登山者も多いです。また初日の出を拝むため、元旦は 50 人以上の人が石尊山に登ります。</p> <p>土日休日の調査がされていない、もう一度、調査をしてください。</p>	<p>調査は、基本的に 1 地点に 1 日いて調査をするのではなく、他の地点も含めて数日にわたり調査を実施しております。</p> <p>ご指摘のとおり、土日休日等に利用者が多くなると考えられることや、調査時に利用者がいなかったこともあります。調査は 1 年 (4 季) にわたり実施しており、他の調査日には利用者が確認されております。その中で、利用者の状況は把握できていると考えております。</p>
<p>11. 猛禽類であるサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響</p> <p>「工事工程を調整し、猛禽類であるサシバ、ノスリ、ハチクマの繁殖への影響に配慮する。」と書かれているので、当然繁殖期の 3 月下旬から 8 月までは、「計画地道路を大型トラックが通行しない」「大型重機を動かさない」ということですね。「サシバの B ペアは巣と走行ルートが近い」と書いてあります。ということは、工事車両の走行ルート上はサシバの飛翔ルートと重なっているということですね。繁殖期の 3 月下旬から 8 月上旬までは、計画地道路の大型トラック通行をしない。という調整を検討してください。</p>	<p>ご指摘の環境保全措置については、対象種の営巣地付近の工事について、特に対象種の感受度が高いと考えられる時期の開始を避ける、工事の作業量を段階的に増やしていく等の措置を考えております。詳細な内容につきましては、埼玉県や経済産業省の審査等を踏まえて検討してまいります。</p>
<p>12. 鳥類の予測結果でよく書かれている言葉について</p> <p>「対象事業実施区域外及び改変区域外に本種の生育環境が存在することから、その範囲への移動・利用が可能であると想定される」</p> <p>サシバやミズゴイなどの個体数が減っているのは、この言葉を使い多くの開発を進めているから、どんどん生育環境が失われていると推測します。開発地の周りに生育環境があってもそれは、ほかの個体が使って</p>	<p>サシバ及びミズゴイについては、調査地域での繁殖の継続を最優先に、環境保全措置等を検討しております。</p> <p>サシバについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置により、本種の営巣中心域の改変を出来る限り回避・低減する計画としました。また、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境とし</p>

意見概要	事業者見解
<p>いることでしょう。開発される場所に生育している個体は環境を失い生息できなくなります。開発地の周りに生育環境のサシバ、ミゾゴイなどの環境影響評価の調査をしてください。その環境に「ほかの個体もない」「十分にえさとなる生物が生育している」「巣を作る環境がそろっている」など生物調査のプロとして考えられる限りの必要な環境影響評価をして、その地が生育可能であるとの証明を出してください。</p> <p>それがない限り、この事業の計画地を利用している3つがいのサシバは、今後、生育環境を失う可能性が大きいと言わざるを得ません。「対象事業実施区域外及び変更区域外に本種の生育環境が存在する」の証明をして下さい。</p>	<p>での利用を促す」等の環境保全措置を講じ、施設の供用時においても出来る限り繁殖環境への低減を図る計画としております。さらに、本種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>ミゾゴイについては、動物の項目の他、生態系の項目において、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壤動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。また、予測・評価は調査地域全体を対象とし、確認された本種の営巣地付近のみでなく、他所での繁殖・利用も想定して調査地域全体における本種の生息環境と変更区域の位置関係を考慮しております。そのうえで、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置を講じることにより、確認された本種の巣がある谷地形の改変を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としました。その結果、本種の生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>13. オニシバリ及びミゾコウジュの移植について</p> <p>「工事着工前に、オニシバリ及びミゾコウジュを対象事業実施区域内の影響を受けない生育環境へ移植し、保全区域を設ける。」とあるが、具体的に移植方法、保全区域の環境を詳しくお答えください。もし、計画が実行されるときは、その後の経過報告など知らせてください。</p>	<p>植物の移植については、対象種又はその近縁種の生態を把握するとともに、その移植事例を参考として適切な実施時期や手法を十分に検討し、段階的な移植等も含めて、その効果が発揮されるよう努めてまいります。また、移植後は事後調査を実施し、その効果を検証するとともに、調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表してまいります。</p>
<p>14. 飯田地区にある「小川町里山クラブの体験広場」のホタルについて</p> <p>里山クラブは、「里山の林の手入れ」「紙の原料の楮畑の手入れ」「林の手入れで切った木でキノコを栽培」「もち米を植え、収穫し、餅つき」など里山の体験をしているクラブです。</p> <p>その大事な「体験広場」の上流に計画されている「メガソーラー」。太陽光発電パネルを設置する前、谷に「大量の残土」を盛土しようとしています。6月中旬から下旬の広場には、たくさんのホタルが飛び交います。飯田川本流、笠原川、桜沢川にもホタルはいます。蛍はきれいな水でないと生育できない。上流の改変は蛍に多大な影響を与えます。かつてのプリムローズカントリー倶楽部の開発工事による改変で、ホタルは激減しました。これ以上減らさないためにも濁水が流入しない施工の方法など詳しくわかりやすく説明をしてください。</p>	<p>人間活動がみられる日常的な降雨である平均降雨強度3.0mm/時において、各調整池の排出口での予測結果と、降雨時の現地調査で確認された浮遊物質量との比較したところ、調整池排出口からの浮遊物質量は河川の値と同程度もしくは低くなっていることが確認できました。これは、調整池が土粒子を沈殿させるのに十分な規模を持っていることによります。</p> <p>このように、調整池により、実際に確認された降雨時の河川の濁りと同程度か低い値まで浮遊物質量を低下させること、また、調整池は、十分な沈砂機能の維持のため、定期的な確認を実施し、適宜浚渫を行うなどの環境保全措置を講じることから、水の濁りに係る影響は実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>15. 「飯田ダム」から「山の神」への山道について          工事中、工事後通行できるのか。この道は、町道なので通行できないと困ります。          この道は、造成工事の場所より低い位置にあるため工事中は非常に危険です。迂回路がないと困ります。          準備書では一切触れられていない。迂回路をどこに作るのですか</p> 	<p>山の神周辺は残地森林の区域となっております。土地改変等はなく、山道はそのままお使いいただけます。</p>
<p>16. 「飯田ダム」から「山の神」への山道の景観          この道は、歴史ある道です。隣の東秩父村安戸への行き来があった道です。現在でも山の神にはお神酒が供えられています。大切にされている場所ということです。「景観」の観点から、パネルのすぐ横を歩くという最悪な景観となります。しかしながら、プリムローズカントリー倶楽部ゴルフ場開発の時使用された残骸も残っており、この道は「景観」の点から今も美しいとは言えません。残骸の撤去と「景観」の環境影響評価してください。</p> 	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>17. 「山の神」の近くのパワーコンディショナーの騒音について          「山の神」は神聖な場所です。その近くにパワーコンディショナーが設置予定、騒音、低周波が気になります。どのくらいの騒音ですか。どれくらいの振動ですか。環境影響評価してください。</p>	<p>ご指摘の山の神近くにおいて騒音は 45dB 程度になります。また、低周波音についても現況と将来予測値の増加量は 0 のため現況と変わりません。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるなど環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>18. 急な斜面に新設される道路について          南西に位置する造成工事の計画地へアクセスするために作られる道路は非常に急な斜面に直登する計画だ</p>	<p>ボックスカルバートを敷設して幅 4m 程の重機道路を作りアクセスします。隣接地を切り崩すことはしません。</p>

意見概要	事業者見解
<p>が、どのような道路が作られるのですか。どのような工法ですか。</p> <p>隣接する土地の持ち主は、切り崩されたくないでしょう。切り崩すことによる不利益はどのように賠償するのでしょうか。</p> 	
<p>19. 環境影響評価準備書の図面が汚いので読み取れない</p> <p>8-1-3-11(610)のページの図面が汚いので読み取れない。もともとの図面も小さいので読み取れない。ほかの図面は数字がないものもあり、想像で読み取るしかない。</p> <p>盛土、切土の図面は数字の入った大きな図面を出してください。</p>	<p>8-1-3-11(610)の図につきましては、鉛直・水平方向の形状のイメージを把握するために記載いたしました。数値が少々小さくなっており、判読にご苦労をおかけしました点、お詫びいたします。先に示しました、断面形状のイメージをつかむために、ご使用いただければと存じます。</p>
<p>20. 環境影響評価準備書の説明会の告知について</p> <p>4月20日に小川町での説明会があると聞いたのは、直前の19日でした。19日より環境影響評価準備書の縦覧が始まるとの告知は県政だよりで読み知っていましたが、翌日に説明会があるとは書いてありませんでしたので知りませんでした。説明会のお知らせを各家庭の郵便受けにポストインしたと言っていますが、受取っていません。小川町の知り合い何十人に聞いても誰も受け取っていません。また、わたしが聞いた知り合いたちは、同じ質問をやはり何十人もの人にしています。これは、「各家庭に配っていない」ということです。どこの業者に頼んだのでしょうか。もし、その業者がお金だけ受取って、仕事をしなかったとしたら、小川エナジー合同会社はどのような処分をするのでしょうか。それをしない限り、小川エナジー合同会社が告知をしなかったこととなります。</p> <p>もう一度、環境影響評価準備書の説明会の告知をして、改めて説明会を行ってください。</p> <p>ユーチューブで説明を見ましたが、映像が荒く、文字が読み取れませんでした。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>
<p>21. 搬入車両のルートについて</p> <p>「搬入車両は、全て南東方向からのルートを取る」と書かれているが、南東方向には町の中心部があります。町の中心部は道幅が狭いですし、歩行者もいます。大型トラックが通ると怖い思いをします。搬入車両が町の中心部を走らないようにしてください。また、詳細なル</p>	<p>搬入車両は、町の中心部を回避するルートを設定いたします。</p>

意見概要	事業者見解
ートを説明してください。	
22. 発電した電気の計画地内送電のことについて 計画地の北西部から発電した電気を南東部までどのように送電するのでしょうか。新設する林道の地面の下にでもケーブルを通すのでしょうか。計画地の北西部と南東部のつながるところは、狭いのでとても気になります。環境影響評価準備書には、何も書かれていません。登山道の下に高压の送電線が通るとなると心配です。計画を詳細に説明してください。	送電設備については、関連施設計画として環境影響評価準備書 第2章に記載しました。既設鉄塔より送電線をつなぐことで送電を行います。
23. 緑化計画の中にある「造成森林」について 「造成森林」800㎡の計画は、「現地調査で把握された在来種の苗木を植林し、地域生態系の保全に配慮する。」と書かれている。残土を盛土したところの一部に設定されているが、ここがその在来種が生育するのに適している場所ということでしょうか。パネルが立ち並ぶすぐ横が適地ということでしょうか。その在来種とはどんな植物ですか。何種類あるのでしょうか。なぜここを選んだのでしょうか。この場所で「地域生態系が保全される」かどうか専門家の意見を知りたいです。専門家の名前、専門、所属等も明らかにしてください。 もし計画が実行される場合は、造成森林の今後を経過観察し継続的な報告をお願いします。	埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づく森林の配置等から設定されています。少なくとも一種類以上の複数種を植樹する予定です。
24. 緑化計画の中にある「造成緑地」について 「造成によって形成された法面については、在来種を用いた早期緑化を行う」とあるが、緑化の範囲と太陽光パネルが敷き詰められる範囲がほぼ同じなので、草が生え始める前にパネルを敷き詰めたら、草はヒョロヒョロとしか生えないように思うのです。どのように緑化するかももう少し詳しく説明してください。	太陽光パネルの設置部分の緑化は、事業者の構成社員が実施している太陽光発電事業で実績のあるものです。舗装を行わず、造成の際に対象事業実施区域内の表土をはぎ取ることで発生した土を、撒くことにより表土中に含まれる種子・根茎が根付くことにより、在来種による緑化を行うことができます。

#### 意見書 466

意見概要	事業者見解
・この地域は(石尊山、官ノ倉、外秩父七峰等)ハイキング登山等のコースであり都心及び他方面(スリーデーマーチなどの催し)から訪れる場所であり、小川町にとって大きな財産であり工事が進めばハイカー登山者の減少は起こると思います。まず住人及びハイカー等々の安全を第1に担保してほしい。	地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

#### 意見書 467

意見概要	事業者見解
・私は太陽光発電の在り方に常に疑問を感じています。再生可能エネルギーを標榜しながら、なぜ山林を切り開きも山肌を露にさらさなければならないのでしょうか。特に今回は86haもの区域に大量の残土を持ち込み、何百万年もの歳月を経て成り立った自然の造形、生態系を「再生不可能」にしようとしています。これは「再生可能エネルギー」に似つかわしくありません。搬入する残土の重みで土壌沈降と周囲の隆起も予想されます。これが起きれば地震や大雨での深刻な災害が地域一帯に襲いかかります。訴訟や賠償金問題を潜在的に抱える事業です。他方、工場の屋根ががら空きです。ここから始め	設計にあたっては、通常安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、沈下やはらみといった変形などを生じさせない安全性を確保した事業を実施いたします。 土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。 現代社会で生活していくためには、電気の使用は不可避です。事業者としましては、環境への配慮の

意見概要	事業者見解
<p>ることはできないのでしょうか。工場の屋根がソーラーパネルで覆われれば日光の直射が遮られ屋根裏の温度が下がります。夏のこの効果は大変大きく冷房のための電力も抑制します。</p> <p>行政はこのイニシアチブを発揮してほしいですし、補助金等のインセンティブも効果的に出してほしいです。</p> <p>ソーラー化は山林をつぶすのではなく、視点を変えて屋根上から始めてほしいです。</p>	<p>重要性と、不可欠な電気のもとまった規模での供給事業を両立すべく計画見直しなどの検討を行って参りました。十分な環境配慮のもと、その大切な電気を供給する事業を通じて、社会を支える一員でありたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 468

意見概要	事業者見解
<p>・私は自然豊かな小川町が大好きです。メガソーラー建設のために木を切らないで下さい。残土を持ち込まないで下さい。事業の全面中止を求めます。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 469

意見概要	事業者見解
<p>・この「さいたま小川町メガソーラー」計画はすべて疑問だらけです。</p> <p>・なぜ説明会を開催しないのですか。質問されたら困ること、都合の悪いことがあるのですか。「太陽光発電」と目的を変えてから、説明は一切なしです。「計画の詳細を積極的に公表」するよう、知事も言っているではありませんか。</p> <p>なぜ「土砂災害危険区域」に指定されているのに、土砂崩れをもたらす盛土をするのですか。余計危険になります。民家まで被災したらどう責任を取るのですか。</p> <p>・その土砂に有害なものが入っていたら、兜川の上流に当たる河川を汚染し、貴重な水生動物の生息、酒蔵の地下水などにも大きな影響が出る心配があります。UCRの土だから安心という証拠は何もありません。</p> <p>この会社の準備書は信頼できるものではありません。計画に大反対です。</p>	<p>太陽光発電事業の内容、環境影響評価準備書については、4月20日(火)(2部制)の小川町、4月24日(土)のときがわ町、寄居町、東秩父村での住民説明会をはじめ、事業者 Web サイトにおける環境影響評価準備書説明資料、及び各地縦覧・閲覧場所(埼玉県、小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、埼玉県立図書館、県政情報センター、小川町立図書館)、埼玉県及び事業者 Web サイトに掲載された環境影響評価準備書において、ご説明させていただきました。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。</p>

#### 意見書 470

意見概要	事業者見解
<p>・メガソーラー計画の中止を求めます！</p> <p>私は有機農業をもっともっと推進するべきだと思っています。それがこの小川町の活性化の源です。そのためには、小川町本来の安全でおいしい地下水、清流、棚田の自然を維持しなくてはなりません。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮し</p>

意見概要	事業者見解
<p>しかし、今回のこのメガソーラー事業は、この小川町の天然のブランドを根底から台無しにする危険性があります。樹木伐採、搬入土砂で、災害の危険と自然破壊だけが猛スピードで横行する町と化すことになりかねません。そうでないというなら、その安全性の根拠をはっきり示してください。</p>	<p>た土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 471

意見概要	事業者見解
<p>・サシバ、ミゾゴイ、ハチクマが繁殖できる場所は、全国探してもなかなかありません。東京からわずか 1 時間余の場所にこれだけ豊かな自然が残っているということは、奇跡に近いことです。環境アセスでそれがわかった以上、町を挙げてこの保護に乗り出すべきです。メガソーラーなんてとんでもないことです。今回のメガソーラー事業は中止するべきです。それほど貴重な場所なのです。小川の宝どころか日本の宝といってもよいところです。</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとした、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」とし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 472

意見概要	事業者見解
<p>・森林がどんなに大切な物か、考えたことがありますか。酸素や水なしで生きられるものはいません。心身の健康上も、実りをもたらす上でも不可欠のものです。地球温暖化で異常気象が起きている中、森林の果たす役割は尚更重要になります。壊さず、共存することに知恵を出すべきです。</p> <p>小川町の 100 分の 1 以上の広大な土地、しかも絶滅が危惧されている貴重な動植物がたくさん生息していることが確認されたにも関わらず、この事業を進めるなんてことがあったら、法は無視してよいと証明することになります。</p>	<p>事業者として、法令順守の姿勢を貫くことを最も重要な責務と考えております。事業実施に当たっては、関係法令に従い、関係機関と協議の上、必要な手続きを進めております。地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 473

意見概要	事業者見解
<p>・小川町に「県下最大」のメガソーラーなんていりませ</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩</p>

意見概要	事業者見解
<p>ん！この町の大事なものが奪われるだけです。            空気がおいしい！棚田に続く里山の自然！四季折々の変化の美しさ！それに魅了されてこの町に移住する人が多いのです。それが96100枚ものパネルの丘になり、土砂災害、水害をもたらすとになったら、町のイメージダウンでは済まされません。住民にとってあまりに重い負の遺産になります</p> <p>また、計画予定地には貴重な絶滅危惧種の動植物も生息しているとのこと。この地が豊かな生態系が維持されていることの証でもあり、それこそ町を挙げて大事に守るべきものと思います。知事の意見にも事業地はそれらの生息地をさけてとあります。</p> <p>森を壊し、水を汚し、生態系を壊す持続可能エネルギーなんてありえません。この計画に大反対です！</p>	<p>壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 474

意見概要	事業者見解
<p>・さいたま小川町メガソーラー計画に反対です。</p> <p>①残土持ち込みは将来にわたって危険どんな残土かすべてを調べることはできません。安全だと言われても証拠がありません。小川町は有機農業の里です。川の汚染、地下水の汚染が心配されます。それがわかったときはもう手遅れです。</p> <p>②ダンプによる搬入で予想される問題の解決策がない 1日 150 台、往復で 300 台のダンプが 3 年間も特養老人ホームの前や国道 254 を行きかうことになるということです。すでに道路はあちこち傷んでいるのに、誰がどう補修するのですか。</p> <p>ハイキングコースにダンプの進入路なんてとんでもない。見ただけでも幻滅で、工事が始まったら観光客は来なくなります。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。</p> <p>資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p>

#### 意見書 475

意見概要	事業者見解
<p>・プリム跡地には無数の公道(赤道)がある。私有林もある。そこに触れないでどうやって工事をするのか。とにかく説明もなし、知事意見も無視、ガイドラインも守らない、そんな事業者は信用できない。詳細を住民に知らせるところからやり直すべき。</p>	<p>ご意見として配慮します。</p> <p>事業者として、法令順守の姿勢を貫くことを最も重要な責務と考えております。事業実施に当たっては、関係法令に従い、関係機関と協議の上、全ての必要な手続きを進めており、地域の方々の信頼を得られるよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 476

意見概要	事業者見解
<p>・ゴルフ予定地だった、広大な地に 1 日大型ダンプで 150 台、しかも 3 年間も土砂を搬入すると言う。</p> <p>谷津から流れだす沢にはホトケドジョウ等の貴重種が生息している。</p>	<p>地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させることに努めたほか、土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会</p>

意見概要	事業者見解
土砂の搬入により沢の汚染が心配される。水中生物、魚類への影響は多大、真摯に住民の意見を聴いて望む。	議により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。 また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。

### 意見書 477

意見概要	事業者見解
<p>・私は小川町の自然が好きで越してきました。 近頃あっち、こっちでソーラーパネルが出来、色々あるようですが、町の環境を考えてつくってほしいですね。 25年前にゴルフ場計画でできた池は、今は劣化しているのでは。 土砂流出危険区域、指定地になっているこのような所に、土砂搬入は絶対反対です。すぐ下に民家もあるようですし、小川町はいい所が沢山ありますが、山を整備して、小川町、山の上の公園のような所にはならないでしょうか。 公園が出来たら、もう少し町も栄えるのではないのでしょうか。 小川町の自然をたいせつに守って行きたいですね。</p>	<p>調整池の劣化につきましては、目視により正常に機能していることを確認済みですが、許可後、工事着工前に調整池の点検を行い、補修等が必要な場合は補修を行います。 また、土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施します。 地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、今後、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 478

意見概要	事業者見解
<p>・小川町は昔から「和紙のふるさと、自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち」を標語・キャッチフレーズとしてきました。そのような町に山林を破壊したメガソーラーは、キャッチフレーズに全く適合しません。事業者の方が、もしそうではないと断言できるならば、住民説明会を開いて正々堂々と住民に対して懇切丁寧に説明すべきです。住民が反対する建設工事は、たとえ強行に建設したところで将来的に破滅するだけです。事業者の方は下記の項目について偽りなく懇切丁寧に説明して欲しい。</p> <p>1. UCR(建設資源広域利用センター)の土を 36 万立方メートル搬入するとのことだが、その土の出所の場所名と放射線量の数値を住民が納得できるように説明して欲しい。</p>	<p>搬入土の搬出地については、今後事業を進めるにあたり、具体的に UCR と交渉となるため、現段階では近隣県であることのみをご提示できます。 放射線量につきましては、地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、環境監視計画の土壌汚染調査におきまして、空間線量率の計測も行うことといたしました。 環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
<p>・2. 排水の調整池が豪雨などで満杯になった場合、どの川に流れて行くのかを明示して欲しい。また、調整池から出た水は、住民居住地にまで溢れて土砂災害の危険がないのか付近の住民が納得できるように説明して欲しい。</p>	<p>調整池からの雨水は、環境影響評価準備書の第 2 章「工事中の排水に関する事項」「雨水排水及び調整池計画」に示しましたように、桜沢川、笠原川、飯田川に流下します。 調整池の水の出口には、オリフィスという小さい孔をあけております。この孔から流出する流量は、下流であふれることのないよう、下流河川の現況断面に対応しています。</p>
<p>・3. 現場近辺に生息するホタル、ホトケドジョウなどの貴重種や絶滅危惧種(サンバ、ミゾゴイなど)の豊かな生態系の影響について、小川町のキャッチフレーズから逸脱</p>	<p>水生生物については、その生息環境は改変されないことから、直接的な影響はないと予測しております。一方、生息環境の一部には調整池から濁水の流</p>

意見概要	事業者見解
<p>するようなことがないのか、説明して欲しい。</p>	<p>入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>ご指摘頂いた種をはじめとした、陸上の動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。また、サシバ等を対象としては、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、更なる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 479

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・このプリム跡地の周辺には私の親類の家も多い。山のあちこちは子どものころから熟知している。この山の谷は深く、いくつもある。そこに土砂を入れたら無尽蔵に入るだろう。とんでもない計画である。</li> <li>・土砂災害で被害を受けたら、どう保証するのか、命の危険を伴うものである。更に、土壌汚染、水質汚染の問題が出てくるのも目に見えている。</li> <li>・パネル撤去後までこの会社が責任を持つとはだれも思わない。誰が責任をもって将来まで安全対策をするのか明確に示してほしい。</li> </ul>	<p>地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させることに努めました。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。</p> <p>事業終了後の環境保全措置については、事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガ</p>

意見概要	事業者見解
	イドライン(太陽光発電)「資源エネルギー庁」に基づき基金を設けることを事業計画に含めています。

#### 意見書 480

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害を呼び込むこの計画は中止にすべきです。</li> </ul> <p>理由 急斜面の森林を伐採し、その上に盛土をする。誰が考えてもタダで済むとは思えない無謀な計画である。それだけでなく近年の異常気象である。急斜面を流れ下った濁流は低い方へと突進する。そこに調整池があるということだが、すでに30年くらいたったもの。安全性は不明、下流まで濁流の被害を受けることは必至である。金儲けのためなら、自分の土地なら何をしてもいいというわけではない。</p>	<p>調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p> <p>調整池の劣化につきましては、目視により正常に機能していることを確認済みですが、許可後、工事着工前に調整池の点検を行い、補修等が必要な場合は補修を行います。</p>

#### 意見書 481

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・私は官ノ倉山が大好きです。特にこの時期、ひんやりした緑のなか、鳥の声を聴きながら深呼吸！最高の気分です。心の健康に欠かせません。</li> <li>・そのハイキングコースが、ダンプが行きかう道と交差したり、並行したりしたら、たとえ1日でもその被害は図り知れない大きなものです。魅力はがた落ち、ハイカーはもう訪れなくなるでしょう。とんでもない計画です。一企業が勝手に壊してよい自然はありません。</li> </ul>	<p>地域の方々のご意見を真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 482

意見概要	事業者見解
<p>1 住民に説明していないのに「準備書の説明会」をしたことになるのか、社名・目的もところどころ変わり、何よりも<b>信頼性に問題がある</b></p> <p>4/20、事業者は説明会があることをチラシの「各戸配布」で知らせたとのことでした。</p> <p>しかし、小川町住民は誰もチラシを見ていません。地域ごとに配布したという数も実際の戸数とは大きな違いがあります。偶然町役場に行って知った方からの口コミで、ごく少数の人が説明会場に行きましたが、「住民にきちんと知らせて説明会をするべき」と全員が退席しました。誰も説明を聞いてはいません。「事業計画策定ガイドライン」では「住民と適切なコミュニケーションを」「地域住民に十分配慮して」事業を進めるとありますが、誰でもすぐわかるうそを平然とついで強引に推進しようとする事業者の姿勢は許せません。会社名もところどころ変わり、住所の場所を訪ねても表札もなく、近所の住民すら「知らない」という会社です。これだけでも信用のおけない会社であることを自ら暴露しています。まずは「準備書の説明会」を開くことを要求しま</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に7,650枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p> <p>意見書の様式の郵便番号につきましては、下四桁の数字に落丁があり大変申し訳ございませんでした。ご指摘をいただき、事業者 Web サイトでお知らせしたほか、郵便局に、郵便番号の記載に誤りがございましたら、その他の記載内容に不備がなく、受取人の居住を確認できれば郵便物を配達する旨確認</p>

意見概要	事業者見解
<p>す。意見書の提出は説明を受けてからのことですので、再度やり直すべきです。意図的かどうかはわかりませんが、郵便番号もまちがった記載をしていました。意見書も説明会の後、改めてを要求します。</p>	<p>した後、念のため受付期間につきましても令和3年6月14日まで延長いたしました。なお、ご提出いただいた意見書につきましては全て受領しております。</p>
<p>・2 盛土しなくても太陽光設置は可能はず。なぜあえて災害の危険を大きくする「客土」に固執するのか</p> <p>①土砂災害の危険</p> <p>盛土予定地付近はもともと「土砂災害警戒区域、特別警戒区域」に指定されているところでもあります。2019年の台風でも大きな土砂崩れを起こしています。その上樹木が伐採され、その上に盛土をしたらどんな大災害を招くか、下流域まで被害は甚大になります。岩盤の上に盛土という計画もあります。そういう災害を考慮しない計画はあまりに無責任です。</p> <p>町内にはあちこちソーラーパネルの下の土砂崩れが目につきますが、ほとんど放置されたままです。埋立地の土砂崩れに対して、事業者そして責任者の加藤さんはどう責任を取るのですか。具体的に示してください。雨水も重大です。保水力のなくなった山、近年の想定外台風等の危険な条件は増大の一途です。斜面を流れ下った水は調整池にのこのことですが、2017年時点で満水になったことがあります。しかも建造して25年以上がたちます。目視では劣化の状況は不明です。安全に機能するという証拠を示してください。調整池のすぐ下には民家があります。「想定外でした」では済まされません。また、下流域への水害の危険性をどう考えているのですか。一昨年の台風でもかなりの浸水被害が出ています。濁流が土砂とともに住宅地を襲う危険性を考えない計画はあまりに無謀です。</p> <p>②危険土砂搬入の恐れ</p> <p>UCR（建設資源広域利用センター）の土砂だから安心といたいのですが、UCR側は放射線量を検査する計画はないとのこと。この搬入土が汚染されていないとどう証明するのですか。放射線以外にもヒ素・カドミウム等の危険土砂が将来にわたって雨水に混入したら、有機の里も壊滅的です。危険物が混入していないか、ダンプ内のすべての土の調査ができない以上は入れるべきではありません。小川町議会も土砂搬入反対の意見書を県に提出しています。町民の強い反対の意思は揺るぎません。</p> <p>③大型ダンプによる被害</p> <p>事業者は、持ち込む土砂の量を95.35万㎡から35.5万㎡に減らすということですが、それでも3年間で10万台のダンプが往復します。走行ルートを見ると、渋滞間違いなしです。プリム跡地に入る手前に特養施設があり、利用者のための車が頻繁に出入りしています。予定時間に確実に送迎する必要があるのにダンプの往来が重なっては通行不能になります。</p> <p>更に、この大量ダンプの通行は道路を傷め、補修を余儀なくさせます。その費用は事業者が確実に持つのでしょうか。税金での補修などあつてはなりません。予想される騒音、排気ガス、埃などについては、離れた場所ではなく侵入する生活道路での測定と対策を示してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>計画の検討においては、森林を保全するため、残置森林を規定の25%から49.7%に増やしたことで、切土等の改変部が少なくなりました。このため、必要量につき、土を搬入する計画としております。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR（株式会社建設資源広域利用センター）のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p> <p>資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、現地調査を実施し予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。なお、調査、予測は保全対象施設である特別養護老人ホームに隣接する個所でも実施しております。</p> <p>更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・3 絶滅危惧種の最後の砦を守るのは私たち人間の使命である</p> <p>この比企丘陵、小川の里山は豊かな生態系が残ってい</p>	<p>ご指摘頂いた種をはじめとした、動物・植物の生息・生育環境の減少・喪失に係る影響に対しては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等</p>

意見概要	事業者見解
<p>る埼玉県下でも貴重な場所で、生物の宝庫です。中でも、サシバ、ミゾゴイは絶滅が非常に心配されていて、これが生息しているということは町の自然が豊かであることの何よりの証明でもあります。プリム跡地は東秩父へとつながる広大な森と谷津に沿った田畑、そして農薬不使用の有機農地へと続いています。それらが貴重種の生き延びる環境を作り出してきました。何にも勝る小川町の宝としての環境です。</p> <p>その宝を真正面から崩そうとしているのがこのメガソーラー計画です。森を破壊し、田畑を汚し、多様な命を奪うこととなります。絶滅危惧種の植物は「移植する」などと書いてありました。どこに移すのですか。文字でなら何とでも書けます。移植しても大丈夫なら、絶滅危惧種にはなりません。更に、渡り鳥のサシバはどう保護するのですか。知事も「サシバたちの行動範囲外で事業を」と言っています。しかし、計画ではダンプが行き交う道はサシバが舞い飛ぶ場所と重なります。絶滅危惧種が生きられる具体的対策を示してください。現状の生きる環境を守ってやることしか私たち人間にはできません。また、知事の意見には「事業地周辺で活動する自然保護団体等の意見を聞くべき」とありますが、一体どの団体から聞いたのでしょうか。</p> <p>土砂を搬入すれば外来種も入ってきます。その対策も不可欠なはずですが、それも示されていません。</p> <p>原発でなく、自然エネルギーの太陽光だからと言って自然を壊したら、私たちは自滅の道を歩むこととなります。自然破壊を伴う「再生可能エネルギー」なんてありません。</p> <p><b>4 ハイキングコースの破壊をもたらす</b></p> <p>官ノ倉・石尊山は毎日登る町民もいるし、訪れるハイカーがダントツに多い小川の名所です。そのハイキングコースから見上げる斜面上部にダンプの通る道路が新設される計画です。</p> <p>工事中は危険で立ち入れないとなると、登山道は歩けず、石尊山には登れなくなります。準備書には「利用者が従来通り通行できるようにする」とは書いてありますが、工事中実際は無理だし、樹木が伐採されたハイキングコース、そんなところにハイカーはいかなくなるでしょう。大変貌する登山道について環境影響評価がなされていません。</p> <p>254 バイパスの本多工場から真正面に見える緑濃い山。それが一面黒いパネルの丘に変貌したら、「ああ、これが過疎の町・・・」誰もがため息をつくだけの町と化すでしょう。</p> <p>静かな山の緑、おいしい空気、様々な生き物たちの命を感じ取る空間、わたしたちを人間としてリフレッシュさせてくれるこの自然の恵みを、金儲けのために平然と切り崩すこの計画はどう考えても許せるものではありません。</p>	<p>の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。樹林環境は対象事業実施外にも存在することから、この措置により、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約 15%まで減少させ、周辺環境を含めて各種の生息・生育環境について出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。その他、工事の実施時には「工事関係車両の走行ルートは旧作業道を基本とし、樹林環境の分断をできる限り小さくする」「非改変区域への立ち入りを制限し、作業員等による人為的圧力を最小限に留める」「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じる計画としております。</p> <p>工事終了後の供用時には、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じることにより、出来る限り生物の生育・生息環境として機能するよう努めてまいります。また、太陽光パネル等の撤去・廃棄後は、太陽光パネルの撤去箇所は、可能な限り在来種の樹木等による緑化を行う計画としており、樹林植生の早期回復に努めてまいります。</p> <p>植物の移植については、対象種又はその近縁種の生態を把握するとともに、その移植事例を参考として適切な実施時期や手法を十分に検討し、段階的な移植等も含めて、その効果が発揮されるよう努めてまいります。また、移植後は事後調査を実施し、その効果を検証するとともに、調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表してまいります。</p> <p>調査結果や環境保全措置の内容等については、埼玉県での活動実績のある NPO 法人から助言を頂きました。</p> <p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>ハイキングコースについて、官ノ倉登山道（「官ノ倉山ハイキングコース」及び「官ノ倉ハイキングコース」の一部）は、道路用地の一部と重なる可能性があります。しかし、対象事業実施区域の境界に、コースを遮るようなフェンス等の設置は避け、自由に通行できるように致します。また、工事時には警備員を配置し、通行の安全も確保する等、ハイキングコースの現状の機能を維持するよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 483

意見概要	事業者見解
<p>・小川町と言ったら、里山の自然、清流、おいしい地下水・和紙・有機農業などが有名です。が、今回の「さいたま小川町メガソーラー」計画は、これら小川の良さをすべて台無しにする危険があり、黙って見過ごすわけにはいきません。</p> <p>まず、環境アセスの結果、絶滅危惧種の存在。これは大変重要なことで、里山が壊されたら、これらの種は絶滅してしまいます。それを放置していいはずがありません。</p> <p>清流は濁流と化します。水生生物の生息が困難になります。清流なくして手すき和紙は成り立ちません。残土は地下水の汚染をもたらします。有機農地はどうなるでしょう。酒蔵も心配です。</p> <p>とにかく、この計画は無謀、無責任を絵にかいたようなものです。</p>	<p>生物の生息・生育の場となる森林に与える影響を低減するため、土地改変区域面積を減少させ森林伐採量を最小限に抑える計画の見直しを図ったほか、残置林を確保するなどの保全措置を講じます。</p> <p>また、水の濁りについては、人間活動がみられる日常的な降雨である平均降雨強度 3.0mm/時において、各調整池の排出口での予測結果と、降雨時の現地調査で確認された浮遊物質と量の比較したところ、調整池排出口からの浮遊物質量は河川の値と同程度もしくは低くなっていることが確認できました。これは、調整池が土粒子を沈殿させるのに十分な規模を持っていることによります。</p> <p>さらに、地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させることに努めたほか、土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。</p>

意見書 484

意見概要	事業者見解
<p>・危険土砂搬入の恐れ</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p>
<p>・渋滞と道路の破損、埃、排気ガス、騒音の害</p>	<p>資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、現地調査を実施し予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。なお、調査、予測は保全対象施設である特別養護老人ホームに隣接する個所でも実施しております。</p> <p>更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>・兜川の上流の飯田川、笠原川等にはホタル、ホトケドジョウ等の生息地・河川は汚染され水生生物や魚類への影響多大</p>	<p>人間活動がみられる日常的な降雨である平均降雨強度 3.0mm/時において、各調整池の排出口での予測結果と、降雨時の現地調査で確認された浮遊物質と量の比較したところ、調整池排出口からの浮遊物質量は河川の値と同程度ないし低くなっていることが確認できました。これは、調整池が土粒子を沈殿させるのに十分な規模を持っていることによります。</p> <p>このように、調整池により、実際に確認された降</p>

意見概要	事業者見解
	雨時の河川の濁りと同程度か低い値まで浮遊物質量を低下させること、また、調整池は、十分な沈砂機能の維持のため、定期的な確認を実施し、適宜浚渫を行うなどの環境保全措置を講じることから、水の濁りに係る影響は実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しております。
・36万立方メートルの土砂搬入に反対	地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させることに努めました。
・土砂さいがい。	土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の設定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。

### 意見書 485

意見概要	事業者見解
<p>・二酸化炭素の排出の減少を目指して太陽光発電の導入が盛んであるが、これは環境破壊と隣り合わせである事は周知の事である。</p> <p>最近では利益本位の業者も多く、昨日ニュースでもSBIホールディングス関係の会社が129億円もの太陽光発電に関連した詐欺まがいの事件をおこしている。</p> <p>小川町でも、失ったら決して取り戻す事のできない自然豊かな里山が、貴社による事業で破壊されようとしている。</p> <p>納得のいく、住民説明会も無く強引に進められている事自体、この事業が、地域の将来にわたって有益なものとは思えない。</p> <p>従って即刻中止することを要望する。</p>	<p>事業者として、法令順守の姿勢を貫くことを最も重要な責務と考えております。事業実施に当たっては、関係法令に従い、関係機関と協議の上、必要な手続きを進めております。地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 486

意見概要	事業者見解
<p>・事業地周辺で絶滅危惧種である、サンバやミゾゴイ等の存在も確認されております。「サンバたちの行動範囲外での事業を」という知事意見が出されたことを踏まえ、予定地、並びに市内での事業遂行は断じて許されない。</p> <p>環境とは、広範囲にわたる相関関係により、形成されるものであり、水資源、生物資源等への影響に関して少なくとも町内全域の調査が適当であると考え、準備書には十分な回答が記されておらず誠意ある再調査を要求する。</p>	<p>環境影響評価項目は、調査計画書(方法書作成)段階では、「埼玉県環境影響評価技術指針」を基に項目を選定しました。また、準備書の作成前に対象事業が法の対象に変わったことにより、「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「太陽電池発電所」別表第5に掲げる参考項目について、項目の見直しを行いました。対策が必要となる可能性のあるリスクに対し、必要な範囲について、科学的な根拠のある手法で、調査・予測・評価を行っております。</p>
<p>・有機農業に従事するものとして、下記の件において大変な危機感をもっている。</p> <p>1. 汚染土による水資源への影響</p> <p>UCRの土砂搬入とのことであるが、放射線量や有害物質の有無の検査はされておらず汚染土を一切搬入しないための対策を明示すると共に全土砂の検査結果の報告を求める。</p> <p>2. 大気汚染による農作物への影響</p> <p>農作物栽培における空気、並びに水の質の低下の影</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘</p>

意見概要	事業者見解
<p>響は多大である。</p> <p>準備書の内容はその点の風評被害を余りに過小評価していると言わざるを得ない。</p> <p>3年間で10万台の10トンダンプが従来する計画であるがそれによる環境への影響を調査した上で汚染下での農作物への影響も調査を求める。</p>	<p>がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p> <p>資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、現地調査を実施し予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。さらに、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p>

#### 意見書 487

意見概要	事業者見解
<p>・小川町の豊かな自然を守る為にも、本事業計画地域に残土を持ち込まないでください。</p> <p>メガソーラーを建設しないでください。</p> <p>事業の全面中止を求めます。</p>	<p>地域の環境に配慮するため、造成に関する計画を検討し、対象事業実施区域に受け入れる土の量を極力低減させることに努めたほか、土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p>

#### 意見書 488

意見概要	事業者見解
<p>・全国各地でメガソーラー建設による、土砂の崩落が相次いで起きています。</p> <p>私達住民の生活を危険にさらさないでください。</p> <p>本事業地域に残土を持ち込まないでください。</p> <p>メガソーラーを建設しないでください。事業の全面中止を求めます。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の設定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>

#### 意見書 489

意見概要	事業者見解
<p>・小川町の豊かな自然環境を守るためにも、事業の全面中止を求めます。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 490

意見概要	事業者見解
<p>・聞こえの良い「自然エネルギー」ですが、広大な自然環境を壊して作る太陽光発電所は未来にゴミしか残しません。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>残土を他所から持ってくる理由も無く、知事の意見にも添っていません。現場だけにとどまらず、下流域への影響を考えると、事態はとてつもなく大きな問題となります。</p> <p>日本一とも言える有機農業の盛んなこの地域で私自身も有機農家であり、有機野菜をもとめる消費者は食への関心が高いです。</p> <p>もし、得体の知れない残土が持ち込まれば、人間にとって必要不可欠な水への影響は大きく、又、風評等にもなるでしょう。</p> <p>有機農業を拡大していこうとする国の方針にも添えない土地になるのではという不安はどうしても取り除けません。</p> <p>地域住民への誠意が無く「説明会のお知らせをポストインした」等、すぐにわかるウソをつくような信用できない方達であり、絶対に人間にとって、大事な大事な山を壊すような計画を進めさせる訳には行きません。</p> <p>どうか賢い判断をして下さい。</p> <p>目先の利益と、人間にとって必要な自然環境どちらが大事か。</p> <p>自分の子、孫、ひ孫の代まで、本当の意味での豊かな暮らしが残せますように。</p>	<p>計画の検討においては、森林を保全するため、残置森林を規定の25%から49.7%に増やしたことで、切土等の改変部が少なくなりました。このため、必要量につき、土を搬入する計画としております。</p> <p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

#### 意見書 491

意見概要	事業者見解
<p>・インディアンの教えに「七代先の子孫のことを考える」というものがあります。この事業はそのような愛ある視点から見た時に自信を持って、大丈夫と言えるものでしょうか。</p> <p>私達日本人は高度経済成長期より「今だけ、金だけ、自分だけ」という在り方を受け入れて参りました。その結果世界の中でも自殺者の多い国となってしまいました。</p> <p>私達が今なすべき事は、子孫に素晴らしい自然と暖かな人とのつながりを作る場を残す事であると考えます。</p> <p>この事業がそのような視点に立った時どうであるかを考えざるを得ません。</p> <p>また、昨今のような自然災害が多発している状況では、もし、一昨年のような大雨となった時の危険性は、特にこの地域では大きいものに違いありません。大災害となり人々の生活に影響が出た時、貴社としてどのような保障を下されるかを明確に提示して下さいをお願いします。</p> <p>更に、そのような事態は両者にとって不幸な状態になると考えます。是非、事業に対する見直しを希望しております。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>

#### 意見書 492

意見概要	事業者見解
<p>・リスク管理の面から考えて、大規模集中型の発電所は問題があると思われます。もし、何かトラブルが発生した場合、全エネルギーがストップしてしまうからです。</p>	<p>事業者の構成社員による太陽光発電事業の経験と実績を踏まえ、ご心配いただいておりますトラブル等のない事業運営を行って参ります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>3の意味からもこれから建設するのであれば、小規模分散型の設備にするべきです。</p> <p>小川町には、ハイキング等で沢山の観光客が訪れます。コロナの時代で外出が制限される中、いや、それだからこそ、この自然豊かな小川町に多くの方が癒されるのではないのでしょうか？</p> <p>この貴重な観光資源である豊かな自然をもうこれ以上壊さないで下さい。メガソーラーのある景観と、緑あふれる自然とどちらを求めて人々はやって来るのでしょうか？ソーラー設備はこれからも建設する事は可能でしょう。しかし一度失われた自然は2度と元に戻す事はできません。</p> <p>埼玉県の良い見解をどうかよろしくご願ひ致します。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行による環境への影響の低減を通じ、ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 493

意見概要	事業者見解
<p>・植生について</p> <p>対象事業区域内だけでも、環境省の絶滅危惧種Ⅱ類が1種、準絶滅危惧種が2種、埼玉県の絶滅危惧種ⅠB類が4種、絶滅危惧種Ⅱ類が1種、準絶滅危惧種が8種も報告されています。これらの保全の具体策を示して下さい。</p> <p>特にラン類は菌根菌との共生が顕著であり、特にキンランは移植が難しいといわれているようです。</p> <p>オニシバリは冬に光合成を行う珍しい樹木ですが、私としては腰越地区で確認している以外知りません。</p> <p>貴重な種の保全の具体策を示して下さい。</p>	<p>植物の重要な種のうち、オニシバリ及びミゾコウジュを除く18種については、その生育環境及び生育状況に変化は生じないか、変更率が小さく、影響は小さいと予測しております。ご指摘のありましたキンランにつきましても全ての確認個体が変更区域外に生育しております。</p> <p>オニシバリについては、変更区域内の本種の生育環境の一部に保全区域を設け、出来る限り生育環境への影響の回避を図る他、工事着手前に、本種の残りの個体をその保全区域へ移植する計画としております。</p>
<p>・エロージョンによる土壌侵食、流出と河川生態系への影響について</p> <p>土壌の流出は必ず発生すると思われまます。大雨時に下流の危険性が増すと共に河川生態系への（漁業含む）悪影響は必至です。どのような対策をとるのか示して下さい。悪影響が出た場合、住民や漁協への保障はどうするのか詳しく示して下さい。</p>	<p>人間活動がみられる日常的な降雨である平均降雨強度3.0mm/時において、各調整池の排出口での予測結果と、降雨時の現地調査で確認された浮遊物質量との比較したところ、調整池排出口からの浮遊物質量は河川の値と同程度もしくは低くなっていることが確認できました。これは、調整池が土粒子を沈殿させるのに十分な規模を持っていることによります。このように、調整池により、実際に確認された降雨時の河川の濁りと同程度か低い値まで浮遊物質量を低下させること、また、調整池は、十分な沈砂機能の維持のため、定期的な確認を実施し、適宜浚渫を行うなどの環境保全措置を講じることから、水の濁りに係る影響は実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しております。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任があり、それに該当する場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>
<p>・樹木伐採による土壌の弱体化について</p> <p>一般的に樹木は伐採後20年程度で土壌の保持力が大きく弱まるようです。伐採だけでなく抜根となると即土壌保持力が失われます。当然崩落の危険が高まると考えます。この点どう解決し安全を保障するのか示して下さい。現在の町のハザードマップへの変更が生じるかもお知らせ下さい。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>地方公共団体等が作成するハザードマップにつきましては、事業者の範疇外にあることをご理解いただければと存じます。</p>

意見概要	事業者見解
<p>・搬入土と水質について</p> <p>土を搬入する計画となっているようですがどのような土を搬入するのか説明して下さい。土によっては水質汚染や河川生態系、漁業など様々な方面での悪影響が考えられます。こうしたことを起こさない対策と保障をして下さい。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。</p>
<p>・水源涵養機能について①</p> <p>計画では樹木伐採が多く計画されていると思いますが、山の水源涵養機能の低下が心配です。昔に比べ今は河川の水量は著しく低下しています。伐採が行われると水源涵養機能が失われ地下水位の低下や河川水量の減少が予想されます。この点についての具体的な対策をお知らせ下さい。</p>	<p>残置森林について、法定の25%の約2倍(49.7%)にして、伐採跡地は管理用通路を除き、全面種子吹付で緑化を図ります。</p>
<p>・水源涵養機能について②</p> <p>森林伐採が行なわれ裸地となると水源涵養機能が失われ大雨の時は一気に河川へ流失することとなります。洪水の危険性が高まると思われませんが具体的な対策を示して下さい。</p>	<p>調整池を設置し、下流への流下はオリフィスで下流河川の流下能力以下として流下させます。</p>
<p>・小川町のブランドイメージについて</p> <p>小川町は有機農業の町としてのブランドを確立してきました。計画地の周辺でも有機農業に従事する方々がいらっしゃいます。大規模な自然破壊は悪影響です。こうしたことへの対策を示して下さい。酒蔵についても同様と考えます。</p> <p>・町民や訪れる人への影響について</p> <p>住民にはこの地の自然を愛し住んでいる人がたくさんいます。この地を訪れる人も同様です。自然が失われる心配をしています。こうした心配をなくす具体策を示して下さい。資産価値の低下がおきた場合の対応を教えてください。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境への影響を低減し、小川町のブランドイメージを壊すことや資産価値を低下させることのない事業を実施していくことを通じて、ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・景観への影響について</p> <p>計画の場所は外秩父ハイキングのスタート地点であり眺望に優れた場所です。この景観が一変することは町の自然的価値を著しく毀損することとなります。この点について具体的対策を教えてください。</p>	<p>現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>・植生調査について</p> <p>秋～冬にかけての植生調査が不十分な気がします。追加調査が必要と思われるかもしれませんがお考えをお聞かせ下さい。</p>	<p>植生調査は、構成植物の多くが十分に生長して同定可能となり、群落の特徴が現れる夏季及び秋季に実施することとし、その実施のタイミングは植物相の秋調査、早春調査及び春調査の後としており、各季節の状況を総合的に判断して植生調査を実施致しました。また、その計画については調査方法を明記した調査計画書段階で埼玉県及び経済産業省の審査を経ており、妥当性のあるものと考えております。</p>

意見書 494

意見概要	事業者見解
<p>・準備書では、危惧生物のミゾゴイ（絶滅危惧Ⅱ類）の生</p>	<p>ミゾゴイについては、動物の項目の他、生態系の</p>

意見概要	事業者見解
<p>息が確認されています。埼玉県レッドデータブックでは、ミゾゴイは日没後林から飛び出し、水辺等で沢蟹やカエル、ミミズ、魚類を捕るとありますが、残土が持ち込まれ、地形が変更された場合、餌場や生息地は確保されません。</p> <p>事業計画の見直し、または中止をしてください。以上</p>	<p>項目において、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、ご意見を頂いた餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。また、予測・評価は調査地域全体を対象とし、確認された本種の営巣地付近のみでなく、他所での繁殖・利用も想定して調査地域全体における本種の生息環境と変更区域の位置関係を考慮しております。そのうえで、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置を講じることにより、確認された本種の巣がある谷地形の変更を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち変更面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としました。その結果、本種の生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p>

#### 意見書 495

意見概要	事業者見解
<p>・私は、小川町で生まれ育ち、幼稚園に通っています。きれいな小川町が大好きです。本事業計画地域に残土を持ち込まないでください。 メガソーラーを建設しないでください。 事業の全面中止を求めます。以上</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 496

意見概要	事業者見解
<p>・今回の太陽光発電事業に対し、なぜ対象地域内での切土・盛土にとどめず、外部から残土をもちこむのでしょうか。町長の意見にも「基本的に事業地内での切土・盛土を計画されたい」と書かれています。残土を持ち込まず、対象地内での切土、盛土だけで太陽光発電事業を行う案を改めて提示してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>計画の検討においては、森林を保全するため、残置森林を規定の25%から49.7%に増やしたことで、切土等の変更部が少なくなりました。このため、必要量につき、土を搬入する計画としております。</p>

#### 意見書 497

意見概要	事業者見解
<p>・原発事故の除染ではぎ取った放射性物質に汚染された土壌を、政府は原発に隣接する中間貯蔵施設にためている。除染中の帰還困難区域で発生する土壌を除いて、21年度内に総量1400万立方メートルの搬入をおおむね終える予定という事である。</p> <p>最終処分の受入場所や条件については現在も不確定</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p>

意見概要	事業者見解												
<p>であり議論の最中であるが、環境省は最終処分する量を減らすために、放射線量が低い土壌を民間、公共問わず全国の造成工事や道路工事などに利用する考えである。</p> <p>上記のような状況で、この計画の盛土造成工事で合法的に放射性汚染土が使用されるようになる可能性が極めて高いので反対です。</p> <p>その他、工場跡地等の汚染土が持ち込まれる可能性があるため反対です。</p> <p>今現在の建設発生土のトレーサビリティは課題が多いので反対です。</p> <p>※別紙資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設残土に関し汚染土かどうか確認しているか？ 問 建設工事において場外搬出される残土に関し、汚染土であるかどうか確認しますか。 (ゼネコン 25 社の回答)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="188 790 762 925"> <tr> <td>ア 必ず確認する</td> <td>7 社</td> <td>28.0%</td> </tr> <tr> <td>イ 確認しない</td> <td>0 社</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>ウ 必要に応じて確認する</td> <td>17 社</td> <td>68.0%</td> </tr> <tr> <td>(無回答)</td> <td>1 社</td> <td>4.0%</td> </tr> </table> <p>「必要に応じて確認する」の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注者や顧客が要求する場合</li> <li>発注者や顧客より事前に分析結果が渡されていない場合</li> <li>搬出先や処理先が要求する場合</li> <li>搬出先や処理先に受入基準がある場合</li> <li>土壌汚染のリスクがあるかリスクを否定できない場合 (工場跡地、埋立跡地、自然由来)</li> <li>残土条例がある自治体の場合</li> <li>発生量が 2,000m<sup>3</sup> 以上になる場合</li> <li>残土条例について 土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等(残土条例)を制定している県 7 県 例) 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 条例の主なポイント(千葉県)</li> <li>3000m<sup>2</sup> 以上の埋立て等事業については県の許可制</li> <li>埋立てに使用する土砂等について安全基準を設け、安全基準に適合しない土等は使用できない</li> </ul> <p>残土条例を制定している土壌汚染対策法令市 10 市 例) 千葉市 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 残土条例を制定している市区町村 145 市町村 (参考) 千葉県 52 市町村 栃木県 31 市町村 埼玉県 28 市町村 「平成 16 年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」 (平成 18 年 11 月環境省) より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>想定される不適切な処理の例 (1) 汚染土が汚染のない残土として取扱われるケース ① 意図的に汚染のない残土として処理するケース 汚染土の存在を認識しているにもかかわらず、意図的に通常の汚染のない残土として、処理するケース。</li> </ul>	ア 必ず確認する	7 社	28.0%	イ 確認しない	0 社	0.0%	ウ 必要に応じて確認する	17 社	68.0%	(無回答)	1 社	4.0%	<p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
ア 必ず確認する	7 社	28.0%											
イ 確認しない	0 社	0.0%											
ウ 必要に応じて確認する	17 社	68.0%											
(無回答)	1 社	4.0%											

意見概要	事業者見解
<p>②非意図的に汚染のない残土として処理されるケース 汚染土の存在を認識できず、意識せずに通常の汚染のない残土として、処理されてしまうケース。</p> <p>(2)汚染土が途中でロンダリングされるケース ①建設汚泥の処理ルートへ回るケース 汚染土に含まれる有害物を除去できない建設汚泥の中間処理施設 (脱水・固化程度の処理を行う施設)へ搬入され、汚染が浄化されないままの状態での再利用や埋立処分へ回るケース。</p> <p>②中間処理施設やストックヤードで希釈(ブレンド)されたり、そのまま通過(スルー)されたりするケース 処理先として、セメント工場などへの行先があることをほのめかす、不透明な中間処理施設やストックヤードが存在する。そこで、汚染土希釈されたり、(希釈すらされず)横流しされたりするケース。</p> <p>・不適切な処理の結果として想定される被害ケース ①残土置き場や残土処分場で発生するケース 「汚染土が汚染のない残土として取り扱われるケース」及び「汚染土が途中でロンダリングされるケース」の結果として、受入側の残土置き場や残土処分場で、汚染土の混入が発生するケースが想定される。 ②土地造成の際に発生するケース 開発行為に伴う盛土や遊休農地の嵩上げなど、土地造成の際に他所より汚染土が持ち込まれるケースが想定される。</p> <p>・事案①六価クロム汚染残土放置 (H18.7月)</p>	

意見概要

事業者見解

東京都日の出町の残土置き場の残土から環境基準を超える六価クロムが検出。行政の対策要請にもかかわらず1年以上放置。現在は、土地売買当事者とは別の購入者（汚染を承知済の購入者）による汚染土の処理が開始されている。



・事案②水銀汚染土不適正処理（H18.11月）

埼玉県体温計製造工場の敷地からの水銀による汚染土が、計画では不溶化処理後に管理型処分場に運搬されることとなっていたが、計画とは異なる千葉県某市で、不溶化処理が行われていた。

千葉県某市及び埼玉県の指導により、汚染土は発生場所に戻され、その後、適正に処理された。



意見概要

事業者見解



水銀が残っている体温計が多数混入した汚染土  
 ・事案③ひ素汚染残土のたい積 (H18. 10月)  
 千葉県の一時的堆積場所に県外のマンション建設現場から持ち込まれた土砂の一部について、環境基準を超えるひ素が検出。



意見書 498

意見概要	事業者見解
<p>・小川町の美しい自然。広大な里山、50メートルを超える深い谷、しかもその周辺はもともと「土砂流出危険区域」に指定されている地域で、斜面が岩盤となっています、そんな所に盛土をして、30度の傾斜の階段状にするとの事でたいへん危険です。土砂災害が起きて当然な状況ではないでしょうか。</p> <p>すぐ下には、民家もあります。即座に中止をお願いするものです。よろしく願いいたします。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p> <p>なお、対象事業実施区域の改変区域内には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は含まれておりません。</p>

意見書 499

意見概要	事業者見解
<p>(1) 残土持ち込み、切り土、盛り土について</p> <p>太陽光発電の敷地は、小川町の谷津田の上流部分にあたります。周辺の谷津田では活発に有機農業が取り組まれています。小川町では有機農業がとて活発で、日本にとどまらず、世界的な有機農業の聖地として多くの視察、研修生を日本全国、世界中から受け入れをしています。各種の表彰や天皇や大臣による視察、環境省や農林水産省による有機農業に関する事業が多数行われています。</p> <p>今回の太陽光発電敷地は広大で、土地造成や造成後の土砂災害による農業への影響・被害は広範な範囲に及ぶと想定されます。</p> <p>計画地周辺の農家は、この数十年に新たに就農した新しく意欲的な農家さんが多くいらっしゃいます。データや記録をしっかりと、大変な労力をかけて、土づくり、営農をされています。工事開始や太陽光発電営業開始後の変化、異変については、データや証拠にもとづき明らかになると思われます。</p> <p>御社の事業計画は、周辺農業への被害に考慮した事業計画になっているとは思えず、事業の中止、事業の縮小を求めます。</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。その結果を踏まえ、安全性を確保した事業を実施いたします。</p>
<p>(2) 周辺の農業に被害がでた場合の原状復帰、損害賠償について</p> <p>(1)の事情から、周辺の農地での営農について真剣に取り組んでいる農業経営者が多く、農業被害についての原状復帰、損害賠償が必要となった場合には、太陽光発電の事業継続が困難になるような条件を補償として求められることが想定されます。</p> <p>周辺への影響が起こった場合、周辺住民に被害がでて、御社の事業継続も困難になることが予想されます。そのような事業計画は、誰にとっても不利益しかもたらさないものです。</p> <p>事業の中止、事業の縮小を求めます。</p>	<p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任があり、それに該当する場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p> <p>なお、保険につきましては、保険会社とも協議を行い、妥当な額として1事故1件一人あたり3億円と設定しており、これが補償内容になります。</p>
<p>(3) 外部から土を持ち込むダンプの交通について</p> <p>ダンプの交通量が1日100台以上になります。計画敷地へアクセスする町道には、老人福祉施設の特別養護老人ホームさくらぎ苑があります。さくらぎ苑は、私の知りあいが多く利用され、就労されている友人もいるのですが、本施設は、小川町内では最大規模の老人福祉施設で、その利用者やご家族、就労している職員は、</p>	<p>資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、現地調査を実施し予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。なお、調査、予測は保全対象施設である特別養護老人ホームに隣接する個所で</p>

意見概要	事業者見解
<p>ほぼ全員が小川町または寄居町、嵐山町などの周辺市町村の方です。短期宿泊利用のショートステイや、毎日日中利用するデイサービスが営業され、送迎の車両が多く行き来しています。また周辺道路は、利用する高齢者の方の散歩道となっています。</p> <p>これだけ多くのダンプが通行すると、交通事故被害が発生することは、確率的にかなり高くなると想定されます。また 100 名以上の方が住んで生活する老人ホームですので、工事中の振動や騒音、粉塵などによる環境被害をださない対策も必要と思われれます。御社の準備書では、具体的な対策が示されていません。</p> <p>事業の中止、事業の縮小により、交通事故被害、環境被害の回避を求めます。</p>	<p>も実施しております。</p> <p>更に、資材運搬等の車両は、歩行者の安全への配慮はもちろんのこと、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>(4) 官の倉山のハイキングコースについて</p> <p>小川町駅から、計画敷地内を通り抜け、官の倉山から東秩父村安戸に下る又は小川町竹沢に下りるコースは、低山ハイキングコースとして首都圏で人気で、小川町や東武鉄道ではハイキングコースとして、大々的に紹介、案内しているコースです。</p> <p>またハイカーにとても有名な「外秩父七峰縦走ハイキング」(東武鉄道主催)は毎年数千人の参加者を集める著名なハイキングイベントです。そのコースの一部が官の倉山ハイキングコースにあたります。</p> <p>官の倉山ハイキングコースの利用状況について、御社は調査されておらず、その影響は御社の準備書では考慮されていません。</p> <p>工事中や事業開始後に、ハイキング利用者への不便、事故(ダンプカーによる交通事故、土砂崩れなどによるハイキングコースの閉鎖、ハイカーの事故等)、損害賠償が想定されます。</p> <p>賠償や補償の評価が難しい面もありますが、なによりも景観の破壊によるハイキングコースとしての価値が棄損されます。そのことは小川町住民や官の倉山を愛するハイカーの怒りをかい、現在の事業計画が到底理解されるとは思えません。</p> <p>事業の中止、事業の縮小を求めます。</p>	<p>官ノ倉山ハイキングコースについては、環境影響評価準備書に記載のとおり、聞き取り調査を含む現地調査を行っております。聞き取り調査によって住民の方が頻繁に利用し、登山やハイキングの場として地域外からの利用者も多いことなどが確認できましたので、対象事業実施区域が交差している地点については、利用者が自由に通行できるようフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから離隔する、工事後は可能な限り現地発生表土の撤きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努め、利用者への影響を低減します。</p> <p>また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人とを隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p> <p>また、現在の景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>
<p>(4) 情報公開、説明会について</p> <p>私は小川町の店舗や住宅が集中している中心市街地に住んでいますが、ポスティングで案内されたという説明会の案内を受け取っていません。ちなみに私も含めた世代は新聞をとっていない家が多く、ポスティングによる案内は新聞広告でなく、説明会の告知を受け取るチャンスであったはずですが、一度も受け取っていません。</p> <p>小川町では地域住民組織がよく組織されており、重要なことは郵便ポストの回覧板で知ることが多いです。住民はポスティングによる配布物をよく確認される方が多いとの印象です。にもかかわらず、私や周囲の方で、説明会の案内を受け取ったという方は、一人としてお会いすることができませんでした。</p> <p>事業の進め方について、あまりにもずさんであると思います。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会開催のお知らせにつきましては、4月13日の官報による住民説明会のお知らせ、事業者 Web サイトにおけるお知らせを行ったほか、小川町においては全域を対象に 7,650 枚のお知らせをポスティング形式で配布、ときがわ町では関係地域の区長様を通じお知らせの回覧、東秩父村では関係地域へのお知らせの回覧と各世帯配布のタブレットによる掲示、寄居町においては関係地域の区長様を通じお知らせの回覧を行い、関心のある方に広くお伝えするよう努めました。これらの方法は、方法書段階での説明会でも全く同様に実施しており、多くの参加者にお集まりいただいた実績もあるものです。</p>
<p>(5) さいごに</p> <p>私は 10 年前に小川町に引越してきました。周辺の</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措</p>

意見概要	事業者見解
<p>里山の景観、ハイキング、農業林業の取り組みは、小川町の住民にとって、小川町を愛して、住み続ける大好きな理由になっています。小川町の住民はとくに若い人を中心に、小川町を愛している人が多く、この町や里山が好きで移住してくる人が多いです。先日、マスコミで発表された移住したい所調査のランキングで、小川町は関東で13位?にはいっているそうです。また小川町で生まれ育った若い人は、小川町が大好きという若者がとても多いです。</p> <p>小川町を愛する人たちにとって、今回の事業予定地の官の倉山周辺と周辺の谷津田は、まさに最も愛すべき小川町らしさを象徴する場所です。事業計画をされている事業者の方は、そのあたりの事情を知らないようですし、準備書を拝見しましたがそういう事情を知ろうとする調査もされていません。計画上の配慮等も当然一切されていません。</p> <p>企業活動は、当然その町の住民の理解と協力がなくてはうまくいきません。企業の社会的責任は当然のものとしてされる時代となっていますが、本計画はそのあたりの考慮、配慮がされている形跡がありません。説明会の告知をほとんどせず、ひっそり開催されようとしたようですが、そのような一つ一つの事業の進め方が、御社の事業継続を自ら難しくしていると思われまます。</p> <p>少なくとも、地域や住民の理解と協力をえることを前提とした事業計画に変更されることを強く要望します。</p>	<p>置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 500

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書 796 ページ、「営巣地の位置やその周辺の植生等から、本種の繁殖のために保全すべき区域（営巣地及び採食環境を含む繁殖環境）は、営巣地を含む谷地形とその下部に位置する沢であると考えられる。</li> <li>地形の改変及び施設の存在により、本種の繁殖環境の一部が消失する。このため、当初の事業計画の見直しにより、繁殖環境の改変を回避する。また、予測地域全体の本種の生息環境の改変率は下表のとおり、18.90%から15.38%まで軽減される（6.67haの改変回避）（図8-1-4-15参照）」と記載がある。</li> <li>環境省ミゾゴイ保護の進め方の検討委員も務めていた川名国男氏の著書「ミゾゴイ～その生態と習性～」の108ページには、「採餌行動は、巣から半径200m範囲内で頻りに観察されたが、囀り行動や餌の種類から、実際の行動範囲は数キロ以上に及ぶものと考えられる。営巣地を保全地域として指定する場合には、こうしたことを十分に考慮しなければならない。つまり、ミゾゴイの行動圏は薄暗い湿潤な谷地形の巣から200m以内に収まるとは限らない。したがって保全すべき範囲はもっと広範にするべきである。」との記載があり、本種の保全すべき区域は、営巣地を含む谷地形とその下部に位置する沢であるとするのは過小評価である。典型的でない部分も含めてより広範囲に保全すべきものとする。また、繁殖期の調査を行っていないため、改変率の前提圏もが崩れている。そのため、改変率を15.38%に軽減してミゾゴイが保全できるという根拠はない。</li> <li>ハチクマ、サシバとも、埼玉県において現在では繁殖情</li> </ul>	<p>ミゾゴイについては、動物の項目の他、生態系の項目において、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、ご意見を頂いた餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。また、予測・評価は調査地域全体を対象とし、確認された本種の営巣地付近のみでなく、他所での繁殖・利用も想定して調査地域全体における本種の生息環境と改変区域の位置関係を考慮しております。そのうえで、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置を講じることにより、確認された本種の巣がある谷地形の改変を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としました。その結果、本種の生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>猛禽類調査の調査期間については、調査方法等を</p>

意見概要	事業者見解
<p>報が極めて少なくなっている希少な猛禽類である。開発後も現在の生息状況が維持できる保全対策をとるべきである。開発によって、生息地が消滅あるいは生息状況が悪化するようなことがあってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般的には猛禽類の調査では、1繁殖期では十分なデータが得られない。今回の調査でも、ハチクマについては繁殖期後に利用した可能性がある巣が発見されたのみで、営巣位置は確定されていない。今回の調査は1繁殖期のみで、明らかに不十分である。猛禽類については、少なくとも2繁殖期は調査を行うべきである。</li> <li>ハチクマの環境保全措置として「ハチクマを対象として非改変区域に人工代替巣を設置し、非改変区域へ営巣地を誘導する」とあるが、現時点では営巣位置が特定されておらず（可能性に留まっている）、営巣環境の特徴さえ把握できていない。また、誘導先についての具体的な検討もされていない。このような乏しいデータと安易な考えに基づく人工代替巣の設置や誘導は、保全措置にはなり得ない。</li> <li>サシバの保全にあたっては、採食地の確保が重要であるが、調査結果および保全対策とも不十分と言わざるを得ない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>たとえば、「予測結果の概要（地形改変及び施設の使用）」のところで「各ペアの高利用域のうち、本種の採餌環境（落葉・常緑広葉樹林、スギ・ヒノキ植林、草地、農耕地）がそれぞれ17.87%及び20.26%消失するものの、調査結果から推定される主要な採食地は残される」とある。しかし調査で得られた「狩り」と「探餌飛行」の記録は合計6例に過ぎず、これをもって「主要な採食地」が推定されたとは言い難い。</li> <li>さらに、「太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する」、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の措置を講じることにより、採食環境を中心に出来る限り本種への影響を低減する。」とある。これについても、具体性に欠ける内容で保全措置と言えるものではない。</li> <li>したがって、採食環境に関する調査データは絶対的に不足しており、再調査の必要がある。また、保全措置も各ペアの行動圏内のどの場所について、どの程度の面積で、どのような環境を維持するのか、またそれが失われる採食環境を代償するものとなるかなど、具体的・客観的に検討・評価すべきである。</li> </ul> </li> </ul>	<p>明記した調査計画書段階で埼玉県及び経済産業省の審査を経ており、妥当性のあるものと考えております。一方、準備書に記載したとおり調査の結果サシバをはじめとした猛禽類の繁殖が確認されたことから、第2営巣期の調査を実施することと致しました。その結果は評価書において記載するとともに、必要に応じて予測・評価を見直し、本種への影響のさらなる低減に努めてまいります。</p> <p>本事業において人工代替巣への誘導を実施する際には、営巣木周辺の営巣環境の事前調査等を踏まえて設置環境を選定する他、有識者に指導を仰ぐ等、出来る限り代替巣が使用されるよう努めてまいります。</p> <p>サシバについては、採食地に係る情報として、「探餌飛行」は8例、「狩り」は7例、「餌持ち飛行」が46例確認されており、その結果から主要な採食地を推定致しました。また、ご指摘の環境保全措置については、「サシバ (<i>Butastur indicus</i>) の狩場環境の創出にむけた草刈りや杭の設置の保全的効果の検証」(2011年、東ら)等の文献によりその効果が科学的に検証されている措置になります。これらの内容を参考に、その効果が発揮されるよう努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 501

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>小川町環境審議会委員として準備書 8-1-3 (1) 地盤(土地の安全性)について意見を述べます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>準備書では、崩落は前事業での盛土と排水路未設が原因であると結論している。</li> <li>①崩壊地が盛土であるという結論について <ul style="list-style-type: none"> <li>図 8-1-3-5 には G1 (崩壊地点)、G2 (崩壊地内) と G3 (下端) の3つのボーリング結果と推定地層断面図が記されている。</li> <li>現地で確認したところ、滑落崖の直下部(崖頂下約4~5m)にも粘性土層(茶褐)、凝灰質シルト層が確認さ</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>環境影響評価準備書では、過去のゴルフ場開発による計画資料とともに、周囲の地形と明らかに異なる等高線の分布なども考慮し、崩落箇所周辺が、人為的な地形改変が行われた区域であると判断しております。</p> <p>その上で、人為的改変が行われた区域であるにもかかわらず、計画されていた排水施設が設置されておらず放置されていたことが原因である旨、結論付けております。</p>

意見概要	事業者見解
<p>れ、斜面に沿って平行な層序があると想定されることから、基本的には崩壊箇所は切土に隣接した自然斜面と考えるのが妥当である。崩壊箇所が自然斜面であったということはゴルフ場開発の経緯を知り、現地を直接見てきた地元住民の記憶とも一致する)。準備書に「崩壊地は盛土で発生」とあるが、その根拠はG1ボーリング結果の表層 60cm のかく乱土があるのみであるが、これは造成時の土砂移動で発生したもので、これをもって崩壊箇所が盛土であった主張するのは難しい。</p>	
<p>②排水について 崩壊地と切土の境界はゴルフ場造成時に土砂を移動させて分水構造になっており、それより上部の雨水は崩壊地に直接流れ込まないようにになっていた。排水施設の未整備が全く影響しないとは言えないものの、崩壊の直接の原因は台風19号による長期の豪雨による雨水が自然斜面へ浸透し、粘土層をすべり面とする底面破壊型の地滑りを発生させたと考えるのが自然である。</p>	<p>崩落箇所には、道路が設置されており、人為的改変が行われていたものと把握しております。ご指摘にもありますとおり、十分な排水施設による雨水排水が行われていなかったことが、崩落の原因であるものと判断しております。</p>
<p>③地盤（土地の安定性）の評価に対する意見 環境評価準備書では、台風19号による崩壊はゴルフ場造成後ずさんな放置された盛土という例外的な事象であり、それ以外の事業実施区域は安定していると結論づけている。しかし、崩壊がゴルフ場造成工事による盛土と排水路未設置が原因であると確証できないとすれば、何が原因であったと考えるべきだろう。それは対象事業実施区域全体の地盤（土地の安定性）という事業実施の是非に直接関わる根本的なことでもある。考慮すべき点として、㊦官の倉山地の地質特性、㊧長期豪雨による引き金の2つがある。㊦に関しては近年頻発する線状降水帯の可能性などを評価に加えるべきだが、ここでは省く。㊧に関して、官の倉山地、特に飯田地区西端では礫岩や礫質砂岩が標高の高いところまで分布し、その風化物が沖積粘土層の上に崩積土としてゆるく堆積している。これは崩壊地でのボーリング結果にもみられる一般的な特徴である。このような地質特性を持つ官の倉山地での広範な盛土を伴う開発は人口的な盛土自体の円弧滑りだけでなく、地盤の底面破壊型の地滑りを併発させる恐れがある。</p>	<p>過去のゴルフ場開発による計画資料、等高線に示される人為的な改変の様相、崩落箇所に道路が設置されていたこと、対象事業実施区域内の比較的改変が行われていない個所では同様の崩落が確認されていないことなどを考慮すると、ゴルフ場の開発による造成工事が無関係であると結論付けるのは難しいものと判断しております。</p>

意見書 502

意見概要	事業者見解
<p>・はじめまして。 小川町の自然を愛するものです。 小川町のメガソーラー計画について一言お伝えできればと思います。 小川町にはあらゆる豊かな風土があると思っています。 緑、生き物、本質に気付いている人。だからこそ先進的オーガニックタウンとして注目を浴びる場所になっていると感じます。 メガソーラーは誰のために作るのでしょうか。 それは持続可能なものなのでしょうか。 本来の目的を忘れてはならないと思います。 小川町にはメガソーラーも残土も不要と考えます。 御一考下さい。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 503

意見概要	事業者見解
<p>・今回の小川町アセスメント対象地域について再生エネルギーは大切と考えています。ただ、大規模に自然を壊してそれを行なうのは本末転倒です。</p> <p>手つかずの自然を近代社会は生産性の無いようなものと扱ってきました。経済的に役立つもの、儲けの手段として役立つものとしてしか、自然を扱なくなってきました。</p> <p>時代は既に変わっています。</p> <p>合法と言う名の自然の私物化はこれからの循環型の社会には相応しく有りません。</p> <p>何処から運ばれるか不明の残土の埋め立てや、盛り土、切り土による自然改変は、永い歳月から生まれた環境にとっては、大きな負荷です。</p> <p>水の流れが変わり、風が変わり、そこに生きていた動植物にも大きな影響をもたらします。この地域も比企丘陵の一端の大切な風土を持っています。希少植物も多く有り</p> <p>※事業者記載：以下文章が切れていて不明</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 504

意見概要	事業者見解
<p>・環境影響評価準備書について、鳥類生態学者として、また当該地に近く居住する埼玉県民として、環境の保全（とくに保護すべき鳥類の保護）の見地から、意見を述べさせていただきます。</p> <p>事業計画地における鳥類の生息について、地元住民の方々が希少種の野鳥の自主調査をされています。その調査結果はすでに貴社の方に提出されていると思いますが、私も一専門家として、この4月に現地を案内してもらい、とくに国（環境省）において絶滅危惧Ⅱ類、埼玉県では絶滅危惧ⅠA類に指定されている希少猛禽類のサシバと、国（環境省）で絶滅危惧Ⅱ類、埼玉県では絶滅危惧種ⅠB類に指定されているミゾゴイの古巣とその生息環境について視察して参りました。</p> <p>現地を歩いてみて、感じたことは、30年以上前に開発された山林で、山体自体にもかなりの改変が行われているようですが、放棄後30年が経過した土地には二次林が発達し、典型的な里山環境が復元されつつあると思います。</p> <p>サシバについては既に昨年、地元の調査グループによって3つがいの繁殖が確認され、3巣ともヒナの巣立ちまでが確認されています。またミゾゴイについては、私が視察した時に古巣を4か所確認しており、さらについ先日、地元の方によって営巣中の写真が撮影されました。こうしたことから、この地域は確実にこれら2種の良好な生息地であると考えます。</p> <p>サシバとミゾゴイは里山の生態系における上位種として、里山生態系の良好さを示す指標種です。かつて日本全国に里山が残されていた時代には、サシバもミゾゴイもごく普通の種として、里山を利用する住民にとって身近な存在でした。しかし近年、全国的に里山環境が失われ、ここ小川町地域においても、かつては多く生</p>	<p>サシバについては、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」環境保全措置により、本種の営巣中心域の改変を出来る限り回避・低減する計画としました。また、「緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す」等の環境保全措置を講じ、施設の供用時においても出来る限り繁殖環境への低減を図る計画としております。さらに、本種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>ミゾゴイについては、動物の項目の他、生態系の項目において、特に調査地域の重要な地域特性である「谷沿いの湿地的な環境」を指標する種として本種を選定し、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。環境保全措置については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、確認された本種の巣がある谷地形の改変を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。予測・評価は対象事業実施区域のみではなくその周辺地域も対象として実施しております。そのうち、改変区域以外の地域については直接的な改変はないことから、生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考え</p>

意見概要	事業者見解
<p>息していたこれらの鳥は大きく減少しています。サンバとミゾゴイが生息するという事は、当該地域が健全な里山であることを証明しています。これら2種の生息が脅かされることのないよう、環境の保全に注意を持ってあたられるよう、お願いいたします。</p>	<p>られるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>頂いたご意見、地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 505

意見概要	事業者見解
<p>・対象地で営巣が確認されている、或いは営巣の可能性が考えられるミゾゴイ、サンバ、ハチクマなどの希少な種について詳細な予測結果が記載されていますが、営巣地に関する情報が「動植物保全の観点から非公開」とされています。これは当然の処置ではありますが、この場合は少なくとも現地で鳥類調査を続けているグループおよび鳥類の専門家には公開すべきではないでしょうか？位置的な情報が全く不明な状態で「高利用域の一部が消失するもののその面積は小さい(サンバに関する予測結果)」と言われても、また変更率の詳細な数字を示されても、我々には検証できず、せつかくの予測結果から得られる情報がほとんどありません。現地の鳥類調査チーム及び鳥類の専門家に対して、営巣地とソーラーパネルの位置や森林が残存する区域、伐採される区域などとの関係が分かる図を公表する機会を作るよう要望いたします。</p>	<p>確認された重要な種の位置情報につきましては、ご指摘のとおりその保全の観点から非公開としており、その対応は他の環境影響評価事例でも同様となっております。大変申し訳ありませんが、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>位置情報等は埼玉県や経済産業省の審査等において公開し、予測・評価の妥当性を検証頂くこととしており、現時点ではその他に公開する予定はございませんが、今後その必要性が考えられた際には、ご意見を参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、まずは保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 506

意見概要	事業者見解
<p>・私は新しく東京から小川町に移住してきた者です。 地元の方は何もないと言いますが、こんなに美しい川や山、木や鳥に恵まれている地域が沢山残っています。 本事業計画地域に残土を持ち込まないでください。 メガソーラーを建設しないでください。 事業の全面中止を求めます。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 507

意見概要	事業者見解
<p>・今回の太陽光発電事業は、そもそも残土処分場から切り替えた事業であり、太陽光発電の名を借りた残土処分であることは明白です。対象地域内での切土・盛土にとどめず、外部から残土を持ち込むことを前提にしているのは、その為であることは、誰の目から見ても明らかです。小川町長の意見にも「基本的に事業地内での切土・盛土を計画されたい。」と書かれており、残土処分前提では無いとするならば、残土を持ち込まず、対象地域内での</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>計画の検討においては、森林を保全するため、残置森林を規定の25%から49.7%に増やしたことで、切土等の改変部が少なくなりました。このため、必要量につき、土を搬入する計画としております。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩</p>

意見概要	事業者見解
<p>切土・盛土だけで太陽光発電事業を行う案を改めて提出して下さい。</p> <p>地域内の切土・盛土の方が、外部から持ち込むより事業コストが抑えられ、普通はそうします。残土を持ち込んだ方が、処分費用を誰かからもらえるから、残土を持ち込む訳です。</p> <p>処分に困っている様な残土を持ち込ませる訳にはいきません。断固反対です。</p> <p>切土・盛土、特に盛土は大きな災害を引き起こします。沢を残土で埋め立てれば、土石流となります。隣の嵐山町の志賀交差点前のメガソーラー敷地内も土砂の崩落があり、人為的な造作は災害のもととなります。対象地域周辺は、土砂災害警戒区域、及び特別警戒区域に指定されています。事業計画策定ガイドライン第2章「適切な事業実施のために必要な措置」の第1節内でも土砂災害防止法の警戒区域や山林や丘陵地の急勾配地域等においては周辺環境へ悪影響を与えるおそれがあるため、十分に配慮して土地の選定、開発計画を行うことが求められているとされています。このような災害の危険性の高い地域に面する場所をなぜ未だに準備書内で対象地としているのでしょうか。今後、大きな自然災害が起き、さいたまメガソーラー敷地内から土砂が流れ落ちた場合には、どの様に補償をするのか、具体的な補償内容を教えて下さい。補償内容を示せないであれば、対象地の除外、計画の見直し、事業の中止を求めます。</p>	<p>壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行き、安全性を確認しました。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

#### 意見書 508

意見概要	事業者見解
<p>・私は、小川町の里山や山々を歩くのが大好きです。その風景を守るためにも、本事業計画地域に残土を持ち込まないで下さい。メガソーラー建設に反対し、事業の全面中止を求めます。</p>	<p>景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの環境保全措置を講じます。地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜うよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 509

意見概要	事業者見解
<p>・今回の太陽光発電事業に対し、なぜ対象地域内での切土・盛土にとどめず、外部から残土をもちこむのでしょうか。町長の意見にも「基本的に事業地内での切土・盛土を計画されたい」と書かれています。残土を持ち込まず、対象地内での切土、盛土だけで太陽光発電事業を行う案を改めて提示してください。</p>	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>計画の検討においては、森林を保全するため、残置森林を規定の25%から49.7%に増やしたことで、切土等の改変部が少なくなりました。このため、必要量につき、土を搬入する計画としております。</p>

#### 意見書 510

意見概要	事業者見解
<p>・僕には小川町で叶えたい夢があります。それは小川町の山の中に日本料理店を出すことです。料理は小川町の美味しい野菜と石臼で引いた石臼</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行により環</p>

意見概要	事業者見解
<p>豆腐、薪釜で炊く白米。大きな決め手が小川町の土を使って土器を作り、その器で料理を提供し、日本の山の、小川町のご馳走を、豊かさを世界中の人に感じてもらいたい。そのためには今ある小川町の緑あふれる山の景色、鳥の囀り、貴重な山菜をなくしてはいけません。</p> <p>人間の都合で日本の美しい山と里の景観を感じられる場所を破壊しないで頂きたいです。</p> <p>本事業計画地域に残土を持ち込み、メガソーラーを建設する事は僕の夢も壊すと言うことです。事業の全面中止を求めます。以上</p>	<p>境への影響を低減していくことを通じて、ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

## 意見書 511

意見概要	事業者見解
<p>・お疲れ様です</p> <p>私は、小川町の住民のひとりです。</p> <p>さいたま小川町メガソーラーという名称の事業が予定されているそうですが、この町に暮らす者として、事業の全中止を心から希望します。</p> <p>この町の豊かさを、ご存じでしょうか。</p> <p>町のどこにいても見える、小高い山々の可愛らしさをご存じでしょうか。</p> <p>四季折々に移り行く自然の色彩に、どれだけ癒されるでしょう。</p> <p>豊かな生態系は、この町の宝物です。</p> <p>力づくで壊して、それからどうやって元に戻しますか？</p> <p>そこまでしてこの地に作る理由は何ですか。</p> <p>その電力はどこへゆきますか。</p> <p>その利益は、この豊かさを奪われた場合に私達にはどのように還元されるのですか？私達が望むのは、お金ではありません。今ある、既に今ここにある、ずっと以前からこの地で営まれてきた豊かな自然です。黙って殺されてゆく小さな命たちのことに心を寄せてみてください。</p> <p>すべては、繋がっています。</p> <p>どんなちいさな命も、私達ひとりひとりと繋がっているのです。</p> <p>そして、私達ひとりひとりもまた、本当は繋がっています。</p> <p>私と、お読み下さっている、あなた様も。</p> <p>どんな世界に、暮らしたいですか。</p> <p>何があれば、幸せでしょう。</p> <p>私と、あなた様とは違っても、私達住民の暮らしまるごと変えてしまう事業だけはどうか、勘弁してください。子供たちが毎日安心して通れる道を、確保してあげる義務が私達大人にはありませんか。安らぎに満ちた暮らしには、豊かな自然が、欠かせないのです。豊かな生態系が息づく土地だからこそ、私達の命を育む作物を育てることが、出来るのです。山々は、私達に命の水と空気と作物を与えてくれています。この母なる大地を、どうか、お守りください。最後に因果応報、良き行いは必ず自らに戻ってきます。最後までお読み下さりまして、ありがとうございました。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 512

意見概要	事業者見解
<p>・さいたま小川町メガソーラー事業に反対いたします。理由は以下の通りです。</p> <p>開発対象地は、貴社による環境影響調査によっても明らかなように、生物多様性の大変豊かな場所です。生物多様性が急速に失われている現代において、当該地の自然環境は将来にわたって重要な価値を有していると考えます。WWF ジャパンによると、「近年の人類による環境の搾取は、生物多様性が持っている自然の回復力、生産力を 25%も上回る規模で資源を消費させ枯渇させている」そうです。自然エネルギーを生み出すために、今存在する自然を破壊するのは本末転倒であると考えます。</p> <p>上記の点に関連してですが、当該地には生態系のトップに位置する猛禽類のノスリやハチクマも生息が確認されているとありました。ハチクマに関しては確認できた巣の代わりに人工代替巣を設置する予定だそうですが、猛禽類の専門家の調査ではハチクマが人工代替巣を利用しない結果が出ているものもあるようです。(猛禽類でも種によって選好性や繁殖成功率が異なる可能性がある)。事業者による保護対策が十分に効果が得られるか疑問です。</p> <p>2019年10月の台風19号の際、兜川や槻川が氾濫し、槻川の近くの畑が冠水し甚大な被害を受けました。当該事業地はその上流に位置しており、年々台風や大雨の規模が大きくなっていく中において、これ以上の被害が発生する可能性を危惧します。事業者は排水対策、貯水対策などを行うとのことですが、表面を削られた山は保水力を失うため、下流にわたっての土砂災害や川の氾濫が非常に懸念されます。盛土によってさらにその被害が大きくなりはいませんか。他県のメガソーラーにおいても、陥没や土砂崩れが発生している事例があり、非常に心配です。</p>	<p>ハチクマについては、本種が同じ地域で繁殖する傾向があることが知られている等に見解を参考に、出来る限り調査地域内での繁殖の継続に努めることとし、工代替巣の設置による調査地域内での新たな営巣地の創出・誘導を計画しております。本事業において人工代替巣への誘導を実施する際には、営巣木周辺の営巣環境の事前調査等を踏まえて設置環境を選定する他、有識者に指導を仰ぐ等、出来る限り代替巣が使用されるよう努めてまいります。さらに、本種を対象として工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努める計画としております。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>また、調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。さらに、調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などが考えられます。事業に当たっては、工事時には3か月に一度、供用時においても、管理点検を通じて必要な状況が確認されれば、即時に浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。</p> <p>切土・盛土の土工は、森林法10条の2（隣地開発許可申請）の審査基準、および「道路土工 盛土工指針」（社団法人日本道路境界）に従って設計を行い、斜面の安全性を担保し、調整池の機能が失われないようにいたします。</p>

意見書 513

意見概要	事業者見解
<p>・今回の小川町での太陽光発電事業に対しなぜ対象地域内での切土・盛土にとどめず外部から残土を持ち込むのか分かりません。残土が持ち込まれ、地形、自然環境の改変があった場合、小川町の生態系、危惧生物のミゾゴイ（絶滅危惧Ⅱ類）についての調査と影響の予測を行って下さい。埼玉県のレッドデータブックではミゾゴイは水辺などでサワガニやカエル、ミミズ、魚類を漁る、とあります。</p> <p>残土が持ち込まれ、地形が改変された場合、餌場は確保されるのでしょうか。</p> <p>小川町の豊かな自然を改変してまで行うべき事業なののでしょうか。</p> <p>小川町と言えば世界遺産の細川和紙、そして有機野菜です。残土持ち込みによって、もし放射線量があがってしまったら有機野菜を作る人は減っていくことはないのでしょうか。細川和紙を作る人は減っていくことは</p>	<p>土砂の搬入については、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変える現計画を策定いたしました。</p> <p>さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域等大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します。また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業実施区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めてまいります。</p> <p>ミゾゴイについては、動物の項目の他、生態系の項目において、特に調査地域の重要な地域特性である「谷沿いの湿地的な環境」を指標する種として本種を選定し、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、ご意見を頂いた餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土</p>

意見概要	事業者見解
<p>ないでしょうか。 この町の、そして世界的にも大事な特性を失ってまで行う事業とは思えません。</p>	<p>壊動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。環境保全措置については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、確認された本種の巣がある谷地形の改変を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。予測・評価は対象事業実施区域のみではなくその周辺地域も対象として実施しております。そのうち、改変区域以外の地域については直接的な改変はないことから、生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になり、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

意見書 514

意見概要	事業者見解
<p>・環境影響評価の各項目の選定はどのような理由により選定されたのでしょうか？又、その中で「地下水の水位及び水脈」の選定は何故「造成等の施工による一時的な影響」だけの評価項目になったのですか？</p>	<p>環境影響評価項目は、調査計画書（方法書作成）段階では、「埼玉県環境影響評価技術指針」を基に項目を選定しました。また、準備書の作成前に対象事業が法の対象に変わったことにより、「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「太陽電池発電所」別表第5に掲げる参考項目について、項目の見直しを行いました。対策が必要となる可能性のあるリスクに対し、科学的な根拠のある手法で、調査・予測・評価を行っております。</p> <p>地下水及び水脈につきましては、造成等の工事により地下水に影響が生じる可能性が考えられるため「造成等の施工による一時的な影響」について選定しております。太陽光発電事業は、その稼働において地下水等を汲み上げるなどの利用はないため選定対象としておりません。</p>
<p>・メガソーラー事業の事業費を教えてください。又、設置後何年間の運転で利益はどうなりますか？</p>	<p>誠に恐縮ですが、事業費等の具体的な情報については、回答を控えさせていただきます。</p>
<p>・太陽光パネルの型式、メーカー、パネル費用（総枚数96,100枚と一枚の費用）をお教え下さい。</p>	<p>誠に恐縮ですが、事業費等の具体的な情報については、回答を控えさせていただきます。</p>
<p>・山林を切り開けば動物が農地に出てきます。そのことは問題になっていますが農業者への保障はどうされますか？</p>	<p>影響を低減させるため、残地森林を増やすなどの案に変更しました。事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>
<p>・事業地は田んぼに近接しています。古い調整池(旧ゴルフ)のものを使うようですが機能しますか？</p>	<p>雨水を貯留する調整池につきましては、目視により正常に機能していることを確認済みですが、工事</p>

意見概要	事業者見解
	着手の時に調整池の点検をし、補修等が必要であれば対処します。
・水質汚染が起きた場合はどうしますか？搬入土は放射性物質、廃棄物汚染などの安全性の確認は行われていますか？	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>
・小川町にメガソーラーは似合わないと思いますが搬入土を使わない造成計画の方が事業費を抑えられるのでは？	<p>盛土・切土などの土地造成計画は、発電のために必要な太陽光パネル配置など、土地利用計画に基づき検討しております。</p> <p>計画の検討においては、森林を保全するため、残置森林を規定の25%から49.7%に増やしたことで、切土等の改変部が少なくなりました。このため、必要量につき、土を搬入する計画としております。</p>
・環境影響評価を依頼した事業者はどちらですか？	環境影響評価を委託した事業者は、国際航業株式会社です。
・工事着手後、今回選定し作られた環境影響評価と異なる結果が出て、試算を満たさなかった場合どうされますか？	<p>予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合など、環境影響評価法第31条第1項に規定される項目については、事後調査を実施します。また、それ以外にも、事業特性及び地域特性の観点から環境監視計画を行うことが考えられる事項について、環境監視を行います。</p> <p>この結果は、環境影響評価法第38条の2第1項及び発電所アセス省令第35条並びに第36条の規定により作成する報告書に記載いたします。</p> <p>また、環境監視計画や事後調査により、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることといたします。</p>

#### 意見書 515

意見概要	事業者見解
・人体に影響をおよぼすソーラー開発は反対！！子どもたちが大きくなって安心してすごすことができるよう竹沢地区を大切にしたい。	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行により環境への影響を低減していくことを通じて、ご理解を賜うよう努めてまいります。</p>

#### 意見書 516

意見概要	事業者見解
・メガソーラーの設置による景観の損傷も大量の土砂埋	土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩

意見概要	事業者見解
立による土砂災害の発生リスクが増大するため事業の全面中止を求めます。	壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算のほか、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確保した事業を実施いたします。

### 意見書 517

意見概要	事業者見解
・メガソーラー反対	地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じて、ご理解を賜るよう努めてまいります。

### 意見書 518

意見概要	事業者見解
<p>・私たち夫婦は約10年前に小川町に越して来ました。知り合いもいない土地でしたが、自然があふれ近くに山があり、川と田畑があり、有機野菜を新鮮なうちに買って食べることができるこの小川町が大好きです。</p> <p>緊急事態宣言中も小川町の自然の中を家族で散歩し、ハイキングし、きれいな山の中を登山して、家族のキズナを深めることができ、この山をずっとこのまま残したいと思っています。</p> <p>私たちの大好きな小川町に本事業計画地域に残土を持ち込まないで下さい。メガソーラー建設しないで下さい。事業の全面中止を求めます。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行により環境への影響を低減していくことを通じて、ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 519

意見概要	事業者見解
<p>・小川町が好きです。森の桜の美しさ、緑に移りゆく山々、広い空、きれいな空気、おいしい水でつくる酒蔵があり、木をたくさん使った図書館があり、夏の七夕まつり(和紙で作った飾り)と花火等何よりも有機野菜を作っている方がたくさんいます。東京の友人からうらやましがられています。東京から小川町に移住して21年。残土持ち込みによって、もと放射線量があがってしまったら有機野菜を作る人が減っていくことはないでしょうか。この町の大事な特性を失ってまで行う事業とは思えません。本事業計画地域に残土を持ち込まないで下さい</p> <p>メガソーラーを設置しないでください。事業の全面中止を求めます。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

### 意見書 520

意見概要	事業者見解
意見①	植物の移植については、対象種又はその近縁種の

意見概要	事業者見解
<p>P. 959「工事着手前に、オニシバリ及びミソコウジュを、対象事業実施区域内の影響を受けない生育環境へ移植し、保全区域を設ける。」ことに対して、移植には失敗することにリスクがあると思われるが、移植を成功させるためにどのような方策を計画しているか具体的に示されたい。</p>	<p>生態を把握するとともに、その移植事例を参考として適切な実施時期や手法を十分に検討し、段階的な移植等も含めて、その効果が発揮されるよう努めてまいります。また、移植後は事後調査を実施し、その効果を検証するとともに、調査の結果は、環境影響評価手続きに従い公表してまいります。</p>
<p>意見②</p> <p>p. 1042 表 8-1-6-59 予測結果(上位性:ノスリ)において、「本種の生息環境存在及の 21.53%が喪失するが、その変化率は小さい。」とあるが、その変化率は小さいという表現については疑問がある。「小さい」というからには、「小さい」というための基準が必要であるが、そのような変化率に対する客観的な判断基準があるのか。あるのであれば、それを明示されたい。客観的な判断基準等が無いのであれば、これは事業者の感想であり、科学的な表現ではない。感想と事実を混合しないよう、科学的な事実に基づく評価書とすべきである。</p> <p>また、「一方、本種の好適な生息環境と考えられる生息環境存在量の大きいエリアがまとまった範囲で喪失する。」とあるが、これは環境影響が著しいということの意味しているのではないか。「変化率は小さい」という予測結果とは相反する内容であり、全体としての文章が成り立っていない。</p> <p>さらに、「このため、『太陽光パネルの設置箇所下部を含む緑化箇所は定期的に草刈りを実施して適切に管理することで緑地環境を維持する』、『緑地環境周辺に止まり木等を設置し、猛禽類等の採食環境としての利用を促す』等の措置を講じることにより、出来る限り本種への影響を低減する。以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測する。」とあるが、この点についても、何を以て「本種の生息環境への影響は小さい」といえるのかを示すこと。定性的な表現にとどまり、定量的な根拠が示されていないために、「本種の生息環境への影響は小さい」とする根拠としては不十分である。草刈りや止まり木の設置が、21.53%の生息環境残存量の喪失に対して、いったいどの程度の保全措置的な効果があるのか、明確にするべきである。また、21.53%もの生息環境残存量の消失分については、新たな生息環境を復元・創出するなど代償措置を講じる等によって、その影響を可能な限り低減するべきである。そのような代償措置が実施され、ノーネットロスが達成されるのであれば「本種の生息環境への影響が小さい」と表現することはできるだろうが、そうでなければ、「本種の生息環境への影響が小さい。」などという表現で、予測結果をまとめることは非科学的であると言わざるを得ない。</p>	<p>変化率の表現については、残される生息環境の割合を踏まえた上で、他の環境影響評価事例等を参考に記載しております。</p> <p>ご指摘の「一方、本種の好適な生息環境と考えられる生息環境存在量の大きいエリアがまとまった範囲で喪失する。」という内容については、調査地域全体で捉えた変化率の他に、「本種にとって好適な環境がまとまっていることの重要性」、つまり生息環境の質的な部分についても考慮すべきと考え、その影響について予測したものです。この結果を踏まえ、本種についてはその影響の不確実性を考慮することとし、工事中のモニタリング調査及び供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努める計画としております。</p> <p>本種の生息環境の消失分については、ご指摘の環境保全措置により、生息環境存在量の大きいエリア付近を中心に出来る限り生物の生育・生息環境としての維持を図ることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価しております。一方、その影響につきましても不確実性を考慮することとし、供用時の事後調査を実施し、継続的に生息状況を把握することにより、影響の低減に努める計画としております。</p>
<p>意見③</p> <p>8-3の事後調査の動物・植物・生態系の各項目において「予測には不確実性が伴っていることから、事後調査を実施する」また、環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応方針として「有識者に相談した上で、その時期の最新の手法を取り入れた環境保全措置等を検討する。」とある。</p> <p>ここでの「環境保全措置等を検討する」という表現では曖昧であり、不十分である。事後調査において環境影響が著しいことが明らかになった場合には、検討という曖昧で不十分な表現にとどめずに、「環境保全措置等</p>	<p>ご指摘の表現につきましては、まずは環境影響の内容を精査し、どのような環境保全措置が有効なのかを検討する段階が必須であることから、このような表現と致しました。</p> <p>ご意見を踏まえまして、有事の際には適切な環境保全措置の検討及び実施に努め、またその結果は環境影響評価手続きに従い公表してまいります。</p>

意見概要	事業者見解
<p>を実施する」という表現で評価書には示すべきである。</p> <p>また、環境影響が著しいといっても何をもって「著しい」とするのか、著しいか、著しくないかは誰がどのように判断するのか明確にすべきである。その判断を、事業者のみが一方的に判断した場合、影響が認められたとしても「影響は小さい」という表現でまとめられることが、通例でありそのような結末が、当該環境アセスメントにおいても想定される。そのような事態を未然に防止するために、定量的な評価の実施や、有識者にヒアリング、住民参加のもとに合意形成の下で、事後調査ならびに追加的な環境保全措置の実施をしていくことを評価書には示すべきである。</p> <p>以上</p>	

### 意見書 521

意見概要	事業者見解
<p>・小川町は埋立ての許可を出すのに「埋め立てに使用する土は小川町内のものに限り」という条件を出しています。今回貴社が飯田、笠原、木部、原川に計画しているメガソーラーの建設にあたり、埋め立てを要件として申請しているとのことですが、小川町地内でありますのでこの条件を間違いなく遵守し、第3者機関により条件を満たしたことを公表公開し、町民の信用を得て下さい。</p>	<p>本事業を実施するにあたり、事業者より小川町に埋め立ての許可申請はしておりません。</p>

### 意見書 522

意見概要	事業者見解
<p>・私は去年東京から小川町に移住してきました。どうして小川町を選んだのかというと、もともと自然が好きで山登りやハイキング、キャンプなどが趣味で、子供たちにも身近に自然を感じてほしいという思いがありました。そんな中、友人家族が先に移住して、遊びに行ったのがきっかけですっかり小川町のトリコになりました。</p> <p>小川町は有機農業もさかんで東京では高級で手が出なかったオーガニックなお野菜も手頃な値段で家のそばで買うことができるのも魅力です。農家さんがすぐそばにいていろいろお話を聞く機会がありました。「土づくり」が一番大切だとみなさんおっしゃっていました。農家さんたちが長い年月をかけて工夫しながらつくってきた土。それ(大地、水、空気)を残土で汚してしまうというのはたくさんの方々の思いをふみにじることではないでしょうか。わざわざ山を切りくずして太陽光パネルを設置するというのはおかしい話ではありませんか?メガソーラーの近くに住む方から話をうかがった際に、その低周波のせいで家の外から出たくなって畑もやめてしまったそうです。また、子供たちが通う保育園も今回の予定地の近くにあります。まだ記憶に新しい令和元年の台風で小川町でもたくさんの方の傷あとがまだ残っている状態です。もしもそのレベルの台風や長雨や天災が起きた際に土砂災害の被害を拡大することになるのではないのでしょうか。私の子供たちが通う保育園では散歩コースに官ノ倉山が入っています。事業の工事中は散歩する際やお花見に行く際に子供たちの安全が保障されないのではない</p>	<p>ご指摘の低周波音の発生源となるパワーコンディショナーや変圧器は、住居から離し低周波音の影響を低減していきます。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地において現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p> <p>官ノ倉山ハイキングコースと対象事業実施区域が交差している地点については、利用者が自由に通行できるようにフェンス等は設置せず、林地をその周囲に残し、太陽光パネルから離隔する、工事後は可能な限り現地発生表土の撤きだしや現地確認種による植栽を行い、植生の早期回復に努めることなどから、利用者への影響を低減します。</p> <p>また、工事時間中は交通安全のため警備員を常駐させる、建設機械、工事関係車両と人とを隔離することに努め、利用者の安全を確保する、工事関係車両は規制速度を遵守し、人の出入りが想定される箇所については、一時停止や徐行運転等により安全確保に努めるなどの環境保全措置を実施し、安全性を確保します。</p> <p>資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値</p>

意見概要	事業者見解
<p>でしょうか？</p> <p>1日に約150台の講師瀬の車両が通るのが3年間続くなんて騒音や排気ガスを考えただけでゾッとします。交通事故のリスクも高まります。長くなりましたがこの事業の必要性、安全性をもっと細かく説明して頂きたいと思います。今のままでは不安でしかありません。</p>	<p>を満足しているため、影響は軽微であると考えております。</p> <p>更に、資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p>

### 意見書 523

意見概要	事業者見解
<p>・10年前、有機農業を志し、小川町に引っ越してきました。小川町下里の霧里農場、金子美登さんは7世代後の人の暮らしを考え、里山を整備し生かす必要があると仰います。今回の計画はこれとは真逆のことではないでしょうか？</p> <p>動物、鳥、虫、他の命が生きられない場所で人間だけが生きることはありません。災害に弱い場所は要りません。</p> <p>将来処分に困るような物、ゴミを増やすだけの方法は賢明ではありません。どうか、そこに住んでいる人、命を考えて下さい。住民に応援されない事業は勇気を持って止めるべきです。どうか英断をなさして下さい。自然豊かな、調和のとれた町民の暮らしは私達の財産です。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 524

意見概要	事業者見解
<p>・私は1歳の子育てを小川町でしている一人です。家族3人、ありがたい大自然と綺麗な水や山と共に暮らしています。</p> <p>勝手に山たちを傷つけないでください。 勝手に鳥や動物たちの家を壊さないでください。 勝手に自然の景色を潰さないでください。 勝手に人工物を置かないでください。 勝手に我が子や未来の小さな人たちの環境を変えないでください。</p> <p>私や小川町のママたちはメガソーラー事業にととても不安と不満を感じています。 どうか街の人の声を聞いてください。 よろしくお願いします。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行により環境への影響を低減していくことを通じて、ご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 525

意見概要	事業者見解
<p>・「災害時における安全保障について」</p> <p>台風号での小川町内の被害は大変大きなものでした。対象地内もがけ崩れが起きました。近隣の越生野地表原地区あじさい街道沿いでも土砂の崩落があり、通学路が封鎖され、その奥に住んでいる住民たちが孤立してしまう事態が発生しています。</p> <p>今後台風19号のような大きな自然災害が起き、さいたま小川町メガソーラー敷地内から土砂が流れ落ちた場合には安全を保障してくれるのでしょうか。具体的な補償内容が示せなければ、対象地の除外、または事業</p>	<p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の安定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行き、安全性を確認しました。</p> <p>事故・災害に関しましては、土地所有者として民法上の責任がある場合、事業者として責任ある対応をさせていただきます。</p>

意見概要	事業者見解
計画の見直し、中止をして下さい。	

意見書 526

意見概要	事業者見解
<p>・私がメガソーラー設置に関して中止を要望している理由を下記、示します。</p> <p>環境への負荷</p> <p>有機農業として有名になった現在の小川町はとても素晴らしい町です。</p> <p>この度も『地球にやさしい』というイメージで太陽光発電を増やそう。という考えから小川町にメガソーラー設置の計画をなされたのかもしれないですね。</p> <p>しかしながら、太陽光パネルが必ずしも環境にとっいていいとは限らないのです。</p> <p>その理由。</p> <p>●太陽光パネルの設置場所がそもそも保護すべき、町にとっての貴重な資源となるものであること。</p> <p>そこに生息するミゾゴイは絶滅危惧Ⅱ類に分類されています。</p> <p>作為的に環境を変えてしまえばその種は生息が困難になります。絶滅危惧種に限らず、小川町の生態系の豊かさは奄美大島に在住の私でも素晴らしいと思います。</p> <p>都心からのアクセスがこんなに良い環境で、この自然の豊かさは財産です。豊かな田園風景にはその土地本来の生態系があり、全国からその生態系を学びに人が来るほどです。生態系を壊してメガソーラーパネルの設置はせっかく先人が築いた小川町の魅力を無に変えることにつながりかねません。</p> <p>そして、工事をすれば設置場所だけでなく、その周辺もトラックが行きかい、自然環境は脅かされることとなります。</p> <p>●ソーラーパネルのごみ問題は数年前から問題視されていますが、全くその解決策がないままです。ソーラーパネルは処分できない巨大なゴミになるのです。</p> <p>パネルには有害物質を含む物もあり、廃棄後に有害物質が流出する。という懸念も払拭されておりません。原発問題もそうですが、すべての安全性、処理後の環境負荷も含めてすべてが環境にとって負荷のかからないものでなければ、設置する意味がないのです。それはただの環境破壊に加担しているだけになりうるのです。</p> <p>私は美しく、生き生きと発展している小川町を環境に負担をかける、しかも景観も悪い町にしてほしくはないのです。</p> <p>・住民への負荷</p> <p>●工事により、水質や水脈が変わってしまう恐れもあります。土砂崩れの可能性も高くなります。山を削れば地盤や地中の水の行き場が変わり、土砂崩れが起きるのはニュースなどでもご存じかと思ます。</p> <p>●工事期間中の大型車の往来による、町内の危険が増すことが懸念されます。</p> <p>最後に</p> <p>小川町の発展は目を見張るものがあります。</p> <p>以前は和紙の町として名高い地でしたが、現在は有機の町としての認知度がぐっと上がってきています。今ある農業や日本の原風景ともいえる美しい山、川、田</p>	<p>ミゾゴイについては、動物の項目の他、生態系の項目において、特に調査地域の重要な地域特性である「谷沿いの湿地的な環境」を指標する種として本種を選定し、生息環境への影響を定量的に予測・評価しました。その中で、本種の営巣環境の他、ご意見を頂いた餌資源に該当するサワガニ、ミミズ等の土壌動物を対象とした調査を実施し、採餌環境についても予測・評価を実施しております。その内容は準備書の8-1-6-1(960)～8-1-6-91(1050)にお示ししております。</p> <p>環境保全措置については、「事業計画を見直し、対象事業実施区域内の樹林等の一部を残存させる」こととし、影響を低減する環境保全措置を講じました。この措置により、確認された本種の巣がある谷地形の改変を回避した他、調査地域内の樹林環境のうち改変面積の割合を約15%まで減少させ、出来る限り影響の回避・低減を図る計画としております。</p> <p>予測・評価は対象事業実施区域のみではなくその周辺地域も対象として実施しております。そのうち、改変区域以外の地域については直接的な改変はないことから、生息環境は残されると予測しております。一方、本種の餌資源の生息環境である河川の一部には調整池から濁水の流入が考えられるため、「濁水については、排水路にて調整池に導き一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させたのち、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する」等の環境保全措置を講じます。この結果、流入する濁水の程度は、現況で発生している程度以下になると予測しております。</p> <p>以上のことから、本種の生息環境への影響は小さいと予測しております。</p> <p>環境保全措置の確実な実施により、本種への影響の低減に努めてまいります。廃棄物につきましては、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理することなどの保全措置を計画に盛り込んでいるほか、適正な廃棄を担保する積み立てによる基金、水質・土壌の事後調査についても計画しております。その他の項目につきましても、事業による環境への影響の予測とその評価、影響の回避・低減等を行うための環境保全措置につきまして、各項目ごとに、環境影響評価準備書等に記載いたしました。</p> <p>また、景観に与える影響を低減するため、森林伐採量を最小限に抑え、周囲から太陽光パネルを遮蔽するための残置林を確保するほか、低反射型太陽光パネルを採用するなどの環境保全措置を講じます。</p> <p>土砂崩れなど災害のリスクについては、実際の崩壊地について現地調査を行い状況を把握した後、それを踏まえ雨水排水施設による対策を講じるなど十分な対策を行う計画としました。設計にあたっては、通常の設定計算の他、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行い、安全性を確認しました。</p>

意見概要	事業者見解
<p>んぼ、畑を中心に緑豊かな部分も残し、自然と共に発展している小川町はとても魅力的です。</p> <p>古民家を改装したお店や、ワイナリー、ブリュワリー、有機農家の連携、町民がイキイキと活躍して、とても元気で前向きなエネルギーにあふれているように感じます。</p> <p>壊すのは簡単ですが、元の山に戻すことは何千年もかかります。孫の世代に何を残すか？孫、その次…と子々孫々に申し訳ないことのないように日々残すものを考えれば今の目先の利益を追い求めてしまうと、未来に残すものは負の遺産といわれてしまうのです。どうか、そのような悲しいことにならに未来を子供たちに残してください。</p>	<p>資材運搬等の車両の影響については、影響が考えられる大気質、騒音・振動、動物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス等の項目を選定し、現地調査を実施し予測・評価しました。その結果、環境基準等の基準値を満足しているため、影響は軽微であると考えております。なお、調査、予測は保全対象施設である特別養護老人ホームに隣接する個所でも実施しております。</p> <p>更に、資材運搬等の車両は、歩行者の安全への配慮はもちろんのこと、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することや、アイドリングストップなどの環境保全措置を徹底し、影響の低減に努めてまいります。</p>

## 意見書 527

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は先ず地元住民の疑問と不安について以下内容について回答下さい。</li> <li>職務執行者が加藤隆洋と説明はあったが、最高経営責任者が(CEO) 誰か明示ない。事業者のHPの会社概要でも明記が無い。施工実績も明記無い。</li> <li>実質の会社の経営方針を決定する責任者の明記が無い。</li> <li>自己資金力(資本金の明記無い) や事業資金調達先も明らかで無い。</li> <li>関係が無くなった、エトリオンのロゴマークを未だに、使っている。</li> </ul> <p>(理由) 関東最大級のメガソーラー基地の計画であり、国民の注目度も高く、途中で資金調達が出来なければ、残土の受入れだけで撤退もあり得るため現状での外部資金調達先を明らかにして社会的責任を果たして貰いたい。</p>	<p>当社では最高経営責任者(CEO) という役職はありません。また、本事業のための法人であることから、施工実績はありません。</p> <p>代表社員が最高経営責任者にあたります。</p> <p>資金計画などは公開しておりませんが、今後担当関係官庁に提出予定です。</p> <p>ロゴマークは当社オリジナルなため、旧社名の由来の会社とは関係ありません。また、搬入土の受け入れ額は、取得した土地費用に大きく及びません。よって、途中撤退のメリットはありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>2-2-9(6)緑化計画について</li> </ul> <p>太陽光パネル下部に、ラジコン草刈機が実際入って作業出来るのでしょうか？</p> <p>(理由) 事業地では、水質汚染防止のため除草剤は一切使用せずに図 2-2-29 の、ハイブリッドラジコン草刈機採用するとなっておりますが記載の RJ700A 神刈は長さ 1515mm、幅 1110mm、高さ 775mm です。このサイズで図 2-2-25(1)及び図 2-2-25(2)太陽光パネルの架台の下はパネル下で地面より 600mm 未満～1440 の勾配設置高さで、架台の補強方杖が地面より 200mm～約 1000mm 高さの状況でどうやって草を刈るのか？架台を計画より高くするのはですか？実例があるなら具体的に回答下さい。</p>	<p>本事業外で実績があり、問題がないものと考えております。</p> <p>施設との接触の恐れのあるところは、刈り払い機を使うなど臨機応変に管理を行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>3-1-3(2)地盤の状況について</li> </ul> <p>当計画地東側の調整池 4 号、5 号、その東側に農業用ため池があり、谷津田を形成している谷地形西側に、高さ約 15m 位の盛土計画がありますが土木専門家による責任ある滑動崩落防止策と、具体的な盛土施工方法を回答して下さい。</p> <p>なお土地造成計画図と、小川町防災マップ南部版の土砂災害ハザードマップを重ねた図面に、昨年の豪雨による地山の崩落範囲をプロットした図を示して下さい</p> <p>(理由)</p>	<p>埼玉県林地開発許可事務取扱要領及び道路土工盛り土工指針に基づき設計をしています。</p> <p>盛り土高 5m 毎に 4m 幅の小段を設け 15m 毎に 10m の小段幅を設けて、滑りの計算を平時、地震時の安全率を検証し確保しています。</p> <p>盛り土高 30cm 毎に転圧を行い土砂の締固めを行いポータブルコーン試験などで点検管理を行い、地山 1:4 以上の勾配がある斜面はベンチカット工法を行います。</p> <p>盛土工の安定性などの事業概要につきましては、小川町里山クラブのみを対象とした説明会は開催し</p>

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害ハザードマップでは、事業地内もしくは隣接地に特別警戒区域（急傾斜地）と警戒区域（急傾斜地）、警戒区域（土石流）があり、近年の異常気象による線状降水帯などの豪雨で、昨年小川町も土砂崩れや越水等の大きな被害がありました。</li> <li>当計画地では東側の調整池4号、5号と隣接直下に農業用ため池があり、谷津田を形成しており直下谷筋に、環境保全団体「小川町里山クラブ」の飯田体験広場という活動拠点があり、ピオトープ観察や子供達の里山体験や、町民の憩いの場にもなっています。またホテルの生息地でもあります。</li> <li>盛土部直下で、災害時に最も影響のある環境保全団体「小川町里山クラブ」に滑動崩落防止策等の事業説明が一度も実施されていない。理由を示して下さい。</li> <li>82ha の広大な開発行為にも関わらずボーリング調査がスポットで3か所しか実施されていない。</li> <li>ボーリング調査地点近くの左岸斜面で、今年の豪雨で活動拠点の直上付近（北久保沢上流地点の盛土予定エリアで、幅最大49m長さ81mの滑動崩落があった。</li> <li>事業者が行なった、ボーリング調査のG1柱状図を見ると孔内水位が、1.2mと高く所見記事では、地下4.75mまで砂礫の崩積土と考えられ孔壁著しく崩れる。とあります 崩積土の下は約3m厚の礫混じりシルトとなっており、間近の崩落の様子に地下水位が高い地層に豪雨で盛土が耐え切れず、崩積土の崩落や、一挙に大規模な崩積すべりの危険性があり。大災害となる恐れがあります。</li> </ul>	<p>ておりませんが、広く一般に環境影響評価について公開し説明しております。</p> <p>当該地は過去に開発計画がありその時に実施したボーリングデータなど地質調査記録が多数あります。それらの十分なデータを踏まえ、更にその計画の工事で現況が変わった箇所をボーリング調査を再度行っています。</p> <p>崩積土周辺は過去の工事が途中で終わっており適切な状態ではないと考えております。</p> <p>現状を放置し続ければ、再度の災害発生の可能性があると考えており、適切に造成、排水しなければならぬものと判断しております。</p>

意見書 528

意見概要	事業者見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>県知事意見書事業計画について ウ 当該事業地内では斜面の崩壊が従前から認められていることから、現況を把握した上で、造成の工法や雨水の排水計画を検討すること。とあります。</li> <li>今年の豪雨で、北久保沢上流で地山の大きく崩壊があり、現在沢を堰き止めている。この崩壊し易い地盤に盛土すれば、間違いなく大規模崩壊の恐れがあります。また土砂災害があった場合の補償の明記無いので、造成計画の見直しを求めます。 (理由) 崩壊し易い地盤の上に約15mも盛土する事は、住民を危険にさらしまともな計画と言えない。 関東圏最大級の大きい造成を行う場合は、滑動崩落による災害の発生による影響を考慮し、事前に法面の安定性について工学的検討を加え安全性を確認しておくことが必要で、さらに必要に応じて滑動崩落防止対策を事前計画して下さい 地下水位が高いため地表水排除工、地下水排除工、滑動崩落を防止する「抑制工」と滑り抑制杭、グラウンドアンカー工等の構造物を設け滑動崩落を防ぐ「抑止工」など対策を講ずる計画図を提示して下さい。</li> <li>県知事の意見書 1. 事業計画について ア 造成（盛土・切土）計画については、複数案を示し、各案の項目別の評価など比較検討の根拠を明らかにすること。</li> </ul>	<p>実際の崩落箇所をボーリング調査し、それを踏まえ、埼玉県林地開発許可事務取扱要領及び道路土工盛り土工指針に基づき造成の設計、雨水排水計画を作成していることから、崩落を起こすことはないものと考えています。</p> <p>補償は事業者には責任があります。</p> <p>盛り土高5m毎に4m幅の小段を設け15m毎に10mの小段幅を設けて滑りの計算を平時、地震時の安全率を検証し確保しています。</p> <p>盛り土高30cm毎に転圧を行い土砂の締固めを行いポータブルコーン試験などで点検管理を行い、地山1:4以上の勾配がある斜面はベンチカット工法を行います。</p> <p>沢地形、湧水箇所などには、暗渠排水管を入れ、排水を行います。</p> <p>造成（盛土・切土）計画につきましては、土地造成計画（盛土・切土）の複数案検討を行い、①現地地形を最大限活かして切土を避ける案、②盛土・切土のバランスをとり土砂の搬入を最低限とする2つの案を作</p>

意見概要	事業者見解
<p>太陽光パネル配置と、赤道の位置及び赤道現況レベルと造成レベルの高低差が分かる図面。及び造成レベルと事業地周辺隣接地の新たに生ずる高低差が分かる図面を明示して下さい。また造成と赤道との整合性をどうするのか回答下さい (理由)</p> <p>事業地内に、数多くの赤道があるが、造成（盛土・切土）計画と赤道の関係が不明です。太陽エネルギーありきの大幅な林地改変では無く、赤道や隣接地への影響の少ない複数案の提示をして下さい、赤道の使用許可はとっているのか具体的に回答下さい。</p>	<p>成し、比較検討しました。その結果、②案を採用することにより、土砂搬入量を 953,500m<sup>3</sup> から 355,000m<sup>3</sup> と 6 割以上低減しました。これにより土砂の搬入車両台数の抑制に努め、交通量の増加による沿道環境悪化や CO<sub>2</sub> 排出量の増加などによる影響の低減に努めました。</p> <p>当該地に存する赤道上に太陽光パネルなどの通行の障害になるものを設置しません。</p> <p>また隣接地との間には残地森林幅おおよそ 30m を設けて影響を低減しています。さらに、境界からセットバックしてフェンスを設置します。</p>

### 意見書 529

意見概要	事業者見解
<p>・小川町と接する隣町の、「嵐山志賀の発電所」の最初の事業者である横浜の「テクノシステム」が 150 億の負債をかかえ倒産しました。現在は事業譲渡して清水建設㈱が事業者となっています。倒産要因は、自己資本が無いので外部資金を調達したり借金したりの自転車操業となり着工が遅れ売電価格の下落など、採算性が悪化して倒産の結果を招きました。</p> <p>小川町内の大塚では、5,6 年前に土砂採取条例で県の許可を取りソーラー発電所事業と称して、造成が始まり地山を大きく掘って、埼玉県富士見市の病院建設工事で発生した杭残土を埋めて、造成事業を終えると最初の事業者は、別の会社に事業を転売して現在盛土成形した箇所が何度も土砂崩壊で放置したままになって、地元住民泣き寝入り状態になっています。関係部署の小川町建設課に何度も申し入れしましたが、町も新しい事業者に申し入れしていますが(関係行政区の3地区で覚書もとっていました)未だ解決に至っていません。</p> <p>上記の様に最初の事業者は、建設残土受入れで利益をあげ、その後太陽光発電事業者に事業を譲渡して撤退すると言う事例が繰り返されないことを確約して下さい。</p> <p>小川町建設課管理の農業用水路も埋まったままで放置して年5,6年経過して事業を譲渡した事業者も、譲渡された事業者もいまだに、土砂崩壊の復旧工事にかかっています。</p> <p>以上の事から、倒産や事業譲渡で住民が泣き寝入りしない様な積立て担保制度を長期に渡る大規模事業なので、先進事例として担保して貰いたい。</p> <p>住民の生活に不安の無い、誠意ある回答をお願いします。</p> <p>「太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する検討の方向性」 参考資料(4月11日 資源エネルギー庁) 経済産業省 HP より</p>	<p>他事例については、事情はよく分かりかねますが、当該地は過去に開発計画があり工事途中で頓挫していますので、管理などの問題を抱えていた場所であると推測しております。本事業に関しましては、当社が責任をもって超長期に渡って事業を遂行します。</p> <p>またご要望があれば確約書の内容を協議し締結も可能です。</p> <p>廃棄費用の積み立ては事業者の義務になりますので、当然に行うこととしております。</p>

### 意見書 530

意見概要	事業者見解
<p>・私は自然豊かで美しい小川町が大好きです。本事業計画地域に残土を持ち込まないで下さい。メガソーラーを建</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠</p>

意見概要	事業者見解
設しないで下さい。事業の全面中止を求めます。	実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。

### 意見書 531

意見概要	事業者見解
<p>・私は小川町在住の柴崎です。さいたま小川メガソーラーの計画を知りご連絡します。</p> <p>本事業計画地域に残土を持ち込まないでください。メガソーラーを建設しないでください。事業の全面中止を求めます。</p> <p>自然エネルギーの利用自体を反対するものではありませんが、山の斜面のソーラーは地表がむき出しになり、土砂崩れや砂埃が出ます。著しく景観を損ないます。四ツ山やカインズ横の東武東上線沿線を見れば誰でも、子供でもひどいことになっているとわかります。近隣他のメガソーラーも接道状況を見れば、ゴミ捨て場と化しまるで廃道の様です。作って終わり。その後の維持メンテナンスは考慮されていないのが実情です。</p> <p>その上、あえて自然豊かな森林を伐採して、平地と比べ発電効率が落ちるため有効活用とは言えません。なぜこの場所か</p> <p>導入するのであれば、環境と共生する方法を考えるなど、地域住民の賛同を得る努力を事業者が行うべきです。</p> <p>父が鶴ヶ島市で養命酒工場の跡地にソーラー施設を建設した際に住民側の代表で事業者対応しましたが、共に円満に事業開始しており理想的です。良ければ確認してください。</p> <p>だまし討は事業者、行政共に、将来に禍根を残します。</p> <p>ぜひ地域住民に丁寧な対応をおねがいします。よろしく願いいたします。</p>	<p>平地の利点は、主に設備設置が容易であることと考えております。発電効率で言えば、斜面は平地に決して劣るものではありません。</p> <p>本事業において、対象事業実施区域を選定した理由は、埼玉県が日照時間が比較的長く太陽光発電事業に適した土地柄であることがあげられます。</p> <p>また、土地の価格は高い方かと思われませんが、それを補うほどインフラも整っております。</p> <p>当該地は過去に開発計画があり工事途中で頓挫して何十年も放置されるなど、問題を抱えていた場所ではありますが、行政、土地所有者の方に事業について何年もお話させていただいて、お譲りいただきました。</p>

### 意見書 532

意見概要	事業者見解
<p>・私は小川町の有機野菜が大好きです。残土持ち込みによっても放射線量が上がってしまったら有機野菜を作る人は減っていくことはないでしょうか。この町の特性を失ってまで行う事業とは思えません。</p>	<p>土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。</p> <p>また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。地域の方々のご心配の指摘がございましたので、それにお応えすべく、土壌汚染調査においては、空間線量率の計測も行うことといたしました。</p> <p>環境監視の結果、本事業の実施により、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適正所要の対策を講じることとします。</p>

### 意見書 533

意見概要	事業者見解
<p>・原発反対の立場から太陽光利用のソーラーパネル建設は良いと思いますが、環境をこわしてまでもでは反対します。</p>	<p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じご理解を賜るよう努めてまいります。</p>

### 意見書 534

意見概要	事業者見解
<p>・私は一人の県民として、お互いが気持ちよく暮らせたらと考えています。</p> <p>会社の方も、県職員の方も各々お立場あるかと存じますがどうぞ目を通していただき、より良い選択をしていただけたらと切に願います。</p> <p>どうぞ、よろしく願います。</p> <p>資源エネルギー庁「事業計画ガイドライン」  <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf</a></p> <p>SDGs アクションプラン 2021  <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/effort/index.html">https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/effort/index.html</a></p> <p>埼玉県レッドデータ  <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/red/reddatebook2018.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/red/reddatebook2018.html</a></p>	<p>ご提供いただいた内容につきまして、参考にさせていただきますと考えております。</p> <p>地域の方々の小川町の自然に対する思いを真摯に受け止め、今後、保全措置など環境配慮のための対策の誠実な履行を通じ、信頼を賜るよう努めてまいります。</p>